各国知的財産関連法令
TRIPS協定整合性分析調査

# 『国際知財制度研究会』報告書

## （令和四年度）

2023年 3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

# 『国際知財制度研究会』（令和四年度）委員名簿

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 高倉　成男 | 明治大学　名誉教授 |
| 副委員長 | 鈴木　將文 | 名古屋大学　大学院法学研究科　教授 |
| 委　員 | 粟津　卓郎 | シティユーワ法律事務所　弁護士 |
| 委　員 | 飯田　陽介 | トヨタ自動車株式会社　知的財産部長 |
| 委　員 | 伊藤　一頼 | 東京大学　大学院法学政治学研究科　教授 |
| 委　員 | 伊藤　透 | ソニー知的財産サービス株式会社　代表取締役社長 |
| 委　員 | 岡田　羊祐 | 一橋大学　大学院経済学研究科　教授 |
| 委　員 | 奥村　浩也 | 武田薬品工業株式会社　グローバル知的財産ヘッド |
| 委　員 | 川合　弘造 | 西村あさひ法律事務所　弁護士 |
| 委　員 | 北村　朋史 | 東京大学　大学院総合文化研究科　准教授 |
| 委　員 | 佐久間　直子 | 富士フイルム株式会社　知的財産本部長 |
| 委　員 | 真竹　秀樹 | キヤノン株式会社　執行役員　知的財産法務本部　副本部長 |
| 委　員 | 滝澤　紗矢子 | 東京大学　大学院法学政治学研究科　教授 |
| 委　員 | 田村　善之 | 東京大学　大学院法学政治学研究科　教授 |
| 委　員 | 藤井　光夫 | 日本製薬工業協会　知的財産部長 |
| 委　員 | 渕　麻依子 | 神奈川大学法学部　准教授 |
| 委　員 | 山根　裕子 | 政策研究大学院大学　名誉教授 |

| | | |
|---|---|---|
| ＜ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ＞ | 安川　聡 | 経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際知財制度調整官 |
| | 北中　忠 | 経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官補佐 |
| | 佐藤　佑美 | 経済産業省 通商政策局 通商機構部 係長 |
| | 藤田　和英 | 特許庁 総務部 国際政策課 国際制度企画官 |
| | 久々宇　篤志 | 特許庁 総務部 国際政策課 課長補佐 |
| | 小野　隆史 | 特許庁 総務部 国際政策課 国際機構第一係長 |

| | | |
|---|---|---|
| ＜事務局＞ | 小林　徹 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 常務理事 |
| | 大屋　静男 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究部長 |
| | 安立　幸司 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員 |
| | 井手　李咲 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員 |
| | 引地　麻由子 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員 |
| | 高井　康好 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員 |
| | 岡坂　和遵 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員 |
| | 内田　剛 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員 |
| | 森田　智絵 | 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員 |

石 本　　愛 美　　一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員
坂 治　　深 雪　　一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員

**第１章 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査 ..... 2**
I. 医薬品を巡る最近の議論の状況（新型コロナウイルス感染症を巡る知財制度の動向を含む） ..... 2
II. 各国際機関（WTO、WHO、WIPO）における主なパンデミック対応（WTO閣僚宣言におけるパンデミック対応、WHOにおけるパンデミック条約及び国際保健規則（IHR: INTERNATIONAL HEALTH REGULATIONS）改正の検討状況、WIPOのIPランドスケープ等の取組を含む） ..... 75
III. WIPO、WTO/TRIPS理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況 ..... 106
**第２章 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査 ..... 215**
I. 近年のRTAにおける知財章以外の知財関連規定の比較 ..... 215
**第３章 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査 ..... 379**
I. ロシア・ウクライナ情勢を巡る知財関連問題に関連する条約・協定（TRIPS協定、日露投資協定等）、主要国の法制度等の分析 ..... 379
**第４章 国際知財制度研究会まとめ ..... 467**
I. はじめに ..... 467
II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況 ..... 467
III. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況 ..... 467
IV. 各国における知的財産制度を巡る状況 ..... 468
V. むすび ..... 468

**附属資料１ 海外調査報告書 ..... 1**
**附属資料２ 海外調査報告書（日本語訳） ..... 39**
**附属資料３ ロシア並行輸入品リスト ..... 73**
**附属資料４ ロシアの措置に関連すると考えられるロシアの投資関係の条約 ..... 91**

## はじめに

本報告書は、令和四年度『国際知財制度研究会』において検討を行った事項についてとりまとめたものである。

今年度の研究会では、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について議論を行った。

第一に、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関して、第 1 章 I の「医薬品を巡る最近の議論の状況」においては、新型コロナウイルス感染症を巡る知財制度の動向、インド及び南アフリカによる TRIPS 協定上の一部の義務の免除の提案、医薬品を巡る最近の議論の状況について検討した。同 II の「各国際機関（WTO、WHO、WIPO）における主なパンデミック対応」においては、主として、パンデミックに関連する WTO 閣僚宣言、WHO におけるパンデミック条約、及び国際保健規則改正、WTO/WHO/WIPO 三者共同の取り組みについて、その問題点や我が国がとるべき対応等について議論を行った。同 III の「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」においては、TRIPS 理事会、及び WIPO における議論の動向、WTO 紛争案件について議論を行った。

第二に、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関して、第 2 章 I の「近年の RTA における知財章以外の知財関連規定の比較」においては、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP の投資章、電子商取引章、紛争解決章、例外及び一般規定章をそれぞれ比較分析した。

第三に、各国における知的財産制度を巡る状況に関して、第 3 章 I の「ロシア・ウクライナ情勢を巡る知財関連問題に関連する条約・協定（TRIPS 協定、日露投資協定等）、主要国の法制度等の分析」においては、安全保障に関連する TRIPS 協定、ロシアが知的財産制度関連で講じている措置とその影響、及びロシアの投資関係の条約等を分析した。

なお、本報告書は研究会における討議を踏まえて作成されたものであるが、執筆者名の表記がある部分については執筆者が記載したものである。

# 第１章 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

## I. 医薬品を巡る最近の議論の状況（新型コロナウイルス感染症を巡る知財制度の動向を含む）

### １．はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が、世界的に拡大し、地球規模で重大な社会問題となっている。

治療薬及びワクチンが感染の早期収束と経済回復の鍵を握ると考えられるところ、世界保健機関（WHO）による、新型コロナウイルス感染症についての「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の宣言（2020 年 1 月 30 日）、「新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせる」との表明（2020 年 3 月 11 日）後、日米欧等の新薬メーカーが COVID-19 の治療薬及びワクチンの迅速な研究開発に取り組み、グローバルに流通することとなった mRNA ワクチンである COVID-19 ワクチン（ファイザー社／ビオンテック社、モデルナ社）が 2020 年末に世界で最初に承認され、経口 COVID-19 治療薬（メルク社、ファイザー社）も 2021 年に世界で最初に承認された。製品化されたワクチン、治療薬は、世界中に速やかに供給できるような体制が求められており、国内外で種々のパートナーシップ等を通じた企業の取り組みが講じられている。

一方で、特に途上国においては、価格も含めて治療薬及びワクチンをどのように供給していくかが大きな課題となってきた。

知的財産の側面からも、本問題について国際機関ならびに各国で議論されており、それらの議論を紹介する。

### ２．COVID-19

#### （１）感染状況

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者数は 2023 年 3 月 3 日現在、世界で 6 億 7,569 万人を上回り、死者数は 687 万人を上回ると報告されている。また、ワクチン接種回数は 133 億回を超えている[1]。世界的に感染が拡大し、世界各国の経済活動や社会活動を麻痺させ、地球規模で重大な社会問題となっている。日本においても陽性者数は 33,230,544 人、死者数は 72,573 人、1 回以上ワクチン接種者は 104,669,027 人となっている[2] [3]。

---

[1] ジョンズ・ホプキンス大学 COVID-19 Dashboard (March 3, 2023)
https://gisanddata maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index html#/bda7594740fd40299423467b48e9ecf6
（本報告書で引用するウェブサイトは全て 2023 年 3 月 3 日アクセス。以降この言及は省略する。）

[2] データからわかる －新型コロナウイルス感染症情報－（厚生労働省ウェブサイト）
https://covid19.mhlw.go.jp

[3] 新型コロナワクチンについて（首相官邸ウェブサイト）
https://www kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine html

なお、WHO のテドロス事務局長は 2022 年 9 月 14 日に、新型コロナウイルスによるパンデミックについて「終わりが視野に入ってきた」と述べており[4]、米国バイデン大統領は 2022 年 9 月 18 日に「パンデミックは終わった。依然として新型コロナの問題を抱えており取り組むべきことは多いが、パンデミックは終わった（The pandemic is over.　We still have a problem with Covid, we're still doing a lot of work on it … but the pandemic is over.）」と述べているが、専門家からは時期尚早であるとの意見もある[5]。2023 年 1 月 27 日の国際保健規則 (2005) (IHR)の第 14 回会合において、WHO のテドロス事務局長は、委員会の提示した助言に同意し、COVID-19 が引き続き国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると決定した[6]。

### （2）ワクチンを巡る動向

WHO の 2023 年 2 月 21 日時点のまとめによると、臨床試験に入っている COVID-19 ワクチン候補は 180 種類ある。このほかに 199 種類が前臨床の段階にある[7]。

現在、日本で「薬事承認され、予防接種法に基づいて接種できるワクチン」には、ファイザー社のワクチン（新型コロナウイルスワクチン、オミクロン株対応 2 価ワクチン）、モデルナ社のワクチン（新型コロナウイルスワクチン（2023 年 2 月 11 日で接種終了）、オミクロン株対応 2 価ワクチン）、ノババックス社のワクチン（新型コロナウイルスワクチン）、アストラゼネカ社のワクチン（新型コロナウイルスワクチン（2022 年 9 月 30 日で接種終了））があり、日本で「薬事承認されたワクチン」には、ヤンセンファーマ社（ジョンソン・エンド・ジョンソン社の医薬品部門）のワクチン（新型コロナウイルスワクチン）がある[8]。

米ファイザーと独ビオンテックの mRNA ワクチン「コミナティ筋注（一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)）」は、2020 年 7 月より第 2/3 相試験を始めた。2020 年 11 月には第 3 相試験の良好な中間解析結果が発表され、同月緊急使用について申請を行い、英国では 2020 年 12 月 2 日に承認された。その後、米国及び欧州でも

---

[4] WHO 事務局長、コロナ禍「終わりが視野に」（2022 年 9 月 15 日　日本経済新聞電子版）
https://www nikkei.com/article/DGXZQOGR14DPV0U2A910C2000000/

[5] Biden Draws Criticism for Saying Covid-19 PandemicIs Over (Wall Street Journal, September 19, 2022)
https://www.wsj.com/articles/biden-draws-criticism-for-saying-pandemic-is-over-11663601633

[6] Statement on the fourteenth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COID-19) pamdemic (January 30, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/30-01-2023-statement-on-the-fourteenth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[7] WHO ウェブサイト
https://www.who.int/publications/m/item/draft-landscape-of-covid-19-candidate-vaccines

[8] 新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性について（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei html

承認され、接種が始まった。日本でも 2021 年 2 月 14 日に承認され（16 歳以上）[9]、同 17 日から接種が始まった[10]。2021 年 5 月 31 日に投与対象が 12 歳以上に拡大された[11]。2022 年 1 月 21 日に小児用（コミナティ筋注 5～11 歳用）[12]、2022 年 10 月 5 日に 6 ヶ月～4 歳用（コミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用）が承認された[13]。

2021 年 11 月 11 日に追加接種（18 歳以上）について特例承認を受けた[14]。2022 年 3 月 25 日に投与対象が 12 歳以上に拡大された[15]。2022 年 8 月 30 日に小児用（コミナティ筋注 5～11 歳用）についても追加接種の特例承認を受けた[16]。

さらに、2 価ワクチン（起源株及びオミクロン株 BA.1（2022 年 9 月 1 日に欧州医薬品委員会から肯定的な意見を受領[17]））が 2022 年 8 月 8 日に承認事項一部変更申請され、2022 年 9 月 12 日に承認された[18]。

2 価ワクチン（起源株及びオミクロン株 BA.4/BA.5（米国で 2022 年 8 月 31 日に緊急使用許可取得[19]））が 2022 年 9 月 13 日に承認事項一部変更申請され、2022 年 10 月 5 日に承認された[20]。2022 年 10 月 13 日に 5～11 歳用の 2 価ワクチン（起源株及びオミクロン株 BA.4/BA.5）について承認事項一部変更申請され[21]、2023 年 2 月 28 日に承認された[22]。

米モデルナの mRNA ワクチン「スパイクバックス筋注（一般名：コロナウイルス修飾ウ

---

[9] 新医薬品として承認された医薬品について（厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課 事務連絡 令和 3 年 2 月 14 日）

[10] 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（厚生労働省発健 0216 第 2 号 2021 年 2 月 16 日）
https://www mhlw.go.jp/content/000739551.pdf

[11] ファイザー社プレスリリース（2021 年 5 月 31 日）
https://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/press/2021/2021_05_31 html

[12] 新型コロナウイルスワクチンの特例承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 1 月 21 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000884203.pdf

[13] 新型コロナウイルスワクチンの特例承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 10 月 5 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000997683.pdf

[14] 新型コロナウイルスワクチンの特例承認について（厚生労働省プレスリリース 2021 年 11 月 11 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000851768.pdf

[15] 新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性について（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei html

[16] コミナティ筋注 5～11 歳用の用法・用量追加承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 8 月 30 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000982181.pdf

[17] ファイザー社プレスリリース（2022 年 9 月 1 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-and-biontech-receive-positive-chmp-opinion-omicron

[18] オミクロン株対応ワクチンの効能・効果、用法・用量の一部変更承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 9 月 12 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000989344.pdf

[19] ファイザー社プレスリリース（2022 年 8 月 31 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-and-biontech-granted-fda-emergency-use-authorization

[20] 新型コロナウイルスワクチンの特例承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 10 月 5 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000997683.pdf

[21] ファイザー社プレスリリース（2022 年 10 月 13 日）
https://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/press/2022/2022-10-13 html

[22] 新型コロナワクチンの有効性・安全性について（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei html

リジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2））」は 2020 年 7 月に第 3 相試験を開始し、11 月には米ファイザーと同様に、良好な暫定的評価分析が発表され、同様に緊急使用について申請を行い、2020 年 12 月に米国、2021 年 1 月に欧州及び英国で承認された。日本では武田薬品が開発を担当し、2021 年 5 月 21 日に承認（18 歳以上）され[23]、同 24 日から接種が始まった[24]。2021 年 8 月 3 日に投与対象が 12 歳以上に拡大された[25]。

2021 年 12 月 16 日に追加接種（18 歳以上）について特例承認を受けた[26]。

その後、2022 年 8 月 1 日に製造販売承認は武田薬品からモデルナジャパンに承継された[27]。

2 価ワクチン mRNA-1273.214（起源株及びオミクロン株 BA.1（英国で 2022 年 8 月 15 日に条件付き承認取得[28]））が 2022 年 8 月 10 日に申請され、2022 年 9 月 12 日に承認（18 歳以上）された[29]。

2 価ワクチン mRNA-1273.222（起源株及びオミクロン株 BA.4/BA.5（米国で 2022 年 8 月 31 日に緊急使用許可を取得[30]）が 2022 年 10 月 5 日に申請され[31]、2022 年 11 月 1 日に承認された（18 歳以上）[32]。

その後、従来株（1 価）ワクチン、オミクロン株（BA.1、BA.4/BA.5）対応ワクチン（2 価）について、2022 年 12 月 13 日に投与対象が 12 歳以上に拡大され[33]、さらに 2023 年 2 月 9 日に投与対象を 6 歳以上に拡大する申請が行われた[34]。

英アストラゼネカとオックスフォード大が共同開発したアデノウイルスベクターワク

---

[23] 新医薬品として承認された医薬品について（厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課 事務連絡 令和 3 年 5 月 21 日）

[24] 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について（厚生労働省発健 0521 第 2 号 2021 年 5 月 21 日）
https://www mhlw.go.jp/content/000783172.pdf

[25] 新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性について（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei html

[26] 新型コロナウイルスワクチンの特例承認について（厚生労働省プレスリリース 2021 年 12 月 16 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000867639.pdf

[27] モデルナ社プレスリリース（2022 年 8 月 1 日）
https://assets modernatx.com/m/256ca324a110a42/original/202281----------.pdf

[28] モデルナ社プレスリリース（2022 年 8 月 15 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Medicines-and-Healthcare-Products-Regulatory-Agency-MHRA-Authorizes-Modernas-Omicron-Containing-Bivalent-Booster-in-the-UK-2022.pdf

[29] オミクロン株対応ワクチンの効能・効果、用法・用量の一部変更承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 9 月 12 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000989344.pdf

[30] モデルナ社プレスリリース（2022 年 8 月 31 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Moderna-Receives-FDA-Authorization-for-Emergency-Use-of-Omicron-Targeting-Bivalent-COVID-19-Booster-Vaccine-for-Adults-18-Years-and-O-62NDX.pdf

[31] モデルナ社プレスリリース（2022 年 10 月 5 日）
https://assets modernatx.com/m/2b43b2b9297f8cd3/original/20221005_2-mRNA-1273-222-_Final.pdf

[32] 新型コロナウイルスワクチンの特例承認について（厚生労働省プレスリリース 2022 年 11 月 1 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/001007784.pdf

[33] モデルナ社プレスリリース（2022 年 12 月 12 日）
https://assets modernatx.com/m/d9a3729fb642522/original/20221212_---12_17.pdf

[34] モデルナ社プレスリリース（2023 年 2 月 9 日）
https://assets modernatx.com/m/4643c122c7e2ef0c/original/-COVID-19.pdf

チン「AZD1222」は、2020 年 9 月に英国の P3 試験で被験者 1 人が原因不明の症状を発症し、試験が一時中断されたが、再開後の 11 月には良好な結果が得られたと発表された。2020 年 12 月末に英国で承認され、欧州では 2021 年 1 月に承認された。日本では 2021 年 2 月に承認申請され、2021 年 5 月 21 日に承認された[35]。本ワクチンについては、欧州で接種後に血栓ができる事例が確認されていることから、厚生労働省は当面は公的な接種を見送ると決定した。その後、2021 年 8 月 3 日から原則 40 歳以上を対象とする接種に適用され[36]、同 23 日から接種が始まった[37]。本ワクチンについては、JCR ファーマ[38]が製造し、バイアル充填や包装などは第一三共[39]と KM バイオロジクス[40]が行い、国内で生産された。しかしながら、2022 年 9 月 30 日、厚生労働省により供用終了がアナウンスされた[41]。

米ノババックスが開発する組み換えタンパクワクチン「ヌバキソビッド（NVX-CoV2373）」は 2021 年 12 月 20 日に欧州で承認された[42]。2022 年 1 月 31 日に米国で承認申請を行った[43]。日本での開発は武田薬品が行い 2021 年 2 月に第 1/2 相試験を開始し[44]、12 月 16 日に承認申請を行い、2022 年 4 月 19 日に承認された（18 歳以上）[45]。厚生労働省は 2021 年 9 月に 1 億 5,000 万回分の供給契約を締結し、順次活用していたが、2023 年 2 月までの約 824 万回の供給を受けたところで残りの供給をキャンセルすることに合意した[46]。また、2023 年 2 月 28 日に薬事承認上の追加免疫の対象が 12 歳以上に拡大された[47]。

---

35 新医薬品として承認された医薬品について（厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課 事務連絡 令和 3 年 5 月 21 日）

36 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について（厚生労働省発健 0802 第 2 号 2021 年 8 月 2 日）
https://www mhlw.go.jp/content/000816047.pdf

37 アストラ製接種、今日開始 40～50 代の重症化抑制急ぐ（日本経済新聞電子版 2021 年 8 月 23 日）
https://www nikkei.com/article/DGXZQOCC1976G0Z10C21A8000000/?n_cid=NMAIL007_20210823_A&unlock=1

38 JCR ファーマ株式会社プレスリリース（2020 年 12 月 30 日）
https://ssl4.eir-parts net/doc/4552/tdnet/1916647/00.pdf

39 第一三共株式会社プレスリリース（2021 年 3 月 12 日）
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202103/20210312_J1.pdf

40 KM バイオロジクス株式会社プレスリリース（2021 年 3 月 19 日）
https://www kmbiologics.com/corporate/news/2021/pdf/20210319_01.pdf

41 厚生労働省プレスリリース（2022 年 9 月 30 日）
https://www mhlw.go.jp/content/10906000/000995820.pdf

42 ノババックス社プレスリリース（2021 年 12 月 20 日）
https://ir novavax.com/2021-12-20-European-Commission-Grants-Conditional-Marketing-Authorization-for-Novavax-COVID-19-Vaccine

43 ノババックス社プレスリリース（2022 年 1 月 31 日）
https://ir novavax.com/2022-01-31-Novavax-Submits-Request-to-the-U-S-FDA-for-Emergency-Use-Authorization-of-COVID-19-Vaccine

44 武田薬品工業株式会社プレスリリース（2021 年 2 月 24 日）
https://www.takeda.com/jp/newsroom/newsreleases/2021/20210224-8241/

45 武田薬品工業株式会社プレスリリース（2022 年 4 月 19 日）
https://www.takeda.com/jp/newsroom/newsreleases/2022/20220419_8324/

46 厚生労働省プレスリリース（2023 年 2 月 10 日）
https://www mhlw.go.jp/content/10906000/001056555.pdf

47 新型コロナワクチンの有効性・安全性について（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei html

ヤンセンファーマ社（ジョンソン・エンド・ジョンソン社の医薬品部門）は、1 回接種新型コロナウイルス感染症予防ワクチン「ジェコビデン筋注」を 2021 年 5 月 24 日に承認申請を行い[48]、2022 年 6 月 20 日に承認された[49]。

国内での臨床試験については、以下の動きがある。

大阪大とアンジェスが共同開発する DNA ワクチン「AG0301-COVID19」は、第 2/3 相試験を行ったが[50]、主要指標である液性免疫において期待する効果を得ることができなかった。また、予防効果が高いワクチン開発のため、第 1/2 相試験を 2021 年 8 月に開始した[51]高用量製剤に注力するとしていたが[52]、2022 年 9 月 7 日に武漢型向け DNA ワクチンの開発中止を決定し、変異株（オミクロン BA.5 等）にも有効な改良型 DNA ワクチン及びその経鼻投与製剤の研究開発決定を発表した[53]。

塩野義製薬は組み換えタンパクワクチン「S-268019」の開発を行っており、2020 年 12 月に第 1/2 相試験を開始した[54]。中和抗体価が十分高まらなかったため、アジュバントを変更した新製剤で 2021 年 8 月に新たな第 1/2 相試験を開始し[55]、2021 年 10 月 20 日に第 2/3 相試験を開始した[56]。2021 年 12 月 27 日、グローバル第 3 相試験開始した[57]。2022 年 5 月 16 日に青少年（12～19 歳）を対象とした国内第 2/3 相試験を開始し[58]、2022 年 7 月 19 日に小児（5～11 歳）を対象とした国内第 1/2/3 相試験を開始し[59]、2022 年 7 月 26 日に 60 歳以上を対象とした 4 回目接種試験を開始した[60]。2022 年 11 月 24 日に製造販売承認申請が行わ

---

48 ヤンセンファーマ株式会社プレスリリース（2021 年 5 月 24 日）
https://www.janssen.com/japan/press-release/20210524
49 ヤンセンファーマ株式会社プレスリリース（2022 年 6 月 20 日）
https://www.janssen.com/japan/press-release/20220620
50 アンジェス社ウェブサイト
https://www.anges.co.jp/progress/
51 アンジェス社プレスリリース（2021 年 8 月 17 日）
https://www.anges.co.jp/pdf_news/public/QVKyShgFmbUEZ2P2ExojV8NrOxI9EWWe.pdf
52 アンジェス社プレスリリース（2021 年 11 月 5 日）
https://www.anges.co.jp/pdf_news/public/YuBbtiRGK5R9o88o4TbmUsKKHAkZmLXC.pdf
53 アンジェス社プレスリリース（2022 年 9 月 7 日）
https://www.anges.co.jp/pdf_news/public/4cjqfdo3gHfLGBHdPZqaUSLCKvq3WZQN.pdf
54 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2020 年 12 月 16 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2020/12/201216.pdf
55 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2021 年 8 月 24 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2021/08/210824.pdf
56 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2021 年 10 月 21 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2021/10/211021%20(1).pdf
57 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2021 年 12 月 27 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2021/12/211227.pdf
58 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 5 月 16 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/05/220516_1.pdf
59 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 7 月 19 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/07/20220719.pdf
60 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 7 月 26 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/07/20220726.pdf

れた[61]。

第一三共は、mRNA ワクチン「DS-5670」の開発を行っており、2021 年 3 月に第 1/2 相試験を開始した[62]。2022 年度中の実用化を目指し、2021 年 11 月から第 2 相試験を開始し、2021 年度内の第 3 相試験開始を予定していることをアナウンスした[63]。また、2022 年 1 月 31 日に、追加投与によるブースター効果を検討する国内試験を開始したことをアナウンスした[64]。2023 年 1 月 13 日、mRNA ワクチン「DS-5670」について、COVID-19 の予防に係る追加免疫の国内製造承認申請を行ったことをアナウンスした[65]。

KM バイオロジクスは、不活化ワクチン「KD-414」の開発を行っており、2021 年 3 月に第 1/2 相試験を開始し[66]、2022 年度の実用化を計画していることをアナウンスした[67]。2021 年 10 月 22 日に第 2/3 相試験[68]、2022 年 4 月 28 日に国内小児第 2/3 相試験、2022 年 4 月 30 日に第 3 相試験（国際共同）[69]、2023 年 1 月 31 日に国内小児第 3 相試験[70]を開始した。

ID ファーマは、センダイウイルスベクターワクチン「IRO-203」の経鼻投与の非臨床試験を行っており、2021 年 10 月 22 日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構と治験相談を開始した旨のプレスリリースを行っている[71]。2022 年 1 月 14 日、センダイウイルスベクターワクチン「IRO-203」の経鼻接種によるブースターとして臨床試験計画を進めることを発表した[72]。

VLP Therapeutics Japan は、レプリコン（次世代 mRNA）ワクチンの開発を行っており、

---

[61] 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 11 月 24 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/11/j_S-268019_20221124.pdf
[62] 第一三共株式会社プレスリリース（2021 年 3 月 22 日）
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202103/20210322_J1.pdf
[63] 第一三共株式会社プレスリリース（2021 年 11 月 17 日）
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202111/20211117_J.pdf
[64] 第一三共株式会社プレスリリース（2022 年 1 月 31 日）
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202201/20220131_J.pdf
[65] 第一三共株式会社プレスリリース（2023 年 1 月 13 日）
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202301/20230113_J.pdf
[66] KM バイオロジクス株式会社プレスリリース（2021 年 3 月 22 日）
https://www kmbiologics.com/corporate/news/2021/pdf/20210322_01.pdf
[67] KM バイオロジクス株式会社プレスリリース（2021 年 9 月 21 日）
https://www kmbiologics.com/corporate/news/2021/pdf/20210921_01.pdf
[68] KM バイオロジクス株式会社プレスリリース（2021 年 10 月 22 日）
https://www kmbiologics.com/corporate/news/2021/pdf/20211022_01.pdf
[69] KM バイオロジクス株式会社プレスリリース（2022 年 5 月 9 日）
https://www kmbiologics.com/corporate/news/2022/pdf/20220509_01.pdf
[70] KM バイオロジクス株式会社プレスリリース（2023 年 1 月 31 日）
https://www kmbiologics.com/corporate/news/2023/pdf/20230131_01.pdf
[71] 株式会社アイロムグループ（株式会社 ID ファーム親会社）プレスリリース（2021 年 10 月 22 日）
https://www.iromgroup.co.jp/wp-content/uploads/2021/10/20211022_1_851140.pdf
[72] 株式会社アイロムグループ（株式会社 ID ファーム親会社）プレスリリース（2022 年 1 月 14 日）
https://www.iromgroup.co.jp/wp-content/uploads/2022/01/20220114_1_593864.pdf

2022 年の承認申請を計画していた[73]。2021 年 10 月に第 1 相臨床試験を開始した[74]。原薬製造はタカラバイオが行う[75]。2022 年 9 月 29 日、国内第 2 相臨床試験開始をアナウンスした[76]。

田辺三菱製薬は、カナダ子会社メディカゴ社が開発する植物由来の新型コロナウイルスワクチン「コビフェンツ (MT-2766)」について 2021 年 10 月 2 日から日本国内で治験を始め、2022 年 3 月までの製造承認申請を目指していた[77]。田辺三菱製薬は、メディカゴ社が 2021 年 12 月にカナダで「コビフェンツ (MT-2766)」の承認申請を行い[78]、2022 年 2 月 24 日に承認取得をしたとアナウンスした[79]。しかしながら、2023 年 2 月 3 日、田辺三菱製薬の親会社である三菱ケミカルグループ株式会社は、新型コロナウイルスワクチンの世界的需要と商用規模生産の移行への課題を包括的に検討し、コビフェンツの商用化を断念したことをアナウンスした[80]。

### （3）治療薬を巡る動向

厚生労働省ウェブサイトによると、2022 年 11 月 29 日現在、日本で承認された治療薬は以下の 10 医薬品である[81]。

(1) 抗ウイルス薬であるレムデシビル（米ギリアド・サイエンシズ、製品名：ベクルリー、2020 年 5 月 7 日特例承認）、

(2) 抗炎症薬であるデキサメタゾン（万有製薬が日医工に譲渡、製品名：デカドロン、重症感染症や間質性肺炎などの薬として国内承認取得済）、

(3) ヤヌスキナーゼ阻害薬であるバリシチニブ（イーライリリー、製品名：オルミエント、レムデシビルとの併用について 2021 年 4 月 23 日承認）、

(4) カシリビマブ・イムデビマブ（中外製薬、製品名：ロナプリーブ、軽度から中等度の COVID-19 治療薬として 2021 年 7 月 19 日特例承認、また、2021 年 11 月 5 日に COVID-19 予防薬、及び無症状の感染者に対する治療薬として適用拡大承認、皮下投与の用法追加承

---

[73] VLP Therapeutics Japan 合同会社プレスリリース（2021 年 8 月 20 日）
https://vlptherapeutics.co.jp/wp-content/uploads/2021/08/vlptherapeutics.co.jp-20210820_194525_840929.pdf

[74] VLP Therapeutics Japan 合同会社プレスリリース（2021 年 10 月 12 日）
https://vlptherapeutics.co.jp/wp-content/uploads/2021/10/vlptherapeutics.co.jp-20211012_103844_756841.pdf

[75] VLP Therapeutics Japan 合同会社プレスリリース（2021 年 11 月 4 日）
https://vlptherapeutics.co.jp/wp-content/uploads/2021/11/vlptherapeutics.co.jp-20211104_110920_916620.pdf

[76] VLP Therapeutics Japan 合同会社プレスリリース（2022 年 9 月 29 日）
https://vlptherapeutics.co.jp/press/4245/

[77] 田辺三菱製薬株式会社プレスリリース（2021 年 9 月 30 日）
https://www mt-pharma.co.jp/news/assets/pdf/MTPC210930.pdf

[78] 田辺三菱製薬株式会社プレスリリース（2021 年 12 月 17 日）
https://www mt-pharma.co.jp/news/assets/pdf/MTPC211217.pdf

[79] 田辺三菱製薬株式会社プレスリリース（2022 年 2 月 24 日）
https://www mt-pharma.co.jp/news/assets/pdf/MTPC220224.pdf

[80] 三菱ケミカルグループ株式会社プレスリリース（2023 年 2 月 3 日）
https://www mcgc.com/news_release/pdf/01467/01707.pdf

[81] 承認済の新型コロナウイルス治療薬（令和 4 年 11 月 29 日）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/content/10900000/001024113.pdf

認[82]）、

(5) ソトロビマブ（グラクソ・スミスクライン、製品名：ゼビュディ、2021 年 9 月 27 日特例承認）、

(6) モルヌピラビル（MSD、製品名：ラゲプリオ、2021 年 12 月 24 日特例承認）、

(7) トシリズマブ（中外製薬、製品名：アクテムラ）：

重症 COVID-19 治療薬として 2021 年 12 月 8 日に欧州で承認（適応拡大承認）された。欧州医薬品委員会（CHMP）による承認勧告からわずか数時間後の承認であり、COVID-19 による公衆衛生上の非常事態において、治療選択肢の候補としての緊急性を反映したものであるといわれている[83]。また、2021 年 12 月 13 日に日本で COVID-19 肺炎に対する適応拡大申請が行われ[84]、2022 年 1 月 21 日に酸素投与を要する患者に限定して承認された[85]。

(8) ニルマトレルビル/リトナビル（ファイザー、製品名：パキロビッドパック（海外名 パクスロビド）、2022 年 2 月 10 日特例承認）

(9) チキサゲビマブ・シルガビマブ（アストラゼネカ、製品名：エバシェルド筋注セット、2022 年 8 月 30 日特例承認）

(10) エンシトレルビル（塩野義製薬、製品名：ゾコーバ錠）：第 1 相試験を 2021 年 7 月に開始し[86]、2021 年 9 月 27 日に第 2/3 相試験を開始した[87]。2022 年 2 月 25 日、日本国内における条件付き早期承認申請制度の適用を希望する製造販売承認申請が行われ[88]、2022 年 11 月 22 日に、緊急承認制度（医薬品医療機器等法第 14 条の 2 の 2）に基づく製造販売承認が行われた[89]。

ファビピラビル（富士フイルム富山化学、製品名：アビガン）は 2020 年 10 月 16 日に承認申請されていたが、国内臨床第 3 相試験のデータ解析で有意な結果が得られていないことを確認し、COVID-19 を対象とした開発を中止し、COVID-19 に係る効能・効果などを追加する製造販売承認事項一部変更承認申請の取り下げを行うことが 2022 年 10 月 14 日に

---

[82] 中外製薬プレスリリース（2021 年 11 月 5 日）
https://www.chugai-pharm.co.jp/news/cont_file_dl.php?f=211105jRonapreve+Approval.pdf&src=[%0],[%1]&rep=2,1161

[83] 中外製薬プレスリリース（2021 年 12 月 8 日）
https://www.chugai-pharm.co.jp/news/cont_file_dl.php?f=211208jACT+COVID-19+EC+approval.pdf&src=[%0],[%1]&rep=2,1171

[84] 中外製薬プレスリリース（2021 年 12 月 13 日）
https://www.chugai-pharm.co.jp/news/cont_file_dl.php?f=211213jACT+COVID-19+NDA.pdf&src=[%0],[%1]&rep=2,1173

[85] 厚生労働省プレスリリース（2022 年 1 月 21 日）
https://www mhlw.go.jp/content/11123000/000884960.pdf

[86] 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2021 年 7 月 26 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2021/07/210726.pdf

[87] 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2021 年 9 月 28 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2021/09/210928.pdf

[88] 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 2 月 25 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/02/J_220225.pdf

[89] 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 11 月 22 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/11/J_20221122_final.pdf

アナウンスされた[90]。

また、厚生労働省ウェブサイト（2022 年 11 月 29 日現在）には記載されていない治療薬について、以下の情報がある。2022 年 1 月 19 日にアンジェス社は、カナダ Vasomune Therapeutics 社と COVID-19 治療薬 AV-001 を共同開発しており、重度の新型コロナウイルス入院患者を対象とした前期第 2 相試験を開始したことを公表した[91]。2022 年 1 月 25 日にサイトリ・セラピューティックス社がカナダ・SaNOtize 社と、COVID-19 感染予防治療薬である一酸化窒素点鼻薬 NONS™ について日本国内での独占販売契約を締結したことをアナウンスした。一酸化窒素点鼻薬 NONS™ は、イスラエル、欧州、タイなどの国・地域で承認を受けている[92]。

## ３．TRIPS ウェイバーを巡る動向

### （1）TRIPS ウェイバー

WTO では、2020 年 10 月の TRIPS 理事会に、インドと南アフリカが共同で TRIPS 協定の特許、意匠及び営業秘密等の知的財産権に係る各国の義務を COVID-19 に関するものについては一定期間免除する提案を提出した[93]。知的財産権は、治療薬及びワクチンの手頃な価格でのタイムリーなアクセス及び COVID-19 に対応のために不可欠な治療薬及びワクチンの研究開発、製造、供給に対する障壁であるというのがその理由である。この提案に関しワクチンについて 2021 年 5 月 5 日に米国政府が支持表明を行った[94]。

その後、2021 年 5 月 25 日に提案は改訂され、免除対象期間を「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療について理事会決定から x 年間」から「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療のための、健康製品；診断法、治療法、ワクチン、医療機器、個人用保護具、それらの原料または成分を含む技術；製造方法及び手段について理事会決定から少なくとも 3 年間」に変更された[95]。

＜インド・南ア提案の概要（IP/C/W/669rev1）＞

---

[90] 富士フイルムホールディングス株式会社プレスリリース（2022 年 10 月 14 日）
https://www.fujifilm.com/jp/ja/news/list/8698

[91] アンジェス社プレスリリース（2022 年 1 月 19 日）
https://www.anges.co.jp/pdf_news/public/4Hz5zf04BetQovgiMt7NgtsdmTiPUPxM.pdf

[92] サイトリ・セラピューティックス株式会社プレスリリース（2022 年 1 月 25 日）
https://www.cytori-jp.com/wp-content/uploads/2022/01/20220125_COVID-19_JP_FINAL.pdf

[93] WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19, COMMUNICATION FROM INDIA AND SOUTH AFRICA (WHO, October 2, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669.pdf&Open=True

[94] 米国通商代表部ウェブサイト
https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/may/statement-ambassador-katherine-tai-covid-19-trips-waiver

[95] WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19, REVISED DECISION TEXT (WHO, May 25, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669R1.pdf&Open=True

・コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）への手頃な価格でのタイムリーなアクセスを可能とすることが目的。
・具体的には、TRIPS 協定上の義務の一部（協定第 2 部の第 1 節（著作権及び関連する権利）、第 4 節（意匠）、第 5 節（特許）、第 7 節（開示されていない情報の保護）の実施・適用、及びこれらに関する第 3 部のエンフォースメントに係る義務）について、コロナの予防・封じ込め・治療に関するものは当面免除することを決定するよう、一般理に対し勧告することを提案。
・当該義務免除の期間は、最低 3 年、その後、一般理事会で検討して終期を決定。

2021 年 6 月 4 日に EU は「Urgent trade policy responses to the COVID-19（COVID-19 危機への緊急貿易政策の対応）」で、(1) 輸出制限に関する貿易円滑化と規律、(2) ワクチン生産者・開発者による誓約を含む生産の拡大、及び(3) 強制実施権に関連する TRIPS 協定の柔軟性の明確化と促進、に関する提案を、一般理事会、TRIPS 理事会（当該提案から(3)についてのみ切り出したもの）に提出した[96]。研究開発に対する必要なインセンティブ、報奨である知的財産権に基づき、2021 年 5 月末までに全世界で COVID-19 ワクチンを 20 億回分（2021 年末には 100 億回分と予測）生産できたことを提案の理由として記載している。また、2021 年 6 月 18 日に 2021 年 6 月 4 日提案に基づき、宣言テキスト草案を提出した。宣言テキスト草案には具体的な合意案として以下の 3 点が記載されている。

(a) パンデミックとは TRIPS 協定第 31 条(b)における「国家緊急事態またはその他緊急極限状態」である。TRIPS 協定第 31 条及び 31 条の 2 に規定される強制実施権取得のために TRIPS 協定 31 条(b)で要求される権利者から許諾を得るための努力を行う義務を免除することができる。

(b) パンデミック状況下において低中所得国に可能な価格でワクチン・治療薬製造を行う者を支援するため、TRIPS 協定第 31 条(h)及び第 31 条の 2 第 2 パラグラフで規定される権利者への報酬を決定する目的で、締約国は強制実施権により製造されたワクチン・治療薬の製造者の販売価格を当該報酬に反映することができる。

(c) パンデミック状況下においては、TRIPS 協定第 31 条の 2 及び附属書(2)(c)の目的のため、輸出国は、強制実施権により直接的、または間接的（強制実施権でカバーされるワクチン・治療薬への公平なアクセスを保障する国際的共同イニシアチブを含む）に供給する全ての国のリストを単一の通知で提供することができる。こうした共同イニシアチブはこうしたワクチン・治療薬を適格な輸入国に TRIPS 協定附属書(1)(b)の範囲内で供給することが前提とされる[97]。

累次の公式及び非公式の TRIPS 理事会で議論が行われたが、2022 年 2 月 23-24 日の一般

[96] URGENT TRADE POLICY RESPONSES TO THE COVID-19 CRISIS: INTELLECTUAL PROPERTY, COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION TO THE COUNCIL FOR TRIPS (WHO, June 4, 2021) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W680.pdf&Open=True

[97] DRAFT GENERAL COUNCIL DECLARATION ON THE TRIPS AGREEMENT AND PUBLIC HEALTH IN THE CIRCUMSTANCES OF A PANDEMIC, COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION TO THE COUNCIL FOR TRIPS (WHO, June 18 2021) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W681.pdf&Open=True

理事会において、TRIPS 理事会で継続して審議することが報告された。

2022 年 3 月 16 日、TRIPS ウェイバーに関する 4 メンバー（欧州、インド、南アフリカ、米国）による解決策について、WTO 事務局長が歓迎することを発表した[98]。

2022 年 5 月 3 日、WTO 事務局が TRIPS ウェイバーに関する欧州、インド、南アフリカ、米国による非公式な議論の結果に関する文書（クワッド成果文書）を TRIPS 理事会に提出した。この文書において、TRIPS 協定上の一部義務の免除として、「COVID-19 ワクチンを製造･供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化･簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はオプトアウトが推奨、又は、2021 年の全世界の COVID-19 ワクチン供給の 10%より多くのワクチンを輸出した国は対象外）」、「有効期間は決定から 3 年または 5 年」、「決定から 6 ヶ月以内に、対象として COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬まで拡大するか否かを検討」とされた[99]。

その後、第 12 回 WTO 閣僚会議において、2022 年 6 月 17 日に、TRIPS 協定に関する閣僚決定として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はこの決定を利用しないことを拘束力のある形で約束することが推奨される。）[100]」、「有効期間は決定から 5 年」、「本決定の日から 6 ヶ月以内に、COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬の生産・頒布まで対象を拡大するか否かを決定」とすることで合意された[101]。また、本決定に基づき、その後の TRIPS 理事会において、診断薬、治療薬への対象拡大の議論が進められることとなった。

2022 年 11 月 1 日、メキシコとスイスは、「知的財産権が原因で COVID-19 治療薬や診断薬へのアクセスが不足したり、製造能力が不足したりする状況には直面していないので、IP システムへの調整は必要ない。TRIPS ウェイバーの対象が拡大された場合、COVID-19 のパンデミックと潜在的な将来のパンデミックと効果的に戦うための準備が整わないままになる。これは、発明者がそのような製品の研究開発に関連するリスクとコストを負担するインセンティブがないためである。また、研究開発パイプラインのさまざまな段階にあ

---

[98] Director-General Okonjo-Iweala hails breakthrough on TRIPS COVID-19 solution (WTO News, March 16, 2022) https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_16mar22_e.htm

[99] COMMUNICATION FROM THE CHAIRPERSON (WTO, May 3, 2022) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W688.pdf&Open=True

[100] 閣僚決定は、「拘束力のある形での約束には、2022 年 5 月 10 日の一般理事会でなされた発言を含む」としており、これは、中国が、2022 年 5 月 10 日の一般理事会において、本閣僚決定によって提供される柔軟性を利用しない旨を宣言したことを踏まえたものである。 https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/M198.pdf&Open=True

[101] MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True

る 1,800 を超える COVID-19 治療薬の多くのさらなる開発と生産が危険にさらされることにもなる。」と述べるとともに、以下の 5 つの質問を WTO に提出した[102]。

1. モルヌピラビルやパクスロビドのような治療薬の利用可能性が実証されていることを背景に、特に生産能力に関して、TRIPS ウェイバー拡大による追加の利点は何か？
2. 多くの低中所得国が既に 138 の二国間または MPP ベースの任意のライセンス契約を署名していることを考えると、他の企業が任意のライセンス契約に署名することを妨げる体系的な障害は存在しない。TRIPS ウェイバー拡大支持者が、ほとんどの自発的なライセンス契約に付随する技術移転、トレーニング、およびその他の利益を含まない強制ライセンスの発行を促進する必要があると考えるのはなぜか？
3. 既に多数の治療薬とそのジェネリック医薬品の生産者が存在し、これらの生産者が自社製品の需要の減少に直面している状況下で、TRIPS ウェイバー拡大支持者が、強制ライセンスの発行を促進し、既に飽和状態／市場縮小の状態にある生産者に対して追加生産できるようにする必要があると考えるのはなぜか？
4. 治療薬の市場はすでに飽和しており、治療薬のジェネリック医薬品メーカーを含む多くの企業がサービスを提供しているため、利益率はわずかである。TRIPS ウェイバー拡大支持者は、強制実施権を与えられた企業がごくわずかな投資収益率と非常に遠い将来の損益分岐点を得るために、大規模な先行投資を進んで行うと考える可能性はどのくらいあるのか？
5. 閣僚決定の採択以来、COVID-19 ワクチンの輸出に対する強制ライセンスを付与する決定を利用した国はない。このような背景に対して、また治療薬の供給が需要を上回っていることを考慮し、TRIPS ウェイバー拡大支持者はそのような拡大の必要性をいかに正当化するか？

2022 年 12 月 6 日、米国通商代表は、「5 か月間、米国通商代表は議会、政府の専門家、利害関係者、多国間期間、WTO 加盟国と協議を行い、様々な問題について疑問が残る。追加の時間と、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission (USITC)）からの情報を組み合わせることで、閣僚決定を COVID-19 の治療法と診断法にまで拡大することで医療へのアクセスが増加するか否かについて、世界がより多くの情報に基づいた決定を下すことができる」と発表し、TRIPS 閣僚決定の期限延長を支持し、COVID-19 の診断と治療に関するより多くのデータを提供するよう USITC に要請したことを表明した[103]。

---

[102] TRIPS COUNCIL DISCUSSIONS ON COVID-19 THERAPEUTIS AND DIAGNOSTICS: EVIDENCE AND QUESTIONS ON INTELLECTUAL PROPERTY CHALLENGES EXPERIENCED BY MEMBERS COMMUNICATION FROM MEXICO AND SWITZERLAND (IP/C/W/693, 22-8189, November 1, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W693.pdf&Open=True

[103] U.S. to Support Extension of Deadline on WTO TRIPS Ministerial Decision; Requests USITC Investigation to

2022 年 12 月 16 日、米国通商代表は USITC に対して、COVID-19 診断／治療に関する調査を 2023 年 10 月 17 日までに提出するよう要求した[104]。USITC は調査提出前にブリーフやステイトメントを募集の上で、2023 年 3 月 29 日に公聴会を予定していることをプレスリリースでアナウンスしている[105]。

2022 年 12 月 19-20 日に TRIPS 理事会が開催され、閣僚決定に記載された、診断薬、治療薬への対象拡大の議論の期限（閣僚決定の日から 6 か月以内）を延長するよう一般理事会に対して勧告することがメンバー間で合意され[106]、12 月 20 日の一般理事会において、勧告内容について合意された[107]。

### （２）TRIPS ウェイバーに対する各界の意見

#### （ａ）製薬業界団体（IFPMA, PhRMA, EFPIA, JPMA 等）

2022 年 3 月 16 日、TRIPS ウェイバーに関する 4 メンバー（欧州、インド、南アフリカ、米国）による解決策について WTO 事務局長が歓迎することを発表したこと[108]に対し、IFPMA (International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations)は「知的財産権を弱めることは間違ったシグナルを発信することになる」との見解を再確認したことを表明した[109]。PhRMA (Pharmaceutical Research and Manufacturers of America)[110]、EFPIA (European Federation of Pharmaceutical Associations)[111]も同様の意見を発信している。

---

Provide More Data on COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 6, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)
https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/us-support-extension-deadline-wto-trips-ministerial-decision-requests-usitc-investigation-provide-0

[104] Ambassador Tai Requests USITC Investigation of COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 16, 2022)（Office of the United States Trade Representative ウェブサイト）
https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics

[105] USITC TO REPORT ON COVID-19 DIAGNOSTICS AND THERAPEURICS AND FLEXIBILITIES UNDER THE TRIPS AGREEMENT (February 1, 2023)（United States International Trade Commission ウェブサイト）
https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2023/er0201_63483 htm

[106] PARAGRAPH 8 OF THE MINISTRIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, REPORT TO THE GENERAL COUNCIL (WTO, December 16, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/95.pdf&Open=True

[107] DG Okonjo-Iweala: During these difficult times, the WTO "cannot afford to stand aside" (WTO News, December 20, 2022) https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_20dec22_e htm

[108] Director-General Okonjo-Iweala hails breakthrough on TRIPS COVID-19 solution (WTO News, March 16, 2022)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_16mar22_e htm

[109] IFPMA statement on TRIPS discussion document (March 16, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/ifpma-statement-on-trips-discussion-document/

[110] PhRMA PRESS RELEASE (March 15, 2022)
https://phrma.org/resource-center/Topics/Intellectual-Property/PhRMA-Statement-on-WTO-TRIPS-Waiver-Negotiations

[111] EFPIA STATEMENT & PRESS RELEASES (March 16, 2022)
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/statements-press-releases/wto-proposal-to-waive-covid-vaccine-ip-rights-puts-pandemic-response-at-risk/#

2022 年 5 月 3 日のクワッド成果文書[112]に対し、2022 年 6 月 9 日、研究開発型製薬産業（ABPI (Association of the British Pharmaceutical Industry), BIO (Biotechnology Innovation Organization), EFPIA, ICBA (International Council of Biotechnology Associations), IFPMA, JPMA (Japan Pharmaceutical Manufacturers and Associations（日本製薬工業協会）), PhRMA, Vaccine Europe）は、「クワッド成果文書で提案された知的財産権の枠組みを弱めることは不要であり、イノベーションに悪影響を及ぼすことを再確認した」を表明した[113]。また、日本製薬工業協会はニュースリリースで以下の意見を述べている[114]。

・発展途上国と先進国の製薬企業による COVID-19 ワクチン生産量は、最初のワクチンが承認されてから 1 年以内に 120 億ドーズに達し、毎月 10 億ドーズ以上のワクチンを生産することができる。

・生産不足の問題は先進国や発展途上国の多くの企業が関与する前例のない協力のおかげで解決された。ワクチンの開発や生産拡大のための協力は国際的な知的財産保護を前提としてなされたものである。

・ワクチンの生産には生産設備、原材料調達、ノウハウなど解決すべき多くの技術的課題があり、TRIPS ウェイバーによってワクチンの生産拡大が可能になる訳ではない。

・TRIPS ウェイバーは COVID-19 ワクチンがまだ承認されていなかった 2020 年にワクチン生産を促す策として提案されたが、COVID-19 ワクチンへのアクセスに知的財産が障壁になっていないことは既に明らかであり、TRIPS ウェイバーが COVID-19 ワクチンの生産不足の解決策として間違ったものであり、十分な生産量が得られている現状では時機を失した不要な解決策であることが明らかである。

・現在の課題は、ワクチンの生産不足ではなくワクチンを必要とする人々にどのようにワクチンを届けるかにある。

・生産不足の問題が解決している現在、TRIPS ウェイバーの提案は見送られるべきであり、ワクチンを必要とする人々にワクチンを届けるための課題である薬事行政、流通、医療従事者等のインフラ改善に議論を集中すべきである。

その後、2022 年 6 月 17 日の第 12 回 WTO 閣僚会議の合意[115]に対し、日本製薬工業協会

---

[112] COMMUNICATION FROM THE CHAIRPERSON (WTO, May 3, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W688.pdf&Open=True

[113] RESEARCH-BASED BIOPHARMACEUTICAL INDUSTRY ON THE TRIPS WAIVER DISCUSSIONS AT WTO MINISTERIAL CONFERENCE 12 (June 9, 2022)
https://www.jpma.or.jp/english/news_room/release/news2022/r7sor20000000haz-att/Statement_Research-based-biopharmaceutical-industry-on-the-TRIPS-waiver-discussions-at-WTO-Ministerial-Conference-MC12-2.pdf

[114] 日本製薬工業協会ニュースリリース（2022 年 5 月 11 日）
https://www.jpma.or.jp/news_room/release/news2022/rfcmr00000002pp4-att/0511.pdf

[115] MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True

はニュースリリースで「大きな失望を表明する」と述べている[116]。IFPMA[117]、PhRMA[118]、EFPIA[119]も同様のニュースリリースを発行している。

2022 年 9 月 21 日、PhRMA は、「TRIPS ウェイバーの拡大は、(1) 世界の公衆衛生を危うくし、患者に害を与える。(2) 米国の知的財産権を外国に譲渡し、研究及び製造の仕事を海外に渡すことになる。(3) 米国のイノベーションを弱体化させ、将来のパンデミックに対応する能力を危うくする。(4) グローバルな協力関係を損ない、バイオ医薬品部門における米国のリーダーシップを損なう。」、及び、「バイオ医薬品メーカーはすでに自社の知的財産権を共有しており、安全で効果的な COVID-19 ワクチンと治療薬へのグローバルなアクセスをタイムリーに提供することに引き続き取り組んでいる。」とのコメントとともに知的財産権を放棄することの危険性について公表した[120]。さらに、2022 年 9 月 30 日、PhRMA は、データレポートを根拠に、「COVID-19 治療薬の供給は世界的な需要をはるかに上回っているため、TRIPS ウェイバーの拡大は、不必要かつ有害である。TRIPS ウェイバーの拡大は、アメリカの製造業務を外注することになり、バイオ医薬品のリーダーシップを弱め、医療イノベーションを弱体化させる。」として、TRIPS ウェイバーの拡大の危険性を示した[121]。

2022 年 9 月 26 日、BIO は「知的財産権放棄への支持は、米国で開発された革新的な技術とバイオ製造の仕事を海外に送り出すことになる。その結果、世界中で競争し、米国内の雇用を高めている COVID-19 治療薬開発に携わる数百の中小企業を含めた米国のバイオテクノロジー企業の能力を弱める。これは 9 月 12 日に発行された大統領令[122]と矛盾することになる。」として、TRIPS ウェイバーの対象拡大に反対する書簡をバイデン大統領に

---

[116] 日本製薬工業協会ニュースリリース（2022 年 6 月 20 日）
https://www.jpma.or.jp/news_room/release/news2022/gbkspa0000000die-att/220620_wtomc12.pdf

[117] IFPMA news release (June 17, 2022)
https://ifpma.org/news/pharmaceutical-industry-expresses-deep-disappointment-with-decision-on-waiving-intellectual-property-rights-adopted-at-the-world-trade-organization-ministerial-conference/

[118] PhRMA PRESS RELEASE (June 17, 2022)
https://phrma.org/resource-center/Topics/Trade/PhRMA-Statement-on-the-TRIPS-Waiver-Agreement

[119] EFPIA STATEMENT & PRESS RELEASES (June 17, 2022)
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/statements-press-releases/efpia-is-deeply-disappointed-about-the-decision-taken-by-world-trade-organization-wto-at-the-ministerial-conference-mc12-to-endorse-a-trips-waiver-for-covid-19-vaccines/

[120] The Danger of Waiving TRIPS Intellectual Property Rights at the WTO (September 21, 2022)（PhRMA ウェブサイト）
https://phrma.org/resource-center/Topics/Medicine-Safety/The-Danger-of-Waiving-TRIPS-Intellectual-Property-Rights-at-the-WTO

[121] Harms of TRIPS Waiver Expansion (September 30, 2022)（PhRMA ウェブサイト）
https://phrma.org/resource-center/Topics/Intellectual-Property/Harms-of-TRIPS-Waiver-Expansion

[122] Executive Order on Advancing Biotechnology and Biomanufacturing Innovation for a Sustainable, Safe, and Secure American Bioeconomy (September 12, 2022)（ホワイトハウスウェブサイト）
https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/09/12/executive-order-on-advancing-biotechnology-and-biomanufacturing-innovation-for-a-sustainable-safe-and-secure-american-bioeconomy/

送付した[123]。

2022 年 9 月 30 日、EFPIA は TRIPS ウェイバー拡大に関する事実ベース分析を公表し、以下の理由から、WTO は TRIPS ウェイバーの拡大をすべきではないとの分析結果を示した[124]。

・COVID-19 治療薬の不足は生じていない
・TRIPS ウェイバー拡大により患者に害を及ぼす可能性がある（自発的なライセンシーは有害事象の報告義務があるが、強制実施権者には患者の安全性に関する厳格な規制報告義務がない；強制実施権下では粗悪医薬品、偽造医薬品がサプライチェーンに混入する可能性がある）
・TRIPS ウェイバー拡大により複数の業界に渡るイノベーションのための研究開発を危険にさらすことがある
・TRIPS ウェイバー拡大によりイノベーションを損ない、将来のパンデミックへの備えに犠牲が伴う

2022 年 10 月 13 日、IFPMA は、以下のコメントとともに、TRIPS ウェイバー拡大が不要であることを述べている[125]。

・TRIPS ウェイバーがなくても、COVID-19 治療薬製造拡大するために自発的なライセンスが既に設定されている。
・COVID-19 治療薬の供給は需要を上回っており、TRIPS ウェイバーの拡大により COVID-19 治療薬へのアクセスが増えるわけではない。
・TRIPS ウェイバーの拡大による意図しない結果として、実施許諾契約を締結した後発医薬品会社を弱体化させることになり、患者には何の利益もなく、規制システムに過度の負担をかけることになる。
・TRIPS ウェイバーよりもむしろ、治験、治療に集中すべきである。
・不必要な TRIPS ウェイバーの不確実性に妨げられないイノベーションがより必要である。

2022 年 12 月 5 日、IFPMA はステイトメントを公表し、WTO が TRIPS ウェイバーの拡大を検討していることに対し、最新の証拠及びデータを開示し、TRIPS ウェイバーが COVID-19 パンデミックと戦う業界の能力にいかなる影響を与えるのかを説明した。また、いかなるウェイバーも、イノベーションエコシステム全体に重大な悪影響を及ぼし、将来

[123] BIO Sends Letter to President Biden Strongly Opposing Expansion of the WTO TRIPS Waiver (September 26, 2022)（BIO ウェブサイト）
https://www.bio.org/letters-testimony-comments/bio-sends-letter-president-biden-strongly-opposing-expansion-wto-trips
[124] A fact-based analysis of the TRIPS Waiver extension (September 30, 2022)（EFPIA ウェブサイト）
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/blog-articles/a-fact-based-analysis-of-the-trips-waiver-extension/#
[125] Is an extension of the TRIPS waiver needed for COVID-19 tool? (October 13, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/global-health-matters/is-an-extension-of-the-trips-waiver-needed-for-covid-19-tools/

のパンデミックに対処する業界の能力に悪影響を及ぼすことを示した[126]。

2022 年 12 月 8 日、EFPIA は「知的保護義務免除の拡大は、(i) 解決しようとする供給問題が実際には存在しないこと、(ii) 仮にそのような問題が存在したとしても、生産の拡大には寄与しないこと、(iii) イノベーション全体、中小企業のビジネス、患者の健康への悪影響など多くの悪影響を及ぼすことから、必要性がない。治療薬へのアクセスを有意に向上させるには、貿易・規制障壁の撤廃、低・下位中所得国における医療人材の強化、治療に対する国民の意識向上、物流プロセスの改善など、COVID-19 治療薬の世界的な流通の根底にある現実的で複雑な問題に焦点を当てることが重要である。」とウェブサイトで述べている[127]。

2022 年 12 月 19-20 日の TRIPS 理事会で、TRIPS 協定に関する閣僚決定の拡大検討の期限を延長することが勧告されたことに対し、2022 年 12 月 21 日、IFPMA は、「アクセスに対する真の課題に対処できない議論にさらなる時間とエネルギーが費やされることに失望を表明する。」とステイトメントで述べている[128]。

### （b）米国商工会議所（U.S, Chamber of Commerce）[129]

2022 年 9 月 15 日、米国商工会議所は、「バイデン政権は最先端の技術と革新的な製造業の国内投資を優先する一方で、TRIPS ウェイバーの拡大は知的財産権を廃止し、米国の革新的技術の外国政府への移転を促進することになり、上記国内投資を弱体化する」として、TRIPS ウェイバーの対象拡大に反対する旨を商務長官及び貿易代表に書簡を送付した。

### （c）米国国際ビジネス会議（United States Council for International Business (USCIB)）[130]

USCIB はバイデン政権に対し、TRIPS 協定に基づく規則の免除を COVID-19 の診断と治療にまで拡大しようとする WTO の現在の取り組みに反対するよう要請した。USCIB は 9

---

[126] Impact of a waiver of intellectual property rights for COVID-19 therapeutics (December 5, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/resource-centre/impact-of-a-waiver-of-intellectual-property-rights-for-covid-19-therapeutics/

[127] Podcast: Why is a therapeutics waiver extension different to the vaccine waiver? (December 8, 2022)（EFPIA ウェブサイト）
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/blog-articles/why-is-a-therapeutics-waiver-extension-different-to-the-vaccine-waiver/

[128] Statement on WTO decision to extend the deadline to consider a waiver of intellectual property rights on COVID-19 therapeutics and diagnostics (December 21, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/ifpma-statement-on-wto-decision-to-extend-the-deadline-to-consider-a-waiver-of-intellectual-property-rights-on-covid-19-therapeutics-and-diagnostics/#:~:text=Evidence%20shows%20there%20is%20no,the%20ongoing%20uncertainty%20is%20unwelcome.

[129] Chamber Seeks Biden Ax Of Wider WTO IP Deal (LAW360, September 16, 2022)

[130] USCIB Urges Biden Administration to Oppose Extending TRIPS Waiver to COVID Diagnostics, Therapeutics（USCIB ウェブサイト）
https://uscib.org/uscib-urges-biden-administration-to-oppose-extending-trips-waiver-to-covid-diagnostics-therapeutics/

月 12 日付の政府高官への書簡で、「TRIPS 協定は医薬品や治療へのアクセスの格差に対処するための十分な柔軟性を提供する」、「本当の問題は、世界中の遠隔地の人々にワクチンや医薬品を配布して投与するために必要な医療インフラと配布システムが不十分であり、ワクチンに対する躊躇が残っていることである」、「TRIPS ウェイバーの拡大は、イノベーション、世界的な健康安全保障、国際法の支配、世界貿易システムへの信頼を損なう問題を探すための解決策である」、「弱体化した知的財産規則により、バイオ医薬品および技術研究で世界をリードする米国ほど失う国はない」と主張した。

### （d）ビジネスヨーロッパ（Business Europe）[131]

2022 年 9 月 29 日、ビジネスヨーロッパは欧州委員会に対して、「TRIPS ウェイバー拡大は、知的財産権をさらに弱体化させ、既存の取引規則を近代化及び更新する代わりに、WTO 既存の規則と加盟国からのコミットメントのレベルを後退させているというシグナルを送ることになる。非常に多くのリスクと不確実性の観点から WTO が安定化の役割を果たすことを望まれている現状で、非常に間違ったメッセージになる。」と、以下の理由とともに書簡を送付している。

・知的財産権は、治療法や診断法へのアクセスを妨げておらず、現在も妨げていない。TRIPS ウェイバーの拡大は、存在しない生産上の問題を解決しようとするものである。

・TRIPS ウェイバーの拡大は、自発的なライセンスを損なうことになる。TRIPS ウェイバー拡大の条件下で生産された製品は、自発的なライセンスで予見されるレベルの品質管理および規制監視の対象とならない場合があり、粗悪品、標準以下、さらには偽造バージョンの治療法や診断法が製造および使用される可能性がある。

・COVID-19 治療薬プロジェクトの多くは他の疾患治療薬にも転用されるため、COVID-19 治療薬の特許を放棄すると、他の疾患にも使用できる特定の治療薬への投資が即座に阻害されることになる。

### （e）Kenneth E. Thorpe (Professor of Health Policy, Emory University)

Kenneth E. Thorpe (Professor of Health Policy, Emory University; former Deputy Assistant Secretary of the US Department of Health and Human Service) は、STAT(Reporting from the frontiers of health and medicine)（2022 年 7 月 31 日）のウェブサイト[132]（ジェトロ アフリカ知的財産ニュースレターVol. 75「知的財産権放棄に対する有識者の見解」[133]の引用原文）

---

[131] TRIPs waiver extension – Letter from Markus J. Beyrer to Valdis Dombroskis（Business Europe ウェブサイト）
https://www.businesseurope.eu/sites/buseur/files/media/public_letters/rex/2022-09-29_trips_waiver_extension.pdf

[132] WTO: Don't make a bad situation worse by granting intellectual property waivers for COVID-19 therapeutics and diagnostics (July 31, 2022)（STAT ウェブサイト）
https://www.statnews.com/2022/07/31/wto-dont-make-a-bad-situation-worse-by-granting-intellectual-property-waivers-for-covid-19-therapeutics-and-diagnostics/

[133] アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 75（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/newsletter202209.pdf

で以下の理由を基に、「世界的なワクチン接種への真の障壁は、ワクチンへの躊躇、ロジスティクスの問題、及び貿易障壁である。ワクチンドーズ数や、自発的／強制的なライセンス契約は、これらの管理上・文化上の障壁を克服することはできない。」、「特許は低所得国のジェネリック医薬品メーカーが COVID-19 治療薬のライセンス供与と製造を行うことを妨げていないため、特許保護を放棄しても、COVID-19 治療薬の入手可能性は向上しない。ギリアド社、メルク社、ファイザー社などの企業は、ロイヤルティを得ることなく知的財産権を放棄することを余儀なくされるだけである。」と述べている。

（理由）

・現在では、世界中でワクチンが過剰供給されており、製薬会社は無数の自発的なパートナーシップを発展途上国の製造業者と結んでいる以上、TRIPS ウェイバーの背後にある論理は明らかに誤りである。

・南アフリカのワクチン製造会社 Aspen 社は 2021 年に Johnson & Johnson 社（Janssen 社）のワクチンの製造契約を結んでいるが、製造可能となってから 2 か月経過した 2022 年 5 月半ばにおいて、製造受注を一つも得ることができていない。

・インドのワクチン製造会社 Serum 社は未使用 COVID-19 ワクチンが 200 万ドーズ蓄積したため 2022 年 4 月に製造を中止した。数百万の過剰ドーズは 2022 年 9 月に使用期限が切れるとされている。

・2020 年 5 月にギリアド社はレムデシビルに関する自発的ライセンスプログラムを立ち上げ、2022 年 7 月のレポートによると、127 の低中所得国の 1,100 万人以上がレムデシビルにアクセスできている。

・2021 年 10 月にメルク社はモルヌピラビルに関して 100 か国以上の製造会社が製造できるよう MPP との契約を締結している。その数週間後、ファイザー社はパクスロビドに関して国連機関と同様の契約を結んでおり、2022 年 3 月の段階で、35 のジェネリック医薬品会社がパクスロビドの製造を開始している（MPP ウェブサイト[134]によると、パクスロビドの製造については、2022 年 3 月 22 日にさらにジェネリック医薬品会社 1 社が追加され、計 36 のジェネリック医薬品会社との製造契約を締結したことになる）。

### （ｆ）South Centre

スイス・ジュネーブに本部を有する発展途上国の政府間組織である South Centre は、2022 年 6 月 21 日[135]、及び 2023 年 1 月 9 日[136]に TRIPS ウェイバーの COVID-19 診断薬・治療薬

---

[134] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 3 月 17 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/35-generic-manufacturers-sign-agreements-with-mpp-to-produce-low-cost-generic-versions-of-pfizers-oral-covid-19-treatment-nirmatrelvir-in-combination-with-ritonavir-for-supply-in-95-low-and

[135] Statement TRIPS WAIVER: AN INSUFFICIENT MULTILATERAL RESPONSE. TRIPS-CONSISTENT NATIONAL ACTIONS ARE CALLED FOR (South Centre, June 21, 2022)（South Centre ウェブサイト）
https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2022/06/SC-Statement-TRIPS-waiver-FINAL-1.pdf

[136] Statement on the extension of the TRIPS waiver for diagnostics and therapeutics for COVID-19 (South Centre, January 9, 2023)（South Centre ウェブサイト）
https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2023/01/SC-Statement_TRIPS-waiver-diagnostics-therapeutics.pdf

への拡大に関するステイトメントを発行し、以下のとおり述べている。

TRIPS ウェイバー拡大に関する交渉の終了時期は未定のまま、結果を予測できないまま継続されているが、発展途上国は、遅滞なく、COVID-19 のワクチン、診断薬、治療薬へのアクセスを拡大する努力を挫折させる知的財産権の障壁を克服するため、他の規範的な選択肢を検討することができる。

他の規範的な選択肢

(1) TRIPS 協定第 31 条に規定されている政府による非営利目的使用を含む強制実施権制度の活用すること

(2) TRIPS 協定第 73 条(b)に含まれる国家安全保障の例外を発動し、COVID-19 関連製品に関する義務を一時停止すること

(3) 慣習国際法に従って TRIPS 協定第 30 条に許容される解釈と一貫して、COVID-19 関連製品の製造、及び輸出に対する特許法上の例外を規定すること

(4) TRIPS 協定第 6 条で認識されている本問題の規制の自由に従い、強制実施権下で製造された製品の並行輸入を許可すること

(5) COVID-19 ワクチン、治療薬、及び診断薬の製造に必要とされる技術ノウハウ（企業秘密）の強制実施権に関する措置を実施すること

(6) 製品、及び製造プロセスに対する過度に広範な、または不当な保護を回避するために、COVID-19 製品関連の特許出願の審査に厳格な基準を適用すること

### （g）The People's Vaccine

ノーベル賞受賞者、健康専門家、経済学者、国家元首、宗教指導者、活動家の支援を受けている、100 以上の組織とネットワークの連合であり、どこでも誰でも無料で利用できるワクチンのために協力する団体である The People's Vaccine は、2022 年 12 月 8 日に TRIPS ウェイバーについてプレスリリースを発行し、以下のとおり述べている[137]。

・6 月に合意された TRIPS ウェイバーは、知的財産規則を放棄するものではなく、ジェネリックの生産をサポートするのに役立つ既存の規則へのマイナーな追加であった。

・市民団体は当時、合意のパラメーターとすべきものは、治療薬と検査薬の製造にのみ役立つものであり、ワクチンそのものではないと警告した。しかし、これらの救命措置に関する決定は 6 か月延期され、そして今、米国はさらなる遅延を望んでいる。

・すべての低所得国が求めているのは、TRIPS ウェイバーを治療と検査にまで拡大することである。これは、WTO の決定が実際に影響を与えることを確実にする小さな変更であり、何ヶ月もの交渉は必要ない。

---

[137] LOWER-INCOME COUNTRIES PROPOSE WTO TEXT TO ENSURE ACCESS TO COVID TREATMENTS AND TESTS (December 8, 2022)（The People's Vaccine ウェブサイト）
https://peoplesvaccine.org/resources/media-releases/lower-income-countries-propose-wto-text-to-ensure-access-to-covid-treatments-and-tests/

## ４．各国の動向（強制実施権を巡る動き等）

2020 年以降の COVID-19 下における各国の強制実施権の議論の動向を以下に示す[138]。

### （1）アンティグア・バーブーダ

強制実施権を用いてワクチンの輸入の意向を表明した（2021 年 5 月 12 日）[139]。

### （2）イスラエル

COVID-19 の治療目的で、抗 HIV 薬であるカトレラ（ロピナビル・リトナビル）の強制実施権が認められた（2020 年 7 月 5 日）[140]。

### （3）インド

共産党がコロナ治療薬としてレムデシビルの強制実施権の発動要請を行った（2020 年 7 月 5 日）[141]。

### （4）インドネシア

COVID-19 蔓延に伴う緊急の必要性に鑑み、ファビピラビルに関する富士フイルム富山化学の 5 件の特許、レムデシビルに関するギリアド・サイエンシズの 4 件の特許を対象とした、インドネシア特許法第 109 条(1)に基づく 3 年間（延長の可能性あり）の強制実施権（特許権者に売上高の 1%を補償）についての大統領規則にジョコ大統領が署名を行った（2021 年 11 月 10 日）[142] [143]。

---

[138] COVID-19 IP Policy Tracker（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/access

[139] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[140] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

[141] 「インドにおける強制実施権の発動可能性～新型コロナウイルスのワクチンを巡る議論～」知財ぷりずむ 19 巻 223 号 152-153 頁（2021 年 4 月）

[142] Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual ウェブサイト
http://jdih.dgip.go.id/produk_hukum/view/id/102/t/pelaksanaan+paten+oleh+pemerintah+terhadap+obat+favipiravir

[143] Jaringan Dokumentasi Dan Informasi Hukum Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual ウェブサイト
http://jdih.dgip.go.id/produk_hukum/view/id/101/t/pelaksanaan+paten+oleh+pemerintah+terhadap+obat+remdesivir

### （5）エクアドル

議会がコロナ関連技術に強制実施権を付与することを承諾した（2020 年 3 月 20 日）[144]。アンデス共同体裁判所の予備裁定（強制実施権は、発明特許に対して保有者が有する産業財産権を制限するものである。主観的な権利の「制限」として、決議第 486 号第 65 条の目的、内容、範囲は制限的に解釈されなければならない（2021 年 3 月 16 日）。）を踏まえ、一つの強制実施権を取り消した（2021 年 8 月）[145]。

### （6）欧州

2020 年 11 月 25 日、欧州委員会が知的財産に関する行動計画（Action Plan on Intellectual Property）を採択し、2021 年から 2022 年に特許の強制実施権の枠組みを見直すこととした[146] [147]。欧州では特許の強制実施権に関する法律は断片的であり、多くのバリューチェーンが欧州域内で展開されているにもかかわらず、欧州諸国は独自の強制実施権を持ち、ライセンスの条件や手続きが国によって異なる。欧州における強制認可制度をより断片的ではなく、欧州全体の危機により適したものにすることを目的としている。2022 年 4 月 1 日、欧州委員会は、2022 年 4 月 29 日まで、証拠の収集を目的とした意見募集を行った。さらに、2022 年 7 月 7 日から 2022 年 9 月 29 日まで、欧州域外への輸出を目的とした医薬品の製造に関する特許の強制実施権の付与手続を評価するためにパブリックコンサルテーションを行った。欧州委員会は 2023 年に強制実施権に関する欧州の枠組みを提示するためのイニシアチブを検討中である[148]。

### （7）カナダ

議会が特許法の政府使用について修正を加える緊急の COVID-19 法案を可決し、COVID-19 対応のために特許発明を使用する権限が政府に認められた（2020 年）[149]。

---

[144] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[145] 中南米の知財概況（JETRO サンパウロ 2022 年 6 月 3 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2022_10/wipo_webinar_wjo_2022_10_www_574752.pdf

[146] Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions (November 25, 2020, European Commission)（欧州委員会ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN

[147] Intellectual property – revised framework for compulsory licensing of patents（欧州委員会ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13357-Intellectual-property-revised-framework-for-compulsory-licensing-of-patents_en

[148] Commission seeks views and input on compulsory licensing of patents (European Commission News, July 7, 2022)（欧州委員会ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/commission-seeks-views-and-input-compulsory-licensing-patents-2022-07-07_en

[149] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

（8）チリ

下院議会がコロナ関連技術に強制実施権を付与することを承認した（2020 年 3 月 17 日）[150]。

（9）ドイツ

議会が COVID-19 対応のためのエピデミック対策法案を可決し、COVID-19 対応のために特許発明を使用する権限が政府に認められた（2020 年）[151]。

（１０）ハンガリー

COVID-19 に関する医薬品、医療機器等の製造に関する特許について強制実施権を与える権限を知財庁に認めた（2020 年）[152]。

（１１）ブラジル

強制実施権に関する法案が下院（2021 年 7 月 6 日）、上院（2021 年 8 月 11 日）を通過し[153]、2021 年 9 月 2 日に施行された[154]。しかし、現時点では新型コロナウイルスワクチンは関係国によって提供されているため、新型コロナウイルスの感染対策として強制実施権は適用されない。

大統領は公益上の理由から、特許または特許出願によって保護されている製品製造のために必要な情報及びノウハウなどのデータの提供を義務付ける条項に拒否権*を行使した。また、強制実施権が法によって付与されることを示す条項についても拒否権*を行使した。緊急事態が宣言されている間は、連邦行政府が職権で強制実施権の付与を行う権限があり、法律によって条件を定めることは不明確だと説明している。

*: ブラジルでは大統領による部分的な拒否権の行使が認められており、拒否された形で法律を施行させることが可能である。ただし、30 日以内に連邦議会が再審議し上下両院の過半数で合意すれば、大統領による拒否権を覆すことができる。拒否権を審議するための上

---

150 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

151 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

152 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

153 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 8 月 18 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/e126a3a0052ff017.html

154 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 9 月 9 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/018195327d1712d7.html

下両院の合同会合が 2021 年 12 月 7 日に予定されていたが中止された[155]。その後、2022 年 7 月 5 日に大統領による拒否権を維持することが判断された[156]。

（拒否権が行使された条項）[157]

改正第 71 条 8 項：特許権者又は特許出願人に対して、技術を実施するために複数の情報（営業秘密を含む）の提供を要求することを可能にする。

改正第 71 条 9 項：バイオ医薬品に関する生体由来材料及びその他の材料を要求することを可能にする。

改正第 71 条 10 項：情報及び材料が提供されなかった場合、特許出願が記載要件に基づいて拒絶されることになる。

改正第 71 条 17 項：公衆衛生上の国家的または国際的な緊急事態が発生した場合に、強制実施権は、行政府ならず、議会の立法によって付与することを可能にする。

（拒否権が行使されなかったが、問題視されている条文）

第 71 条 11 項：強制実施権の対象となる特許権及び特許出願の主題に関連する情報、データ、書類を有する公的機関（現時点ではブラジル国内機関に限定される）は、特許権及び特許出願の実施に有用な全てのものを共有する義務がある。

第 71-A 条：人権的な理由によって、医薬品分野の製造能力が低い又は製造能力がない国に輸出するために、輸出のための実施を含める強制実施権を可能とする。

上記のとおり、2022 年 7 月 5 日に大統領による拒否権を維持することが判断されたが、2022 年 9 月 21 日、Paulo Paim 上院議員により強制実施権に関する特許法改正法案が提出され、大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 8-10 項相当の条文が提案された。また、第 71-B 条として、安全保障上の保護のための自動的な強制ライセンスが提案された。[158]。以下、条文の仮英訳を記載する。

19 項（大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 8 項）

The holder of the patent or patent application subject to a compulsory license must share the

[155] ブラジル議会ウェブサイト
https://www.camara.leg.br/noticias/835372-congresso-pode-analisar-vetos-a-quebra-de-patentes-de-vacinas-e-distribuicao-de-absorventes

[156] Brazilian Legislative Power maintains President Bolsonaro's veto to anti-patent legislation establishing that patent owners must provide information for compulsory licensing work of a patent (gunpoint tech transfer) (Licks Attorneys ウェブサイト)
https://www.lickslegal.com/news/brazilian-legislative-power-maintains-president-bolsonaros-veto-to-anti-patent-legislation-establishing-that-patent-owners-must-provide-information-for-compulsory-licensing-work-of-a-patent-gunpoint-tech-transfer

[157]
https://brazilchizai.com/2021/09/20/%e3%83%96%e3%83%a9%e3%82%b8%e3%83%ab%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e5%bc%b7%e5%88%b6%e5%ae%9f%e6%96%bd%e6%a8%a9%e3%81%ae%e6%94%b9%e6%ad%a3%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e6%b3%95%e6%a1%8812/

[158] Bill No. 2505, 2022（ブラジル上院ウェブサイト）
https://legis.senado.leg.br/sdleg-getter/documento?dm=9201272&ts=1664298917542&disposition=inline

necessary and sufficient information for the effective reproduction of the object protected by the patent or the patent application and other technical aspects applicable to the case in kind, as well as the results of tests and other data necessary for the granting of your registration by the competent authorities.

20 項（大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 9 項）

If there is biological material essential for the practical realization of the object protected by the patent or by the patent application, the holder must share a sample of the material with the licensee.

21 項（大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 10 項）

If the holder of the patent or the patent application refuses to share the information or the sample of the biological material in accordance with what was determined by §§ 19 and 20 of this article, the provisions of art. 24 and in Chapter VI of Title I of this Law and a fine, under the terms provided for in the regulation." (NR)

71-B（自動的な強制ライセンス）

The protection of essential security interests automatically gives rise to the granting of a compulsory license for national emergency of all patent applications or patents in force referring to technologies used to face the respective national emergency." (NR)

### （１２）フランス

緊急事態宣言を認める法律が可決され、COVID-19 対応のために特許発明を使用する制限が政府に認められた（2020 年）[159]。

### （１３）ボリビア

2021 年 5 月 11 日に政府が Biolyse Pharma 社（カナダ）とワクチン輸入に関する契約を締結し、カナダにおいて強制実施権を申請中である[160]。

### （１４）ロシア

2020 年 12 月 31 日付ロシア連邦政府令 No, 3718-r[161]、2021 年 12 月 28 日付ロシア連邦政

[159] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

[160] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[161] Распоряжение Правительства Российской Федерации от 31.12.2020 № 3718-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202101050003?ysclid=lcytpyfmz297504751

府令 No. 3915-r[162]において、政府が Pharmasynthez 社に COVID-19 治療薬レムデシビルの後発品製造に関する強制実施権を発動した。また、2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦政府令 No, 429-r において、R-Pharma 社に対して 2022 年 12 月 31 日まで、COVID-19 治療薬レムデシビルの後発品製造に関する強制実施権を発動した[163]。

### （１５）タイ

2022 年 1 月 18 日、タイ知的財産局は、パブリックヒアリングのため、強制実施権に関する特許法改正案 2022 年を局公示 No. 23/2565 で公表した。改正点は、(1) 強制実施権に関する規定の明確化、(2) TRIPS 協定に基づく医薬品の輸出に関する強制実施権の追加であるとされる[164]。

## ５．パテントプールの動向

ジェネリック版医薬品[165]へのアクセス拡大の実現のために、NGO が中心となる形で WTO 以外の場でも議論が行われ、その成果として国連の傘下機関である UNITAID[166]によって 2010 年 7 月に医薬品特許プール（Medicines Patent Pool: MPP）が創設された。その発足当初、MPP がプールする対象特許は HIV/AIDS 関連薬に限定されていたが、2015 年 11 月からは、C 型肝炎（hepatitis C）と結核（tuberculosis）の関連薬の特許もこのプールの対象となったとされる。

MPP は、複数の特許権者が保有する特許を、MPP が管理し、ジェネリック医薬品メーカーが必要なライセンスを受けてジェネリック版医薬品を製造する一方で、特許権者は特許権使用料を受け取るという仕組みであると報告されている。

MPP の目的は、主要な HIV/AIDS 薬等について、特許権者の自主的なライセンス許諾と特許のプールを通じて、途上国の患者が良質かつ安全かつ効果的で、適切かつ購入しやすい値段の医薬品を入手する機会を増加させることであるとされる。特許権者によるライセンス許諾は、新しい医薬品の登場を促進すると同時に、本当に必要とされている医薬品へ

---

[162] Распоряжение Правительства Российской Федерации от 28.12.2021 № 3915-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202112300035?index=0&rangeSize=1

[163] Распоряжение Правительства Российской Федерации от 05.03.2022 № 429-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060012

[164] 【タイ】タイ知的財産局（DIP）、強制実施権に関する特許法改正案に対するパブリックヒアリングについて（2022 年 1 月 27 日 ジェトロ・バンコク事務所）（ジェトロ ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2022/th/20220127.pdf

[165] generic version of patented medicine:特許保護期間中の新薬の製造方法等をコピーして製造する医薬品で、ジェネリック医薬品と同様に新薬よりも安価とされる。

[166] UNITAID とは、別名で IDPF（International Drug Purchase Facility:国際医薬品購入ファシリティ）と呼ばれる国際機関であり、その目的は、「エイズ・結核・マラリアという感染症で苦しむ途上国の人々のため、それらの国々の現状では手に入れることが困難な高品質の医薬品・診断技術の価格を下げて、広く供給が行き届くようにすること」（UNITAID 憲章）とされる。2006 年にブラジル、チリ、フランス、ノルウェーそして イギリスによって創設されたとされる。

のアクセス改善の両方を可能とするとの報告がある。2021 年 5 月 27 日、MPP はコロナウイルスワクチン技術への対象拡大をアナウンスしている[167]。現在、13 個の HIV/AIDS 関連薬、1 個の HIV 関連技術、3 個のC型肝炎関連薬、1 個の結核関連薬、4 個の長時間作用型治療薬、1 個のがん治療薬、3 個の COVID-19 治療薬、12 個の COVID-19 関連技術の特許が対象とされている[168]。

このような MPP について、EFPIA、IFPMA、PhRMA、JPMA は、「製品開発パートナーシップ（PDP）、革新的な資金調達メカニズム、ライセンス許諾、医薬品特許権プール（MPP）のようなメカニズム、及び知的財産権不主張宣言(non-assert declarations)は、資源の乏しい環境下の数億の人々に業界の製品を行き届かせることに役立っている。」との見解を報告している[169]。

以下、MPP の対象となった COVID-19 治療薬、技術について詳述する、

### （1）モルヌピラビル

COVID-19 治療薬について、MPP は 2021 年 10 月 27 日にメルク社と経口薬モルヌピラビル（一般名）について[170]、幅広い地域での供給のための製造ライセンス契約締結を発表した。MPP の対象製品としてリストされている[171]。105 の低中所得国への供給を目的として、27 のジェネリック医薬品会社とサブライセンス契約を締結したことを 2022 年 1 月 20 日にアナウンスした[172]。

### （2）パクスロビド

MPP は 2021 年 11 月 16 日ファイザー社と経口薬パクスロビド（抗ウイルス薬ニルマトレルビルと抗 HIV 薬リトナビルとの配合剤）について[173]、幅広い地域での供給のための製造ライセンス契約締結を発表した。MPP の対象製品としてリストされている[174]。36 のジェ

---

[167] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021 年 5 月 27 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/covid-19-vaccine-technologies-mandate-expansion/

[168] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/progress-achievements/licences/

[169] United Nations High Level Panel (UNHLP)（医薬品へのアクセスに関しての知的財産の価値）（製薬協ウェブサイト）
https://www.jpma.or.jp/globalhealth/value/unhlp/

[170] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021 年 10 月 27 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-msd-new-licence-announcement-molnupiravir/

[171] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/molnupiravir-mol/

[172] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 1 月 20 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/27-generic-manufacturers-sign-agreements-with-mpp-to-produce-molnupiravir

[173] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/pfizer-and-the-medicines-patent-pool-mpp-sign-licensing-agreement-for-covid-19-oral-antiviral-treatment-candidate-to-expand-access-in-low-and-middle-income-countries/

[174] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/pf-07321332/

ネリック医薬品会社（13 か国）とサブライセンス契約を締結したことを 2022 年 3 月 22 日にアナウンスした[175]。

### （3）エンシトレルビル

2022 年 10 月 4 日、MPP は、開発中のエンシトレルビル（製品名：ゾコーバ錠）について、薬事承認を取得後に低中所得国 117 か国に広く提供することを目的としたライセンス契約を塩野義製薬と締結し、WHO が COVID-19 を国際保健上の緊急事態に指定している期間は、契約対象国で発生する売上に対するロイヤルティ受領を塩野義製薬は放棄することをアナウンスした[176]。

### （4）COVID-19 血清学的抗体技術

2021 年 11 月 23 日、MPP と WHO の COVID-19 Technology Access Pool (C-TAP)は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council (CSIC)）と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目的として、COVID-19 血清学的抗体技術（ELISA ANTIBODY TECHNOLOGY）についてライセンス契約を締結した[177]。その後、MPP は、COVID-19 血清学的抗体技術の製造・販売を加速するため、南アフリカの製薬会社 Biotech Africa とサブライセンス契約を締結した[178]。

### （5）COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬開発

2022 年 5 月 12 日、MPP と WHO の C-TAP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health (NIH)）と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約を締結した[179]。ライセンス契約の対象技術は、(1) A VSV-EBOV-BASED VACCINE (Vaccine Candidate)、(2) ACE2 DIMER CONSTRUCT (Research Tool for Drug Development)、(3) DETECTION OF SARS-COV-2 AND OTHER RNA VIRUS (Diagnostic)、(4) HIGH-THROUGHPUT DIAGNOSTIC TEST (Diagnostic)、(5) NEWCASTLE DISEASE

---

[175] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 3 月 22 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/update-ukrainian-company-darnitsa-signs-sublicence-agreement-with-mpp-bringing-to-36-the-number-of-generic-manufacturers-to-produce-generic-versions-of-pfizers-oral-covid-19-treatment

[176] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 10 月 4 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/shionogi-and-the-medicines-patent-pool-mpp-sign-licence-agreement-for-covid-19-oral-antiviral-treatment-candidate-to-increase-access-in-low-and-middle-income-countries

[177] Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 23 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-the-first-transparent-global-non-exclusive-licence-for-a-covid-19-technology

[178] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 6 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/new-agreement-under-c-tap-aims-to-improve-global-access-to-covid-19-testing-technologies

[179] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 5 月 12 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-agreement-with-nih-for-covid-19-health-technologies

VIRUS-LIKE PARTICLES DISPLAYING PREFUSION-STABILISED SPIKES (Vaccine Candidate)、(6) PARAINFLUENZA VIRUS 3 BASED VACCINE (Vaccine Candidate)、(7) PREFUSION SPIKE PROTEINS (Vaccine Development)、(8) PSEUDOTYPING PLASMID (Research Tool for Vaccine Development) 、(9) RNASEH-ASSISTED DETECTION ASSAY FOR RNA (Diagnostic)、(10) STRUCTURE-BASED DESIGN OF SPIKE IMMUNOGENS (Research Tool for Vaccine Development)、(11) SYNTHETIC HUMANISED LLAMA NANOBODY LIBRARY AND USE (Research Tool for Drug and Diagnostic Development)の 11 種である[180]。

### （6）COVID mRNA ワクチン技術移転

WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することを 2021 年 6 月 21 日にアナウンスした[181]。当該ワクチン技術移転に関する技術は、特許保護のないものであるため、または、実施許諾により、及び／または権利行使を行わない宣言により実施に支障がないことを MPP は 2021 年 11 月 16 日にアナウンスした[182]。その後、2022 年 2 月 3 日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、MPP と Afrigen 社は、COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した[183]。2022 年 4 月 19 日、WHO と MPP は、15 か国の製造業者（アルゼンチン、インド、インドネシア、ウクライナ、エジプト、ケニア、セネガル、セルビア、チュニジア、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル、ベトナム、南アフリカ）が mRNA 技術移転プログラムの支援を COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブから受けることをアナウンスした[184]。

2022 年 6 月 21 日、MPP は、協力パートナーからの知的財産権を使用して新しい mRNA ワクチン開発に取り組むための Afrigen 社と Univercells 社との COVID-19 ワクチン開発をサポートする共同研究契約を歓迎した[185]。2022 年 7 月 8 日、MPP は、Afrigen 社がアメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health (NIH)）と次世代 mRNA ワクチン研究に関す

---

[180] Medicines patent pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/progress-achievements/licences

[181] WHO プレスリリース（2021 年 6 月 21 日）
https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub

[182] Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/

[183] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 2 月 3 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines

[184] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 4 月 19 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-names-of-15-manufactures-to-receive-training-from-mrna-technology-transfer-hub

[185] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 6 月 21 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/medicines-patent-pool-welcomes-agreement-by-afrigen-and-univercells-to-support-the-development-of-first-african-covid-19-vaccine

る共同研究を締結したことを歓迎した[186]。

## ６．民間企業等の動向（Open COVID Pledge (OCP)、COVID-19 と戦う知財宣言、個別企業の対応（voluntary license、MPP の活用状況を含む）等）

### （１）民間コンソーシアム

米国の Open COVID Pledge（OCP）では[187]、フェイスブック、アマゾン、インテル、IBM など IT 関連企業などが、COVID-19 感染対策のための研究開発のためであれば、知的財産権を行使しないことを宣言している。2023 年 3 月 3 日現在、Pledgors として宣言しているのは 33 社（日本企業は 2 社）、Supporters として支援するのは 42 組織である。

日本国内にも同様の「COVID-19 と戦う知財宣言」の取り組みがあり、経団連がサポートしている[188]。COVID-19 感染症のまん延防止の実現に向けた、医療の提供、感染管理、感染防止その他の感染症対策を一刻も早く進める上で、障害となる知的財産権の行使を行わない、一切の対価や補償を求めないことに、ボランタリーベースで賛同を求めている。参加企業にはトヨタ、キヤノン、ヤフーなど機械・情報系の IT 関連企業が多く、2023 年 3 月 3 日現在、参加企業は 102 社、対象特許は 927,897 件である。

2020 年 3 月に、治療薬候補の研究を加速する取り組みである COVID R&D Alliance が立ち上げられた。日本の武田、エーザイをはじめとして世界中の 20 社以上の大手新薬メーカー等が参画し、企業間で臨床試験データとリアルワールドエビデンスを共有し、COVID-19 に対して効果を示す可能性のある作用機序と治療薬の特定を進めている[189]。新型コロナウイルス感染症の入院患者を対象とした無作為化二重盲検プラセボ対象試験において、アムジェン社のアプレミランスト、武田薬品のラナデルマブ、UCB 社のジルコプランが用いられている[190]。2020 年 11 月 30 日のプレスリリース以降、ウェブサイトでの新たな情報はない。

ワクチン・治療薬供与会社の個別企業の動向は以下のとおりである。

---

[186] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 7 月 8 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/the-medicines-patent-pool-welcomes-collaboration-between-afrigen-and-nih-on-mrna-vaccine-research

[187] OPEN COVID PLEDGE ウェブサイト
https://opencovidpledge.org/

[188] COVID-19 と戦う知財宣言ウェブサイト
https://www.gckyoto.com/covid19

[189] COVID R&D Alliance ウェブサイト
https://www.covidrdalliance.com/

[190] COVID R&D Alliance プスリリース（2020 年 11 月 30 日）
https://www.covidrdalliance.com/pdf/COMMUNITY_Release_113020.pdf

### （２）個別企業

#### （ａ）モデルナ社

モデルナ社は 2020 年 10 月 8 日にパンデミック中はワクチンの特許権の行使をしないことを表明している[191]。2021 年 10 月 7 日、アフリカに mRNA 製造施設を建設することをアナウンスし[192]、さらに 2022 年 3 月 7 日、最初のアフリカにおける mRNA 製造施設を建設するための覚書をケニア政府と締結したことをアナウンスした[193]。

また、2022 年 3 月 7 日、モデルナ社は新たなグローバルの公衆衛生戦略を発表し、低中所得国 92 か国を除き、モデルナ社の特許技術を使用する者に対してモデルナ社の知的財産を尊重することを期待し、COVID-19 ワクチン技術を妥当な経済条件でライセンスすることをアナウンスした[194]。

2022 年 8 月 26 日に、ファイザー社／ビオンテック社のコロナウイルスワクチンがモデルナ社の有する特許を侵害するとして、米国、及びドイツで提訴した。その際、モデルナ社がグローバルの公衆衛生戦略を発表した 2022 年 3 月 8 日以前の活動に関する損害賠償、低中所得国 92 か国で使用される分の損害賠償は求めていない[195]（詳細は後述の「（３）コロナウイルスワクチンに関する特許訴訟　（ｆ）モデルナ社 v. ファイザー社及びビオンテック社」参照）。モデルナ社の方針に対し、Jacob S. Sherkow (Professor, University of Illinois College of Law)は、「ある程度、これは事業が通常運転しているサインである。他の典型的な市場製品を扱うのと同様に、生物学的製剤の特許訴訟が通常の領域に戻っている。おそらく、かつて COVID-19 ワクチンは単なる生物学的製剤ではなく、特別なものであった。今はその時は過ぎ去っており、この特許訴訟はその点を喚起させるものである。」とコメントしている[196]。

また、2022 年 10 月 2 日の Financial Times の記事によると、モデルナ社は商業上、安全上の懸念を理由に、mRNA 技術によるワクチン開発方法の提供を求める中国政府の要求に応じず、中国でのワクチン販売を巡る協議は決裂していたことが報告されている[197]。

---

[191] モデルナ社ステイトメント（2020 年 10 月 8 日）
https://investors.modernatx.com/Statements--Perspectives/Statements--Perspectives-Details/2020/Statement-by-Moderna-on-Intellectual-Property-Matters-during-the-COVID-19-Pandemic/default.aspx

[192] モデルナ社プレスリリース（2021 年 10 月 7 日）
https://s29.q4cdn.com/745959723/files/doc_news/2021/10/07/moderna-build-state-art-mrna-facility-africa-manufacture-500.pdf

[193] モデルナ社プレスリリース（2022 年 3 月 7 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Moderna-Announces-Memorandum-of-Understanding-with-the-Government-of-the-Republic-of-Kenya-to-Establish-its-First-mRNA-Manufacturing--601QF.pdf

[194] モデルナ社プレスリリース（2022 年 3 月 7 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/2022/03/07/Moderna-Announces-Its-Global-Public-Health-Strategy-2022.pdf

[195] モデルナ社プレスリリース（2022 年 8 月 26 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Moderna-Sues-Pfizer-and-BioNTech-for-Infringing-Patents-Central-to-Modernas-Innovative-mRNA-Technology-Platform-2022.pdf

[196] 3 Questions As Moderna Wages COVID Patent Attack On Pfizer (LAW360, August 26, 2022)

[197] Moderna refused China request to reveal vaccine technology (Financial Times, October 2, 2022)
https://www ft.com/content/a481c129-c5aa-4972-84a8-3a45bb000098

### （b）ファイザー社

ファイザー社は2021年5月に「知的財産権放棄により、より大きな問題が起きる」として知的財産権放棄に懸念を示した[198]。

ファイザー社は2021年11月16日にMPPと経口薬パクスロビド（抗ウイルス薬ニルマトレルビルと抗HIV薬リトナビルとの配合剤）について[199]、幅広い地域での供給のための製造ライセンス契約締結を発表した。パクスロビドは MPP の対象製品としてリストされている[200]。2022年3月17日、MPPは95の低中所得国へのパクスロビドの供給のために35のジェネリック医薬品会社との製造契約を締結した。さらに2022年3月22日に1社追加され、計36のジェネリック医薬品会社との製造契約を締結したことになる[201]。

また、2022年5月25日に、「現在及び将来の欧米で利用可能な特許保護薬・ワクチンを、45の低所得国において非営利的価格で供給する」とアナウンスした[202]。2022年9月22日、ファイザー社は、COVID-19 Response Mechanism (C19RM)の活動をする、低・中所得国での三大感染症（エイズ、結核、マラリア）対策に資金を提供する機関であるグローバル・ファンド（Global Fund）に対して、COVID-19経口治療薬パクスロビド600万回分を提供することをアナウンスした[203] [204]。

### （c）ビオンテック社

ビオンテック社は2021年5月10日に「今後9-12か月で全世界へ供給するワクチン製造が可能であるため知財権放棄は不要である」と言明した[205] [206]。ビオンテック社は、2021年10月26日、アフリカで2022年半ばにmRNA製造施設建設を開始することをアナウンス

---

[198] ファイザー社ウェブサイト
https://www.pfizer.com/news/hot-topics/why_pfizer_opposes_the_trips_intellectual_property_waiver_for_covid_19_vaccines

[199] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021年11月16日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/pfizer-and-the-medicines-patent-pool-mpp-sign-licensing-agreement-for-covid-19-oral-antiviral-treatment-candidate-to-expand-access-in-low-and-middle-income-countries/

[200] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/pf-07321332/

[201] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022年3月17日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/35-generic-manufacturers-sign-agreements-with-mpp-to-produce-low-cost-generic-versions-of-pfizers-oral-covid-19-treatment-nirmatrelvir-in-combination-with-ritonavir-for-supply-in-95-low-and

[202] ファイザー社プレスリリース（2022年5月25日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-launches-accord-healthier-world-improve-health

[203] ファイザー社プレスリリース（2022年9月22日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-supply-global-fund-6-million-paxlovidtm-treatment

[204] The Global Fund News (September 22, 2022)
https://www.theglobalfund.org/en/news/2022/2022-09-22-the-global-fund-signs-agreement-with-pfizer-to-expand-access-to-paxlovid-antiviral/

[205] AP News（2021年5月10日）
https://apnews.com/article/europe-coronavirus-vaccine-coronavirus-pandemic-health-business-2a03ff6d794f6e6b92a58c1403683e7b

[206] The Hill（2021年5月10日）
https://thehill.com/business-a-lobbying/552638-biontech-ceo-patent-waivers-are-not-needed

した[207]。2022 年 2 月 16 日、ワクチンを比較的簡単に製造できるコンテナ式のワクチン工場を開発したこと、及び 2022 年後半にアフリカに出荷し、2023 年にもアフリカでワクチン生産を開始することをアナウンスした[208]。2022 年 6 月 23 日、2022 年末までにルワンダにコンテナ式のワクチン工場を設立し、2024 年までに 100 人の雇用を行うこと、また、セネガル、南アフリカにもコンテナ式のワクチン工場を設立予定であることをアナウンスした[209]。

### （d）ファイザー社／ビオンテック社（コロナウイルスワクチン）

ファイザー社とビオンテック社は、2021 年 7 月 21 日、南アフリカのバイオ医薬会社バイオバック社とアフリカ連合内でのファイザー社／ビオンテック社コロナワクチンの供給のための製造に関する意向書に署名したことをアナウンスした[210]。

2021 年 8 月 26 日、ブラジルでの新型コロナウイルスワクチンの製造で、ブラジル製薬大手のユーロファルマと基本合意書に署名したと発表した。発表では、ファイザー社とビオンテック社はユーロファルマ社にワクチン製造に関わる設備と技術を提供し、2022 年に年間 1 億回分以上のワクチン製造を目指す。ブラジルで製造したワクチンは他の中南米諸国にも提供するという[211] [212]。

### （e）ジョンソン・エンド・ジョンソン社（医薬品部門としてヤンセン社を有する）

ジョンソン・エンド・ジョンソン社は、そのポジションペーパーで、「知的財産の重要性、及び TRIPS ウェイバー提案ではワクチンへのアクセスは加速されない」と述べている[213]。2022 年 3 月 8 日には、アスペン社と、アフリカの会社によるアフリカでの COVID-19 ワクチン製造供給契約を締結したことをアナウンスした[214]。しかしながら、2022 年 5 月の段階で、アスペン社は COVID-19 ワクチンの受注を取れていないとの記事がある[215]。

---

[207] ビオンテック社プレスリリース（2021 年 10 月 26 日）
https://investors.biontech.de/node/10891/pdf
[208] ビオンテック社プレスリリース（2022 年 2 月 16 日）
https://investors.biontech.de/node/11561/pdf
[209] ビオンテック社プレスリリース（2022 年 6 月 23 日）
https://investors.biontech.de/node/13091/pdf
[210] Pfizer 社プレスリリース（2021 年 7 月 21 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-and-biontech-announce-collaboration-biovac
[211] Pfizer 社プレスリリース（2021 年 8 月 26 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-and-biontech-announce-collaboration-brazils
[212] 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 9 月 2 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/c75c70ddc6c70013 html
[213] Position on COVID-19 and Intellectual Property Rights（ジョンソン・エンド・ジョンソン社ウェブサイト）
https://www.jnj.com/about-jnj/policies-and-positions/our-position-on-covid-19-and-intellectual-property-rights
[214] ジョンソン・エンド・ジョンソン社 Latest News（2022 年 3 月 8 日）
https://www.jnj.com/johnson-johnson-announces-landmark-agreement-to-enable-its-covid-19-vaccine-to-be-manufactured-and-made-available-by-an-african-company-for-people-living-in-africa
[215] Aspen's Covid Flop Bodes III for Africa's Vaccine Making Drive (May 18, 2022, Bloomberg)
https://www.bloomberg.com/news/articles/2022-05-18/aspen-s-covid-flop-bodes-ill-for-africa-s-vaccine-making-drive

### （f）ノババックス社

ノババックス社は 2021 年 5 月 7 日に COVID-19 ワクチンに関する知的財産権放棄提案に反対している[216]。

### （g）バイオバック社

2021 年 6 月 21 日、WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することをアナウンスしたが[217]、バイオバック社は南アフリカのバイオ医薬品会社であり、その当該共同事業体を構成する会社のひとつである。バイオバック社は、2021 年 7 月 21 日、ファイザー社／ビオンテック社と、アフリカ連合内でのファイザー社／ビオンテック社コロナワクチンの供給のための製造に関する意向書に署名した[218]。その後、バイオバック社と開発パートナーが協力して、南アフリカのワクチン製造拡大を支援し、アフリカ全体の長期的な健康安全保障を前進させることをアナウンスし[219]、2022 年 9 月 14 日、コロナワクチンの第一バッチを製造したことが報告された[220]。

### （h）メルク社

メルク社は、2021 年 10 月 27 日に MPP と経口薬モルヌピラビル（一般名）について、幅広い地域での供給のための製造ライセンス契約締結を発表した[221]。モルヌピラビルは MPP の対象製品としてリストされている[222]。また、メルク社は、モルヌピラビルについては、105 の低中所得国への供給を目的として、27 のジェネリック医薬品会社とサブライセンス契約を締結したことを 2022 年 1 月 20 日にアナウンスした[223]。

---

[216] ノババックス社プレスリリース（2021 年 5 月 7 日）
https://ir.novavax.com/2021-05-07-Novavax-Statement-in-Opposition-to-the-WTO-TRIPS-Waiver

[217] WHO プレスリリース（2021 年 6 月 21 日）
https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub

[218] Pfizer 社プレスリリース（2021 年 7 月 21 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-and-biontech-announce-collaboration-biovac

[219] Biovac and Development Partners Collaborate to Support South Africa's Vaccine Manufacturing Expansion and Advance Long-Term Health Security Across Africa (March 1, 2022)（African Development Bank ウェブサイト）
https://www.afdb.org/fr/news-and-events/press-releases/biovac-and-development-partners-collaborate-support-south-africas-vaccine-manufacturing-expansion-and-advance-long-term-health-security-across-africa-49641

[220] Pfizer's African Partner Produces First Doses of Covid Shots (September 14, 2022)（Bloomberg ウェブサイト）
https://www.bloomberg.com/news/articles/2022-09-14/pfizer-s-african-partner-produces-first-doses-of-covid-19-shots

[221] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021 年 10 月 27 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-msd-new-licence-announcement-molnupiravir/

[222] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/molnupiravir-mol/

[223] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 1 月 20 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/27-generic-manufacturers-sign-agreements-with-mpp-to-produce-molnupiravir

（ｉ）ギリアド社

2020年5月にギリアド社は抗ウイルス薬であるレムデシビルについて、voluntary licensing program を設立[224]し、127 の低中所得国の 1,100 万人以上のための医薬品アクセスを可能にした。現状、ロイヤルティは無償とされている[225]。

（ｊ）塩野義製薬株式会社

2022 年 10 月 4 日、開発中のエンシトレルビル（製品名：ゾコーバ錠）について、薬事承認を取得後に低中所得国 117 か国に広く提供することを目的としたライセンス契約を MPP と締結し、WHO が COVID-19 を国際保健上の緊急事態に指定している期間は、契約対象国で発生する売上に対するロイヤルティ受領を放棄することをアナウンスした[226]。

（３）コロナウイルスワクチンに関する特許訴訟

なお、コロナウイルスワクチンに関してはいくつかの特許訴訟が米国、及びドイツで提起されている。

（ａ）アレーレ・バイオテクノロジー社 v. ファイザー社及びビオンテック社

アレーレ・バイオテクノロジー社は、ファイザー社及びビオテック社のワクチンが、自社の有する天然に存在しない単離された単量体または二量体の lanYFP 蛍光たんぱく質に関する特許（US10,221,221）を侵害するとして、2020 年 10 月 5 日にカリフォルニア南部地裁に提訴した。その後、2021 年 1 月 5 日に和解した[227]。

（ｂ）アルブタス・バイオファーマ社及びジェネバント・サイエンシイズ社 v. モデルナ社

アルブタス・バイオファーマ社及びジェネバント・サイエンシイズ社は、モデルナ社のコロナウイルスワクチンが自社の有する核酸-脂質粒子、脂質小胞、それらの用途に関する複数の特許（US8,058,069、US9,364,435、及び US9,404,127 を含む）を侵害するとして、2022 年 2 月 28 日にデラウェア地裁に提訴した[228]。他方、モデルナ社は US8,058,069、US9,364,435、

---

[224] Gilead 社プレスリリース（2021 年 4 月 26 日）
https://www.gilead.com/news-and-press/press-room/press-releases/2021/4/gilead-sciences-announces-steps-to-expand-availability-of-remdesivir-in-india

[225] Gilead 社プレスリリース（2021 年 4 月 26 日）
https://www.gilead.com/news-and-press/press-room/press-releases/2022/7/gilead-sciences-signs-new-joint-procurement-agreement-with-the-european-commission-for-veklury-remdesivir

[226] 塩野義製薬株式会社プレスリリース（2022 年 10 月 4 日）
https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/news/pdf/2022/09/20221004.pdf

[227] Pfizer, Allele Biotech End COVID Vax IP Fight (Law360, January 5, 2022)

[228] アルブタス・バイオファーマ社プレスリリース（2022 年 2 月 28 日）
https://investor.arbutusbio.com/node/16971/pdf

及び US9,404,127 について Inter Partes Review (IPR)を 2015 年、2016 年に申請しており、2021 年 12 月 1 日に連邦巡回区控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the Federal Circuit (CAFC))で US8,058,069 は有効[229]、US9,364,435 は一部有効[230]と判断されている。

### （c）アクイタス・セラピューティックス社 v. アルブタス・バイオファーマ社

アクイタス・セラピューティックス社は、その脂質ナノパーティクル送達システム（lipid nanoparticle (LNP) delivery system）技術がファイザー社のワクチンに用いられているが、当該技術がアルブタス・バイオファーマ社の特許を侵害しない、またはアルブタス・バイオファーマ社の特許が無効であることを求める確認訴訟をニューヨーク南部地裁に 2022 年 3 月に行った[231]。

### （d）アルナイラム社 v. ファイザー社及びモデルナ社

アルナイラム社は、ファイザー社及びモデルナ社のコロナウイルスワクチンが自社の有するカチオン性脂質に関する特許（US11,246,933）を侵害するとして、2022 年 3 月 17 日にデラウェア地裁に提訴した[232]。さらにアルナイラム社は、脂質粒子、及びその製造法に関する特許（US11,382,979）が 2022 年 7 月 12 日に登録されると同日に、ファイザー社及びモデルナ社との訴訟対象特許に追加した[233]。

### （e）キュアバック社 v. ビオンテック社

キュアバック社は、ファイザー社／ビオンテック社のコロナウイルスワクチンがキュアバック社の有する特許（EP1857122B1, DE202015009961U1 DE202021003575U1, DE2015009974U1）を侵害するとして、ビオンテック社及びその子会社をデュッセルドルフ地方裁判所に提訴したことを 2022 年 7 月 5 日にアナウンスした[234]。これに対し、ビオンテック社は、2022 年 7 月 5 日に、有効な特許権を尊重し、特許侵害の全ての申し立てに対し

---

[229] Modernax, Inc., FKA Moderna Therapeutics, Inc., v. Arbutus Biopharma Corporation (2020-2329, December 1, 2021)（CAFC ウェブサイト）
https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-2329.OPINION.12-1-2021_1872458.pdf

[230] Modernax, Inc., FKA Moderna Therapeutics, Inc., v. Arbutus Biopharma Corporation, FKA Protiva Biotherapeutics, Inc., (2020-1184, 2020-1186, December 1, 2021)（CAFC ウェブサイト）
https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1184.OPINION.12-1-2021_1872445.pdf

[231] Acuitas Therapeutics Sues Arbutus Biopharma Over mRNA-Delivery Patents (March 22, 2022)（FDA NEWS ウェブサイト）
https://www.fdanews.com/articles/207071-acuitas-therapeutics-sues-arbutus-biopharma-over-mrna-delivery-patents

[232] アルナイラム社プレスリリース（2022 年 3 月 17 日）
https://investors.alnylam.com/press-release?id=26576

[233] Pfizer, Moderna Face New IP Litigation Over COVID Vaccines (Law360, July 12, 2022)
https://www.law360.com/articles/1510937/pfizer-moderna-face-new-ip-litigation-over-covid-vaccines-

[234] キュアバック社プレスリリース（2022 年 7 月 5 日）
https://www.curevac.com/wp-content/uploads/2022/07/20220705_PR_CureVac-Files-Patent-Infringement-Lawsuit-in-Germany-Against-BioNTech.pdf

て積極的に防御することをアナウンスしている[235]。2022 年 7 月 25 日、ビオンテック社及びファイザー社は、米国マサチューセッツ地裁において、キュアバック社の特許（US11,135,312, US11,149,278 及び US11,241,493）に対する非侵害確認訴訟を提起した[236]。さらにビオンテック社及びファイザー社は、2022 年 9 月 2 日に、英国特許裁判所（Patent Court, High Court of England & Wales）に、キュアバック社の 2 つの特許（EP1857122、EP3708668）について非侵害、無効を求めて提訴した[237] [238]。

### （f）モデルナ社 v. ファイザー社及びビオンテック社

モデルナ社は、2022 年 8 月 26 日に、ファイザー社／ビオンテック社のコロナウイルスワクチンがモデルナ社の有する特許を侵害するとして、米国のマサチューセッツ地裁、及びドイツのデュッセルドルフ地裁に提訴した。ただし、モデルナ社はファイザー社／ビオンテック社のコロナウイルスワクチンの差止請求は行っておらず、また、COVID-19 のパンデミックとの闘いが新たなフェーズに入ったとして、モデルナ社がグローバルの公衆衛生戦略を発表した 2022 年 3 月 8 日以前の活動に関する損害賠償、低中所得国 92 か国で使用される分の損害賠償は求めていない[239]。それに対し、ビオンテック社は 2022 年 9 月 23 日にモデルナ社特許（EP3590949, EP3718565）について欧州特許庁に異議申立を行った[240] [241]。

このモデルナ社の動きに対して、米国知財関係者のなかで、(1) 2020 年 10 月の発表は、特許権を行使しないことをモデルナ社が約束したのであるから、今になって行使するのは、禁反言の法理によって許されないという主張がファイザー社等からされ得るという意見；(2) 2020 年 10 月の発表は 2022 年 3 月の発表に取って代わられており、モデルナ社は 2022 年 3 月以前の売上に対する賠償も求めていないため、禁反言の法理は適用されない（モデルナの立場は一貫している）という意見がある[242]。

また、モデルナ社が新型コロナウイルスワクチンの mRNA 技術で特許侵害を主張し、ファイザー社とビオンテック社を提訴した件をめぐり、中国においては、国家知識産権局の

---

[235] ビオンテック社プレスリリース（2022 年 7 月 5 日）
https://investors.biontech.de/node/13186/pdf

[236] BioNTech, Pfizer Say They Didn't Infringe CureVac Patents (Law360, July 25, 2022)
https://www.law360.com/articles/1515027/biontech-pfizer-say-they-didn-t-infringe-curevac-patents

[237] United States Securities and Exchange Commission FORM 6-K (September 2, 2022)（ビオンテック社ウェブサイト）
https://investors.biontech.de/static-files/9dc8ca1e-853d-4e50-ac70-20c22e249331

[238] BioNTech And Pfizer Want CureVac COVID Patents Nixed (LAW360, September 27, 2022)

[239] モデルナ社プレスリリース（2022 年 8 月 26 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Moderna-Sues-Pfizer-and-BioNTech-for-Infringing-Patents-Central-to-Modernas-Innovative-mRNA-Technology-Platform-2022.pdf

[240] European Patent Register EP3590949 (European Patent Register ウェブサイト)
https://register.epo.org/application?number=EP19177059

[241] European Patent Register EP3718565 (European Patent Register ウェブサイト)
https://register.epo.org/application?number=EP20164728

[242] 3 Questions As Moderna Wages COVID Patent Attack On Pfizer (Law360, August 26, 2022)

知的財産権保護司の指導の下で、江蘇省知的財産権保護センターが「海外ビジネスにおける知財リスクとその対策」をテーマとした非公開会議を 2022 年 9 月 23 日に開催した[243]。バイオ医薬品産業における海外知的財産紛争対応指導のパイロットプログラムの推進、海外知財紛争対応指導センターの組織化など、バイオ医薬品産業の重要課題に引き続き注力し、国際的なホットスポットや中国産業への影響を深く研究・分析し、企業のニーズに焦点を当て、バイオ医薬品産業の健全かつ円滑な発展、中国に必要な支援を提供するとされている。

### （4）コロナ治療薬に関する特許訴訟

#### （a）エナンタ社 v. ファイザー社

コロナ治療薬である経口抗ウイルス薬パクスロビドについて、米国においてエナンタ社が 2022 年 6 月 21 日に米国特許 US11,358,953 をファイザー社が侵害するとしてマサチューセッツ地裁に提訴した[244]。

### （5）コロナウイルスワクチン特許に関するその他の動き

#### （a）モデルナ社

モデルナ社は、COVID-19 ワクチンの mRNA 配列に関する特許発行手続きを行わない旨を 2021 年 12 月 10 日に国立衛生研究所(NIH)に通知した[245]。本特許を巡り、NIH の科学者を共同発明者にすべきと主張する NIH と、mRNA 配列はモデルナ社の科学者が独自技術を用いて選択したものと主張するモデルナ社との間で確執が表面化しており、NIH も裁判を辞さないとしていた[246]。モデルナ社は、NIH との協議に十分な時間を取り、円満な解決策を模索するために、現時点では特許発行すべきではないとの判断に至ったとしている。一方で、モデルナ社は継続出願を行っている。

---

[243] 国家知识产权局知识产权保护司指导召开新冠疫苗国际专利诉讼闭门会议（2022 年 9 月 28 日 中华人民共和国商务部ウェブサイト）
http://ipr mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202209/1973581 html

[244] エナンタ社プレスリリース（2022 年 6 月 21 日）
https://ir.enanta.com/node/11546/pdf

[245] モデルナ社ステイツメント（2021 年 12 月 17 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/2021/12/17/Statement-on-Intellectual-Property-Dec-2021.pdf

[246] What the Moderna – NIH COVID vaccine patent fight means for research (Nature 600, 200-201 (2011))
https://media nature.com/original/magazine-assets/d41586-021-03535-x/d41586-021-03535-x.pdf

## ７．制度改正、医薬関連注目判決等

### （１）米国　薬価イニシアチブ[247]

2021 年 7 月 9 日、バイデン大統領は米国経済の競争促進のための行政命令（大統領令）[248]に署名し、「特許法等がジェネリック医薬品やバイオシミラーの参入を阻害／遅延させており、安価な医薬品のアクセスを妨げている」と述べた。

2021 年 9 月 10 日、FDA は USPTO に対し、製薬企業の特許を保護し、イノベーションへのインセンティブを維持しつつ、同時に市場競争の促進と患者に手の届く価格での医薬品提供を実現するための方策について書簡を送付した[249]。特許はイノベーション創出に必須であると認めた上で、一部企業がそのシステムを悪用して市場独占と医薬品価格の急激な値上げを行っていると分析し、特許の継続出願、エバーグリーン特許出願、製品ホッピングを競争阻害行為であると懸念を示した。そして、懸念事項の解決に向け、USPTO と FDA が協力することを提案した。

2022 年 7 月 6 日、USPTO は FDA に対し書簡を送付し、USPTO のシステムがジェネリック医薬品の米国内での普及を不必要に遅らせないことを確実にするための以下の特定のイニシアチブを概説した[250]。

1. 医薬品や生物製剤を含む主要な技術分野で、FDA などの他の機関とのコラボレーションを強化する。
2. USPTO が屈強で信頼性の高い特許を発行することを保証するため、特許取得手順を改善する。
3. PTAB における、発行された特許に異議を申し立てるプロセスを改善する（アメリカ発明法の手続き）。
4. 特許制度への市民参加を改善する。
5. より手頃な価格の医薬品を市場に出す際の不必要な遅延を最小限に抑えつつ、イノベーションを奨励及び保護するための新しい提案を検討する。

2022 年 11 月 7 日の官報において、USPTO-FDA Collaboration Initiative に関する公聴会を 2023 年 1 月 19 日に開催すること、また、2023 年 2 月 6 日まで以下の 9 点についてコメントを募集することがアナウンスされた[251]。さらに、2023 年 2 月 24 日の官報でコメント募

---

[247] Drug Pricing Initiatives（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/initiatives/drug-pricing-initiatives

[248] Executive Order on Promoting Competition in the American Economy（ホワイトハウスウェブサイト）
https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/07/09/executive-order-on-promoting-competition-in-the-american-economy/

[249] Letter from FDA to USPTO (September 10, 2021)（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/EO14036-FDALettertoPTO.pdf

[250] USPTO Response to FDA (July 6, 2022)（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PTO-FDA-nextsteps-7-6-2022.pdf

[251] Federal Register Vol. 87., No. 214, 67019-67022 (November 7, 2022)（Federal Register ウェブサイト）
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-11-07/pdf/2022-24107.pdf

集期間を 2023 年 3 月 10 日まで延長することがアナウンスされた[252]。

1. 発明の特許性を評価するために使用できるツールについて特許審査官をトレーニングする際、どのような FDA 公開情報を含めるべきか？
2. 特許出願人または特許所有者が矛盾した陳述書を USPTO 及び FDA に提出したか否かを判断する際、特許審査官をサポートするメカニズムは何か？
3.製薬およびバイオテクノロジーの特許におけるクレームの特許性に対処するための America Invents Act 手続の使用に関連する機会と課題は何か？
4. USPTO と FDA は、特許期間延長の対象となるか否か、及び延長期間の決定に関し、協力と情報交換をいかに強化できるか？
5. FDA と USPTO はウェブサイトで特許期間延長出願情報を公開しているが、このウェブサイトに含めると役立つ追加情報は何か？
6. USPTO と FDA は、使用法特許、および該当する場合は関連する FDA 使用コードに関連し、どのような政策上の考慮事項または懸念事項を調査する必要があるか？
7. USPTO と FDA は、特定の FDA 承認製品に関連するリスク評価および軽減戦略の特許取得に関して、どのような政策上の考慮事項または懸念事項を調査する必要があるか？
8. USPTO と FDA が協力して、競争を不適切に遅らせたり、もはや特許でカバーされていない希少薬ジェネリックバージョンの入手可能性を促進したりするため、特許の潜在的な悪用に関する懸念に対処するため、どのような措置を講じることができるか？
9. USPTO レターに記載されているイニシアチブ、または USPTO と FDA の協力に関するその他の関連する提案について、当局はどのような追加情報を検討する必要があるか？

上記コメント募集に関し、Regulations.gov のウェブサイトによると、2023 年 3 月 3 日の時点で、Novartis, BIO, PhRMA, AIPLA, Intellectual Property Owners Associations 等から 60 件以上のコメントが寄せられている[253]。

### （2）米国　医薬品等関連の特許期間延長に関する情報提供ウェブサイト[254]

上記「（1）米国　薬価イニシアチブ」記載の 2022 年 7 月 6 日の USPTO から FDA への書簡[255]に記載の「1. 医薬品や生物製剤を含む主要な技術分野で、FDA などの他の機関と

---

[252] Federal Register Vol. 88., No. 37, 11902-11903 (February 24, 2023)（Federal Register ウェブサイト）
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-02-24/pdf/2023-03808.pdf

[253] Joint USPTO-FDA Collaboration Initiatives; Notice of Public Listening Session and Request for Comments（Regulations.gov ウェブサイト）
https://www regulations.gov/docket/PTO-P-2022-0037/comments

[254] Applications for patent term extension and patent terms extended under 35 U.S.C.§156（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-term-extension/patent-terms-extended-under-35-usc-156?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

[255] USPTO Response to FDA (July 6, 2022)（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PTO-FDA-nextsteps-7-6-2022.pdf

のコラボレーションを強化する。」中に、特許期間延長出願と延長された特許に関する一般アクセスを容易にする方法を検討すると約束されていた。この約束に基づき、ウェブサイトが開設された。情報は四半期ごとに更新されるとされている。

### （3）米国　COVID-19 関連特許出願の優先審査パイロットプログラム延長[256] [257] [258] [259]

2022 年 3 月 25 日付、2022 年 6 月 29 日付、2022 年 12 月 22 日付、及び 2023 年 2 月 14 日付 Federal Register で、3-6 度目の COVID-19 関連特許出願の優先審査パイロットプログラム延長（2023 年 5 月 11 日まで）が公表された。

### （4）米国　機能表現により特定される抗体医薬発明特許 (Amgen Inc. v. Sanofi) [260]

機能表現により特定される抗体医薬発明特許が係争対象特許である。（i）実施可能要件とは陪審員が決定できる事実の問題であるのか、または裁判所が陪審員を尊重せずに裁定できる法律の問題であるのか、及び（ii）実施可能要件とは、当業者が特許発明を「作製して使用する」ことを要求しているのか、または「請求された実施形態の全範囲に到達する」ことを要求しているのか、の判断について、Amgen 社が 2021 年 11 月 18 日、最高裁判所に裁量上訴した。2022 年 9 月 21 日、米国法務長官（Soliciter General）は、本裁量上訴を最高裁判所は考慮すべきではない旨のアミカスブリーフを提出した。2022 年 11 月 4 日、最高裁判所は上記(ii)の判断についての裁量上訴を認めた。

2023 年 1 月 3 日、製薬会社をはじめ、以下の団体、組織からアミカスブリーフが提出されている。

（Amgen を支持）

・Chemistry and the Law Division of the American Chemical Society

・Intellectual Property Professors（知的財産関連教授陣（Mark A, Lamley 教授（Stanford Law School）を代表とする 14 名の教授陣）

・Instil Bio, Inc.

・GlaxoSmithKline plc

・National Association of Patent Practitioners, Inc.

・AbbVie Inc.

・Alliance of U.S. Startups and Inventors for Jobs and and Innovation Alliance

---

[256] Federal Register Vol. 87, No. 58, 17073-17074 (March 25, 2022)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-25/pdf/2022-06294.pdf

[257] Federal Register Vol. 87, No. 124, 38714 (June 29, 2022)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-29/pdf/2022-13892.pdf

[258] Federal Register Vol. 87, No. 245, 78661-78662 (December 22, 2022)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-12-22/pdf/2022-27795.pdf

[259] Federal Register Vol. 88, No. 30, 9495 (February 14, 2023)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-02-14/pdf/2023-03216.pdf

[260] 米国最高裁ウェブサイト
https://www.supremecourt.gov/search.aspx?filename=/docket/docketfiles/html/public/21-757 html

・Diversified Researchers and Innovators（Association of University Technology Managers, Inc., Bavarian Nordic A/S, Biogen Inc., Bristol-Myers Squibb Company, Corning Incorporated, Merck Sharp & Dohme Corp., 3M Company から構成）

・The Fynder Group, Inc. d/b/a Nature's Fynd

（双方とも支持しない）

・Intellectual Property Owner Association

・Regenxbio Inc., IGM Biosciences, Inc., Adaptive Phage Therapeutics, Inc.

・High Tech Inventors Alliance and The Computer & Communications Industry Association

・Intellectual Property Law Association of Chicago

・New York Intellectual Property Law Association

なお、本係争特許の対応日本特許を根拠に、サノフィ社が日本で販売していた医薬品は販売中止となった[261]が、当該対応日本特許については、2023 年 1 月 26 日に無効審判請求を棄却する審決を取り消す知財高裁判決[262] [263]が出されている。

### （5）米国　Skinny Label（虫食い申請）に関する医薬用途特許 (Teva v. GSK) [264]

GSK 社の高血圧、狭心症、心不全治療薬 Coreg（一般名：カルベジロール）について、Teva 社がうっ血性心不全を対象疾患から除外して後発医薬品を製造販売したことについて、CAFC は 2021 年 8 月 5 日に GSK の用途特許の教唆侵害であると判断した。その後、CAFC は再審理を 2022 年 2 月 11 日に却下したが、2022 年 6 月 11 日に Teva 社は、「後発医薬品の FDA 承認済みラベルが、先発医薬品会社がその特許用途をカバーしていると特定したすべての文言を切り抜いている場合、後発医薬品会社は、そのラベルが意図的にそれらの切り分けられた用途の侵害を奨励しているという理論に基づいて責任を負わなければならないのか？」との疑問とともに最高裁判所に裁量上訴した。2022 年 10 月 3 日、米国法務長官（Soliciter General）に米国の見解を表明することが求められた。

---

[261] プラルエント®販売中止に関して（2020 年 5 月 12 日）（サノフィ社ウェブサイト）
https://www.sanofi.co.jp/ja/about-us/news/20200512

[262] 令和 3 年（行ケ）第 10093 号 審決取消請求事件（知的財産高等裁判所ウェブサイト）
https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/091744_hanrei.pdf

[263] 令和 3 年（行ケ）第 10094 号 審決取消請求事件（知的財産高等裁判所ウェブサイト）
https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/751/091751_hanrei.pdf

[264] 米国最高裁ウェブサイト
https://www.supremecourt.gov/search.aspx?filename=/docket/docketfiles/html/public/22-37.html

### （6）米国　がん免疫療法パイロットプログラム（Cancer Immunology Pilot Program）の延長[265] [266]

2016 年 6 月 29 日、USPTO は、がん研究の加速を目指すホワイトハウスの National Cancer Moonshot Initiative を支援するため、がん免疫療法パイロットプログラムを 12 か月実施し、その後、複数回延長された。このプログラムは、がん免疫療法に関連する特許出願の審査を優先的に進めることを許可している。現在までに、パイロットプログラムへの参加を求める 880 件以上の請願書が提出され、650 件以上の特許が付与されている。がん免疫療法パイロットプログラムへの継続的な関心、及びホワイトハウスによる最近の National Cancer Moonshot Initiative の再始動を考慮し、USPTO は本パイロットプログラムを 2022 年 6 月 29 日に 2022 年 9 月 30 日まで延長し、さらに 2022 年 9 月 28 日に 2023 年 1 月 31 日まで延長した。

### （7）米国　がんムーンショット迅速審査パイロットプログラム（Cancer Moonshot Expedited Examination Pilot Program）[267]

上記（6）の免疫療法を用いるがん治療方法に関する特許出願迅速審査に関する「がん免疫療法パイロットプログラム」の代替として、対象技術を拡大するとともに「がんムーンショット迅速審査パイロットプログラム」が 2023 年 2 月 1 日に施行された。対象技術は、がん領域、または禁煙に関する領域であり、少なくとも以下の方法クレームから一つを有する出願である。

1. 免疫治療化合物または組成物を使用して癌を治療または発生率を低下させる方法（癌免疫療法）
2. 特定の医薬組成物を使用して、特定の遺伝子マーカーまたは突然変異を標的とすることにより癌を治療する方法
3. 特定の医薬組成物を使用して希少または小児がんを治療する方法
4. 癌を検出または治療するように特別に適合された医療機器を使用して、癌を検出または治療する方法
5. 特定の医薬組成物を投与することによって癌を治療する方法であって、癌を診断するステップを含む方法
6. 特定の医薬組成物を投与することによりニコチン依存症を治療し、禁煙を促進する方法

パイロットプログラムの期限は 2025 年 1 月 31 日、または 1,000 件の申請があった日のいずれか早い日までである。

---

[265] Federal Register Vol. 87, No. 124, 38714-38715 (June 29, 2022)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-29/pdf/2022-13908.pdf
[266] Federal Register Vol. 87, No. 187, 58772-58773 (September 28, 2022)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-09-28/pdf/2022-20988.pdf
[267] Federal Register Vol. 87, No. 236, 75608-75613 (December 9, 2022)
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-12-09/pdf/2022-26776.pdf

### （8）中国　パテントリンケージ

2020 年 9 月 11 日、中国国家医薬品監督管理局と国家知識財産権局が連合して「医薬品専利紛争の早期解決仕組みの実施弁法（＝医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決弁法）」を設け、若干の修正を経て 2021 年 7 月に施行された[268]。本実施弁法は、その目的が「医薬品特許権者の合法的な権益を保護し、新薬研究と水準の高いジェネリック医薬品の発展促進を奨励し、医薬品特許紛争の早期解決するためのもの」であることを第 1 条で明らかにしている。

2022 年 4 月 15 日、北京知的財産裁判所により、パテントリンケージ制度に基づく特許係争の最初の判決が下された[269]。2022 年 8 月 5 日、最高裁判所は北京知的財産裁判所判決を認容した[270]。

2022 年 4 月 25 日、国家知識産権局により、パテントリンケージ制度に基づく特許係争の最初の行政裁定が行われた[271]。

2022 年 10 月 31 日、国家知識産権局により改正特許審査基準案に対する意見公募（期限：2022 年 12 月 15 日）がアナウンスされ、Type 4 の後発医薬品申請に伴う特許無効チャレンジの対象を拡大が提案された[272]。

### （9）中国　医薬品登録管理方法施行規則

2022 年 5 月 9 日に医薬品登録管理方法施行規則の草案が公開され、第 38 条にパテントリンケージ、第 39 条に最初の化学ジェネリック医薬品の市場独占期間が規定されている。2022 年 6 月 9 日までコメントが募集された[273]。

---

[268] 国家药监局 国家知识产权局关于发布《药品专利纠纷早期解决机制实施办法（试行）》的公告 2021 年第 89 号（中华人民共和国中央人民政府ウェブサイト）
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-07/04/content_5622330 htm

[269] パテントリンケージ関連で最初の人民法院判断 Chugai Pharmaceutical v. Wenzhou Haihe（北京市知識産権法院 SNS）
https://mp.weixin.qq.com/s/-9SocP2TLE20Xw7me3OxNw

[270] 【案例报告】首例药品专利链接案：捐献规则和禁止反悔规则构成适用等同原则的限制（知识产权那点事 SNS）
https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA3NTI0NzYxNw==&mid=2651566677&idx=1&sn=43f3246df99e4372f37f0db888cd43b4&chksm=848c6b3bb3fbe22d34ca9e74f9d6960945dc1cb03d6a9239d1ce3b28b0e80b07d048726a005a&scene=90&subscene=93&sessionid=1661728732&clicktime=1661728741&enterid=1661728741#rd

[271] パテントリンケージ関連で最初の行政裁決 Humanwell v. Purdue Pharma（国家知識産権局ウェブサイト）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_53_175126 html

[272] 关于就《专利审查指南修改草案（再次征求意见稿）》公开征求意见的通知（国家知識産権局ウェブサイト）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016 html

[273] 药品管理法实施条例修订草案征求意见（国家市场监督管理总局ウェブサイト）
https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/202205/t20220513_344838 html

### （１０）中国　医薬品の集中調達における知的財産権の保護強化[274]

2022 年 12 月 30 日、中国国家知識産権局と国家医療保障局は医薬品の集中調達における知的財産権保護強化をめぐり、共同で通達した。これは、医薬品の集中調達における国務院の知的財産保護メカニズムをさらに改善し、統一された情報共有メカニズムを構築し、侵害行為の発生を防止し、医薬品分野におけるイノベーションと発展を奨励し、ビジネス環境を最適化し、医薬品の集中調達における知的財産保護を強化することを内容としている。

### （１１）中国　改正専利法の施行に関する国家知識産権局の関連審査業務の暫定措置に関する公告[275]

2023 年 1 月 4 日、中国国家知識産権局により、改正専利法の施行に関する国家知識産権の関連審査業務の暫定措置に関する公告が行われた。第 6 条に医薬品特許存続期間延長出願について、新薬申請承認日から 3 か月以内に紙で出願することが規定されている。

### （１２）台湾　専利法改正（パテントリンケージ関連）[276]

専利法第 60 条の 1 が 2022 年 2 月 24 日に行政院により改正案を可決され、2022 年 7 月 1 日に施行された。

| |
|---|
| 第 60 条の 1<br>1. 医薬品ライセンス申請者が、薬事法第 48 条第 9 条第 4 項に規定する新薬のライセンス所有者により公開された特許権に対して宣言を行う場合、特許権者は、通知を受けた後、第 96 条第 1 項の規定により、侵害の除去または防止を求めることができる。<br>2. 特許権者は、薬事法第 48 条第 13 項に定める期間内に、前出願人に対して訴訟を起こさなかった場合、その出願人は、医薬品ライセンスを申請した医薬品が特許権を侵害したかどうかについて、確認の訴えを行うことができる。 |

### （１３）ブラジル　特許存続期間

2021 年 4 月 7 日、ブラジル最高裁判所は特許存続期間の延長制度に関する訴訟の仮処分命令を公表し、産業財産法第 40 条補項で定められている「特許権存続期間は、特許付与日から起算して、特許権の場合は 10 年未満、実用新案の場合は 7 年未満であってはならな

---

[274] 国家知识产权局 国家医疗保障局关于加强医药集中采购领域知识产权保护的意见（国家知识产权局ウェブサイト）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/30/art_75_181158.html

[275] 国家知识产权局关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暫行办法的公告（国家知识产权局ウェブサイト）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_527_181246.html

[276] 增訂專利法第 60 條之 1，行政院定自 111 年 7 月 1 日施行（經濟部智慧財產局ウェブサイト）
https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-86-910542-b0b28-1.html

い」が適用されないことになった。2021 年 5 月 6 日に、ブラジル最高裁判所は、産業財産法第 40 条補項がブラジル憲法に違反していると結論付け、2021 年 5 月 12 日に裁判は終了した[277]。その後、2022 年 7 月 14 日、産業財産法第 40 条 A として、5 年を上限とした特許期間調整案が含まれる下院法案が提出された[278]。

2022 年 11 月 16 日、ブラジル最高裁は、Bristol-Myers Squibb により提訴された仮差止に関する事件（56,378/DF）において、「a decisão deste Supremo Tribunal Federal nos autos da ADI 5.529 não veda que os órgãos jurisdicionais competentes autorizem a extensão, por prazo certo e razoável, de privilégios patentários, se presentes, no caso concreto, circunstâncias que demonstrem ter havido demora irrazoável, injustificada e excepcional do INPI na concessão do pedido de patente（（産業財産法第 40 条補項がブラジル憲法に違反しているとの）最高裁判決は、特許出願を許可する際の産業財産庁の不合理で不当で例外的は遅延が具体的な事例において存在する場合、管轄権を有する管轄機関が、特許権の延長を一定かつ合理的な期間を認可することを禁止するものではない。）」との判断を行った[279]。「ブラジルの特許期間調整の問題の解決には程遠いが、少なくとも特許期間のケースバイケースの議論を認める最高裁の立場から、特許権者は勇気づけられるであろう」と結論づけた論文もある[280]。

### （１４）ブラジル　虫食い申請（Skinny Label）[281]

現在、ブラジルにおいては後発医薬品の虫食い申請（Skinny Label）は違法とされている。2022 年 12 月 28 日、国家衛生監督局（ANVISA）は、虫食い申請を認める規則#47/2009 第 14 条第 3 パラグラフを導入する規則改正案に関するパブリックコメントを募集した。パブリックコメント募集の期限は 2023 年 3 月 6 日である。

### （１５）インド　英国との FTA 交渉[282]

2022 年 1 月にインドと英国の FTA 交渉が開始され、英国からの知的財産条項の要求が

---

[277] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査 『国際知財制度研究会』報告書（令和三年度）（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2021_all.pdf

[278] PROJETO DE LEI Nº , DE 2022（Câmara dos Deputados ウェブサイト）
https://www.camara.leg.br/proposicoesWeb/prop_mostrarintegra;jsessionid=node0n7bd4kuy6u0pa0mm8hbx8our8388008.node0?codteor=2198619&filename=PL+2056/2022

[279] Reclamação Constitucional (RCL) 56.378/DF

[280] New Decision From The Brazilian Supreme Court In Favor Of Patent Term Adjustment (PTA) Cases (LEXOLOGY, November 24, 2022)（LEXOLOGY ウェブサイト）
https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=f997d95b-55cb-4bd1-a302-73d064721683

[281] Consulta Pública n° 1.137, de 27 de dezembro de 2022 (D.O.U de 28/12/2022)（ANVISA ウェブサイト）
http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6531822/CONSULTA+P%C3%9ABLICA+N+1137+GGMED.pdf/e5915d06-046e-4946-8be5-44c87b52f968

[282] MSF responds to UK's disastrous proposal on intellectual property in UK-India Free Trade Agreement (November 2, 2022)（国境なき医師団ウェブサイト）
https://msfaccess.org/msf-responds-uks-disastrous-proposal-intellectual-property-uk-india-free-trade-agreement

bilaterals.org により 2022 年 10 月 31 日にリークされた[283]。そのリークされた知的財産条項について国境なき医師団が「第二医薬用途特許を認めること」、「付与前特許異議申立制度を禁止すること」、「医薬品特許存続期間延長制度を導入すること」、「医薬品データ保護制度を導入すること」、「特許発明実施報告義務を禁止すること」、「対応外国特許出願状況の非開示を、異議申立事由、無効事由、及び拒絶事由としないこと」等を有害条項として懸念を表明している[284]。

### （１６）ユーラシア　パテントリンケージ[285]

2021 年 3 月 1 日、ユーラシア特許庁は、医薬品活性成分（Active Pharmaceutical Ingredient）関連ユーラシア特許情報を国際一般名（International Non-proprietary Name）とともにリストとして公開した。ユーラシア特許権者は、医薬品成分、製造法、医薬用途に関連する特許情報をユーラシア特許庁に提出することで、リストに掲載することができる[286]。2022 年春、EAPO の管理理事会の会合で、EAPO 加盟 8 か国の代表者は、特許権者の要請に応じて国内特許に関する情報をリストに追加するという EAPO のイニシアチブを肯定的に評価し、2022 年 10 月 14 日、ロシア特許が初めてリストに登録されたことがアナウンスされた[287]。

### （１７）ベトナム　知的財産法改正

2022 年 6 月 16 日、ベトナム国会は改正知的財産法を採択し、2023 年 1 月 1 日に施行された[288]。医薬関連として、以下の改正がなされている[289] [290]。

第 128 条「試験資料の秘密を保持する義務」が改正・補足され、「所管する医薬品使用許可の管理当局の承認により、後願者が使用許可証を取得した医薬品、又は使用許可証を取得した医薬品の安全、効果を証明するデータによって他の医薬品に関して使用許可証を

---

[283] UK-India FTA: draft intellectual property chapter (Apr 2022)（bilaterals.org ウェブサイト）
https://www.bilaterals.org/IMG/pdf/uk-india_fta_ip_chapter_dated_april_2022_68_.pdf

[284] Damaging provisions for access to medicines in the leaked UK-India FTA negotiation text (November 2022)（国境なき医師団ウェブサイト）
https://msfaccess.org/sites/default/files/2022-11/IP_UK-India%20FTA_Factsheet_Final_ENG_2.11.2022.pdf

[285] ФАРМАЦЕВТИЧЕСКИЙ РЕЕСТР ЕВРАЗИЙСКОГО ПАТЕНТНОГО ВЕДОМСТВА（ユーラシア特許庁ウェブサイト）
https://www.eapo.org/ru/patents/reestr/sfarma.php

[286] EAPO launches the Pharmaceutical Register (March 1, 2021)（ユーラシア特許庁ウェブサイト）
https://www.eapo.org/en/index.php?newspress=view&d=1123

[287] The first Russian patent was included in the EAPO Pharmaceutical Register (October 14, 2022)　（ユーラシア特許庁ウェブサイト）
https://www.eapo.org/en/index.php?newspress=view&d=1429

[288] Vietnam: IP-related decrees and circulars to be revised or replaced after the amended IP Law is enacted (August 18, 2022)　（European Commission ウェブサイト）
https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/vietnam-ip-related-decrees-and-circulars-be-revised-or-replaced-after-amended-ip-law-enacted-2022-08-18_en

[289] ベトナム知的財産法改正法（ベトナム語）　（ベトナム国家知的財産庁ウェブサイト）
https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1326404/Luat+sua+doi%2C+bo+sung+mot+so+dieu+cua+Luat+So+huu+tri+tue.pdf/e4fc7dc2-2e7b-4a6a-99d6-7a9ae7caf90f

[290] ベトナム知的財産法改正法（日本語訳）　（独立行政法人 国際協力機構ウェブサイト）
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/vietnam-tizaihou_amendment.pdf

申請することができるようになる場合、医薬品使用許可の国家管理当局は、当該医薬品が使用許可証を申請できる日の 5 ヶ月前から、その当局の電子ポータルサイト又はホームページにおいて後出願に関する情報を掲載しなければならない。」が追加された。

第 131a 条「医薬品使用許可証に関する手続の遅延による発明所有者への補償」が追加された。医薬品使用許可証の申請について、当該使用許可証申請に関する書類を受領した日から 2 年間が満了したものの、所管する医薬品使用許可の管理当局が当該申請書類について返信しない場合、遅延となったものとする。発明特許証の効力の維持手続をするとき、その所有者は、当該発明特許証によって製造される医薬品について最初の使用許可証申請の遅延の期間に相当する特許料を納付しなくてもよい。

第 145 条「発明の強制ライセンス許諾の根拠」第 1 項に dd 号「ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約で輸入が認められている他国の疾病予防及び治療用医薬品の需要に対応するために、発明の実施が必要とされる場合」が追加された。TRIPS 協定第 31 条の 2 に適合されるためである。

### （１８）アフリカ　医薬品発明の保護と利用の現状に関するアフリカ知的財産機関（Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)）加盟国地域カンファレンス[291]

アフリカ諸国は、消費者に危険をもたらす偽造医薬品の主要な目的地である。2022 年 11 月 2 日から 4 日までブラザビル（コンゴ共和国）で開催された会議で、アフリカ知的財産権及びイノベーション（Intellectual Property Rights & Innovation in Africa (AfrIPI)）は OAPI と協力して、OAPI 加盟国向けのアフリカの医薬品発明の保護と利用に関する地域会議を開催した。会議中、参加国は、アフリカにおける質の高い医薬品の入手可能性のための適切な解決策アプローチを模索するため、研究、知的財産権保護、および研究結果の価値化の観点から実施されている戦略の状況を確認した。この会議は、偽造医薬品と戦うための代替手段の 1 つとして地元の製薬産業を促進するために、2021 年 9 月 27 日から 29 日までヤウンデ（カメルーン）で開催された、特定の産業セクター(医薬品)における偽造および海賊版に関するベストプラクティスを交換し行動を特定するためのワークショップのフォローアップである。

[291] Regional Conference for OAPI MS on the Status of the Protection and Use of African Medicinal Inventions (November 2-4, 2022)（Intellectual Property Rights & Innovation in Africa ウェブサイト）
https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/activities/regional-conference-oapi-ms-status-protection-and-use-african-medicinal

## ８．欧米における医薬品の搾取的高価格規制の動向

東京大学大学院 法学政治学研究科 教授　滝澤　紗矢子

### １．問題の背景

近年、医薬品の高価格設定（多くの場合、急激な価格引上げ）が世界的に問題となり、これに対して、イギリスを筆頭に EU やその加盟国の競争法規制が活発化して、注目を浴びている[292]。こうした法域の薬事規制等は日本とは相当に異なっており、特に日本では薬価が急騰しないよう十分にコントロールされているため、直ちに同様の現象が起きることは考えにくい。しかし、グローバルに展開する日本事業者にとって、こうした規制のトレンドを押さえておくことは有用であろうし、また高価格規制自体が競争法理論上重要な論点であって、他分野にも波及する可能性があることから、ここに紹介する。

ここでいう高価格とは、カルテル等共同行為によって価格が引き上げられることではない。いわゆる独占価格のように、独占もしくはこれに準ずる市場状況故に単独行為として著しい高価格が設定されることを意味する。伝統的に競争法は、カルテル等の共同行為規制の方が熱心である上、市場競争の回復、促進のためのエンフォースメントを仕組むことに主眼を置いており、競争が失われた（競争の決着がついた）結果としての高価格設定を直接問題にすることには相当に慎重である。知的財産権が絡む場合が典型であるように、将来の投資や研究開発インセンティブを歪める可能性があるし、長期的には参入を呼び込むなどして競争が回復する余地もあるからである。また、どこからが違法性を帯びた高価格と言えるのか線引きが難しく、これに伴ってエンフォースメントを仕組む上での困難性も指摘されていた。

このような規制困難性があるために、高価格規制を行うか否かは法域によって判断が分かれている。高価格規制は、競争法上、搾取規制の一環として行われる。しかし、アメリカ反トラスト法は、原則としてそもそも搾取規制を認めていない上、上記懸念のもと、連邦最高裁は、独占価格設定自体は反トラスト法上問題ない旨明確に判示しており[293]、直ちに高価格規制が行われる状況にはない[294]。これに対して、EU はじめ欧州は、TFEU102 条に代表されるように、市場支配的地位濫用（abuse of a dominant position）規制を定めており、

---

[292] 独占的高価格設定に関する EU の動向を紹介した近年の邦語文献として、滝澤紗矢子「EU における搾取的高価格規制の新動向」NBL1213 号 4 頁（2022 年）、平山賢太郎＝福永啓太「独禁法による不当高価格設定規制」NBL1170 号 38 頁(2020 年)、白石幸輔「FRAND 宣言違反と EU の独占的高価格設定規制」筑波法政 72 号 111 頁（2017 年）、馬場文「EU 競争法における不当高価格設定行為規制」新世代法政策学研究 11 巻 105 頁(2011 年)、柴田潤子「高価格濫用規制の現代的意義」香川法学 28 巻 2 号 117 頁(2008 年)。

[293] eg. *Verizon Communications Inc. v. Law Office of Curtis v. Trinko, LLP,* 540 U.S. 398, 407.

[294] ただし、近年、急速に議論が高まり、下院司法委員会報告書で搾取規制導入が提言された（Investigation of competition in digital markets: majority staff report and recommendations, July 2022）ほか、FTC は、FTC 法５条の「不公正な競争方法（Unfair Methods of Competition）」の範疇で、搾取的・濫用的行為を規制する可能性を示唆している（FTC, Policy Statement Regarding the Scope of Unfair Methods of Competition Under Section 5 of the Federal Trade Commission Act Commission File No. P221202, November 10, 2022).

搾取濫用(exploitative abuse)[295]の典型として、搾取的高価格を規制しうると説明されてきた。ただし、規制当局は、前記のような実際の規制に伴う種々の問題を認識しているが故に慎重な姿勢に徹してきたため、実例はかなり限られていた[296]。日本においても、優越的地位の濫用（独禁法２条９項５号ハ）の文理解釈により、優越的地位を利用した濫用的高価格は規制可能と思われるものの、価格が高過ぎることそれ自体を問題にして規制した事例は存在しない[297]。

## ２．医薬品高騰の社会問題化

上記のような長年の謙抑的規制状況を打ち破ってまでも、近年、欧州を中心に医薬品の高価格規制が行われるに至っている。その問題状況の概要を簡単に紹介する。

2010 年頃から、多くの場合、比較的小規模で参入障壁がある（後発薬が入りにくい）市場において、生命に関わる重要な、しかし代替薬の乏しい特許切れ医薬品について、多くの場合買収後等に大幅値上げする事例が世界中で現れ、社会問題化した。例えば、最も著名であろう事案として、後述する米国における Daraprim 事件がある。この事案では、62 年間標準治療に用いられ、免疫機能低下者の生命維持に必要であった特許切れの寄生虫症治療薬 Daraprim(Pyrimethamine)が、買収された途端に、１錠 17.5 ドルから一気に 750 ドルに引き上げられた[298]。アメリカにおいてこの薬が必要な患者は 2000 人程度に限られ、ジェネリック医薬品事業者等の積極的参入が見込まれる市場ではなかった。

以上のような状況に直面した法域では、こうした高価格を競争法によって規制できるか、もしくは規制すべきかが喫緊の課題となった[299]。そして、少なくともいくつかの欧州競争当局は、他法域に先駆けて、これを競争法上の市場支配的地位に基づく搾取的高価格として規制する政策を選択した。この問題は、2018 年に OECD でも取り上げられ、当時の各法域の規制状況に基づき、意見交換が行われた（以下、「2018 年 OECD 背景報告書」という）

---

[295] TFEU102 条にいう「濫用（abuse）」は、排除濫用（exclusionary abuse）と搾取濫用（exploitative abuse）があると説明されるが、事例としては前者が大多数を占める。

[296] 初期の事案として、Case 26/75 General Motors Continental v. Commission [1975]ECR 1367, [1976]1CMLR95, Case 27/76 United Brands v Commission [1978] ECR207, [1978]1 CMLR 429 がある。司法裁判所は、前者では不当な高価格に該当しないとし、後者では搾取的高価格に関する立証不十分と述べて委員会の搾取的高価格規制を否定した。ただ、後述のように、United Brands 判決は、搾取的高価格の判断枠組みを示した判決として重要である。上記初期委員会規制が相次いで司法により否定されたことで、その後しばらく搾取的高価格規制の事案は途絶えた。1990 年代以降、少しずつ規制事例が現れて現在に至る。例えば、Case Comp/C-1/36.915 -Deutsche Post AG, European Commission, [2001]OJL331/40, Case C-177/16 -AKKA/LAA[2017], CASE AT.39816 – Upstream gas supplies in Central and Eastern Europe[2018].

[297] 公取委は、高価格そのものの過大な不利益性を正面から論じて規制したことはないが、「取引の対価の一方的設定」を問題視したことはある。すなわち、高価格それ自体よりも取引過程に焦点を当てて「あらかじめ計算できない不利益」を前面に出した理由づけを行っている。「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成 22 年 11 月 30 日、公正取引委員会）第４の３（５）ア参照。ただし、そこでも、通常価格との乖離状況、需給関係も勘案要素に挙げられている。

[298] 本件に関する解説の多くが、当初価格を 1 錠 17.5 ドルでなく 13.5 ドルとしているが、本稿は、後出する FTC et al. v. Shkreli の認定に基づいて 17.5 ドルと記述している。なお、ここに例示した、Shkreli が設立した Turing Pharmaceuticals による 2015 年 8 月の買収に伴う同年 9 月の価格引上げが有名だが、Daraprim はそれ以前にも買収を経ており、その際すでに 2010 年頃の 1 錠 1 ドルから 10 倍以上価格が引き上げられていた。

[299] フランスのように、薬価引上げに上限を設ける直接的規制で対応した国もある。

[300]。そこでは、各国それぞれの対応を報告しあった上で、特許切れなど投資開発インセンティブに影響しにくい場合については、高価格規制を行う可能性を肯定的に評価していた。

以下では、まず、欧州における医薬品の搾取的高価格規制の具体例と判断枠組みを概観し（３）、次に、搾取的高価格規制を行わない米国においてどのようにこの問題が対応されたかを簡潔に紹介する（４）。

## ３．欧州における搾取的高価格規制

### （１）具体例

以下では、2023 年 2 月時までの、欧州における近時の医薬品に係る搾取的高価格規制事例を列挙する[301]。

#### ①イギリス[302]

この問題に係る積極規制の筆頭格がイギリス競争当局（Competition and Market Authority, 以下「CMA」という）である。以下、4 件の規制事例がある[303]。

・PhenytoinSodium (Pfizer/Flynn)事件[304]

抗てんかん薬フェニトニンナトリウムカプセルにつき、製造業者である Pfizer が医薬品流通業者である Flynn にイギリスにおける販売権を売却。Fynn は、28×100mg パックの販売価格を 2.83 ポンドから 67.5 ポンドに値上げし、Pfizer も卸売価格を引き上げた。この薬は 1938 年に発売され、すでに特許は切れている。この薬の新薬が使われるようになっているため新たな患者増加の見込みはないが、臨床ガイドラインにより、現在服用中の患者は他の薬に切り替えられない。2016 年 12 月に、CMA は、両社が不公正な高価格をつけたとして、違反決定により 9000 万ポンドの課徴金を課した。これを不服として両社が提訴したところ、競争審判所（Competition Appeal Tribunal, 以下「CAT」という）は、CMA の原処分のうち搾取的高価格の判断について差戻し[305]、さらに控訴裁判所（Court of Appeal）も若干 CMA の意見を容れたものの搾取的高価格に係る認定の一部につき再調査を命じた[306]（判断の主要部分は後述）。CMA は当該事項について再調査を行って、2022 年 7 月、再び違

---

[300] OECD, Excessive prices in pharmaceutical markets (2018)
https://www.oecd.org/competition/excessive-pricing-in-pharmaceuticals htm

[301] 2023 年 2 月末時点までの情報である。滝澤「EU における搾取的高価格規制の新動向」前掲注 292 も参照のこと。

[302] イギリスは、2020 年 1 月 31 日に E U を離脱したが、競争法規制に関して、欧州委員会と緊密な連携を保っている。現在、イギリスでは、1998 年競争法第 18 条(第 2 章)が適用される。

[303] 日本経済法学会 2022 年個別報告：鞠山尚子「高価格設定の競争法による規制—欧州における医薬品高価格設定規制を参考に」が以下 3 件のイギリスの規制事例を取り上げていた。日本経済法学会年報 44 号に論考が掲載される予定である。

[304] https://www.gov.uk/cma-cases/investigation-into-the-supply-of-pharmaceutical-products

[305] Case 1275-1276/1/12/17 (7 June 2018). 評釈として、鞠山尚子・東海法学 58 号 35 頁（2020 年）参照。

[306] Case No: C3/2018/1847&1874 (10 March, 2020).

反決定を行い、7000 万ポンドの課徴金を課した。本件は、CAT に係属中である。

・Hydrocortisone 事件[307]

副腎機能不全治療薬であるヒドロコルチゾンタブレットにつき、2007 年時に 70 ペンスであったものが 2016 年には 72 ポンドに引き上げられた。この薬は、1955 年に発売され、特許は切れている。本件は、リバースペイメント合意と希少疾病用医薬品（orphan drug）指定が当該価格引上げに関わっていた。2021 年 7 月に、CMA は、不公正な高価格をつけたとして、Auden/Actavis(now Accord-UK)に対して、違反決定により、搾取的高価格設定に関する分として 1 億 5520 万ポンドの課徴金を課した。本件は、CAT に係属中である。

・Liothyronine 事件[308]

甲状腺機能低下治療薬であるリオチロニンタブレットにつき、2007 年時に 4.05 ポンドであったものが 2017 年には 247.87 ポンドに引き上げられた。この薬は、1950 年代に開発され、特許は切れている。2021 年 7 月に、CMA は、これが不公正な高価格であるとして、Advanz Pharma らに対して、違反決定により、計 1 億ポンドの課徴金を課した。本件は、CAT に係属中である。

・lithium carbonate medicines 事件[309]

特許切れの双極性障害治療薬である炭酸リチウム錠につき、市場支配的地位を利用して不公正な高価格を設定していると疑うに足る合理的証拠があるとして、CMA は Essential Pharma に対して調査を開始したが、Essential Pharma は、確約を申し出、CMA は、2020 年 12 月に確約決定（commitment decision）を行った。

**②EU 及びその加盟国**

・白血病等治療薬（Aspen）事件

EU 域内で販売していた 6 つの白血病等の血液癌治療薬について、Aspen が、2009 年に当該治療薬の製造会社を買収した後、一気に価格を引き上げ、関連費用を平均 300%上回る価格で供給した。当該治療薬は、一部の患者（特に子供と老人）にとって、代替の効かない必須薬であるため、各国の保健当局にとって薬価の交渉余地は少なく、Aspen から強気で提示された価格を受け入れるしかない状況にあるとされている。当該治療薬の特許権は約 50 年前に切れていた。

イタリア競争当局(ICA)は、2016 年 9 月にこれを市場支配的地位の濫用で違法であると

[307] https://www.gov.uk/cma-cases/hydrocortisone-tablets-alleged-excessive-and-unfair-pricing-anti-competitive-agreements-and-abusive-conduct-50277
[308] https://www.gov.uk/cma-cases/pharmaceutical-sector-anti-competitive-conduct
[309] https://www.gov.uk/cma-cases/investigation-into-supply-of-lithium-based-medication-for-the-treatment-of-bipolar-disease?=0

し、520 万ユーロの課徴金を課した[310]。Aspen は争ったが、同決定は、地方行政裁判所（Regional Administrative Court of Lazio）及び最高行政裁判所(Consiglio di Stato)で維持された。

2017 年 5 月、欧州委員会も市場支配的地位濫用の疑いで本件の正式調査を開始した[311]。Aspen は確約を申し出、欧州委員会は、2021 年 2 月に確約決定(Commitment decision)を行った[312]。

・Syntocinon (CDPharma) 事件

特許切れの陣痛促進剤であるシントシノンについて、CDPharma が、6 ユーロから 127 ユーロに価格を引き上げた。デンマーク競争当局は、2018 年 1 月にこれを市場支配的地位の濫用として違法とした。この決定は、2018 年 11 月に競争審判所（CAT）で、2020 年 3 月に商事裁判所（the Maritime and Commercial court）で維持された[313]。

・Leadiant 事件

CTX を治療するために必須の希少疾病用医薬品である CDCA Leadiant の買収後の価格引上げが市場支配的地位の濫用で違法であるとして、Leadiant に対し、2021 年 7 月にオランダ競争当局(ACM)が 1960 万ユーロ（抗告訴訟係属中）[314]、2022 年 5 月にイタリア競争当局(ICA)が 350 万ユーロ[315]、2022 年 11 月にスペイン競争当局(CNMC)が 1030 万ユーロの課徴金[316]を課した。

### （2）判断枠組み

（1）でみた規制事例において、搾取的高価格がどのよう判断されているかをみる。根拠条文は、TFEU であれば 102 条(a)、先例は、United Brands 判決[317]である。

United Brands 判決は、搾取的高価格につき、以下のような判断枠組みを示しており、後続事例は前掲規制事例を含め、全て、この判断枠組みを各事案に当てはめて結論を導いている。

・第一段階として、価格が高すぎる（excessive）か否かを検討する。これは、価格とコスト

---

[310] Decision A480. https://en.agcm.it/en/media/detail?id=1c53b769-446d-4e36-bfed-49e2f7454e03

[311] これに先駆けてスペイン競争当局も本件につき調査を開始していたが、欧州委員会に事案を引き継いで調査終了した。

[312] Case AT.40394 – ASPEN(10.2.2021). 詳細は、滝澤「EU における搾取的高価格規制の新動向」前掲注 292 参照。

[313] https://www.en kfst.dk/nyheder/kfst/english/judgements/20200302-the-maritime-and-commercial-court-cd-pharma-has-abused-its-dominant-position-by-charging-an-excessive-and-unfair-price-for-the-drug-syntocinon/ なお、デンマークには課徴金制度がないが、本件は深刻な違反事案として、罰金を求めて検察に報告されている。

[314] ACM/20/041239

[315] A524. https://en.agcm.it/en/media/press-releases/2022/5/A524

[316] S/0028/20:Leadiant https://www.cnmc.es/sites/default/files/editor_contenidos/Notas%20de%20prensa/2022/20221114_NP_S_0028_20_LEADIANT_COM_en_GB.pdf

[317] 前掲注 296 参照。

の差を見て、過大な利益を得ているといえるかにより判断される。
・第二段階として、その価格が不公正(unfair)であるといえるかを検討する。これは①価格が excessive であることそれ自体（unfair in itself）、もしくは、②競争関係にある製品との比較（particular comparator tests）から導かれる。

第一段階においては、様々な指標が複合的に検討される。単に当該医薬品に係る利益率を算出するのみならず、他の地理的市場における価格や類似する商品を供給する他の事業者の利益率を比較したり（Profitability Comparators）、コストに合理的な利益水準(ROCE)を合わせた cost-plus level を想定した上でこれをどの程度上回る価格設定となっているか、などを算出、分析する。また、すでに本件医薬品に係る投資が回収されているかなども評価される。

規制当局の第一段階の立証は司法でもそのまま追認される傾向にある。司法に問題視されるのは主に第二段階である。Pfizer/Flynn の抗告訴訟でも、第二段階の解釈が問題になった。前記の通り、①「もしくは（or）」②という判断枠組みであるため、CMA は、事実上第一段階と重なる①だけに基づいて原決定を行ったが、控訴裁判所は、①②どちらの判断基準によるかについては競争当局に裁量があるものの、違反被疑事業者から②に係る particular comparator tests に関する反証が出された場合には、これを検討しなければならないと判示した。その上で、CMA は、当該検討を行なっていないとして、再調査が命じられていた。同判決を意識してか、EU の Aspen 確約決定は、particular comparators についても検討している。また、違反被疑事業者から主張された各種正当化理由も第二段階で考慮される。

### （3）まとめ

（1）で見たように、近年、欧州においては医薬品の搾取的高価格に対して複数の規制事例が登場している。これらの違反決定等が、弊害の筆頭に医療保険制度への損害を挙げていることも特徴である。こうした規制トレンドは長らく謙抑的であった搾取的高価格規制の動向を一変させるものとして注目されている。そして、医薬品のみならず、知的財産権やデジタルプラットフォーム等が関わる他の事案に波及していく可能性を秘めてもいる。しかし、（1）に挙げた事案の多くが未だ係争中であって、その帰趨については予断を許さない。（2）で見たように、搾取的高価格に係る判断枠組みについては、概ね United Brands 判決の二段階判断枠組みに沿って、事案が積み重ねられ、精緻化されつつある。

## ４．米国における対応

先述したように、2018 年 OECD 背景報告書から変わらず、アメリカ合衆国は、基本的に、独占価格等の搾取的高価格規制を行わない姿勢を崩していない。しかし、２で例示した Daraprim 事件におけるあからさまな価格引上げが社会問題化したこともあり、2020 年 1 月に、FTC と複数州は、行為事業者とその意思決定を行った個人を、反トラスト法違反で

あるとして提訴した。高価格そのものを問題にはできないため、ジェネリック医薬品事業者に対する参入阻害行為による排除効果を主な理由づけとしている。本事案に関連する訴訟経緯は、アメリカ反トラスト法の諸相をよく表しているため、ここに簡潔に紹介する。

なお、先述した Daraprim の急激な約 4000%価格引上げが社会的に耳目を集めたため、当時の行為事業者たる Turing Pharmaceuticals の CEO であった Martin Shkreli を召喚して下院公聴会が開かれたが、彼は黙秘権を行使し、また薬価を引き下げることもなかった。FDA は、ジェネリック医薬品の参入促進政策や輸入の勧奨などをしたが、迅速な対応は難しく、約 5 年後の 2020 年 2 月にようやくピリメタミンに係るジェネリック医薬品が FDA に認可された。直後には価格はそれほど下がらなかったが、現在の価格は 200 ドル前後になっている。

2020 年 1 月に FTC と数州が提訴した相手方のうち、事業者である Vyera Pharmaceuticals[318] とその元 CEO Mulleady との間には、2021 年 12 月に和解が成立した。その内容は、被害者救済のため、直ちに 1000 万ドル、今後 10 年間で 3000 万ドルまでの支払いを行うというものである。

Turing(現 Vyera)を設立した元 CEO である Shkreli[319]は最後まで争ったが、2022 年 1 月 14 日、連邦地裁は、ほぼ全面的に FTC らの訴えを認めた[320]。その理由づけは、ジェネリック医薬品事業者が入手できないようにする目的で Daraprim の制限的販売方法やピリメタミン供給者への拘束行為を採ったことにより、正当な理由なくジェネリック医薬品事業者の参入を妨げて、FDA に認可されたピリメタミン米国市場の取引を不当に制限し（シャーマン法 1 条違反）、かつ独占化した（シャーマン法 2 条違反）と認められるため、FTC 法 5 条及び各州反トラスト法に違反するというものである。価格引上げの事実自体は、弊害の直接証拠として採用されている。その上で、違反行為に主体的に関わったとして Shkreli の個人責任を認め、生涯医薬品事業分野に関わることを禁ずるとともに、6460 万ドルの利益吐き出し（disgorgement）を認めた[321]。

本件に関しては、保険会社が Vyera Pharmaceuticals らを相手取った、反トラスト法違反に係る集団訴訟が起きていたが、2022 年 1 月 31 日に和解が成立し、直ちに 700 万ドル、その後 10 年間で 2100 万ドルまで支払うことに合意した[322]。

以上のように、本件に関しては、ジェネリック医薬品事業者の参入阻止を立証することによって、その結果としての競争制限や独占に伴う高価格からもたらされた損害の賠償や被害者救済が図られた。しかし、類似の他の事例の存在も指摘されるところ、それらに対

---

[318] 価格引上げ時の事業者名は、Turing Pharmaceuticals であったが、社名変更された。

[319] Shkreli は本件とは無関係の事件における詐欺罪により、服役していた。

[320] *FTC et al. v. Shkreli,* Case:1-20-cv00706 –DLC (S.D.N.Y.).

[321] *AMG Capital Management, LLC v. FTC,* 593 U.S. ___ (2021)において、連邦最高裁は、FTC 法 5 条と 19 条をバイパスして 13 条（b）を用いることは適切でないとし、13 条（b）に基づく disgorgement や restitution を否定したため(この点に関しては、大久保直樹「終局的差止命令として利益吐き出し等を命じられないとした連邦最高裁判決」公正取引 854 号 38 頁（2021 年）参照)、この disgorgement の remedy は州法のみに基づくものである。

[322] *BCBSM, Inc. v. Vyera Pharmaceuticals, LLC et al.,* 1:21-cv-01884 (S.D.N.Y.).

しても次々に反トラスト法規制が波及する状況にはない。

## ９．医薬品等の販売承認申請データ保護と公衆の保護

政策研究大学院大学 名誉教授　山根　裕子

I. はじめに
II. TRIPS 協定 39 条 3 項
（1）保護の範囲
（2）データ保護と途上国
（3）ドーハ宣言後の TRIPS 協定 39 条 3 項
III. 米国・EU・日におけるデータ保護とその開示
（1）データ保護制度の概要
（2）行政保有文書の開示請求制度
IV. 情報共有のための協力

### I. はじめに

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）第Ⅱ部第 7 節は、「開示されない情報の保護」について 39 条の規定を設け、その 3 項において、医薬品や農薬の市場販売承認のため規制当局に提出される「臨床あるいはその他のデータ」の保護に関する規定を設ける。これにより、新規医薬品の製造販売が可能と認められるよう作成された営業秘密情報も国際条約に基づく保護対象となった。

先進国は、1960 年代後半から、深刻な薬害に対応するため安全性、効能や品質の規制を強化してきた。希少疾病の治療薬のように、広い範囲の公衆が必要とする医薬開発促進のためのインセンティブも拡大していく。バイオ医薬[323]の躍進とともに、科学的研究努力や開発への投資額は膨大なものとなり、ただ乗りへの懸念も増大した。しかしこの制度のもとで保護される情報には公共財とされるべき部分も含まれる。そのため情報開示請求の仕組みが発展してきた。

TRIPS 協定の交渉時には、39 条 3 項の導入に反対する途上国もあった。今日、パンデミックの脅威のもとで、世界貿易機関（WTO）や世界保健機関（WHO）では「開示されない情報」を含む TRIPS 協定上の知財権保護の義務免除を求める提案もある。

本稿は、TRIPS 協定の同条項の解釈について検討した上で、米国、EU 及び日本における医薬品の販売承認申請データの保護及び開示の仕組みを概観し、薬事当局によるイノベーション及び公衆衛生促進の方向性を探索する。

[323] 「バイオ医薬」は、通常、遺伝子工学を用いた医薬品をいうが、ここでは広く、生物由来製品や生物製剤を含むものと捉える。

## II. TRIPS 協定 39 条 3 項

### (1) 保護の範囲

TRIPS 協定 39 条 1 項によれば「工業所有権に関する 1967 年パリ条約 10 条の 2 に規定される不正競争からの有効な保護を確保するため」WTO 加盟国は「開示されていない情報」を 39 条 2 項の規定に従って保護し、政府又は政府機関に提出されるデータを 39 条 3 項の規定に従って保護する。

39 条 3 項は以下のことを規定する。「加盟国は、新規の化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品（products which utilize new chemical entities）を販売承認の条件とし,作成のために相当の努力（a considerable effort）を必要とする開示されていない「試験データその他のデータ」の提出を要求する場合には,不正な商業的使用（unfair commercial use）から当該データを保護する。さらに,加盟国は,公衆（the public）の保護に必要な場合、または不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか,開示されることから当該データを保護する」。

ウルグアイ・ラウンド（UR）交渉の際、米国、EU 及びスイスが当規定について積極的な提案をした。米国は、その保護対象を営業秘密（trade secrets）あるいは財産的情報（proprietary information）と呼ぶことを主張したが、EU は米国制度に特有の概念を導入することを避け、これを「開示されていない情報」と呼び、パリ条約に関連付けてその 10 条の 2[324]にいう不正競争行為からの保護を義務づけるよう提唱した。

TRIPS 協定 39 条 3 項には、不明瞭な文言が多く含まれている。

同項には「新規の化学物質を利用する」とあるが、「新規」の意味が明確でなく、特許付与の要件としての新規性と見紛いやすい。ちなみに米国では、新規化合物（new chemical entity, NCE）あるいはそれまで当局が承認していなかった化学物質の新成分（new active moiety）[325]が新薬としての審査対象となる（本章 III）。「新規」と認められる化合物として効力の及ぶ範囲も明記されていないため外国で新規とされる医薬を含むと解される可能性もある[326]。

このほか、「不正な商業的使用」や「相当の努力」の概念も不明確であり、保護期間が明示されていないことも同条を理解しにくくしている。「相当の努力」とは、情報作成のための科学的研究努力や臨床試験等に基づく開発に対する投資をいうと考えられるが、文言からは明らかでない。「公衆の保護」に必要な場合、又は不正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合の要件や手続きについては規定されていない。

UR 交渉中、1990 年 12 月 13 日、ブラッセル閣僚会合に提出された議長テキスト（ブラ

---

[324] パリ条約 10 条の２の第 1 項は「不正」（unfair）の判断を締約国法に委ねるが、その 3 項は「とくに次の行為、主張及び表示は禁止される」として競争者の混同行為や信用毀損行為、産品の性質等に関する公衆の誤認惹起行為等を列挙する。

[325] 21 CFR § 210.3(b) (7)は有効成分について定義し、適格性の観点からデータベースを提供する。

[326] T.M. Cook, *The Protection of Regulatory Data in Pharmaceutical and Other Sectors*. Sweet & Maxwell, 2000, p.6.

ッセル・テキスト）においては、上記規定案に加え、以下の 2 文案がブラケット付きで記載されていた。「当該情報を提出する者が同意しない限り、合理的な期間内（当該データの作成に要した労力、その性質及びその準備に要した費用に応じて、一般的に 5 年以上）、競合製品の販売承認のため当該データに依拠してはならない（the data may not be relied upon）」。すなわち、加盟国当局又は第三者は、先発医薬の承認のために提出されたデータに依拠した承認登録を少なくとも 5 年間は行わないと明記されていたが、途上国の反対により最終テキストから削除された[327]。これにより、当規定に基づく保護目的や方法、権利の根拠、保護期間やその原則が定かでなくなり、解釈上の諸説が併存することになった。

一方では、TRIPS 協定 39 条 3 項は、販売承認を得るため規制当局に提出されたデータに対し、39 条 2 項にいうような不正な商業的使用があった場合にのみ民事訴訟を通して保護されると解釈される。他方では先発医薬のために提出されたデータに依拠して合理的な期間内に後発医薬を承認することが「不正な商業的使用」であると解釈されることになった。

**(2) データ保護と途上国**

多くの途上国で、外国で承認販売されていれば類似の製品を販売することができた。上述のように、TRIPS 協定 39 条 3 項は「新規」と認められる領域を一国内としていない以上、いかようにも解釈できる。2011 年の IFPMA 報告書[328]は多くの途上国を含む 43 か国においてデータ保護に関する法規が採択されたとするが、途上国においては TRIP 協定 39 条 3 項の文言を記載している法規が多く、薬事規制の実態は明らかでない。

TRIPS 協定 39 条 3 項に関してパネル報告に至った WTO の紛争処理案件は存在しないが、米国はアルゼンチンの特許法及びデータ保護に関する一連の問題に関して協議を申入れていた。1996 年、アルゼンチンは、既に登録済みであるか、あるいは外国において登録されている医薬品については販売が承認されるとの法 24.766 を採択した。2002 年 6 月 20 日、データ保護に関しては協議を続け、DSU ルールに従い 39 条 3 項に整合的な法改正により解決することに合意する(WT/DS171/3, WT/DS196/4)。

1992 年の NAFTA 1711.6 条は、TRIPS 協定には明確に規定されなかったデータ保護の意味、すなわち当局あるいは第三者によるデータ依拠による承認登録からの保護を明確にし、5 年間の保護を規定する[329]。米国及び EU が締結する二国間あるいは地域的 FTA は、一般的にこの方向を採った。

---

[327] 途上国は営業秘密やノウハウは知的財産として国際的に認められておらず、「非開示情報の保護」は先進国企業による技術の独占を助長するとして当条項が TRIPS 協定の要素となることに反対していた。尾島明『逐条解説 TRIPS 協定』（1993 年 3 月・日本機械輸出組合）184－189 頁。

[328] IFPMA, *Data Exclusivity: Encouraging Development of New Medicines,* July 2011, p.6.

[329] 2020 年 7 月 1 日に発効した 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は知財権保護に関する第 20 章下開示されない情報の保護に関する F 節のもとで医薬品承認情報に関する C を設け、ドーハ宣言及び 2005 年の TRIPS 協定改正決定（WT/L/641 その他の文書）の尊重を謳い、TRIPS 協定 39 条 3 項で明らかでなかった「新規の化合物」を定義し、販売承認のため提出された情報あるいは登録が 5 年間依拠されないこと、関連特許保有者への通知等に関して規定する。

### (3) ドーハ宣言後の TRIPS 協定 39 条 3 項

1990 年代末、HIV/AIDS の蔓延という深刻な問題が発生した。国連の人権委員会が 2001 年 4 月に開催されたことに伴い、WTO では 2001 年 6 月、TRIPS 協定と公衆衛生について TRIPS 理事会が開催された。その際、ブラジル、キューバほか南米、カリブ海及びアフリカ諸国は 39 条 3 項に関して次のように述べる。同項は、新規化合物の不正な商業的使用があった場合にのみ言及し、排他権を構成せず、薬事当局は先発医薬が提出したデータに基づき後続品の承認をすることができる。後者は不正な商業的使用ではないからである(IP/C/W/296, 2001. 6.19, para.39)。1993 年にはアンデス共同体[330]が米国との FTA においてデータ保護規定を採択していたが、2000 年、保護期間について規定を変更した。

特許出願の際に開示される製造方法は、臨床試験前の情報であることが多い。先発医薬の承認申請のため提出されるデータのうち、販売用の製造ノウハウに関する関心がこの頃から高まった。

2001 年 11 月 14 日、WTO ドーハ閣僚会議は「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」(ドーハ宣言)を採択した(WT/MIN(01)/DEC/2)。同宣言は、TRIPS 協定が公衆衛生を保護するという加盟国の権利を支持するように解釈され、実施されることの重要性を強調し、医薬品へのアクセス及び新薬の研究開発の両方を促進する同協定は、各加盟国が公衆衛生のため措置を執ることを妨げないとした。その後コロンビア、チリ、マレーシアなどにおいては、公衆衛生の危機状況下でデータ保護は適用されない等の規定が盛り込まれた。

米国も、EU も、FTA にドーハ公衆衛生宣言に対応する規定を盛り込む[331]。日本が締結する FTA においてもドーハ宣言の遵守が謳われるようになった[332]。

米国は 2007 年、コロンビア、パナマ、ペルーとの FTA を修正し、以下のような規定を設けた。TRIPS 協定 31 条及びドーハ宣言に基づき公衆の健康のために特許権の強制実施権の設定を妨げず、特許が存在しない場合は強制実施権を設定する必要はなく、データ保護はそのような措置が採られることを妨げない[333]。

EU は UR 交渉時から「開示されないデータ」の保護制度の構築に熱心であったが、途上

---

[330] 加盟国はボリビア，コロンビア，エクアドル，ペルー（チリは 1976 年脱退し、ベネズエラは 2006 年に脱退表明）。準加盟国はアルゼンチン，ブラジル，パラグアイ，ウルグアイ，チリで、段階的に関税同盟を目指す。

[331] たとえば US-Peru FTA の 16.10.2(e)(i)はデータ排他権の付与義務の例外を規定した。このほか、TRIPS 協定 31 条及びドーハ宣言に基づき公衆の健康のために特許権の強制実施権の設定を妨げないこと、特許が存在しない場合は強制実施権を設定する必要なく、データ排他権の付与を義務付ける US-Peru FTA 16 章はそのような措置が採られることを妨げないとする。

[332] 2019 年 2 月 1 日発効した日・EU 経済連携協定 14.34 条はドーハ宣言の尊重に言及し、14.37 条は、新規の有効成分を用いる医薬品の販売承認のため規制当局に提出された試験あるいはその他の非開示データについて締約国は、後続の申請者が依拠あるいは参照することを承認日から一定期間防止する〈当協定の発効時にその期間は 6 年以上とする〉と規定する。2009 年 9 月 1 日に発効した日・スイス経済連携協定 121 条にも類似の規定がある（同協定の前文 3 項には民主主義、法の支配、国際法下で順守されるべき人権及び基本的自由へのコミットメントが謳われている）。2015 年 1 月 15 日に発効した日豪経済連携協定 16.13 条は「締約国は TRIPS 協定 39 条に基づき開示されない情報を保護する。保護期間は各締約国の法及び規則により規定され、6 年以下でないものとする」と規定する。

[333] US-Peru Trade Promotion Agreement Implementation Act: Statement of administrative action. Public Law No: 110-138 (2007.12.14).

国の主張に対して、柔軟な対応をしてきた。公衆衛生上の問題を抱える加盟国への輸出のための医薬品生産に関する規則 816/2006（2006.5.17）を採択し、人及び獣医薬の承認・監視の手続に関する規則 726/2004 の 58 条及び EMA ガイドラインにより域外への輸出に限定される医薬品の科学的評価に関する EMA（欧州医薬品庁）[334]の科学者委員会の諮問手続（2005,MEA/CHMP/5579/04）を設けた。コロンビア、ペルーとの FTA[335]231 条 4 項は TRIPS 協定 39 条に基づくデータ保護を規定した上で、（a）公共の利益、国家緊急状態あるいは極度の緊急性のために第三者にこれらデータへのアクセスを与えなければならない場合は調整し,(b) 一方の締約国において申請後 6 か月以内に販売承認が与えられていれば、他の締約国においてそのデータに依拠して簡易手続きで承認申請できる旨規定する。

「環太平洋連携に関する包括的及び先進的な協定」（TPP11 協定）の知財章の冒頭にも知財保護の目的及び原則が明記され、ドーハ公衆衛生宣言の尊重及び TRIPS 改正議定書への参加促進が唱えられる。データ保護については以下のような規定が設けられたが、特定の規定の適用の停止に関する TPP11 協定 2 条に基づく凍結 22 項目の 1 つとなった[336]。18.50.1 条（a）は、低分子医薬品の場合、締約国領域における新薬承認日から 5 年間、当該先行者の合意を得ずにその情報に依拠して同一あるいは類似の製品の販売を認めない（新適応、製剤あるいは投与方法の場合は 3 年（18.50.2 条(a)）。バイオ医薬の場合は 8 年（18.50.3 条）。18.52 条は、協定上の「新薬」の定義をし、18.53 条は、締約国が当国あるいは他の国で先発医薬の承認申請に用いられた安全性及び効能に関するデータ依拠が可能な場合には、当化合物あるいは用途の特許保有者への通知等の義務を課す。

この頃から米国研究製薬工業協会（PhRMA）及び 欧州製薬団体連合会（EFPIA）も、各国・地域の薬事当局が築くルール及び患者のプライバシーの尊重、バイオ医薬研究開発投資の維持を原則とした上で、公衆衛生に関わる臨床データの共有を唱えるようになる[337]。

他方、中国は 2018 年 5 月、国家食品薬品監督管理局が新たな試験データ保護実施弁法案を公表した[338]（新薬の場合は 6 年、新薬で希少疾患治療薬、小児専用医薬品に該当する医薬品の場合 10 年、改良型新薬で希少疾患治療薬あるいは小児専用医薬品の場合は 3 年、新薬バイオ医薬の場合は 12 年等）。安全性に関するデータは保護対象外とされる。

TRIPS 協定 39 条 3 項による「開示されない情報」の解釈と保護内容は、医薬分野で研究開発に力を注ぐ国か否かにより、アラカルトに選ばれるようになった。

こうした状況のなか、2019 年末新型コロナ感染症が世界各地に拡大し、2020 年 3 月 11 日、WHO はパンデミック（世界的大流行）の宣言をする。WTO では、TRIPS 協定上の義

---

[334] 欧州医薬品庁(European Medicines Agency, EMA）は 1995 年に設立され、EU の専門機関として医薬品の開発とアクセスを促進する。

[335] EU・ペルー2012.6.26 発効, EU・コロンビア 2013.8.1 発効, EU・エクアドル 2017.1.1 暫定適用。

[336] 「環太平洋連携協定」（TPP）は 18.50 条において新規の化合物を含む低分子医薬品の場合は 5 年以上、新規製剤、治療適応症、剤型、投与経路の追加の場合は 3 年、18.51 条において生物製剤に関しては 8 年のデータ排他権 を規定し、18.53 条においては後続承認申請者が安全性及び有効性の証明について先発医薬のデータに依拠することを認める場合の要件を（a）-（c）に規定していた。

[337] Principles for responsible clinical trial data sharing: our commitment to patients and Researchers 1–2 (2013).

[338] 「中国医薬」 https://www kawamotobbp.jp/articles/1093

務免除をめぐる 2 年間の議論の結果、2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）において「TRIPS 協定に関する閣僚決定」[339]を採択した。これによりパンデミック対処のためには権利者の同意なくワクチンの製造及び供給に必要な特許を使用し、適格国に輸出することができる。同決定第 4 節は TRIPS 協定 39 条 3 項に関し、時宜を得たコロナワクチンの入手とアクセスの重要性に鑑み、同項が資格ある加盟国に対し「当決定の条件で強制実施権の設定のもとに製造・輸出するワクチンの迅速な承認を妨げない」とする[340]。続いて WHO では 2021 年 12 月、「パンデミックの予防、準備、対応に関する条約」起草に向けて設立された政府間交渉機関が 2022 年 12 月に「ゼロ・ドラフト」案を示した[341]。その 7 条は、パンデミック状況においては、TRIPS 協定下の知財権保護の義務免除により関連技術とノウハウの移転による途上国の関連医薬・ワクチン生産を促し、ロイヤリティーも免除あるいは削減することを対応手段のひとつとしている。

## III. 米国・EU・日におけるデータ保護とその開示

### (1) データ保護制度の概要

米欧で承認申請データは、伝統的に営業秘密やノウハウとして保護されていたが、米国では 1984 年の「薬価競争及び特許期間回復」法（通称 Hatch-Waxman 法）[342]、EU では 1987 年の指令[343]により、一定期間、当局が依拠して後続医薬の承認ができないという意味の保護を受けるようになった。日本の場合は新薬の安全性、効能を確保する観点から副作用等に関する諸報告を得て評価するための再審査期間として結果的に「開示されないデータ」の保護がなされる。希少疾病新薬は、医療的に必要でも、研究開発が困難な場合の奨励措置の一環として米国において 1983 年（患者数が 20 万人未満の場合）、日本では 1995 年（患者数が概ね 5 万人未満の場合）、EU では 1999 年（患者数が 1 万人に 5 人以下の場合）に制定され,いずれの場合もデータ保護期間の延長がインセンティブのひとつとされてきた。

これらの諸国では、近年、特許とデータ保護制度は、密接に関連し合い、複雑なイノベーション・エコシステムを形成するようになる。とくにバイオ医薬の研究開発が活発な米国では、特許法 101 条にもとづく遺伝子関連技術などの特許適格性が最高裁判決により狭く困難となりつつあった[344]。一方、「連邦食品・医薬品・化粧品」法(FDC 法)下では、安全

---

339 Ministerial Decision on the TRIPS Agreement (2022.6.17 採択), WT/MIN(22)/30, WT/L/1141.

340 2022 年 6 月の WTO 閣僚会議において、特許保護義務免除の診断薬・治療薬への対象拡大は 6 カ月以内に決定するとされていたが、同年 12 月、米国は対象拡大の決定期限の延期を支持し、同月、WTO 一般理事会は延期を決定した。米国はワクチンの流通等について ITC が調査し 2023 年 10 月 17 日に報告書を提出する。

341 Conceptual zero draft for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its third meeting(A/INB/3/3).

342 Pub. L. No. 98-417, 98 Stat. 1585 (1984).

343 Directive 87/21 amending Directive 65/65 on the approximation of provisions laid down by law, regulation or administrative action relating to proprietary medicinal products (1986.12.22).

344 米国特許法 101 条にいう「新規かつ有用であるプロセス、機械、製品、組成物またはそれらの改良」の要件に関し、実務では自然法則、物理現象または抽象的アイディアに該当しない限り、特許の対象となるとさ

性、効能や品質を示す新たな証明をすれば新薬として認められる（21 USC §355）。特許適格性に欠けるか、あるいは新規性が認められないような医薬物質に関しても、食品医薬品局（Food and Drug Administration, FDA)[345]が販売承認すればデータ保護による市場排他権が付与されることに、遺伝子工学研究者の期待が注がれるようになった[346]。販売承認を受ける者はいずれにせよ安全性や効能の審査に堪えるよう投資し、臨床・非臨床の試験をする。後続参入者ごとに投資利益率は低下するので先発医薬の利益が守られ、データ保護に基づく排他権は研究開発投資を促すと考えられた。さらに近年、先行の特許技術が存在し、侵害の可能性はあっても、同一標的に対する類似品の開発が容易になりつつある抗体分野等においては、異なる抗体分子構造を薬事法上の新薬として市場化して利益を得ることも可能になった[347]。

薬事当局はこのように、公衆衛生のため安全性と効能、品質の規制を行うと同時に、新薬と競合関係にある類似医薬及びジェネリック医薬やバイオシミラーの早期参入とのバランスを左右するという、経済的、社会的に重要な役割の一旦を担う。米国では研究開発競争が激しく、また薬価規制がないため価格を高く設定できるので、世界の医薬品製造業者が自己に最も有利な参入条件を求める。特許のほうが排他権として強力ではあっても、データ保護に基づく排他権は、特許を補完する競争戦略の一環として考えられるようになり、とくに米国において多くの批判を呼ぶことになった[348]。試験データが「秘密」として保護されることや、規制当局が「財産権」を創設することに対する批判も表明される[349]。

**(i) 米国のデータ保護制度**

低分子医薬の場合

上記 Hatch-Waxman 法は、FDC 法に§505(j) (21 USC 355(j)) 及び§505(b)(2) （21 USC 355(b)(2)）を追加した。これにより米国の医薬品の販売承認制度には①承認に必要なすべてのデータを提出する新薬承認申請（NDA, 505(b)(1)申請），②新薬と同一性はないが、公知文献や先行の医薬品承認の際に提出されたデータに依拠する承認申請（505(b)(2)申請）

---

れていたが、その後 Mayo v Prometheus（132 S. Ct 1289（2012））において最高裁は、自然法則、自然現象及び抽象的アイディアは、科学技術分野における研究開発を行うための基本ツールであるため独占させるべき性質のものではないとした。Assoc for Molecular Pathology v Myriad Genetics（569 U.S.（2013））において米国最高裁は、単離された DNA は末端が切断されているため天然の DNA とは異なるが，そのことをもって特許対象と見做すわけではないとの判断を示した（cDNA は，スプライシングによってイントロンが切除されエキソンが繋ぎ合わされた状態の mRNA を写したものであって、遺伝子 DNA 上の連続した部分に対応しておらず，人工的な操作の結果として生み出されたものであるゆえ特許適格性を有すると判断する）。

[345] 合衆国保健福祉省（Department of Health and Human Services, HHS）下の機関で、FDC 法を根拠に医療・医薬品規制及び食の安全確保を任務とする。

[346] G. Dolin, Exclusivity Without Patents: The New Frontier of FDA Regulation for Genetic Materials, Iowa Law Review, Vol. 98, 2013.

[347] 石楚正穂「医薬品の開発インセンティブの担保と特許制度・薬事制度の在り方」（パテント（2019）Vol 72 No.12）は、オプジーボとキイトルーダの場合を挙げる。

[348] たとえば R. Eisenberg, The Shifting Functional Balance of Patents and Drug Regulation, Health Affairs. 2001 Sep-Oct;20(5):119-35 は、パテントもデータ排他権も競争を制限し、前者は企業利益を不当に増大させ、後者は価格を高騰させるとして特許と薬事当局による排他権の批判を展開させる。

[349] たとえば R. Feldman, Regulatory Property: The New IP, 40 Colum. J.L. & Arts 53 (2016).

及び③FDA により既に承認された医薬と同一の医薬に関する略式承認制度（ANDA, 505(j)申請）が設けられた。さらに、1992 年 12 月に改正された希少疾病用医薬品法[350]は開発インセンティブのひとつとして7年の排他権を、また1997年11月のFDA近代化法 (FDAMA)は、小児適応開発に対するインセンティブとして 0.5 年の排他権を与えた[351]。その結果、現在、以下の場合にデータあるいは市場排他権が与えられる。その手続きについては 21 CFR 314 が規定する[352]。

- 新有効成分医薬品：5 年のデータ排他権[353]
- 希少疾病用医薬品：7 年
- 小児適応：0.5 年加算
- 臨床試験を行い、新効能、新製剤で許可された場合：3 年。

バイオ医薬の場合

米国において生物製剤の新薬承認には、安全性、純度及び効能を証明する臨床・非臨床試験の提出が求められる(21 CFR Part 601.2)。後続のバイオシミラー[354]は、2010 年に制定された生物製剤価格競争・イノベーション法（Biologics Price Competition and Innovation Act、BPCIA）のもとで、生物製剤承認簡略申請（aBLA）を FDA が審査・承認する。すなわち BPCIA は、バイオシミラーの簡易手続きを規定し、aBLA 申請者と、バイオ医薬のスポンサーとの間に生じる得る特許紛争を早期に解決するための手続きを規定する[355]。これら法制度のもとで新バイオ医薬には 12 年（42 USC 262(k)(7)）の規制排他権が与えられ、後続品企業は先行バイオ医薬品企業の BLA が最初に承認されてから 4 年間 aBLA 申請ができない。低分子及びバイオ医薬分野の後続品参入のしくみは以下のように表される。

---

350 Pub. L. No. PL 97-414 (1983).

351 https://www.accessdata.fda.gov/scripts/opdlisting/oopd/index.cfm

352 USC は合衆国法典、CFR は連邦規則集。その 21 章は食品及び医薬に関する章で、FDA 及び麻薬取締・薬物取締政策局が管轄する。

353 21 USC §§ 301-392.特許権侵害がないことを証明すれば、市場独占期間が満了する 1 年前からジェネリック薬の申請が可能。

354 バイオシミラーは、承認されている先発バイオ医薬に高度に類似し、安全性、純度、効力に関して臨床的に有意な差異がないものとされる。42 USC §262 (i)(2)AB.

355 BPCIA のしくみと関連訴訟について、中道徹「米国におけるバイオ後続品（バイオシミラー）承認のための規制と関連訴訟」『知財管理』 Vol. 67　No. 5　2017,689-702 頁。

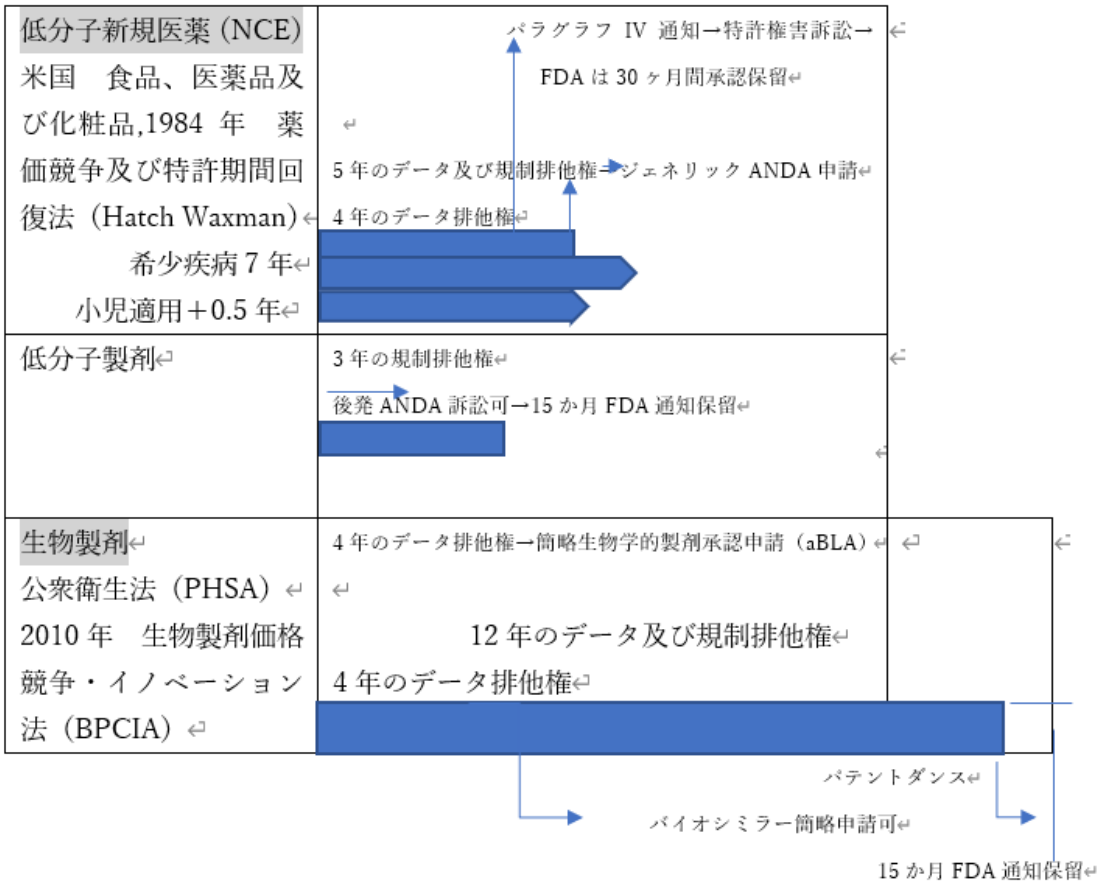


**(ii) EU の場合**

EU 加盟国間では 1965 年の指令 65/65[356]により医薬品の承認申請に関する法制接近が試みられた。サリドマイドが世界に投げかけた悲劇がその直接的な動機であった[357]。申請データの保護を排他権として導入したのは上記指令を改正する 1986 年の指令 87/21 の 1 条であり、2001 年の改正指令 2001/83[358]により以下のような 8+2+1 方式のデータ・市場排他権が導入され、指令 2004/27 の 10 条 1 項及び規則 726/2004(2004.3.31)の 14 条 11 項に引き継がれた。

- 新有効成分医薬品：10 年

うち 8 年　　後発医薬品申請禁止(データ排他権)[359]

＋2 年　　後発医薬品販売禁止（市場排他権）

[356] Directive 65/65 on the approximation of provisions laid down by law, regulation or administrative action relating to proprietary medicinal products (1965.1.26).

[357] F. Papadopoulou, *Evergreening Patent Exclusivity in Pharmaceutical Products Supplementary Protection Certificates, Orphan Drugs, Paediatric Extensions and ATMP,* London, Bloomsbury, October 2021, p.1.

[358] Directive 2001/83 on the Community code relating to medicinal products for human use　(2001.11.6).

[359] 特許上の問題がない場合は、市場排他期間が満了する 2 年前からジェネリック薬の申請が可能。

＋1 年　画期的効能追加[360]
- 希少疾病：10 年（かつ小児適応の場合は 12 年）[361]
- 小児適応：補充的保護証明書（SPC）[362]に 6 か月加算または上記希少疾病 10 年に 2 年加算

後続申請者は、EU の一加盟国において承認された医薬品（欧州標準製品）の承認申請データに依拠して当加盟国において承認される。規則 726/2004 は EU 及び EEA 全域において EMA の審査を通して市場化される医薬品の承認（中央審査方式）について規定し、その 3 条 2 項において(a)新規の有効物質（a new active substance）を含み、共同体で承認したことのない医薬、または(b)動物の健康上、科学的、治療あるいは技術上有意なイノベーションである医薬が対象であるとする。EMA は承認申請を審査し、欧州委員会が販売承認決定する。EU にはこの中央審査方式のほか、相互認証方式、加盟国の独立した手続や並行認証プロセスが存在するが、人の疾病に関して遺伝子工学等、先端科学技術の応用分野の医薬の場合、HIV/AIDS、癌、糖尿病、免疫機能障害、ウイルス性疾患関連医薬の場合は EMA が審査しなければならない。

同指令 10 条 2 項（b）は EU 法下のジェネリック医薬を「有効成分及び剤型について欧州標準製品と同一の質的・量的構成及び剤形を有し、適切な生物学的方法（血中濃度）で生物学的同等性が証明された医薬」と定義した[363]上で簡易手続きの適用範囲を規定する。EU でバイオシミラーは、単に先行のバイオ医薬欧州標準製品[364]に非常に類似した医薬とされ、その承認手続きに低分子医薬とバイオ医薬との相違は存在しない。

**(iii) 日本**

日本においてデータ保護は、薬機法の目的のもと、その 14 条の 4 に基づき以下のような再審査期間を設ける[365]。
- 新有効成分医薬品：8 年
- 希少疾病用医薬品：10 年

---

[360] 8 年間のデータ保護期間中に先発医薬品に新効能が承認された場合はさらに 1 年の市場独占期間の延長が可能。投与経路に関して EU では先行品にはない投与経路も認められる。先行品が有する効能・効果及び用法・用量の追加については特許または再審査期間の満了後に申請することが必要。

[361] 希少疾病用の医薬品、医療機器及び生医療等製品は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する」法律（平成 25 年薬機法）77 条の 2 に基づき、対象患者数が 5 万人未満であること、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとされ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定する。（医薬基盤・基盤・栄養研究所の助成金を除く）試験研究費総額の 20%を税額控除額として算定できるほか、再審査期間が最長 10 年間に延長される。

[362] 医薬品の販売承認取得までの審査により侵食される特許保護期間を補充すべく、補充的保護証明書（SPC）を取得することで最大 5 年間、特許保護期間を延長することが可能。

[363] その上で、塩、エステル、エーテル、多形体、異性体及びその混合物、その他の活性物質の誘導体は、安全性及び効能に関する特性が著しく異ならない限り、同一物質とみなされるとする。

[364] Biosimilars in the EU: Information Guide for Healthcare Professionals, EMA and European Commission,2016.

[365] 薬生薬審発 0831 第 16 号（令和 2 年 8 月 31 日）。この期間に当該新薬と同等あるいはそれ以上のデータを提出することにより同一性を有する医薬品の承認を申請することはできる。また、特許期間の終了を見込み，承認審査の標準的事務処理期間を考慮して後発医薬品の承認申請を行うことも可能である。

- 小児適応：最長 10 年
- 新効能：4 年
- 新用量：4 年

### (2) 行政保有文書の開示請求制度

現在、米・EU・日すべてにおいて、医薬品承認機関の長（FDA、EMA、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）あるいは厚生労働大臣）に対して行政機関が保有する文書開示の請求制度が設けられている。開示請求→データ提出者への通知と打診→開示部分や開示・非開示の決定という流れのなかで、データ提出者は例外的な状況等に依拠して開示を拒否することもできるが、最終的には当局が専門委員会の意見を踏まえて判断する。

#### (i) 米国における開示基準

米国においては 1966 年の連邦情報自由法（Freedom of Information Act, FOIA）に基づき、FDA を含む連邦政府各行政機関の FOIA 室により運用される[366]。FDC 法は医薬品や機器その他の医療関連品の安全性及び効能を確保することにより公衆の健康（public health）を保護することを FDA の任務とし、FDA は科学に基づくリスク評価を予防的に行い、リスクと恩恵のバランスを判断する。FDA の情報開示要件は連邦規則集（CFR）により規律され、臨床試験実施届出のための資料（Investigational New Drug, IND）の場合と新薬承認及び簡易申請[367]の場合（NDA）とを分けた詳細なルールが設けられている[368]。FOIA は 9 つの開示例外事由を規定しており、その「例外 4」 は「営業秘密[369]及び商業的あるいは財務上の情報」を挙げる(5 USC § 552(b)(4))。

販売承認された医薬については「例外的な状況が存在することを申請者が証明しない限り」個人情報や「営業秘密及び商業的あるいは財務上の情報を除く」開示が原則的に可能になるが、非開示情報例も少なくない。CFR 314.430（e）(1)-(7)は公表可能なデータを列挙する（たとえば営業秘密及び商業的あるいは財務上の情報に関する 21 CFR § 20.61 に記載される以外の試験プロトコル;患者、医師、病院、消費者等による副作用等に関する情報；既知の安全性及び効能に関する情報等）。CFR 314.430（f）は当該 FOIA 要請以前に承認申請が拒否されたか、その取下げ等があった場合を除き、承認後、申請者が提示したすべての安全性、効能に関するデータ（安定性, 純度, 生物学的利用率等を含む）の開示を可能と

---

[366] 1974 年のプライバシー法、1976 年の行政機構における会議等に関するサンシャイン法は FOIA に関連する。FDA 関連の FOIA 年次報告は http://wayback.archive-it.org/7993/20180124215648/https://www fda.gov/RegulatoryInformation/FOI/FOIAAnnualReports/default htm

[367] Hatch-Waxman 法は、簡易手続きにおいて先行医薬の申請データに依拠する後続申請医薬の承認を可能にした。

[368] 2023 年 2 月 27 日現在までの規則。

[369] 21 CFR 20.61(a)は、営業秘密を「ビジネスにおいて商業的に価値ある企画、構想、方式あるいは装置でイノベーションあるいは実質的努力の結果である商品の製造、準備、調合、加工等に使われ、営業秘密と製造過程とは直接的な関係がある」とする。

する。CFR 314.430（g）は非開示事項に関しており、公知以外の製造方法及び品質管理の過程；製造、販売、あるいはそれに類似する情報等を挙げる。申請者には安全性及び効能に関して既知の情報開示が可能である。1975 年の法改正後に承認された案件に関しては、FDA 医薬品評価研究センター(CDER)による安全性及び効能に関する要約（Summary Basis of Approval (SBA) document）の開示が可能である。他方、IND のため提出されるテストまたは研究のための臨床研究実施計画書画（プロトコル）は開示されない（21 CFR 312.130）。

Public Citizen Health Research Group v FDA（185F.3d 898 (D.C. Cir.1999)において原告は、1990 年 1 月 1 日から 1993 年 7 月 12 日までの間に安全性の問題により中断された臨床試験に関するすべての文書開示を求めたが FDA が拒否したので DC 地裁に FDA を提訴した。地裁は 240 の、立法上（§ 355(l)）非開示とされている IND 届出資料のうち 14 文書について開示を命じた。FDA の申し立てによる控訴審において Public Citizen は、IND 臨床試験文書がその後承認を得た 2 件の NDA 申請に用いられているとし、健康及び安全性に関わるとして開示可能性を主張した。FOIA に関わる訴訟においては、開示例外規定自体が公共の利益と非開示によりもたらされる私的な利益との比較衡量をしているのか、各案件において実質的な競争上の損害を評価した上で公益との比較衡量をすべきか、について争われてきた。連邦最高裁はプライバシー保護に関わる開示例外案件[370]において FOIA の基本的目的は行政機関の活動を明らかにすることであり、開示・非開示は、この基本的目的と請求される情報との関連により判断されるとしていた[371]。情報開示のルールは、複数の、ときには相対立する哲学的立場に基づいており、米国憲法修正 5 条もそのひとつである。すなわち、法の適正な手続きによらずに、生命、自由または財産を奪われず、正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために収用されることはない。本件控訴審においては「例外 4」の立法過程においてすでに私的な利益の保護と公益との比較衡量が組み込まれているとの見解から、開示による公益が情報届出者の競争上の損害に上回るか否かの実証なしに、IND 臨床試験文書の開示が FOIA の基本的目的に適合か否かが吟味された[372]。判決は、請求された 5 つの文書のうち 4 つの文書を非開示とした。

遺伝子工学が創薬に重要な役割を果たし、生体や健康に及ぼす影響が開発課題になる過程では、何が公衆衛生関連事項として開示されるべきかについて危惧が高まり、FDA はゲノムデータの取り扱い等に関するガイドラインや報告書を多く公表した。さらに 2001 年、遺伝子治療及び異種移植の臨床試験について、それまで機密にしていた安全性に関するデータ及び臨床研究プロトコルを公表すると表明した[373]が、IND 非開示原則との関連で議論もあり、開示案件もあって、2008 年放棄された[374]。

2009 年にはオバマ大統領が指揮する大規模な「透明性の追求」（Transparency Initiative）

---

[370] 5 USC§ 552(b)（7）(c) はプライバシーへの不当な介入に該当するような個人的情報を開示例外とする。

[371] USDOJ *et al.* v Reporters Committee for the Freedom of the Press(489 U.S. 749 (1989),paras. 770-772.'…The generation that made the nation thought secrecy in government one of the instruments of Old World tyranny…'.

[372] 小林伸一・北原靖和「新薬実験申請書の開示により申請者の競争的地位に及ぼされる実質的損害と比較衡量」『清和法学研究』2004 年 11 巻 1 号 179－198。

[373] Docket No. FDA-2001-00N-0989.

[374] Docket No. FDA-2008-N-0622.

が始まった。FDA も意見募集に基づく改正案[375]を提示し、それに対する再度の意見募集をした。相対立する専門的な意見のなかで、情報開示の公共の利益に与する積極的な役割の提唱が注目された[376]。

臨床・非臨床試験等、研究開発者が多額の投資をして作成するデータのどの部分をいかなる方法で公共財とし、さらなる研究開発の促進に結び付けるべきか。上記 FDA の改正案に対し、米バイオテクノロジー産業協会（BIO）も、データ秘匿の競争効果ではなく、透明性の重要性を支持した。企業において FDA と公衆に対して責任ある行動を促し、違反を是正するインセンティブを与えるからであり、情報開示政策が公衆衛生目的に則して適切な文脈においてなされ、医療サービス提供者、患者及び一般公衆に対して積極的な効果をもたらすべきとしている[377]。

**(ii) EU の文書開示政策**

TRIPS 協定 39 条は「開示されない情報」保護の例外について公衆の保護に言及するが明確な規定がない。これに対し 2016 年採択された EU の営業秘密指令[378]には広い範囲の例外規定がある。同指令 5 条は、以下(a) - (d)の理由がある場合、加盟国は、当指令が定める措置、手続き及び救済手段を解除し、営業秘密の取得、使用あるいは開示がなされるよう確保すると規定する。(a) EU 基本権憲章が掲げる表現及び情報の自由、とくに自由かつ多元的な報道の尊重、(b) 不正行為等、不法な活動からの公衆の一般利益の保護、(c) EU あるいは加盟国法に基づき労働者組織の正当な活動として代表への開示が必要な場合、(d) EU あるいは加盟国法が正当な利益と認める場合である。

EU は政策決定の透明性を確保するため行政が保有する文書開示に力を注いできた。それは営業秘密指令の前文にも明らかである。指令の前文 1 項は、「ビジネス及び非営利の研究機関は、知識社会の通貨であり競争上の優位を提供するノウハウ及び情報の取得、開発及び適用に投資する。知的資本へのこのような投資は、市場における競争能力及びイノベーション関連の能力を決定するため、研究開発を支える動力となっている」とする。同時に 11 項は「当指令は EU あるいは加盟国の行政機関が保有する情報へのアクセスルール（「欧州議会、理事会及び委員会が保持する情報へのアクセス」（情報公開）規則 1049/2001 規則、2001.5.30)、「共同体機関が環境分野に関しオーフス条約を適用する公衆の参加、情報及び司法へのアクセスに関する」規則 1367/2006 (2006.9.6)、「環境情報へのアクセスに

375 FDA Transparency Initiative: Draft Proposals for Public Comment Regarding Disclosure Policies of the U.S. FDA [Docket No. FDA-2009-N-0247]

376 Ā.K. Asamoah *et al.*,Transparency at the FDA, June 24, 2010, *N Engl J Med* 2010; 362: 2341-2343（Asamoah は FDA の Transparency Initiative 担当官）は承認申請のみならず FDA が審査する幅広い申請文書や非開示決定等に関する理由説明を充実させ、IND や承認前の承認申請文書も含め安全性・効能に関する情報開示に尽力し、さらなるイノベーション政策を促進することなどを提唱していた。

377 Docket No. FDA–2009-N-0247. 同協会は 2016 年 1 月、「バイオテクノロジーイノベーション協会」（BIO）に名称変更した。

378 Directive 2016/943 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure (2016.6.8).

関する」指令 2003/4 (2003.1.28)を含む）情報アクセス権に関するルールを害するものではない」と特記する。規則 1049/2001 の前文 1 項には(旧)EU 条約 1 条 2 項のいう「オープンで市民に最も近いところで決定が採択される欧州」の理念が謳われている。同規則 4 条は開示例外に関しており、その 2 項 2 文は知財権を含む自然人・法人の商業的利益の保護を挙げる。

近年、規則 1049/2001 が医薬品承認申請のための毒性テスト及び臨床試験データの開示請求に関する委員会（EMA）の開示決定が司法裁判所における取消訴訟の対象となる案件が 3 件あった[379]。EMA は当承認申請データの提出者と協議し、EMA の判断でいずれの請求に対しても極一部のみを秘密情報とみなし、文書の大部分を第三者に開示した。ただし製品はすでに市場化され、当事者企業には 10 年の市場排他権が与えられている。

開示請求者は競合他社の可能性があり、申請データの多くを開示されてしまったこれら企業は規則 1049/2001 の上記 4 条 2 項に依拠して一般裁判所に決定の取消を提起した。同裁判所は、例外規定は狭義に解されるべきとし、企業利益の保護は深刻な打撃の場合にのみ適用されるとしてこれら企業の訴えを棄却した。上訴審で司法裁判所は、情報公開規則にいう企業利益の保護は、打撃が深刻であることを要件としないと判断したが、EU の専門機関、行政庁等に提出されるデータが秘密であるという一般的な想定はないとする。原告は開示されたデータが第三国における特許訴訟や医薬品登録に利用されることを危惧したが、司法裁判所は以下のような判断をした。「企業利益への損害」という例外規定は、データ開示を要請した第三者の行為が不正であることが合理的に予測でき、単なる仮説ではないことが証明される場合にのみ適用される。外国での申請や訴訟などについて証明することは困難と考えられるが、司法裁判所はこのようにして原告のいずれの訴えも棄却した。TRIPS 協定 39 条 3 項も争点となり、上訴審において司法裁判所は、EU 機関は TRIPS 協定に拘束されると従来通りの見解を示したが同項の解釈をしなかった。当件の法務官は、TRIPS 協定 39 条 3 項を、排他権として解釈し、委員会決定を取消すことを提案していた。これら 3 件において司法裁判所は、公衆衛生の保護という公益を開示の根拠とする米国 FDA とは異なり、EU 機関、行政庁の正当性は「透明性」にあるとし、規則 1049/2001 の前文 2 項(2)を引用する。同項は、透明性は市民が決定過程により密接に参加し、行政を正当な効果的なものとし、欧州連合条約 6 条及び EU の基本権憲章に基づく民主主義の原則及び基本的権利の順守に寄与すると宣言する。

個人情報の保護も EU の重要な基本権である。Bavarian Lager（BL）事件においては、開示が請求された行政文書における個人情報が記載されている行政文書の開示が求められた場合、行政が保持する文書における個人情報は特別の扱いを受けるのかについて議論された。BL 社は、委員会決定に至る会議議事録の開示求めたが、委員会は、議事録には個人参加者の名前等があり、私人のプライバシーと人格を保護するため保護されるべきこと、議

[379] PTC Therapeutics Int'l v EMA (T-718/15,2018.2.5;C-175,178/18P,2020.1.22),
MSD Animal Health Innovation et al.v EMA (T-729/15,2018.2.5;C-178/18P,2020.1.22)
Intercept Pharma et al.v EMA,T-377/18,2019.6.28;C-576/19P,2020.10.29)。

事録の作者は委員会ではなく、本人の事前の許可を必要とすることが規則 45/2001 に規定されていること、開示を求めた企業が個人データを利用するための正当な目的を明示していないことなどを理由に開示を拒否した。BL は（当時の）CFI に委員会の拒否決定に対する取消を提起し、文書開示をすることが「個人のプライバシーと人格の保護」規則 45/2001 の 4 条 1 項（b）にいう例外規定に該当すると主張した。CFI は、個人データ保護は、私人のプライバシーの保護に関わっており、規則 1049/2001 のもとで職業団体の事業活動に関わる情報公開においては公共の利益が保護対象であるため、参加個人情報の開示が義務付けられるとした。委員会は上訴し、司法裁判所は CFI が二つの規則における公共の利益と個人のプライバシーと人格保護とのバランスを正しく評価していないとの理由から CFI の判決を覆した（Commission v BL,C-28/08P,2010.6.29)。同裁判所によれば、開示が請求されている議事録に個人データが含まれていれば，情報公開規則の例外規定ではなくデータ保護規則の規定が適用されると判示する。情報公開規則の規定は，欧州人権条約 8 条にいう私生活の尊重のみならず，行政機関によるデータ保護規則 45/2001 における個人データ保護の権利も考慮して解釈されるべきであるとし、公共の利益と個人データの保護を対立する二元論ではなく、双方を尊重したバランスを一元的に考えるべきとした。

**(iii) 日本の開示制度**

日本において、医薬品承認申請のためのデータ開示は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき請求される。同法 3 条は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関（独立行政法人）の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」とする。その 5 条 1 号（イ）は、開示義務の例外として、「個人に関わる情報であって公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とし、ただし（ロ）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報についてはその限りでないとする。また、同条 2 号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（イ）公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」として、米国 FOIA の開示例外と類似する規定を設けている。

医薬品の承認審査をおこなう PMDA あるいは決定者の厚生労働大臣に対する上記 2 法にもとづく開示請求は年間 1000 件ほどあるという。その内容は情報公開・個人情報保護関係答申データベース[380]に、裁判になった案件は判決データベース[381]に公表されている。

[380] https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/report/
[381] https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/judge/

## IV. 情報共有のための協力

本稿は、TRIPS 協定が取り入れた非開示情報の保護の背景には、医薬品の安全性や効能の証明と確保という公益を追求する薬事当局が、研究開発分野において有する複雑なイノベーション促進機能を有し、同時に先発・後発医薬の参入調整をすることで、技術革新及び医薬品アクセスに関する機能を有することを概観した。また、行政が機密情報として保護する情報が文書開示制度を通して、公益の保護にも与するよう運営されていることも垣間見た。

機密情報が個人（競争者、消費者やプレス）の請求により開示されることは、客観的な科学情報を研究開発者や公衆に伝えることには必ずしもならない。したがって、開示制度がさらに公益に与するよう改善していくことや、研究者や開発者による任意の情報共有と公表の他のしくみを発展させることが必要と思われる。すでに多くの研究開発分野の協力体制が存在し、政府がプラットフォームを提供している場合も多く、医薬開発に関わる恩恵やリスクについて、情報を集結させる方法が探求されている。従来、NIH は、研究段階で一定額以上の研究開発補助を受ける者に対し、データ共有企画の策定と提出を促してきた。日本においても臨床試験データベース等、研究開発上の情報共有のしくみが発展し、協力による公衆衛生という公益が追求されている。新型コロナの出現以来、遺伝子工学や創薬研究者のオープンソース・ネットワークは急増し、ライセンスによる製造販売も過去と比べ一般化した。

他方、パンデミック状況下での知財保護義務免除の提案は引き続きなされており、機密情報や製造ノウハウが開示されれば生産者が増え、生産量が増加するとの想定が広く伝わっている。現実には、必要な機密情報がいかなるものかを知ることは安易とは言えず、そのような情報があれば他の要素なしに製造が可能になるとも言えず、また「開示されない情報」は複雑に関係しあう多くの法や規則により支えられており、速やかに使える状況にはない。本稿が検討した複雑なイノベーション・エコシステムは、改善すべきではあろうが、イノベーションを実現する研究者や開発企業からインセンティブを奪うことで技術革新を持続することは難しそうである。課題の解決に効果的な、様々な協力体制を創り出すことが先決であろう。

## II. 各国際機関（WTO、WHO、WIPO）における主なパンデミック対応（WTO 閣僚宣言におけるパンデミック対応、WHO におけるパンデミック条約及び国際保健規則（IHR: International Health Regulations）改正の検討状況、WIPO の IP ランドスケープ等の取組を含む）

### １．はじめに

知的財産の適切かつ効果的な保護を巡っては、これまで WIPO、WTO といった多国間の枠組みで議論され、我が国もその議論に積極的に参加してきている。他方、当該枠組みにおいて、知的財産の保護強化に消極的な途上国は数の上で多数派であり、議論の成熟と共にその声を大きくし、特に公衆衛生の分野では 2001 年のドーハ閣僚宣言を機に、途上国に配慮した文書、規定等が強調されるようになってきた。更に、近年の傾向として、知的財産の専門家間のフォーラムである WIPO や WTO/TRIPS 理事会の他に、WHO や国連等の必ずしも知財制度に精通した者が出席しないフォーラムにおいても、過去の成果文書等を引き合いに、知的財産保護の柔軟性を強調するようなメッセージを入れ込む動きが散見されている。こうした動きで特に目立つのが、途上国側が、公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等との関係から、従来までの知財保護を弱めようとする議論であり、例えば、医薬品については、公衆衛生との関係から、様々なフォーラムで議論されることが多く、WHO の動向も含め、最近の状況を把握することは重要である。

特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行について、WTO/TRIPS 理事会では TRIPS 協定上の一部の保護義務の一時免除に関する議論が集中的に行われ、2022 年 6 月には強制実施権に係る手続を明確化・簡素化する内容で閣僚決定がなされたことに伴い、当該閣僚決定の実施態様を含め、医薬品特許への強制実施許諾における特許権者への報酬やデータ保護等について、また、当該閣僚決定において継続議論とされた事項について産業界からの関心が高くなっている。WHO や WTO 等の国際機関においても医薬品アクセスの重要性が再認識されている状況であり、今後の医薬品アクセスと知財の議論に及ぼす影響については注視が必要である。

### ２．WTO の動向

#### （1）第 12 回 WTO 閣僚会議（2022 年 6 月）まで

WTO では、2020 年 10 月の TRIPS 理事会に、インドと南アフリカが共同で TRIPS 協定の特許、意匠及び営業秘密等の知的財産権に係る各国の義務を COVID-19 に関するものについては一定期間免除する提案を提出した[382]。当該提案には、LDC グループ及びアフリカ

[382] WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19 (WTO, October 2, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669.pdf&Open=True

グループの他、アルゼンチン、パキスタン、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、モルディブ、フィジー、バヌアツ、インドネシア、ヨルダン、マレーシアが賛同し共同提案国となっている。その後、2021 年 5 月 5 日、米国政府が当該提案に関しワクチンについて支持表明を行った[383]ことから、波紋が広がった。日米欧の製薬・バイオ業界団体は相次いで米国政府の立場に反対する声明を発表した。

その後、2021 年 5 月 25 日に提案は改訂され、免除対象期間を「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療について理事会決定から x 年間」から「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療のための、健康製品；診断法、治療法、ワクチン、医療機器、個人用保護具、それらの原料または成分を含む技術；製造方法及び手段について理事会決定から少なくとも 3 年間」に変更された[384]。

＜インド・南ア提案の概要（IP/C/W/669rev1）＞

| |
|---|
| ・コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）への手頃な価格でのタイムリーなアクセスを可能とすることが目的。<br>・具体的には、TRIPS 協定上の義務の一部（協定第 2 部の第 1 節（著作権及び関連する権利）、第 4 節（意匠）、第 5 節（特許）、第 7 節（開示されていない情報の保護）の実施・適用、及びこれらに関する第 3 部のエンフォースメントに係る義務）について、コロナの予防・封じ込め・治療に関するものは当面免除することを決定するよう、一般理に対し勧告することを提案。<br>・当該義務免除の期間は、最低 3 年、その後、一般理事会で検討して終期を決定。 |

2021 年 6 月 4 日に EU は「Urgent trade policy responses to the COVID-19（COVID-19 危機への緊急貿易政策の対応）」で、(1) 輸出制限に関する貿易円滑化と規律、(2) ワクチン生産者・開発者による誓約を含む生産の拡大、及び(3) 強制実施権に関連する TRIPS 協定の柔軟性の明確化と促進、に関する提案を、一般理事会、TRIPS 理事会（当該提案から（3）についてのみ切り出したもの）に提出した[385]。研究開発に対する必要なインセンティブ、報奨である知的財産権に基づき、2021 年 5 月末までに全世界で COVID-19 ワクチンを 20 億回分（2021 年末には 100 億回分と予測）生産できたことを提案の理由として記載している。また、2021 年 6 月 18 日に 2021 年 6 月 4 日提案に基づき、宣言テキスト草案を提出した。宣言テキスト草案には具体的な合意案として以下の 3 点が記載されている。

(a) パンデミックとは TRIPS 協定第 31 条(b)における「国家緊急事態またはその他緊急極限状態」である。TRIPS 協定第 31 条および 31 条の 2 に規定される強制実施権取得のために TRIPS 協定 31 条(b)で要求される権利者から許諾を得るための努力を行う義務を免除することができる。

---

[383] Statement from Ambassador Katherine Tai on the Covid-19 Trips Waiver (USTR, May 5, 2021) https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/may/statement-ambassador-katherine-tai-covid-19-trips-waiver

[384] WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19, REVISED DECISION TEXT (WTO, May 25, 2021) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669R1.pdf&Open=True

[385] URGENT TRADE POLICY RESPONSES TO THE COVID-19 CRISIS: INTELLECTUAL PROPERTY, COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION TO THE COUNCIL FOR TRIPS (WHO, June 4, 2021) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W680.pdf&Open=True

(b) パンデミック状況下において低中所得国に可能な価格でワクチン・治療薬製造を行う者を支援するため、TRIPS 協定第 31 条(h)および第 31 条の 2 第 2 パラグラフで規定される権利者への報酬を決定する目的で、締約国は強制実施権により製造されたワクチン・治療薬の製造者の販売価格を当該報酬に反映することができる。

(c) パンデミック状況下においては、TRIPS 協定第 31 条の 2 および附属書(2)(c)の目的のため、輸出国は、強制実施権により直接的、または間接的（強制実施権でカバーされるワクチン・治療薬への公平なアクセスを保障する国際的共同イニシアチブを含む）に供給する全ての国のリストを単一の通知で提供することができる。こうした共同イニシアチブはこうしたワクチン・治療薬を適格な輸入国に TRIPS 協定附属書(1)(b)の範囲内で供給することが前提とされる[386]。

累次の公式及び非公式の TRIPS 理事会で議論が行われたが、2022 年 2 月 23-24 日の一般理事会において、TRIPS 理事会で継続して審議することが報告された。

2022 年 3 月 16 日、TRIPS ウェイバーに関する 4 メンバー（欧州、インド、南アフリカ、米国）による解決策について事務局長が歓迎することを発表した[387]。

2022 年 5 月 3 日、WTO 事務局が TRIPS ウェイバーに関する欧州連合、インド、南アフリカ、米国による非公式な議論の結果に関する文書を TRIPS 理事会に提出した。この文書において、TRIPS 協定上の一部義務の免除として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はオプトアウトが推奨、又は、2021 年の全世界の COVID-19 ワクチン供給の 10%より多くのワクチンを輸出した国は対象外）」、「有効期間は決定から 3 年または 5 年」、「決定から 6 ヶ月以内に、対象として COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬まで拡大するか否かを検討」とされた[388]。

---

[386] DRAFT GENERAL COUNCIL DECLARATION ON THE TRIPS AGREEMENT AND PUBLIC HEALTH IN THE CIRCUMSTANCES OF A PANDEMIC, COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION TO THE COUNCIL FOR TRIPS (WHO, June 18, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W681.pdf&Open=True

[387] Director-General Okonjo-Iweala hails breakthrough on TRIPS COVID-19 solution (WTO News, March 16, 2022)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_16mar22_e htm

[388] COMMUNICATION FROM THE CHAIRPERSON (WTO, May 3, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W688.pdf&Open=True

### （２）WTO 閣僚宣言（パンデミック対応）

#### （ａ）TRIPS 協定に関する閣僚決定

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、TRIPS 協定に関する閣僚決定として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はこの決定を利用しないことを拘束力のある形で約束することが推奨される。）[389]」、「有効期間は決定から 5 年」、「本決定の日から 6 ヶ月以内に、COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬の生産・頒布まで対象を拡大するか否かを決定」とすることで合意された[390]。また、本決定に基づき、その後の TRIPS 理事会において、診断薬、治療薬への対象拡大の議論が進められることとなった。

第 12 回 WTO 閣僚会議における合意に対し、2022 年 7 月 15 日に、WHO の「万人のための健康の経済学評議会（The WHO Council on the Economics of Health for All）」（2020 年 11 月 13 日に WHO 事務局長により、健康と幸福の価値がどのように測定され、生産され、経済全体に分配されるかを再考するために設立）[391]は、WTO の決定を歓迎すると共に以下の懸念を表明した[392] [393]。

1. この決定は「COVID-19 ワクチンのみに限定」されており、低所得国がパンデミックと戦うために不可欠な他の対応手段である「診断薬と治療薬が除外」されている。
2. 強制実施権の下で輸出できるワクチンの数量に関する現行の制限を「5 年間という期限付き」で例外化することに限定している。
3. この協定は「特許のみに適用」され、中低所得国での製造のスケールアップを促進するために含めることが不可欠な「企業秘密など他の知的財産の障壁には適用されない」。

これらの欠陥を合わせると、最終合意は権利放棄とは程遠く、せいぜい狭義で期限付きの、非常に限定されたルールの例外であることが示唆される。また、世界的な健康危機が続いているにもかかわらず、メンバーが前進する方法に合意するのに 18 ヶ月かかったことを考慮すると、承認された協定は懸念材料である。評議会は、この決定を正しい方向への重要な第一歩として歓迎するが、次のステップは「今後 6 ヶ月以内に決定の範囲を治療

---

[389] 閣僚決定は、「拘束力のある形での約束には、2022 年 5 月 10 日の一般理事会でなされた発言を含む」としており、これは、中国が、2022 年 5 月 10 日の一般理事会において、本閣僚決定によって提供される柔軟性を利用しない旨を宣言したことを踏まえたものである。
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/M198.pdf&Open=True

[390] MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True

[391] The WHO Council on the Economics of Health for All（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/groups/who-council-on-the-economics-of-health-for-all

[392] The New WTO Decision on the TRIPS Agreement (The WHO Council on the Economics of Health for All) (July15,2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/council-on-the-economics-of-health-for-all/who_councileh4a_statement-15july2022.pdf?sfvrsn=fce7e6e3_3&download=true

[393] WHO 最新ニュース 2022 年 7 月 19 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2207-27/

薬と診断薬に拡大し、無期限の完全な免除に向けて取り組むことが重要」であり、当評議会は、WTO および関連締約国と緊密に協力し、特に発展途上国にイノベーションと真の利益をもたらす形でこの議題項目を推進することを期待している。

### （b）COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言[394]

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」が行われた。以下、当該閣僚宣言の仮和訳を下に記載する。

パラグラフ 14 に、上記の「（a）TRIPS 協定に関する閣僚決定」が引用されている。

また、パラグラフ 12、13 及び 16 には TRIPS 協定の再確認が宣言されている。具体的には、以下の内容が記載されている。

パラグラフ 12：

TRIPS 協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。

パラグラフ 13：

締約国が TRIPS 協定及びドーハ宣言を完全に使用する権利を有することを再確認する。

パラグラフ 16：

TRIPS 協定第 66.2 条（先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。）に対する先進加盟国の約束を再確認する。

1. COVID-19 パンデミックの過程で、締約国は COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須医療品の供給の制約を経験したことを認識している。これらの経験は、特にメンバーの開発レベル、財務能力、およびこれらの製品への輸入依存度が異なるため、パンデミック中に均等に共有されなかった。COVID-19 と将来のパンデミックに対するレジリエンスの向上をサポートするために、この宣言で意図されているように、締約国がパンデミックの経験を理解し、経験を積み上げることを推奨する。

2. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療用品の製造、供給、流通を促進するために、WTO 規則に従った、商品やサービスを提供するための安定した予測可能な取引環境の重要性を認識する。

3. パンデミックは、安全で手頃な価格で効果的な COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療品へのタイムリーで公平なグローバルなアクセスを強化するために

[394] MINISTERIAL DECLARATION ON THE WTO RESPONSE TO THE COVID-19 PANDEMIC AND PREPAREDNESS FOR FUTURE PANDEMICS ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/31.pdf&Open=True

取り組むことの重要性を浮き彫りにした。我々は、機会を特定し、障壁に対処することを含め、COVID-19 及び将来のパンデミックとの闘いにおいて必要とされる必需品及び関連サービスの生産の拡大及び多様化を支援する上での多国間貿易システムの役割を認識する。我々は、工業化、開発及び回復力を含む包摂的な成長を促進する上で WTO が果たすことができる重要な役割を強調する。

4. 我々は、世界的な回復が加盟国全体で依然として大きく異なっており、特に COVID-19 の新しい亜種の拡散の可能性と不均一なワクチン接種のペースに関連して、パンデミックが進化し続ける課題をもたらし続けていることを認識する。我々はさらに、COVID-19 パンデミックが国際収支の課題をもたらし、一部の発展途上国加盟国、特に LDCs がパンデミックに耐え、対応し、回復するために利用できる財政手段の限界を明らかにしたことに留意する。

5. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックに関する貿易関連措置の通知が WTO 規則に従ってタイムリーかつ包括的な方法で提出されることを含め、透明性を約束する。情報共有することで、締約国とトレーダーは講じられた措置を知ることができる。我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックが、一部の開発途上加盟国、特に後発開発途上国の限られた資源及び制度的能力をさらに制約する可能性があることを認識し、透明性及び監視に関する技術支援及び能力構築の重要性を強調する。

6. 我々は、COVID-19 および将来のパンデミック時にサプライチェーンの潜在的な混乱を締約国が迅速に特定できるようにするための、タイムリーで正確な情報の価値を認識している。さらに、我々は加盟国に対し、WTO 貿易監視演習に積極的に参加することを奨励する。

7. WTO 規則で規定されている範囲で、我々は、COVID-19 に対処するために設計された緊急貿易措置が、必要に応じて、的を絞った、釣り合いの取れた、透明性のある、一時的なものであり、貿易に対する不必要な障壁やサプライチェーンの不必要な混乱を起こさないことの重要性を認識する。そのような措置を実施する際、我々は、締約国の多様な状況、特に開発途上加盟国、特に後発開発途上国の利益や緊急物資と人道支援の必要性を考慮に入れるよう努める。

8. COVID-19 のパンデミックの間、締約国は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品に対する国内および国際的な大きな需要に直面して、深刻な供給の制約を経験した。そのため、締約国は生産の増加と多様化に多大な努力を払い、これらの商品への公平なアクセスをサポートする。締約国が WTO の規則に従って輸出制限を適用し、その他生命と健康を保護するために必要な措置を講じることができることを認識し、我々は、そのような物品の輸入を含め、輸出制限を課すことを適切に制限することとする。

9. 我々は、WTO 貿易円滑化協定の重要性、特に、貿易円滑化委員会で議論された COVID-19 パンデミックの際にこれまでに重要であることが証明された条項の重要性を再確認する。我々は、開発途上締約国、特に後発開発途上国の能力構築の必要性を認識し、彼らが

利用できる貿易円滑化協定のセクション II を強調する。

10. 既存の WTO の権利と義務の文脈の中で、我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品に関する、通関手続の合理化、書類要件の削減と簡素化、関税率とその他の料金の一時的な削減または調整を含む、進行中のパンデミックに対処するために加盟国が実施した追加の任意の貿易促進措置に留意する。

11. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品へのアクセスを促進する目的で、COVID-19 および将来のパンデミックの際に、必要に応じて規制当局の協力と規制情報の自発的な共有を奨励する。

12. 我々は、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を想起し、TRIPS 協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。したがって、TRIPS 協定への我々の約束を再確認する一方で、我々は、公衆衛生を保護し、特にすべての人に医薬品へのアクセスを促進するという WTO 加盟国の権利を支持する方法で TRIPS 協定が解釈および実施されることが可能であり、また実施されるべきであることを再確認する。

13. 我々はさらに、将来のパンデミックを含め公衆衛生を保護することのできる柔軟性を認める TRIPS 協定及び 2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を、締約国が完全に使用する権利を有することを再確認する。

14. 我々は、TRIPS 協定に関する閣僚決定（WT/MIN(22)/30 及び WT/L/1141）を想起する。

15. 我々は、COVID-19 と将来のパンデミックに対する世界的な準備のレベルを高めるには、世界中で生産的、科学的、技術的能力を強化する必要があることを認識する。また、こうした能力は、HIV/AIDS、結核、マラリア、その他の伝染病、顧みられない熱帯病に関連するものを含む、COVID-19 を超えた公衆衛生上の危機に対する解決策の開発、および製造場所の多様化に役立つことも認識している。我々は、WTO の規則に沿って、関連分野における能力構築に貢献する技術移転を促進することの重要性を強調する。

16. 我々は、TRIPS 協定第 66.2 条に対する先進加盟国の約束を再確認する。

17. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックにおける回復力を確保する上でのサービスの重要な役割を強調する。我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びロジスティクスや貨物輸送サービスなどのその他の必須医療品の製造と流通に関与するサービスサプライヤーの国際的な業務を促進することの重要性を認識する。我々はまた、COVID-19 及び将来のパンデミックの間、医療サービス及び ICT サービスを含むサービスの貿易を促進することの重要性を認識する。

18. 我々は、締約国のサービス部門及びサービス貿易に対するパンデミックの重大な影響を認識する。我々は、締約国、特に一部の途上国締約国、特に LDCs にとって関心のある締約国の経済回復を支援するために、部門及び供給形態を超えたサービス貿易の重要性を強調する。

19. 我々はまた、COVID-19 パンデミックが、特に観光に依存する経済、特に観光に依存

するLDCにおいて、観光部門に悪影響を及ぼしていることを認識する。我々は、締約国がウイルスの蔓延を減らすために行動を起こす必要があり、それらの影響に貢献していることを認識している。我々は、締約国、特に経済が観光に依存している締約国間の協力と対話の強化が、これらの影響を潜在的に緩和する方法についての理解を深める上で重要となり得ることを認識する。

20. COVID-19パンデミック時の締約国の公衆衛生政策と経験を考慮して、我々は、WTOの委任とその規則の範囲内で、公衆衛生を保護し続け、プライバシーと個人データの保護を確保しながら、テストの要件と結果、予防接種証明書の承認、デジタルヘルスアプリケーションの相互運用性と相互承認を含め、パンデミック後の回復と貿易の流れを促進するためのさらなる協力の妥当性を認識する。

21. 我々は、強靭性を構築し、現在及び将来のパンデミックに対応する上での世界的な食料安全保障の重要性を強調する。我々は、COVID-19パンデミックが発展途上国締約国、特に純食料輸入の発展途上締約国及びLDCsの食料安全保障に特に悪影響を及ぼしていることを認識する。

22. 供給や価格の問題など、COVID-19 パンデミックによって悪化した食料安全保障関連の問題は多面的であり、それらに対処するための包括的なアプローチが必要である。

23. 我々は、WTO規則がCOVID-19パンデミックの際に加盟国をどのように支援してきたか、及び将来のパンデミックにおける加盟国の役割を理解することの重要性を強調する。我々は、国際収支、開発、輸出制限、食料安全保障、知的財産、規制協力、サービス、関税分類、技術移転、貿易円滑化、透明性を含む、将来のパンデミックの場合に効果的な解決策を迅速な方法で構築するために、COVID-19 パンデミック中に学んだすべての教訓と経験した課題を見直し、構築する必要性を確認する。

24. 関連するWTO機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続または開始する。2024年末まで、この宣言に基づくWTO機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

25. 議論と焦点の領域には、パラグラフ23に規定されたトピック、およびCOVID-19パンデミック中のさまざまな経験を反映して締約国によって提起されたその他のトピックが含まれるが、これらに限定されない。

26. 我々は、一般理事会が、パンデミックの文脈における協力と対話の強化を促進するために、必要に応じて会合が招集される可能性があることに留意する。

27. 我々はまた、他の国際機関との協力を含め、WTO事務局が行っている作業に留意する。これには、COVID-19パンデミックに関連するワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療品やサービスの取引に関する、需要と供給のマッピングを含む分析が含まれる。

28. 我々はさらに、WHOやその他の国際機関とともに行われる、需要と供給の迅速なマッチング、製造能力と需要のマッピング、需要を満たすためのマッチメイキングなどの活

動、COVID-19 および将来のパンデミックに効果的に対応するために不可欠な商品およびサービスに関連する要求および相互承認の規範を含む、国際的なパンデミック対応に取り組む WTO の重要性に留意する。

29. 本閣僚宣言が WTO 締約国の権利・義務を変えるものではなく、また、発展途上国のサブカテゴリーを作成するものではない。

## ３．WHO の動向

### （1）WHO 総会（第 73 回以降）

2020 年 5 月 18-19 日に開催された第 73 回 WHO 総会[395]では、米中対立を受けて WHO の対応を巡る検証に注目が集まったが、今後のワクチン開発と供給に影響を与えうる重要な指針が示されたと指摘されている。総会では COVID-19 の制圧に必要な技術知識や製品、それらを構成する部分品や必要な設備への公平かつ手頃な価格でのアクセスを確保するためその障害を取り除くことに向けて国際協調を目指す決議が採択された[396]。利害関係者には治療薬やワクチンの適時かつ手頃な価格でのアクセスを確保するため、既存のパテントプール[397]を活用し自発的な共有やライセンスを呼び掛けている。さらに同決議の中では、こうした方針が、医薬品の特許保護を定めた世界貿易機関（WTO）「知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS 協定）」とその柔軟性規定とされる 2001 年「TRIPS 協定と公衆衛生に関する特別宣言（ドーハ宣言）」の考え方と整合性を持つことが記されている。

その後、2021 年 4 月 16 日に WHO は mRNA に基づく技術の共有を促進するスキームとして「mRNA ワクチン技術移転ハブ」を設立している[398]。

また、近年の自国での医薬品を生産可能とすることについて WHO の支援を求める加盟国の声が高まっており、また、COVID-19 のパンデミックによって mRNA 技術のような革新的で効果の高い医療製品を含め、世界のあらゆる地域で質の高い製造能力を強化することの緊急性が高まったことから、2021 年 5 月 24-31 日に開催された第 74 回 WHO 総会では、「医薬品の自国生産化と保健技術の普及」も決議された[399]。その後、WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することがアナウンスされた[400]。当該ワクチン技術移転に関する技術は、

---

[395] 第 73 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/who/2020/05/0518-1 html

[396] WHO ウェブサイト
https://apps.who.int/gb/e/e_wha73 html

[397] Medicines patent pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/

[398] WHO プレスリリース（2021 年 4 月 16 日）
https://www.who.int/news-room/articles-detail/establishment-of-a-covid-19-mrna-vaccine-technology-transfer-hub-to-scale-up-global-manufacturing

[399] WHO プレスリリース（2021 年 5 月 29 日）
https://www.who.int/news/item/29-05-2021-update-from-the-seventy-fourth-world-health-assembly-29-may-2021

[400] WHO プレスリリース（2021 年 6 月 21 日）
https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub

特許保護のないものであるため、または、実施許諾により、および／または権利行使を行わない宣言により実施に支障がないことを Medicine Patent Pool (MPP)が 2021 年 11 月 16 日にアナウンスしている[401]。その後、2022 年 2 月 3 日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、Afrigen 社が MPP と COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した[402]。

また、2021 年 5 月 24-31 日に開催された第 74 回 WHO 総会[403]では、194 加盟国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した[404]。

2021 年 11 月 29 日から 2021 年 12 月 1 日に第 2 回 WHO 特別総会[405]が開催され、WHO 加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることを決定した。ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした[406]（「（２）WHO におけるパンデミック条約の検討状況」で詳述する）。

2022 年 5 月 22-28 日に第 75 回 WHO 総会[407]が開催され、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）[408]が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された[409]（「（３）WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正の動き」で詳述する）。

### （２）WHO におけるパンデミック条約の検討状況

パンデミック条約について積極的な欧州理事会のウェブサイトによると、「2020 年 11

---

401 Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/

402 Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 2 月 3 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines

403 第 74 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210607-01_00003 html

404 An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/

405 第 2 回 WHO 特別総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00005 html

406 WHO 最新ニュース 2021 年 12 月 6 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/

407 第 75 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002 html

408 Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022

409 Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022

月のパリ平和フォーラムにおいて、欧州理事会のシャルル・ミシェル議長により、「我々はさらに先に進み、パンデミックの教訓を学ぶ必要がある。市民を最大限に保護するため、より迅速かつより協調的な方法で行動し、医療機器が利用可能であることを確認し、相互に非常に迅速に情報を交換できることが絶対に重要である。」と述べるとともに、パンデミックに関する国際条約の提案が最初に発表された。このパンデミックに関する国際条約の要請は、2021 年 2 月 19 日の G7 首脳の声明でも強調され、2021 年 2 月 25 日に欧州の首脳はパンデミックに関する国際条約に取り組むことに合意した[410]。」とされている。

2021 年 3 月、25 か国の政府・国際機関の代表者が、「国際社会は、将来の世代を守るために、地球規模での強力な保健体制を構築するために、パンデミックに対する新たな国際条約に向けて協力すべき」として共同声明を発表した[411] [412]。

2021 年 5 月 31 日の WHO 総会で、WHO の 194 加盟国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した[413]。

2021 年 12 月 1 日、WHO 加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることを決定した。ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした[414]。

2022 年 3 月 14-15 日、パンデミックの予防、準備、対応に関する WHO 条約、協定、その他の国際文書の起草と交渉のための政府間交渉機関（Intergovernmental Negotiating Body (INB)）の初会合が開催され、2 人の共同議長を選出し、「参加性、透明性、効率性、加盟国のリーダーシップ、合意の原則に基づく」組織の作業方法とスケジュールについて協議した[415]。

2022 年 7 月 18-21 日、第 2 回目の INB 会議が開催された。INB メンバーはコンセンサス(意見の一致)を通じて、法的拘束力のある新たな国際パンデミック協定の締結に取り組むことに合意した。INB は 2023 年の第 76 回 WHO 総会に進捗状況報告書を提出し、2024 年 5 月に協定を締結する予定とされた[416]。

2022 年 12 月 5-7 日、第 3 回目の INB 会議が開催された。2023 年 2 月開始予定の第 4 回

---

[410] An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/

[411] Global leaders unite in urgent call for international pandemic treaty (March 30, 2021)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/30-03-2021-global-leaders-unite-in-urgent-call-for-international-pandemic-treaty

[412] WHO 最新ニュース 2021 年 4 月 1 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2104-1/

[413] An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/

[414] WHO 最新ニュース 2021 年 12 月 6 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/

[415] WHO 最新ニュース 2022 年 3 月 16 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2203-32/

[416] WHO 最新ニュース 2022 年 7 月 25 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2207-35/

INB 会議で交渉を開始するために、INB 事務局がパンデミック協定のゼロドラフトを作成することに合意した。これは、今までの概念的なゼロドラフト[417]に加え、今回の INB 会議での議論に基づき作成されるものである[418]。

第 3 回目の INB 会議後、IFPMA は 2022 年 12 月 7 日のステイトメントにおいて、「革新的な製薬業界は、INB と建設的に関与する機会を得たことを高く評価し、概念ゼロドラフトの開発に尽力した事務局に感謝する。」、「INB に対し、このパンデミックから学んだ教訓に基づいて軌道修正し、ゼロドラフトを作成するよう要請する。」等述べている[419]。

2023 年 2 月 27 日から始まる第 4 回目の INB 会議前の 2023 年 2 月 1 日にゼロドラフトが公開された[420]。ゼロドラフトの Article 7-4 において、パンデミック時に締約国は、(a) 手頃な価格のパンデミック関連製品の入手可能性と妥当性を高めるために必要な範囲で、パンデミック中にパンデミック関連製品の製造を加速または拡大できる、期限付の知的財産権放棄のための適切な措置を講じること；(b) TRIPS 協定の柔軟性（TRIPS 協定第 27 条、第 30 条、第 31 条、第 31 条の 2、公衆衛生に関するドーハ宣言）を最大限に活用すること、(c) パンデミック関連製品の生産技術に関連する特許権の権利者に対し、当該技術のパンデミック期間中の発展途上国の製造業者による使用に対する実施料の支払いを放棄するか、適切に管理することを奨励すること、及び必要に応じて、パンデミック関連製品開発のための公的資金受領者に、そのように要求すること；及び(d) 製造業者を含むすべての研究開発機関、特に多額の公的資金を受領した機関に対し、パンデミック関連製品の生産のために当該機関の技術を継続して使用することに対する実施料を放棄するか、適切に管理することを奨励すること、を規定する条文案が示されている。

Article 7. Access to technology: promoting sustainable and equitably distributed production and transfer of technology and know-how

…

4. In the event of a pandemic, the Parties:

(a) will take appropriate measures to support time-bound waivers of intellectual property rights that can accelerate or scale up manufacturing of pandemic-related products during a pandemic, to the

[417] Conceptual zero draft for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its third meeting (November 25, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb3/A_INB3_3-en.pdf

[418] WHO 最新ニュース 2022 年 12 月 8 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2212-14/

[419] Pharma industry contributions to third meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (December 7, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/resource-centre/pharma-industry-contributions-to-third-meeting-of-the-intergovernmental-negotiating-body-inb/#_ftn3

[420] Zero draft of the WHO CA+ for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its fourth meeting (WHO, A/INB/4/3, February 1, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb4/A_INB4_3-en.pdf

extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic-related products;
(b) will apply the full use of the flexibilities provided in the TRIPS Agreement, including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001 and in Articles 27, 30 (including the research exception and "Bolar" provision), 31 and 31bis of the TRIPS Agreement;
(c) shall encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive, or manage as appropriate, payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and
(d) shall encourage all research and development institutes, including manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive, or manage as appropriate, royalties on the continued use of their technology for production of pandemic-related products.

第 4 回 INB 会議において米国国務省は、「ゼロドラフトは、予防と準備を犠牲にした対応に偏っている。監視や警告など、IHR に含まれる実質的な要素との重複を避ける必要があるが、パンデミックの予防と準備に対処する最善の方法について議論する必要がある。これらの取組については相互に支援・補完するものでなければならない。」とのステイトメントを発行している[421]。

また、IFPMA は、「現在の WHO INB ゼロドラフトには、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、規制能力の構築、及び医療システムの強化の重要性など、一連の重要なポイントが盛り込まれている。」、「しかし、ゼロドラフトの重要な要素が、医療対策の記録的なスピードでの開発と拡大にとって重要な革新的エコシステムと病原体への即時アクセスの両方を弱体化させることを深く懸念する。知的財産権の弱体化は、より良いパンデミック対応にはつながらず、パンデミック技術を開発する R&D エコシステムを弱体化させることになり、非生産的になる。」とのステイトメントを発行している[422]。

以下、パンデミック条約について積極的な欧州理事会（European Council）ウェブサイト[423]からの情報の概要である。

◎なぜ国際的なパンデミックの手段が必要なのか？：
国際的なパンデミックの手段により、以下のことが可能になる。

[421] Statement by Ambassador Pamela Hamamoto World Health Organization (WHO) Fourth Meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (February 27, 2023)（米国国務省ウェブサイト）
https://www.state.gov/statement-by-ambassador-hamamoto-who-fourth-meeting-of-the-inb/

[422] Industry statement at fourth meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) for a WHO instrument on pandemic prevention, preparedness and response (February 28, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/ifpma-statement-at-inb4/

[423] An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/

・国家または政府の世界の指導者のレベルでの、より高度で持続的かつ長期的な政治的関与の確保
・明確なプロセスとタスクの定義
・長期的な公的および民間部門の支援の強化
・関連する政策分野にわたる健康問題の統合の促進

◎パンデミックに関する国際協定の目的は何か？
パンデミックに関する国際条約、協定、またはその他の国際文書は、以下をサポートする。
・パンデミックの早期発見と予防
・将来のパンデミックに対する回復力
・医療ソリューションへの普遍的・公平なアクセス確保による将来のパンデミックへの対応
・WHO によるより強力な国際的な健康の枠組み
・人間、動物、地球の健康をつなぐ「One Health」アプローチ

### （３）WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正の動き[424]

（２）のパンデミック条約の検討とともに、IHR 改正の動きも見られる。IHR 改正の背景について、The Lancet Global Health[425]には以下のとおり紹介されている。
・パンデミック条約は、すべての WHO 加盟国の批准が必要なため、一部の WHO 加盟国は消極的である。
・IHR 改正は、煩雑な批准プロセスなしで規制が自動的に発効できるため、多くの WHO 加盟国が支持している。
・現在の IHR には、政府がその責任を遵守したり、健康上の緊急事態に備えて対応するための主要な能力について正確に報告したりすることを保証する力はほとんどない。

第 75 回 WHO 総会で、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）[426]が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された[427]。
2022 年 9 月 30 日の時点で、14 の締約国（アルメニア、バングラデシュ、ブラジル、チ

[424] International Health Regulations（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/health-topics/international-health-regulations#tab=tab_1
[425] Why we still need a pandemic treaty (The Lancet Global Health, Vol 10(9), E1232-E1233, September 1, 2022)
https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S2214-109X%2822%2900278-9
[426] Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022
[427] Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022

ェコ共和国、エスワティニ、インド、インドネシア、日本、ナミビア、ニュージーランド、ロシア連邦、スイス、アメリカ合衆国、ウルグアイ）が IHR の改正案を提出した。このうち、チェコ共和国は欧州連合加盟国を、エスワティニは WHO アフリカ地域加盟国を、ロシア連邦はユーラシア経済連合加盟国を、ウルグアイはメルコスールを代表して提案を提出している。今後、(1) IHR の各改正案の分析、(2) 再構成および/または明確化の提案、(3) IHR の残りの規定の分析、(4) 用語の定義を含む全体的な一貫性分析が行われることになる[428]。

IHR の締約国によって提案された改正に関する技術的勧告を事務局長に提供することを目的として、IHR 改正審査委員会[429]が設立され、以下のタイムラインが設定された[430]。

| | | |
|---|---|---|
| 2022 年 9 月 30 日 | IHR 改正案提出期限 | |
| 2022 年 10 月 1 日 | WHO 事務局長による IHR 改正審査委員会の招集期限<br>IHR 改正審査委員会の提案スケジュールは以下のとおり | |
| | 2022 年 10 月 6 日<br>非公開仮想会議[431] | IHR 改正審査委員会の議長、副議長、および報告者を選出、及び作業方法が定義された。 |
| | 2022 年 10 月 24-28 日<br>（Face to Face 会議（ジュネーブ））[432] | 2022 年 10 月 26 日に、IHR 第 51.2 条に従い、加盟国、国連およびその専門機関、ならびにその他の関連する政府間組織または WHO と公式関係にある非政府組織との 1 日会議（締約国によって提案された改正の理論的根拠のプレゼンテーションを含む）、および必要に応じて、改正を提案した各締約国と改正審査委員会との追加の議論：<br>提案された改正案と委員会によるそれらの分析について、いくつかの予備的な考察が表明された。 |
| | 2022 年 11 月 16-17 日 | 委員会メンバーは、議論の過程で、改正案と委員会による改正案の分析について多くの考察を行った。 |

[428] Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) （WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[429] Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[430] IHR Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) Terms of Reference 23 October 2022（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-health-regulations/terms-of-reference_ihr-amendments-rc_for-web_rev-221024.pdf?sfvrsn=4b549603_12

[431] Report of the first meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health regulations (2005) (virtual) (October 6, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-health-regulations/report_first-rc-meeting--6-oct-2022.pdf?sfvrsn=45adfee3_1&download=true

[432] Report of the second meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (October 24-28, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/report-of-the-second-meeting-of-the-review-committee-regarding-amendments-to-the-ihr.pdf?sfvrsn=fef9ed7e_1&download=true

| | | |
|---|---|---|
| | 非公開仮想会議[433] | |
| | 2022 年 11 月 28 日-2022 年 12 月 2 日（Face to Face 会議（ジュネーブ））[434] | 報告書の起草目的で、加盟国、国際連合およびその専門機関、その他の関連する政府間組織、または WHO、政府間交渉機関事務局および IHR 改正ワーキンググループと公式関係にある非政府組織と少なくとも 1 日会議：<br>第 3 回会議報告書を採択した。委員会は、最終報告書のセクションの起草を含め、次回会合の準備として実施される作業について合意した。 |
| | 2022 年 12 月 15-16 日 非公開仮想会議[435] | 委員会は、最終報告書を微調整するための次回会合の決定的な重要性を認め、決定 WHA75（9）に従い、2023 年 1 月 15 日までに最終報告書を完成させ、WHO 事務局長に提出するという締約国のそれぞれの任務とタイムラインについて合意した。 |
| | 2023 年 1 月 9-13 日（Face to Face 会議（ジュネーブ））[436] | 報告書の最終化のために、加盟国、国連およびその専門機関、ならびに WHO、政府間交渉機関事務局、および IHR 改正ワーキンググループと公式関係にあるその他の関連する政府間組織または非政府組織と少なくとも 1 日会議：<br>第 4-5 回会議報告書を採択した。また、委員会は、最終レポートを完成させるための次のステップと厳しいタイムラインについて合意し、IHR 改正ワーキンググループとの会議の構成について議論した。 |
| 2022 年 11 月 14-15 | 第 1 回 IHR 改正ワーキンググループ会議[437] | |

[433] Report of the third meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (IHR) (November 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/draft-report-of-the-third-rc-meeting_221128.pdf?sfvrsn=87daafc3_1&download=true

[434] Report of the Fourth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (November 28 – December 2, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/fourth-rc-meeting-report--28-nov-2-dec-2022_rev.pdf?sfvrsn=289433a3_1&download=true

[435] Report of the Fifth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (IHR) (December 15-16, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/fifth-rc-meeting-report--15-16-dec-2022_rev.pdf?sfvrsn=a5b542bc_1&download=true

[436] Report of the Sixth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (January 9-13, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/sixth-rc-meeting-report--9-13-jan-2023_rev_rev.pdf?sfvrsn=a529b723_1&download=true

[437] Report of the first meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005)

| 日 | |
|---|---|
| 2023 年 1 月 15 日 | IHR 改正審査委員会が報告書[438]を WHO 事務局長に提出する期限。WHO 事務局長は遅滞なく IHR 改正ワーキンググループに報告する必要がある。 |
| 2023 年 2 月 20-24 日 | 第 2 回 IHR 改正ワーキンググループ会議[439] [440]<br>各政府から提出された 307 の改正案について意見交換し、改正案に関するより詳細な交渉を次回ワーキンググループ会議で行うことに合意した。 |
| 2023 年 4 月 17-20 日 | 第 3 回 IHR 改正ワーキンググループ会議 |
| 2023 年 12 月 15 日 | IHR 改正審査委員会は 2023 年中「休眠状態」のままとし、2023 年 12 月に再召集され、2024 年 1 月中旬までに最終的な技術的勧告を WHO 事務局長に提出することを目的として、IHR 改正ワーキンググループによって合意された一連の改正案を審査する。 |
| 2024 年 1 月 | IHR 改正ワーキンググループは修正案の最終パッケージを WHO 事務局長に提出し、WHO 事務局長は第 55.2 条に従ってすべての締約国に通知し、第 77 回 WHO 総会で検討する。 |

ドイツのシンクタンクであるドイツ国際安全保障研究所（Stiftung Wissenschaft und Politik (German Institute for International and Security Affairs)）は、パンデミック条約、及び IHR 改正について、2023 年 1 月にコメントペーパー[441]を発出した。概要は以下のとおりである。

ドイツは、2 つのパンデミック法制定プロセスの間で、次の 2 つの要素をこの取り組みの最前線に置いて、より大きな相乗効果を求めるべきである。

(a) パンデミック条約の「公平性」の概念を、COVID-19 パンデミックの際に学んだ ACT アクセラレータ全般、特に COVAX イニシアチブの欠点に関する教訓に結び付けること。

(b) IHR とパンデミック条約の両方を活用し、ベルリンに本拠を置くパンデミックハブとのデータ交換を保証すること。

また、第 2 回 IHR 改正ワーキンググループ会議において、IFPMA は、「革新的な製薬業界は、ベルリン宣言を通じて、低所得国の優先集団向けのワクチン、治療、診断のリ

(November 30, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/wgihr/pdf_files/wgihr1/A_WGIHR1_5-en.pdf

[438] Report of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (February 6, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/wgihr/pdf_files/wgihr2/A_WGIHR2_5-en.pdf

[439] Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (February 20-24, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/wgihr/e/e_wgihr-2 html

[440] Governments hold first detailed discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (February 25, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[441] Lawmaking at WHO - Amendments to the International Health Regulations and a New Pandemic Treaty After COVID-19 (SWP Comments, No. 4, January 2023)（Stiftung Wissenschaft und Politik ウェブサイト）
https://www.swp-berlin.org/publications/products/comments/2023C04_LawmakingAtWHO.pdf

アルタイム生産の割り当てを留保し、それらを利用可能で手頃な価格にするための措置を講じることによる早期アクセスを約束した。」、「我々は、IHR と INB のプロセス間の緊密な調整を奨励し、全ての人にとって重複のない、目的に合った結果を確保する。業界は、これらの重要な議論において、WGIHR と INB の両方と建設的に協力することに引き続き取り組む。」とのステイトメントを発行している[442]。

第 2 回 IHR 改正ワーキンググループ会議に関する WHO のステイトメント[443]において、IHR 改正ワーキンググループ共同議長（元ニュージーランド保健局長）の Dr. Ashley Bloomfield は、「パンデミック条約と IHR 改正の 2 つのプロセスは、ともに世界を伝染病からより安全にし、公衆衛生の脅威に対する公平な対応を確保するという責務によって導かれているため補完的である。IHR 改正、パンデミック条約の取り組みは、健康へのアクセス、協力、能力構築における公平性の重要性など、多くのテーマを共有している。2 つのプロセスに一貫性と整合性があることが重要である。」と述べている。

### （4）WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）緊急委員会

2022 年 4 月 11 日、国際保健規則(IHR)(2005)による第 11 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）に該当すると判断した。委員会では、SARS-CoV-2 亜種、抗ウイルス剤の使用と公平なアクセス、ワクチン保護と COVID-19 ワクチンの需要と供給におけるグローバルシフト、ハイブリッド免疫、SARS-CoV-2 の感染に関する将来の潜在シナリオと同時に発生する健康危機による課題、加盟国の COVID-19 パンデミックへの対応などの主要問題について討議された。締約国への一時的な勧告として、「2022 年 WHO 戦略的準備・対応計画 (SPRP)」に示された優先事項と潜在的シナリオに沿って国の準備・対応計画を進めることなど 11 項目が示された[444]。

2022 年 7 月 8 日、国際保健規則(IHR)(2005)による第 12 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC に該当すると判断した。委員会では、SARS-CoV-2 の進化が公衆衛生の対応と医療サービスの能力に与える影響、COVID-19 ワクチン接種率の拡大に向けた進捗、試験及び監視戦略の変更、社会的及び政治的リスク認識とコミュニティの関与、対策・ワクチン・治療薬への公平性とアクセス、公衆衛生上の優先事項や緊急事態に対応する必要性との均衡性を保った持続的政治的関与などの主要問

---

[442] Second meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (WGIHR) (February 21, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/second-meeting-of-the-working-group-on-amendments-to-the-ihr/

[443] Governments hold first detailed discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (February 25, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[444] WHO 最新ニュース 2022 年 4 月 18 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2204-27/

題について討議された。第 11 回緊急委員会の「締約国への一時的な勧告」（11 項目）を考慮し、委員会はアドバイスを提供した[445]。

2022 年 10 月 13 日、国際保健規則(IHR)(2005)による第 13 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC に該当すると判断した。委員会では、(1) ウイルスの今後の動向や、遺伝的及び抗原的特徴、将来の変異体の臨床的影響についてかなりの不確実性が残っていること、(2) SARS-CoV-2 の疫学的・実験室的監視の減少、(3) ワクチン接種キャンペーンの進捗状況を監視するために必要なデータ共有の欠如、及びデータ利用が可能な場合にはワクチンや WHO 推奨治療法へのアクセスへの永続的な不公平、に関する懸念が示された[446]。

2023 年 1 月 27 日、国際保健規則(IHR)(2005)による第 14 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC に該当すると判断した。委員会では、PHEIC 全体の成功と課題を検討し、他の呼吸器感染症と比較して依然として死亡者数が多く、世界的に最もリスクの高いグループである低・中所得国におけるワクチンの普及が不十分であり、新たな亜種に関連する不確実性もあるといった COVID-19 によってもたらされる進行中のリスクについて懸念が示された[447]。

### （５）WHO BioHub[448] [449]

WHO BioHub は、WHO 加盟国が既存のシステムを交換したり競合したりすることなく、新しい生物学的材料を自発的に共有するための、信頼性が高く、安全で、透明なメカニズムを提供する。伝染病またはパンデミックの可能性がある生物学的材料の共有は、WHO バイオハブ施設として指定された 1 つ（または複数）の研究所を通じて行われる。これにより、WHO 加盟国とパートナーは、より良い方法でより迅速に作業し、研究を進め、健康上の緊急事態に備え、この分かち合いから生じる利益への公平なアクセスを確保することができる。2020 年 11 月に WHO BioHub についてアナウンスされ、シュピーツ（スイス）に

---

[445] Statement on the twelfth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COVID-19) pandemic (July 12, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/12-07-2022-statement-on-the-twelfth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[446] Statement on the thirteenth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COVID-19) pandemic (October 18, 2022)　（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/18-10-2022-statement-on-the-thirteenth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[447] Statement on the fourteenth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COVID-19) pandemic (January 30, 2023)　（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/30-01-2023-statement-on-the-fourteenth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[448] WHO BioHub（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/who-biohub

[449] WHO BioHub System 1 year progress report: May 2021 - May 2022（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/campaigns-and-initiatives/biohub/who_biohub-system_1_year_progress_report_may_2021_may_2022.pdf?sfvrsn=9477ff0c_1&download=true

最初のバイオハブ施設が指定された[450]。

これまで、伝染病またはパンデミックの可能性がある生物学的材料として、新型コロナウイルス（SARS-COV-2）としては、アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株がルクセンブルグから、オミクロン株（B.1.1.529）が南アフリカ及び英国から WHO バイオハブ施設に供与され、オミクロン株（B.1.1.529）が WHO バイオハブ施設からルクセンブルグ及びポルトガルに供与されている。

2021 年 12 月 9 日、知的財産に関する協議が行われた。WHO BioHub における知的財産の取扱いについて、安定した、予測可能で効果的な知的財産権の枠組みを求める声と、意見の相違につながり機能する信頼されるシステムの開発の遅延につながるため、WHO BioHub は知的財産権に対処すべきではないとの声があげられた。

### （６）WHO が連携している国際協働の例

#### （ａ）Access to COVID-19 Tools (ACT) Accelerator

COVID-19 と闘うために世界が必要とする検査、治療、ワクチンを開発し、提供するために、WHO、欧州委員会、フランス、ビル＆メリンダ･ゲイツ財団によって 2020 年 4 月 24 日に発足した、グローバルヘルス分野の国際組織が連携する国際協働の仕組みである。既存の組織が緩やかに連携することで、それぞれの組織が持つ知見やネットワークを活用しパンデミックの危機に迅速に対応することが可能になっている。三つの部門「ワクチン」「検査」「治療」と「アクセス・分配」、そしてその下支えとなる「保健システム」で構成され、それぞれの分野で専門性を持つ国際機関や民間財団が主管組織として運営の責任を持っている。

2022 年 10 月 28 日、ACT-Accelerator は、長期的な COVID-19 制御期間に移行していることに伴い、政府、市民社会、その他のパートナーと協力しているグローバル保健機関の協働として、どのように支援するかを示す、以下の 3 つの包括的な分野に集中した 6 ヶ月計画[451]を開始した[452]。

(1) 研究開発活動と市場形成活動に焦点を当て、新規かつ強化された COVID-19 ツールのパイプラインを確保する。

(2) 全ての国が酸素を含め、COVID-19 ワクチン、検査薬、治療薬に持続的にアクセスで

---

[450] WHO and Switzerland launch global BioHub for pathogen storage, sharing and analysis (May 24, 2021)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/24-05-2021-who-and-switzerland-launch-global-biohub-for-pathogen-storage-sharing-and-analysis

[451] ACT-Accelerator Transition Plan (1 Oct 2022 to 31 Mar 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/publications/m/item/act-accelerator-transition-plan-(1-oct-2022-to-31-mar-2023)

[452] ACT-Accelerator launches six month plan as world transitions to long-term COVID-19 control（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/28-10-2022-act-accelerator-launches-six-month-plan-as-world-transitions-to-long-term-covid-19-control#:~:text=COVID-19%20control-,ACT-Accelerator%20launches%20six%20month%20plan%20as%20world%20transitions,long-term%20COVID-19%20control&text=The%20Access%20to%20COVID-19,tests%2C%20treatments%2C%20and%20vaccines.

きるように制度的取り決めを確保する。

(3) 国内及び国際的な目標を支援するために新製品（例、高リスク患者への新規経口抗ウイルス薬）と優先集団の保護（例、医療従事者や高齢者への完全ワクチン接種）に国内作業を集中させる。

ACT-Accelerator のウェブサイト[453]には以下のプレスリリース等が公開されている。

2021 年 5 月 21 日

G20 がパンデミックと戦い、ACT-Accelerator をサポートすることを再確認した。

2021 年 8 月 16 日

ACT-Accelerator が、COVID-19 デルタ株に対応するため、77 億ドルを緊急投資することを決定した。

2021 年 10 月 28 日

ACT-Accelerator は今後 12 か月間の戦略計画と予算を発表し、COVID-19 対応における深刻な不公平に対処し、何百万人もの命を救い、パンデミック急性期を終わらせるために必要な緊急の行動と資金の概説を行った。

2021 年 12 月 20 日

ACT-Accelerator の診断部門における共同招集者である FIND は、低中所得国における COVID-19 及び他の感染症の診断検査のために 2,100 万ドルを米国、韓国、スウェーデンの会社に投資することをアナウンスした。

2022 年 2 月 9 日

ACT-Accelerator は、2022 年に世界的な緊急事態であるパンデミックを終結させるためには 230 億ドルの資金調達を要求することをアナウンスした。

2022 年 3 月 1 日

ドイツが ACT-Accelerator に 12.2 億ドルの資金供与をしたことを ACT-Accelerator がアナウンスした。

2022 年 3 月 10 日

カナダが ACT-Accelerator に 2,000 万ドルの資金供与をしたことを、UNITAID/グローバル・ファンドがアナウンスした。

2022 年 7 月 4 日

ノルウェーが ACT-Accelerator に 3 億 4,000 万ドル、スウェーデンが ACT-Accelerator に 3 億ドルの資金供与をしたことを WHO がアナウンスした。

2022 年 8 月 17 日

ACT-Accelerator を通してパートナーが治療薬の開発と製造を加速させ、ユニセフは調達と流通を支援して、低中所得国が公正かつ公平にアクセスできるようにしている。ユニセ

[453] ACT-Accelerator ウェブサイト
https://www.act-a.org

フは抗ウイルス薬モルヌピラビルについて低中所得国への公平な供給を目指して複数の供給者と長期契約を締結し[454]、ACT-Accelerator パートナーや企業と協力してモルヌピラビルの確実な供給、各国のニーズに対応できる手頃な価格と生産量の確保に努めている。14 か国への提供の最初として、カンボジアに 20,000 錠のモルヌピラビルが提供された。

### （b）COVID-19 Vaccine Global Access (COVAX)[455]

ACT Accelerator の一つの仕組みに、ワクチンを共同購入する COVID-19 Vaccine Global Access（COVAX）がある。COVAX は、感染症流行対策イノベーション連合（Coalition for Epidemic Preparedness Innovations (CEPI)）[456]、ワクチンと予防接種のための世界同盟（GAVI）[457]、WHO と主要な提供パートナーである UNICEF が共同で主導している。COVID-19 ワクチンの開発と製造を加速し、世界中のすべての国に公正かつ公平なアクセスを保証することを目的としている。2022 年 1 月 19 日に、累計 10 億回分のワクチンが出荷されたことが報告された[458]。

### （c）COVID-19 Technology Access Pool (C-TAP)[459]

2020 年 5 月、WHO、コスタリカ政府、及び 45 の WHO 加盟国は、全ての国の人々が COVID-19 治療薬に公平かつ手頃な価格で迅速にアクセスできることを目的として、C-TAP を開始した。

その実施パートナーには国際連合開発計画（United Nations Development Programme (UNDP)）、MPP、国連技術銀行、Unitaid が含まれる。

C-TAP は COVID-19 の治療薬、診断薬、ワクチン及びその他の製品の開発者に対して、公衆衛生主導で、透明性のある、自発的で、非独占的なライセンスを通して、品質の保証された製造業者と、知的財産権、知識、及びデータを共有するために単一のグローバルプラットフォームを提供する。

2021 年 11 月、C-TAP と MPP は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council (CSIC)）と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目

---

[454] 新型コロナウイルス 新治療薬の長期契約を締結 低・中所得国への公平な供給を目指して（2022 年 1 月 18 日）（ユニセフウェブサイト）
https://www.unicef.or.jp/news/2022/0007 html

[455] COVAX（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/act-accelerator/covax

[456] The Coalition for Epidemic Preparedness Innovations (CEPI), Our portfolio （CEPI ウェブサイト）
https://cepi net/research_dev/our-portfolio/

[457] Gavi, the Vaccine Alliance ウェブサイト
https://www.Gavi.org/

[458] Gavi プレスリリース（2022 年 1 月 19 日）
https://www.gavi.org/news/media-room/world-leaders-launch-call-renewed-support-vaccination-2022-part-global-fight

[459] WHO COVID-19 Technology Access Pool（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool

的として、COVID-19 血清学的抗体技術についてライセンス契約を締結した[460]。

2022 年 5 月、C-TAP と MPP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health (NIH)）と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約を締結した[461]。

## ４．WIPO の動向

WIPO では、2020 年 4 月の事務局長ステイトメントで、COVID-19 に関する 2020 年 4 月での主な課題は、COVID-19 の治療薬及びワクチンへのアクセスではなく、承認された治療薬及びワクチンがないことが指摘された。したがって、2020 年 4 月での各国政府の政策は、治療薬及びワクチンを見つけるための研究開発支援を目指すべきであり、知的財産権はそのため中心的な役割を果たすと指摘した[462]。

その後、COVID-19 のワクチン、治療薬の開発が進み、WIPO は、2022 年 3 月 10 日、COVID-19 関連ワクチン・治療法に関するパテントランドスケープレポートを発行した[463]。また、2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したのかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19[464]）を作成・公開した。

### （1）WIPO のパテントランドスケープ（COVID-19-related vaccines and therapeutics）[465]

WIPO のウェブサイト[466]で、特定の国または地域内、または、世界の特定の技術のスナップショットとして、パテントランドスケープが公開されている。当該パテントランドスケープは、公衆衛生、食料安全保障、気候変動、環境など、発展途上国および後発開発途上国にとって特に関心のある分野がカバーされている。

COVID-19 関連ワクチン、治療薬に関するパテントランドスケープは、2022 年 3 月 10 日に公開された。以下、概要を示す。

2020 年初めから 2021 年 9 月までの特許調査において、COVID-19 関連の特許出願が 5,293

[460] CSIC License to C-TAP（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/csic-license
[461] US NIH licensed to C-TAP（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/us-nih-licenses
[462] WIPO ウェブサイト
https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_gurry/news/2020/news_0025 html
[463] New COVID-19 Research: Universities and Research Organizations Highly Active in Vaccine Patenting During Pandemic's Early Days; China, U.S.-based Applicants Lead in Vaccine and Therapeutics Innovation（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0003 html
[464] Resilience in Face of the COVID-19 Crisis（Centre for Economic Policy Research ウェブサイト）
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf
[465] Patent Landscape Report: COVID-19-related vaccines and therapeutics（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-en-covid-19-related-vaccines-and-therapeutics.pdf
[466] Patent Landscape Reports（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137

件（うち、COVID-19 治療薬に関連する特許出願が 1,465 件、ワクチン開発に関連する出願が 417 件）見当たった。

COVID-19 関連の特許出願分析：

(1) ワクチン出願 出願人比率・出願人国籍上位 5 位・種類比較

出願人比率：企業（49%）、大学／研究機関（44%）

出願人国籍上位 5 位：中国、米国、ロシア、英国、インド

種類比率：従来型ワクチン（弱毒生ワクチン、不活化ウイルスワクチン、たんぱく質サブユニットワクチン、ウイルス様ワクチン）に関する特許出願（46%）

新たなプラットフォームワクチン（アデノウイルスワクチン、DNA ワクチン、mRNA ワクチン）に関する特許出願（35%）（ウイルスベクターワクチン：23%、RNA ワクチン：12%）

(2) 治療薬出願 出願人比率・出願人国籍上位 5 位・種類比較

出願人比率：企業（44%）、大学／研究機関（41%）

出願人国籍上位 5 位：中国、米国、インド、韓国、ロシア

種類比率：低分子化合物（54%）、生物学的製剤（36%）

### （２）Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19[467]

2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19）を作成・公開した。レポートの概要は以下のとおりである[468]。

1. COVID-19 は、パンデミックの最初の 2 年間で、世界の知的財産出願に大きな影響を与えた。

2. パンデミックの影響を最も受けたのは、零細および中小の起業家であったが、デジタル技術の急速な採用は、多くの起業家に機会をもたらした。

3. 米国のデータによると、女性研究者とプライマリケアを担当する研究者が、パンデミックの影響を最も強く受けたことが示唆される。

4. 政策支援は、グローバルなイノベーションシステムの回復力において重要な役割を果たし、パンデミックへの対処におけるシステムの対応に貢献した創意工夫に拍車をかけた。

[467] Resilience in Face of the COVID-19 Crisis（Centre for Economic Policy Research ウェブサイト）
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf

[468] Resilience in Face of the COVID-19 Crisis（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/about-ip/en/ip_innovation_economics/resilience-covid-19-crisis.html

## ５．WTO/WHO/WIPO 三者共同の取り組み

### （１）WTO/WHO/WIPO 三者共同の取り組み

公衆衛生に関する国際協力は本質的に多面的であり、効果的な医療システムの構築に重点が置かれており、ダイナミックで、世界中の国々の要求に対応しなければならない。この目標に向けて、WTO[469]、WHO[470]、WIPO[471]は、健康を改善するための世界的な取り組みを支援するために、20 年以上緊密に協力している。WTO、WHO、WIPO の役割は、国際連合広報センターによれば、以下のように記載されている。

WTO[472]
国家間のグローバルな貿易の規則を取り上げる唯一の国際機関である。
WHO[473]
グローバルな保健問題についてリーダーシップを発揮、健康に関する研究課題を作成、規範や基準を設定し、加盟国への技術的支援を行い、健康志向を監視、評価する。
WIPO[474]
知的所有権のサービス、政策、情報、協力のためのグローバルなフォーラムであり、その目的は、すべての人の利益となるイノベーションと想像力を可能とするバランスのとれた、効果的な国際知的所有権（IP）システムを発展させることである。

2012 年、WTO、WIPO、WHO は、健康、知的財産、および貿易の問題に関する国際協力を透明かつ全体的な方法で支援することを目的とした調査レポート（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation）初版[475]を作成した。このレポートでは、実際の経験を共有し、幅広い政策手段を理解するためのプラットフォームを提供するため、3 つの機関のそれぞれの専門分野をまとめている。

2020 年の第 2 版[476]が作成されたが、これは、特に COVID-19 パンデミックへの対応にお

---

469 Trilateral cooperation on public health, trade and intellectual property（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/who_wipo_wto_e htm
470 Trilateral cooperation on intellectual property and public health（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/health-product-policy-and-standards/medicines-selection-ip-and-affordability/cooperation
471 WHO, WIPO, WTO Trilateral Cooperation on Public Health, IP and Trade（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/policy/en/global_health/trilateral_cooperation html
472 世界貿易機関（World Trade Organization (WTO)）（国際連合広報センターウェブサイト）
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wto/
473 世界保健機関（World Health Organization (WHO)）（国際連合広報センターウェブサイト）
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/who/
474 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization (WIPO)）（国際連合広報センターウェブサイト）
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wipo/
475 Promoting Access to Medical Technologies and Innovation（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/pamtiwhowipowtoweb13_e.pdf
476 Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition（WHO-WIPO-WTO-trilateral ウェブサイト）
https://www.who-wipo-wto-trilateral.org/files/wipo_pub_628_2020__en.pdf

ける多面的な課題に世界が取り組んでいるときに、進行中の技術協力と政策議論をサポートし、情報を提供する手段として考えられている。

（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition の 22 ページより引用）

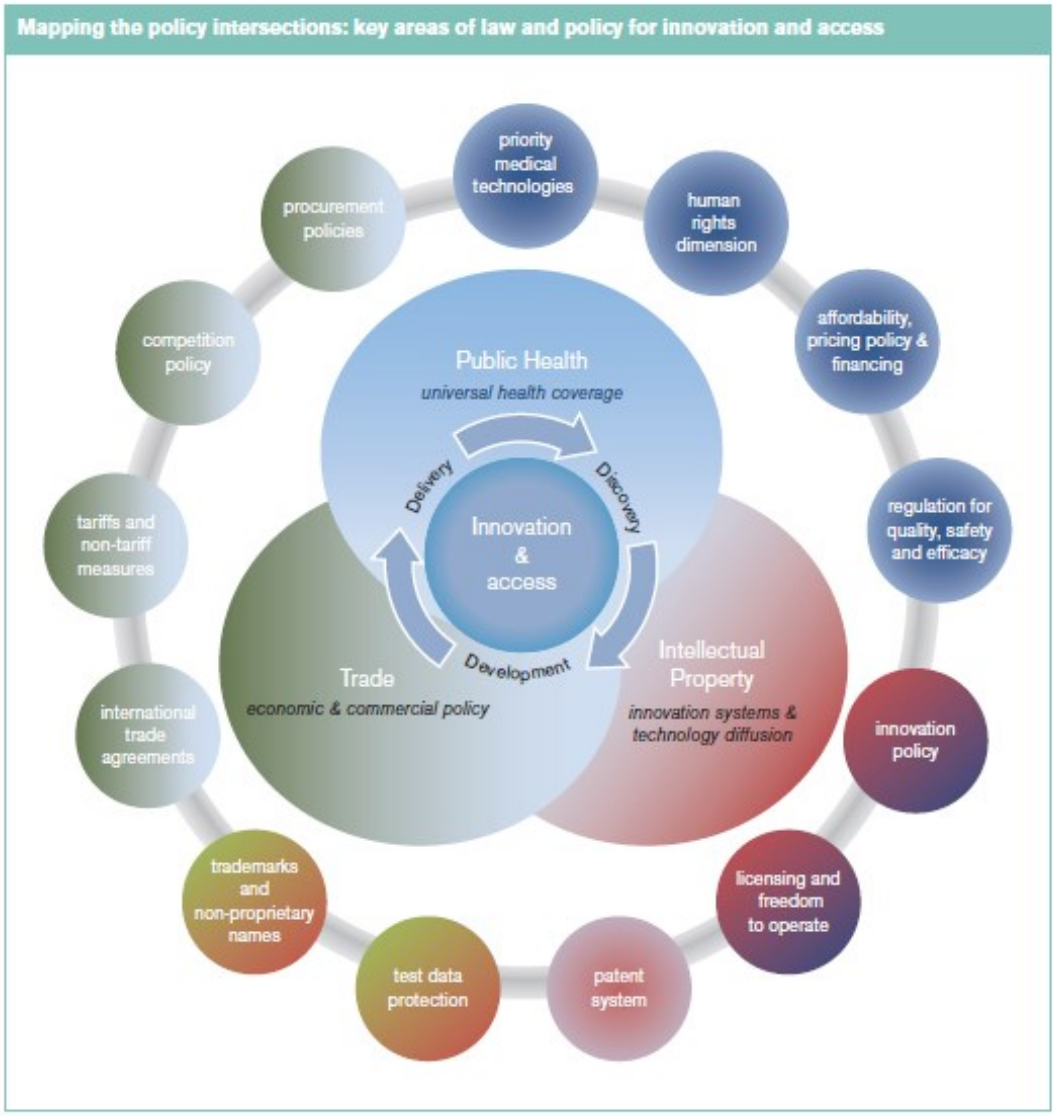


2021 年 6 月 15 日、WTO、WHO、WIPO の各事務局長は、パンデミックに関する情報の流れを拡大するための一連のワークショップを共同で開催するとともに、医療技術のニーズに関する加盟国政府への三機関による技術支援のための共同プラットフォームを実施することにより、パンデミックに立ち向かう加盟国への支援を強化することに合意し、2021 年 6 月 24 日に共同リリースを行った[477]。

[477] WHO、WTO、WIPO の共同リリース：WHO、WIPO、WTO の各事務局長は、COVID-19 のパンデミックに対処するため、世界中の医療技術へのアクセスを支援するための協力を強化することに合意しました（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0027.html

2022 年 2 月 1 日、ジュネーブで開催された会議で、WTO、WHO、WIPO の各事務局長は共同プラットフォームの進捗を確認し、COVID-19 関連の医療技術と、世界中の人々の進化するニーズに引き続き対応できるようにするための組織の協力の将来の方向性を示した。また、COVID-19 医療技術に対する個々の国家のニーズに最善の対応ができるように、3 つの組織の専門知識を調整された方法で利用できるようにするワンストップショップを提供する、技術支援プラットフォームの立ち上げが間近に迫っていることを歓迎した[478]。

2022 年 4 月 11 日、WTO[479]、WHO[480]、WIPO[481]は、既存の三極協力の枠組みの中で COVID-19 技術支援プラットフォーム（Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform[482]）を立ち上げた。以下の 3 点を目的としている。

(1)公衆衛生、知的財産、および貿易問題のインターフェースに関する専門知識を利用できるワンストップショップの提供；

(2) COVID-19 ワクチン、医薬品、および関連技術のニーズに対処するメンバーのサポート；

(3)ワクチン、医薬品、および技術にアクセスするために利用可能なすべてのオプションを最大限に活用する際の、タイムリーで調整された技術支援の促進および提供

具体的に利用可能な技術的支援としては、以下のものがあげられている。

・政策オプションを特定すること、実施すること、国際的な法的枠組みの中で公衆衛生、知的財産、貿易に関連する国内の法的枠組みをレビューすること（TRIPS 協定と公衆衛生についてドーハ宣言で再確認・明確化された柔軟性を提供する TRIPS 協定の条項を最大限に活用することを含む）。

・パンデミックに対応するために必要とされる技術に関して、加盟国のアクセスをサポートすること。

・医薬品やその他の優先医療技術へのアクセスを活用するための地域的および準地域的アプローチをサポートすること。

・COVID-19 イニシアチブを通じて、イノベーション、アクセス、技術移転を促進するこ

---

478 WHO, WIPO, WTO heads chart future cooperation on pandemic response (February 1, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_01feb22_e.htm

479 WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_11apr22_e.htm

480 WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/11-04-2022-who-wipo-wto-launch-trilateral-covid-19-technical-assistance-platform

481 WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022)（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0003.html

482 WHO-WIPO-WTO Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform ウェブサイト
https://www.who-wipo-wto-trilateral.org

とを含め、世界、地域、国レベルでの健康、知的財産、貿易に関連する情報の収集と利用可能性を強化すること。

（WHO-WIPO-WTO Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform ウェブサイトの画像）

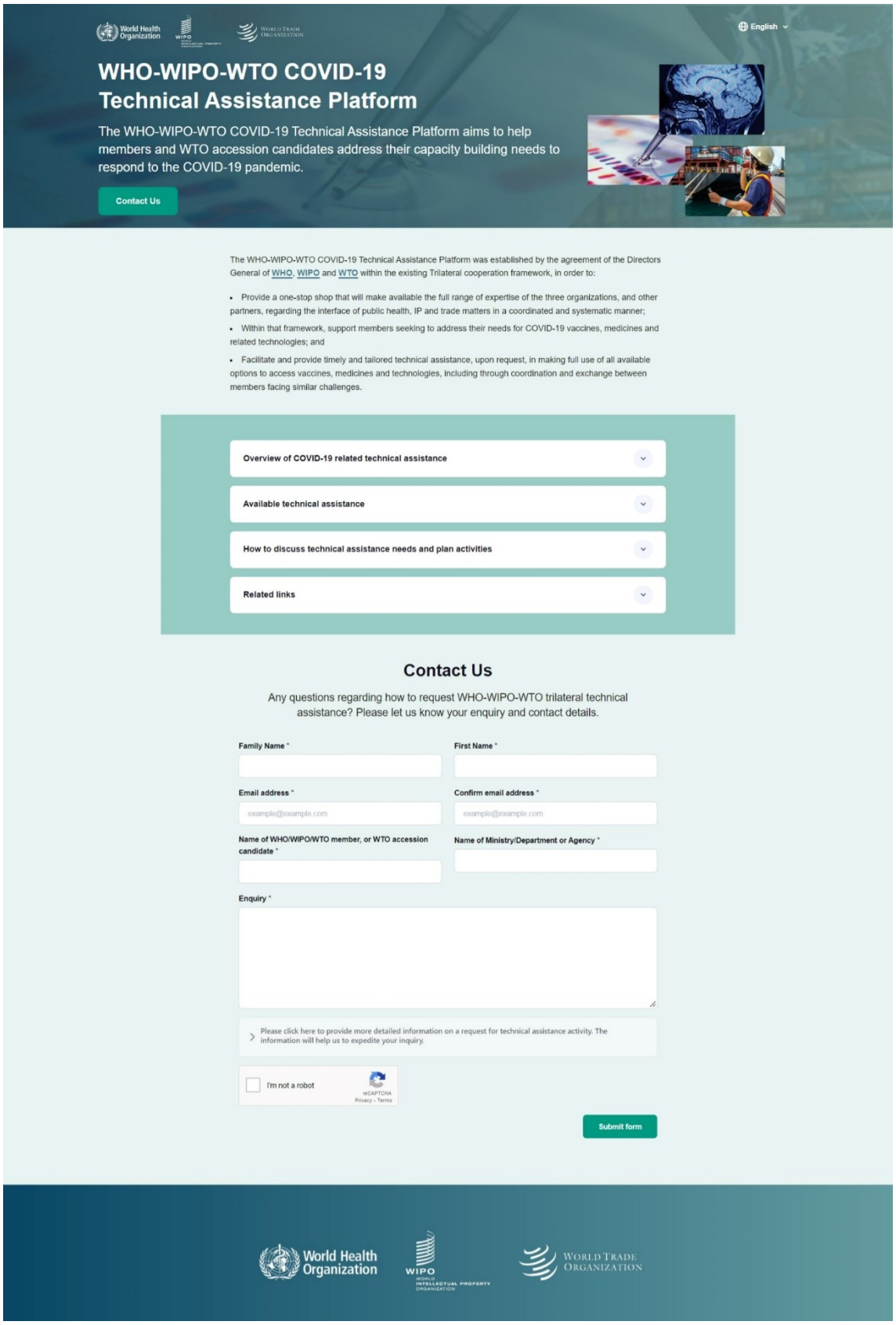

2022 年 12 月 16 日、WTO[483]、WHO[484]、WIPO[485]による COVID-19 に関する合同テクニカルシンポジウムが開催され、参加した WTO 事務局長、WHO 事務局長及び WIPO 事務局長は、COVID-19 パンデミックの最初の 3 年間に学んだ教訓を活用し、この健康危機から生じた協力を発展させ、拡大する必要性を指摘した。

本シンポジウムにおいて、「パンデミックの際に直面した主要な世界的課題」、「COVID-19 によって引き起こされた健康危機に対応し、回復する方法、および将来のパンデミックに対する回復力を構築する方法」等の 19 のパネルディスカッションが行われ、三機関幹部や関係団体・製薬企業等（例、South Centre, アフリカ疾病管理予防センター、ギリアド社、国際ジェネリック・バイオシミラー医薬品協会、国境なき医師団等）からの参加があった。

[483] WHO, WIPO, WTO call for innovation and cooperation to support timely access to pandemic products (December 16, 2022) （WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_16dec22_e.htm

[484] WHO, WIPO, WTO call for innovation and cooperation to support timely access to pandemic products (December 16, 2022) （WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/16-12-2022-who--wipo--wto-call-for-innovation-and-cooperation-to-support-timely-access-to-pandemic-products

[485] WHO, WIPO, WTO Call For Innovation And Cooperation To Support Timely Access To Pandemic Products (December 16, 2022) （WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0004.html

## III. WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況

### １．TRIPS 理事会における議論の動向 (TRIPS ウェイバー提案に係る議論を除く）

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合などで議論がなされている。

2022 年に開催された通常会合においては、従前 TRIPS 理事会で取り上げられている（１）TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係、（２）知的財産とイノベーション、（３）TRIPS 協定第 66.2 条に基づく技術移転奨励措置、（４）ノン・バイオレーション（非違反申立て）、（５）COVID-19 に対する知的財産分野での対応（知財と COVID-19）等について議論が行われた。以下、上記（１）～（５）の議論の概要を説明する。

#### （１）TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2022 年に開催された通常会合において、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南ア等から、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。

これに対して、日本、米国、カナダからは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会（WIPO/IGC）が本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。また、米国は、CBD 事務局の TRIPS 理事会への招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新も支持する立場にないこと、オーストラリアは、立場を予断しないことを前提として、CBD 事務局の招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新については支持するとした。

議長からは、必要に応じた非公式な二国間協議や具体的な解決案の提示などが推奨された。

### （２）知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の通常会合以来議論が行われている。

2022 年の会合では、①知的財産、イノベーション及び小規模金融、②知財ライセンスの機会、③スタートアップの資金調達における知財の役割を議題として議論が行われた。各会合では、日本、米国、EU、スイス及び豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組について共有されると共に、先進国のみならず、チャド、ブラジル、ウルグアイ、南アフリカ等からも知財活用のための取組等が共有され、途上国を含めた多くのメンバーに、各議題の重要性が広く認識される形となった。なお、日本からは、各議題について、①知財金融促進事業、スタートアップ企業を対象とした面接活用早期審査、スーパー早期審査、②知財のライセンスに関する事例集の作成等、日本企業等の活動をライセンスの観点から支援する取組、③知財ビジネス評価書/提案書の提供等、日本の知財金融に関する取組を紹介した。

### （３）TRIPS 協定第 66.2 条に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66.2 条に基づき、先進国は後発開発途上国（LDC）への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたもの。

2022 年これまでの議論では、WTO 事務局から、2022 年 3 月に TRIPS 協定第 66.2 条の実施に関するワークショップがバーチャル形式で開催され、先進国メンバーの 10 名の専門家により 2021 年に提出された報告書を基にプレゼンが行われた旨紹介があり、保健、農業、環境における技術移転プログラムの概要の報告がなされた他、LDC からは、報告書に記載されているウェブサイトにおいて、第 66.2 条における技術移転の奨励措置に関する全ての情報が明確に提供されているわけではなく、また、第 67 条の技術協力と区別無く報告していることや、技術指導等も第 66.2 条における奨励措置として報告しており、これらは 66.2 条の趣旨とは異なること等を指摘し、第 67 条の技術協力についてのワークショップは別途開催することを要請した。また、LDC は、先進国メンバーに対し、LDC への投資に関するイニシアティブに関するデータを収集すること、プロジェクトに関する取組とその評価は区別して報告すること、報告書において各プロジェクトの目的、裨益国との関係、資金配分について言及することを求めた。

また、10 月の通常会合において、議長より、関連のワークショップを 2023 年 3 月の通常会合に合わせて開催することを計画していること、同通常会合においてそのレビューをすることを予定していることが報告された。

### （4）ノン・バイオレーション（非違反申立て）

ノン・バイオレーション（非違反申立て）とは、協定上の義務に違反しないものの、他の加盟国の利益を無効化又は侵害する措置について紛争解決手続の対象とすることを認めるものである（GATT 第 23 条第 1 項（b））。ウルグアイラウンドの交渉においては、TRIPS 協定にも GATT のノン・バイオレーションの規定を適用させるか否かが論点とされたが、各国の懸隔が埋まらず、TRIPS 協定第 64 条には、GATT のノン・バイオレーションの規定の TRIPS 協定への適用についてモラトリアムが規定された。同モラトリアムは累次の閣僚会議/一般理事会で延長されている。

最近の議論においては、2021 年 11 月の一般理事会において、第 13 回閣僚会議（MC13）までの間、TRIPS 協定にノンバイオレーションを適用しないという第 12 回閣僚会議（MC12）への勧告案に合意し、2022 年 6 月の MC12 においてその旨の決定が採択された。7 月の会合では、インド、ブラジル、チリ、中国等から、MC12 において、MC13 までノンバイオレーションを適用しないという決定が採択なされたことを歓迎するとともに、引き続き範囲と態様について検討を続ける旨の発言がなされた。また、10 月の会合では、スリランカ、インドネシア、ペルー等から、モラトリアムを恒久的なものとすることが望ましい旨発言がなされた。

### （5）COVID-19 に対する知的財産分野での対応（知財と COVID-19）

本議題は、COVID-19 感染拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS 理事会で議論すべきと主張する南アより提案され、2020 年の 7 月の通常会合から、COVID-19 関連の知財措置の情報交換を目的として新たに登録されたものである。

2022 年の会合においても、各国から、COVID-19 への対応として自国で取られている知財関連の措置等として、中国からは、COVID-19 の予防と治療に関するグリーンチャンネル特許出願について、米国からは、COVID-19 関連出願の早期審査、早期審理のパイロットプログラム、FDA 承認の対象となる製品の特許出願を優先的に審査するプログラム等が紹介された。また、スリランカ、パキスタンからは、保健に関する閣僚宣言及び TRIPS 協定に関する閣僚決定を歓迎すること、これらの宣言及び決定は、途上国が TRIPS 協定における柔軟性を利用する際に直面する課題への解決策の必要性を再確認するものであると述べられた。

議長からは、事務局が収集している情報についても引き続きアップデートしていくこと、次回会合においても議題として設定することが述べられた。

また、7 月の通常会合において、MC12 における TRIPS 協定に関する閣僚決定のパラ 5（当該決定の実施に関連する措置を TRIPS 理事会にできるだけ早く報告することを規定）及び保健に関する閣僚宣言のパラ 24（COVID-19 パンデミックにおける経験に関する課題分析の作業を WTO 関連機関が行い、2024 年末まで一般理において毎年ストックテイキングを行うことを規定）に関する提案を扱うこと、これに伴い、議題名を「知財と COVID-

19」と変更することが議長から提案され、メンバーから反対なく合意された。

10 月の通常会合においては、TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ 5 についての連絡をメンバーから受けていない旨、議長から報告された。

## ２．WIPO における議論の動向　～2021 年 11 月以降の動き～

2021 年 11 月以降の WIPO 関連会合の議論の動向を報告する。

目次

１．加盟国総会
２．特許法常設委員会(SCP)
３．PCT 作業部会
４．商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会(SCT)
５．マドリッド作業部会
６．ハーグ作業部会
７．著作権等常設委員会（SCCR）
８．WIPO 標準委員会（CWS）
９．エンフォースメント諮問委員会（ACE）
１０．開発と知的財産に関する委員会(CDIP)
１１．遺伝資源等政府間委員会(IGC)

### １．加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO の予算の策定、PCT 等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第 63 回加盟国総会は 2022 年 7 月に開催された。

＜第 63 回加盟国総会＞

第 63 回加盟国総会では、各加盟国による一般演説、各委員会の活動報告、ハーグ・マドリッド制度等の規則改正、遺伝資源等政府間委員会や意匠法条約採択に関する外交会議の開催、ウクライナ支援等が議論された。

（１）一般演説

地域グループ・コーディネータ、ASEAN・EU 等の共同体、各加盟国、オブザーバーから、それぞれ一般演説が行われた。我が国（濱野特許庁長官）からは、WIPO の中期戦略計画(MTSP)2022-2026 のもと、WIPO によるユーザーの利便性向上、若者などへの知財啓発、中小企業、スタートアップ、大学などへの支援拡充を通した「知財エコシステム」の拡大、及び WIPO GREEN などの知財を活用した取組により地球規模課題の解決に貢献することへの期待を表明するとともに、我が国が、30 年以上拠出している任意拠出金（ファ

ンド)やWIPO日本事務所との協力を通じて、引き続きWIPOを支援していく旨表明した。

（２）WIPO遺伝資源等政府間委員会（IGC）

第63回加盟国総会では、2022年に開催されたIGC会合の報告を受ける予定のみであったところ、会期中に、遺伝資源（GRs）に関連するテキスト採択のための外交会議開催の提案が、後掲の意匠法条約（DLT）採択のための外交会議開催とパッケージで提出され、その後の協議を経て、両外交会議を遅くとも2024年までに開催することが決定した。

（３）意匠法条約（DLT）採択のための外交会議の開催に関する事項

上記のとおり、IGC 及び DLT の外交会議開催に向けた提案がパッケージで提出され、DLTについても外交会議を2024年までに開催することが決定した。

（４）ウクライナ支援の共同提案

先進国を中心とした 52 カ国により、ウクライナでのイノベーション支援などのための知財インフラ・技術協力などの共同提案が提出され、今次総会にて議論された。本共同提案の採択について投票が行われたところ、賛成多数となり、本共同提案は採択された。

（５）監査・監督に関する事項、PBCの報告

外部監査機関、独立諮問監査委員会（IAOC）、内部監督部（IOD）は、監査・監督の結果を報告した。また、事務局は、2022年6月に開催された計画予算委員会(PBC)第34回会合の結果を報告した。

（６）その他の議題

第10回ハーグ作業部会、及び、第19回マドリッド作業部会にて合意された規則改正がいずれも承認された。また、WIPO 職員事項に関する報告や、その他各種委員会の報告などについても、今次加盟国総会にて取り扱われた。

## ２．特許法常設委員会(SCP)

特許法常設委員会（SCP）では 2000 年～2005 年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後3年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、第16回以降、ファクトファインディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質（異議制度を含む）」及び「秘匿特権」（以上主に先進国の関心事項）、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」（以上主に途上国の関心事項）の5項目に関して議論が行われてきた。

2022年9月には、第34回会合が開催され、本会合においては、引き続き上記の5項目に関して議論を行うとともに、いくつかの項目に関する情報交換セッションが行われた。

（１）「特許権の例外と制限」：事務局が作成した各国・地域における特許権の消尽に関する作業文書に基づいて議論が行われた。多くの国が、本アジェンダについては、特許権者と公衆の利益のバランスを考慮した議論が重要と主張した。

（２）「特許の質（異議制度を含む）」：事務局が、前回会合における「特許出願の審

査における AI の活用に関する情報交換セッション」にて、我が国を含む各国が共有した情報をまとめた作業文書を作成した。また、事務局が作成した開示の十分性に関する作業文書に基づく議論が行われた。AI 関連発明及び AI 発明者の特許性に関する情報交換セッションにおいて、我が国、英国、ブラジル、フランスがプレゼンテーションを実施し、迅速な特許審査メカニズムに関する情報交換セッションにおいて、我が国、米国、ブラジル、スペイン、カナダ、イスラエルがプレゼンテーションを実施し、経験を共有し加盟国間での理解を深めた。

（３）「特許と健康」：COVID-19 に関する WIPO・WHO・WTO の三者協力について、各機関の代表者からプレゼンテーションが実施された。また、WHO から新型コロナウイルス感染症に関する技術アクセスプール（C-TAP）について、Medicines Patent Pool（MPP）からそのライセンス活動についてプレゼンテーションが実施された。

（４）「秘匿特権」：依頼人・特許アドバイザー間コミュニケーションの秘密保持について国境を跨ぐ側面に焦点を当てた情報交換セッションが開催され、スペイン、スイスがプレゼンテーションを実施した。

（５）「技術移転」：複数のオブザーバーが、技術移転に関するプレゼンテーションを実施した。我が国は、技術移転の重要性を指摘するとともに、WIPO GREEN に関する最近の取組を紹介した。

（６）将来の作業：SCP で議論した上記 5 項目に関する将来の作業に合意した。具体的には、①（特許権の例外と制限）事務局が、外国の船舶、航空機及び陸上車両の通過中における特許発明の利用と特許権の例外と制限に関する作業文書案を作成すること、薬局等での処方箋に基づく調剤行為や、農家・育成者による特許発明の使用について今後追加で扱うこと、②（特許の質）事務局が、開示の十分性に関する追加の作業文書を作成すること、事務局が、今次会合の情報交換セッションによって共有された情報及び加盟国が提出する情報をまとめ、次回会合の作業文書とすること、事務局が、各国の法律における AI 発明者の扱いをまとめて作業文書とし、次回会合において AI 発明者に関する専門家を招くこと、事務局が、特許審査過程における AI の活用に関する情報交換セッションを開催すること、③（特許と健康）医薬品とワクチンの特許情報データベースの更新を検討すること、事務局が、次回会合において、COVID-19 の診断、予防、治療のための医療技術のライセンスに関するプラクティスについて、強制ライセンス及び自主的ライセンスの例を含む情報交換セッションを開催すること、④（秘匿特権）事務局が、秘匿特権に関する情報交換セッションを開催すること、⑤（技術移転）事務局が、次回会合において、特許制度を通じた技術移転に関する国際協力に関する情報交換セッションを開催すること、事務局が、標準必須特許（SEP）と、公平、合理的かつ非差別的な（FRAND）ライセンスとに関する情報交換セッションを開催することに合意した。

## ３．PCT 作業部会

PCT 作業部会（PCT-WG）は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもので、PCT に関する広範な議題を検討し、PCT 同盟総会での採択に向けた加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2022 年の会合は、寿府ベースの物理的参加と本国からのバーチャル参加を組み合わせたハイブリッド形式で 10 月に開催され、PCT 最小限資料に含まれる特許文献及び非特許文献の定義の全面的な見直しにかかる PCT 規則及び実施細則の改正案、インターネット上での動画等「書面による開示以外の開示」を先行技術の定義に加える規則改正案、多くの PCT 国際機関・国内官庁との間で実施されている PCT 出願の国際段階成果物を利用する特許審査ハイウェイ（PPH）を PCT システムに公式に統合するための議論等が行われた。

## ４．商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会(SCT)

SCT では、意匠・商標・地理的表示（GI）の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論。2022 年 3 月に第 45 回、2022 年 11 月に第 46 回会合が開催され、以下について議論が行われた。

【意匠】

（１）DLT に関する議題提案：ユーザーが各国へ意匠出願する際、国毎に求められる方式要件や手続を調和・簡素化させることを目的とする DLT の成立を目指し、2010 年の第 24 回会合以降、WIPO 国際事務局が作成した DLT の具体的な条文案を議論しているが、技術支援と出所開示という DLT のサブスタンス以外の２つの論点における先進国と途上国との対立があり、条約採択のための外交会議を開催できずに膠着状態が続いていたところ、2016 年の第 36 回 SCT において、先進国各国から「残された課題は実体的ではなく政治的なものであるため、議論の場を SCT から加盟国総会に移すべき」との意見があり、2017 年以降、加盟国総会にて議論を継続しているが、いまだ合意に至っていない。第 45 回会合では、米国が、意見が分かれていると思われる条項について、実体的かつ技術的に、詳細な議論を行うことを目的として、SCT での議論の再開を提案した。豪州のみ米国提案に支持を表明したが、EU、スロバキア（CEBS グループ代表）、南アフリカ（アフリカグループ代表）、チリ、インド、ナイジェリア、ドミニカ共和国（GRULAC 代表）及びイランからは懸念や反対意見が示された。結果、2022 年の第 63 回加盟国総会に報告し、第 46 回会合で議論を継続するかは加盟国総会の決定に従うこととなったが、以下（２）に記載のとおり、加盟国総会では DLT 採択のための外交会議開催が決定したところ、合意に至っていない条項については、外交会議に先立ち開催される SCT 特別会合にて議論される予定。

（２）DLT 採択のための外交会議の開催に関する事項：第 46 回会合では、事務局から、2022 年 7 月の第 63 回加盟国総会での決定事項についての説明があった。その内容として、

スケジュールについては、①DLT 採択のための外交会議を 2024 年までに開催すること、②2023 年後半に外交会議のための準備委員会を招集すること、③当該準備委員会に先立ち、既存の懸隔を十分な水準にまで埋めるために 2023 年後半に SCT 特別会合を開催することであり、また、外交会議での基本提案となる条文案及び規則案については、過去の会合及び総会で示された文書をベースとし、今後 SCT で合意した記載を盛り込むことであった。各国及び各地域グループ代表国からは、進展への歓迎、未解決の問題に対する議論への期待あるいは柔軟な対応の必要性が述べられたほか、アフリカグループを代表するアルジェリアからは、WIPO における規範設定作業では透明性、包括性、均衡性のある方法を採るべきであり、全ての加盟国の正当な利益を考慮しつつバランスの取れた合意に達するために妥協が重要、また、出所開示要件に加え、技術支援に関する拘束力のある規定が必要である旨の発言がなされた。

（３）GUI の意匠保護に関する共同勧告[486]作成提案：第 45 回会合では、新たに韓国から共同提案への参加表明があった。我が国は、共同提案国と共に引き続き議論を進めていきたい旨発言し、各国からは、一般的な支持、更なる議論への期待や、自国の意匠制度と比較して勧告案の文言について指摘する発言がなされ、結果、次回会合で引き続き議論を行うこととなった。第 46 回会合では、我が国は、共同提案国と共に引き続き議論を進めていきたい旨発言し、各国及び各地域グループ代表国からは、一般的な支持、更なる議論への期待があった一方、アフリカグループを代表するアルジェリアからは、GUI に関する国際調和の活動を行うのは時期尚早との発言がなされ、結果、次回通常会合で引き続き議論を行うこととなった。

（４）GUI に対する意匠保護がイノベーションに与える影響に関する調査に関する提案：本議題は、累次会合で議論されてきた GUI の意匠に関する調査や、GUI の意匠保護に関する共同勧告作成提案に関して、GUI の意匠保護の拡大が開発途上国や後発開発途上国（LDC）に与える影響について十分な分析がなされていないことを考慮し、SCT は新興のソフトウェア・情報技術産業に与える影響を十分に検討する必要があるとして、アフリカグループが事務局に対し、当該影響に関する調査を提案するものである。第 46 回会合では、各国及び各地域グループ代表国からは、一般的な支持、調査対象・範囲の明確化を指摘する発言があった一方、グループ B を代表するスイス、米国等からは、本提案の提出時期の都合により検討中である旨の発言がなされ、結果、次回通常会合で引き続き議論を行うこととなった。

（５）国際博覧会出品産品の意匠保護に関する調査：第 45 回会合では、事務局によるプロトタイプのデモンストレーションが行われ、併せてプロトタイプを完全版に拡張するための追加費用が示された。各国からは、完全版への拡張に賛成の意が示され、我が国も、

[486] 国際的な GUI の意匠保護を促進し、各国における制度改正の際の指針とするため、これまでの SCT における GUI の意匠に関する調査結果を踏まえ、GUI の意匠保護に関する基本的事項を法的拘束力の無い「共同勧告」としての作成を目指すもの。2019 年の第 42 回会合で日米が共同提案し、現在、イスラエル、英国、カナダ、韓国並びに EU 及びその加盟国が共同提案国に加わっている。

ユーザーが各国の制度・運用を理解し、出願戦略を立てるのに有益である旨発言し、結果、データベースの完全版を作成することに合意した。

（６）優先権書類の電子的交換（DAS）に関する締約国の最新状況：第 45 回会合では、既に意匠分野において DAS を導入した複数の加盟国から、DAS の各国への拡大への期待が述べられ、我が国も、ユーザーの利便性向上と、COVID-19 下における電子交換の有用性の観点から、引き続き意匠 DAS の拡大を支持する旨発言した。英国及びフランスからは、今後、DAS の受付範囲を意匠分野に拡大する可能性が述べられた。第 46 回会合では、既に意匠分野において DAS を導入した複数の加盟国から、DAS の各国への拡大への期待が述べられ、我が国も、ユーザーの利便性向上と、COVID-19 の経験を通じた電子交換の有用性の観点から、引き続き意匠 DAS の拡大を支持する旨発言した。本議題は、次回通常会合でも提示されることとなった。

【商標】

（１）国名・地名・国ブランドの保護：第 45 回、第 46 回会合では、累次会合で議論されてきた①スイス等による商標における国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する審査ガイドライン採択の提案、②ジャマイカによる国名の保護に関する共同勧告案、③加盟国における国ブランド保護の調査結果の報告、④ペルー等による国ブランドの保護に関する情報セッションの議題提案について議論が行われた。

議論の結果、①と②については、第 45 回、第 46 回会合では、提案国と提案に反対する各国との懸隔が埋まらず、次回通常会合において引き続き議論することとなった。③については、第 46 回会合において、新規加盟国及び未回答国に回答する機会を提供するために、2023 年 5 月まで回答を受け付け、調査結果を更新することとなった。④については、第 45 回会合では、米国から情報セッションの議題について懸念が示されたため開催の合意に至らなかったが、第 46 回会合では、提案国であるペルーから「公共政策と戦略の設計における国ブランドの重要性」「社会経済開発における国ブランドの影響」「国ブランド保護に関する経験談」「現在の国ブランド保護メカニズム」を議題とすることが提案され、各国より支持が表明されたため、次回通常会合で国ブランド保護に関する情報セッションを開催することとなった。

（２）ドメインネームにおける国名及び地名の保護：国名及び国家的重要性のある地理的名称は、一私人による不当な独占を避けるため、トップレベルドメインネームとして登録されるべきではないとして、現行の ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)制度におけるそれらの保護の強化を求めるものである。第 45 回会合では、共同提案国のブラジルから、南米の地域名を含む「.amazon」のドメインが米国の一私企業に認められている例を挙げて、本議論は継続して SCT で議論すべき旨の発言があり、当該提案が支持され、継続して議論することになった。第 46 回会合では、CEBS グループを代表するスロバキアからは提案への支持が表明されたが、米国からは、国名及び国家的重要性のある地理的名称について、保護に対する国際的な同意がないこと及び定義の共通理解がない

旨の懸念が示されたため、次回通常会合では、本議題をアジェンダに残し、進展があった場合に議論を行うこととなった。

（３）ドメインネームにおける商標関連の最新情報 : ICANN によりトップレベルドメイン（TLD）の拡大が行われているところ、それに伴い商標権者の権利が害されることへの懸念があることから、事務局に対して、TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報の提供を継続的に求めているものである。第 45 回、第 46 回会合では、事務局より、新ジェネリックトップレベルドメイン（新 gTLD）、ICANN 及びドメイン名紛争統一処理方針（UDRP）の取組等について説明がなされ、事務局は引き続き最新情報を報告することとなった。

【地理的表示（GI）】

各国の GI 保護制度・運用の理解を深めるための情報セッションを累次開催しているところ、第 45 回会合では、「GI 保護法（sui generis）及び商標法の枠組における GI 審査」について、米国、南アフリカ、ベトナム、フランスから各国の制度・運用について説明があり、「GI で構成される又は GI を含むドメインネームの不正登録の防止」についてパネルディスカッションが実施された。

第 46 回会合では、「サービスの GI 保護」について、ブラジル、米国、セルビアの担当者から各国の制度・運用について説明があった。また、「非農産品の GI 保護」に関して、EU の担当者から今後導入予定の制度案について、ガーナの担当者からガーナにおける制度や運用についてそれぞれ説明があった。

第 46 回会合のプレナリーセッションでは、次回通常会合の情報セッションのトピックについて議論が行われ、「商標と GI : 先使用権と拒絶理由」（米提案）について取り上げることで合意した。

## ５．マドリッド作業部会

マドリッド作業部会は、商標の国際登録に関するマドリッド制度の利便性向上等のため主にマドリッド協定議定書の規則改正について議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。2022 年の会合は、寿府ベースの物理的参加と本国からのバーチャル参加を組み合わせたハイブリッド形式で 11 月 7 日から 11 日に開催され、マドリッド制度の手続言語として中国語、ロシア語及びアラビア語を追加する提案、暫定的拒絶通報の応答期間と期間算出の起算日の各締約国での運用を調和させていくための提案、従属性の緩和に関する提案、出願人・名義人資格や事後指定の提出方法等に関する規則改正案について議論した結果、暫定的拒絶通報への応答期間の最低期間を 2 か月とし、応答期間の起算日を国際事務局の発送日又は名義人の受領日以外に設定している締約国は、応答期間の起算日と終了日を暫定的拒絶通報に記載することを義務とする規則改正案に合意、追加言語に関する提案について事務局が各締約国等と技術的協議を

実施することに合意した。

## ６．ハーグ作業部会

ハーグ作業部会は、意匠の国際登録に関するハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、ハーグ協定の共通規則の改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。2021 年 12 月に第 10 回会合が寿府ベースの物理的参加と本国からのバーチャル参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催され、国際登録後に国際登録簿に記録された代理人の選任、取消及び名称・住所変更等に関する情報を公報で公開する規則改正案、国際事務局との通信に係る署名の定義、氏名又は名称及びあて名に関する要件、並びに限定・放棄の記録の請求に関する実施細則改正案が議論され、合意に至った。またハーグ制度の手続言語として中国語及びロシア語等を追加する提案については、次回会合までに事務局が課題の明確化のため各国と非公式協議を行った上で、新言語導入に係るコスト及び技術的実現可能性について更なる情報提供を行うことで合意した。

## ７．著作権等常設委員会（SCCR）

SCCR では近年、主に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論が行われている。

このうち、①放送機関の保護は、1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007 年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、近年は、条約の枢要である、(ⅰ)用語の定義（definition）、(ⅱ)保護の対象（object of protection）、及び(ⅲ)与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する議論が中心に行われている。

第 40 回会合（2020 年 11 月）、第 41 回会合（2021 年 6 月）は、COVID-19 感染拡大の影響により、実質的な議論が行われなかったが、第 42 回会合（2022 年 5 月）では、約 2 年半ぶりに新たな議長テキストが示され、各国と起草者の間で質疑が行われた。今後、本議長テキストについては、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回の第 43 回会合で更に議論が行われる予定である。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在（ⅰ）図書館とアーカイブのためのものと（ⅱ）教育、研究機関等のためのものの２つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

## ８．WIPO 標準委員会（CWS）

WIPO 標準委員会（CWS）は、2009 年 9 月の一般総会において、従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たな WIPO 標準の策定や現行 WIPO 標準の改正等について検討することを目的とした委員会である。

2021 年 11 月に開催された第 9 回会合では、新標準 ST.91（3D デジタル物体のフォーマット）の策定、既存の標準 ST.96（XML を用いたデータ交換フォーマット、第 5.0 版）、ST.26（配列表[487]、第 1.5 版）、ST.27（リーガルステータス[488]）及び ST.37（オーソリティファイル[489]）の改訂や、XML4IP タスクフォース（TF）、ブロックチェーン TF 等の各 TF の前回会合からの取組について議論がされた。このうち、ST.27 に関しては、法的イベント付加情報の付与を可能とする改訂案が承認された。また、XML4IP TF では ST.96 は特許権・実用新案権・意匠権・商標権に加え著作権も対象とするものであるところ、権利者不明著作物[490]に関する部分の改善を進めていくことが提案された。

2022 年 11 月に開催された第 10 回会合では、CWS の組織的事項及び手続に関する特別規定の策定[491]、新標準 ST.97（JSON を用いたデータ交換フォーマット）の策定、既存の標準 ST.96（第 6.0 版）及び ST.26（第 1.6 版）の改訂、出願人名称統一のための国際データベース[492]設立の提案や、XML4IP TF、リーガルステータス TF 等の各 TF の前回会合からの取組について議論がされた。このうち、ST.96 について、権利者不明著作物に関する部分の改善支援のため、著作権を管轄する庁や専門家が CWS 回章を通じて協議を実施することが承認された。また、出願人名称統一のための国際データベースは既存の取組みとの重複やコスト、データ管理、各国の法制度の違い等を理由として複数の国から懸念が示されたものの、実現可能性の検討やブロックチェーン技術を用いたグローバルデジタル識別子の管理プロジェクトの活用が提案され、引き続き検討を行うことになった。リーガルステータスに関しては特許、商標、意匠のリーガルステータスの標準の統合作業を継続しないことが承認された。

## ９．エンフォースメント諮問委員会（ACE）

本諮問委員会は、2002 年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する

487 ヌクレオチド（核酸）及びアミノ酸の配列表。
488 出願の進捗状況や案件の権利状態等の情報。
489 各庁が発行した公報に関する基本的な情報（公開番号、発行日等）をリスト化した文書。
490 権利者自体もしくはその所在が特定できない著作物のこと。
491 これまでは WIPO 一般手続規則（GRP）等を基礎として活動。
492 出願人に固有の識別子（ID）を作成し、出願人情報と ID を関連付けて管理する国際的なデータベースの構想。

情報交換等を行っている。

2012 年 8-9 月に第 15 回会合が開催された。同会合では、知財のエンフォースメントに係る（１）公衆への啓発活動、（２）政策実施体制、（３）WIPO による各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーション等を通じ、情報共有が行われた。

（１）知財エンフォースメントに係る公衆への啓発活動においては、我が国から、コピー商品撲滅キャンペーンの取組及び海外からの模倣品流入への規制強化に向けた法改正（2022 年 10 月 1 日施行）について紹介し、デンマーク、タイ、フィリピンなどからも啓発活動について紹介があった。質疑応答では、我が国のキャンペーンについて、若年層への教育を実施する指導者側への教育方法について質問が寄せられ、学習指導要領に準拠した学習指導案を活用することで専門知識を持たない者にも生徒向けの指導を可能とし、また、真贋判断など技術的な側面については民間企業の協力が不可欠である旨、応答した。

（２）知財エンフォースメントに係る政策実施体制においては、サブテーマ「オンライン上の知財侵害に対する制度的取決め」では、ゲーム産業における著作権侵害についての研究に関してロンドン大学クイーン・メアリー校から紹介があった。サブテーマ「知財エンフォースメントの調整」では、ブラジル、チリ、カザフスタン、韓国、サウジアラビア、UNODC（United Nations Office on Drugs and Crime）によるパネルディスカッションが行われた。サブテーマ「知財エンフォースメントにおける新技術」では、EUIPO 及びテンセントグループから、ブロックチェーン等の新技術を利用した知財保護について紹介があった。サブテーマ「知財侵害事件の判決」では、インド、AIPPI（International Association for the Protection of Intellectual Property）、INTA（International Trademark Association）によるパネルディスカッションが行われた。

（３）WIPO による各国・地域での人材育成活動支援においては、アルバニア及びウェスタンオンタリオ大学から、WIPO 作成の知財犯罪の捜査と起訴に関する研修教材を国内向けにカスタマイズしたマニュアルの有用性及び知財のエンフォースメントに関するアラビア語の判例集の活用についてそれぞれ紹介があった。また、WIPO 事務局から、近年の WIPO の活動について報告があり、我が国から、WIPO ジャパンファンド事業を通じて今後も WIPO と協力し知財の普及啓発に貢献したい旨発言した。

## １０．開発と知的財産に関する委員会(CDIP)

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」（2007 年の WIPO 一般総会にて採択）を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会。

2021 年 11 月に第 27 回会合、2022 年 5 月に第 28 回会合、2022 年 10 月に第 29 回会合が開催された。

＜第 27 回 CDIP 会合＞

第 27 回会合においては、（1）プロジェクトの進捗報告、新たなプロジェクト提案の検討、（2）今後のウェビナー、（3）イノベーションと技術移転の触媒としての技術及びイノベーションサポートセンター（TISCs）の役割：機会と挑戦について議論。

（1）プロジェクトの進捗報告、新たなプロジェクト提案の検討：事務局が開発アジェンダの各プロジェクトの進捗を報告し、多くの加盟国から事務局の取組みに謝意が示された。いくつかの加盟国は、WIPO のオンラインによる取組みの継続を要請した。また、事務局、ブラジル、チュニジアによる新たなプロジェクト提案について議論された。

（2）今後のウェビナー：事務局は、今後のウェビナーの議題の選択に関し、①加盟国の要請に基づいて事務局が検討する、②事務局の提案に基づいて加盟国が選択する、の 2 つのオプションを提示した。また、ウェビナーの内容を、技術支援以外にも拡大すべきとした。多くの加盟国が、議題の選択に関し、状況に応じて 2 つのオプションを使い分けられるようにすべきと指摘した。また、いくつかの加盟国は、ウェビナーの内容を技術支援に限定すべきと主張した。他方で、一部の加盟国はウェビナーの内容を技術支援以外に拡大する事務局の提案の支持を表明した。本議題は次回会合で引き続き議論することとなった。

（3）イノベーションと技術移転の触媒としての技術及びイノベーションサポートセンター（TISCs）の役割：機会と挑戦：事務局は、TISCs の実績についてプレゼンテーションを行った。続いて、モロッコ及びギニアからそれぞれの TISCs の取組みが紹介された。アフリカ、アルジェリア、中国、我が国が TISC に対するそれぞれの国による支援を紹介した。事務局は我が国と WIPO 日本事務所の取組みである IP Advantage に対して関心を示した。

＜第 28 回 CDIP 会合＞

第 28 回会合においては、以下について議論した。

（1）「知的財産と開発に関する国際会議」のテーマ、（2）「イノベーションと知財を通した労働災害及び職業病の削減」に関する改訂プロジェクト提案、（3）その他会合における議論、報告事項。

（1）「知的財産と開発に関する国際会議」のテーマ：過去、第 22 回 CDIP において、隔年で合計 3 回、CDIP 初日に、知的財産と開発に関する国際会議を開催することが決定されていたところ、今次会合では、次回（2023 年に開催予定）の国際会議のトピックについて議論した。結果として、「持続可能な農業のための知財とイノベーション（Intellectual Property and Innovation for Sustainable Agriculture）」が、次回の国際会議のトピックとして採択された。

（2）「イノベーションと知財を通した労働災害及び職業病の削減」に関する改訂プロジェクト提案：第 27 回会合において、チュニジアより、イノベーションと知財のツールの活用による、労働災害と職業病の削減支援を目的としたプロジェクトが提案された。今次会合では、プロジェクトの予算やスケジュール等が明確化された改訂提案がなされ、本改

訂提案について議論した。結果として、次回会合までにチュニジアが提案内容を充実化させる方向で改訂し、次回会合にこの改訂された提案を議論することとした。

（３）その他会合における議論、報告事項：今後の開発協力の分野における WIPO の技術支援、データベース及びウェビナー等、途上国に対する技術的な支援計画に関する議論等を行った。また、事務局より、既存のプロジェクト完了報告、知財とグリーンイノベーションや知財と女性に関するイベント開催報告、持続可能な開発目標(SDGs)達成に関する WIPO の貢献の報告等、「開発アジェンダ」実施の履行状況の報告がなされた。さらに、常設議題である「知財と開発」の次々回以降のトピックについて、第 30 回会合のトピックを「知財と若者：将来への投資（IP and youth: investing in the future）」、第 31 回会合のトピックを「気候変動への対応：カーボンピーク及びカーボンニュートラルの目標達成に対する知財の貢献（Addressing Climate Change: IP Helps Achieve the Goals of Carbon Peaking and Carbon Neutrality）」とすることで、それぞれ採択された。

＜第 29 回 CDIP 会合＞

第 29 回会合においては、以下について議論した。

（１）2023 年以降の「知的財産と開発に関する国際会議」に係るアフリカ提案、（２）開発協力分野における WIPO 技術支援の外部独立レビュー提案、（３）その他会合における議論、報告事項について議論。

（１）2023 年以降の「知的財産と開発に関する国際会議」に係るアフリカ提案： 2023 年には「持続可能な農業のための知財とイノベーション」をテーマとした第 3 回目の国際会議が開催予定である。2019 年及び 2021 年に開催された 2 回の国際会議が好評であったところ、今次会合にてアフリカグループより、本国際会議を 2023 年以降も継続して開催することの提案があった。議論の結果、第 34 回会合より隔年で合計 3 回、CDIP 初日に国際会議を再度開催するという開催形式にて、本提案の採択がなされた。

（２）開発協力分野における WIPO 技術支援の外部独立レビュー提案：WIPO の技術支援活動のレビューに関して、今次会合にてアフリカグループより、以前（2011 年）のレビュー時から相応の期間が経過し、その間に持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組、デジタルトランスフォーメーション、AI を含む先端技術など様々な変革があったところ、新たに開発協力分野における WIPO 技術支援を評価し WIPO の技術支援活動の改善を目的としたレビューを実施する旨の提案がなされた。本会合での議論の結果、事務局が評価に関する既存文書を参考に加盟国等と協議しつつ、次回 CDIP 会合の 2 ヶ月前までにドラフト ToR（レビューの委任事項）を作成し加盟国に提示すること、また、当該 ToR に基づき次回会合にて本提案を再度議論することが決定した。

（３）その他会合における議論、報告事項：イノベーションと知財を通した労働災害及び職業病削減プロジェクト提案、ソフトウェア部門における知財活用に関する提案、今後のウェビナー提案等、途上国に対する技術的な支援の提案に関する議論等を行った。また、事務局より、現在実施中の開発アジェンダプロジェクトの進捗報告、45 の開発アジェンダ

勧告の実施状況報告、開発アジェンダ提案において有益なツールに関するプロジェクト完了及び評価報告等がなされた。

## １１．遺伝資源等政府間委員会(IGC)

（１）WIPO 遺伝資源等政府間委員会（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC）においては、遺伝資源（GRs）、伝統的知識（TK）、伝統的文化表現・フォークロア（TCEs）の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書[493]について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。特に、GRs や関連する TK を活用した発明について、特許出願時に GRs 等の出所（原産国等）を明細書において開示（記載）すること（「出所開示要件」：違反した場合、出願拒絶・特許取消等の制裁）に関して、主に途上国が主張している一方、特許性の判断とは無関係な遺伝資源等の出所を記載させることは、ユーザーの負担増、ひいては遺伝資源等を利用した発明・イノベーションの萎縮につながることから、我が国は米韓と共に反対、また、欧州や豪等の一部先進国は緩やかな開示要件に賛成している状況である。

（２）2022 年 2 月から 3 月にかけ開催された第 42 回会合、5 月から 6 月にかけ開催された第 43 回会合においては、GRs（及び関連する TK）について議論が行われた。

第 42 回会合においては、GRs のテキストの改訂に関する議論が行われたが、途上国と先進国の懸隔を残したまま、多数のブラケットが付されている改訂テキストを次回会合に送ることとなった。

第 43 回会合においては、引き続き GRs に関する統合テキストの改訂について議論がされたものの、2019 年 4 月に提出された議長テキスト[494]を交渉の基礎とすることに固執したアフリカグループ各国の反対により、改訂後のテキストを第 47 回会合に送ることに対してコンセンサスが得られず、改訂前の統合テキスト（第 42 回会合終了時のもの）を 2022 年の一般総会及び第 47 回会合に送付することで合意され、第 47 回会合には、改訂前の統合テキストに加え、議長テキストの更新版が提出されることが決定された。

また、第 47 回会合開催よりも前に、事務局主導の（非交渉）プロセスとして、GRs の出所示要件について議論するアドホック専門家会合や、GRs、TK、TCEs のデータベース等の

---

[493] 「The Committee will, during the next budgetary biennium 2022/2023, continue to expedite its work, with the objective of finalizing an agreement on an international legal instrument(s), without prejudging the nature of outcome(s), relating to intellectual property, which will ensure the balanced and effective protection of genetic resources (GRs), traditional knowledge (TK) and traditional cultural expressions (TCEs).」（第 62 回 WIPO 加盟国総会決定（A/62/12）より。法的拘束力があるとは明示されていない。）

[494] IGC 第 42 回会合まで議長であったイアン・ゴス氏（元豪州知財庁部長）が私見で作成したテキストであり、出所開示要件の義務化を規定。これまでの IGC では、議長テキストは公式に議論されていない。

情報システムに関するセミナーや技術会合を、完全オンライン形式で開催すること、及びデータベース等の情報システムについて、事務局が各加盟国等に対してオンラインサーベイを行い、その結果をオンラインで公表するとともに、作業文書にまとめることが決定された。

このような中、当該マンデートの期間中である 2022 年 7 月に開催された WIPO 総会においては、同年開催された IGC 会合の報告を受ける予定のみであったものの、GRs 及び関連する TK について、アフリカグループから、議長テキストをベースに「国際的な法的文書」採択のための外交会議を 2023 年後半までに開催することを、意匠法条約（DLT）採択のための外交会議の開催とパッケージで提案された。

先進国側からは、内容も議論の進捗も全く異なる二つの事項をパッケージとすることは不適切である旨主張がなされ、加えて米国や我が国等は、累次の IGC 会合で公式に議論されていない議長テキストに基づいて外交会議の開催を決定することは、手続面や透明性、加盟国主導の原則からも不適切である旨指摘した。

その後アフリカグループが、外交会議の開催時期を遅くとも 2024 年とする等の修正を行い、コンセンサスが受け入れられなければ投票を要求する旨言及したところ、EU 等は提案を受け入れる立場に転換。日米等は最後まで反対していたものの、最終的に、会合におけるコンセンサスは妨げないものの今回のコンセンサスには加わらない旨発言し、結果として上記修正提案が採択されるに至った。

このため、GRs 及び関連する TK については、2024 年までに国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催することとなった。

（3）2022 年 9 月及び 12 月に開催された第 44 回・第 45 回会合においては、TK・TCEs について議論が行われた。

各規定に含まれるオプションや代替案等について、先進国や途上国、先住民コーカス等からそれぞれ選好する案や理由が述べられたほか、ファシリテータによる提案を含め種々の修正提案が出されるなど積極的な議論がなされ、重複するオプションの削除等一定の議論の収れんが見られるところもあったが、総じて従来の立場から変更はなく、途上国間、先進国間でも随所に立場の相違が見られるなど、いずれの論点についても大きな進展は見られないまま、第 44 回、第 45 回いずれにおいても、最終日に提示された改訂テキストを次回会合に送ることが決定された。

なお、第 44 回会合において、IGC 自体とは別のプロセスとして、議長個人の権限で、TK 及び TCEs のテキストを統合した「ノンペーパー」を作成することが報告され、第 45 回会合直前に一部の条項のみ作成されたテキストが提出されたものの、第 45 回会合にて当該テキストについて議論されることはなかった。

## ３．WTO 紛争案件の整理・分析

TRIPS 協定に関連する紛争案件（一覧・概要）[495]

## （1）一覧（TRIPS 協定条文による分類）

TRIPS 協定発効から 2023 年 2 月までの同協定に関連する紛争処理案件としては、44 件の協議要請がなされ、うち 22 件の小委員会が設置された。なお、WTO のウェブサイトには、WTO 協定の解釈と適応についてまとめたデータベースサイト：WTO Analytical Index があり[496]、その Annex 1C (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)[497]に、TRIPS 協定に関連する小委員会報告や上級委員会報告がまとめられている。個別の報告書の該当部分については、WTO Analytical Index: Annex 1C (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)の各条文 Jurisprudence 部分を参考にされたい。

**第 1 条　義務の性質及び範囲**

(1) 加盟国は,この協定を実施する。加盟国は,この協定の規定に反さないことを条件として,この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが,そのような義務を負わない。加盟国は,国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2) この協定の適用上,「知的所有権」とは,第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

(3) 加盟国は,他の加盟国の国民(注 1)に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては,「他の加盟国の国民」とは,世界貿易機関のすべての加盟国が 1967 年のパリ条約,1971 年のベルヌ条約,ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう(注 2)。ローマ条約の第 5 条(3)又は第 6 条(2)の規定を用いる加盟国は,知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会(貿易関連知的所有権理事会)に対し,これらの規定に定めるような通告を行う。

(注 1)この協定において「国民」とは,世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については,当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

(注 2)この協定において,「パリ条約」とは,工業所有権の保護に関するパリ条約をいい,「1967 年のパリ条約」とは,パリ条約の 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正条約をいい,「ベルヌ条約」とは,文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい,「1971

[495] WTO の HP「home-trade topics-dispute settlement-the disputes-disputes by agreement」
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A26#selected_agreement

[496] WTO Analytical Index (WHO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/ai17_e.htm

[497] WTO Analytical Index Annex 1C: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WHO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/trips_e.htm

年のベルヌ条約」とは,ベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ改正条約をいい,「ローマ条約」とは,1961 年 10 月 26 日にローマで採択された実演家,レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい,「集積回路についての知的所有権に関する条約」(IPIC 条約)とは,1989 年 5 月 26 日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい,「世界貿易機関協定」とは,世界貿易機関を設立する協定をいう。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求されず） | 判断せず |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS611 | 中国の禁訴令に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 2 条　知的所有権に関する条約**

(1) 加盟国は,第 2 部,第 3 部及び第 4 部の規定について,1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

(2) 第 1 部から第 4 部までの規定は,パリ条約,ベルヌ条約,ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 違反該当 |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求されず） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |

**第 3 条　内国民待遇**

(1) 各加盟国は,知的所有権の保護(注)に関し,自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし,1967 年のパリ条約,1971 年のベルヌ条約,ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については,この限りでない。実演家,レコード製作者及び放送機関については,そのような義務は,この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第 6 条及びローマ条約第 16 条(1)(b)の規定を用いる加盟国は,貿易関連知的所有権理事会に対し,これらの規定に定めるような通告を行う。

(注)第 3 条及び第 4 条に規定する「保護」には,知的所有権の取得可能性,取得,範囲,維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

(2) 加盟国は,司法上及び行政上の手続(加盟国の管轄内における送達の住所の選定又は代理人の選任を含む。)に関し,(1)の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし,その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり,かつ,その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS28 | 日本の外国レコードの遡及保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS59 | インドネシアの自動車関連措置 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 違反該当 |
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会） | 違反該当 |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 違反該当 |
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 判断せず |
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求されず） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS526 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対 UAE】 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS527 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対ﾊﾞｰﾚｰﾝ】 | 協議要請 | 未決着 |
| DS528 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ】 | 協議要請 | 未決着 |
| DS542 | 中国の知的財産問題に対する措置 | 米国 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS549 | 中国の技術移転に関する措置 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS583 | トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |
| DS590 | 日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置 | 韓国 | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 4 条　最恵国待遇**

知的所有権の保護に関し,加盟国が他の国の国民に与える利益,特典,特権又は免除は,他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益,特典,特権又は免除は,そのような義務から除外される。

(a) 一般的な性格を有し,かつ,知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを

認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c) この協定に規定していない実演家,レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d) 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし,当該国際協定が,貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS28 | 日本の外国レコードの遡及保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 違反該当 |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS526 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対 UAE】 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS527 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対ﾊﾞｰﾚｰﾝ】 | 協議要請 | 未決着 |
| DS528 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ】 | 協議要請 | 未決着 |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS590 | 日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置 | 韓国 | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 7 条　目的**

知的所有権の保護及び行使は,技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり,並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |

**第 8 条　原則**

(1) 加盟国は,国内法令の制定又は改正に当たり,公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を,これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて,とることができる。

(2) 加盟国は,権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を,これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて,とることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |

**第 9 条　ベルヌ条約との関係**

(1) 加盟国は,1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし,加盟国は,同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については,この協定に基づく権利又は義務を有さない。

(2) 著作権の保護は,表現されたものに及ぶものとし,思想,手続,運用方法又は数学的概念自体には及んではならない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS160 | 米国の著作権法 110 条(5) | EU | 終了（暫定合意） | 違反該当 |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 違反該当 |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | 判断せず |

**第 10 条　コンピュータ・プログラム及びデータの編集物**

(1) コンピュータ・プログラム(ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。)は,1971 年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

(2) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。)は,知的創作物として保護される。その保護は,当該データその他の素材自体には及んではならず,また,当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |

**第 11 条　貸与権**

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については,加盟国は,著作者及びその承継人に対し,これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については,加盟国は,その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には,この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては,この権利を与える義務は,当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には,適用されない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 12 条　保護期間**

著作物(写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。)の保護期間は,自然人の生存期間に基づき計算されない場合には,権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には,保護期間は,その製作の年の終わりから少なくとも 50 年とする。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 13 条　制限及び例外**

加盟国は,排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず,かつ,権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 14 条　実演家,レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護**

(1) レコードへの実演の固定に関し,実演家は,固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には,これらの行為を防止することができるものとする。実演家は,また,現に行っている実演について,無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には,これらの行為を防止することができるものとする。

(2) レコード製作者は,そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

(3) 放送機関は,放送の固定,放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には,これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は,この権利を放送機関に与えない場合には,1971 年のベルヌ条約の規定に従い,放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

(4) 第 11 条の規定(コンピュータ・プログラムに係るものに限る。)は,レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は,1994 年 4 月 15 日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には,レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として,当該制度を維持することができる。

(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は,固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は,放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。

(6) (1),(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し,加盟国は,ローマ条約が認める範囲内で,条件,制限,例外及び留保を定めることができる。ただし,1971 年のベルヌ条約第 18

条の規定は,レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS28 | 日本の外国レコードの遡及保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS42 | 日本の外国レコードの遡及保護 | EU | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 違反非該当 |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | 判断せず |

**第 15 条　保護の対象**

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは,商標とすることができるものとする。その標識,特に単語(人名を含む。),文字,数字,図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは,商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には,加盟国は,使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は,標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

(2) (1)の規定は,加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし,その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。

(3) 加盟国は,使用を商標の登録要件とすることができる。ただし,商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は,意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は,いかなる場合にも,その商標の登録の妨げになってはならない。

(5) 加盟国は,登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし,また,登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に,加盟国は,商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求されず） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |

**第 16 条　与えられる権利**

(1) 登録された商標の権利者は,その承諾を得ていないすべての第三者が,当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には,その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は,混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は,いかなる既得権も害するものであってはならず,また,加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

(2) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は,サービスについて準用する。加盟国は,商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては,関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。

(3) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は,登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし,当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が,当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し,かつ,当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求され | 判断せず |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ず) | |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | 判断せず |

**第 17 条　例外**

加盟国は,商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として,商標により与えられる権利につき,記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |

**第 18 条　保護期間**

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は,少なくとも 7 年とする。商標の登録は,何回でも更新することができるものとする。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |

**第 19 条　要件としての使用**

(1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には,登録は,少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ,取り消すことができる。ただし,商標権者が,その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は,この限りでない。商標権者の意思にかかわりなく生じる状況であって,商標によって保護されている商品又はサービスについて

の輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは,使用しなかったことの正当な理由として認められる。

(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には,当該使用は,登録を維持するための商標の使用として認められる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS176 | 米国の1998年オムニバス法211条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |

**第 20 条　その他の要件**

商標の商業上の使用は,他の商標との併用,特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは,商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を,その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に,それと結び付けることなく,使用することを要件とすることを妨げるものではない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS59 | インドネシアの自動車関連措置 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS176 | 米国の1998年オムニバス法211条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求されず） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |

**第 21 条　使用許諾及び譲渡**

加盟国は,商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも,商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は,その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず,その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS176 | 米国の1998年オムニバス法211条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |

**第 22 条　地理的表示の保護**

(1) この協定の適用上,「地理的表示」とは,ある商品に関し,その確立した品質,社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において,当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2) 地理的表示に関して,加盟国は,利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において,当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で,当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用

(3) 加盟国は,職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより,地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって,当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし,当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが,真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

(4) (1),(2)及び(3)の規定に基づく保護は,地理的表示であって,商品の原産地である領域,地域又は地方を真正に示すが,当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |

**第 24 条　国際交渉及び例外**

(1) 加盟国は,第 23 条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。(4)から(8)までの規定は,加盟国が交渉の実施又は 2 国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において,加盟国は,当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

(2) 貿易関連知的所有権理事会は,この節の規定の実施について検討する。1 回目の検討は,世界貿易機関協定の効力発生の日から 2 年以内に行う。これらの規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても,同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は,加盟国の要請に基づき,関係加盟国による 2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は,この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

(3) この節の規定の実施に当たり,加盟国は,世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

(4) 加盟国の国民又は居住者が,ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を,(a)1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は(b)同日前に善意で,当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には,この節のいかなる規定も,当該加盟国に対し,当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

(5) 次のいずれかの日の前に,商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には,この節の規定を実施するためにとられる措置は,これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として,これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第 6 部に定めるところに従い,加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

(6) この節のいかなる規定も,加盟国に対し,商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって,該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて,こ

の規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も,加盟国に対し,ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって,該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて,この規定の適用を要求するものではない。

(7) 加盟国は,商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが,保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は,当該日よりも登録の日が早い場合には,商標が当該登録の日までに公告されることを条件として,当該登録の日の後 5 年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし,当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

(8) この節の規定は,自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか,これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(9) 加盟国は,原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS435 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS441 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ドミニカ共和国 | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS458 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | キューバ | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS467 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | インドネシア | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |

**第 27 条　特許の対象**

(1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として,特許は,新規性,進歩性及び産業上の利用可能性(注)のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第 65 条(4),第 70 条(8)及びこの条の(3)の規定に従うことを条件として,発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく,特許が与えられ,及び特許権が享受される。

(注)この条の規定の適用上,加盟国は,「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を,そ

れぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

(2) 加盟国は,公の秩序又は善良の風俗を守ること(人,動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として,商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし,その除外が,単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

(3) 加盟国は,また,次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法,治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし,加盟国は,特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は,世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS36 | パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS50 | インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 | 米国 | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS79 | インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS114 | カナダの医薬品の特許保護 | EU | 終了（小委員会報告） | 違反非該当 |
| DS153 | EU の医薬品及び農薬品の特許保護 | カナダ | 協議要請 | 未決着 |
| DS171 | アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了 | 判断せず |
| DS199 | ブラジルの特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS224 | 米国の特許法 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |
| DS434 | 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ウクライナ | 終了（小委員会手続再開請求されず） | 判断せず |
| DS583 | トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 28 条　与えられる権利**

(1) 特許は,特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産,使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利(注)

(注)輸入を防止する権利は,物品の使用,販売,輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は,また,特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS114 | カナダの医薬品の特許保護 | EU | 終了（小委員会報告） | 違反該当 |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS199 | ブラジルの特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS224 | 米国の特許法 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |
| DS542 | 中国の知的財産問題に対する措置 | 米国 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS549 | 中国の技術移転に関する措置 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS583 | トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |
| DS590 | 日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置 | 韓国 | 小委員会設置 | 未決着 |
| DS611 | 中国の禁訴令に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |
| DS615 | 米国の半導体に関する措置 | 中国 | 協議要請 | 未決着 |

**第 31 条　特許権者の許諾を得ていない他の使用**

加盟国の国内法令により,特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には,次の規定を尊重する。

(注)「他の使用」とは,前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

(a) 他の使用は,その個々の当否に基づいて許諾を検討する。

(b) 他の使用は,他の使用に先立ち,使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って,合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り,認めることができる。加盟国は,国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には,そのような要件を免除することができる。ただし,国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には,特許権者は,合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において,政府又は契約者が,特許の調査を行うことなく,政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは,特許権者は,速やかに通知を受ける。

(c) 他の使用の範囲及び期間は,許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については,他の使用は,公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d) 他の使用は,非排他的なものとする。

(e) 他の使用は,当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか,譲渡することができない。

(f) 他の使用は,主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g) 他の使用の許諾は,その許諾をもたらした状況が存在しなくなり,かつ,その状況が再発しそうにない場合には,当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として,取り消すことができるものとする。権限のある当局は,理由のある申立てに基づき,その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h) 許諾の経済的価値を考慮し,特許権者は,個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は,加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する。

(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は,加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する。

(k) 加盟国は,司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には,(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には,報酬額の決定に当たり,反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は,その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には,許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l) 他の特許(次の(i)から(iii)までの規定において「第 1 特許」という。)を侵害することなしには実施することができない特許(これらの規定において「第 2 特許」という。)の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には,次の追加的条件を適用する。

(i) 第 2 特許に係る発明には,第 1 特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性

を有する重要な技術の進歩を含む。

(ii) 第 1 特許権者は,合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(iii) 第 1 特許について許諾された使用は,第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか,譲渡することができない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 33 条　保護期間**

保護期間は,出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。(注)

(注)特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については,保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS37 | ポルトガルの工業所有権法の特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS114 | カナダの医薬品の特許保護 | EU | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS170 | カナダの特許保護期間 | 米国 | 終了（上級委員会報告） | 違反該当 |
| DS549 | 中国の技術移転に関する措置 | EU | 協議要請 | 未決着 |

**第 34 条　方法の特許の立証責任**

(1) 第 28 条(1)(b)に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において,特許の対象が物を得るための方法である場合には,司法当局は,被申立人に対し,同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため,加盟国は,少なくとも次のいずれかの場合には,特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について,反証のない限り,特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

(a) 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

(b) 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり,かつ,特許権

者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

(2) 加盟国は,(1)の(a)又は(b)のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り,侵害したと申し立てられた者に対し(1)に規定する立証責任を課することを定めることができる。

(3) 反証の提示においては,製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 39 条**

(1) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために,加盟国は,開示されていない情報を(2)の規定に従って保護し,及び政府又は政府機関に提出されるデータを(3)の規定に従って保護する。

(2) 自然人又は法人は,合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には,公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し,取得し又は使用することを防止することができるものとする。

(注)この(2)の規定の適用上,「公正な商慣習に反する方法」とは,少なくとも契約違反,信義則違反,違反の教唆等の行為をいい,情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして,当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

(b) 秘密であることにより商業的価値があること

(c) 当該情報を合法的に管理する者により,当該情報を秘密として保持するための,状況に応じた合理的な措置がとられていること

(3) 加盟国は,新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として,作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には,不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に,加盟国は,公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか,開示されることから当該データを保護する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS171 | アルゼンチンの医薬品特許保護 | 米国 | 終了（二国間合 | 判断せず |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 及び農業化学品のデータ保護 | | 意） | |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS372 | 中国の金融情報に係る配信規制 | EU | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS549 | 中国の技術移転に関する措置 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS583 | トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 41 条**

(1) 加盟国は,この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため,当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は,正当な貿易の新たな障害となることを回避し,かつ,濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2) 知的所有権の行使に関する手続は,公正かつ公平なものとする。この手続は,不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず,また,不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(3) 本案についての決定は,できる限り,書面によって行い,かつ,理由を示す。この決定は,少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は,当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

(4) 手続の当事者は,最終的な行政上の決定について及び,事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い,本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について,司法当局による審査の機会を有する。ただし,刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

(5) この部の規定は,一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく,また,一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も,知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS124 | EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS125 | EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 違反該当 |
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |
| DS526 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対 UAE】 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | （違反該当）（注） |
| DS611 | 中国の禁訴令に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |

（注）小委員会報告後、上級委員会に上訴され、その後取り下げられた

**第 42 条　公正かつ公平な手続**

加盟国は,この協定が対象とする知的所有権の行使に関し,民事上の司法手続を権利者(注)に提供する。被申立人は,十分に詳細な内容(主張の根拠を含む。)を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は,独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし,また,手続においては,義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は,その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては,現行の憲法上の要請に反さない限り,秘密の情報を特定し,かつ,保護するための手段を提供する。

(注)この部の規定の適用上,「権利者」には,権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法 211 条 | EU | 終了（上級委員会報告） | 違反非該当 |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS408 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | インド | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |
| DS526 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対 UAE】 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | （違反該当）（注） |

（注）小委員会報告後、上級委員会に上訴され、その後取り下げられた。

**第 43 条　証拠**

(1) 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し,かつ,他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には,司法当局は,適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として,他方の当事者にその特定された証拠の提示を命じる権限を有する。

(2) 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には,加盟国は,双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として,提供された情報(情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。)に基づいて,暫定的及び最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行う権限を司法当局に与えることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 44 条　差止命令**

(1) 司法当局は,当事者に対し,知的所有権を侵害しないこと,特に知的所有権を侵害する

輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は,保護の対象であって,その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては,当該権限を与える義務を負わない。

(2) 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については,当該使用を明示的に定める第 2 部の規定に従うことを条件として,加盟国は,この部の他の規定にかかわらず,当該使用に対する救済措置を,第 31 条(h)の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては,この部に定める救済措置が適用され,又は,当該救済措置が国内法令に抵触する場合には,宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS611 | 中国の禁訴令に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 45 条　損害賠償**

(1) 司法当局は,侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し,知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 司法当局は,また,侵害者に対し,費用(適当な弁護人の費用を含むことができる。)を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において,加盟国は,侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも,利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 46 条　他の救済措置**

侵害を効果的に抑止するため,司法当局は,侵害していると認めた物品を,権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は,現行の憲法上の要請に反さない限り,廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は,また,侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を,追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には,侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については,例外的な場合を除くほか,違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 違反該当 |

**第 47 条　情報に関する権利**

加盟国は,司法当局が,侵害の重大さとの均衡を失しない限度で,侵害者に対し,侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命じる権限を有することを定めることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 48 条　被申立人に対する賠償**

(1) 司法当局は,当事者に対し,その申立てにより措置がとられ,かつ,当該当事者が行使手続を濫用した場合には,その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。司法当局は,また,申立人に対し,費用(適当な弁護人の費用を含むことができる。)を被申立人に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し,加盟国は,当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り,公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS82 | アイルランド及びEUの著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 49 条　行政上の手続**

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には,その手続は,この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 50 条**

(1) 司法当局は,次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有する。

(a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に,物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること(輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。)

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

(2) 司法当局は,適当な場合には,特に,遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には,他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく,暫定措置をとる権限を有する。

(3) 司法当局は,申立人が権利者であり,かつ,その権利が侵害されていること又は侵害の生じる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため,申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し,並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため,申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を有する。

(4) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には,影響を受ける当事者は,最も遅い場合においても,当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を

受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に,当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について,被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

(5) 暫定措置を実施する機関は,申立人に対し,関連物品の特定に必要な情報を提供するよう要求することができる。

(6) (1)及び(2)の規定に基づいてとられる暫定措置は,本案についての決定に至る手続が,合理的な期間(国内法令によって許容されるときは,暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは,20 執務日又は 31 日のうちいずれか長い期間を超えないもの)内に開始されない場合には,被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし,(4)の規定の適用を妨げるものではない。

(7) 暫定措置が取り消された場合,暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがなかったことが後に判明した場合には,司法当局は,被申立人の申立てに基づき,申立人に対し,当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には,その手続は,この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS83 | デンマークの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS86 | スウェーデンの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 51 条　税関当局による物品の解放の停止**

加盟国は,この節の規定に従い,不正商標商品又は著作権侵害物品(注 1)が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が,これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう,行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続(注 2)を採用する。加盟国は,この節の要件を満たす場合には,知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は,自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

(注 1)この協定の適用上,

(a) 「不正商標商品」とは,ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した,当該商品と同一の商品(包装を含む。)であって,輸入国の法令上,商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは,ある国において,権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって,当該物品の複製物の作成が,輸入国において行われたとしたならば,当該輸入国の法令上,著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

(注 2)権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については,この手続を適用する義務は生じないと了解する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS186 | 米国の 1930 年関税法 337 条 | EU | 協議要請 | 未決着 |
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 52 条　申立て**

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は,輸入国の法令上,当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し,及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は,申立てを受理したかしなかったか及び,権限のある当局によって決定される場合には,税関当局が措置をとる期間について,合理的な期間内に申立人に通知する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 53 条　担保又は同等の保証**

(1) 権限のある当局は,申立人に対し,被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は,手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

(2) 意匠,特許,回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して,この節の規定に基づく申立てに伴い,当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合

において,第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは,当該物品の所有者,輸入者又は荷受人は,侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし,輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により,当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず,また,権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には,担保が解除されることを了解する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 54 条　物品の解放の停止の通知**

輸入者及び申立人は,第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 55 条　物品の解放の停止の期間**

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日(適当な場合には,この期間は,10 執務日延長することができる。)を超えない期間内に,税関当局が,本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には,当該物品は,解放される。ただし,輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には,合理的な期間内に,解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について,被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず,暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には,第 50 条(6)の規定を適用する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS409 | EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止 | ブラジル | 協議要請 | 未決着 |

**第 59 条　救済措置**

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として,権限のある当局は,第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については,例外的な場合を除くほか,当該権限のある当局は,変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 違反該当 |

**第 61 条**

加盟国は,少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には,同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には,制裁には,侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え,没収及び廃棄を含む。加盟国は,知的所有権のその他の侵害の場合,特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS28 | 日本の外国レコードの遡及保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS82 | アイルランド及びEU の著作権及び著作隣接権 | 米国 | 終了 | 判断せず |
| DS115 | EU の著作隣接権付与に係る措置 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS124 | EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS125 | EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS362 | 中国の知的財産の執行に関する問題 | 米国 | 終了（シークエンス合意） | 違反非該当 |
| DS526 | アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 | カタール【対UAE】 | 終了（取下げ） | 判断せず |
| DS567 | サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 | カタール | 終了（取下げ） | （違反該当）（注） |

（注）小委員会報告後、上級委員会に上訴され、その後取り下げられた

**第 62 条**

(1) 加盟国は,第 2 部第 2 節から第 6 節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として,合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は,この協定に合致するものとする。

(2) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には,加盟国は,権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として,保護期間が不当に短縮されないように,権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

(3) 1967 年のパリ条約第 4 条の規定は,サービス・マークについて準用する。

(4) 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに,加盟国の国内法令が定める場合には,行政上の取消し及び異議の申立て,取消し,無効等の当事者間手続は,第 41 条(2)及び(3)に定める一般原則により規律される。

(5) (4)に規定する手続における最終的な行政上の決定は,司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし,退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については,これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として,当該審査の機会を与える義務を負わない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS176 | 米国の 1998 年オムニバス法211条 | EU | 終了(上級委員会報告) | 判断せず |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

**第 63 条　透明性の確保**

(1) この協定が対象とする事項(知的所有権の取得可能性,範囲,取得,行使及び濫用の防止)に関し加盟国が実施する法令,最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は,各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は,公表が実際的でない場合には,公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 加盟国は,この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために(1)に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は,その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし,また,当該法令についての共通の登録制度の設立に関する WIPO との協議が成功する場合には,当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において,同理事会は,1967 年のパリ条約第 6 条の 3 に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について,必要となる措置

を検討する。

(3) 各加盟国は,他の加盟国からの書面による要請に応じて,(1)に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は,知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は2国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足りる理由を有する場合には,当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは2国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) (1),(2)及び(3)の規定は,加盟国に対し,法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS83 | デンマークの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS86 | スウェーデンの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS611 | 中国の禁訴令に関する措置 | EU | 小委員会設置 | 未決着 |

**第 65 条　経過措置**

(1) (2),(3)及び(4)の規定に従うことを条件として,加盟国は,世界貿易機関協定の効力発生の日の後 1 年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

(2) 開発途上加盟国は,(1)に定めるところによりこの協定を適用する日から更に 4 年の期間,この協定(第 3 条,第 4 条及び第 5 条の規定を除く。)の適用を延期することができる。

(3) 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって,知的所有権制度の構造的な改革を行い,かつ,知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも,(2)に規定する延期の期間を享受することができる。

(4) 開発途上加盟国は,(2)に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において,この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には,第 2 部第 5 節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に 5 年の期間延期することができる。

(5) (1),(2),(3)又は(4)に規定する経過期間を援用する加盟国は,当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS28 | 日本の外国レコードの遡及保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS36 | パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS37 | ポルトガルの工業所有権法の特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS50 | インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 | 米国 | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS59 | インドネシアの自動車関連措置 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS79 | インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 | EU | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS83 | デンマークの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS86 | スウェーデンの知的財産権の権利行使 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS170 | カナダの特許保護期間 | 米国 | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS171 | アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS174 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 米国 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS290 | EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 | 豪州 | 終了（小委員会報告） | 判断せず |

**第 70 条　既存の対象の保護**

(1) この協定は,加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し,当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

(2) この協定に別段の定めがある場合を除くほか,この協定は,加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって,当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し,当該加盟国について義務を生じさせる。この(2)から(4)までの規定について,既存の著作物についての著作権に関する義務は,1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定されるものとし,また,既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は,第 14 条(6)の規定に従って準用される同条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定される。

(3) 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については,保護を復活する義務を負わない。

(4) 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって,当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは,加盟国は,この協定を通用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし,その場合には,加盟国は,少なくとも,衡平な報酬の支払を定める。

(5) 加盟国は,この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については,第 11 条及び第 14 条(4)の規定を適用する義務を負わない。

(6) 加盟国は,この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には,権利者の許諾を得ない使用について,第 31 条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第 27 条(1)の要件を適用することを要求されない。

(7) 加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には,当該加盟国がこの協定を適用する日に係属中の保護の出願については,この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には,新たな事項を含まない。

(8) 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第27条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には,当該加盟国は,

(a) 第 6 部の規定にかかわらず,同協定の効力発生の日から,医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

(b) (a)の特許出願について,出願日又は,優先権が利用可能であり,かつ,主張される場合には,当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして,この協定を適用する日に当該基準を適用する。

(c) (a)の特許出願であって,(b)の基準を満たすものについて,特許の付与の日以後,第 33 条の規定に従い(a)の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

(9) 加盟国において,ある物質が(8)(a)の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には,第 6 部の規定にかかわらず,当該加盟国において販売の承認を得た日から 5 年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし,世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ,特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

| DS 番号 | 案件 | 申立国 | 現状 | 違反認定 |
|---|---|---|---|---|
| DS28 | 日本の外国レコードの遡及保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS36 | パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS37 | ポルトガルの工業所有権法の特許保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS42 | 日本の外国レコードの遡及保護 | EU | 終了（二国間合意） | 判断せず |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DS50 | インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 | 米国 | 終了（上級委員会報告） | 違反該当 |
| DS79 | インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 | EU | 終了（上級委員会報告） | 違反該当 |
| DS170 | カナダの特許保護期間 | 米国 | 終了（上級委員会報告） | 判断せず |
| DS171 | アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |
| DS196 | アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 | 米国 | 終了（二国間合意） | 判断せず |

### （２）個別案件（DS 番号順）

#### １．日本の外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28）（EU 申立：DS42）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

日本は 1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは TRIPS 協定第 3 条、第 4 条、第 14 条（実演家、レコード製作者等の保護）、第 61 条、第 65 条、第 70 条に違反する。

（その後の経緯）

日本は政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行う小委員会の設置に至らずに紛争処理は終結した。

（経過）

1996.02.09: 米国が協議要請

1996.05.24: EU が協議要請（その後、DS28 と一本化）

1997.01.24: 日米二国間合意により妥結[498]

1997.11.07: 日 EU 二国間合意により妥結[499]

[498] Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/1/Add1, World Trade Organization, February 5, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/28-4.pdf&Open=True

[499] Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/4/Add1, World Trade Organization, November 17, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/4A1.pdf&Open=True

## ２．パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護（米国申立：DS36）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が TRIPS 協定第 27 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

パキスタンが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

（経過）

1996.04.30: 協議要請

1996.07.03: 小委員会設置要請

1997.02.28: 二国間合意通報[500]

## ３．ポルトガルの工業所有権法の特許保護（米国申立：DS37）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS 協定第 33 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

ポルトガルが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

（経過）

1996.04.30: 協議要請

1996.10.03: 二国間合意通報[501]

## ４．インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）（EU 申立：DS79）

[500] Pakistan - Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/DS36/4 IP/D/2/Add/1, World Trade Organization, March 7, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/2A1.pdf&Open=True

[501] Portugal – Patent Protection under the Industrial Property Act (WT/DS37/2 IP/D/3/dd.1, World Trade Organization, October 8, 1996)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/D/3A1.pdf&Open=True

（終了（上級委員会報告））[502]

（協議要請の理由）

インドは医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは TRIPS 協定第 27 条（特許の対象）、第 63 条、第 65 条、第 70 条 8 項（医薬品等の経過期間中の特許出願）、第 70 条 9 項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

（小委員会報告）

インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 2 項、第 70 条 8 項(a)、第 70 条 9 項違反を認定した[503]。

（上級委員会報告）

第 70 条 8 項(a)、及び第 70 条 9 項については小委員会の判断を支持したものの、第 63 条については小委員会の付託事項ではないとして、小委員会の判断を破棄。第 70 条 8 項(a)、及び第 70 条 9 項の解決について、紛争解決機関（DSB）にインドの法改正を提案した[504]。

（その後の経緯）

1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した[505]。アメリカは、インドが設立した排他的販売権制度は TRIPS 協定の基準を満たしておらず、インドは TRIPS 協定（70 条を含む）上の義務を履行していないとして、インドに対して協議を要請した。アメリカは、協議によっても満足しうる解決が得られない場合には、紛争解決了解第 21 条 5 項に従って、実施措置と TRIPS 協定の適合性に関する意見の相違を最小に小委員会に付託することを求めた。ただし、アメリカは、紛争解決了解第 21 条 5 項に基づく付託要請の前に正式な

---

[502] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[503] India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/R, World Trade Organization, September 5, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50R.PDF&Open=True

[504] India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/AB/R, World Trade Organization, December 19, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50ABR.pdf&Open=True

[505] India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/10/Add.4 WT/DS79/6, World Trade Organization, April 16, 1999)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50-10A4.pdf&Open=True

協議を行う義務はないとの立場を明らかにした[506]。

（経過）
（米国申立：DS50）
1996.07.02: 米国が協議要請（EU 第三国参加）
1996.11.07: 小委員会設置要請
1996.11.20: 小委員会設置（EU 第三国参加）
1997.09.05: 小委員会報告配布
1997.10.15: インドが上級委員会申立て
1997.12.19: 上級委員会報告書配布
1998.01.16: 上級委員会報告採決
1999.01.20: 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託
（EU 申立：DS79）
1997.04.28: EU が協議要請
1997.10.16: 小委員会設置（米国第三国参加）
1998.09.22: 小委員会報告採択

（各条文の判断と理由）
第 27 条：判断せず

第 63 条：判断せず（小委員会で違反認定されたが、上級委員会で破棄）
DS50 の小委員会で「インドが主張する仮出願制度の存在は、第 63 条 1 項に基づく公表の方法としては不十分であり、第 63 条 2 項に基づく義務に関しては、特許改正令が失効した後、インドは仮出願の取扱いについて TRIPS 理事会に報告しなかった。」として、第 63 条 1 項および 2 項に基づく透明性の義務を果たさなかったと認定した。その後、上級委員会は、「アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されてない。従って、第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないといわざるを得ない」として、小委員会の認定は誤りであると判断した。

第 65 条：判断せず

第 70 条：違反該当
（小委員会）
以下を根拠に違反認定をした。

[506] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

TRIPS 協定第 70 条 8 項(b)及び(c)は、TRIPS 協定第 65 条の経過措置の規定に基づき、将来インドが「この協定を適用する日」からインドを拘束する。TRIPS 協定第 70 条 8 項の下でインドが負う義務は、(a)に基づき仮出願を可能にする措置をとる義務のみである。インドは行政慣行によって仮出願が可能になっていると主張するが、インドの行政官はこの行政慣行に従うと特許法の義務規定に違反しなければならなくなる。たとえ実施されていなくても、法律の義務規定は経済活動に影響を与える。インドの慣行は、医薬品及び農業化学品に関して新規性及び優先権の保持を確保するための十分な法的基礎を欠く。WTO 協定規定の違反を主張する側が、その主張を挙証する責任を負う。本件では、アメリカはその挙証を十分行った。従って、挙証責任はインドの側に移る。透明性の問題を別にしても、公表されていない行政慣行が TRIPS 協定第 70 条 8 項にいう「措置」に当たるかは疑問である。また、「排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限を持っていない。」として、TRIPS 協定第 70 条 9 項違反を認定した。

（上級委員会）

「行政慣行は特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない」として、仮出願を受け付けるためのインドの行政慣行は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しないとした小委員会の結論に同意した。また、TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めており、同項が WTO 協定の発効日から適用されることが明らかであるため、インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているとの小委員会の認定に同意する。

## ５．インドネシアの自動車関連措置（米国申立：DS59）（終了（小委員会報告））[507]

（協議要請の理由）

インドネシアは一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条（最恵国待遇、内外無差別）、TRIPM（貿易関連投資措置）協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条（内国民待遇、商標の要件）等に違反する。

（その後の経緯）

小委員会報告を採択し、新ポリシー（the 1999 Automotive Policy）を発効することで解決

[507] Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf/

した[508]。

（経過）
1996.10.08: 米国が協議要請
1997.06.12: 小委員会設置要請
1997.07.30: 小委員会設置
1998.07.02: 小委員会報告書配布
1998.07.23: 小委員会報告採択（TRIPS 協定部分は証拠不十分で違反の認定せず。）

（各条文の判断と理由）
第 3 条：判断せず（証拠不十分）

第 20 条：判断せず（証拠不十分）

第 65 条：判断せず（証拠不十分）

## ６．アイルランド及び EU の著作権及び著作隣接権（米国申立：DS82）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）
アイルランド著作権法改正により解決した。

（経過）
1997.05.14: 協議要請
1998.01.09: 小委員会設置要請
1998.02.13: 小委員会設置要請取下げ
2000.11.06: 二国間合意通報[509]

---

[508] Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/17/Add.1, WT/DS55/16/Add.1, WT/DS59/15/Add.1, WT/DS64/14/Add.1, World Trade Organization, July 15, 1999)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/54-17A1.pdf&Open=True

[509] Ireland – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True

## ７．デンマークの知的財産権の権利行使（米国申立：DS83）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

デンマーク司法行政法改正により解決した。

（経過）

1997.05.14: 協議要請

2001.06.07: 二国間合意通報[510]

## ８．スウェーデンの知的財産権の権利行使（米国申立：DS86）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

スウェーデン著作権法、商標法、特許法、意匠法等改正により解決した。

（経過）

1997.05.28: 協議要請

1998.12.02: 二国間合意通報[511]

---

[510] Denmark – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS83/2, IP/D/9/Add.1, World Trade Organization, June 13, 2001)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/9A1.pdf&Open=True

[511] Sweden – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS86/2, IP/D/10/Add.1, December 11, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/10a1.pdf&Open=True

## ９．カナダの医薬品の特許保護（EU 申立：DS114）（終了（小委員会報告））[512] [513]

（協議要請の理由）

カナダの特許法等は医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 7 条、第 8 条、第 27 条 1 項（特許の対象）、第 28 条（特許の権利）、第 30 条、第 33 条（特許期間）に整合的でない。

（小委員会報告）

カナダ特許法第 55 条 2 項(2)は、TRIPS 協定第 28 条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS 協定第 30 条に認められた限定的例外にも該当しないとして TRIPS 協定第 28 条 1 項違反を認定した[514]。

（その後の経緯）

カナダは小委員会報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。

（経過）

1997.12.19: EU が協議要請
1998.11.12: EU が小委員会設置要請
1999.02.01: 小委員会設置
2000.03.17: 小委員会報告書配布
2000.04.07: 小委員会報告採択
2000.06.20: 勧告実施期間について仲裁に付託
2000.10.07: 仲裁勧告

（各条文の判断と理由）

第 27 条：違反非該当

TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置に適用されるかどうかについて、TRIPS 協定第 27 条 1 項の規定は、特許権の享受に関する差別を一般的に禁止しており、TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置がこの無差別原則の適用を受けないと解することはできない。強制実施と政府使用に関する特許権の制限を規定した

---

[512] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 28 年度）p148-149（2017 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/28_all.pdf

[513] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護（パネル）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf

[514] Canada – Patent Protection of Pharmaceutical Products (WT/DS114/R, World Trade Organization, March 17, 2000)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/114R.pdf&Open=True

TRIPS 協定第 31 条に TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が適用されることは一般に認められており、TRIPS 協定第 31 条と TRIPS 協定第 30 条を区別する根拠は見出しがたい。したがって、TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則は TRIPS 協定第 30 条の例外措置にも適用される。

規制当局の審査のための例外が TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則に違反するかどうかについて、過去の GATT 及び WTO の紛争解決事例は、様々な差別(法律上の(de jure)差別と事実上の(de facto)差別)を扱ってきた。そして、上級委員会が繰り返し確認してきたように、差別の問題は、一般的な無差別原則ではなく具体的な条文の正確な解釈によって判断されてきた。本件も、具体的な事案に即してこの問題を判断する。まず、規制当局の審査のための例外が法律上の差別に当たるかどうかについては、カナダ特許法第 55 条 2 項(1)の文言は医薬品だけにこの例外を認めておらず、この条文の起草過程を援用して法律上の差別に当たると主張する EC の議論は十分な証拠を欠いている。次に、この例外が事実上の差別に当たるかどうかについては、この例外がそのような効果を持つこと、またこの例外がそのような目的で設けられたことのいずれについても、明確な証拠は出されていない。したがって、規制当局の審査のための例外は、カナダが TRIPS 協定 27 条 1 項の下で負う義務とは抵触しない。

第 28 条：違反該当

貯蔵のための例外を認めたカナダ特許法第 55 条 2 項(2)が、特許の有効期間中に特許権者の承諾なしに第三者に特許物の「製造」あるいは「使用」を認めており、TRIPS 協定第 30 条の例外で正当化されない限り TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反することを認めている。したがって、問題は、貯蔵のための例外が TRIPS 協定第 30 条によって正当化されるかどうかである。TRIPS 協定第 30 条は、特許により与えられる排他的権利の例外が認められるための基準として、例外が「限定的」であること、例外が「特許の通常の実施を不当に妨げない」こと、例外が「第三者の正当な利益を考慮し、特許権者の正当な利益を不当に害さないこと」という 3 つの規準を挙げている。これらの規準のいずれか 1 つでも充足されなければ、TRIPS 協定第 30 条の例外は認められない。また、これら 3 つの規準は相互に別個の要件を意味するものと解されなければならない。当事国の議論に従い、まず、TRIPS 協定の目的を検討し、次いで、各規準の解釈を行う。

TRIPS 協定第 30 条の存在は、TRIPS 協定第 28 条 1 項が認めた特許権の内容が一定の限定を被ることを示している。他方で、TRIPS 協定第 30 条に盛り込まれた 3 つの規準は、TRIPS 協定の起草者が、TRIPS 協定第 30 条によって協定の基本的なバランスを揺るがすことまでは意図していなかったことを示している。TRIPS 協定第 30 条の正確な射程は、これら 3 つの規準の解釈によって明らかにされる。その際、TRIPS 協定第 7 条と TRIPS 協定第 8 条 1 項に規定された協定の目的と制限を念頭に置く必要がある。まず、「限定的な例外」であるかどうかについて、「例外」がそれ自体として限定的な場合を意味する以上、「限定的な」という形容詞は、「例外」を制限する狭い意味に解釈されなければならない。「限定

的」かどうかは、特許権者の排他的権利を制限する度合によって判断される。貯蔵のための例外は、特許権者の承諾なしに特許物を無制限に製造し使用することを特許の有効期間満了前の 6 ヶ月間にわたって第三者に認めるものであり、特許権者の製造と使用に関する排他的権利を大幅に侵害する。したがって、貯蔵のための例外は「限定的な例外」とはいえない。貯蔵のための例外が、規制当局の審査のための例外に該当する医薬品を製造しあるいは使用する第三者に限られていることも、また、その期間が特許の有効期間満了前の 6 ヶ月に限られていることも、この例外の「限定性」に関する上記の結論を覆すだけの説得的な根拠とはならない。以上から、貯蔵のための例外は TRIPS 協定第 30 条によって正当化されないという結論が導かれた。TRIPS 協定第 30 条の例外に関する他の 2 つの規準の検討は不要である。

第 33 条：判断せず

## １０．EU の著作隣接権付与に係る措置（米国申立：DS115）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

EU の著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

アイルランド知的財産法及び著作権及びその関連法の改正により解決した。

（経過）

1998.01.06: 協議要請
1998.01.09: 小委員会設置要請
2000.11.06: 二国間合意通報[515]

## １１．EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使（米国申立：DS124）（米国申立：DS125）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

[515] European Communities – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True

ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41 条、第 61 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）
著作権に関する法改正により解決した。

（経過）
1998.04.30: 協議要請
2001.03.20: 二国間合意通報[516]

## １２．EU の医薬品及び農薬品の特許保護（カナダ申立：DS153）（未決着）

（協議要請の理由）
欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項（特許の対象）に違反する。

（その後の経緯）
WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[517]。

（経過）
1998.12.02: カナダが協議要請

[516] European Communities – Enforcement of Intellectual Property Rights for Motion Pictures and Television Programs (WT/DS/124/2, IP/D/13/Add.1, World Trade Organization, March 26, 2001)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/13A1.pdf&Open=True
[517] DS153: European Communities – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds153_e.htm

## １３．米国の著作権法 110 条(5)（EU 申立：DS160）（暫定合意）[518] [519] [520]

（協議要請の理由）

米国著作権法第 110 条(5)は、一定の状況下では、ロイヤルティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される”home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条の 2(1)、第 11 条(1)に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を尊守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項（ベルヌ条約との関係）に違反する。

（小委員会報告）

米国著作権法第 110 条(5)(B)の規定は、TRIPS 協定第 13 条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS 協定第 9 条 1 項に基づき、ベルヌ条約第 11 条の 2(l)(ii)及び第 11 条(l)(iii)違反を認定した。

（その後の経緯）

2003 年 6 月 23 日に暫定合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない[521]。小委員会勧告の実効性に関わる問題である[522]。

（経過）

1999.01.26: EU が協議要請

1999.04.15: EU が小委員会設置要請

1999.05.26: 小委員会設置

2000.06.15: 小委員会報告書配布

2000.07.27: 小委員会報告採択

2000.11.22: 勧告実施期間について仲裁に付託

---

[518] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 28 年度）p149-150（2017 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/28_all.pdf

[519] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)（パネル）（道垣内正人委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf

[520] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定（末啓一郎委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf

[521] United States – Section 110(5) of the US Copyright Act (WT/DS160/24/Add.195, World Trade Organization, October 15, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/160-24A195.pdf&Open=True

[522] 2021 年版不公正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 3 章米国 94 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_01_03.pdf

2001.01.15: 仲裁勧告
2001.10.12: 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告
2002.01.07: EU が対抗措置承認申請
2002.01.17: 米国が仲裁を要請
2002.01.18: 仲裁に付託
2002.02.26: 仲裁手続中断
2003.06.23: 二国間暫定合意

（各条文の判断と理由）

第 9 条：違反該当

本件で問題となっている米国著作権法第 110 条 5 項の(B)号は、3750 平方フィート未満の広さの飲食店、及び 2000 平方フィート未満の広さの小売店に適用されるので、小委員会としては、「制限及び例外」の範囲は上記のものよりも大きいものと考える。EC は、70%の飲食店及び 45%の小売店が、事業者免除を潜在的な受益者であると指摘している。

小委員会としては、問題となっている免除規定が「特別の場合」という要件に十分に整合的であるかどうかは、EC の主張のように、免除の潜在的な受益者の範囲が問題であると考える。小委員会に提出された事実に関する情報によれば、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が(B)号の免除を受けることを示している。したがって、小委員会としては、当該免除が、第 1 要件の「特別の場合」には該当するものではないと判断する。

米国は、事業者免除が対象としている市場はこれまで集中管理団体によって著作権管理がされてこなかった市場であるという主張を裏付けるため、いくつかの数字を提出している。米国によれば、米国の集中管理団体は、1995 年に National Licensed Beverage Association (NLBA)と私的グループ・ライセンス協定を締結し（以下、NLBA 協定という）、当時の法令以上に免除を拡大しており、その内容は 1998 年に制定された公正な音楽ライセンス法とほぼ同一のものであるとされる。しかし、小委員会としては、NLBA 協定は交渉によって成立したものであり、法令とは異なり、通常の利用に影響する市場の発展に応じて変更・終了が可能なものである以上、1998 年改正後の法令が TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件を充足するものであるかどうかの判断の際に、NLBA 協定の存在は影響を与えない。事業者免除によって、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が免除を受けており、著作権者は、ベルヌ条約第 11 条の 2(1)(iii)及び 11 条(1)(ii)に基づく権利行使による潜在的収益を失っている。さらに、事業者免除においては、ラジオやテレビによる放送がカバーされ、コンパクトディスクやカセットテープ（あるいは生演奏）による音楽著作物の演奏はカバーされてない。米国は歴史的な理由があると主張しているが、区別する理論的理由は示されていない。小委員会は、音楽を流すメディアの違いによるこのような区別は、これまで録音物による演奏あるいは生演奏をしていた事業者が、放送による音楽の演奏にその選択を変更する誘因となるのではないかと考える。著作権者は、事業者免除によって免除を受ける事業者によって使用される放送された音楽について許諾する権利を期待するものであり、した

がって、小委員会としては、かかる(B)号の適用範囲は、著作物の通常の利用に抵触するものであり、TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件に反するものであると判断する。

## １４．カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）（終了（上級委員会報告））[523]

（協議要請の理由）

カナダ特許法は 1989 年 10 月以前の出願に関し、特許成立の日から 17 年間しか保護しておらず、出願の日から 20 年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第 33 条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第 70 条 7 項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

（小委員会報告）

TRIPS 協定第 70 条 2 項に従い、カナダは TRIPS 協定適用の日に特許保護されていた発明についても TRIPS 協定上の義務が求められるのであり、特許の最低保護期間を 20 年とする TRIPS 協定第 33 条違反を認定した。

（上級委員会報告）

小委員会の判断を支持した。

（その後の経緯）

上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決した。

（経過）

1999.05.06: 米国が協議要請
1999.07.15: 米国が小委員会設置要請
1999.09.22: 小委員会設置
2000.05.05: 小委員会報告配布
2000.06.19: カナダが上訴
2000.09.18: 上級委員会報告書配布[524]
2000.10.12: 上級委員会報告採択

---

[523] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf

[524] Canada – Term of Patent Protection (WT/DS170/AB/R, World Trade Organization, September 18, 2000)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/170ABR.pdf&Open=True

（各条文の判断と理由）

第 33 条：違反該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 70 条 2 項にいう「保護されている・・対象」には特許によって保護されている発明が含まれる。これには 1996 年 1 月 1 日時点でカナダ特許法によって保護されている発明が含まれる。TRIPS 協定加盟国は、協定適用開始時点で有効な特許について、TRIPS 協定第 33 条を含めて協定が規定するすべての義務を負う。以上より、カナダは旧法上の特許に対しても TRIPS 協定第 33 条の義務を負う。

TRIPS 協定第 33 条は出願から 20 年間の保護期間を義務付けており、それよりも短い保護期間を許容するものではない。TRIPS 協定第 33 条を満足するためには旧法上の特許が例外なく出願後 20 年以上の保護期間を認められなければならない。

TRIPS 協定第 1 条 1 項により加盟国は協定上の義務の実施に関する裁量を認められており、TRIPS 協定第 62 条 2 項と TRIPS 協定第 33 条を併せ読むと、保護期間についての裁量が認められるとのカナダは主張するが、TRIPS 協定第 62 条 2 項は権利の開始時期に関する規定であって、第 33 条が規定する権利終了までの保護期間には関わりがない。

言葉の通常の意味に照らすと、保証されているといえるためには、特許権者が出願から 20 年以上の保護期間を権利として認められなければならない。審査の非公式の遅延を認めるかどうかは審査官の裁量であって、出願者が 20 年以上の保護期間を権利として認められているとはいえない。出願後 20 年以上の保護期間を確保するために認められているとカナダが主張する手続(審査遅延)は、協定第 62 条 1 項にいう「合理的な手続」とはいえず、これは同項に違反する。カナダの主張する審査遅延手続は「不必要に複雑」であり、また「不当な遅延」を伴うものであり、第 41 条 2 項及び第 62 条 4 項に違反する。

以上から、カナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していないと小委員会は判断した。

（上級委員会）

小委員会の結論を支持した。

第 65 条：判断せず

第 70 条：判断せず

## １５．アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護（米国申立：DS171）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アルゼンチンにおける薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS 協定第 65 条 5 項に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

法改正等により解決した。

（経過）

1999.05.06: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報[525]

## １６．EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174）（豪州申立：DS290）（終了（小委員会報告））[526]

（協議要請の理由）

欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同様の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）、第 16 条（商標について与えられる権利）、第 24 条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

（小委員会報告）

EU の制度が外国地理的表示の保護要件として、当該外国における EU の地理的表示への同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS 協定第 3 条 1 項及び GATT 第 III 条（内国民待遇）に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示の限定的な登録については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に反するが、第 17 条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。

（その後の経緯）

---

[525] Argentina – Patent Protection for Pharmaceuticals and Test Data Protection for Agricultural Chemicals (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/Add.1, IP/D/22/Add.1, World Trade Organization, June 20, 2002) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True

[526] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護（パネル）（米谷三以委員）（経済産業省ウェブサイト）https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf

地理的表示に関する規則改正により解決した[527]。

（経過）

1999.06.01: 米国が協議要請（カナダ第三国参加）

2003.04.17: 豪州により協議要請

2003.08.18: 米国、豪州により小委員会設置要請

2003.10.02: 小委員会設置（ニュージーランド、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）

2005.03.15: 小委員会報告配布

2005.04.20: 小委員会報告採択

（各条文の判断と理由）

第 1 条：判断せず

第 2 条：判断せず

第 3 条：違反該当

TRIPS 協定第 3 条 1 項違反を立証するには、二つの要素の証明が必要である。一つは、対象措置が、「知的財産権の保護に関」するものであること、もう一つは、自国の国民に対する取り扱いよりも「不利でない待遇」をその他の国民に付与していることである。地理的表示保護規則は、地理的表示に関する知的財産権の利用可能性に言及しており、地理的表示が 2 章 3 節の対象である地理的表示に該当することに争いがない。本件においては、EC 域内の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域内の地理的表示を用いる非 EC 国民、及び EC 域外の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域外の地理的表示を用いる非 EC 国民との比較を行うとした。本件地理的表示保護規則は、地理的表示の保護を利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。

第 4 条：判断せず

第 10 条：判断せず

第 16 条：違反非該当

小委員会は、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場

[527] European Communities – Protection of Trademarks and Geographical Indications for Agricultural Products and Foodstuffs (WT/DS174/25/Add.3, WT/DS290/23/Add.3, World Trade Organization, April 11, 2006) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/290-23A3.pdf&Open=True

合には登録が可能である点については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。

第 20 条：判断せず

第 22 条：判断せず

第 24 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：判断せず

第 44 条：判断せず

第 63 条：判断せず

第 65 条：判断せず

## １７．米国の 1998 年オムニバス法 211 条（EU 申立 : DS176）（終了（上級委員会報告））[528] [529]

（協議要請の理由）

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42 条、第 62 条の義務に整合的でない。

（小委員会報告）

米オムニバス法第 211 条(a)(2)が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定した。

---

[528] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 28 年度） p152（2017 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/28_all.pdf

[529] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条（パネル・上級委）（松下満雄委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf

（上級委員会報告）

米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項（パリ条約 8 条）、第 3 条、第 4 条違反を認定した。

（その後の経緯）

しかしながら、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない[530]。

（経過）

1999.07.08: EU が協議要請
2000.06.30: EU が小委員会設置要請
2000.09.26: 小委員会設置（カナダ、日本、ニカラグア第三国参加）
2001.08.06: 小委員会報告配布
2001.10.04: EU が上訴（2001.10.19 米国も上訴）
2002.01.02: 上級委員会報告書配布
2002.02.01: 上級委員会報告採択

（各条文の判断と理由）

第 2 条：違反該当

（小委員会）

TRIPS 協定の適用対象となるのは、協定第 1 条 2 項に言及されている知的所有権のみであるとし、商号はこれに含まれていないので WTO 加盟国は商号を保護する義務を負うことはないと判断した。TRIPS 協定第 2 条 1 項は「加盟国は、第二部から第四部までの規定について、1969 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条までの規定及び第 19 条の規定を遵守する。」と規定しているが、この規定が「・・・第二部から第四部までの規定について・・・」としていることからみて、第二部から第四部までに列挙されている知的所有権に関してのみパリ条約の規定を遵守すべきこととなる。したがって、パリ条約 8 条は商号について規定しているが、小委員会の解釈においては、これは TRIPS 協定上保護の対象とする必要のないものということとなる。

（上級委員会）

小委員会は TRIPS 協定第 1 条 2 項について、ここに言及されている知的所有権とは第二部第 1 節から第 7 節までに記載されている知的所有権のみであるとする。この小委員会の解釈はかかる知的所有権は第二部第 1 節から第 7 節の「表題」に記載されている知的所有権であるとするものである。しかし、この解釈は TRIPS 協定第 2 条 1 項の文言に反する。と

[530] 2021 年版不公正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 3 章米国 93-94 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_01_03.pdf

いうのは TRIPS 協定第 2 条 1 項にはこれ以外のことも記載してあるからである。たとえば、第二部第 5 節は「特許」という表題となっているが、TRIPS 協定第 27 条 3 項は「・・・加盟国は特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める。・・・」と規定しており、特許以外の制度も記載している。小委員会のように解釈すると、かかる制度はTRIPS協定の保護の対象とはならないこととなってしまう。また、TRIPS 協定第 2 条 1 項はパリ条約第 8 条を援用しており、小委員会のように解釈することは TRIPS 協定第 2 条 1 項によって援用されているパリ条約第 8 条の規定を無視し、これに効力を与えることを拒否することを意味するのである。そこで上級委員会はこの点に関する小委員会の判断を覆し、TRIPS 協定のもとにおいて WTO 加盟国は商号の保護をする義務を有するとした。

そして上級委員会は、小委員会報告書には上級委員会が米オムニバス法第 211 条(a)(2)及び(b)が商号の保護に関して TRIPS 協定に定める内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの規定に違反するか否かについて判断するための事実が記載されているとして、これについて検討を行った。そして、上級委員会は、商号についても商標についてと同じ理由によって、米オムニバス法第 211 条(a)(2)及び(b)の規定は内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの要請に違反すると判断した。

第 3 条：違反該当

（小委員会）

米オムニバス法第 211 条(a) (2)によると、外国籍を有する権利承継者はその権利を米国裁判所によって承認し、執行してもらうことができないが、米国人はこれの対象外であり、かかる権利を承認、執行してもらうことができるように思われるので、表見上、差別があり、内国民待遇に違反するようにみえるとしている。しかし、結論として、連邦規則 515・201 条は、米国人が特別許可を受けることなく権利承継者となることを禁止していること、外国資産管理局はかかる許可をするか否かの裁量権を有していること、かかる裁量権がある場合、米国の措置が直ちに内国民待遇に違反するとはいえないことを指摘し、米当局がかかる許可を付与したことがないことに鑑みると、米国の措置が内国民待遇に違反することはないと判断した。米オムニバス法第 211 条(b)に関しては、小委員会はこの規定は指定された国籍の者だけでなく、その権利承継者（非米国人のみならず米国人も含む。）の権利主張に対して米国裁判所はこれを承認し、執行してはならないとするものであることを指摘し、なんら内外差別はないと判断した。EC の商標権の原始権利所有者に関する主張については、小委員会は、米オムニバス法第 211 条(a)(2)及び(b)はいずれもかかる差別をしていないとして、EC の請求を棄却した。

（上級委員会）

原始権利所有者に関しては、米オムニバス法第 211 条(a)(2)及び(b)は「指定された国籍の者」に適用されるが、指定された国籍の者とはキューバ及びキューバ国籍を有する者とされており、キューバ国籍の者には適用され、米国人には適用されないことが明らかであり、

ここからみると米国人とキューバ人との間では差別があると判断している。上級委員会は、米オムニバス法第 211 条(2)及び(b)は商標権の原始所有者はつねに商標の使用許諾を与えることができるので内外差別はないとの米国の主張に対しては、この主張は米国において商標権を主張しているキューバ国籍の原始商標権所有者とキューバにおいて事業又は資産(及び商標)を接収された原始商標所有者が同一人物であるとの仮定に立っており、この仮定は常に正しいとは限らず、EC が提示した事例においては、かかる仮定はおかれていないことを指摘し、米国の主張を排斥した。上級委員会は、(1) 米オムニバス法第 211 条(a)(2)においては非米国人である権利承継者の権利請求については、米国裁判所は原始権利所有者からの明白な同意がない限り権利主張を認めることができないのであり、この点で米国政府の何らかの措置があるか否かは関係がないことを指摘し、及び、(2) 米国人がひとつの手続的ハードルにのみ直面し、非米国人が二つの手続き的ハードルに直面していることは、たとえ影響が小さいとしても、非米国人に対して内在的に不利な扱いとなっているとしている。さらに米国人が外国資産管理局による特別許可を取得したとしても、米裁判所はかかる米国人がその権利継承者としての権利を主張することを認めないので、米オムニバス法第 211 条によって課されている非米国人に対する権利主張の制限は米国人にも及ぶとの米国の主張に対しては、上級委員会は、米国はすべての事例において米国裁判所は米国人である権利承継者の権利主張を認めないことを立証していないとし、さらに、もし米国裁判所がすべての事例においてかかる権利主張を認めない公算が高いとしても、非米国人である権利承継者は二つのハードルの適用を受けるという意味において本質的に米国人に比較して不利な立場におかれていると指摘している。すなわち、米国裁判所が外国政府による不当な接収については法的効力を与えないとしても、この法理は米国人と非米国人の双方に適用されるものであるので、これによって非米国人が受ける不利益が相殺されるわけではない。上級委員会は以上の理由を挙げて、米オムニバス法第 211 条(a)(2)は非米国人である権利承継者に対して米国人である権利承継者に対するよりもより不利な待遇をするものであり、パリ条約２条(1)及び TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反すると判断した。

第 4 条：違反該当

（小委員会）

米オムニバス法はキューバ国籍の者に対して、キューバ国籍以外の国籍の外国人に対してより不利益待遇をするものではないとして、EC の主張を退けた。

（上級委員会）

米連邦規則 515.305 条及び米オムニバス法(d)(1)が、キューバ国籍の者以外の者は、キューバ及びキューバ国籍を有する者の権利承継者である場合にのみ「指定された国籍の者」含まれるとしているので、キューバ国籍以外の外国人で原始権利所有者はこの範囲には含まれておらず米オムニバス法第 211 条の対象となっていないことに着目して、これはキューバ国籍の原始権利所有者に対して非キューバ国籍の外国人である原始権利所有者に対してよりも不利な待遇をするものであり、内国民待遇に違反するとした。

第 15 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 15 条 2 項が「1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。」と規定しており、ある措置が TRIPS 協定第 15 条 2 項にいう「他の理由」に該当すれば加盟国は TRIPS 協定第 15 条 1 項の要件に合致する標識でも商標登録を拒否することができるというものである。そして、小委員会は、この除外例のなかには米国がキューバにおいて接収された事業及び資産に関連して使用されていた商標の登録を禁止することが含まれると解する余地があるとして、EC の主張を退けた。

（上級委員会）

問題点はパリ条約及び TRIPS 協定に明記されていない場合に、加盟国はいかなる場合に商標登録を拒絶できるかであるとし、さらにパリ条約第 6 条 1 項が加盟国に登録の条件について国内法で定める権限を付与していること等からみると、加盟国はパリ条約に明記されている事項でなくとも、パリ条約の禁止に該当しない限り、加盟国は自国法に基づいて登録拒絶事由を定めることができると解釈する。そこで上級委員会はこの点についての小委員会の判断を支持した。

第 16 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は誰が商標の所有者であるかについては規定しておらず、この点に関する判断はもっぱら加盟国の国内法にゆだねられているとのことである。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は排他権を登録商標の「所有者」に認めているが、かかる所有者をいかに決定するかについては定めていない。また、第 16 条 1 項は加盟国が商標権の付与にあたって登録を根拠とするか、使用を根拠とするかのいずれも可能としていることを指摘する。TRIPS 協定及びパリ条約の諸規定を検討しても、商標の所有者が誰であるべきかについて規定している規定は見当たらないとする。さらに、米オムニバス法第 211 条(a)(2)条の適用によって、米国において商標権を有するとされる者の権利が否定されることはありうるが、TRIPS 協定やパリ条約はだれが商標権の所有者であるかについて規定していないので、この米オムニバス法の規定が TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するとはいえないと判断している。さらに米オムニバス法第 211 条(b)もまた商標の所有者について規定しているものであるから、上記と同じ理由によって、これについても TRIPS 協定違反の問題は生じないとする。

第 17 条：判断せず

第 18 条：判断せず

第 19 条：判断せず

第 20 条：判断せず

第 21 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：違反非該当

（小委員会）

米オムニバス法第 211(a)(2)条がこの規定に違反すると判断した。その理由は、この規定が一定の条件がある場合に米国裁判所は商標権に関する権利主張を認めてはならないとしているので、これは権利者に対して法廷で権利主張をする道を閉ざすものであるということである。すなわち、米国においては、商標登録者は商標権者と推定されるのであり、この推定が覆されるまでは権利所有者として扱われることとなる。この者に対しては、権利者として法的主張を展開する機会が与えられるべきということである。しかし、米オムニバス法第 211 条(b)が TRIPS 協定第 42 条に違反しているとの EC の主張に対しては、その立証が成り立っていないとの理由で請求を棄却した。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 42 条が「権利の所有者」について規定していることに着目し、権利所有者には「権利があると主張している者」も含まれ、権利があると主張している当事者が裁判所で自己の主張を展開できなければ権利実現に向けて公正な司法手続きが準備されているとはいえないと判断している。上級委員会はこの点に関する小委員会の判断は正しいとし、WTO 加盟国は権利保有者に法的手続きを保障しなければならないが、この責務は権利保有者と推定される者に対する法的手続保障をも含むものであるとする。また、TRIPS 協定第 42 条第 4 文は、知的財産権に関する司法手続きにおいて、「自己の主張を裏付ける」機会を与えられるべきとする。これは、加盟国は権利者がその主張を立証する十分な機会を与えなければならないことを意味するものである。そして、上級委員会の判断によると、TRIPS 協定第 42 条が付与する権利は手続的権利である。しかし、上級委員会は米オムニバス法第 211 条(a)(2)及び(b)は商標権の所有者について実体法的要件を定めるものであり、これは原則としては各国法にゆだねられているとする。上級委員会は以上を総合して、以下のように判断している。米オムニバス法第 211 条(a)(2)は、米国裁判所において権利所有者にその請求を十分に主張することを禁止するものではない。権利主張については、米商標法及び連邦民事訴訟規則及び連邦証拠規則によって認められている。同法はただ単に一定の国籍の者が商標権の主張をする場合に、米裁判所がその権利を承認し、執行しないこと

を要求するのみである。したがって、この法律は TRIPS 協定第 42 条にいう手続的権利を侵害するものとは考えらず、これに違反するものとはいえない。米オムニバス法第 211 条(b)もまた商標権の所有者に関するものであるので、上記の論旨が基本的には当てはまり、これの TRIPS 協定第 42 条との抵触は認められない。

第 62 条：判断せず

## １８．米国の 1930 年関税法 337 条（EU 申立：DS186）（未決着）

（協議要請の理由）

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT に小委員会で検討されている。2 度目の 1989 年の小委員会では、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国は小委員会の結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在するとともに、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[531]。

（経過）

2000.01.12: EU が協議要請（カナダ、日本第三国参加）

## １９．アルゼンチンの特許保護及びデータ保護（米国申立：DS196）（終了（二国間合意））

（協議要請の内容）

アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS 協定第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 34 条、第 39 条、第 50 条、第 62 条、第 65 条及び第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

[531] DS186: United States – Section 337 of the Tariff Act of 1930 and Amendments thereto (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds186_e.htm

法改正等により解決した[532]。

（経過）
2000.05.30: 協議要請
2002.05.31: 二国間合意通報

## ２０．ブラジルの特許保護（米国申立：DS199）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

（その後の経緯）
米国企業が保有する特許の強制実施権を発動するためにブラジル特許法第 68 条を適用する必要があると判断した場合、ブラジル政府は米国政府との事前協議を行うとして、二国間合意した[533]。

（経過）
2000.05.30: 米国が協議要請
2001.01.08: 米国が小委員会設置要請
2001.02.01: 小委員会設置（日本、インド、ホンジュラス、ドミニア第三国参加）
2001.07.05: 米・ブラジル二国間合意により妥結

## ２１．米国の特許法（ブラジル申立：DS224）（未決着）

（協議要請の理由）
米国特許法（第 18 章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

---

[532] Argentina – Certain Measures on the Protection of Patents and Test Data (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/Add.1, IP/D/22/Add.1, June 20, 2002)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True
[533] Brazil – Measures Affecting Patent Protection (WT/DS199/4, G/L/454, IP/D/23/Add.1, World Trade Organization, July 19, 2001)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/23A1.pdf&Open=True

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[534]。

（経過）

2001.01.31: ブラジルが協議要請

## ２２．中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）（終了（シークエンス合意））[535] [536]

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関における没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

（小委員会報告）

②の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認する一方、①及び④について、米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしておらず、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。

（その後の経緯）

中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シークエンス合意に至

---

[534] DS224: United States – US Patents Code (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds224_e.htm

[535] China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/

[536] 【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国-知的財産権の保護・実施に関する措置（WT/DS362/R）- TRIPS 協定の権利行使に係る規律を巡って-（鈴木 將文　独立行政法人経済産業研究所）
https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/11p011.pdf

った[537]。

（経過）

2007.04.10: 米国が協議要請

2007.08.13: 米国が小委員会設置要請

2007.09.25: 小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）

2009.01.26: 小委員会報告書配布

2009.03.20: 小委員会報告書採択

2010.03.19: 中国が勧告履行を報告

2010.04.08: 米中がシークエンス合意

（各条文の判断と理由）

第 3 条：判断せず

第 9 条：違反該当

中国著作権法第 4 条 1 文は、WTO 加盟国の国民の著作物を含め、ある種の著作物について、同法第 10 条の定める著作権の保護を否定するものであることが明文上明らかであり、かかる解釈は他の証拠によっても裏付けられる。「著作権」と「著作権保護」を区別する中国の議論は、中国著作権法第4条1文の文言上の根拠が示されていないのみならず、結局著作権が認められないということに帰着する。ある著作物について「著作権保護」が否定された場合に、著作者が「著作権」を享有できるとは考えられない。

中国は、「著作権保護」が否定された後に、著作者がどのような権利を行使できるかを説明できておらず、その権利は幻に過ぎない。

中国著作権法第 4 条 1 文により保護が否定される著作物とは、具体的には、内容審査で不合格とされた著作物、及び内容審査をパスするために削除された部分（当該部分が著作物性を認められる場合）が含まれる。これに対し、内容審査に提出されていない著作物、内容審査の結果を待っている著作物、改変されることによって内容審査をパスした著作物の改変前の版についても、中国著作権法第 4 条 1 文の保護が否定されると米国は主張するが、その立証は成功していない。中国著作権法第 10 条は、ベルヌ条約第 5 条 1 項が規定する、同条約が「特に与える権利」を定めている。また、中国著作権法第 4 条 1 文の「著作物」は、ベルヌ条約第 2 条 1 項の「文学的及び美術的著作物」の少なくとも一部を含むことは明らかである。以上から、中国著作権法、特に中国著作権法第 4 条 1 文は、TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用するベルヌ条約第 5 条 1 項に違反する。

中国は、ベルヌ条約第 17 条（同条も TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用する。）により、著

[537] DS362: China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm

作権を制限することが正当化される旨を主張する。しかし、検閲の可能性と、著作権の享有は別の問題であり、ベルヌ条約第 17 条は著作権の否定を正当化するものではない。

無方式主義を定めるベルヌ条約第 5 条 2 項（TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用）に中国著作権法第 4 条 1 文が違反するとの米国の主張については、本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

第 14 条：違反非該当

中国著作権法第 4 条が現に実演及びレコード又は録音物に適用される旨を実際に主張しておらず、小委員会として、判断すべき主張を特定できない。またベルヌ条約第 5 条 1 項に関する本小委員会の判断によって、米国の本論点に関する懸念は実質上対処されたと考えられる。

第 41 条：違反該当

中国著作権法第 5 章は、（権利侵害に対する）民事責任、行政措置及び刑事責任について規定する。しかし、中国著作権法第 4 条 1 文により著作権の保護が否定される場合は、中国著作権法第 5 章のもとで、TRIPS 協定第 3 部が定める広範な権利行使手続をとることは不可能である。従って、中国著作権法第 4 条 1 文は、権利行使手続を権利者のために確保することを義務づける TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反する。

第 46 条：違反該当

第 59 条：違反該当

中国の税関措置では、違法に付された商標を単に除去すれば、不正商標商品が流通経路に解放されることが認められている。TRIPS 協定第 46 条 4 文における「例外的な場合」は限定的に解されるべきである。結論として、中国の税関措置は、「例外的な場合」に限らず、不正商標商品を、不正商標を単に除去した上で、流通経路に解放することを認めている。従って、税関措置は、TRIPS 協定第 46 条 4 文の定める原則を満たさないことから、同 59 条に違反する。

第 61 条：違反非該当

（著作権）本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項及び TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

（刑事罰）米国は、TRIPS 協定第 61 条 1 文の違反について一応の立証をしていない。

## ２３．中国の金融情報に係る配信規制（EU 申立：DS372）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体(entity)を通じて提供することを求められていることは、GATS 及び加盟議定書に非整合として申立てをした。

（その後の経緯）

覚書により二国間合意して解決した[538]。

（経過）

2008.03.03: 協議要請

2008.12.04: 二国間合意通報

## ２４．EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408）（ブラジル申立：DS409）（未決着）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS 協定第 31 条等に整合的でない。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 6 月 22 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[539][540]。

（経過）

（DS408）

---

[538] China – Measures Affecting Financial Information Services and Foreign Financial Information Suppliers (WT/DS372/4, S/L/319/Add.1, IP/D/27/Add.1, World Trade Organization, December 9, 2008)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/27A1.pdf&Open=True

[539] DS408: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds408_e.htm

[540] DS409: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds409_e.htm

2010.05.11: インドが協議要請

2010.05.28: ブラジル、カナダ、エクアドルが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

その後、EU はブラジル、カナダ、中国、エクアドル、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

（DS409）

2010.05.12: ブラジルが協議要請

2010.05.28: カナダ、エクアドル、インドが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

2010.06.18: EU はカナダ、中国、エクアドル、インド、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

## ２５．豪州のたばこ製品の包装に関する規制に関する措置（ウクライナ申立 : DS434）（ホンジュラス申立 : DS435）（ドミニカ共和国申立 : DS441）（キューバ申立 : DS458）（インドネシア申立 : DS467）（終了（小委員会報告、上級委員会報告））[541] [542] [543] [544]

（経過）

2014.04.25: 5 つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定

2014.05.05: 統一の小委員会構成（日本等 30 か国以上第三国参加）

（ウクライナ申立：DS434）

（協議要請の理由）

豪州によるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、プレーンパッケージを強制する措置は、GATT 第 3 条（内国の課題及び規制に関する内国民待遇）、TRIPS 協定第 2 条 1 項（知的所有権に関する条約）、第 3 条 1 項（内国民待遇）、第 15 条（保護の対象）、第 16 条（与えられる権利）、第 20 条（その他の要件）、第 22 条 2 項(b)（地理的表示の保護）、第 24 条 3 項（国際交渉及び例外）、TBT 協定第 2.2 条（強制規格の必要性）等に整

[541] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査『国際知財制度研究会』（平成 30 年度） p15-38（2019 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf

[542] 2021 年版不公正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 13 章 知的財産 413 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_02_13.pdf

[543] 2021 年版不公正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 11 章 基準・認証制度 371-374 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_02_11.pdf

[544] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6 html

合的でない。

（経過）

2012.03.13: ウクライナが協議要請

2012.08.14: 小委員会設置要請

2012.09.28: ウクライナの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2015.05.28: ウクライナが小委員会手続停止要請

2015.05.29: 豪州がウクライナの小委員会手続停止要請に合意

2015.06.02: 小委員会手続き停止

2016.05.30: DS434 は 12 月以内に手続き再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了[545]

（ホンジュラス申立：DS435）

（協議要請の理由）

ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、ホンジュラスが豪州に依る TPP 措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

（上級委員会報告）

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

（経過）

2012.04.04: ホンジュラスが協議要請

2012.10.15: 小委員会設置要請

2013.09.25: ホンジュラスの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.07.19: ホンジュラスが上訴

2020.06.09: 上級委員会報告書配布[546]

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

（ドミニカ共和国申立：DS441）

（協議要請の理由）

---

[545] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS434/17, World Trade Organization, June 30, 2016) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/434-17.pdf&Open=True

[546] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True

ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、ドミニカ共和国が豪州による TPP 措置が協定に違反することを立証しなかったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

（上級委員会報告）

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

（経過）

2012.07.18: ドミニカ共和国が協議要請

2012.11.09: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.08.23: ドミニカ共和国が上訴

2018.09.17: DS435 と併合

2020.06.09: 上級委員会報告書配布[547]

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

（キューバ申立：DS458）

（協議要請の理由）

キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、キューバが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。

（経過）

2013.05.03: キューバが協議要請

2014.04.04: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布[548]

---

[547] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True

[548] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True

2018.08.27: 小委員会報告書採択

（インドネシア申立：DS467）
（協議要請の理由）
インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。
（小委員会報告）
小委員会は、インドネシアが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。
（経過）
2013.09.20: インドネシアが協議要請
2014.03.03: 小委員会設置要請
2014.03.26: 小委員会設置
2018.06.28: 小委員会報告書配布[549]
2018.08.27: 小委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）
第 2 条：違反非該当
（小委員会）
他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約 第 6 条の 5、TRIPS 協定第 2 条 1 項違反は認められない。

第 3 条：判断せず

第 15 条：違反非該当
（小委員会）
TRIPS 協定第 15 条 4 項は、商標となる適格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、TRIPS 協定第 15 条 4 項違反は認められない。

第 16 条：違反非該当
（小委員会）
TRIPS 協定第 16 条 1 項上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、

[549] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True

権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、TRIPS 協定第 16 条 1 項違反は認められない。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は、登録された商標を使用する権利を付与するものではなく、承諾を得ていない第三者による一定の活動を防止する権利を付与するにとどまるとして、「申立国は、TPP 措置が TRIPS 協定第 16 条 1 項の下で豪州の義務に違反することを立証しなかった」とする小委員会判断を支持した。

第 20 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。また、TRIPS 協定第 20 条の判断においては、特別な要件による負担を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容であるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本件措置による負担については、商標保有者に対して、図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、広範囲（far-reaching）であるとした。次に本件措置の理由・正当化事由については、TBT 協定第 2.2 条における判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であるとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付けるかに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りにおいて、政策目的に対応するための介入態様の選択については加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果を達成しうる場合には被申立国が提示する理由について疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。そのうえで、TBT 協定第 2.2 条に関して検討したとおり、申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度を持つとはいえず、豪州が政策的介入の態様に関する裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置による負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を制限することによって、公衆衛生の向上という目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、TRIPS 協定第 20 条違反は認められないと結論づけた。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 20 条の下では、GATT 第 20 条や TBT 協定第 2.2 条と同様の必要性テストよりもより緩和された判断基準が用いられると論じた。具体的には、(i)商標の権利者が商標を商業上使用しそれによって商標の意図された機能を享受することについての正当な利

益を考慮したうえでの、特別な要件による妨げの性質と程度、(ii)特別な要件が適用される理由、及び(iii)そのような理由が結果として生じる妨げの十分な根拠となっているか否かの立証、という要素を考慮してなされなければならないとの小委員会判断を支持した。また、TRIPS 協定第 20 条の下での不当性の判断においては、代替措置の検討も必要不可欠ではないとの小委員会判断を支持した。

第 22 条：違反非該当
（小委員会）
提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

第 24 条：違反非該当
（小委員会）
提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

## ２６．アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置（カタール申立：DS526（対 UAE）（終了）、DS527（対バーレーン）、DS528（対サウジアラビア））（未決着）

（協議要請の理由）
カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアのとる措置が GATT、GATS 及び TRIPS 協定に非整合として申立てをした。

（経過）
DS526（対 UAE）
2017.07.31: カタールがアラブ首長国連保、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請
2017.10.06: カタールが小委員会設置（カタール申立：DS526（対 UAE））
2017.11.22: DS526 に関して小委員会設置（日本等 20 か国以上第三国参加）
2021.01.18: DS526 に関して、カタールから要請（及び UAE の合意）により、小委員会が作業を停止することを決定[550]
2022.01.16: 小委員会設置の権限失効[551]

[550] United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/16, World Trade Organization, January 19, 2021) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-6.pdf&Open=True
[551] United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of

2022.01.18: アラブ首長国連邦が、手続終了書面の配布を要請した[552]。

DS527（対バーレーン）
2017.07.31: 協議要請[553]

DS528（対サウジアラビア）
2017.07.31: 協議要請[554]

## ２７．中国の知的財産権保護に関する措置（米国申立：DS542）（終了）

（協議要請の理由）
中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンシング規制は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項(a)、(b)及び第 28 条 2 項に整合的でない。

（その後の経緯）
2021 年 6 月 11 日、作業再開要請がなかったため、小委員会設置要請が失効された[555]。

（経過）
2018.03.23: 米国が協議要請（日本は第三国参加）
2018.10.18: 米国が小委員会設置要請
2018.11.21: 小委員会設置（日本を含む 15 か国第三国参加）
2019.06.03: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2019.12.31 まで）を要請
2019.06.04: 中国が紛争審理一時中断に合意
2019.06.12: 小委員会が紛争審理一時中断を許可
2019.12.23: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2020.2.29 まで）を要請
2020.01.08: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

---

Intellectual Property Rights (WT/DS526/16, World Trade Organization, January 18, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-7.pdf&Open=True

[552] ]UNITED ARAB EMIRATES – MEASURES RELATING TO TRADE IN GOODS AND SERVICES, AND TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS　COMMUNICATION FROM THE UNITED SRAB EMIRATES (WT/DS526/8, 22-0412, January 20, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-8.pdf&Open=True

[553] Bahrain – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS527/1, G/L/1181, S/L/416, IP/D/36, World Trade Organization, August 4, 2017)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/527-1.pdf&Open=True

[554] Saudi Arabia– Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS528/1, G/L/1182, S/L/417, IP/D/37, World Trade Organization, August 4, 2017)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/528-1.pdf&Open=True

[555] China – Certain Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS542/15, World Trade Organization, June 11, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/542-15.pdf&Open=True

2020.03.02: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.1 まで）を要請
2020.03.02: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可
2020.05.05: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.31 まで）を要請
2020.05.06: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可
2020.06.08: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.06.まで）を要請
2020.06.18: 米国からの要請（及び中国の合意）により、2020.06.08 から発効する DSB に基づき、小委員会が作業を停止することを決定
2021.06.11: 小委員会設置の権限失効

## ２８．中国の技術移転に関する措置（EU 申立：DS549）（未決着）

（協議要請の理由）
中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンシング規制等は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項(a)、(b)、第 33 条、第 39 条 1 項及び 2 項、GATT 第 10 条 3 項(a)及び中国加盟議定書 2(A)2 等に整合的でない。

（その後の経緯）
WTO ウェブサイトは 2019 年 1 月 31 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[556]。

（経過）
2018.06.01: EU が協議要請（日本は第三国参加要請）
2018.12.20: EU が協議要請書を改正（主張内容を拡大）

## ２９．サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置（カタール申立：DS567）[557] [558]（終了）

（協議要請の理由）
サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行

[556] DS549: China – Certain Measures on the Transfer of Technology (World Trade Organization ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds549_e.htm
[557] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, June 16, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True
[558] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 23 日） https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html

は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 4 条、第 9 条、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 41 条 1 項、第 42 条及び第 61 条に整合的でない。

（小委員会報告）

小委員会は、カタール企業からサウジアラビアで知的財産権を行使する機会を奪うサウジアラビアの措置が、TRIPS 協定第 42 条及び第 41 条 1 項に非整合であったと認定した。また、サウジアラビアが同国企業に刑事罰を適用しなかったことが TRIPS 協定第 61 条に非整合であったと認定した。

（その後の経緯）

2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委員会申立てを行う[559]。

2021 年 12 月 29 日、サウジアラビアが DSB に上訴手続き停止の確認書面を送付

2022 年 4 月 21 日、カタールが紛争終結に同意[560]

（経過）

2018.10.01: カタールが協議要請

2018.11.09: カタールが小委員会設置要請

2018.12.18: 小委員会設置（日本を含む 15 カ国第三国参加）

2020.06.16: 小委員会報告書配布

2020.07.28: サウジアラビアが上級委員会申立て

2022.04.21: カタールが紛争終結に同意

（各条文の判断と理由）

第 3 条：判断せず

第 4 条：判断せず

第 9 条：判断せず

第 14 条：判断せず

第 16 条：判断せず

---

[559] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/7, World Trade Organization, July 30, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-7.pdf&Open=True

[560] SAUDI ARABIA – MEASURES CONCERNING THE PROTECTION OF INTELLECTUAL PROPERTYRIGHTS: COMMUNICATION FROM QATAR (WTO, WT/DS567/11 (22-3226), April 25, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True

第 41 条：違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的または間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 41 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 42 条：違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的または間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 42 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 61 条：違反該当

サウジアラビアが同国企業に対して違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことについて、カタールが立証したことから、TRIPS 協定第 61 条違反に該当すると小委員会は判断した。

## ３０．トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置（EU 申立：DS583）（未決着）

（協議要請の理由）

トルコによる、医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置、すなわち、局地化要求、技術移転要求、局地的な製品の輸入禁止及び優先順位付けの措置は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 27 条 1 項、第 28 条 2 項、第 39 条 1 項及び第 39 条 2 項に整合的でない。

（その後の経緯）

2019 年 9 月 30 日、小委員会が設置される[561]。

2022 年 4 月 28 日、仲裁人構成[562]

2022 年 7 月 21 日、仲裁裁定（Arbitration Award）発行

2022 年 7 月 25 日、DSU 第 25.3 条に従い、裁定を紛争解決機関（Dispute Settlement Body）、

[561] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/4, World Trade Organization, March 18, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-4.pdf&Open=True

[562] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: RECOURSE TO ARTICLE 25 OF THE DSU, CONRTITUTION OF THE ARBITORATOR Noted by the Secretariat (WTO, WT/DS583/13 (22-3448), May 4, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-13.pdf&Open=True

物品貿易評議会（Council for Trade in Goods）、補助金及び対抗措置委員会（Committee on Subsidies and Countervailing Measures）、及び貿易関連投資措置委員会（Committee on Trade-Related Investment Measures）に通知[563]

2022 年 8 月 18 日、トルコは DSB に対し、WTO の義務を尊重する方法で、この紛争における仲裁人とパネルの勧告と裁定を実施するつもりであり、それには合理的な期間が必要であることを通知した[564]。

2022 年 11 月 14 日、EU 及びトルコは「欧州連合とトルコが相互に合意した期間について話し合うための十分な時間を確保するため、両当事者は、(i) DSU の第 21.3(c)条に基づく仲裁が要請された場合、当事者との協議の後、仲裁人が追加の時間が必要であると判断しない限り、仲裁人の任命日から 60 日以内に完了することに合意し、(ii) いかなる仲裁人の裁定（DSU 第 21.3(c)条に定められた 90 日の期限内になされなかった裁定を含む）は、トルコが仲裁人とパネルの勧告と裁定を実施するための合理的な期間を決定する DSU 第 21.3(c)条の目的上、仲裁人の裁定を構成するという共通の理解をここに確認する」との内容の書面を紛争解決機関の議長に送付し、2022 年 11 月 16 日に回覧された[565]。

（経過）

2019.04.02: EU が協議要請

2019.08.02: EU が小委員会設置要請

2019.09.30: 小委員会設置（日本を含む 10 カ国第三国参加）

## ３１．日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置（韓国申立：DS590）（未決着）

（協議要請の理由）

日本が導入した韓国向けのフッ素化ポリイミド、レジストポリマー、フッ化水素及び関連技術の輸出を制限する、ライセンスポリシーや手続き等の措置は、GATT 第 1 条、第 8 条、第 10 条 1 項、第 13 条 1 項及び第 13 条 5 項、貿易円滑化協定第 2 条、第 6 条、第 7

563 TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: RECOURSE TO ARTICLE 25 OF THE DSU, CONRTITUTION OF THE ARBITORATOR (WTO, WT/DS583/14 (22-5581), July 25, 2022)（WTO ウェブサイト）https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-14.pdf&Open=True

564 TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS　COMMUNICATION FROM TURKEY (WT/DS583/15, 22-6294, August 22, 2022)（WTO ウェブサイト）https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-15.pdf&Open=True

565 TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS　COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION AND TURKEY CONCERNING ARTICLE 21.3(C) OF THE DSU (WT/DS583/16, 22-8532, November 16, 2022)（WTO ウェブサイト）https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-16.pdf&Open=True

条、第 8 条、第 10 条、貿易に関連する投資措置に関する協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条 1 項（内国民待遇）、第 4 条 1 項（最恵国待遇）、第 28 条 2 項（特許の権利効力）、サービスの貿易に関する一般協定第 6 条 1 項及び 5 項、そしてマラケシュ協定第 16 条 4 項に整合的でないとの理由による。

TRIPS 協定関連の具体的な理由は、以下の通りである。

3 つの製品に関する技術移転に関し日本国民や他の WTO 加盟国の国民は直面しない、韓国国民への障害を設けることにより、これら 3 つの製品に関する知的財産の保護に関し、韓国国民に対し日本国民や他国の国民と同等の扱いをしていないため（TRIPS 協定第 3 条 1 項及び第 4 条）。

3 つの製品に関し特許権者の特許を譲渡その他移転する権利及びライセンス契約を締結する権利を保障していないため（TRIPS 協定第 28 条 2 項）。

（その後の経緯）

2020 年 7 月 29 日、小委員会が設置される[566]。

（経過）

2019.09.11: 韓国が協議要請

2019.09.25: 台湾が参加を要請

2019.09.06: EU が参加を要請

2020.06.18: 韓国が小委員会設置要請

2020.07.29: 小委員会設置（13 カ国第三国参加）

## ３２．中国の禁訴令に関する措置（EU 申立：DS611）（未決着）[567] [568]

（協議要請の理由）

中国による禁訴令[569]の発出および積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民訴法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、第 44 条 1 項、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でない。

---

[566] DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm

[567] DS611: China –Enforcement of intellectual property rights (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm

[568] EU challenges China at the WTO to defend its high-tech sector (European Commission Press release, February 18, 2022)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1103

[569] 実質的に同一の紛争（特許侵害訴訟など）が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者の外国裁判所での提訴、判決の執行などによる司法救済を禁止する裁判所の命令

（経過）

2022.02.18: EU が協議要請

2022.03.04: 日本[570]、米国[571]、カナダ[572]が参加申請

2022.12.07: EU が小委員会設置要請[573] [574]

2023.01.27: 小委員会設置

## ３３．米国の半導体に関する措置（中国申立：DS615）（未決着）[575]

（協議要請の理由）

米国が特許所有者に特許を譲渡または承継する権利とライセンス契約を締結する権利を付与していないことは TRIPS 協定第 28 条に整合的ではない。

（経過）

2022.12.12: 中国が協議要請[576]

2022.12.21: ロシアが参加申請[577]

2023.01.03: 台湾が参加申請[578]

---

[570] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS Communication from Japan (WTO, WT/DS611/2 (22-2079), March 8, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-2.pdf&Open=True

[571] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS Communication from the United States (WTO, WT/DS611/3 (22-2081), March 8, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-3.pdf&Open=True

[572] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS Communication from Canada (WTO, WT/DS611/4 (22-2082), March 8, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-4.pdf&Open=True

[573] EU requests two WTO panels against China: trade restrictions on Lithuania and high-tech patents (December 7, 2022)（欧州委員会ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7528

[574] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST FOR THE ESTABLISHMENT OF A PANEL BY THE EUROPEAN UNION (WTO, WT/DS611/5 (22-9213), December 9, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-5.pdf&Open=True

[575] DS615: United States –Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds615_e.htm

[576] United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/1, G/L/1471, S/L/438, G/TRIM/D/46, IP/D/44 (22-9340), December 15, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1.pdf&Open=True

[577] United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/2 (22-9687), December 22, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-2.pdf&Open=True

[578] United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED

（3）小委員会報告の内容：

| DS 番号 | 提出日<br>（採択日） | 小委員会報告書の内容 |
|---|---|---|
| DS50[579] | 1997.09.05<br>(1998.01.16) | インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項に基づく義務を実施するのに十分な措置を取らなかった。TRIPS 協定第 63 条 1 項及び 2 項にも続く透明性の義務を果たさなかった。排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限をもっていないことから、TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反すると判断した。「インドは仮出願制度を整備するにあたり、特許改正令が失効した後に適当な制度があったならば特許出願を行ったであろう者及び特許改正令又は行政慣行に従い、既に特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべき」と提案した。<br><br>→上級委員会報告後、法改正により解決した。 |
| DS79[580] | 1998.08.24<br>(1998.09.22) | インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項(a)に基づく義務を実施するのに十分な措置を取っていないと認定した。<br>インドは、WTO 協定発効後に排他的販売権の付与を可能にする制度を設けるという TRIPS 協定第 70 条 9 項に基づく義務を実施していないと判断した。<br><br>→小委員会報告を採択し、法改正により解決した。 |
| DS59[581] | 1998.07.02<br>(1998.07.23) | 小委員会は、インドネシアが TRIPS 協定第 3 条に違反していることをアメリカが立証できておらず、また、インドネシアは、TRIPS 協定第 20 条に規定される手段を講じているため、TRIPS 協定第 65 条 5 項に規定される義務を違反しないと判断した。<br><br>→小委員会報告を採択し、TRIPS 協定は違反しないが、その他の点について新ポリシー（the 1999 Automotive Policy）を発効することで解決した。 |
| DS114[582] | 2000.03.17 | 小委員会は、以下の結論に到達した。 |

SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/3 (23-0073), January 5, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-3.pdf&Open=True

[579] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[580] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[581] Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry – Report of the Panel (World Trade Organization, July 1, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf/

[582] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護（パネル）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf

| | | |
|---|---|---|
| | (2000.04.07) | (1) カナダ特許法第 55 条 2 項(1)は、カナダが TRIPS 協定第 27 条 1 項及び第 28 条 1 項の下で負う義務と抵触しない。<br>(2) カナダ特許法第 55 条 2 項(2)は、TRIPS 協定第 28 条 1 項の要件を満たさない。<br>小委員会は、DSB がカナダに、カナダ特許法第 55 条 2 項(2)を、カナダの TRIPS 協定上の義務に合致させるよう要請することを勧告した。<br><br>→小委員会報告を採択し、TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。 |
| DS160[583] [584] | 2000.06.15<br>(2000.07.27) | 小委員会は、以下の結論に到達した。<br>(1) 米国著作権法第 110 条 5 項(A)は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しており、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2(1)(iii)及び第 11 条(1)(ii)にも整合的である。<br>(2) 米国著作権法第 110 条 5 項(B)は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しておらず、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2(1)(iii)及び第 11 条(1)(ii)にも整合的ではない。<br>小委員会は、DSB に対し、米国著作権法第 110 条 5 項(B)を TRIPS 協定上に義務と整合的なものにするよう勧告した。<br><br>→暫定合意に達したが、合意期限までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。小委員会勧告の実効性に関わる問題である。 |
| DS170[585] | 2000.05.05<br>(2000.10.12) | 小委員会は、以下の結論に到達した。<br>(1) TRIPS 協定第 70 条 2 項の「保護されている…対象」には、特許法第 45 条に基づいて付与され、1996 年 1 月 1 日時点で特許を与えられていた発明が含まれる。これは、TRIPS 協定第 70 条 1 項による適用除外の対象に含まれない。<br>(2) カナダ特許法第 45 条は、TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していない。<br>小委員会は、DSB に対して、カナダが WTO 協定上の義務 |

[583] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)（パネル）（道垣内正人委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade policy/wto/3 dispute settlement/33 panel kenkyukai/2000/00-9.pdf

[584] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定（末啓一郎委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade policy/wto/3 dispute settlement/33 panel kenkyukai/2003/03-1.pdf

[585] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade policy/wto/3 dispute settlement/33 panel kenkyukai/2000/00-8.pdf

| | | |
|---|---|---|
| | | に従うよう要請することを勧告した。<br><br>→上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決 |
| DS174<br>DS290[586] | 2005.03.15<br>(2005.04.20) | 地理的表示保護規則は、地理的表示の保護の利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。<br>既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点について、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。<br><br>→小委員会報告を採択し、地理的表示に関する規則改正により解決した。 |
| DS176[587] | 2001.08.06<br>(2002.02.01) | 米オムニバス法第 211 条(a)(2)が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定。<br><br>→上級委員会報告あり。しかし、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。 |
| DS362[588] | 2009.01.26<br>(2009.03.20) | 小委員会は 4 つの論点について以下のとおり判断した。<br>①中国における商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い:<br>米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。<br>②中国における税関における没収された知的財産権侵害物品の処理：<br>商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合である。<br>税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。<br>③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如：<br>TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認した。<br>④中国における著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 |

[586] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護（パネル）（米谷三以委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf

[587] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条（パネル・上級委）（松下満雄委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf

[588] China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights – Report of the Panel (World Trade Organization, January 26, 2009)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/

| | | |
|---|---|---|
| | | 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない：<br>米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。<br><br>→中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シークエンス合意に至った。 |
| DS435<br>DS441 [589]<br>[590] | 2018.06.28<br>(2020.06.29) | オーストラリアが 2011 年に制定したたばこプレーンパッケージ法（the Tabacco Plain Package Act 2011）とその関連規則（以下、TPP 措置）は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。<br>小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。<br><br>→上級委員報告「協定違反なし」を採択することで解決した。 |
| DS458<br>DS467 [591]<br>[592] | 2018.06.28<br>(2018.08.27) | オーストラリアが 2011 年に制定した TPP 措置は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。<br>小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。<br><br>→小委員会報告「協定違反なし」を採択することで解決した。 |
| DS567 [593] | 2020.06.10 | カタールは、小委員会審理の中で、(1)サウジアラビア政府 |

[589] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirement Applicable to Tabacco Products and Packaging (World Trade Organization, June 9, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True

[590] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6 html

[591] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirement Applicable to Tabacco Products and Packaging (World Trade Organization, June 9, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True

[592] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6 html

[593] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, June 16, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True

| | | |
|---|---|---|
| [594] | | が、ビーイン社の放映権の行使に協力しないようにサウジアラビア国内弁護士に要請し、同社の民事上の司法手続きを妨げたこと、また、(2)サウジアラビア政府がビー・アウト・キュー社に対し、違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことなどを理由に、サウジアラビアの TRIPS 協定違反（42 条（公正かつ公平な手続き）、61 条（刑事上の手続き）など）を主張した。これに対し、サウジアラビアは、カタールが主張する WTO 協定違反の有無を問わず、サウジアラビア政府の行為は安全保障を理由に正当化される、としていた。<br>小委員会報告書は、上記(1)と(2)について、サウジアラビアの TRIPS 協定違反を認定した。他方、TRIPS 協定 73 条(b)（安全保障のための例外）に基づき、(1) に係る措置は正当化される、という判断を下した。<br><br>→2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委申立てを行う（係属中）。 |

（4）上級委員会報告の内容：

| DS 番号 | 提出日<br>（採択日） | 上級委員会報告書の内容 |
|---|---|---|
| DS50[595] | 1997.12.19<br>(1998.01.16) | 「医薬品のために使用される物質は特許の対象とならないというインド特許法の規定は義務規定である。」という小委員会認定に同意する。インドの「行政通達」は、特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅個な法的基礎を与えるとはいえない。従って、「仮出願を受け付けるためのインドの「行政通達」は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しない。」という小委員会の結論に同意する。<br>TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めているので、動向が WTO 協定の発効日から適用されることは明らかである。インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているという小委員会の認定に同意する。<br>アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されていない。従って、TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないと言わざるを得ない。TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの予備的主張に関する小委員会の認定は誤りである。 |

[594] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 23 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html

[595] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

| | | |
|---|---|---|
| | | →1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した。 |
| DS170[596] | 2000.09.18<br>(2000.10.12) | 上級員会は、以下の結論に到達した。<br>(1) 旧法上の特許によって保護される発明に対しては、TRIPS 協定第 70 条 1 項ではなく 2 項が適用され、カナダは旧法上の特許に対し、TRIPS 協定第 33 条の義務を負うとの小委員会の結論を支持する。<br>(2) カナダ特許法第 45 条の下で出願後 20 年の保護期間が保障されておらず、よってカナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条に違反するとの小委員会の結論を支持する。<br>上級委員会は、DSB に対して、カナダが TRIPS 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。<br><br>→上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決 |
| DS176[597] | 2002.01.02<br>(2002.02.01) | 米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項（パリ条約 8 条）、第 3 条、第 4 条違反を認定。<br><br>→米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。 |
| DS435<br>DS441[598]<br>[599] | 2020.06.09<br>(2020.06.29) | 上級委員会は、小委員会報告書を支持し、オーストラリアの TPP 措置の正当性を改めて認めた。<br><br>→上級委員報告「協定違反なし」を採択で解決した。 |

WTO 上級委員会[600]は 7 人で構成され、うち 3 人が 1 事案の審理を担当するが、2017 年以降、相次いで任期満了や自発的に退任しており、2019 年 12 月以降は上級委員が 1 人となり、審理ができない状況に陥った[601]。その後、2020 年 11 月 30 日に最後の上級委員が 4 年の任期を終え、機能停止の状況が続いている[602]。2022 年 6 月に行われた第 12 回 WTO 閣僚会議では、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制

[596] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf
[597] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条（パネル・上級委）（松下満雄委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf
[598] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2020 年度版 DS435/441: 豪州-タバコ製品の包装に関する規制に関する措置（上級委）（小寺智史委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2020/20-9.pdf
[599] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6 html
[600] WTO ウェブサイト
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/ab_members_descrp_e htm
[601] ジェトロ ビジネス短信（2019 年 12 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/68b0069b07164504 html
[602] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 12 月 1 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/bbb7a98e5e7992b1 html

度の実現を目的として議論することに合意した[603]。

### （5）TRIPS 協定紛争案件（計 44 件）の小委員会・上級委員会設置状況

TRIPS 協定紛争案件（計 44 件）の小委員会・上級委員会設置状況を図示すると以下のようになる。

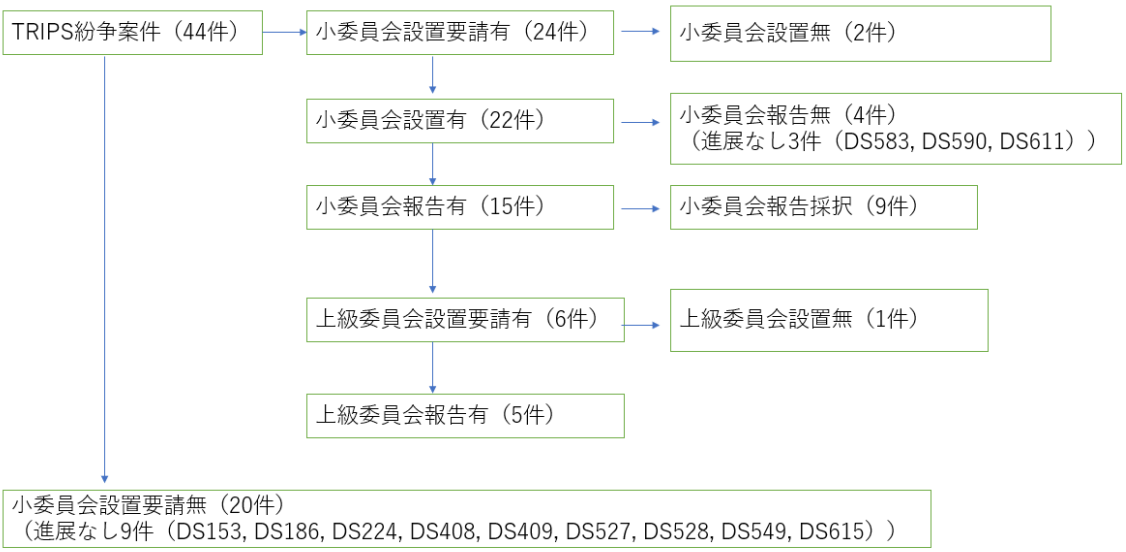


[603] Members welcome MC12 commitment to address dispute settlement (June 30, 2022)（WTO ウェブサイト）https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dsb_30jun22_e.htm

## ４．EU による対中国 WTO 紛争について（DS611: 中国の知的財産権エンフォースメント事件）

名古屋大学大学院 法学研究科 教授　鈴木　將文

### １　はじめに

本稿は、最近の知的財産権関係の WTO 紛争案件として、EU が提起した、中国の知的財産権エンフォースメント事件（DS611）について紹介する。本事件の対象は、標準必須特許（Standard Essential Patent. 以下「SEP」ということがある。）の権利行使に係る訴訟に関係する措置であり、不整合が主張されているのは、TRIPS 協定及び中国の WTO 加盟議定書である。現時点では、紛争処理パネルの設置が決まったところであり、パネル審理はこれからという段階である。

### ２　紛争の経緯

民事紛争が係属している裁判所が、当事者に対し、他のフォーラムにおいて当該事件に関連する訴訟手続を遂行しないよう命じることがある。この命令は、Anti-suit injunction（以下「ASI(s)」という。）[604]と呼ばれる。元来、コモンロー国で使われてきた措置であるが、昨今、標準必須特許を巡って国際的に多くの紛争が生じているところ、2020 年以降、中国の裁判所が ASIs を命じたり、その合法性・妥当性を確認する文書を発出した。かかる動きに対し、EU は、中国の ASIs 関連措置が TRIPS 協定に違反するとして、協議要請を行ったのが、本件である。具体的には、以下の経緯をたどった。

・2020 年 8 月 28 日　中国最高人民法院、Huawei v. Conversant 事件おいて ASI を命じる。以後、中国では、2022 年 9 月までの間に、少なくとも 4 事件で ASIs が出されるとともに、最高人民法院等が、ASIs の合法性・妥当性を確認する判決や文書を発出。
・2021 年 7 月 6 日　EU が、中国に対し、TRIPS 協定 63 条 3 項に基づく情報提供要請。
・2021 年 9 月 7 日　中国が EU に回答（IP/C/W/683）。
・2022 年 2 月 18 日　EU が、中国に対し WTO 協議要請(WT/DS611/1）。
・2022 年 12 月 7 日　EU が、WTO の紛争解決機関（DSB）に対しパネル設置要請(WT/DS611/5）。
・2023 年 1 月 27 日　DSB が、EU の要請に基づきパネル設置に合意（2022 年 12 月 20 日の DSB では、中国の反対により設置が認められなかったが、2 回目の要請により設置が決定[605]。）。

---

[604] 日本語訳としては、「訴え排除差止め命令」（小山貞夫編著『英米法律語辞典』61 頁（研究社、2011）などと訳されている。
[605] パネル設置手続きについて、WTO 協定附属書２紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）6 条 1 項参照。

## ３　背景

### (1) ASIs とは[606]

ASIs とは、訴訟の当事者に対し、他のフォーラムで訴えを提起又は継続することを禁止する命令である。元は、コモンロー国すなわち英米において利用されてきた。他のフォーラムで ASIs を求めることを禁止する Anti-anti-suit injunctions（AASIs）も、同様に利用されてきている。なお、ASIs は、広義では、他国の裁判所が命じた救済措置の執行を求めることを禁じる Anti-enforcement injunctions;（AEIs）も含む。

ASIs については、英米においても、他国の裁判所における手続を対象とする場合、他の主権国家の司法手続きに介入する面があり、また、国際的礼譲（comity）にも反するとして、問題視する意見が従来から存在する。

また、欧州司法裁判所は、ASIs につき、ブラッセル条約の定める相互信頼原則に違反するとの判断をしており[607]、また、ブラッセル I 規則の管轄分配の規律が直接及ばない事案（例、調停との関係）においても、ASIs は許されないとの判断を示している[608]。さらに、後掲のドイツの判決は、米国や中国による ASIs に関し、基本権である財産権（ないし財産権的権利としての特許権）や裁判を受ける権利の保障との関係で、ASIs は許されるべきでないと指摘している。

### (2) SEP 訴訟関係の ASIs の国際動向[609]

#### (a) 訴訟

近年の SEP を巡る訴訟のうち、ASIs、AASIs 等の発出に関係するものの主要例は、以下のとおりである。

・Microsoft v Motorola

Microsoft（実施者）が、2010 年 11 月、Motorola（SEP 権利者）を米国で提訴した（争点はライセンス契約違反であった。）。

---

[606] 本項については、以下を参照。Neil A. Dowers, The Anti-Suit Injunction and the EU: Legal Tradition and Europeanisation in International Private Law, 2 Cambridge J. Int'l & Comp. L. 960 (2013).

[607] C-159/02, Turner v Grovit [2004].

[608] C-185/07, Allianz v West Tankers [2009].

[609] このテーマについては、数多くの文献があり、例えば以下を参照。Damien Geradin & Dimitrios Katsifis, The Use and Abuse of Anti-suit Injunctions in SEP Litigation: Is There a Way Forward? (March 19, 2021), available at SSRN: https://ssrn.com/abstract=3807899; Felix K. Hess, US Anti-suit Injunctions and German Anti-anti-suit Injunctions in SEP Disputes, J. World Intellect Prop. 2022; 1; Maximillian Haedicke, Anti-Suit Injunctions, FRAND Policies and the Conflict between Overlapping Jurisdictions, GRUR Int. 2022, 101; King Fung Tsang & Jyh-An Lee, The Ping-Pong Olympics of Antisuit Injunction in FRAND Litigation, 28 Mich. Tech. L. Rev. 305 (2022); Haris Tsilikas, Anti-suit Injunctions for Standard-Essential Patents: the Emerging Gap in International Patent Enforcement, 16 J. Intellect. Prop. L. & Policy 729 (2021).

これに対し、Motorola が、2011 年 7 月、ドイツで、Motorola に対し、特許権侵害訴訟を提起した。

そこで、Microsoft は、米国の事件において、ASI を求め、裁判所（ワシントン州西部連邦地裁）が ASI を発出した[610]。

・Unwired Planet v Huawei

Unwired Planet（SEP 権利者）が、英国で Huawei（実施者）に対し、特許権侵害訴訟を提起した。一審裁判所は、Huawei が UP 側からグローバル規模でのライセンスをオファーされたのに対し、国単位のライセンスしか応じないとした点で、Huawei は unwilling licensee であると認めるとともに、裁判所自らが FRAND 条件を満たすグローバルな FRAND 実施料を提示した[611]。控訴審も、基本的に一審判決を支持した[612]。Huawei は、裁判管轄の欠如を主張して最高裁に上告したが、最高裁も管轄を認め上告を棄却した[613]。

この事件は、ASIs が出された例ではないが、その後の ASIs 等の利用に大きな影響を与えることになった。

その理由は、第一に、一国の裁判所が、グローバル規模での FRAND 条件適合的なライセンスの実施料を提示した前例として、SEP 関連紛争の当事者が、自己に有利な裁判地を選ぶ（そして、同地の裁判所で、グローバル・ライセンスについての判断を求める）という、いわゆるフォーラムショッピングの動きを加速することとなったと思われる。

第二に、本事件の各判決は、実際上、中国に対し、グローバル・ライセンスに係る判断を躊躇するべきでないというメッセージを送る効果を持ったと思われる。すなわち、最高裁判決について言えば、英国裁判所がグローバル・ライセンスに係る判断[614]をすることができるとしたうえで、さらに、同裁判所が適切性を欠く裁判地（forum non convenience）に当たらないとする文脈で、Huawei が適切な裁判地と主張する中国の裁判所は、当事者の合意なく、グローバルライセンスについて判断することはない（合意があればその判断をしてくれるという見通しも、推測にすぎない）とする一審判決を踏まえつつ[615]、中国の裁判所に事件の判断を委ねることを否定している。これは、中国の司法関係者等にとっては、いわば挑発的な説明であったように思われる。

・Nokia v Continental

---

[610] Microsoft v Motorola, 871 F. Supp. 2d 1089 (2012). 控訴審も、この判断を支持した。Microsoft v Motorola, 696 F.3d 872 (9th Cir. 2012). なお、本事件で出されたのは、厳密には、Anti-enforcement Injunction（AEI）である。

[611] Unwired Planet v Huawei [2017] EWHC 711 (Pat).

[612] Unwired Planet v Huawei [2018] EWCA Civ 2344.

[613] Unwired Planet v Huawei, Huawei v. Conversant, and ZTE v. Conversant [2020] UKSC 37.

[614] 具体的には、次の事項に関する判断。1) 実施者がグローバル・ライセンスを受ける意思を有することを willing licensee の条件として、英国特許権に基づく差止めの可否を決めること。2) グローバル・ライセンスの実施料等の決定。

[615] Unwired Planet v Huawei, supra note 10, at para. 97.

Nokia（SEP 権利者）が、2019 年 3 月、ドイツの３地方裁判所で Daimler（実施者）に対し、特許権侵害訴訟を提起した。

これに対し、自動車部品メーカーである Continental が、上記訴訟に参加するとともに、米国子会社を通じて、米国で Nokia、Avanci（通信規格に係るパテントプール）等を独禁法違反で提訴し、2019 年 5 月、米国裁判所に、ドイツにおける Nokia v Daimler 事件の訴訟に係る ASI を求めた。

Nokia は、2019 年 7 月、ドイツで、Continental に対する AASI を得た[616]。また、Nokia は、ドイツ企業としての Continental Germany に対し、米国子会社による米国裁判所での ASI の要請を取り下げることを命じることも求め、ミュンヘン地裁はこれを認容した[617]。ミュンヘン地裁は、米国裁判所による ASI は、欧州において基本権とされる、財産権の保護及び裁判を受ける権利を害するものであるなどと述べた。Continental は控訴したが、控訴審も、地裁の判断を支持した[618]。控訴審は、AASI を認めるべき理由の一つとして、民法上の正当防衛（ドイツ民法 227 条）にも言及した。

・IPCom v Lenovo

Lenovo（実施者）が、2019 年 3 月、米国において、IPCom（SEP 権利者）に対し、グローバルライセンスに係る FRAND 条件の設定を求める訴訟を提起した。他方、IPCom は、同年 7 月、英国において、Lenovo に対し、特許権侵害訴訟を提起した。

そこで、Lenovo は、同年 9 月、米国裁判所に、英国裁判所の手続きに係る ASI を IPCom に対して命じることを求めた。

一方、IPCom は、英国裁判所に、Lenovo に対する AASI を求め、認められた（2019 年 11 月）[619]。また、IPCom は、フランス裁判所にも、Lenovo を提訴するとともに AASI を求め、認められた（2019 年 11 月）[620]。

・Xiaomi v InterDigital

Xiaomi（実施者）は、2020 年 6 月、中国武漢市中級人民法院において、InterDigital（SEP 権利者）に対し、グローバルな FRAND 実施料の設定を請求した。

これに対し、InterDigital は、同年 7 月、インドにおいて、Xiaomi に対し、特許権侵害訴訟を提起した。

Xiaomi は、中国の訴訟において、ASI を求め、同年 9 月、中国以外のすべての国に係る ASI を認められた。

---

[616] Landgericht Munich, Order dated 11 July 2019, Case-No. 21 O 3999/19; Landgericht Munich, Order dated 2 October 2019, Case-No. 21 O 9333/19.

[617] Landgericht Munich, Order dated 30 August 2019, Case-No. 21 O 9512/19.

[618] Oberlandesgericht Munich, Decision dated 12 December 2019, Case-No. 6 U 5042/19.

[619] IPCom GmbH & Co.Kg v Lenovo Technology (United Kingdom) Limited and Motorola Mobility UK Limited, [2019] EWHC 3030 (Pat).

[620] Tribunal de Grande Instance de Paris, IPcom v Lenovo, case no RG 19/59311. 控訴審も、原審の判断を支持した（2020 年 3 月 3 日判決）。Cour d'appel de Paris, IPCom v Lenovo, RG 19/21426, case no. 14/2020.

一方、InterDigital は、インドの訴訟において、Xiaomi に対する AASI を求め、同年 10 月、これを認められた[621]。また、ドイツにおいても、Xiaomi に対する AASI を求め、2021 年 2 月、これを認められた[622]。ミュンヘン地裁は、AASI を認めるに当たり、今後も実施者側が ASI を請求し又は請求する脅しをかけた場合、AASI を認めること、必要に応じ AAAASI も発動することを指摘した。

2021 年 8 月、両社は、グローバルなライセンスを締結し、和解した。

・Ericsson v Samsung

Samsung（実施者）は、2020 年 12 月、中国武漢市中級人民法院において、Ericsson（SEP 権利者）に対し、グローバルな FRAND 実施料の設定を請求した。

一方、Ericsson は、同月、米国において、Samsung に対し、グローバルなクロスライセンスの条件の設定を請求した。

Samsung は、中国の訴訟において、ASI を求め、2020 年 12 月、ASI 及び AAASI を認められた。

Ericsson は、米国の訴訟において、AASI を求め、同月、認められた[623]。

2021 年 5 月、両社は、グローバルなクロスライセンスを締結し、和解した。

・IP Bridge v Huawei

IP Bridge（SEP 権利者）が、ドイツ（複数地）と英国において、Huawei（実施者）に対し、特許権侵害訴訟を提起。ミュンヘン地裁で AASI を求め、2021 年 1 月、これを認められた。Huawei は、同地裁において、ASI を求めていない旨の反論をしたが、同地裁は AASI を維持した（2021 年 6 月）。その際、ミュンヘン地裁は、①ASI が実際に申し立てられていなくても、その恐れがあれば、財産的権利の侵害に対する正当防衛的措置として、AASI を求め得ること、②ASI 申立てを脅す実施者は、原則、willing licensee と認められないこと等を確認した。

Huawei は、2021 年 3 月、中国・広州市で、IP Bridge に対し、中国市場に係る FRAND 実施料の設定を求める訴訟を提起した。

また、IP Bridge は、英国訴訟において、2021 年 3 月、中国で ASI を求めない旨を約束することを求めた。

・Nokia v. Oppo

---

621 District Court of Delhi, InterDigital Technology Corporation v Xiaomi Corporation, I.A. 8772/2020 in CS(COMM) 295/2020（Geradin/Katsufis, supra note 6, at 22 による。）.

622 Landgericht Munich I, 7 O 14276/29.

623 Memorandum Opinion and Preliminary Injunction, Ericsson Inc., v Samsung Electronics Co., Ltd., Case No. 2:20-CV-00380-JRG (E.D. Texas).

上記のように、ASI の発動を巡る紛争は、和解で終わったものも多いが、依然として、複数国において展開されているものもある。Nokia と Oppo の間の紛争もその一例である[624]。

**(b) 米国の法案**

米国では、2022 年 3 月、the Defending American Courts Act (DACA)が上院司法委員会に提案された。同法案は、外国裁判所による ASI を米国の訴訟において主張した者に制裁的措置を課すとの内容である[625]。制定法による AASI とも呼ばれている。

**(c) 中国の動向**

中国では、ASIs を命じた判決が、例えば以下のように出されている。

・Huawei v Conversant 最高人民法院 2020/08/28
・Xiaomi v InterDigital 武漢市中級人民法院 2020/09/23
・ZTE v Conversant 深圳市中級人民法院 2020/09/28
・Oppo v Sharp 深圳市中級人民法院 2020/10/16
・Samsung v Ericsson 武漢市中級人民法院 2020/12/25

これらは、いずれも、標準必須特許の実施者側が、特許権者に対し、FRAND ライセンスの条件設定を求めた事案である。

中国の裁判所が命じる ASI の特徴としては、第一に、対象国が、中国以外の（当事者が実際に訴訟を提起している国に限定されない）すべての国とされることが多い。第二に、違反に対し高額の罰金（例、百万 RMB/日）が科されることがある。第三に、法的根拠は、民事訴訟法（特に 103 条、104 条の差止めに関する一般的な規定）、最高人民法院司法解釈等である。

また、判決以外の ASIs に関する公的な文書としては、最高人民法院「2020 年の十大知財判決」（Oppo v Sharp を採用している。）、最高人民法院による判決要旨及びレポート、全国人民代表大会常務委員会関連文書その他多数がある[626]。

---

[624] 同事件については、http://www fosspatents.com/2022/12/huawei-oppo-announce-patent-cross.html を参照。

[625] 制裁的措置とは、特許庁の審判で無効を主張できないこと、侵害が肯定された場合、「意図的」（特許法 284 条による 3 倍賠償の要件）と推定されること、弁護士費用の負担をすべき特別な場合（同 285 条）とみなされること等。

[626] EU によるパネル設置要請書 7-10 頁に列挙されている。

## ４　EU の主張

EU の主張は、3 つの柱から成る。

### (1) 中国の知的財産権の保護及び行使を阻害する措置に関する主張

対象措置は、具体的には、①「ASI ポリシー」とまとめられる一連の措置、②裁判所による ASIs の継続的発出、③裁判所による既存特定事例における ASIs の適用。

TRIPS 協定等の違反に係る主な主張は、次のとおりである。
(i) 1 条 1 項、28 条 1 項・2 項：①特許権者の侵害を防ぐ排他的権利の行使を制限。②特許権者の外国裁判所へのアクセスを禁止することにより、ライセンス契約を締結する権利の行使を制限。
(ii) 41 条 1 項：他の加盟国の特許権者の侵害に対する救済を阻害することにより、正当な貿易の障害を形成。また、世界的 ASIs を、十分な確度の侵害があるにもかかわらず、また、過少な保証金の下で、安易に認めることにより、手続の濫用に対する補償措置の提供を否定。
(iii) 1 条 1 項、41 条 1 項：中国の訴訟に関与している特許権者の要請により、他の加盟国の司法機関が、侵害停止を当事者に命じることを阻害。
(iv) 加盟議定書 2 条(A)(2)：法、規則その他の措置の、均一的、公平かつ合理的な適用・運用（a uniform, impartial and reasonable application and administration）に反する。

### (2) TRIPS 協定の対象事項に関する、一般に適用される最終的な司法上の決定の非公表に関する主張

TRIPS 協定 63 条 1 項[627]の違反：公的文書で言及され、かつ、指導的な資料とされた、少なくとも３件の判決が、公表されていない。具体的には、最高人民法院の「2020 年の十大知的財産事件」、広東省高級人民法院の「2020 年の十大事件」、広東省共産党政法委員会のレポート、湖北省高級人民法院の「2020 年の知的財産事件」等で言及されている、①Oppo v Sharp に係る深圳市中級人民法院の判決、②Xiaomi v InterDigital に係る武漢市中級人民法院の 2020 年 10 月 16 日と同年 12 月 4 日の判決。

### (3) TRIPS 協定の対象事項に関する、一般に適用される最終的な司法上の決定に関する情

[627] なお、EU は、TRIPS 協定 63 条 1 項前段の"final judicial decisions and administrative rulings of general application"につき、一つのまとまりとして（"of general application"が"judicial decisions"と"administrative rulings"の双方に係るものとして）解している。しかし、我が国の公定訳では「司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定」としている。文法の観点から言っても（"final"の前に ", and"が置かれている。）EU の解釈が正しいと思われる。

報の非提供

TRIPS 協定 63 条 3 項の違反：2020 年 7 月 6 日、EU は中国に対し、TRIPS 協定 63 条 3 項に基づき、特許のライセンス及び実施料並びに差止めの行使に関係する手続における訴訟事件に関する情報を求めた。同年 9 月 7 日、中国は、当該要請に応える TRIPS 協定上の義務はないとして、ほとんど具体性のない回答を寄こした。これは、63 条 3 項違反。

## ５　コメント

### (1) EU の主張について

ASIs 自体は中国でなくコモンロー国で発展してきた制度であること、SEP 関連紛争でグローバル・ライセンスについて国内裁判所が判断をする例は英国裁判所の判決が嚆矢となったことを踏まえると、問題の震源地は、欧州（元 EU 加盟国の英国）にあったと言えなくもない。他方、EU の協議要請書やパネル設置要請書からは、中国が実質的に理不尽な措置を講じているとの印象は、少なくとも強くは感じられない。

また、EU の法的主張は、比較的限定的と言える。すなわち、主張の第一の柱（知的財産権の保護・行使関係）は、実施者側による中国裁判所における ASIs の利用を想定していると思われる（その意味で、ASIs 一般というわけではない。）。また、TRIPS 協定 63 条は、情報提供の問題であって、いわば一過的な措置である。

さらに、EU の主張は、ASIs 制度自体を批判しているわけではない。ASIs 自体を批判するのであれば、英国や米国に対しても、文句を言わないことには一貫しないであろう。なお、EU 加盟国では、特にドイツの裁判所が、ASIs を制度として批判しているが、同時に AASIs を発出している。しかし、私人の他国における訴訟活動に制約を与える点では、ASIs 及び AASIs は本質的に変わらないのではないかとの疑問もあり得るところである。

以上、要するに、EU の主張は、比較的狭い射程であり、また、相手国の中国の措置の実質的な非難可能性は必ずしも明らかでないように思われる。ただし、EU による WTO 紛争解決制度への提起は、SEP に関係する事業者や（特に中国及び欧州の）裁判所の行動に、事実上の大きな影響を与えるものと思われる。特に、実施者側の者が、特許権者による EU 加盟国での訴訟活動に関し、EU 以外の国の裁判所に ASIs を求めることについては、事実上の抑止的効果を生じるのではなかろうか。

### (2) ASIs を巡る国際的議論の含意

ASIs 等の発動も、また、EU や米国の反応も、片や、自国裁判所でグローバルな特許ライセンス紛争を解決したいという意欲と、他方で、自国の特許権の行使やライセンス条件に関する問題について、他国裁判所に介入されたくないという意欲という、一見相矛盾する要求の現れと言えるかもしれない。

また、より一般化すると、昨今、我が国では、国境を越える行為と特許権侵害の関係が議論されているが、ASIs 等を巡る動きは、特許権紛争に係るフォーラムショッピングの問題を端的に示しており、このような事象も視野に入れつつ前者の問題を検討する必要があろう。

# 第２章 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

## I. 近年の RTA における知財章以外の知財関連規定の比較

### １．はじめに

近年締結された主要国が関わる経済連携協定の多くに知財章が設けられており、10 年以上前と比べると、知財章を含む経済連携協定の割合は確実に増えている。また、経済連携協定の知財章においては、多くの場合、TRIPS 協定を上回る規定（TRIPS プラスアプローチ）が存在し、知的財産の保護水準を高めるものとなっている。この点、経済連携協定の知財章に規定される TRIPS プラスの規定は、多くの協定で共通して規定される事項のほか、締約国の優先事項や国内事情が反映された事項、デジタル化等の技術の進歩などを踏まえた新たな規定が見られるなど、それぞれの協定に特徴がある。

近年我が国が締結した EPA/FTA 知的財産章における規律について、これまでの調査において、産業施策とも深く関連する、産業財産権（特許、意匠、商標、実用新案）、不正競争及びエンフォースメント（民事措置、国境措置、刑事措置）の規律に関して、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携）、日英 EPA、CPTPP（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）、日 EU EPA について分析された[628]。

各 RTA においては知財章以外にも知財関連規定が設けられており、知財章を含め、知財章以外の各章に設けられた知財関連規定における規律について、その内容を比較・分析することも、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決 EPA/FTA の見直しを行うに際しても大変有益な情報となる。

具体的には、RTA には、知的財産権の在り方について規律している「知財章」以外にも、①知財の源泉たる研究開発を含む企業の海外における経済活動や知的財産権を含む投資財産の扱い等について規律する「投資章」、②知的財産を含む情報についての扱い等について規律する「電子商取引章」など、知財に関連の深い規定を含む章が含まれている。

また、RTA には、「知財章」を含む各分野を横断的に規律する「紛争解決章」や「例外及び一般規定章」が置かれることも多いが、これらの規定も、当然のことながら「知財章」の規定と密接に関連している。

本報告は、こうした観点から、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各 RTA について、これら知財章以外の章における知財に関連する規定の比較・分析を行ったものである。

---

[628] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査 『国際知財制度研究会』報告書（令和三年度）（特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2021_all.pdf

## ２．各 RTA における知財章以外の知財関連規定の概要[629]

公開情報調査を実施した 4 つの RTA（CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP）の知財章以外の知財関連規定の概要は以下のとおりである。

### （1）CPTPP[630] [631] [632]

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定とは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計 12 カ国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定である。2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016 年 2 月、ニュージーランドで署名された。日本は 2017 年 1 月に国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報し、TPP 協定を締結した。その後、2017 年 1 月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の 11 カ国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2017 年 11 月のダナンでの閣僚会合で 11 カ国による TPP につき大筋合意に至り、2018 年 3 月、チリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定 : CPTPP）」が署名された。メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの 7 カ国が国内手続を完了した旨の通報を寄託国ニュージーランドに行っており、2018 年 12 月 30 日に発効した。2021 年 7 月、ペルーが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、2021 年 9 月 19 日に発効した。2022 年 9 月、マレーシアが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、2022 年 11 月に発効した。2022 年 12 月、チリが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、2023 年 2 月発効した。

また、2021 年 2 月に英国が、2021 年 9 月に中国及び台湾が、2021 年 12 月にエクアドルが、2022 年 8 月にコスタリカが、2022 年 12 月にウルグアイが加入申請を行っている。英国については、2021 年 6 月の第 4 回 TPP 委員会（閣僚級）で加入交渉開始が決定されている。

以下、知的財産に関連すると思われる、投資（第 9 章）、電子商取引（第 14 章）、紛争解決（第 28 章）、例外及び一般規定（第 29 章）の規定について整理する。

---

[629] 2021 年版不公正貿易報告書 第 III 部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産（経済産業省ウェブサイト）
https://www meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_03_04.pdf

[630] 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定）」（平成 29 年 3 月 10 日）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580 html

[631] 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」概要（令和 5 年 2 月）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf

[632] 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」（令和 5 年 2 月 21 日）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/

### （a） 投資（第 9 章）

投資章（第 9 章）は、29 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①実体規定である第 A 節（第 9・1 条～第 9・17 条）、②投資家と国との間の紛争解決である第 B 節（第 9・18 条～第 9・29 条）に分類される[633]。

第 A 節
第 9・1 条：定義
第 9・2 条：適用範囲
第 9・3 条：他の章との関係
第 9・4 条：内国民待遇
第 9・5 条：最恵国待遇
第 9・6 条：待遇に関する最低基準
第 9・7 条：武力紛争又は内乱の際の待遇
第 9・8 条：収用及び補償
第 9・9 条：移転
第 9・10 条：特定措置の履行要求
第 9・11 条：経営幹部及び取締役会
第 9・12 条：適合しない措置
第 9・13 条：代位
第 9・14 条：特別な手続及び情報の要求
第 9・15 条：利益の否認
第 9・16 条：投資及び環境、健康その他の規制上の目的
第 9・17 条：企業の社会的責任

第 B 節 投資家と国との間の紛争解決
第 9・18 条：協議及び交渉
第 9・19 条：請求の仲裁への付託
第 9・20 条：各締約国の仲裁への同意
第 9・21 条：各締約国の同意に関する条件及び制限
第 9・22 条：仲裁人の選定
第 9・23 条：仲裁の実施
第 9・24 条：仲裁手続の透明性
第 9・25 条：準拠法
第 9・26 条：附属書の解釈

---

[633] Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v1.pdf

第 9・27 条：専門家による報告
第 9・28 条：請求の併合
第 9・29 条：裁定

| |
|---|
| 凍結規定：ISDS（投資許可、投資合意）関連規定[634]<br>・第 9・1 条 定義<br>「投資に関する合意」、「投資の許可」関連の脚注 5～11<br>・第 9・19 条 1 請求の仲裁への付託<br>(a)(i)B 及び C、(b)(i)B 及び C（投資の許可又は投資に関する合意）、末尾ただし書き脚注 31<br>・第 9・19 条 2 請求の仲裁への付託<br>脚注 32<br>・第 9・19 条 3 請求の仲裁への付託<br>(b) 「投資の許可又は投資に関する合意」の削除<br>・第 9・22 条 5 仲裁人の選定<br>・第 9・25 条 2 準拠法<br>・附属書 9-L 投資に関する合意 |

以下、知的財産と関連を有すると思われる、定義、他の章との関係、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

**(i) 定義（第 9・1 条）**

第 9・1 条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約」、「(f) 知的財産権」、及び「(g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によって与えられる類似の権利（注）注 特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が締約国の国内法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。投資としての性質を有しない文書には、締約国の国内法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。

ただし、Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）にお

[634] 環太平洋パートナーシップ閣僚声明 附属書 II 停止（凍結）される規定のリスト（2017 年 11 月 11 日）（内閣官房ウェブサイト）
https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2017/pdf/171111_tpp_danang_annex2_en.pdf

いて、「「第 9 章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置いておらず、曖昧な部分が残っている[635]」との指摘もある。

**(ii) 他の章との関係（第 9・3 条）**

第 9・3 条第 1 項において、「この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。」と規定されている。

**(iii) 内国民待遇（第 9・4 条）**

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する内国民待遇が規定されている。

| |
|---|
| 第九・四条 内国民待遇（注）<br>注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。<br>１ 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>２ 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域内にある自国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>３ １及び２の規定に従って締約国が与える待遇は、地域政府に関し、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。 |

**(iv) 最恵国待遇（第 9・5 条）**

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する最恵国待遇が規定されている。

| |
|---|
| 第九・五条 最恵国待遇<br>１ 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>２ 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に |

[635] Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v2.pdf

関し、対象投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産であって、自国の領域内にあるものに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
３ この条に規定する待遇には、次節（投資家と国との間の紛争解決）に定める手続のような国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

**(v) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第9・10条）**

パフォーマンス要求の禁止として、以下の9項目が列挙されている。
(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること（輸出要求）。
(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達要求）。
(c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること（物品・サービス現地調達要求）。
(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること（輸出入均衡要求）。
(e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。
(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること（技術移転要求）。
(g) 当該投資財産が生産する物品又は当該投資財産が提供するサービスを特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占的供給要求）。
(h)(i) 自国の領域において自国又は自国の者の技術を購入し、利用し、又は優先すること。
(ii) 自国の領域において特定の技術を購入し、利用し、又は優先することを妨げることとなる事項（特定技術使用/使用制限要求）
(i) この(i)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること（ロイヤルティ規制）。

しかしながら、第3項(b)において、「1(f)、(h)及び(i)の規定は、次の場合には、適用しない。(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合；(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定され

た行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(f)、(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合」と適用除外が規定されている。第 1 項(h), (i)の規定については、締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではないとするほか（第 3 項(h)）、複数の例外を規定する。「詳解 経済連携協定（外務省経済連携協定研究会 日本経済評論社）」によると、「例えば、感染症が蔓延する中、治療薬の価格が高騰し患者が購入できなくなるような状況において、特許を有する外国製薬企業の承諾を得ずにその治療薬製造の権利を政府が他の製薬企業に付与するような場合があり得るが、こうした措置が TRIPS 協定の関連規定に基づいて採られれば、第 1 項(f), (h)及び(i)の規定の違反を構成することはない（第 3 項(b)(i)）[636]。」とされている。

第九・十条 特定措置の履行要求

１ いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課してはならず、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない（注）。

注 ２に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この１の規定の適用上、「要求」又は「約束若しくはその履行」を構成しない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。

(g) 当該投資財産が生産する物品又は当該投資財産が提供するサービスを特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(h)(i) 自国の領域において自国又は自国の者の技術（注）を購入し、利用し、又は優先すること。

注 この条の規定の適用上、「自国又は自国の者の技術」には、自国又は自国の者が所有する技術及び自国又は自国の者がその排他的な実施許諾を有する技術を含む。

[636] 詳解 経済連携協定 P156-157（外務省経済連携協定研究会 日本経済評論社）

(ii) 自国の領域において特定の技術を購入し、利用し、又は優先することを妨げることとなる事項

(i) この(i)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるもの（注）について次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

注 この１(i)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

(i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

この１(i)の規定は、当該ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

２ いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

３(a) ２のいかなる規定も、締約国が、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) １(f)、(h)及び(i)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合

注 「第三十一条」というときは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（〇一）／ＤＥＣ／二）の６の規定を実

施するために行われる貿易関連知的所有権協定の免除又は改正を含む。

(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、１(f)、(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合（注１、注２）

注１ 締約国は、特許権が必ずしも市場における力を与えるものではないことを認める。

注２ ブルネイ・ダルサラーム国については、自国の競争法というときは、この協定が同国について効力を生じた後十年の期間が経過する時又は同国が競争当局を設立する時のいずれか早い方までの間、競争に関する規則を含む。

(c) １(i)の規定は、当該締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が１(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(d) １(b)、(c)及び(f)並びに２(a)及び(b)の規定は、締約国が次のいずれかの措置（環境に関する措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的又は不当な方法で適用しないこと及びそれらの措置が国際的な貿易又は投資に対する偽装した制限とならないことを条件とする。

(i) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

(ii) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(iii) 有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置

(e) １(a)から(c)まで並びに２(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(f) １(b)、(c)及び(f)から(i)まで並びに２(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

(g) ２(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(h) １(h)及び(i)の規定は、締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置を恣意的又は不当な方法で適用しないこと及び国際的な貿易又は投資に対する偽装した制限となる態様で適用しないことを条件とする。

４ １のいかなる規定も、締約国が、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、自国の領域において労働者を雇用し、若しくは訓練することの要求を課し、若しくは強制し、又は労働者を雇用し、若しくは訓練することを約束し、若しくは履行することを強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような雇用又は訓練が、自国の領域内の者に対し特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を移転することを要求するものでないことを条件とする。

５ １及び２の規定は、これらの規定に定める約束、履行又は要求以外のいかなる約束、履

行又は要求についても、適用しない。
６　この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めていない場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。

**(vi) 収用と補償（第 9・8 条）**

第 9・8 条「収用及び補償」において、第 1 項で「対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を実施してはならない。ただし、次の全ての要件（(a) 公共の目的のためのものであること、(b) 差別的なものでないこと、(c) 2 から 4 までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること、及び(d) 正当な法の手続に従って行われるものであること）を満たす場合は、この限りでない。」が規定されている。なお、第 5 項で、「この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が第十八章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。」とされ、知的財産章（第 18 章）、及び TRIPS 協定が優先適用される。

第九・八条 収用及び補償（注）
注 この条の規定は、附属書九－Ｂ（収用）の規定に従って解釈するものとし、かつ、附属書九－Ｃ（土地に関する収用）の規定に従うものとする。
１ いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。
(a) 公共の目的のためのものであること（注１、注２）。
注１ この条の規定の適用上、「公共の目的」とは、国際慣習法における概念をいう。国内法令は、この概念又はこれに類する概念を「公共上の必要」、「公共の利益」、「公共の用」等の他の異なる用語を用いて表現することがある。
注２ (i) ブルネイ・ダルサラーム国が収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用の措置は、この協定が同国について効力を生ずる日における土地法（第四十章）及び土地取得法（第四十一章）に規定する目的のためのものでなければならない。
(ii) マレーシアが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用の措置は、この協定が同国について効力を生ずる日における土地取得法（千九百六十年）、サバ州の土地取得令（千九百五十年）及びサラワク州の土地法（千九百五十八年）に規定する目的のためのものでなければならない。
(b) 差別的なものでないこと。
(c) ２から４までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続に従って行われるものであること。
２ 補償は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 遅滞なく支払われるものであること。
(b) 収用が行われた時（以下この条において「収用の日」という。）の直前における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。
(c) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。
(d) 完全に換価することができ、かつ、自由に移転することができるものであること。
３ 公正な市場価格が自由利用可能通貨で表示される場合には、支払われる補償は、収用の日における公正な市場価格に、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを加えた額を下回らないものとする。
４ 公正な市場価格が自由利用可能通貨でない通貨で表示される場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨でない通貨に換算した額を下回らないものとする。
(a) 収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの
(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの
５ この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が第十八章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない（注）。
注 締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認める。
６ 補助金若しくは贈与を実施せず、更新せず、若しくは維持しない旨又はこれらを修正し、若しくは減額する旨の締約国の決定は、次のいずれかの場合には、当該決定のみをもって収用を構成するものではない。
(a) 当該補助金又は贈与を実施し、更新し、又は維持する旨の法令又は契約に基づく特定の約束がない場合
(b) 当該補助金又は贈与の実施、更新、修正、減額又は維持に付された条件に従って当該決定が行われる場合

**(vii) 紛争処理（投資家対国）（第 9 章第 B 節（第 9・18 条～第 9・29 条））**

第 9 章第 B 節 投資家と国との間の紛争解決（第 9・18 条～第 9・29 条）で規定されて

いる。

**(viii) 紛争処理（国対国）（第 28 章（紛争解決））**

第 28 章（紛争解決）で規定されている。

**（b） 電子商取引（第 14 章・ 第 8 章附属書 8-B 第 A 節）**

電子商取引章（第 14 章）は、18 の条文から構成され、Web 解説 TPP 協定 14 電子商取引によると、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 14・1 条、第 14・2 条、第 14・18 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文(第 14･3 条～第 14･14 条、第 14・17 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 14・15 条、第 14・16 条）に分類される[637]。また、貿易の技術的障害章（第 8 章）の附属書 8-B 第 A 節には、「情報通信技術産品」のうち「暗号法を使用する情報通信技術産品」として、電子商取引に関連する規定が含まれている。

第 14・1 条：定義
第 14・2 条：適用範囲及び一般規定
第 14・3 条：関税
第 14・4 条：デジタル・プロダクトの無差別待遇
第 14・5 条：国内の電子的な取組の枠組み
第 14・6 条：電子認証及び電子署名
第 14・7 条：オンラインの消費者の保護
第 14・8 条：個人情報の保護
第 14・9 条：貿易に係る文書の電子化
第 14･10 条：電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則
第 14・11 条：情報の電子的手段による国境を越える移転
第 14・12 条：インターネットの相互接続料の分担
第 14・13 条：コンピュータ関連設備の設置
第 14・14 条：要求されていない商業上の電子メッセージ
第 14・15 条：協力
第 14・16 条：サイバーセキュリティに係る事項に関する協力
第 14・17 条：ソース・コード
第 14・18 条：紛争解決

[637] Web 解説 TPP 協定 14 電子商取引（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/14_e-commerce_v3.pdf

附属書 8-B：情報通信技術産品

以下、知的財産に関連すると思われる、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税、国境を越える情報流通、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関する条文について整理する。

**(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 14・4 条）**

第 14・4 条「デジタル・プロダクトの無差別待遇」において、第 1 項で「いずれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。」と規定されている。なお、第 2 項に「1 の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。」と規定されており、知的財産章が優先適用される[638]。

| |
|---|
| 第十四・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇<br>１ いずれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（注）。<br>注 非締約国のデジタル・プロダクトは、同種のデジタル・プロダクトである限りにおいて、この１の規定の適用上、「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する。<br>２ １の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。<br>３ 締約国は、一の締約国によって交付される補助金又は行われる贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、この条の規定を適用しないことを了解する。<br>４ この条の規定は、放送については、適用しない。 |

**(ii) 関税（第 14・3 条）**

電子的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。

| |
|---|
| 第十四・三条 関税<br>１ いずれの締約国も、締約国の者と他の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。 |

[638] Web 解説 TPP 協定 14 電子商取引（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/14_e-commerce_v3.pdf

２　１の規定は、締約国が電子的に送信されるコンテンツに対して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

**(iii) 国境を越える情報流通（第 14・11 条）**

各締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転を許可することが規定されている。

第十四・十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転
１ 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める。
２ 各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。
３ この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために２の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。
(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。
(b) 目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

**(iv) コンピュータ関連設備の設置（第 14・13 条）**

締約国は、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている。

第十四・十三条 コンピュータ関連設備の設置
１ 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認める。
２ いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。
３ この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために２の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。
(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。
(b) 目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限

を課するものではないこと。

**(v) ソース・コード（第 14・17 条）**

いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならないことが規定されている。

第十四・十七条 ソース・コード
１ いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。
２ この条の規定の適用上、１の規定の対象となるソフトウェアは、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとし、中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない。
３ この条のいかなる規定も、次のことを妨げるものではない。
(a) 商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該契約を履行すること。
(b) 締約国が、ソフトウェアをこの協定の規定に反しない法令に適合させるため、ソフトウェアのソース・コードの修正を要求すること。
４ この条の規定は、特許の出願又は付与された特許に関連する要求（特許に関する紛争に関連する司法当局の命令を含む。）について、許可されていない開示からの締約国の法令又は慣行に基づく保護の対象となることを条件として、影響を及ぼすものと解してはならない。

**(vi) 情報通信技術産品（附属書 8-B 第 A 節）**

附属書 8-B 第 A 節には、いずれの締約国も、暗号法を使用し、かつ、商業用目的を意図した産品に関し、当該産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該産品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求する強制規格又は適合性評価手続を課し、又は維持してはならないことが規定されている（ただし、締約国の政府による又は締約国の政府のための当該産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の場合は、この限りでない）。
(a) 製造者又は供給者が専有しており、かつ、産品における暗号法に関連する特定の技術、生産工程その他の情報を当該締約国又は当該締約国の領域における者に移転し、又はアクセスを提供すること。
(b) 当該締約国の領域における者と提携すること。
(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

附属書八－Ｂ 情報通信技術産品

第Ａ節 暗号法を使用する情報通信技術産品

１ この節の規定は、暗号法を使用する情報通信技術産品について適用する（注）。

注 この節の規定の適用上、「産品」は、物品であり、金融商品を含まない。

２ この節の規定の適用上、

「暗号法」とは、データの情報の内容を秘匿し、探知されない変更を防止し、又は許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をいい、一又は二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数又は関連する暗号鍵の管理）を使用する情報の変換に限られる。

「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を再転換なしに容易に理解することができない形式（暗号文）に転換することをいう。

「暗号化アルゴリズム」又は「暗号」とは、暗号文を作成するために暗号鍵を平文と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。

「暗号鍵」とは、当該暗号鍵を知る主体は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができ、かつ、当該暗号鍵を知らない主体はこれらを行うことができない方法により、当該演算を決定する暗号化アルゴリズムに関連して使用されるパラメーターをいう。

３ いずれの締約国も、暗号法を使用し、かつ、商業用目的を意図した産品に関し、当該産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該産品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求する強制規格又は適合性評価手続を課し、又は維持してはならない。ただし、締約国の政府による又は締約国の政府のための当該産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の場合は、この限りでない。

(a) 製造者又は供給者が専有しており、かつ、産品における暗号法に関連する特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）を当該締約国又は当該締約国の領域における者に移転し、又はアクセスを提供すること。

(b) 当該締約国の領域における者と提携すること。

(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

４ ３の規定は、次のいずれかのものには、適用しない。

(a) 締約国の政府が所有し、又は管理するネットワーク（中央銀行によるものを含む。）へのアクセスに関連して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(b) 締約国が金融機関又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づいてとる措置

５ この節の規定は、締約国の法執行当局が、サービス提供者であって自らが管理する暗号化を使用するものに対し当該締約国の法的手続に従って暗号化されていない通信を提供することを要求することを妨げるものと解してはならない。

### （c）紛争解決（第 28 章）

紛争解決章（第 28 章）は、23 の条文から構成され、Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続によると、これらの条文は、①一般的・制度的事項に関する条文（第 28・1 条～第 28・3 条、第 28・11 条、第 28・22 条、第 28・23 条）、②本案手続に関する条文（第 28・4 条～第 28・10 条、第 28・12 条～第 28・18 条）、③履行手続に関する条文（第 28・19 条～第 28・21 条）に分類される[639]。

第 A 節 紛争解決
第 28・1 条：定義
第 28・2 条：協力
第 28・3 条：適用範囲
第 28・4 条：場の選択
第 28・5 条：協議
第 28・6 条：あっせん、調停及び仲介
第 28・7 条：パネルの設置
第 28・8 条：付託事項
第 28・9 条：パネルの構成
第 28・10 条：パネルの構成員の資格
第 28・11 条：パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿
第 28・12 条：パネルの任務
第 28・13 条：パネルの手続規則
第 28・14 条：第三国の参加
第 28・15 条：専門家の役割
第 28・16 条：手続の停止又は終了
第 28・17 条：最初の報告書
第 28・18 条：最終報告書
第 28・19 条：最終報告書の実施
第 28・20 条：未実施（代償及び利益の停止）
第 28・21 条：履行状況の審査
第 B 節 国内手続及び民間の商事紛争の解決
第 28・22 条：私権
第 28・23 条：代替的な紛争解決

紛争の流れ

[639] Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/28_dsm_v1.pdf

CPTPP における紛争の流れを図示すると以下のようになる。

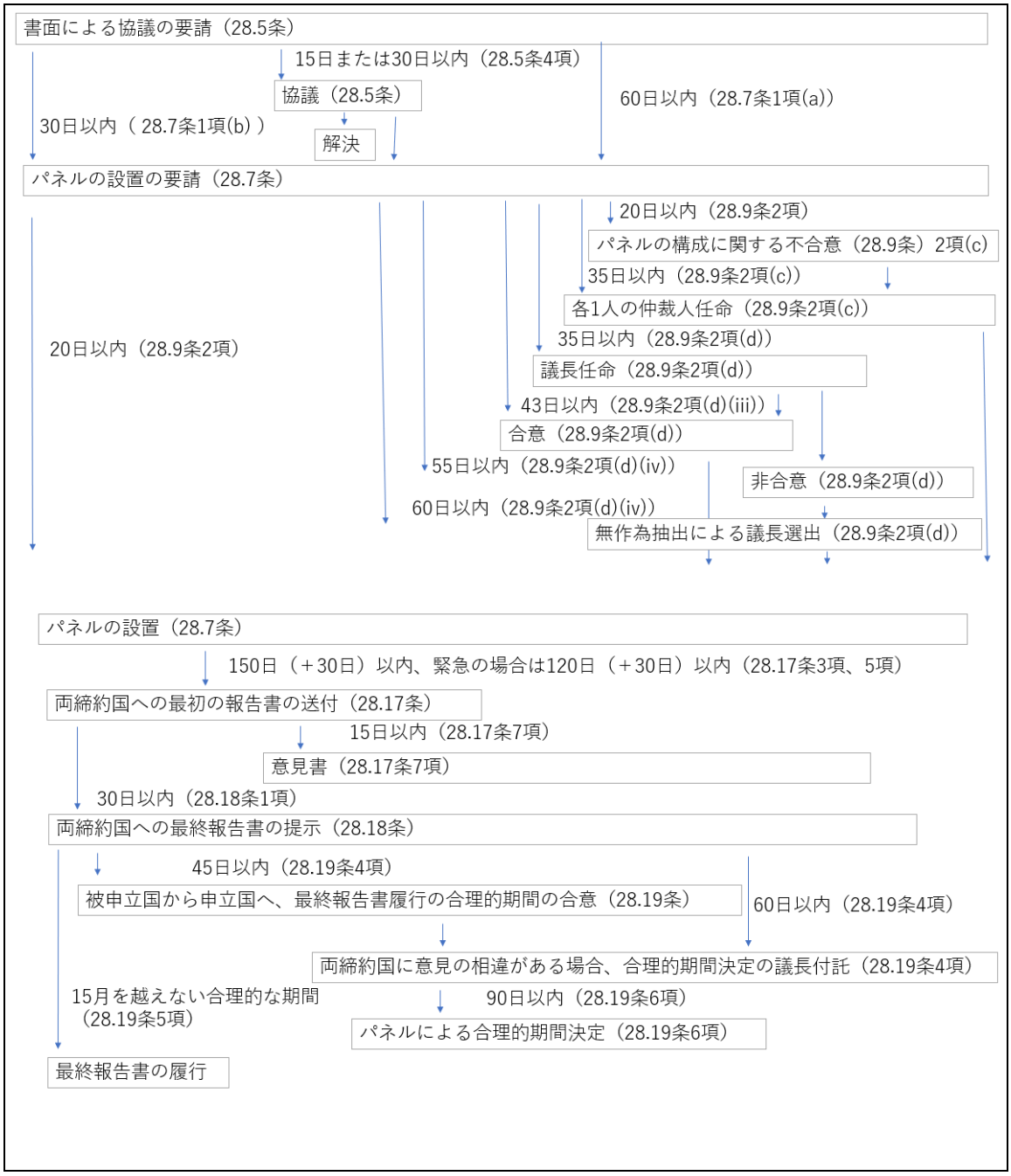


以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

**(i) 紛争解決手続に付託できる案件（第 28・3 条）**

紛争解決手続の対象となるのは、CPTPP の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であると規定されている。

| |
|---|
| 第二十八・三条 適用範囲<br>１ この章の紛争解決に関する規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次の(a)の事項又は(b)若しくは(c)の場合について適用する。<br>(a) この協定の解釈又は適用に関する締約国間の全ての紛争の回避又は解決<br>(b) 締約国が、他の締約国の実際の措置若しくは措置の案がこの協定の義務に適合しておらず、若しくは適合しない可能性があると認める場合又は他の締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったと認めるその他の場合<br>(c) 締約国が、第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第八章（貿易の技術的障害）、第十章（国境を越えるサービスの貿易）又は第十五章（政府調達）の規定に基づいて自国に与えられることを当然に予想していた利益がこの協定に反しない他の締約国の措置の適用の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合<br>２ 締約国は、ＷＴＯの加盟国が貿易関連知的所有権協定第六十四条の規定に基づいて非違反措置による無効化又は侵害に関する苦情を申し立てる権利を有することとなる日の後六箇月以内に、１(c)の規定について、その対象に第十八章（知的財産）の規定を含めるために改正するかどうかを検討する。<br>３ この協定の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書については、次のとおりとする。<br>(a) 千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約第三十一条２(b)の規定の意味におけるこの協定の関係文書を構成するものではなく、並びに当該文書の当事国でない締約国のこの協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。<br>(b) 当該文書が定める場合には、当該文書の下で生ずる事項についてこの章の規定に基づく紛争解決手続に服するものとすることができる。 |

**(ii) 協議前置義務（第 28・5 条）**

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

| |
|---|
| 第二十八・五条 協議<br>１ 締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題について、他の締約国との協議を要請することができる。当該協議の要請を行う締約国は、当該要請を書面で行うものとし、当該書面に、当該要請の理由（問題となっている実際の措置、措置の案（注）その他の事項の特定及び申立ての法的根拠の記載を含む。）を示すものとする。当該要請を行う締約 |

国は、第二十七・五条（連絡部局）１の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、当該要請を他の締約国に対して同時に送付する。

注 締約国は、措置の案の場合には、当該案の公表の日から六十日以内にこの１の規定に基づく協議の要請を行うようあらゆる努力を払う。もっとも、第一文の規定は、いつでも当該要請を行う権利を害するものではない。

２ 協議の要請を受ける締約国は、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の受領の日の後七日以内に当該要請に対して書面により回答する（注）。当該協議の要請を受ける締約国は、他の締約国に対し１に規定する総合的な連絡部局を通じて自国の回答を同時に送付し、及び誠実に協議を開始する。

注 協議の要請を受ける締約国は、この２に定める期間内に回答しない場合には、協議の要請を行う締約国が当該要請を送付した日の後七日目の日に当該要請を受領したものとみなされる。

３ 協議国以外の締約国であって、問題に関する実質的な利害関係を有すると認めるものは、協議の要請の送付の日の後七日以内に他の締約国に対して書面により通報することにより、当該協議に参加することができる。その通報を行う締約国は、当該通報に当該問題に関する自国の実質的な利害関係の説明を含める。

４ 協議国は、別段の合意をする場合を除くほか、次の期間内に協議を開始する。

(a) 腐敗しやすい物品に関する問題については、要請の受領の日の後十五日の期間

(b) その他の全ての問題については、要請の受領の日の後三十日の期間

５ 協議は、対面により又は協議国にとって利用可能な技術的手段により、行うことができる。協議は、対面によって行う場合には、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、当該協議の要請を受けた締約国の首都において行う。

６ 協議国は、この条の規定による協議を通じて、問題について相互に満足すべき解決に達するようあらゆる努力を払う。このため、次のことが行われる。

(a) 各協議国が、実際の措置又は措置の案がこの協定の運用又は適用にどのように影響を及ぼす可能性があるかについて十分に検討することができるよう十分な情報を提供すること。

(b) 当該協議に参加する締約国が、当該協議の過程で交換される情報であって秘密であると指定されたものを、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

７ 一の協議国は、この条の規定による協議において、他の協議国に対し、問題となっている事項に関する専門知識を有する当該他の協議国の政府機関その他規制機関の職員を関与させることを可能とするよう要請することができる。

８ 協議は、秘密とされるものとし、他の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

**(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 28・13 条）**

委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定めることが規定されている。

第二十八・十三条 パネルの手続規則
この協定の下で第二十七・二条（委員会の任務） 1 (f)の規定に従って定める手続規則は、次のことを確保するものとする。
(a) 紛争当事国が、パネルにおける審理であって各紛争当事国が口頭で意見を述べることができるものを少なくとも一回行う権利を有すること。
(b) (f)の規定に従うことを条件として、パネルにおける審理が公衆に公開されること。ただし、紛争当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。
(c) 各紛争当事国が最初の意見書及び反論のための意見書を提出する機会を有すること。
(d) (f)の規定に従うことを条件として、各紛争当事国が次のことを行うこと。
(i) 当該各紛争当事国の意見書、口頭による陳述を書面にしたもの及びパネルからの要請又は質問に対する書面による回答がある場合には、これらの文書の提出後できる限り速やかに公表するよう最善の努力を払うこと。
(ii) これらの文書が公表されていない場合には、パネルの最終報告書が発出される時までに当該これらの文書の全てを公表すること。
(e) いずれかの紛争当事国の領域内に所在する非政府団体からの要請であって、紛争に関する書面による意見（パネルが紛争当事国の意見及び主張を評価するに当たって役立ち得るもの）を提出する旨のものをパネルが検討すること。
(f) 秘密の情報を保護すること。
(g) 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、意見書の作成及び口頭による主張を英語で行うこと。
(h) 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、審理を被申立国の首都において行うこと。

**(iv) 時間的制限（第 28・17 条、第 28・18 条）**

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。
最初の報告書の送付：
パネル構成の合意から 150 日以内
最終報告書の送付：
中間報告書の送付から 30 日以内

第二十八・十七条 最初の報告書
１ パネルは、締約国の参加なしに報告書を起草する。
２ パネルは、この協定の関連する規定、紛争当事国及び第三国の意見及び主張並びに第二十八・十五条（専門家の役割）の規定によって提供される情報又は助言に基づき報告書を作成する。パネルは、紛争当事国の共同の要請に応じ、紛争解決のための勧告を行うこと

ができる。
３ パネルは、パネルの最後の構成員の任命の日の後百五十日以内に最初の報告書を紛争当事国に提示する。パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合を含む。）には、パネルの最後の構成員の任命の日の後百二十日以内に最初の報告書を紛争当事国に提示するよう努める。
４ 最初の報告書には、次の事項を含める。
(a) 事実認定
(b) 次のいずれかの事項に関するパネルの決定
(i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。
(ii) 締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。
(iii) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）１(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしているかどうか。
(c) 付託事項において要請されるその他の決定
(d) 紛争当事国が共同で紛争の解決のための勧告を要請した場合には、当該勧告
(e) 認定及び決定の理由
５ パネルは、３に定める期間内に最初の報告書を公表することができないと認める例外的な場合には、最初の報告書を発出する時期の見込みと共に、遅延の理由を書面により紛争当事国に通報する。遅延は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三十日の追加的な期間を超えてはならない。
６ パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない問題について、別個の意見を表明することができる。
７ 紛争当事国は、最初の報告書の提示の後十五日以内又は紛争当事国が合意するその他の期間内に、パネルに対し、最初の報告書に関する書面による意見を提出することができる。
８ パネルは、最初の報告書に関する紛争当事国の書面による意見を検討した後、最初の報告書を修正し、及び適当と認める更なる検討を行うことができる。

第二十八・十八条 最終報告書
１ パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、最初の報告書の提示の後三十日以内に、紛争当事国に対し、最終報告書（全会一致の合意が得られない問題に関する別個の意見を含む。）を提示する。紛争当事国は、秘密の情報を保護する手段をとった後、当該最終報告書の提示の後十五日以内に当該最終報告書を公表する。
２ パネルは、最初の報告書又は最終報告書のいずれにおいても、いずれのパネルの構成員が多数意見又は少数意見に関係しているかを開示してはならない。

**(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 28・4 条）**

申立国が自ら他の国際貿易協定上の紛争解決手続と CPTPP 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることが規定されている。

第二十八・四条 場の選択
１ 申立国は、この協定及び紛争当事国が締結している他の国際貿易協定（世界貿易機関設立協定を含む。）の下でいずれかの問題に関する紛争が生ずる場合には、紛争を解決するための場を選択することができる。
２ 紛争当事国は、申立国がパネル若しくは１に規定する協定に基づく他の裁判所の設置を要請した場合又はパネル若しくは当該裁判所に問題を付託した場合には、選択した場以外の場を利用してはならない。

**(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 28・11 条）**

議長の候補者名簿の作成及び維持は義務的であるが、それ以外の仲裁人リストの作成は任意とされる。両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、無作為抽出することが規定されている。

第二十八・十一条 パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿
パネルの議長の登録簿
１ この協定の効力発生の日の後百二十日以内に、第三十・五条（効力発生）の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じている締約国は、パネルの議長の選出のために使用される登録簿を作成する。
２ 委員会は、締約国が１に規定する期間内に登録簿を作成することができない場合には、登録簿の構成員に個人を任命するため直ちに会合する。委員会は、４の規定に基づいて行われる指名及び前条（パネルの構成員の資格）に定める資格を考慮して、この協定の効力発生の日の後百八十日以内に当該登録簿を作成する。
３ 登録簿は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、少なくとも十五人で構成する。
４ 各締約国は、登録簿のために二人までの個人を指名し、及びその指名にいずれかの締約国の国民一人を含めることができる。
５ 締約国は、コンセンサス方式によって登録簿の構成員に個人を任命する。当該登録簿には、各締約国の国民一人を含めることができる。
６ 登録簿は、１若しくは２の規定に従って作成される場合又は締約国による見直しの結果再度作成される場合には、少なくとも三年間又は締約国が新たな登録簿を作成するまでの間、引き続き有効とする。登録簿の構成員は、再任されることができる。
７ 締約国は、登録簿の構成員が職務を遂行する意思を有しない場合又は職務を遂行することができない場合には、いつでも代わりの者を任命することができる。
８ 加入する締約国は、４及び５の規定に従うことを条件として、登録簿のために二人までの個人を指名することができる。これらの個人のいずれか一方又は双方は、締約国による

コンセンサス方式によって登録簿に含めることができる。
締約国別の候補者名簿
９ 締約国は、この協定の効力発生の日の後いつでも、パネルの構成員としての職務を遂行する意思及び能力を有する個人の名簿を作成することができる。
10 ９に規定する名簿には、当該名簿を作成する締約国の国民又は当該国民以外の個人を含めることができる。各締約国は、当該名簿の構成員に任意の人数の個人を任命し、及びいつでも、個人を追加して任命し、又は当該名簿の構成員を交代させることができる。
11 ９の規定に基づいて名簿を作成する締約国は、他の締約国が速やかに当該名簿を入手することができるようにする。

**(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第28・12条）**

紛争解決の決定は全員一致で行うよう努めるものとするが、過半数の賛成により決定することができる。

第二十八・十二条 パネルの任務
１ パネルの任務は、パネルに付託される問題の客観的な評価（事実関係の調査並びにこの協定の適用の可能性及びこの協定との適合性に関する調査を含む。）を行うこと並びにパネルの付託事項に定める認定、決定及び勧告であって紛争の解決のために必要なものを行うことである。
２ パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この章及び手続規則の規定に適合する方法により、任務を遂行し、及び手続を実施する。
３ パネルは、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約第三十一条及び第三十二条の規定に反映されている国際法上の解釈の規則に従って、この協定について検討する。パネルは、また、この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、ＷＴＯの紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パネルの認定、決定及び勧告は、この協定に基づく締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。
４ パネルは、コンセンサス方式によって決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって決定を行うことができる。

**(viii) 上訴手続**

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

**(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 28・19 条）**

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第二十八・十九条 最終報告書の実施
１ 締約国は、紛争の明確な解決を確保するためのこの章に定める紛争解決手続の目的を達成する上で、パネルが前条（最終報告書）の規定に従って行う決定の速やかな履行の重要性を認める。
２ 被申立国は、パネルが最終報告書において次のいずれかのことを決定する場合には、可能な限り、その違反又は無効化若しくは侵害を除去する。
(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく締約国の義務に適合しないこと。
(b) 締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったこと。
(c) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）１(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしていること。
３ 被申立国は、違反又は無効化若しくは侵害を直ちに除去することができない場合には、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、これらを除去するための合理的な期間を与えられる。
４ 紛争当事国は、３に規定する合理的な期間について合意するよう努める。紛争当事国が前条（最終報告書）１の規定に基づく最終報告書の提示の後四十五日の期間内に当該合理的な期間について合意することができない場合には、いずれの紛争当事国も、当該合理的な期間を仲裁によって決定するため、同条１の規定に基づく最終報告書の提示の後六十日以内にその問題を議長に付託することができる。
５ 議長は、３に規定する合理的な期間が前条（最終報告書）１の規定に基づく最終報告書の提示から十五箇月を超えるべきでないことを指針として考慮する。もっとも、この十五箇月の期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。
６ 議長は、４の規定に基づく議長への付託の日の後九十日以内に、３に規定する合理的な期間を決定する。
７ 紛争当事国は、３に規定する合理的な期間の決定のため、４から６までに定める手続を変更することについて合意することができる。

**(x) 対抗措置（第 28・20 条）**

第 28・20 条「未実施（代償及び利益の停止）」において、第 15 項で「本条に定める代償、利益停止、金銭支払は一時的措置であり、違反及び無効化・侵害の除去による完全実施が優先される。」とされている。第 2～6 項で、利益の停止（対抗措置）に関して、「30 日の交渉期間内に代償に合意不能か、被申立国が代償の合意条件を遵守しないと思慮する場合、申立国は停止する利益の程度（違反又は無効化・侵害と同等の効果を有する協定上の譲許

の程度）を特定して、利益停止の意図を被申立国に通報する。申立国は利益停止を違反又は無効化・侵害と同一の対象事項において試みるべきで、それが効果的・実際的でなくかつ事態が十分重大である場合、理由を示して他の対象事項において利益を停止できる。」とされている。Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続によると、この「対象事項」については、協定において明示的には規定されていないものの、第 28・20 条第 4 項(c)の規定を踏まえると、物品、金融サービス、その他サービス、知的財産権に区分される[640]、すなわち、知的財産権が含まれると解される。

第二十八・二十条 未実施（代償及び利益の停止）

１ 被申立国は、次のいずれかの場合において、一又は二以上の申立国からの要請があるときは、当該要請の受領の後十五日以内に、相互に受け入れることができる代償を策定するため、当該一又は二以上の申立国と交渉を開始する。

(a) 被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを当該一又は二以上の申立国に通報した場合

(b) 前条（最終報告書の実施）の規定に従って定める合理的な期間の満了後、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したかどうかについて紛争当事国間に意見の相違がある場合

２ 申立国は、次のいずれかの場合には、３の規定に基づいて利益を停止することができる。

(a) 当該申立国及び被申立国が、代償を策定するための期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかった場合

(b) 当該申立国及び被申立国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかったと関係する申立国が認める場合

３ 申立国は、自国について２に規定する条件が満たされた後はいつでも、同等の効果を有する利益を停止する意図を被申立国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立国が停止することを提案する利益の程度（注）を特定する。当該申立国は、場合に応じ、当該申立国がこの３の規定に基づいて通報する日又はパネルが５の規定に従って決定を行う日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、利益の停止を開始することができる。

注 「申立国が停止することを提案する利益の程度」とは、この協定に基づく譲許の程度であって、当該譲許の停止が第二十八・十八条（最終報告書）１の規定に従って発出されるパネルの最終報告書においてパネルが存在すると決定する違反又は第二十八・三条（適用範囲）１(c)の規定の意味における無効化若しくは侵害の程度と同等の効果を有することとなると申立国が認めるものをいう。

４ 申立国は、３の規定に基づいていかなる利益を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則及び手続を適用する。

[640] Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/28_dsm_v1.pdf

(a) 当該申立国は、まず、パネルが違反又は無効化若しくは侵害が存在すると決定した対象事項と同一の対象事項における利益の停止を試みるべきである。

(b) 当該申立国は、同一の対象事項における利益を停止することが実際的又は効果的でなく、かつ、事態が十分重大であると認める場合には、異なる対象事項における利益を停止することができる。当該申立国は、３に規定する書面による通報において、異なる対象事項における利益の停止の決定の根拠となる理由を示すものとする。

(c) 当該申立国は、(a)及び(b)に定める原則を適用するに当たり、次の事項を考慮する。

(i) パネルが違反又は無効化若しくは侵害を認定した物品の貿易、サービスの提供その他の対象事項及びこれらの貿易の当該申立国にとっての重要性

(ii) 物品、第十一章（金融サービス）の規定の対象となる全ての金融サービス、当該金融サービス以外のサービス及び第十八章（知的財産）各節がそれぞれ別個の対象事項であること。

(iii) 無効化又は侵害に関連するより広範な経済的要因及び利益の停止のより広範な経済的影響

５ 被申立国は、次のいずれかのことを認める場合には、申立国が３の規定に基づいて行う書面による通報の到達の日から三十日以内に、問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

(a) 停止することが提案される利益の程度が明らかに過大であること又は当該申立国が４に定める原則及び手続に従わなかったこと。

(b) 被申立国が、パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害を除去したこと。

被申立国は、書面により当該申立国にその要請を送付する。パネルは、当該要請の到達の日の後できる限り速やかに再招集されるものとし、(a)若しくは(b)の規定に基づく要請を検討するためにパネルが再招集された後九十日以内又は(a)及び(b)の規定に基づく要請のためにパネルが再招集された後百二十日以内に、その決定を紛争当事国に提示するものとする。パネルは、申立国が停止することを提案する利益の程度が明らかに過大であると決定する場合には、同等の効果を有すると認める利益の程度を決定する。

６ 申立国は、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、パネルが５の規定に従って決定した程度まで又はパネルが程度を決定しなかった場合には当該申立国が３の規定に基づき停止することを提案した程度まで、利益を停止することができる。パネルは、４に定める原則及び手続に当該申立国が従わなかったと決定する場合には、４に定める原則及び手続の完全な遵守を確保するため、当該申立国が利益を停止することができる対象事項及び停止することができる利益の程度をパネルの決定に明記する。当該申立国は、パネルの決定に適合する態様によってのみ利益を停止することができる。

７ 申立国は、利益を停止する意図を書面により通報した後三十日以内又はパネルが５の規定に従って再招集される場合にはパネルが決定を提示した後二十日以内に、被申立国が

金銭による評価額を支払う意図を有する旨を当該申立国に対して書面により通報する場合には、利益を停止してはならない。紛争当事国は、被申立国が金銭による評価額を支払う意図を有する旨を通報した日の後十日以内に、当該評価額の金額について合意に達するために協議を開始する。当該紛争当事国がその協議の開始後三十日以内に合意に達することができず、かつ、８に規定する基金の利用に関する議論を行っていない場合には、当該評価額の金額は、アメリカ合衆国ドルにより、パネルが５の規定に従い同等の効果を有すると決定した利益の程度の五十パーセントと同等の水準又はパネルが当該程度を決定しなかった場合には当該申立国が３の規定に基づき停止することを提案した程度の五十パーセントと同等の水準に設定する。

８ 金銭による評価額が申立国に支払われる場合には、当該評価額は、アメリカ合衆国ドル又はその同等の額の被申立国の通貨若しくは紛争当事国が合意するその他の通貨により、被申立国が評価額を支払う意図を有する旨を通報する日の後六十日目から四半期ごとの均等な分割払によって支払われる。紛争当事国は、状況により正当と認められる場合には、締約国間の貿易の円滑化（不当な貿易上の障害を更に削減すること又は被申立国によるこの協定に基づく義務の履行を支援することによるものを含む。）を目的とする適当な自発的活動のための当該紛争当事国が指定する基金に対して被申立国が評価額を支払うことを決定することができる。

９ 被申立国は、四半期ごとの分割払の最初の支払期限の到来と同時に、申立国に対し、違反又は無効化若しくは侵害を除去するためにとろうとする行動の計画を提出する。

10 被申立国は、申立国が延長に合意する場合を除くほか、被申立国が７の規定に基づいて書面により通報した日から十二箇月間を限度として、申立国による利益の停止に代わる金銭による評価額を支払うことができる。

11 10 の規定に基づく支払のための期間を延長することを求める被申立国は、十二箇月の期間の満了の三十日前までに、書面により延長のための要請を行う。紛争当事国は、延長の期間及び条件（評価額の金額を含む。）を決定する。

12 申立国は、次のいずれかの場合には、３、４及び６の規定に基づき、被申立国に対する利益の適用を停止することができる。

(a) 被申立国が、８の規定に基づく支払を行わない場合又は 13 の規定に基づき支払を行うことを選択した後当該支払を行わない場合

(b) 被申立国が９の規定に従って要求される計画を提出しない場合

(c) 金銭による評価額の支払の期間（延長の期間を含む。）が終了した場合において、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去しなかったとき。

13 被申立国が基金の利用の可能性について議論することを希望することを申立国に通報し、紛争当事国が被申立国による７の規定に基づく通報の日から三箇月以内に基金の利用について合意しない場合において、その三箇月の期間が当該紛争当事国の合意によって延長されなかったときは、被申立国は、５の規定に従って決定される額の五十パーセント又は５の規定に基づく決定が行われないときは当該申立国が３の規定に基づいて提案した程

度の五十パーセントと同等の金銭による評価額の支払を行うことを選択することができる。当該支払は、その選択が行われる場合には、被申立国の７の規定による通報から九箇月以内に、アメリカ合衆国ドル又はその同等の額の被申立国の通貨若しくは当該紛争当事国が合意するその他の通貨によって行われなければならない。当該申立国は、当該選択が行われない場合には、当該選択のための期間の終了の時に、５の規定に従って決定される額又は５の規定に基づく決定が行われないときは当該申立国が３の規定に基づいて提案した程度の利益の適用を停止することができる。
14 申立国は、８及び 13 に規定する基金の利用の可能性に関する被申立国による通報に対して好意的な考慮を払う。
15 代償、利益の停止及び金銭による評価額の支払は、一時的な措置とする。これらのいずれの措置よりも、違反又は無効化若しくは侵害の除去による完全な実施が優先する。代償、利益の停止及び金銭による評価額の支払は、被申立国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去する時までの間又は相互に満足すべき解決に達するまでの間においてのみ、適用される。

**（ｄ）例外及び一般規定（第 29 章）**

例外及び一般規定章（第 29 章）は、8 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①例外に関する条文（第 29・1 条～第 29・6 条）、②一般規定に関する条文（第 29・7 条、第 29・8 条）に分類される。なお、締約国にニュージーランドが含まれており、例外規定には、先住民族（マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）に関する条文が含まれている。

第 A 節 例外
第 29・1 条：一般的例外
第 29・2 条：安全保障のための例外
第 29・3 条：一時的なセーフガード措置
第 29・4 条：租税に係る課税措置
第 29・5 条：たばこの規制のための措置
第 29・6 条：ワイタンギ条約

第 B 節 一般規定
第 29・7 条：情報の開示
第 29・8 条：伝統的な知識及び伝統的な文化的表現

以下、例外に関する条文、及び一般規定の中で知的財産に関連すると思われる「伝統的な知識及び伝統的な文化的表現」に関連する条文を整理する。

**(i) 一般的例外（第 29・1 条）**

第 29・1 条は、第 1 項において物品貿易関連章にガットの一般的例外規定を組み込んでいる。また、第 3 項においてサービス貿易関連章に GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。CPTPP の各章には個別の例外規定等があり、本規定は各章に横断的に適用される「一般的」例外を扱う。[641]

第二十九・一条 一般的例外

１ 第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第七章（衛生植物検疫措置）、第八章（貿易の技術的障害）及び第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す（注）。

注 第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、物品の購入、生産若しくは販売又は最終的な結果が物品の生産である活動に影響を及ぼす締約国の措置（国有企業又は指定独占企業の活動を通じてとられる措置の実施を含む。）についてのみ、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

２ 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存に関する措置について適用されることを了解する。

３ 第十章（国境を越えるサービスの貿易）、第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）、第十三章（電気通信）、第十四章（電子商取引）（注１）及び第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す（注２）。締約国は、同条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

注１ この条の規定は、デジタル・プロダクトが物品又はサービスのいずれに分類されるべきかについて影響を及ぼすものではない。

注２ 第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、サービスの購入若しくは提供又は最終的な結果がサービスの提供である活動に影響を及ぼす締約国の措置（国有企業又は指定独占企業の活動を通じてとられる措置の実施を含む。）についてのみ、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

[641] Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定（独立行政人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/29_exception_v1.pdf

４　この協定のいかなる規定も、締約国が、関税の維持又は引上げを含む行動であって、ＷＴＯの紛争解決機関によって承認されるもの又は行動をとる締約国及び当該行動がとられる締約国が締結している自由貿易協定に基づく紛争解決のためのパネルの決定の結果とられるものをとることを妨げるものと解してはならない。

関税及び貿易に関する一般協定（ガット）[642]

第二十条　一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) 公徳の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置

(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置

(e) 刑務所労働の産品に関する措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

[642] 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137 html#article20

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）[643]

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣し意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

[643] サービスの貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428 html#article14

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置
この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。
(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

**(ii) 安全保障のための例外（第 29・2 条）**

第 29・2 条は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を統合・整理した規定となっている。ただし、第 29・2 条(b)における「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」には、ガット第 21 条(b)及び GATS 第 14 条の 2(b)に記載される具体的措置は明示されていない[644]。

第二十九・二条 安全保障のための例外
この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。
(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

関税及び貿易に関する一般協定（ガット）[645]
第二十一条 安全保障のための例外
この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわ

[644] Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定（独立行政人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/29_exception_v1.pdf
[645] 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137 html#article21

れるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）[646]
第十四条の二 安全保障のための例外
１．この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。
(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。
２．サービスの貿易に関する理事会は、1 の(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける

**(iii) 一時的なセーフガード措置（第 29・3 条）**

国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、締約国が経常勘定取引のための支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと、及び資本の移動に関連する支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないことが規定されている。

第二十九・三条 一時的なセーフガード措置
１ この協定のいかなる規定も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、締約国が経常勘定取引のための支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。
２ この協定のいかなる規定も、次のいずれかの場合において、締約国が資本の移動に関連する支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。
(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのあ

[646] サービスの貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428 html#article14-2

る場合
(b) 例外的な状況において、資本の移動に関連する支払又は移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある場合
３　１又は２の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）の規定に反しないものであること（注）。
注　１又は２の規定に基づいて採用し、又は維持する措置が投資家を居住に基づいて区別する事実は、当該措置が第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）の規定に適合しないことを必ずしも意味するものではない。もっとも、これらの規定の一般的な解釈を妨げるものではない。
(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
(c) 他の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。
(d) １又は２に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
(e) 一時的なものであり、１又は２に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること及び十八箇月の期間を超えないこと。もっとも、一の締約国は、例外的な状況において、当該措置を延長することについてその延長の三十日以内に他の締約国に書面により通報することにより、一年の追加的な期間ごとに当該措置を延長することができる。ただし、協議の後、その通報の受領から三十日以内に、締約国の過半数が、延長される措置が(c)、(d)及び(h)に定める要件を満たすために立案され、及び適用されることについて同意しない旨を書面により通報する場合は、この限りでない。この場合において、当該延長される措置をとる締約国は、締約国の過半数が同意しない旨の通報の受領から九十日以内に、他の締約国の意見を考慮して、当該延長される措置を廃止し、又は、及びの規定に適合させるために修正するものとする。
(f) 第九・八条（収用及び補償）の規定に反しないものであること（注）。
注　１又は２に規定する措置は、附属書九－Ｂ（収用）(3)(b)に規定する公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国により立案され、及び適用される差別的でない規制措置であることがある。
(g) 資本の流出に対する制限の場合には、制限的な措置をとる締約国の領域において投資家が制限された資産（注）から市場における相場で収益を得ることを妨げるものでないこと。
注　この(g)における「制限された資産」とは、制限的な措置をとる締約国の領域において締約国の投資家によって投資された資産であって、当該制限的な措置をとる締約国の領域外に移転することを制限されたもののみをいう。

(h) 経済全般の必要な調整を避けるために使用されるものでないこと。
４　１及び２に規定する措置は、外国直接投資（注）に関連する支払又は移転については、適用しない。
　注 この条の規定の適用上、「外国直接投資」とは、締約国の投資家による他の締約国の領域における投資の一形態であって、当該投資家が、当該投資を通じ、企業若しくは他の直接投資に係る資産を所有し、若しくは支配し、又は企業若しくは他の直接投資に係る資産の管理に相当な程度の影響力を及ぼすものであり、及び永続的な関係を構築するために行う傾向にあるものをいう。例えば、十二箇月以上の期間にわたる企業の議決権の十パーセント以上の所有は、一般に外国直接投資とみなされる。
５ 締約国は、１又は２の規定に基づいて採用し、又は維持する措置が価格を基礎とするものであるよう定めることに努めるものとし、当該措置が価格を基礎とするものでない場合において、他の締約国に当該措置を通報するときは、数量制限を利用する必要性について説明するものとする。
６ 物品の貿易の場合には、千九百九十四年のガット第十二条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。この６の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、非締約国の待遇と比較してこの協定に基づいて他の締約国に与えられる相対的な利益を害してはならない。
７　１、２又は６の規定に基づく措置を採用し、又は維持する締約国は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 他の締約国に対し、当該措置（その変更を含む。）について、その実施の必要性とともに、その採用から三十日以内に書面により通報すること。
(b) 日程又は当該措置の廃止のために必要な条件をできる限り速やかに提示すること。
(c) 当該措置を速やかに公表すること。
(d) 自国が採用し、又は維持する措置の見直しのため、他の締約国と速やかに協議を開始すること。
　(i) 資本の移動の場合には、自国が採用した措置について協議を要請する他の締約国に対して速やかに回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われている場合を除く。
　(ii) 経常勘定に係る制限の場合において、自国が採用した措置に関する協議が世界貿易機関設立協定の枠組みの下で行われていないときは、要請に応じ、利害関係を有する締約国と速やかに協議を開始すること。

**(iv) 租税に係る課税措置（第 29・4 条）**

　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと、及びこの協定のいかなる規定も、租税条約に基づく

締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先することが規定されている。

第二十九・四条 租税に係る課税措置

１ この条の規定の適用上、「指定当局」とは、次の者又は他の締約国に対して書面により通報するこれらの者の後継者をいう。

(a) オーストラリアについては、財務次官又は権限を与えられたその代理者

(b) ブルネイ・ダルサラーム国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(c) カナダについては、財務省税制担当次官補

(d) チリについては、財務次官

(e) 日本国については、外務大臣及び財務大臣（注）

注 関係締約国の指定当局間の協議のための日本国の連絡部局は、財務省である。

(f) マレーシアについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(g) メキシコについては、財務公債大臣

(h) ニュージーランドについては、内国歳入庁長官又は権限を与えられたその代理者

(i) ペルーについては、経済・財政省国際経済・競争・生産担当局長

(j) シンガポールについては、財務省首席税政官

(k) アメリカ合衆国については、財務次官補（税制担当）

(l) ベトナムについては、財務大臣

「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。

「租税」及び「租税に係る課税措置」には、消費税を含むが、次のものを含まない。

(a) 第一・三条（一般的定義）に定義する「関税」

(b) 第一・三条（一般的定義）の「関税」の定義の(b)及び(c)に掲げる措置

２ この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

３ この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

４ 二以上の締約国間の租税条約に関し、この協定と当該租税条約との間で抵触が存在するかどうかについて問題が生ずる場合には、当該問題は、当該締約国の指定当局に付託される。当該締約国の指定当局は、当該抵触の存在及び程度に関する決定を行うため、当該問題の付託の日から六箇月の期間を有する。当該六箇月の期間は、当該指定当局が合意する場合には、当該問題の付託の日から十二箇月まで延長することができる。当該問題を生じさせた措置についての手続であって、前章（紛争解決）又は第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定によるいかなるものも、当該六箇月の期間又は当該指定当局が合意するその他の期間が終了するまで開始することができない。租税に係る課税措置に関する紛争を検討するために設置されるパネル又は仲裁廷は、この４の規定に基づいて締約国の指定

当局が行う決定を拘束力のあるものとして受け入れる。
５　３の規定にかかわらず、
(a) 第二・三条（内国民待遇）及び同条の規定を実施するために必要なこの協定の他の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置について適用する。
(b) 第二・十五条（輸出税、租税その他の課徴金）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。
６　３の規定に従うことを条件として、
(a) 第十・三条（内国民待遇）及び第十一・六条（国境を越える貿易）１の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のサービスの購入又は消費に関連するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、自国の領域においてサービスを提供することを要求することを特定のサービスの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件とすることを妨げるものではない。
注　この(a)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。
(b) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・六条（国境を越える貿易）１及び第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産、投資又は財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）及び遺産、相続、贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。
注　この(b)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。
(c) 第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関連するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、自国の領域においてデジタル・プロダクトを提供することを要求することを特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件とすることを妨げるものではない。
注　この(c)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。
ただし、(a)から(c)までに規定する各条のいかなる規定も、次のものについては、適用しない。
(d) 租税条約に基づいて締約国が与える利益に対する最恵国待遇の義務

(e) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であってこの協定の規定に適合しないもの
(f) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であってこの協定の規定に適合しないものの継続又は即時の更新
(g) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であってこの協定の規定に適合しないものの改正（当該改正において当該課税措置と(a)から(c)までに規定する各条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）
(h) 租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置の採用又は実施（課税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）。ただし、当該租税に係る課税措置が締約国の者、物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを条件とする（注）。
注 締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(d)の注の規定がサービス又は直接税に限定されないとした場合における同条(d)の注の規定に照らし、この(h)の規定を解釈しなければならないことを了解する。
(i) 年金信託、年金計画、退職年金基金その他の制度であって、年金、退職年金又は類似の給付を行うためのものに対し、締約国が、継続して権限、規制又は監督を維持することを要求することを、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とする規定
(j) 保険料に対する消費税（当該消費税が、他の締約国によって課される場合には、(e)から(g)までの規定の対象となるものに限る。）
７ ３の規定に従うことを条件として、かつ、５の規定に基づく締約国の権利及び義務を害することなく、第九・十条（特定措置の履行要求）２、３及び５の規定は、租税に係る課税措置について適用する。
８ 第九・八条（収用及び補償）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。ただし、当該租税に係る措置が収用に当たらないことがこの８の規定に従って決定されている場合には、いかなる投資家も、同条の規定を請求の根拠として援用することができない。租税に係る課税措置について同条の規定を援用しようとする投資家は、当該租税に係る措置が収用に当たらないかどうかの問題を、第九・十九条（請求の仲裁への付託）に規定する付託の意図の通知を送付する際に、まず、当該投資家の締約国の指定当局及び被申立人である締約国の指定当局に付託しなければならない。これらの指定当局が、当該問題を検討することについて合意しない場合又は当該問題を検討することについて合意したが、その付託から六箇月以内に当該措置が収用に当たらないことについて合意することができない場合には、当該投資家は、同条の規定に基づいて自己の請求を仲裁に付託することができる。
９ この協定のいかなる規定も、シンガポールが、空間に係る特定の制約から生ずる自国の公共政策の目的に対処するために必要である以上に貿易制限的でない租税に係る課税措置を採用することを妨げるものではない。

**(v) たばこの規制のための措置（第 29・5 条）**

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置に対する不服の申立てに係る請求については、第九章（投資）第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）に定める利益を否認することを選択することができることが規定されている。

第二十九・五条 たばこの規制のための措置（注）

注 この条の規定は、第九・十五条（利益の否認）の規定の運用又はたばこの規制のための措置に関する前章（紛争解決）の規定に基づく締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置（注）に対する不服の申立てに係る請求について第九章（投資）第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）に定める利益を否認することを選択することができる。当該締約国がその選択を行った場合には、当該請求は、同節の規定による仲裁に付託することができない。当該締約国は、当該請求について同節の規定による仲裁への当該請求の付託の時までに利益を否認することを選択しなかった場合には、その手続の期間中に利益を否認することを選択することができる。当該締約国が当該請求について利益を否認することを選択する場合には、当該請求は、棄却される。

注 たばこの規制のための措置とは、締約国の措置であって、製造されたたばこ製品（たばこを原料とする製品及びたばこから得られる製品を含む。）の生産若しくは消費、流通、ラベル、包装、宣伝、マーケティング、販売促進、販売、購入又は使用に関するもの及び検査、記録、報告の要求等の取締措置をいう。たばこ製品の製造者が保有していないたばこの葉又は製造されたたばこ製品の一部でないたばこの葉についての措置は、たばこの規制のための措置ではない。

**(vi) ワイタンギ条約（第 29・6 条）**

先住民族（ニュージーランド・マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）を妨げるものではないことを規定している。

第二十九・六条 ワイタンギ条約

１ この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

２ 締約国は、ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決に関する規定の対象とならないことに合意する。前章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルに対しては、１に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができ

る。

**(vii) 伝統的な知識及び伝統的な文化的表現（第 29・8 条）**

各締約国は、自国の国際的な義務に従い、伝統的な知識及び伝統的な文化的表現を尊重し、保護し、及び奨励するための適当な措置を定めることができることが規定されている。

第二十九・八条 伝統的な知識及び伝統的な文化的表現
各締約国は、自国の国際的な義務に従い、伝統的な知識及び伝統的な文化的表現を尊重し、保護し、及び奨励するための適当な措置を定めることができる。

**（e）知的財産章における例外措置（第 18 章）**

**(i) 最終規定（第 K 節）（第 18・83 条）**

締約国のための経過期間が規定されている。具体的には、ブルネイ（BN、未発効）、マレーシア（MY、2022 年 11 月発効）、メキシコ（MX、2018 年 12 月発効）、ニュージーランド（NZ、2018 年 12 月発効）、ペルー（PE、2021 年 9 月発効）、ベトナム（VN、2018 年 12 月発効）の経過期間（起算日は発効日）が記載されている。対象条文とその経過期間を下表にまとめる。

| | BN | MY | MX | NZ | PE | VN |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 18・7 条（国際協定）2(a) マドリッド議定書 | - | 4 年 | - | - | - | - |
| 第 18・7 条（国際協定）2(b) ブダペスト条約 | - | 4 年 | - | - | - | 2 年 |
| 第 18・7 条（国際協定）2(c) シンガポール条約 | - | 4 年 | - | - | - | - |
| 第 18・7 条（国際協定）2(d) UPOV 条約 | 3 年 | 4 年 | 4 年 | - | - | - |
| 第 18・7 条（国際協定）2(e) WIPO 著作権条約 | - | - | - | - | - | 3 年 |
| 第 18・7 条（国際協定）2(f) WIPO 実演・レコード条約 | - | - | - | - | - | 3 年 |
| 第 18・18 条（商標として登録することができる標識の種類）音による標章 | 3 年 | 3 年 | - | - | - | 3 年 |
| 第 18・46 条（特許を与える当局の不合理な遅 | - | - | - | - | - | 5 年 c) |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 延についての特許期間の調整）３及び４（医薬品が請求の範囲に記載されている特許）*) | | | | | | |
| 第18・46条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）３及び４（農業用の化学品が請求の範囲に記載されている特許）*) | - | - | - | - | - | 5年 c) |
| 第18・46条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）３及び４*) | - | - | - | - | - | 3年 d) |
| 第18・47条（農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護） | 18箇月 | - | 5年 | - | - | 5年 |
| 第18・48条（不合理な短縮についての特許期間の調整）２*) | - | 4年6箇月 | 4年6箇月 | - | - | 5年 |
| 第18・50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）*) | 4年 a) | - | 5年 a) | - | 5年 | 10年 e,f) |
| 第18・51条（生物製剤）*) | 4年 a) | 5年 | 5年 a) | - | 10年 | 10年 e,f) |
| 第18・53条（特定の医薬品の販売に関する措置） | 2年 | 4年6箇月 | - | - | - | 3年 |
| 第18・63条（著作権及び関連する権利の保護期間）*) | - | - | - | 8年 b) | - | - |
| 第18・63条（著作権及び関連する権利の保護期間）(a)*) | - | 2年 | - | - | - | 5年 |
| 第18・68条（技術的保護期間）*) | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・69条（権利管理情報）*) | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・76条（国境措置に関する特別の要件）「混同を生じさせる | - | 4年 | - | - | - | - |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ほどに類似」の商標を付した物品の引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立て | | | | | | |
| 第18・76条（国境措置に関する特別の要件）5(b)及び(c) | - | 4年 | - | - | - | - |
| 第18・76条（国境措置に関する特別の要件）5(b) 輸出に対する職権による国境措置 | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・76条（国境措置に関する特別の要件）5(c) 通過物品に対する職権による国境措置 | - | - | - | - | - | 2年 |
| 第18・77条（刑事上の手続及び刑罰）1(b) | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・77条（刑事上の手続及び刑罰）２ 著作権侵害物品の輸入 | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・77条（刑事上の手続及び刑罰）２ 輸出 | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・77条（刑事上の手続及び刑罰）４ 上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製 | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・77条（刑事上の手続及び刑罰）6(g) 著作権以外の権利に対する権利者からの要請のない権利行使 | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・78条（営業上の秘密）２及び３ | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・79条（衛生放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護）１ 刑事上の制裁*) | - | - | - | - | - | 3年 |
| 第18・79条（衛生放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護）２*) | - | 4年 | - | - | - | - |
| 第18・79条（衛生放送用及びケーブル放送用 | - | - | - | - | - | 3年 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| の暗号化された番組伝送信号の保護）３ケーブル放送要の暗号化された番組伝送信号*) | | | | | | |
| 第 18 条第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）（第 18・81 条～第 18・82 条*)） | 3 年 | - | 3 年 | - | - | 3 年 |

*) : 凍結規定（第 18・37 条２、第 18・37 条４の第２文、第 18・46 条、第 18・48 条、第 18・50 条、第 18・51 条、第 18・63 条、第 18・68 条、第 18・69 条、第 18・79 条、第 18・82 条、附属書 18-E、附属書 18-F）に該当

a) : ブルネイ・ダルサラーム国、メキシコは、第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行した後、自国において新規の医薬品の販売承認についての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、自国の市場に新規の医薬品を導入するため、当該申請の手続を適時に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、同国は、当該措置の案について委員会を通じて他の締約国に通報し、当該他の締約国と協議する。その協議については、関心を有する締約国による要請が行われてから 30 日以内に開始するものとし、懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、当該措置については、正当な商業的考慮を尊重し、並びに新規の医薬品の開発のための奨励措置の必要性及び当該国における当該医薬品の迅速な販売承認の必要性を考慮する。

b) : ただし、この協定がニュージーランドについて効力を生ずる日以後、同国は、この協定の効力発生前に自国の法律が定めた保護期間が当該八年の間に満了する著作物、実演又はレコードについて、それらの保護期間が、この協定に基づく当該保護期間の計算のための基礎となる同条の規定における関係する日から六十年で満了することを定める。締約国は、第十八・十条（既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用）の規定の適用に当たって、ニュージーランドが、同国の領域において公共の領域（パブリック・ドメイン）にある著作物、実演及びレコードについて、第二文の規定に基づいて定める条件に従う保護期間を回復し、又は延長することを要求されないことを了解する。

c) : 締約国は、医薬品及び農業用の化学品が請求の範囲に記載されている特許についての第 18・46 条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）３及び４の規定の実施に係る経過期間について、1 年を限度とする当該経過期間の 1 回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。同国の要請には、延長の理由を含める。同国は、委員会が当該要請の受領から 60 日以内に別段の決定を行わない限り、この規定に基づいて要請を行ったときに当該 1 回の延長を利用することができる。同国は、1 年を限度とする延長された経過期間が満了する日までに、同条３及び４の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

d) : 第 18・10 条（既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用）の規定

にかかわらず、ベトナムについては、この規定に基づく 3 年間の経過期間又は第 18・83 条（最終規定）4 (f)(v)及び(vi)の規定に基づいて適用される経過期間（5 年）の終了の後に提出された全ての出願に適用する。

e)：医薬品についての第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定の実施に係る経過期間については、次のとおりとする。

(A) 締約国は、2 年を限度とする経過期間の 1 回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。同国の要請には、延長の理由を含める。同国は、委員会が当該要請の受領から 60 日以内に別段の決定を行わない限り、この規定に基づいて要請を行ったときに当該 1 回の延長を利用することができる。同国は、2 年を限度とする延長された経過期間が満了する日までに、第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

(B) ベトナムは、第 27 章（運用及び制度に関する規定）の規定に基づいて更に 1 回の延長を要請することができる。同国の要請には、その理由を含める。委員会は、第 27・3 条（意思決定）に定める手続に従い、能力及び他の適当な状況を含む関連する要素に基づき当該要請を認めるかどうかを決定する。同国は、(A)の第一文に定める 2 年を限度とする経過期間の満了の 1 年前までに、当該要請を行う。締約国は、当該要請に対して妥当な考慮を払う。ベトナムは、委員会が同国の要請を認めた場合には、延長期間が満了する日までに第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

(C) (A)に定める延長期間の終了の後 3 年間におけるベトナムによる第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定の実施は、第 28 章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決の対象とならない。

f)：ベトナムは、この規定との関連において、第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行した後、自国において新規の医薬品の販売承認についての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、自国の市場に新規の医薬品を導入するため、当該申請の手続を適時に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、同国は、当該措置の案について委員会を通じて他の締約国に通報し、当該他の締約国と協議する。その協議については、関心を有する締約国による要請が行われてから 30 日以内に開始するものとし、懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、当該措置については、正当な商業的考慮を尊重し、並びに新規の医薬品の開発のための奨励措置の必要性及びベトナムにおける当該医薬品の迅速な販売承認の必要性を考慮する

第十八・八十三条 最終規定

1 各締約国は、第十八・十条（既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の

適用）及び２から４までの規定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が自国について効力を生ずる日にこの章の規定を実施する（注）。
　注 ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムのみが、第十八・五十一条（生物製剤）１の規定を実施し、及び遵守するため、自国の法令の変更を必要とし、そのために経過期間を必要とすることを認めた。
２ 締約国は、４に規定する関係する期間中に、この協定の署名の日に有効な関連措置と比較して４の規定に基づく自国の義務により整合的でないように現行の措置の改正を行ってはならず、又は新たな措置を採用してはならない。この節の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
３ 日本国及びメキシコは、著作権の保護期間に関する第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）の規定の実施に関して締約国に対して認められる経過期間を援用する締約国（以下この条において「経過期間援用国」という。）の著作物に関し、経過期間中、少なくとも、関連する著作物について当該経過期間援用国の法令に基づいて利用可能な保護期間を適用し、また、当該経過期間援用国が同条の規定を完全に実施する場合にのみ、著作権の保護期間に関して第十八・八条（内国民待遇）１の規定を適用する。
４ 締約国は、経過期間の対象となる義務に関し、この協定が自国について効力を生ずる日に開始する次に定める該当する期間の満了までに、この章の規定に基づく自国の義務を完全に履行する。
(a) ブルネイ・ダルサラーム国に関し、…以下、略

**(ii) 附属書 18-A～18-F**

第 18 章（知的財産）には附属書が 6 種（附属書 18-A～18-F）存在する。そのうち、附属書 18-E、及び 18-F は凍結規定であり、附属書 18-B～18-D は、凍結規定とされている条文（第 18・46 条、第 18・48 条、第 18・50 条、及び第 18・51 条）に関する附属書である[647]。

附属書 18-A「第 18・7 条（国際協定）２の附属書」において、ニュージーランドは特定条件下において、CPTPP 発効日から 3 年以内に UPOV 条約に加入すること、及び UPOV 条約を実施する植物の品種に関する権利についての特別の制度を採用することが規定されている。

附属書 18-B「チリ」において、第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）１及び２、第 18・51 条（生物製剤）の規定は、チリがこの協定に原則的に合

[647] TPP11 の概要（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/files/000355372.pdf

意した日に有効である工業所有権に関するチリ法（第一万九千三十九号）第九十一条の規定を維持し、又は適用することを妨げるものではないことが規定されている。しかしながら、第 18・50 条、及び第 18・51 条は凍結規定とされている。

附属書 18-C「マレーシア」において、マレーシアは、第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）１及び２並びに第 18・51 条（生物製剤）１に規定する保護を与えるため、申請者に対し、いずれかの国において医薬品が最初に販売承認を与えられる日から十八箇月以内に、これらの条の規定の対象となる医薬品の販売承認を得る手続を開始することを要求することができること、第 18・50（開示されていない試験データその他のデータの保護）１及び２並びに第 18・51 条（生物製剤）１に規定する保護期間は、マレーシアにおける医薬品の販売承認の日に開始することが規定されている。しかしながら、第 18・50 条、及び第 18・51 条は凍結規定とされている。

附属書 18-D「ペルー」において、第 18・46 条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）及び第 18・48 条（不合理な短縮についての特許期間の調整）の規定についての適用、及び第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定についての適用が規定されている。しかしながら、第 18・46 条、第 18・48 条、第 18・50 条及び第 18・51 条は凍結規定とされている。

附属書 18-E「第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書」において、第 18・82 条（法的な救済措置及び免責）３及び４の規定は、締約国がこの協定に原則的に合意した日から引き続き特定事項を行う場合には、当該締約国については適用しないことが規定されている。しかしながら、第 18・82 条は凍結規定とされている。

附属書 18-F「第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書」において、第 J 節の規定を実施する代わりに、2003 年 6 月 6 日にマイアミで作成され、及びこの附属書に組み込まれ、この附属書の一部を成すアメリカ合衆国とチリとの間の自由貿易協定第 17・11 条の規定を実施することができることが規定されている。しかしながら、本附属書は凍結規定とされている。

### （２）日 EU EPA[648] [649]

日本・EU 経済連携協定（日 EU EPA）は、2011 年 3 月に開催された第 20 回日 EU 定期

[648] 日 EU 経済連携協定（EPA）（令和 5 年 2 月 24 日）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042 html

[649] 一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所「各国知的財産関連法令　TRIPS 協定整合性レビュー調査 国際知財制度研究会報告書（平成 30 年度）」p.112-114（2019 年 3 月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf

首脳協議において、交渉の大枠を定めるスコーピング作業を開始することが合意され、2013年3月の日EU首脳電話会談において、交渉の開始が決定された。2013年4月の交渉開始から約4年をかけ計18回の交渉会合が開催された後、2017年12月に交渉妥結、2018年7月に署名され、同年12月に日EU双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019年2月1日に発効に至った[650]。

以下、知的財産に関連すると思われる、「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」（第8章）、「紛争解決」（第21章）の規定、各章の例外に関する規定について整理する。

**（a）サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第8章）**

第A節 一般規定
第8・1条：適用範囲
第8・2条：定義
第8・3条：一般的例外
第8・4条：サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会
第8・5条：見直し
第B節 投資の自由化
第8・6条：適用範囲
第8・7条：市場アクセス
第8・8条：内国民待遇
第8・9条：最恵国待遇
第8・10条：経営幹部及び取締役会
第8・11条：特定措置の履行要求の禁止
第8・12条：適合しない措置及び例外
第8・13条：利益の否認
第C節 国境を越えるサービスの貿易
第8・14条：適用範囲
第8・15条：市場アクセス
第8・16条：内国民待遇
第8・17条：最恵国待遇
第8・18条：適合しない措置
第8・19条：利益の否認
第D節 自然人の入国及び一時的な滞在

[650] 日・EU経済連携協定（令和4年12月）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf

第 8・20 条：一般規定及び適用範囲
第 8・21 条：定義
第 8・22 条：一般的義務
第 8・23 条：透明性
第 8・24 条：他の節に定める義務
第 8・25 条：設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家
第 8・26 条：契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
第 8・27 条：短期の商用訪問者
第 8・28 条：連絡部局
第 E 節 規制の枠組み
第一款 国内規制
第 8・29 条：適用範囲及び定義
第 8・30 条：免許及び資格の条件
第 8・31 条：免許及び資格の審査に係る手続
第 8・32 条：技術上の基準
第二款 一般に適用される規定
第 8・33 条：一般に適用される措置の実施
第 8・34 条：行政上の決定に関する審査手続
第 8・35 条：相互承認
第三款 郵便及びクーリエ・サービス
第 8・36 条：適用範囲及び定義
第 8・37 条：ユニバーサル・サービス
第 8・38 条：国境手続
第 8・39 条：免許
第 8・40 条：規制機関の独立性
第四款 電気通信サービス
第 8・41 条：適用範囲
第 8・42 条：定義
第 8・43 条：規制への取組方法
第 8・44 条：アクセス及び利用
第 8・45 条：番号ポータビリティ
第 8・46 条：再販売
第 8・47 条：ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続
第 8・48 条：主要なサービス提供者に関する義務
第 8・49 条：規制当局
第 8・50 条：ユニバーサル・サービス
第 8・51 条：電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認

第 8・52 条：希少な資源の分配及び利用
第 8・53 条：透明性
第 8・54 条：電気通信に関する紛争の解決
第 8・55 条：国際機関との関係
第 8・56 条：情報の秘密性
第 8・57 条：国際移動端末ローミング
第五款 金融サービス
第 8・58 条：適用範囲
第 8・59 条：定義
第 8・60 条：締約国の領域における新たな金融サービス
第 8・61 条：支払及び清算の制度
第 8・62 条：自主規制団体
第 8・63 条：情報の移転及び処理
第 8・64 条：効果的なかつ透明性のある規制
第 8・65 条：信用秩序の維持のための適用除外
第 8・66 条：郵便保険事業体による保険サービスの提供
第 8・67 条：金融規制に関する協力
第六款 国際海上運送サービス
第 8・68 条：適用範囲及び定義
第 8・69 条：義務
第 F 節 電子商取引
第 8・70 条：目的及び一般規定
第 8・71 条：定義
第 8・72 条：関税
第 8・73 条：ソース・コード
第 8・74 条：国内規制
第 8・75 条：事前の許可を不要とする原則
第 8・76 条：電子的手段による契約の締結
第 8・77 条：電子認証及び電子署名
第 8・78 条：消費者の保護
第 8・79 条：要求されていない商業上の電子メッセージ
第 8・80 条：電子商取引に関する協力
第 8・81 条：データの自由な流通

**投資**

「第 A 節 一般規定」は 5 の条文（第 8・1 条～第 8・5 条）、「第 B 節 投資の自由化」

は8の条文（第8・6条～第8・13条）から構成される。「第B節 投資の自由化」の条文は、実体規定である条文で構成され、投資家と国との間の紛争解決に関する条文はない。

以下、知的財産に関すると思われる、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

**(i) 内国民待遇（第8・8条）**

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇を与えることを規定している。

| |
|---|
| 第八・八条 内国民待遇<br>１ 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>２ 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>３ １及び２の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。 |

**(ii) 最恵国待遇（第8・9条）**

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、最恵国待遇を与えることを規定している。

| |
|---|
| 第八・九条 最恵国待遇<br>１ 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>２ 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。<br>３ １及び２の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものによる待遇から得られる利益を他方の締約国の企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。<br>(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは取決め<br>(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス |

貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書３に規定するものを定める現行の又は将来における措置
４　１及び２に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。
５　締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定自体は、この条の規定に基づく待遇（注１）を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇を構成し得るものであ（注２）り、したがって、この条の規定の違反となり得る。ただし、当該違反が当該実体規定を根拠とすることのみでは成立しないことを条件とする。
　注１　当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けは変更されず、したがって、この５の規定が適用されることについても変更は生じない。
　注２　他方の締約国の企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

**(iii) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第8・11条）**

パフォーマンス要求の禁止として、以下の12項目が列挙されている。
(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること（輸出要求）。
(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達要求）。
(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること（物品・サービス現地調達要求）。
(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること（輸出入均衡要求）。
(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。
(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること（輸出規制）。
(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること（技術移転要求）。
(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること（事業本部要求）。
(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること（自国民雇用要求）。
(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること（研究開発要求）。
(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界

市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占供給要求）。
(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額、(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間（ロイヤルティ規制）

しかしながら、第5項(b)において、「1(g)及び(l)の規定は締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条３の規定の適用対象となり、かつ、同条３の規定に反しないものをとる場合には適用しない」と適用除外が規定されている。

第八・十一条 特定措置の履行要求の禁止
１ 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。（注）
注 ２に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この１の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。
(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。
(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。
(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約（注１）又は将来のライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、これらのライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。（注２）

注１　この(l)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

注２　この(l)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

２　締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

３　２のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

４　１(a)から(c)まで並びに２(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

５　１(g)及び(l)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、１(g)若しくは(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(b) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を

要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条３の規定の適用対象となり、かつ、同条３の規定に反しないものをとる場合
６　１(l)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が１(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。
７　２(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。
８　この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

**(iv) 収用と補償**

日 EU EPA には規定はない。

**(v) 紛争処理（投資家対国）**

日 EU EPA には規定はない。

**(vi) 紛争処理（国対国）（第 21 章）**

第 21 章（紛争解決）で規定されている。

**電子商取引**

「第 F 節 電子商取引」は、12 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 8・70 条、第 8・71 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文（第 8・72 条～第 8・79 条、第 8・81 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 8・80 条）に分類される。

以下、知的財産に関すると思われる、関税、国境を越える情報流通、ソース・コードに関する条文について整理する。

**(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 8・80 条）**

日 EU EPA において、デジタル・プロダクトの待遇の規定はない。後述する日英 EPA においては、「電子商取引に関する協力（日英 EPA 第 8・83 条）」で、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持するこ

とに合意するとされている。

| |
|---|
| 第八・八十条 電子商取引に関する協力<br>１ 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。<br>２ 両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、電子商取引に関する法令及びその実施並びに最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、次の(a)から(h)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。<br>(a) 消費者保護<br>(b) サイバーセキュリティ<br>(c) 要求されていない商業上の電子メッセージの防止<br>(d) 公衆に発行される電子署名の証明書の承認<br>(e) 中小企業が電子商取引を利用する上での課題<br>(f) 国境を越える認証サービスの円滑化<br>(g) 知的財産<br>(h) 電子政府 |

**(ii) 関税（第 8・72 条）**

電子的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。

| |
|---|
| 第八・七十二条 関税<br>両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。 |

**(iii) 国境を越える情報流通（第 8・81 条）**

日 EU EPA の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価することが規定されている。

| |
|---|
| 第八・八十一条 データの自由な流通<br>両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。 |

**(iv) ソース・コード（第 8・73 条）**

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができないことが規定されている。

| |
|---|
| 第八・七十三条 ソース・コード<br>１ いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード |

の移転又（注）は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができない。この１のいかなる規定も、商業的に交渉された契約においてソース・コードの移転若しくはソース・コードへのアクセスの付与に関する条件を含め、若しくは当該条件を履行すること又は例えば政府調達に関連してソース・コードを自主的に移転すること若しくはソース・コードへのアクセスを自主的に付与することを妨げるものではない。

注 「他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード」には、製品に含まれるソフトウェアのソース・コードを含む。

２ この条のいかなる規定も、次の要求又は権利に影響を及ぼすものではない。

(a) 競争法令の違反を是正するための司法裁判所、行政裁判所又は競争当局による要求

(b) 知的財産権の保護及び行使に関する司法裁判所、行政裁判所又は行政当局による要求（ソース・コードが当該知的財産権によって保護される範囲に限る。）

(c) 政府調達協定第三条の規定に基づいて措置をとる締約国の権利

３ この条のいかなる規定も、締約国が第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づいて１の規定に適合しない措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続に関連するもの）を含む。

**（b）紛争解決（第 21 章）**

紛争解決章（第 21 章）は、30 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①第 A 節 目的、適用範囲及び定義に関する条文（第 21・1 条～第 21・3 条）、②第 B 節 協議及び仲介に関する条文（第 21・4 条～第 21・6 条）、③第 C 節 パネルの手続に関する条文（第 21・7 条～第 21・24 条）、④第 D 節 一般規定に関する条文（第 21・25 条～第 21・30 条）に分類される。

第 A 節 目的、適用範囲及び定義
第 21・1 条：目的
第 21・2 条：適用範囲
第 21・3 条：定義
第 B 節 協議及び仲介
第 21・4 条：情報提供の要請
第 21・5 条：協議
第 21・6 条：仲介
第 C 節 パネルの手続
第 21・7 条：パネルの設置
第 21・8 条：パネルの構成

第 21・9 条：仲裁人の名簿
第 21・10 条：仲裁人の資格
第 21・11 条：仲裁人の交代
第 21・12 条：パネルの任務
第 21・13 条：付託事項
第 21・14 条：緊急性に係る決定
第 21・15 条：パネルの手続
第 21・16 条：解釈に関する規則
第 21・17 条：情報の受領
第 21・18 条：中間報告書
第 21・19 条：最終報告書
第 21・20 条：最終報告書の履行
第 21・21 条：履行状況の審査
第 21・22 条：不履行の場合における暫定的な救済措置
第 21・23 条：暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査
第 21・24 条：手続の停止及び終了
第 D 節 一般規定
第 21・25 条：紛争解決手続の運用
第 21・26 条：相互に合意する解決
第 21・27 条：紛争解決の場の選択
第 21・28 条：期間
第 21・29 条：費用
第 21・30 条：手続規則及び行動規範

紛争の流れ

日 EU EPA における紛争の流れを図示すると以下のようになる。

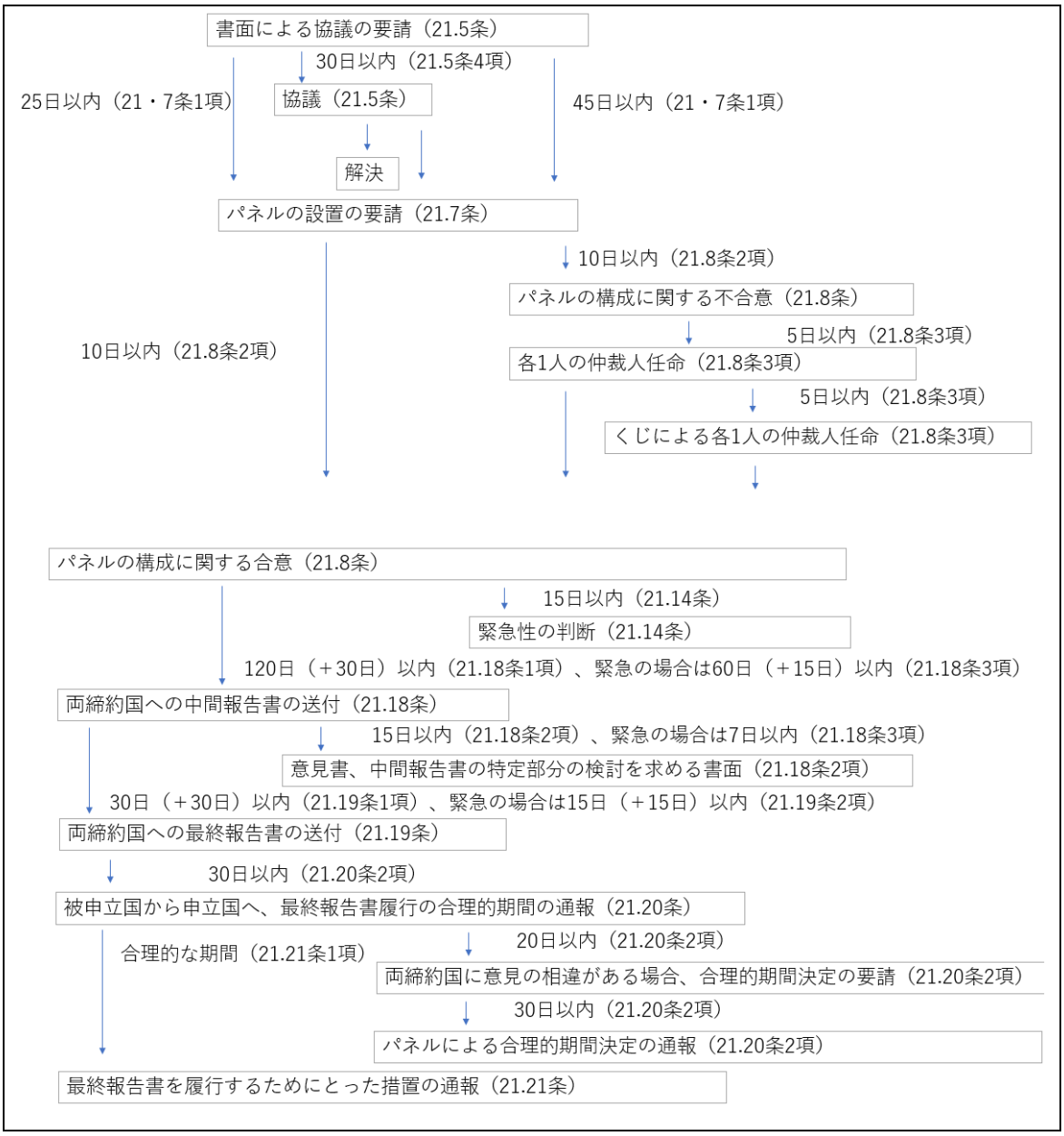


以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

### (i) 紛争解決手続に付託できる案件（21・1 条）

「この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争」に解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とされている（21・1 条）。

| 第二十一・一条 目的 |
|---|

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

**(ii) 協議前置義務（第 21・5 条）**

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第二十一・五条 協議
１ 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十一・二条に規定する紛争を誠実に協議によって解決するよう努める。
２ 一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を明記するもの）について記載することを含む。）を示す。
３ 各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。
４ 協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。
５ 協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。
６ 協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

**(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 21・15 条、第 21・30 条）**

合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定めることが規定されている。

第二十一・十五条 パネルの手続
１ パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合又は締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

２ 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。
３ パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密であることについての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。
４ パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。
５ 両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。
６ 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。
７ パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うことができる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。
８ パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十一・三十条 手続規則及び行動規範
この章に規定するパネルの手続については、第二十二・一条４(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

**(iv) 時間的制限（第 21・18 条、第 21・19 条）**

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。
中間報告書の送付：
パネル構成の合意から 120 日以内
最終報告書の送付：
中間報告書の送付から 30 日以内

第二十一・十八条 中間報告書

１ パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるように、両締約国に対し、当該パネルの設置の日の後百二十日以内に、当該中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

２ 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、当該中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。

３ 緊急の場合には、

(a) パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b) 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十一・十九条 最終報告書

１ パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

２ パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

３ 最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、当該最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

４ 両締約国は、最終報告書の送付の日の後十日以内に当該最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

**(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 21・27 条）**

申立国が自ら他の国際協定上の紛争解決手続と日 EU EPA 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることが規定されている。

第二十一・二十七条 紛争解決の場の選択
１ 特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいずれにも抵触すると申し立て得る紛争が生じた場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。
２ 締約国は、１に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他方の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。
３ ２の規定の適用上、
(a) この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十一・七条１の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。
(b) 世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。
(c) 他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。
４ この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

**(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 21・8 条、第 21・9 条）**

議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成し、合同委員会での事前合意を必要とする。両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出することが規定されている。

第二十一・八条 パネルの構成
１ パネルは、三人の仲裁人から成る。
２ 両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。
３ 各締約国は、両締約国が２に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、２に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合

には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。

４　両締約国が２に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

５　次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されない場合又は同条に規定する少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a) パネルの長の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、４に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii) 両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、４に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦した個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦した個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b) パネルの長以外の仲裁人の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i) 締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、２に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。

(ii) 締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。

(iii) (i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。

６　パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後に選定された仲裁人が自己に対する任命への同意を両締約国に通報した日とする。

第二十一・九条 仲裁人の名簿
１ 合同委員会は、第二十二・一条２の規定によるその第一回会合において、仲裁人としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの１の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。
２ 合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であって、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

**(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第21・15条）**

全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができることが規定されている。

第二十一・十五条 パネルの手続
１ パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合又は締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。
２ 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。
３ パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密であることについての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。
４ パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。
５ 両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。
６ 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。
７ パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努

める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うことができる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。
８ パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

**(viii) 上訴手続**

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

**(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 21・20 条）**

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第二十一・二十条 最終報告書の履行
１ 被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。
２ 被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、当該最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この２の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通告する。
３ 両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。
４ 被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

**(x) 対抗措置（第 21・22 条）**

最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止することが規定されている。

第二十一・二十二条 不履行の場合における暫定的な救済措置

１ 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があったときは、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a) 当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとった措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b) 被申立国が、第二十一・二十条２の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に、最終報告書を履行するためにとった措置について通報しない場合

(c) 被申立国が、申立国に対し、第二十一・二十条２の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

２ 申立国は、１の規定による要請を行わないことを決定した場合又は１の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、意図する譲許その他の義務の適用の停止の程度を明記する。

３ 申立国は、被申立国が６の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が２に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、２に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

４ 譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a) 被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものとする。

(b) 特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十一・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であって、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

５ この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となっている措置の関連する対象規定との抵触であって、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

６ 被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が４の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、２に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通告する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが当該決定を通告するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

**(xi) 知的財産章との関係**

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・52 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 21 章）の対象外とされている（第 14・55 条）。

第十四・五十二条 協力

１ 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。そのような協力には、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含める。

２ １の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

(a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定

(b) 知的財産の管理及び登録の制度

(c) 知的財産に関する教育及び啓発

(d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i) 中小企業

(ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii) 技術の創造、移転及び普及

(e) 研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f) 知的財産に関する多数国間協定、例えば、ＷＩＰＯの主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g) 開発途上国のための技術支援

(h) 知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画

(i) 世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同の努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

３ 両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びにＷＴＯ及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・五十五条 紛争解決

第十四・五十二条の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

### （c）例外に関する条文

日 EU EPA には CPTPP や RCEP に存在する「例外及び一般規定」、「一般規定及び例外」の章は存在しないが、同様の規定は置かれている。

一般的例外：例外規定を必要な章ごとに規定している。
第 2・22 条（第 2 章 物品の貿易について適用）
第 8・3 条（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引について適用）
第 12・9 条（第 12 章 補助金について適用）
第 13・8 条（第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について適用）

安全保障のための例外：協定全体、及び知的財産章に規定している。
第 1・5 条（協定全体について適用）（第 1 章 総説）
第 14・54 条（第 14 章 知的財産について適用）

#### (i) 一般的例外（第 2・22 条、第 8・3 条、第 12・9 条、第 13・8 条）

一般的例外規定として、ガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。

第二・二十二条 一般的例外（第 2 章 物品の貿易）
１ この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
２ 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。
(a) 他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。
(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互に受け入れることができる解決を求めることを目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適当な機会を与えること。
３ 両締約国は、２(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができる。
４ 一方の締約国は、事前の情報の提供又は検討を不可能とするような緊急の行動が必要となる例外的かつ危機的な状況において、関係する措置をとる意図を有する場合には、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第八・三条 一般的例外（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引）
１ 次節の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

２ 次節から第Ｆ節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注 公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注 両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な（注）賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条１及び２又は第八・十六条１の規定に合致しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a) 非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

(b) 一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(c) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(d) 一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(e) 全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家

及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置
(f) 一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置
この(d)（この注を含む。）に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第十二・九条 一般的例外（第 12 章 補助金）
この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十三・八条 一般的例外（第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業）
この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

関税及び貿易に関する一般協定（ガット）[651]
第二十条 一般的例外
この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。
(a) 公徳の保護のために必要な措置
(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置
(e) 刑務所労働の産品に関する措置
(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置
(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる

[651] 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137 html#article20

措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）[652]

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣し意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

652 サービスの貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428 html#article14

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

**(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・54 条）**

第 1・5 条第 1 項は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を統合・整理した規定となっている。また、第 1・5 条第 2 項では、第 10 章（政府調達）においては政府調達協定第 3 条が適用されることが、第 14・54 条では第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第一・五条 安全保障のための例外（第 1 章 総説）

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接

に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置
(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
(iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。
２　１の規定にかかわらず、
(a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。
(b) 第十四章の規定の適用上、第十四・五十四条の規定を適用する。

第十四・五十四条 安全保障のための例外（第 14 章 知的財産）
この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

政府調達に関する協定[653]
第三条 安全保障のための例外及び一般的例外
１　この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。
２　この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。
(a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
(b) 動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
(c) 知的財産の保護のために必要な措置
(d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）
第 73 条 安全保障のための例外
この協定のいかなる規定も,次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 加盟国に対し,その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること
(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれか

653 政府調達に関する協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000439 html#section4

の措置をとることを妨げること
(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
(ii) 武器,弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置
(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること

### （d）知的財産章における例外措置（第 14 章）

#### (i) 知的財産に関する基準（第 B 節） 地理的表示（第三款）に規定される例外（第 14・29 条）

第 14・29 条において、一方の締約国は、農産品／ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書 14-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大 7 年（農産品）／5 年（ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料）の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止することが規定されている。

第十四・二十九条 例外
１ 第十四・二十五条１の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産品を特定する附属書十四－Ｂに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。
２ 第十四・二十五条１の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四－Ｂに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（ただし、貿易関連知的所有権協定第二十四条４の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。
３ 各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、１及び２に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。
４ １に規定する経過期間については、１に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品についての地理的表示の使用が当該他方の締約国の領域において適用される附属書十四－Ａに掲げる関係法令を遵守していない場合には、適用しない。

５　この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

**(ii) 協力及び制度上の措置（第 D 節）に規定される例外**

上述「（ｃ）(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・54 条）」のとおり、第 14・54 条では第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第十四・五十四条 安全保障のための例外
この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

**（３）日英 EPA[654]**

日・英包括的経済連携協定（日英 EPA）は、2020 年 1 月に EU を離脱した英国との、日 EU EPA に代わる新たな貿易、投資の枠組みを規定するために、同年の 6 月 9 日に両国の交渉が開始され、9 月 11 日に大筋の合意がなされた。その後、2020 年 10 月 23 日に、東京において茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との間で署名が行われ、同年の 12 月 4 日に国会の承認を得た後、2021 年の 1 月 1 日に発効に至った[655]。

以下、知的財産に関連すると思われる、「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」（第 8 章）、「紛争解決」（第 22 章）の規定、各章の例外に関する規定について整理する。なお、以下に特に明示的に記載した以外の条項については、日 EU EPA と同様の内容の規定が置かれている。

**（ａ）サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第 8 章）**

第 A 節 一般規定
第 8・1 条：適用範囲
第 8・2 条：定義
第 8・3 条：一般的例外
第 8・4 条：サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会
第 8・5 条：見直し
第 B 節 投資の自由化

654 日英包括的経済連携協定（EPA）（令和 5 年 2 月 7 日）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344 html
655 日英包括的経済連携協定（令和 4 年 12 月）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf

第 8・6 条：適用範囲
第 8・7 条：市場アクセス
第 8・8 条：内国民待遇
第 8・9 条：最恵国待遇
第 8・10 条：経営幹部及び取締役会
第 8・11 条：特定措置の履行要求の禁止
第 8・12 条：適合しない措置及び例外
第 8・13 条：利益の否認

第 C 節 国境を越えるサービスの貿易
第 8・14 条：適用範囲
第 8・15 条：市場アクセス
第 8・16 条：内国民待遇
第 8・17 条：最恵国待遇
第 8・18 条：適合しない措置
第 8・19 条：利益の否認
第 D 節 自然人の入国及び一時的な滞在
第 8・20 条：一般規定及び適用範囲
第 8・21 条：定義
第 8・22 条：一般的義務
第 8・23 条：透明性
第 8・24 条：他の節に定める義務
第 8・25 条：設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家
第 8・26 条：契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
第 8・27 条：短期の商用訪問者
第 8・28 条：連絡部局
第 E 節 規制の枠組み
第一款 国内規制
第 8・29 条：適用範囲及び定義
第 8・30 条：免許及び資格の条件
第 8・31 条：免許及び資格の審査に係る手続
第 8・32 条：技術上の基準
第二款 一般に適用される規定
第 8・33 条：一般に適用される措置の実施
第 8・34 条：行政上の決定に関する審査手続
第 8・35 条：相互承認
第三款 郵便サービス及びクーリエ・サービス
第 8・36 条：適用範囲及び定義

第 8・37 条：ユニバーサル・サービス
第 8・38 条：国境手続
第 8・39 条：免許
第 8・40 条：規制機関の独立性
第四款 電気通信サービス
第 8・41 条：適用範囲
第 8・42 条：定義
第 8・43 条：規制への取組方法
第 8・44 条：アクセス及び利用
第 8・45 条：番号ポータビリティ
第 8・46 条：再販売
第 8・47 条：ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続
第 8・48 条：主要なサービス提供者に関する義務
第 8・49 条：規制当局
第 8・50 条：ユニバーサル・サービス
第 8・51 条：電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認
第 8・52 条：希少な資源の分配及び利用
第 8・53 条：透明性
第 8・54 条：電気通信に関する紛争の解決
第 8・55 条：国際機関との関係
第 8・56 条：情報の秘密性
第 8・57 条：国際移動端末ローミング
第五款 金融サービス
第 8・58 条：適用範囲
第 8・59 条：定義
第 8・60 条：新たな金融サービス
第 8・61 条：支払及び清算の制度
第 8・62 条：自主規制団体
第 8・63 条：金融情報
第 8・64 条：効果的なかつ透明性のある規制
第 8・65 条：信用秩序の維持のための適用除外
第 8・66 条：郵便保険事業体による保険サービスの提供
第 8・67 条：金融サービスにおける規制に関する協力
第六款 国際海上運送サービス
第 8・68 条：適用範囲及び定義
第 8・69 条：義務
第 F 節 電子商取引

第 8・70 条：目的及び一般規定
第 8・71 条：定義
第 8・72 条：関税
第 8・73 条：ソース・コード
第 8・74 条：国内規制
第 8・75 条：事前の許可を不要とする原則
第 8・76 条：電子的手段による契約の締結
第 8・77 条：電子認証及び電子署名
第 8・78 条：電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則
第 8・79 条：消費者の保護
第 8・80 条：個人情報の保護
第 8・81 条：要求されていない商業上の電子メッセージ
第 8・82 条：政府の公開されたデータ
第 8・83 条：電子商取引に関する協力
第 8・84 条：情報の電子的手段による国境を越える移転
第 8・85 条：コンピュータ関連設備の設置
第 8・86 条：暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品

**投資**

「第 A 節 一般規定」は 5 の条文（第 8・1 条～第 8・5 条）、「第 B 節 投資の自由化」は 8 の条文（第 8・6 条～第 8・13 条）から構成される。「第 B 節 投資の自由化」の条文は、実体規定である条文で構成され、投資家と国との間の紛争解決に関する条文はない。投資に関する条項は、日 EU EPA と同様である。

以下、知的財産に関すると思われる、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

**(i) 内国民待遇（第 8・8 条）**

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇を与えることを規定している。

第八・八条 内国民待遇
１ 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
２ 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業

に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
３　１及び２の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。

**(ii) 最恵国待遇（第 8・9 条）**

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、最恵国待遇を与えることを規定している。

第八・九条 最恵国待遇
１　一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
２　一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
３　１及び２の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものから得られる待遇による利益を他方の締約国の企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。
(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは国際取決め
(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書３に規定するものを定める現行の又は将来における措置
４　１及び２に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。
５　締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定（注１）は、それ自体では、この条の規定に基づく待遇を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇（注２）を構成し得るものであり、したがって、違反が当該実体規定のみを根拠として成立するものでない限りにおいて、この条の規定の違反となり得る。
注１　当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けに変更は生じず、したがって、当該実体規定へのこの５の規定の適用についても変更は生じない。
注２　他方の締約国の企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

**(iii) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第8・11条）**

パフォーマンス要求の禁止として、以下の12項目が列挙されている。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること（輸出要求）。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達要求）。

(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること（物品・サービス現地調達要求）。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること（輸出入均衡要求）。

(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること（輸出制限）。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること（技術移転要求）。

(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること（事業本部要求）。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること（自国民雇用要求）。

(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること（研究開発要求）。

(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占的供給要求）。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来におけるライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額、(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間（ロイヤルティ規制）

しかしながら、第5項(b)において、「1(g)及び(l)の規定は締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条３の規定の適用対象となり、かつ、同条３の規定に反しないものをとる場合には適用しない」と適用除外が規定されている。

| 第八・十一条 特定措置の履行要求の禁止 |
|---|

１ 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。（注１、注２）

注１ ２に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この１の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。

注２ この１のいかなる規定も、英国が、ある者によって買収又は合併に関して自発的に行われた約束の履行を強制することを妨げるものではない。「自発的に行われた約束」とは、これが英国により買収又は合併の承認の条件として課され、又は要求されたものではないことを意味する。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。

(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約（注１）又は将来におけるライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、これらのライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。（注２）

注１ この(l)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

注２ この(l)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合

には、適用しない。

(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

２ 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

３ ２のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

４ １(a)から(c)まで並びに２(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

５ １(g)及び(l)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、１(g)若しくは(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合（注）

注 この(a)の規定には、競争に悪影響を及ぼす事態を是正するために、英国の競争当局が合併規制又は市場調査に関連する英国の法令に従って採用する措置を含む。

(b) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条３の規定の適用対象となり、かつ、同条３の規定に反しないものをとる場合

６ １(l)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が１(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

７ ２(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

８　この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

**(iv) 収用と補償**

日英 EPA には規定はない。

**(v) 紛争処理（投資家対国）**

日英 EPA には規定はない。

**(vi) 紛争処理（国対国）（第 22 章）**

第 22 章（紛争解決）に規定されている。

**電子商取引**

電子商取引節（第 8 章第 F 節）は、17 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 8・70 条、第 8・71 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文（第 8・72 条～第 8・82 条、第 8・84 条～第 8・86 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 8・83 条）に分類される。電子商取引に関する条項は、日 EU EPA と比較し、以下の点が異なる。

・デジタル・プロダクトの待遇について日 EU EPA では規定されていないが、日英 EPA においては、電子商取引に関連する規制に係る事項について対話を維持すると規定されている。

・国境を越える情報流通について、日 EU EPA では「効力発生から 3 年以内に必要性を再評価する」と規定されているが、日英 EPA では、「情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない」と規定されている。

・ソース・コードについて、日 EU EPA では「ソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセス」を要求することができないことが規定されているが、日英 EPA では、さらに「ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセス」も要求することができないことが規定されている。

・日英 EPA には、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品に関する条項が存在する（日 EU EPA には存在しない）。

以下、知的財産に関すると思われる、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税、国境を越える情報流通、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関する条文について

整理する。

**(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 8・83 条）**

日英 EPA において、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意するとされている。

| |
|---|
| 第八・八十三条 電子商取引に関する協力<br>１ 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。<br>２ 両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、関係する法令及びその実施並びに電子商取引に関する最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、次の(a)から(l)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。<br>(a) 消費者の保護<br>(b) 個人情報の保護<br>(c) サイバーセキュリティ<br>(d) 要求されていない商業上の電子メッセージの防止<br>(e) 電子トラスト・サービス<br>(f) デジタル・プロダクトの待遇<br>(g) 公衆に発行される電子署名の証明書の承認<br>(h) 中小企業が電子商取引を利用する上での課題<br>(i) 新たな技術（人工知能及びモノのインターネットを含む。）<br>(j) 国境を越える認証サービスの円滑化<br>(k) 知的財産<br>(l) 電子政府 |

**(ii) 関税（第 8・72 条）**

電子的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。

| |
|---|
| 第八・七十二条 関税<br>１ 両締約国は、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。<br>２ １の規定は、締約国が電子的な送信に対して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの内国税、手数料又はその他の課徴金がこの協定に適合する態様で課されることを条件とする。 |

**(iii) 国境を越える情報流通（第 8・84 条）**

締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならないことが規定されている。

| |
|---|
| 第八・八十四条 情報の電子的手段による国境を越える移転<br>１ 締約国は、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。<br>２ この条のいかなる規定も、１の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するためのものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。<br>(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。<br>(b) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。<br>３ この条の規定は、次のものについては、適用しない。<br>(a) 政府調達<br>(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。） |

**(iv) コンピュータ関連設備の設置（第 8・85 条）**

締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている。

| |
|---|
| 第八・八十五条 コンピュータ関連設備の設置<br>１ 締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。<br>２ この条のいかなる規定も、１の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。<br>３ この条の規定は、次のものについては、適用しない。<br>(a) 政府調達<br>(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。） |

**(v) ソース・コード（第 8・73 条）**

一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含

む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならないことが規定されている。

第八・七十三条 ソース・コード

１ 一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

２ この条の規定は、一方の締約国の規制機関若しくは司法当局が、又は適合性評価機関に関して一方の締約国が、他方の締約国の者に対し、次のことを要求することを妨げるものではない。

(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとすること（注）。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注 両締約国は、当該ソース・コード又は当該アルゴリズムを入手可能なものとすることがソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、一方の締約国の法律に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、ソフトウェアのソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを提供すること。

３ この条の規定は、次のことについては、適用しない。

(a) 例えば、自由に交渉された契約又は政府調達に関連して、他方の締約国の者がソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを自主的に移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを自主的に付与すること。（注）

注 政府調達に関連して自主的に移転し、又は自主的にアクセスを付与することには、ソース・コードを含むソフトウェアの更新、スケーリング及び修正を目的とした移転及びアクセスを含む。

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を行うこと。

４ この条の規定は、締約国が１の規定に適合しない次の措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続又は保証手続に関連す

るもの）を含む。
(a) 第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づく措置
(b) 第十・一条の規定により組み込まれる政府調達協定第三条の規定に基づく措置

**(vi) 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品（第 8・86 条）**

締約国は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対して、(a) 当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること；(b) 当該商業用の情報通信技術製品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること；(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合することを要求してはならないことが規定されている。

第八・八十六条 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品（注）
注 この条の規定は、第八・七十三条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。
１ 締約国は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。
(a) 当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。
(b) 当該商業用の情報通信技術製品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。
(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。
２ この条の規定は、締約国の規制機関又は司法当局が、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対し、次のいずれかのことを要求することを妨げるものではない。
(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、１(a)の規定に該当する情報を保存し、又は入手可能なものとすること（注）。ただし、当該情報が許可されていない開示からの保護の対象となることを条件とする。
注 両締約国は、１(a)の規定に該当する情報を入手可能なものとすることが暗号法に関連する財産的価値を有する情報の営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。
(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、締約国の競争法に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、１(a)の規定に該当する情報を移転し、又は当該

情報へのアクセスを提供すること。
３ 第八・七十条４の規定にかかわらず、この条の規定は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品について適用する。（注）ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。
注 この条の規定の適用上、商業用の情報通信技術製品には、金融商品を含まない。
(a) 締約国の法執行当局（暗号化を使用するサービス提供者に対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化された又は暗号化されていない通信へのアクセスを提供するよう要求する場合に限る。）
(b) 金融商品の規制
(c) 締約国（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件
(d) 金融サービス提供者又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づき締約国が採用し、又は維持する措置
(e) 締約国による又は締約国のための暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用

**（b）紛争解決（第 22 章）**

紛争解決章（第 22 章）は、30 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①第 A 節 目的、適用範囲及び定義に関する条文（第 22・1 条～第 22・3 条）、②第 B 節 協議及び仲介に関する条文（第 22・4 条～第 22・6 条）、③第 C 節 パネルの手続に関する条文（第 22・7 条～第 22・24 条）、④第 D 節 一般規定に関する条文（第 22・25 条～第 22・30 条）に分類される。紛争解決に関する条項は、日 EU EPA と同様である。

第 A 節 目的、適用範囲及び定義
第 22・1 条：目的
第 22・2 条：適用範囲
第 22・3 条：定義
第 B 節 協議及び仲介
第 22・4 条：情報提供の要請
第 22・5 条：協議
第 22・6 条：仲介
第 C 節 パネルの手続
第 22・7 条：パネルの設置
第 22・8 条：パネルの構成
第 22・9 条：仲裁人の名簿
第 22・10 条：仲裁人の資格

第 22・11 条：仲裁人の交代
第 22・12 条：パネルの任務
第 22・13 条：付託事項
第 22・14 条：緊急性に係る決定
第 22・15 条：パネルの手続
第 22・16 条：解釈に関する規則
第 22・17 条：情報の受領
第 22・18 条：中間報告書
第 22・19 条：最終報告書
第 22・20 条：最終報告書の履行
第 22・21 条：履行状況の審査
第 22・22 条：不履行の場合における暫定的な救済措置
第 22・23 条：暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査
第 22・24 条：手続の停止及び終了
第 D 節 一般規定
第 22・25 条：紛争解決手続の運用
第 22・26 条：相互に合意する解決
第 22・27 条：紛争解決の場の選択
第 22・28 条：期間
第 22・29 条：費用
第 22・30 条：手続規則及び行動規範

紛争の流れ

日英 EPA における紛争の流れを図示すると以下のようになる。

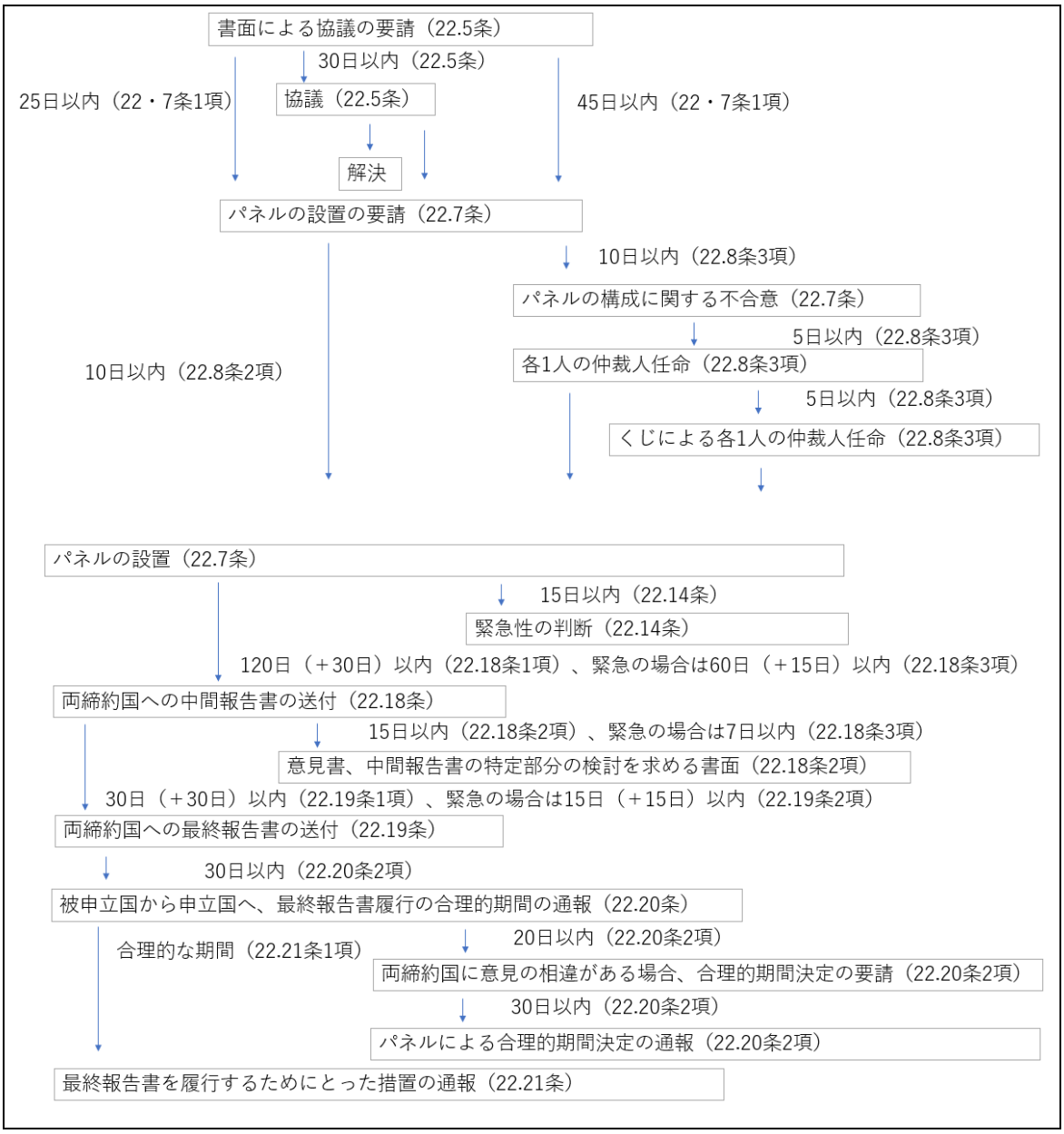


以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

### (i) 紛争解決手続に付託できる案件（第 22・1 条）

日英 EPA の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的としている。

| 第二十二・一条 目的 |
|---|

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

**(ii) 協議前置義務（第 22・5 条）**

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第二十二・五条 協議
１ 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十二・二条に規定する紛争を誠実に協議によって解決するよう努める。
２ 一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を特定するもの）について記載することを含む。）を示す。
３ 各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。
４ 協議の要請を受けた締約国は、当該要請に対し、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。
５ 協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。
６ 協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害しないものとする。

**(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 22・15 条、第 22・30 条）**

合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定めることが規定されている。

第二十二・十五条 パネルの手続
１ パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合並びに締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

２ 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。
３ パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密である理由についての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。
４ パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。
５ 両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。
６ 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。
７ パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うこともできる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。
８ パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく両締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十二・三十条 手続規則及び行動規範
この章に規定するパネルの手続については、第二十三・一条４(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

**(iv) 時間的制限（第 22・18 条、第 22・19 条）**

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。
中間報告書の送付：
パネル構成の合意から 120 日以内
最終報告書の送付：
中間報告書の送付から 30 日以内

第二十二・十八条 中間報告書
１ パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるように、両締約国に対し、パネルの設置の日の後百二十日以内に、中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。
２ 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。
３ 緊急の場合には、
(a) パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。
(b) 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十二・十九条 最終報告書
１ パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。
２ パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。
３ 最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。
４ 両締約国は、最終報告書が送付された日の後十日以内に最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

**(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 22・27 条）**

申立国が自ら他の国際協定上の紛争解決手続と日英 EPA 上の紛争解決手続のいずれを

も選択し得ることが規定されている。

第二十二・二十七条 紛争解決の場の選択
１ 申立国は、特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいずれにも抵触すると申し立てる紛争が生じた場合には、当該紛争を解決するための場を選択することができる。
２ 締約国は、１に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。
３ ２の規定の適用上、
(a) この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十二・七条１の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。
(b) 世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。
(c) 他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。
４ この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

**(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 22・8 条、第 22・9 条）**

議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成し、合同委員会での事前合意を必要とすること、及び両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出することが規定されている。

第二十二・八条 パネルの構成
１ パネルは、三人の仲裁人から成る。
２ 両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。
３ 各締約国は、両締約国が２に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、２に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲

裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。
４　両締約国が２に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。
５　次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されていない場合又は同条に定める少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。
(a) パネルの長の選定については、次の手続を適用する。
(i) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、４に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。
(ii) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。
(iii) 両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、４に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦していた個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。
締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦していた個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。
(b) パネルの長以外の仲裁人の選定については、次の手続を適用する。
(i) 締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、２に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。
(ii) 締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。
(iii) (i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。
６　パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後の一人の仲裁人が自己の任命への同意を両締約国に通報した日とする。

第二十二・九条　仲裁人の名簿
１　合同委員会は、第二十三・一条２の規定によるその第一回会合において、仲裁人として

の職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの１の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。
２ 合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であって、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

**(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第22・15条）**

全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができることが規定されている。

第二十二・十五条 パネルの手続
１ パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合並びに締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。
２ 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。
３ パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密である理由についての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。
４ パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。
５ 両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。
６ 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。
７ パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うこともできる。仲裁人の反対意見は、

公表してはならない。
８ パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく両締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

**(viii) 上訴手続**

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

**(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 22・20 条）**

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第二十二・二十条 最終報告書の履行
１ 被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。
２ 被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この２の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通報する。
３ 両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。
４ 被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

**(x) 対抗措置（第 22・22 条）**

最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止することが規定されている。

第二十二・二十二条 不履行の場合における暫定的な救済措置
１ 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があったときは、相互に満足

すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。
(a) 当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとった措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合
(b) 被申立国が、第二十二・二十条２の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に最終報告書を履行するためにとった措置を通報しない場合
(c) 被申立国が、申立国に対し、第二十二・二十条２の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合
２ 申立国は、１(a)から(c)までのいずれかの条件が満たされる場合において１の規定による要請を行わないことを決定したとき、又は１の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の被申立国への適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、譲許その他の義務の適用の意図する停止の程度を明記する。
３ 申立国は、被申立国が６の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が２に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、２に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。
４ 譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。
(a) 被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものとする。
(b) 特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十二・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であって、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。
５ この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となっている措置の関連する対象規定との抵触であって、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。
６ 被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が４の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、２に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通報する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが自己の決定を通報するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

**(xi) 知的財産章との関係**

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進

する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・60 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 22 章）の対象外とされている（第 14・63 条）。

第十四・六十条 協力

１ 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。

２ １の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

(a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定

(b) 知的財産の管理及び登録の制度

(c) 知的財産に関する教育及び啓発

(d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i) 中小企業

(ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii) 技術の創造、移転及び普及

(e) 研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f) 知的財産に関する多数国間協定、例えば、ＷＩＰＯの主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g) 開発途上国のための技術支援

(h) 知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画（両締約国の領域外において登録されたウェブサイトに係る措置を含む。）

(i) 世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同の努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

３ 両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びにＷＴＯ及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・六十三条 紛争解決

第十四・六十条の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

### （c）例外に関する条文

日英 EPA には CPTPP や RCEP に存在する「例外及び一般規定」、「一般規定及び例外」の章は存在しないが、同様の規定は置かれている。これらの条項は、日 EU EPA と同様である。

一般的例外：例外規定が必要な章ごとに規定している。
第 2・21 条（第 2 章 物品の貿易について適用）
第 8・3 条（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引について適用）
第 12・9 条（第 12 章 補助金について適用）
第 13・8 条（第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について適用）

安全保障のための例外：協定全体、及び知的財産章に規定している。
第 1・5 条（協定全体に適用）（第 1 章 総説）
第 14・62 条（第 14 章 知的財産に適用）

#### (i) 一般的例外（第 2・21 条、第 8・3 条、第 12・9 条、第 13・8 条）

一般的例外規定として、ガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。

第二・二十一条 一般的例外（第 2 章 物品の貿易）
１ この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
２ 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。
(a) 他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。
(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互に受け入れることができる解決を求めることを目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適当な機会を与えること。
３ 両締約国は、２(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができる。
４ 一方の締約国は、緊急の行動を必要とする例外的かつ危機的な状況が事前の情報の提供又は検討を不可能とする場合において、関係する措置をとる意図を有するときは、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第八・三条 一般的例外（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引）
１ 次節及び第八・八十六条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、

必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

２ 次節から第Ｆ節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注 公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注 両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な（注）賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条１及び２又は第八・十六条１の規定に合致しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a) 非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

(b) 一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(c) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(d) 一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(e) 全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置
(f) 一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置
この２(d)（この注を含む。）に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第十二・九条 一般的例外（第 12 章 補助金）
この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十三・八条 一般的例外（第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業）
この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

関税及び貿易に関する一般協定（ガット）[656]
第二十条 一般的例外
この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。
(a) 公徳の保護のために必要な措置
(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置
(e) 刑務所労働の産品に関する措置
(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置
(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国

[656] 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137 html#article20

団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）[657]

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣し意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、

657 サービスの貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428 html#article14

加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。
(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置
(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)
(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置
(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置
この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。
(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

**(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・62 条）**

第 1・5 条第 1 項は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を統合・整理した規定となっている。また、第 1・5 条第 2 項は、第 10 章（政府調達）においては政府調達協定第 3 条が、第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第一・五条 安全保障のための例外
１ この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置を含む措置をとることを妨げること。
(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
(ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接

に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置
(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
(iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。
２　１の規定にかかわらず、
(a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。
(b) 第十四章の規定の適用上、第十四・六十二条の規定を適用する。

第十四・六十二条 安全保障のための例外
この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

**（ｄ）知的財産章における例外措置（第 14 章）**

知的財産章における例外措置の条項は、日 EU EPA と同様である。

**(i) 知的財産に関する基準（第 B 節） 地理的表示（第三款）に規定される例外（第 14・33 条）**

第 14・33 条において、一方の締約国は、農産品／ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書 14-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大 7 年（農産品）／5 年（ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料）の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止することが規定されている。

第十四・三十三条 例外
１ 第十四・二十九条１の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産品を特定する附属書十四－Ｂに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。
２ 第十四・二十九条１の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四－Ｂに掲げられている他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間（注）の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（貿易関連知的所有権協定第二十四条４の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地に

ついての明瞭で視認することができる表示を付する。
注 この２の規定にかかわらず、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定するこの協定の効力発生の日の時点で附属書十四－Ｂに掲げられている地理的表示については、経過期間は、この協定の効力発生の日から最大三年とする。
３ 各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、１及び２に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。
４ １に規定する経過期間は、１に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品に対する地理的表示の使用が他方の締約国の領域において適用される附属書十四－Ａに掲げる関係法令を遵守していない場合については、適用しない。
５ この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

**(ii) 協力及び制度上の措置（第 D 節）に規定される例外（第 14・62 条）**

上述「（ｃ）(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・62 条）」のとおり、第 14・62 条では第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第十四・六十二条 安全保障のための例外
この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

**（4）RCEP[658]**

参加国は ASEAN10 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）＋5 か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）の 15 か国である。本協定は、2012 年 11 月に RCEP 交渉立上げが宣言され、2013 年 5 月以降、31 回の交渉会合、19 回の閣僚会合、4 回の首脳会議が開催された。2020 年 11 月、第 4 回の RCEP 首脳会議において署名が行われた。当初はインドを加えた 16 か国であったが、インドは 2019 年 11 月以降の交渉に不参加であり、復帰を働きかけたが、2020 年 11 月の署名には不参加であった。協定は、発行日からインドによる加入のために開かれている規定しており、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認当を定める 15 か国の閣僚宣言を発出している。

RCEP は ASEAN 諸国のうち 6 か国以上に加え、ASEAN 以外の 5 か国のうち 3 か国以上が国内手続きを終え、事務局の ASEAN に寄託すると、その 60 日後に発効する。ASEAN

[658] 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（令和 5 年 1 月 11 日）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index html

諸国のうち、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムが、ASEAN諸国以外のうち、日本、中国、豪州、ニュージーランドが批准を行ったため、上記10か国で2022年1月1日に発効した。また、韓国では2022年2月1日に、マレーシアでは2022年3月18日に、インドネシアでは2023年1月2日に発効した[659]。

以下、知的財産に関連すると思われる、投資（第10章）、電子商取引（第12章）、紛争解決（第19章）、一般規定及び例外（第17章）の規定について整理する。

**（a）投資（第10章）**

投資章（第10章）は、18の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①実体規定である条文（第10・1条～第10・17条）、②投資家と国との間の紛争解決等に関して討議する作業計画に関する条文（第10・18条）に分類される。

第10・1条：定義
第10・2条：適用範囲
第10・3条：内国民待遇
第10・4条：最恵国待遇
第10・5条：投資財産に関する待遇
第10・6条：特定措置の履行要求の禁止
第10・7条：経営幹部及び取締役会
第10・8条：留保及び適合しない措置
第10・9条：資金の移転
第10・10条：特別な手続及び情報の開示
第10・11条：損失に対する補償
第10・12条：代位
第10・13条：収用
第10・14条：利益の否認
第10・15条：安全保障のための例外
第10・16条：投資の促進
第10・17条：投資の円滑化
第10・18条：作業計画

以下、知的財産に関すると思われる、定義、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

[659] RCEP協定概要（令和5年1月）（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/files/100284650.pdf

**(i) 定義（第 10・1 章）**

第 10・1 条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(iv) 知的財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの」、及び「(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。ただし、「第 10 章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置いていない。

**(ii) 内国民待遇（第 10・3 条）**

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する内国民待遇が規定されている。

第十・三条 内国民待遇（注）
注 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。
１ 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
２ １の規定に従って締約国が与える待遇は、中央政府以外の政府については、当該政府が同様の状況において当該政府が属する締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

**(iii) 最恵国待遇（第 10・4 条）**

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する最恵国待遇が規定されている。

第十・四条 最恵国待遇（注１、注２）
注１ この条の規定は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、適用しない。この条の規定に基づく待遇は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの投資家及びその対象投資財産には与えられない。
注２ 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。
１ 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいず

れかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
２ 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域にあるその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
３ １及び２に規定する待遇には、他の現行の又は将来における国際協定による国際的な紛争解決のための手続及び制度を含まない。

**(iv) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第10・6条）**

パフォーマンス要求の禁止として、以下の8項目が列挙されている。
(a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること（輸出要求）。
(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達規制）。
(c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること（物品・サービス現地調達要求）。
(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること（輸出入均衡要求）。
(e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。
(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること（技術移転要求）。
(g) 当該投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占的供給要求）。
(h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること（ロイヤルティ規制）。

第10・6条「特定措置の履行要求の禁止」において、第1項で「いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。」とし、次の事項として、「(a) … ; (f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること ; (g) … ; (h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と

自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該要求を課し、又は強制する場合に限る。この(h)の規定は、ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。この条の規定にかかわらず、(f)及び(h)の規定は、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。」と規定される。しかしながら、第3項(b)において、「1(f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合 (ii) 司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合」と適用除外が規定されている。

第十・六条 特定措置の履行要求の禁止

１ いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。（注）

注 各締約国は、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ａ及び表Ｂに定めるところにより、この条の規定に基づく義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる。

(a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。

(g) 当該投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入

するような方法で当該要求を課し、又は強制する場合に限る。（注）この(h)の規定は、ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

注 この(h)の規定の適用上、「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

この条の規定にかかわらず、(f)及び(h)の規定は、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

２ いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること

３(a) ２のいかなる規定も、締約国が、自国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) １(f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合

注 これらの規定には、二千一年十一月十四日にドーハで採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（〇一）／ＤＥＣ／二）の６の規定を実施するために行われる貿易関連知的所有権協定の改正を含む。

(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合

(c) １(h)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所又は権限のある当局が要求を課し、又は強制する場合には、適用しない。

(d) １(a)から(c)まで並びに２(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品について必要とされる要件については、適用しない。

(e) ２(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。
４　１及び２の規定は、これらの規定に定める要求以外の要求については、適用しない。

**(v) 収用と補償（第 10・13 条）**

第 10・13 条「収用」において、「いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて、収用又は国有化を実施してはならない。ただし、次の全ての要件（(a) 公共の目的のためのものであること、(b) 差別的なものでないこと、(c) ２及び３の規定に基づく補償の支払を伴うものであること、及び(d) 正当な法の手続に従って実施するものであること）を満たす場合は、この限りでない。」と規定されている。なお、「この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。」とされ、知的財産章（第 11 章）、及び TRIPS 協定が優先適用される。

第十・十三条 収用（注）
注 この条の規定は、附属書十Ｂ（収用）の規定に従って解釈する。
１ いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。
(a) 公共の目的のためのものであること。
(b) 差別的なものでないこと。
(c) ２及び３の規定に基づく補償の支払を伴うものであること。
(d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。
２　１(c)に規定する補償は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 遅滞なく支払われるものであること。（注）
注 締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。
(b) 収用が公表された時（注１）又は収用が行われた時のいずれか早い方の時（以下この章において「収用の日」という。）における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。（注２、注３、注４）
注１ フィリピンについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用が公表された時とは、収用のための申立てをした日をいう。
注２ オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、韓国、マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日の前日をいう。
注３ カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、収用された投資財産の

公正な市場価格の計算上、収用の日とは、権限のある当局による収用の決定が発出された日をいう。

注４ タイについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日をいう。

(c) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。

(d) 実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

３ 補償は、当該補償が遅延する場合には、収用を行う締約国の法令及び政策に基づく妥当な利子を含むものとする。ただし、当該法令及び政策が無差別に適用されることを条件とする。

４ この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。（注）

注 締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認識する。

５ １から３までの規定にかかわらず、土地に関する収用の措置は、収用を行う締約国の現行の法令に定めるところによるものとし、当該法令の目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に従った補償の支払を伴うものでなければならない。補償は、当該法令のその後の改正であって、補償の額に関するものが土地の市場価格の一般的な動向に応じるものである場合には、当該改正に従う。

**(vi) 紛争処理（投資家対国）（第 10・18 条）**

投資家対国の紛争解決については、RCEP 効力発生から 2 年以内に討議を開始し、討議開始から 3 年以内に討議を完了することが規定されている。

第十・十八条 作業計画

１ 締約国は、それぞれの立場を害することなく、この協定が効力を生ずる日の後二年以内に次の事項に関する討議を開始する。当該討議の結果については、全ての締約国による合意を条件とする。

(a) 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

(b) 収用を構成する租税に係る課税措置に対する第十・十三条（収用）の規定の適用

２ 締約国は、１に規定する討議を当該討議の開始の日から三年以内に完了する。

**(vii) 紛争処理（国対国）（第 19 章）**

第 19 章（紛争解決）で規定されている。

### （b）電子商取引（第 12 章）

電子商取引章（第 12 章）は、17 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 12・1 条～第 12・3 条、第 12・17 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文（第 12・5 条～第 12・16 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 12・4 条）に分類される。

第 A 節 一般規定
第 12・1 条：定義
第 12・2 条：原則及び目的
第 12・3 条：適用範囲
第 12・4 条：協力
第 B 節 貿易円滑化
第 12・5 条：貿易に係る文書の電子化
第 12・6 条：電子認証及び電子署名
第 C 節 電子商取引に資する環境の醸成
第 12・7 条：オンラインの消費者の保護
第 12・8 条：オンラインの個人情報の保護
第 12・9 条：要求されていない商業上の電子メッセージ
第 12・10 条：国内規制の枠組み
第 12・11 条：関税
第 12・12 条：透明性
第 12・13 条：サイバーセキュリティ
第 D 節 国境を越える電子商取引の促進
第 12・14 条：コンピュータ関連設備の設置
第 12・15 条：情報の電子的手段による国境を越える移転
第 E 節 他の規定
第 12・16 条：電子商取引に関する対話
第 12・17 条：紛争の解決

以下、知的財産に関すると思われる、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税、国境を越える情報流通、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関する条文について整理する。

#### (i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 12・16 条）

RCEP において、デジタル・プロダクトの待遇は「現在の及び新たな問題」として認識

されており、締約国での対話の実施における検討事項とされている。

| |
|---|
| 第十二・十六条 電子商取引に関する対話<br>１ 締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適当な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。<br>(a) 第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力<br>(b) 現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）<br>(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）<br>２ １に規定する対話については、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）１(j)の規定に従って実施する。<br>３ 締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、１に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。 |

**(ii) 関税（第 12・11 条）**

各締約国は、WTO 閣僚決定に基づき、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持することが規定されている。

| |
|---|
| 第十二・十一条 関税<br>１ 各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。<br>２ １に規定する慣行は、電子商取引に関する作業計画に関連する二千十七年十二月十三日のＷＴＯ閣僚決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（一七）／六五）に基づくものとする。<br>３ 各締約国は、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関するＷＴＯ閣僚決定における更なる成果を考慮して、１に規定する自国の慣行を修正することができる。<br>４ 締約国は、電子商取引に関する作業計画に関連する更なるＷＴＯ閣僚決定を踏まえてこの条の規定を見直す。<br>５ １の規定は、締約国が電子的な送信に対して租税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの租税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。 |

**(iii) 国境を越える情報流通（第 12・15 条）**

締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行

われる場合には、当該移転を妨げてはならないことが規定されている。

第十二・十五条 情報の電子的手段による国境を越える移転
１ 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。
２ 締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。（注）
注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この２の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この２の規定を適用する義務を負わない。
３ この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。
(a) ２の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）
注 この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。
(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

**(iv) コンピュータ関連設備の設置（第 12・14 条）**

締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている。

第十二・十四条 コンピュータ関連設備の設置
１ 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置（通信の安全及び秘密を確保することを追求するための要件を含む。）をとることができることを認識する。
２ いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。（注）
注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この２の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この２の規定を適用する義務を負わない。
３ この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) ２の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）

注 この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

**(v) ソース・コード（第 12・16 条）**

RCEP において、ソース・コードは「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施における検討事項とされている。

第十二・十六条 電子商取引に関する対話

１ 締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適当な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。

(a) 第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力

(b) 現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）

２ １に規定する対話については、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）１(j)の規定に従って実施する。

３ 締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、１に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。

**（ｃ）紛争解決（第 19 章）**

紛争解決章（第 19 章）は、21 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①一般的・制度的事項に関する条文（第 19・1 条～第 19・4 条、第 19・11 条、第 19・18 条～第 19・21 条）、②本案手続に関する条文（第 19・5 条～第 19・14 条）、③履行手続に関する条文（第 19・15 条～第 19・17 条）に分類される。

第 19・1 条：定義

第 19・2 条：目的

第 19・3 条：適用範囲
第 19・4 条：一般規定
第 19・5 条：場の選択
第 19・6 条：協議
第 19・7 条：あっせん、調停又は仲介
第 19・8 条：パネルの設置の要請
第 19・9 条：複数の申立てに関する手続
第 19・10 条：第三国
第 19・11 条：パネルの設置及び再招集
第 19・12 条：パネルの任務
第 19・13 条：パネルの手続
第 19・14 条：手続の停止及び終了
第 19・15 条：最終報告書の実施
第 19・16 条：履行状況の審査
第 19・17 条：代償及び譲許その他の義務の停止
第 19・18 条：後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇
第 19・19 条：費用
第 19・20 条：連絡部局
第 19・21 条：言語

紛争の流れ

RCEP における紛争の流れを図示すると以下のようになる。

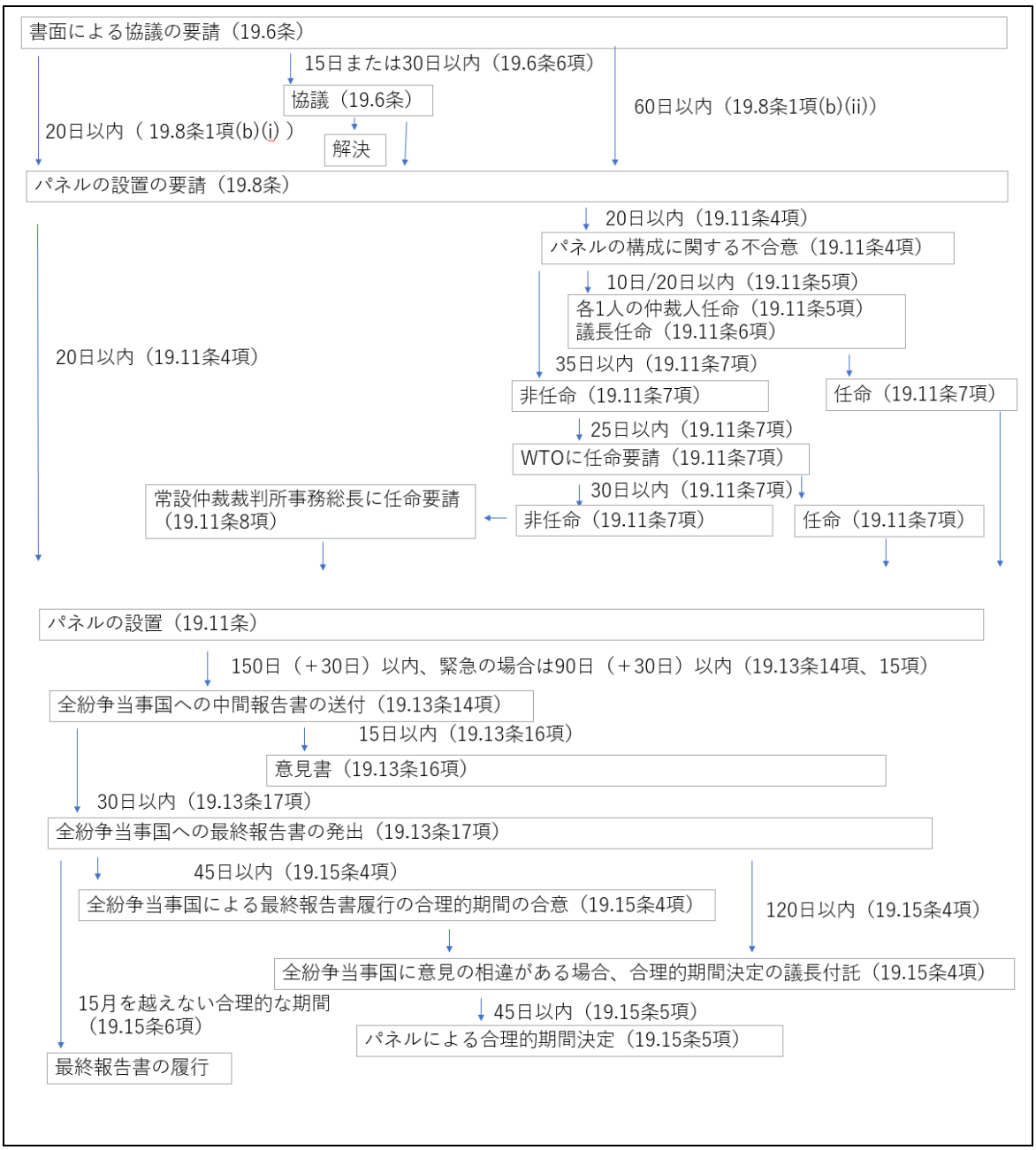


以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

### (i) 紛争解決手続に付託できる案件（第 19・2 条）

紛争解決手続の対象となるのは、RCEP の下で生じる紛争と規定されている。

| 第十九・二条　目的 |
|---|

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。

**(ii) 協議前置義務（第 19・6 条）**

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第十九・六条 協議

１ 締約国は、第十九・三条（適用範囲）１に定める事案について、他の締約国との協議の要請（以下この章において「協議要請」という。）を行うことができる。被申立国は、申立国が行う協議要請について妥当な考慮を払い、及びその協議のための適当な機会を与える。

２ １の規定に基づいて行われる協議要請には、当該協議要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示す。

３ 申立国は、１の規定に基づいて行う協議要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

４ 被申立国は、１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該協議要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該協議要請が行われた日が、被申立国が当該協議要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

５ 被申立国は、次のことを行う。

(a) １の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後七日以内に当該協議要請に回答すること。

(b) 他の締約国に対して(a)に定める回答の写しを同時に提供すること。

６ 被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。

(a) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後十五日の期間

(b) その他の事案については、１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後三十日の期間

７ 全紛争当事国は、誠実に協議に参加するものとし、協議を通じて相互に合意する解決を得るようあらゆる努力を払う。このため、全紛争当事国は、次のことを行う。

(a) 事案について十分に検討すること（問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう当該協議の過程において十分な情報を提供すること。

(b) 当該協議の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

(c) 事案について責任を有し、又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機

関の職員を当該協議において関与させることを可能とするよう努めること。
８ 協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。
９ 全紛争当事国以外の締約国は、協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、３に規定する協議要請の写しを受領した日の後七日以内に、全紛争当事国に対し、当該協議に参加することを希望する旨の通報を行うことができる。当該通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。当該通報を行う締約国は、全紛争当事国が同意する場合には、当該協議に参加することができる。

**(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 19・13 条）**

RCEP 合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則を遵守することが規定されている。

第十九・十三条 パネルの手続
１ パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。
２ 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関する規則を定めることができる。
３ パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。
日程
４ 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。
５ 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13 の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。
パネルの手続
６ パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行う

ことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

７ パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合に限り、出席する。

８ パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。

意見書

９ 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。４及び５の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

審理

10 ４及び５の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この 11 のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。
15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14 に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。
16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。
17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。
18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。
19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

**(iv) 時間的制限（第 19・13 条）**

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。
中間報告書の送付：
パネル構成の合意から 150 日以内
最終報告書の送付：
中間報告書の送付から 30 日以内

第十九・十三条 パネルの手続
１ パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。
２ 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関

する規則を定めることができる。
３ パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。
日程
４ 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。
５ 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13 の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。
パネルの手続
６ パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。
７ パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合に限り、出席する。
８ パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。
意見書
９ 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。４及び５の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。
審理
10 ４及び５の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。
秘密の取扱い
11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この 11 のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述

又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14 に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。

16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。

17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。

18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。

19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

**(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 19・5 条）**

全紛争当時国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であって RCEP に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができ、その選択した場以外の場を利用してはならないことが規定されている。

| |
|---|
| 第十九・五条 場の選択<br>１ 紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができるものとし、また、その選択した場以外の場を利用してはならない。<br>２ この条の規定の適用上、申立国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定に従ってパネルの設置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に従って紛争解決委員会若しくは紛争解決のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、紛争を解決するための場を選択したものとする。<br>３ この条の規定は、全紛争当事国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことを書面により合意する場合には、適用しない。 |

**(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 19・11 条）**

議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成すること、及び両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、WTO に任命要請することが規定されている。

| |
|---|
| 第十九・十一条 パネルの設置及び再招集<br>１ 第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルがこの条の規定に従って設置される。<br>２ パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三人のパネルの構成員から成る。この条の規定に基づくパネルの構成員の任命及び指名は、10 及び 13 に規定する要件に適合するものとする。<br>３ 全紛争当事国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から十日以内に、紛争の事実関係並びに技術的及び法的側面を考慮しつつ、パネルを構成するための手続について合意に達するために協議を開始する。及びの規定の適用に当たっても、その合意された手続が用いられるものとする。<br>４ 全紛争当事国が第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から二十日以内に、パネルを構成するための手続について合意に達することができない場合には、紛争当事国は、その後いつでも、５から７までに規定する手続を用いることを希望する旨を他の紛争当事国に通報することができる。その通報 |

が行われた場合には、パネルは、５から７までの規定に従って構成される。
５ 申立国は、４の規定に基づいて行われた通報が受領された日から十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。被申立国は、当該通報が受領された日から二十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。紛争当事国は、他の紛争当事国に対してパネルの構成員の任命について通報する。
６ 全紛争当事国は、５の規定に基づくパネルの構成員の任命の後、パネルの議長を務める第三のパネルの構成員の任命に合意する。各紛争当事国は、その合意の達成に資するためにパネルの議長の候補者（三人を超えないものとする。）の名簿を他の紛争当事国に提供することができる。
７ いずれかのパネルの構成員が４の規定に基づいて行われた通報が受領された日から三十五日以内に任命されなかった場合には、いずれの紛争当事国も、その後の二十五日の期間内にＷＴＯ事務局長に対し、その要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命するよう要請することができる。６の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、ＷＴＯ事務局長にも提供されるものとし、必要な任命を行うに当たって用いられることができる。
８ ＷＴＯ事務局長が、残りのパネルの構成員を任命することができない旨を全紛争当事国に通報する場合又は７の規定に基づいて行われた要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命しない場合には、いずれの紛争当事国も、常設仲裁裁判所事務総長に対し、残りのパネルの構成員を速やかに任命するよう要請することができる。６の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、常設仲裁裁判所事務総長にも提供されるものとし、12の規定に従って必要な任命を行うに当たって用いられることができる。（注）
注 国際連合国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）の仲裁規則は、この８の規定による残りのパネルの構成員の任命を行うためには、用いない。
９ パネルの設置の日は、最後のパネルの構成員が任命された日とする。
10 各パネルの構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。
(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。
(c) いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けていないこと。
(d) いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。
(e) 自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を全紛争当事国に開示すること。
(f) 手続規則に附属する行動規範を遵守すること。
11 ７又は８の規定によって任命される各パネルの構成員は、10 に規定する要件のほか、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 国際法等の法律、国際貿易及び国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門

知識を有すること。
(b) 十分な適格性を有する個人（公務員であるか否かを問わない。）（例えば、ＷＴＯの小委員会若しくは上級委員会の委員を務め、又はＷＴＯ事務局において勤務したことがある個人、国際貿易に関する法律又は政策について教授し、又は著作を発表したことがある個人、ＷＴＯの加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある個人）であること。
(c) パネルの議長については、可能な限り、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。
(i) ＷＴＯの小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。
(ii) 紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。
12 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、８の規定によって、かつ、10 及び 11 に規定する要件に従ってパネルの構成員を任命するに当たっては、次の手続を用いる。
(a) 常設仲裁裁判所事務総長は、全紛争当事国に対し、少なくとも三人のパネルの構成員の候補者を記載した同一の名簿を通報する。
(b) 各紛争当事国は、(a)に規定する名簿を受領した日から十五日以内に、自国が反対する候補者を削除し、及び自国の優先順位によって名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所事務総長に返送することができる。
(c) 常設仲裁裁判所事務総長は、(b)に定める期間の満了の後、返送された名簿の残りの候補者から、かつ、全紛争当事国が記載した優先順位に基づいて、残りのパネルの構成員を任命する。
(d) 何らかの理由によりこの 12 に定める手続によって残りのパネルの構成員を任命することができない場合には、常設仲裁裁判所事務総長は、この章の規定に従って残りのパネルの構成員を自己の裁量によって任命することができる。
13 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長は、いずれの紛争当事国又は第三国の国民であってもならず、また、いずれの紛争当事国にも日常の住居を有してはならない。
14 各パネルの構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。締約国は、パネルに付託された事案につき、パネルの構成員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するパネルの構成員に影響を与えようとしてはならない。
15 この条の規定により任命されたパネルの構成員が辞任する場合又は職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。パネルの検討は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。この場合において、パネルの手続に関連する期間は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。
16 パネルが第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集される場合において、実行可能なときは、当該パネルは、当初のパネルと同じ構成員によって構成する。これが実行可能でない場合には、後

任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。

**(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第19・13条）**

全員一致で認定及び決定を行うが、全員一致できない場合には、過半数による議決で認定及び決定を行うことができる。

第十九・十三条 パネルの手続
１ パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。
２ 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関する規則を定めることができる。
３ パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。
日程
４ 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。
５ 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。
パネルの手続
６ パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。
７ パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう

招請された場合に限り、出席する。
８ パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。
意見書
９ 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。４及び５の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。
審理
10 ４及び５の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。
秘密の取扱い
11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この 11 のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。
追加の情報及び技術上の助言
12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。
13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。
パネルの報告書
14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14 に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。
16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。
17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。
18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。
19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

**(viii) 上訴手続**

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

**(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 19・15 条）**

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第十九・十五条 最終報告書の実施
１ パネルの認定及び決定は、最終的なものとし、かつ、全紛争当事国を拘束する。被申立国は、次のいずれかのことを行う。
(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないとパネルが決定する場合には、当該措置を適合させること。
(b) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったとパネルが決定する場合には、当該義務を履行すること。
２ 被申立国は、パネルが第十九・十三条（パネルの手続）17 の規定に従って全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかを行う。
(a) 被申立国は、自国が１の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認め

る措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。
(b) 被申立国は、１の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、当該義務の履行のためにとることができる行動についての記載と共に、当該義務の履行のために必要であると認める合理的な期間を申立国に通報する。
３ 被申立国は、１の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を２の規定に従って行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。
４ 可能な場合には、３に規定する合理的な期間は、全紛争当事国が合意するものとする。パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から四十五日以内に全紛争当事国が当該合理的な期間に合意することができない場合には、紛争当事国は、パネルの議長及び他の紛争当事国への通報を行うことにより、パネルの議長が当該合理的な期間を決定するよう要請することができる。その要請については、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から百二十日以内に行う。
５ ４の規定に基づいて要請が行われた場合には、パネルの議長は、当該要請を受領した日から四十五日以内に、全紛争当事国に対し合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。
６ パネルの議長が決定する合理的な期間は、指針として、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から十五箇月を超えるべきではない。当該合理的な期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。
７ 被申立国は、自国が１の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

**(x) 対抗措置（第 19・17 条）**

第 19・17 条「代償及び譲許その他の義務の停止」において、第 12 項で「譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。」とされている。第 2～6 項で、利益の停止（対抗措置）に関して、「30 日の交渉期間内に代償に合意不能か、被申立国が代償の合意条件を遵守しないと思慮する場合、申立国は意図する譲許その他の義務の停止の程度（無効化又は侵害と同等の程度の譲許その他の義務）を明記して、被申立国に通報する。申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野において試みるべきで、それが効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を停止できる。」とされている。この「分野」については、協定中明示されていない。

第十九・十七条 代償及び譲許その他の義務の停止

１ 代償及び譲許その他の義務の停止は、被申立国が合理的な期間内に第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行していない場合に利用することができる一時的な措置であるが、これらのいずれの措置よりも、同条１の規定に基づく義務を履行することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。

２ 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国からの要請があったときは、相互に受け入れることができる代償を策定するために交渉を開始する。

(a) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行する意図を有しないことを申立国に通報する場合

(b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）２の規定に従って申立国に通報しない場合

(c) 被申立国が合理的な期間の満了までに第十九・十五条（最終報告書の実施）７の規定に従って申立国に通報しない場合

(d) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行していないと履行状況審査パネルが前条（履行状況の審査）の規定に従って決定する場合

３ 申立国は、次のいずれかの場合には、その後いつでも、無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国及び他の締約国に通報することができるものとし、並びにその通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その他の義務の停止を開始する権利を有する。

(a) 全紛争当事国が、２の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意することができなかった場合

(b) 全紛争当事国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかった場合

４ ３の規定にかかわらず、申立国は、次のいずれかの場合には、３に規定する譲許その他の義務の停止を開始する権利を行使してはならない。

(a) ９の規定に従って審査が行われている場合

(b) 相互に合意する解決が得られた場合

５ ３の規定に従って行われる通報には、意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、及び申立国が譲許その他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。

６ 申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則を適用する。

(a) 申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野における譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b) 申立国は、同一の分野における譲許その他の義務を停止することができず、又は同一の分野における譲許その他の義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野

における譲許その他の義務を停止することができる。
７ 譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。
８ 被申立国は、次のいずれかの場合には、３の規定に基づいて行われた通報を受領した日から三十日以内に、申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。被申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。
(a) 被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合
(b) 被申立国が自国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合
(c) 被申立国が６に定める原則が遵守されなかったと認める場合
９ パネルは、８の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。再招集されたパネルは、その再招集の日から四十五日以内に、全紛争当事国に対して自己の決定を送付する。
10 ９の規定に従って再招集されたパネルは、譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等でないと決定する場合には、同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと当該パネルが決定する場合には、申立国は、３に規定する譲許その他の義務を停止してはならない。申立国が６に規定する原則を遵守しなかったと当該パネルが決定する場合には、申立国は、６の規定に適合するよう当該原則を適用する。
11 申立国は、10 に規定するパネルの決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができる。
12 譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。
13 いずれの紛争当事国も、次のいずれにも該当する場合には、他の紛争当事国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。要請を行う締約国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。（注）
注 パネルがこの 13 の規定に従って再招集される場合には、当該パネルは、要請に応じ、被申立国がとった措置に関する自己の認定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、妥当でないと決定するときは、妥当な程度を決定することができる。
(a) 申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合
(b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行した旨を同条７の規定に従って通報する場合
(c) 第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合

14 13 の規定に従ってパネルが再招集される場合には、前条（履行状況の審査）３から６までの規定を準用する。
15 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行したと 13 の規定に従って再招集されたパネルが決定する場合には、申立国は、譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。

（ｄ）一般規定及び例外（第 17 章）

一般規定及び例外章（第 17 章）は、16 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①一般規定に関する条文（第 17・12 条～第 17・16 条）、②例外に関する条文（第 17・1 条～第 17・11 条）に分類される。なお、締約国にニュージーランドが含まれており、例外規定には、先住民族（マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）に関する条文が含まれている。

第 17・1 条：定義
第 17・2 条：地理的適用範囲
第 17・3 条：公表
第 17・4 条：情報の提供
第 17・5 条：行政上の手続
第 17・6 条：審査及び上訴
第 17・7 条：情報の開示
第 17・8 条：秘密の取扱い
第 17・9 条：腐敗行為の防止に関する措置
第 17・10 条：生物の多様性に関する条約
第 17・11 条：審査制度及び紛争解決
第 17・12 条：一般的例外
第 17・13 条：安全保障のための例外
第 17・14 条：租税に係る課税措置
第 17・15 条：国際収支の擁護のための措置
第 17・16 条：ワイタンギ条約

以下、例外に関する条文、及び一般規定の中で知的財産に関連すると思われる「生物の多様性に関する条約」に関連する条文を整理する。

**(i)一般的例外（第 17・12 条）**

CPTPP 第 29・1 条[660]と同様、第 17・12 条は、第 1 項において物品貿易関連章にガットの一般的例外規定を組み込んでいる。また、第 2 項においてサービス貿易関連章に GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。RCEP の各章には個別の例外規定等があり、本規定は各章に横断的に適用される「一般的」例外を扱う。

| |
|---|
| 第十七・十二条 一般的例外<br>１ 第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続及び貿易円滑化）、第五章（衛生植物検疫措置）、第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）<br>注 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。<br>２ 第八章（サービスの貿易）、第九章（自然人の一時的な移動）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）<br>注 締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。 |

**(ii) 安全保障のための例外（第 17・13 条）**

CPTPP 第 29・2 条と同様、第 17・13 条は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を参照しつつ、それらを統合し、整理した規定となっている。第 17・13 条(b)に列挙される措置は、ガット第 21 条(b)及び GATS 第 14 条の 2(b)に列挙される措置に、「通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置」が加えられている。

なお、RCEP においては、第 10・15 条（第 10 章 投資）においても安全保障のための例外が規定されており、「その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること」等を定めてはならないことが規定され、また、第 11・44 条（第 11 章 知的財産）において、「特許出願の開示が自国の安全保障に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。」と規定されている。

[660] Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定（独立行政人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/29_exception_v1.pdf

第十七・十三条 安全保障のための例外
この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置
(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置（注）
注 中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。
(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第十・十五条 安全保障のための例外（第 10 章 投資）
第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること。
(b) 締約国が次の事項に必要であると認める措置を適用することを妨げること。
(i) 国際の平和又は安全の維持又は回復に関する自国の義務の履行
(ii) 自国の安全保障上の重大な利益の保護

第十一・四十四条 十八箇月後の公開（第 11 章 知的財産）
１ 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された（注）場合は、この限りでない。
注 締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。
２ 締約国は、１の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。
３ この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

４ 各締約国は、１に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

**(iii) 租税に係る課税措置（第 17・14 条）**

この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと、及びこの協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先することが規定されている。

第十七・十四条 租税に係る課税措置
１ この条の規定の適用上、
(a) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための協定その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。
(b) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、輸入税及び関税を含まない。
２ この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。
３ この協定は、租税に係る課税措置に関し、次の規定が当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、又は義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、又は義務を課する。
(a) 世界貿易機関設立協定の規定
(b) 第十・九条（資金の移転）の規定
４ この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する。
５ この協定のいかなる規定も、締約国が自国を拘束する現行の又は将来における租税条約から生ずる待遇、特恵又は特権に伴う利益を他の締約国に与えることを義務付けるものではない。

**(iv) 国際収支の擁護のための措置（第 17・15 条）**

締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること、(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持することが規定されている。

第十七・十五条 国際収支の擁護のための措置
１ 締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、当該締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること。

(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持すること。

２ 投資については、締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は例外的な状況において、資本の移動に関連する支払若しくは資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、若しくはもたらすおそれがある場合には、当該締約国は、第十・一条（定義）に定義する対象投資財産に関連する支払又は資金の移転に対する制限を採用し、又は維持することができる。

３ １(b)又は２の規定に基づいて採用し、又は維持する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合するものであること。

(b) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(c) １(b)又は２に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、１(b)又は２に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) いずれの締約国に対しても、当該締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう無差別に適用されるものであること。

４ サービスの貿易及び投資に関し、

(a) 経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を採用することが必要となり得ることが認められる。

(b) 締約国は、１(b)又は２に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な経済分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該制限を採用し、又は維持してはならない。

５ １又は２の規定に基づいて締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置若しくは制限又はその変更については、他の締約国に対して速やかに通報する。

６ １又は２の規定に基づいて制限的な措置又は制限を採用し、又は維持する締約国は、次の要件を満たすものとする。

(a) 投資については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国に対して回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われていない場合に限る。

(b) サービスの貿易については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国と速やかに協議を開始すること。ただし、当該協議がＷＴＯにおいて行われていない場合に限る。

**(v) ワイタンギ条約（第 17・16 条）**

先住民族（ニュージーランド・マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）を妨げるものではないことを規定している。

| |
|---|
| 第十七・十六条 ワイタンギ条約<br>１ この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。<br>２ 締約国は、ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決の規定の対象とならないことに合意する。第十九章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルに対しては、１に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができる。 |

**(vi) 生物の多様性に関する条約（第 17・10 条）**

各締約国が生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認することが規定されている。

| |
|---|
| 第十七・十条 生物の多様性に関する条約<br>各締約国は、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認する。 |

**（ｅ）知的財産章における例外措置（第 11 章）**

**(i) 経過期間（第 M 節（第 11・78 条～第 11・80 条）、附属書 11A）**

第 11・78 条～第 11・80 条に後発開発途上締約国のための経過期間が規定されている。具体的には、附属書 11A に知的財産章に関するカンボジア（KH、2022 年 1 月 1 日発効）、ラオス（LA、2022 年 1 月 1 日発効）、マレーシア（MY、2022 年 3 月 18 日発効）、ミャンマー（MM、未発効）、フィリピン（PH、未発効）、タイ（TH、2022 年 1 月 1 日発効）、ベトナム（VN、2022 年 1 月 1 日発効）の経過期間（起算日は発効日、単位は年）が記載されている。対象条文とその経過期間を下表にまとめる。

| | KH* | LA | MY | MM | PH | TH | VN |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(a)（パリ条約について） | - | - | - | 10 | - | - | - |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(b)（ベルヌ条約について） | - | - | - | 10 | - | - | - |
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(c)（特許協力条約について） | - | - | - | 10 | - | - | - |
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(d)（マドリッド議定書について） | - | - | - | 10 | - | - | - |
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(e)（WIPO 著作権条約について） | 10 | 10 | - | 10 | - | 3 | 3 |
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(f)（WIPO 実演・レコード条約について） | 10 | 10 | - | 10 | - | 5 | 3 |
| 第 11・9 条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について） | - | 15 | 5 | 10 | - | - | 5 |
| 第 11・10 条（著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利）（実演家について） | - | - | - | - | - | 5 | - |
| 第 11・11 条（放送に対する報酬請求権）（実演家について） | - | - | - | - | - | 5 | - |
| 第 11・14 条（効果的な技術的手段の回避） | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 第 11・15 条（電磁的な権利管理情報の保護） | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 第 11・19 条（商標の保護）（音による標章について） | 10 | 15 | - | 10 | 5** | - | 3 |
| 第 11・22 条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）2(a) | 10 | 10 | - | 5 | - | - | 5 |
| 第 11・22 条（商標の登録及び出願）2(b) | 10 | - | - | 5 | - | - | - |
| 第 11・30 条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続） | - | - | - | 10 | - | - | - |
| 第 11・44 条（十八箇月後の公開） | - | - | - | - | - | 5 | - |
| 第 11・48 条（植物の新品種の保護） | 10 | - | - | 5 | - | | - |
| 第 11・62 条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄） | - | - | - | - | - | 5 | - |
| 第 11・62 条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）2 | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 第 11・64 条（暫定措置）1(a) | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 第 11・70 条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報） | - | - | - | 3 | - | - | - |
| 第 11・74 条（刑事上の手続及び刑罰）3(b)及び(c) | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 第 11・75 条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置） | 10 | - | - | 10 | - | - | - |

*：1 回に限り、5 年間延長することができる。

**：締約国は、5 年の期間が満了したときからの期間の延長につき、フィリピンからの正

当な要請を検討する。当該要請は、その求める延長の理由及び適当な期間を示すものとする。

第十一・七十八条 貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間

この章のいかなる規定も、締約国が貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であって、ＷＴＯにおいてこの協定が効力を生ずる日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利を害するものではない。

第十一・七十九条 締約国別の経過期間

１ 締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意して、及び前条（貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間）の規定の適用を妨げることなく、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）の規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

２ 締約国は、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定める関係する期間中に、同附属書において自国について定める規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行ってはならず、また、この協定の署名の日に有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。この条の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づくこれらの締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一・八十条 締約国別の経過期間に関する通報

１ 附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定めるところによりこの章の規定に基づく義務に係る締約国別の経過期間を有する締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後に、ビジネス環境に関する委員会に対し、これらの義務のそれぞれの履行のための自国の計画及び当該履行に向けた進捗状況を次のとおり通報する。

(a) 五年以下の経過期間については、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。

(b) 五年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生ずる日から五年後の日及びその後当該日から一年ごとに通報し、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。（注）

注 この(b)の規定は、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定める経過期間の延長についても適用する。

２ 締約国は、義務の履行に向けた他の締約国の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請に速やかに応ずる。

３ 締約国別の経過期間を有する締約国は、当該経過期間が満了する日までに、当該経過期間の対象となった義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて他の締約国に通報する。

| |
|---|
| ４　締約国が３の規定に従って通報しなかった場合には、事案は、ビジネス環境に関する委員会の次の通常会合の議題に自動的に掲げられるものとする。 |

## ３．上記 RTA の規定の比較等

上記２．の各 RTA における各規定について、各章ごとに比較した内容を以下に示す。

### （１）RTA の比較

#### （ａ）投資（CPTPP 第 9 章、日 EU EPA 第 8 章第 B 節、日英 EPA 第 8 章第 B 節、RCEP 第 10 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各投資章の構成を下表に示す。

| CPTPP 条文 | 日 EU EPA 条文 | 日英 EPA 条文 | RCEP 条文 |
|---|---|---|---|
| 定義（9・1） | 定義（8・2） | 定義（8・2） | 定義（10・1） |
| 適用範囲（9・2） | 適用範囲（8・6） | 適用範囲（8・6） | 適用範囲（10・2） |
| 他の章との関係（9・3） | | | |
| 内国民待遇（9・4） | 内国民待遇（8・8） | 内国民待遇（8・8） | 内国民待遇（10・3） |
| 最恵国待遇（9・5） | 最恵国待遇（8・9） | 最恵国待遇（8・9） | 最恵国待遇（10・4） |
| 待遇に関する最低基準（9・6） | | | 投資財産に関する待遇（10・5） |
| 武力紛争又は内乱の際の待遇（9・7） | | | 損失に対する補償（10・11） |
| 収用及び補償（9・8） | | | 収用（10・13） |
| 移転（9・9） | | | 資金の移転（10・9） |
| 特定措置の履行要求（9・10） | 特定措置の履行要求の禁止（8・11） | 特定措置の履行要求の禁止（8・11） | 特定措置の履行要求の禁止（10・6） |
| 経営幹部及び取締役会（9・11） | 経営幹部及び取締役会（8・10） | 経営幹部及び取締役会（8・10） | 経営幹部及び取締役会（10・7） |
| 適合しない措置（9・12） | 適合しない措置及び例外（8・12） | 適合しない措置及び例外（8・12） | 留保及び適合しない措置（10・8） |
| 代位（9・13） | | | 代位（10・12） |
| 特別な手続及び情報の要求（9・14） | | | 特別な手続及び情報の開示（10・10） |
| 利益の否認（9・15） | 利益の否認（8・13） | 利益の否認（8・13） | 利益の否認（10・14） |
| 投資及び環境、健康その他の規制上の目的（9・16） | | | |
| 企業の社会的責任（9・17） | | | |
| 協議及び交渉（9・18） | | | |
| 請求の仲裁への付 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 託（9・19） | | | |
| 各締約国の仲裁への同意（9・20） | | | |
| 各締約国の同意に関する条件及び制限（9・21） | | | |
| 仲裁人の選定（9・22） | | | |
| 仲裁の実施（9・23） | | | |
| 仲裁手続の透明性（9・24） | | | |
| 準拠法（9・25） | | | |
| 附属書の解釈（9・26） | | | |
| 専門家による報告（9・27） | | | |
| 請求の併合（9・28） | | | |
| 裁定（9・29） | | | |
| | 適用範囲（8・1） | 適用範囲（8・1） | |
| | 一般的例外（8・3） | 一般的例外（8・3） | |
| | サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（8・4） | サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（8・4） | |
| | 見直し（8・5） | 見直し（8・5） | |
| | 市場アクセス（8・7） | 市場アクセス（8・7） | |
| | | | 安全保障のための例外（10・15） |
| | | | 投資の促進（10・16） |
| | | | 投資の円滑化（10・17） |
| | | | 作業計画（10・18） |

日 EU EPA、及び日英 EPA の第 8・1 条～第 8・5 条は、サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引の全体に係わるものである。

次に、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA、及び RCEP の投資章の規定内容の比較を下表に示す。知的財産に関連すると考えられる項目については根拠条文も記載する。

| 協定名称 | CPTPP | 日 EU EPA | 日英 EPA | RCEP |
|---|---|---|---|---|
| 投資財産の定義 | 全ての投資財産（第 9・1 条） | × | × | 全ての投資財産（第 10・1 条） |
| 内国民待遇・参入段階 | ○（第 9・4 条） | ○（第 8・8 条） | ○（第 8・8 条） | ○（第 10・3 条） |
| 内国民待遇・参入後 | ○（第 9・4 条） | ○（第 8・8 条） | ○（第 8・8 条） | ○（第 10・3 条） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 最恵国待遇・参入段階 | ○（第9・5条） | ○（第8・9条） | ○（第8・9条） | ○（第10・4条） |
| 最恵国待遇・参入後 | ○（第9・5条） | ○（第8・9条） | ○（第8・9条） | ○（第10・4条） |
| パフォーマンス要求の禁止 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (1) 輸出規制 | × | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | × |
| (2) 原材料調達要求 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (3) 物品・サービス現地調達要求 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (4) 輸出入均衡要求 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (5) 輸出要求 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (6) 国内販売制限 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (7) 役員国籍要求 | ○＊（第9・11条） | ○＊（第8・10条） | ○＊（第8・10条） | ○＊（第10・7条） |
| (8) 自国民雇用要求 | × | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | × |
| (9) 事業本部要求 | × | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | × |
| (10) 研究開発要求 | × | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | × |
| (11) 技術移転要求 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (12) ロイヤルティ規制 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (13) 独占的供給要求 | ○（第9・10条） | ○（第8・11条） | ○（第8・11条） | ○（第10・6条） |
| (14) 特定技術使用/使用制限要求 | ○（第9・10条） | × | × | × |
| 留保表の有無（ネガティブリスト） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 公正衡平待遇 | ○ | × | × | ○ |
| 約束の遵守義務（アンブレラ条項） | △（凍結規定） | × | × | × |
| 収用と補償 | ○（第9・8条） | × | × | ○（第10・13条） |
| 争乱時の補償に関する内国民待遇/最恵国待遇 | ○ | × | × | ○ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 送金の自由 | ○ | × | × | ○ |
| 投資家の入国申請への配慮 | ● | × | × | ○ |
| 透明性（法令公表 | ● | ● | ● | ● |
| パブリックコメント努力義務 | ● | ● | ● | ● |
| 汚職防止努力義務 | ● | × | × | ● |
| 一般例外 | × | ○（第 8・3 条） | ○（第 8・3 条） | ● |
| 安全保障例外 | ● | ● | ● | ○ |
| 紛争処理（投資家対国） | ○（第 9・18 条～第 9・29 条） | × | × | 協定が効力を生じる後 2 年以内に討議（第 10・18 条） |
| 紛争処理（国対国） | ●（第 28 章） | ●（第 21 章） | ●（第 22 章） | ●（第 19 章） |
| 合同委員会 | ● | ● | ● | ○ |

注）●：他の章で規定されている要素

＊：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務（Senior Management and Board of Directors (SMBD)）あり

**(i) 投資財産の定義について**

CPTPP 第 9・1 条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約」、「(f) 知的財産権」、及び「(g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によって与えられる類似の権利（注）　注 特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が締約国の国内法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。投資としての性質を有しない文書には、締約国の国内法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。ただし、「第 9 章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置いておらず、曖昧な部分が残っているという指摘もある[661]。

日 EU EPA および日英 EPA においては、「投資財産」の形態に関する定義はなされていない。

RCEP において、第 10・1 条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(iv) 知的

[661] Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v2.pdf

財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの」、及び「(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。ただし、「第 10 章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置かれていないのは CPTPP と同様である。

**(ii) パフォーマンス要求の禁止について**

パフォーマンス要求の禁止として、CPTPP は 9 項目、日 EU EPA は 12 項目、日英 EPA は 12 項目、RCEP は 8 項目が列挙され、また、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP のいずれにおいても、別条文で役員国籍要求（経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務（Senior Management and Board of Directors (SMBD)））も規定されている。具体的には、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP いずれも、輸出要求、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、輸出入均衡要求、国内販売制限、技術移転要求、独占的供給要求、ロイヤルティ規制、役員国籍要求（SMBD あり）の 9 項目が共通している。この 9 項目に加え、CPTPP では特定技術使用/使用制限要求が、日 EU EPA、及び日英 EPA では、輸出規制、事業本部要求、自国民雇用要求、研究開発要求が組み込まれている。

**(iii) 技術移転について**

(ii)のうち、技術移転に関しては、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP において、いずれも除外規定（TRIPS 協定 31 条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）関係）を設けつつ、技術移転の要求・強制をしてはならないことが規定されている。

CPTPP

第 9・10 条第 1 項(f)において、「自国の領域における締約国又は日締約国の投資家の投資財産の設立、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、技術移転の要求を課してはならず、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない」とされる。しかしながら、第 9・10 条第 3 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

日 EU EPA

第 8・11 条第 1 項(g)において、「自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、技術移転の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。」とされる。しかしながら、第 8・11 条第 5 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の

開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条３の規定の適用対象となり、かつ、同条３の規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

日英 EPA

第 8・11 条第 1 項(g)において、「締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、技術移転の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。」とされる。しかしながら、第 8・11 条第 5 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条３の規定の適用対象となり、かつ、同条３の規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

RCEP

第 10・6 条第 1 項(f)において、「自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、技術移転の要求を課し、又は強制してはならない。」とされる。しかしながら、第 10・6 条第 3 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

**(iv) 紛争処理（投資家対国）について**

CPTPP では、第 9 章第 B 節 投資家と国との間の紛争解決（第 9・18 条～第 9・29 条）で規定されている。日 EU EPA、及び日英 EPA においては、紛争処理（投資家対国）の規定は設けられていない。RCEP では、第 10・8 条において、「RCEP 効力発生から 2 年以内に討議を開始し、討議開始から 3 年以内に討議を完了すること」が規定されている。

### （b）電子商取引（CPTPP 第 14 章・ 第 8 章附属書 8-B 第 A 節、日 EU EPA 第 8 章第 F 節、日英 EPA 第 8 章第 F 節、RCEP 第 12 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各電子取引章の構成を下表に示す。

| CPTPP 条文 | 日 EU EPA 条文 | 日英 EPA 条文 | RCEP 条文 |
|---|---|---|---|
| 定義（14・1） | 定義（8・71） | 定義（8・71） | 定義（12・1） |
| 適用範囲及び一般規定（14・2） | 目的及び一般規定（8・70） | 目的及び一般規定（8・70） | 原則及び目的（12・2） |
| | | | 適用範囲（12・3） |
| 関税（14・3） | 関税（8・72） | 関税（8・72） | 関税（12・11） |
| デジタル・プロダクトの無差別待遇（14・4） | 電子商取引に関する協力（8・80） | 電子商取引に関する協力（8・83） | 電子商取引に関する対話（12・16） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国内の電子的な取組の枠組み（14・5） | | | 国内規制の枠組み（12・10） |
| 電子認証及び電子署名（14・6） | 電子認証及び電子署名（8・77） | 電子認証及び電子署名（8・77） | 電子認証及び電子署名（12・6） |
| オンラインの消費者の保護（14・7） | 消費者の保護（8・78） | 消費者の保護（8・79） | オンラインの消費者の保護（12・7） |
| 個人情報の保護（14・8） | | 個人情報の保護（8・80） | オンラインの個人情報の保護（12・8） |
| 貿易に係る文書の電子化（14・9） | | | 貿易に係る文書の電子化（12・5） |
| 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（14・10） | | 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（8・78） | |
| 情報の電子的手段による国境を越える移転（14・11） | | 情報の電子的手段による国境を越える移転（8・84） | 情報の電子的手段による国境を越える移転（12・15） |
| インターネットの相互接続料の分担（14・12） | | | |
| コンピュータ関連設備の設置（14・13） | | コンピュータ関連設備の設置（8・85） | コンピュータ関連設備の設置（12・14） |
| 要求されていない商業上の電子メッセージ（14・14） | 要求されていない商業上の電子メッセージ（8・79） | 要求されていない商業上の電子メッセージ（8・81） | 要求されていない商業上の電子メッセージ（12・9） |
| 協力（14・15） | 電子商取引に関する協力（8・80） | 電子商取引に関する協力（8・83） | 協力（12・4） |
| サイバーセキュリティに係る事項に関する協力（14・16） | | | サイバーセキュリティ（12・13） |
| ソース・コード（14・17） | ソース・コード（8・73） | ソース・コード（8・73） | 電子商取引に関する対話（12・16） |
| 紛争解決（14・18） | | | 紛争の解決（12・17） |
| | 国内規制（8・74） | 国内規制（8・74） | |
| | 事前の許可を不要とする原則（8・75） | 事前の許可を不要とする原則（8・75） | |
| | 電子的手段による契約の締結（8・76） | 電子的手段による契約の締結（8・76） | |
| | | 政府の公開されたデータ（8・82） | |
| 情報通信技術産品（附属書 8-B 第 A 節） | | 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品（8・86） | |
| | | | 透明性（12・12） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 適用範囲（8・1） | 適用範囲（8・1） | |
| | 定義（8・2） | 定義（8・2） | |
| | 一般的例外（8・3） | 一般的例外（8・3） | |
| | サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（8・4） | サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（8・4） | |
| | 見直し（8・5） | 見直し（8・5） | |

日 EU EPA、及び日英 EPA の第 8・1 条～第 8・5 条は、サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引の全体に係わるものである。

次に、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA、及び RCEP の電子商取引章の規定内容の比較を下表に示す。

| 協定名称 | CPTPP | 日 EU EPA | 日英 EPA | RCEP |
|---|---|---|---|---|
| 適用範囲 | 定義（第 14・1 条）<br>適用範囲及び一般規定（第 14・2 条） | 目的及び一般規定（第 8・70 条）<br>定義（第 8・71 条） | 目的及び一般規定（第 8・70 条）<br>定義（第 8・71 条） | 定義（第 12・1 条）<br>適用範囲（第 12・3 条） |
| 他章との調整規定 | 適用範囲及び一般規定（第 14・2 条） | 目的及び一般規定（第 8・70 条） | 目的及び一般規定（第 8・70 条） | 適用範囲（第 12・3 条） |
| デジタル・プロダクトの無差別待遇 | デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 14・4 条） | 電子商取引に関する協力（8・80） | 電子商取引に関する協力（8・83） | 電子商取引に関する対話（12・16） |
| 関税 | 関税（第 14・3 条） | 関税（第 8・72 条） | 関税（第 8・72 条） | 関税（第 12・11 条） |
| 国内規制 | 国内の電子的な取引の枠組み（第 14・5 条） | 国内規制（第 8・74 条） | 国内規制（第 8・74 条） | 国内規制の枠組み（第 12・10 条） |
| 電子署名及び認証サービス | 電子認証及び電子署名（第 14・6 条） | 電子認証及び電子署名（第 8・77 条） | 電子認証及び電子署名（第 8・77 条） | 電子認証及び電子署名（第 12・6 条） |
| 貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政） | 貿易に係る文書の電子化（第 14・9 条） | | | 貿易に係る文書の電子化（第 12・5 条） |
| オンライン消費者保護 | オンラインの消費者の保護（第 14・7 条）<br>個人情報の保護（第 14・8 条） | 消費者の保護（第 8・78 条） | 消費者の保護（第 8・79 条）<br>個人情報の保護（第 8・80 条） | オンラインの消費者の保護（第 12・7 条）<br>オンラインの個人情報の保護（第 12・8 条） |
| 協力 | 協力（第 14・15 | 電子商取引に | 電子商取引に | 協力（第 12・4 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 条）<br>サイバーセキュリティに係る事項に関する協力（第14・16条） | 関する協力（第8・80条） | 関する協力（第8・83条） | 条） |
| 国境を越える情報流通 | 情報の電子的手段による国境を越える移転(第14･11条) | | 情報の電子的手段による国境を越える移転（第8･84条） | 情報の電子的手段による国境を越える移転(第12･15条) |
| 迷惑メール | 要求されていない商業上の電子メッセージ(第14･14条) | 要求されていない商業上の電子メッセージ（第8･79条） | 要求されていない商業上の電子メッセージ（第8･81条） | 要求されていない商業上の電子メッセージ（第12･9条） |
| コンピュータ関連設備の設置 | コンピュータ関連設備の設置(第14･13条) | | コンピュータ関連設備の設置（第8･85条） | コンピュータ関連設備の設置(第12･14条) |
| ソース・コード | ソース・コード（第14・17条） | ソース・コード（第8・73条） | ソース・コード（第8・73条） | |
| その他 | 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（第14・10条）<br>インターネット相互接続料の分担（第14・12条）<br>紛争解決（第14・18条）<br>情報通信技術産品（附属書8-B第A節） | 事前の許可を不要とする原則（第8･75条）<br>電子的手段による契約の締結（第8･76条） | 事前の許可を不要とする原則（第8･75条）<br>電子的手段による契約の締結（第8･76条）<br>電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（第8・78条）<br>政府の公開されたデータ（第8・82条）<br>暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品（第8・86条） | 透明性（第12・12条）<br>サイバーセキュリティ（第12・13条）<br>電子商取引に関する対話（第12・16条）<br>紛争の解決（第12・17） |

**(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇について**

CPTPP 第14・4条「デジタル・プロダクトの無差別待遇」において、第1項で「いずれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託

され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。」と規定されているが、第 2 項に「1 の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。」とあり、知的財産章が優先適用される。

日 EU EPA ではデジタル・プロダクトの無差別待遇に関する条項自体が存在しない。

日英 EPA ではデジタル・プロダクトの無差別待遇に関する条項自体が存在せず、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意するとされている（日英 EPA 第 8・83 条）。

RCEP ではデジタル・プロダクトの無差別待遇に関する条項自体が存在せず、デジタル・プロダクトの待遇は「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている（RCEP 第 12・16 条）。

**(ii) 関税について**

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP において、電気的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。ただし、CPTPP、日英 EPA、及び RCEP においてこの規定は、内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではないとされている（CPTPP 第 14・3 条、日 EU EPA 第 8・72 条、日英 EPA 第 8・72 条、及び RCEP 第 12・11 条）。なお、RCEP においては、各締約国は、WTO 閣僚決定に基づき、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持するとの規定となっており、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関する WTO 閣僚決定における更なる成果を考慮して、自国の慣行を修正することができるとされている（RCEP 第 12・11 条第 3 項）。

**(iii) 国境を越える情報流通（情報移転）について**

情報移転に関して、CPTPP、日英 EPA、及び RCEP において、いずれも除外規定（公共政策の正当な目的を達成するためのもの）を設けつつ、情報の電子的手段による移転について規定されている（CPTPP 第 14・11 条、日英 EPA 第 8・84 条、及び RCEP 第 12・15 条）。日 EU EPA においては、効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価することが規定されている（日 EU EPA 第 8・81 条）。

CPTPP

第 14・11 条第 2 項において、「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。」とされる。しかしながら、第 14・11 条第 3 項において、「この条のいかなる規定も、締約国

が公共政策の正当な目的を達成するために２の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。」、第 14・2 条第 3 項において、「政府調達、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）には適用しない」との適用除外が規定されている。

日 EU EPA

第 8・81 条に、日 EU EPA の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価することが規定されている。

日英 EPA

第 8・84 条第 1 項において、「締約国は、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。」とされる。しかしながら、第 8・84 条第 2 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するためのものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。」、また、第 8・84 条第 3 項において、「政府調達、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置には適用しない」と、除外規定が設けられている。

RCEP

第 12・15 条第 2 項において、「締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。」とされる。しかしながら、第 12・15 条第 3 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第 2 項に適合しない措置、及び自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされる。ただし、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認することが注意書きとして加えられている（第 12・15 条第 3 項(a)注意書き）。また、第 12・3 条において、「政府調達については適用しない」（第 12・3 条第 2 項）、「締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については適用しない」（第 12・3 条第 3 項）との除外規定も設けられている。

**(iv) コンピュータ関連設備の設置について**

CPTPP

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている（CPTPP 第 14・13 条）。しかしながら、CPTPP 第 14・13 条第 3 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第 2 項に適合しない措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされる。

日英 EPA

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている（日英 EPA 第 8・85 条）。しかしながら、日英 EPA 第 8・85 条第 2 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第 1 項に適合しない措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされる。

RCEP

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている（RCEP 第 12・14 条）。しかしながら、RCEP 第 12・14 条第 3 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第 2 項に適合しない措置、及び自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされ、さらに、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認することが注意書きとして加えられている（RCEP 第 12・14 条第 3 項(a)注意書き）。

**(v) ソース・コードについて**

CPTPP、日 EU EPA、及び日英 EPA では、締約国がソフトウェアのソース・コードの開示を事業者に要求することができないとされる（CPTPP 第 14・17 条、日 EU EPA 第 8・73 条、及び日英 EPA 第 8・73 条）。なお、CPTPP では重要インフラに使用されている場合を除く等 、対象が限定されている。また、日英 EPA では、ソース・コードに加え、アルゴリズムも対象に含む。

RCEP ではソース・コードに関する条項自体が存在せず、ソース・コードは「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている（RCEP 第 12・16 条）。

**(vi) 紛争の解決について**

RCEP においては、電子商取引章の規定の下で生ずる問題について、紛争解決章（第 19 章）による紛争解決の対象になっていない（RCEP 第 12・17 条）。

### （c）紛争解決（CPTPP 第 28 章、日 EU EPA 第 21 章、日英 EPA 第 22 章、RCEP 第 19 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各紛争解決章の構成を下表に示す。

| CPTPP 条文 | 日 EU EPA 条文 | 日英 EPA 条文 | RCEP 条文 |
|---|---|---|---|
| 定義（28・1） | 定義（21・3） | 定義（22・3） | 定義（19・1） |
| 協力（28・2） | | | 一般規定（19・4） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 適用範囲（28・3） | 適用範囲（21・2） | 適用範囲（22・2） | 適用範囲（19・3） |
| 場の選択（28・4） | 紛争解決の場の選択（21・27） | 紛争解決の場の選択（22・27） | 場の選択（19・5） |
| 協議（28・5） | 協議（21・5） | 協議（22・5） | 協議（19・6） |
| あっせん、調停及び仲介（28・6） | 仲介（21・6） | 仲介（22・6） | あっせん、調停又は仲介（19・7） |
| パネルの設置（28・7） | パネルの設置（21・7） | パネルの設置（22・7） | パネルの設置の要請（19・8） |
| | | | パネルの設置及び再招集（19・11） |
| 付託事項（28・8） | 付託事項（21・13） | 付託事項（22・13） | |
| パネルの構成（28・9） | パネルの構成（21・8） | パネルの構成（22・8） | パネルの設置及び再招集（19・11） |
| パネルの構成員の資格（28・10） | 仲裁人の資格（21・10） | 仲裁人の資格（22・10） | |
| | 仲裁人の交代（21・11） | 仲裁人の交代（22・11） | |
| パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿（28・11） | 仲裁人の名簿（21・9） | 仲裁人の名簿（22・9） | |
| パネルの任務（28・12） | パネルの任務（21・12） | パネルの任務（22・12） | パネルの任務（19・12） |
| パネルの手続規則（28・13） | パネルの手続（21・15） | パネルの手続（22・15） | パネルの手続（19・13） |
| | 手続規則及び行動規範（21・30） | 手続規則及び行動規範（22・30） | |
| 第三国の参加（28・14） | | | 第三国（19・10） |
| 専門家の役割（28・15） | 情報の受領（21・17） | 情報の受領（22・17） | |
| 手続の停止又は終了（28・16） | 手続の停止及び終了（21・24） | 手続の停止及び終了（22・24） | 手続の停止及び終了（19・14） |
| 最初の報告書（28・17） | 中間報告書（21・18） | 中間報告書（22・18） | パネルの手続（19・13） |
| 最終報告書（28・18） | 最終報告書（21・19） | 最終報告書（22・19） | パネルの手続（19・13） |
| 最終報告書の実施（28・19） | 最終報告書の履行（21・20） | 最終報告書の履行（22・20） | 最終報告書の実施（19・15） |
| 未実施（代償及び利益の停止）（28・20） | 不履行の場合における暫定的な救済措置（21・22） | 不履行の場合における暫定的な救済措置（22・22） | 代償及び譲許その他の義務の停止（19・17） |
| 履行状況の審査（28・21） | 履行状況の審査（21・21） | 履行状況の審査（22・21） | 履行状況の審査（19・16） |
| 私権（28・22） | | | |
| 代替的な紛争解決 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （28・23） | | | |
| | 目的（21・1） | 目的（22・1） | 目的（19・2） |
| | 情報提供の要請（21・4） | 情報提供の要請（22・4） | |
| | 緊急性に係る決定（21・14） | 緊急性に係る決定（22・14） | |
| | 解釈に関する規則（21・16） | 解釈に関する規則（22・16） | |
| | 暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査（21・23） | 暫定的な救済措置の用後の履行状況の審査（22・23） | |
| | 紛争解決手続の運用（21・25） | 紛争解決手続の運用（22・25） | |
| | 相互に合意する解決（21・26） | 相互に合意する解決（22・26） | |
| | 期間（21・28） | 期間（22・28） | |
| | 費用（21・29） | 費用（22・29） | 費用（19・19） |
| | | | 複数の申立てに関する手続（19・9） |
| | | | 後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇（19・18） |
| | | | 連絡部局（19・20） |
| | | | 言語（19・21） |

次に、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA、RCEP の紛争解決章の比較を下表に示す。

| 協定名称 | CPTPP | 日 EU EPA | 日英 EPA | RCEP |
|---|---|---|---|---|
| 紛争解決手続に付託できる案件 | CPTPP の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争（28・3） | 日 EU EPA の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争（21・1） | 日英 EPA の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争（22・1） | RCEP の下で生じる紛争（19・2） |
| 協議前置義務の有無 | 有（28・5） | 有（21・5） | 有（22・5） | 有（19・6） |
| 紛争解決手続に適用されるルール | 委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定める（28・13）。 | 合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定める(21・15, 21・30)。 | 合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定める(22・15, 22・30)。 | RCEP 合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則を遵守する（19・13）。 |
| 時間的制限 | 最初の報告書の送付：パネル構成の合意から 150 日 | 中間報告書の送付：パネル構成の合意から 120 日 | 中間報告書の送付：パネル構成の合意から 120 日 | 中間報告書の送付：パネル構成の合意から 150 日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 以内（28・17）<br>最終報告書の送付：<br>中間報告書の送付から 30 日以内（28・18） | 以内（21・18）<br>最終報告書の送付：<br>中間報告書の送付から 30 日以内（21・19） | 以内（22・18）<br>最終報告書の送付：<br>中間報告書の送付から 30 日以内（22・19） | 以内（19・13）<br>最終報告書の送付：<br>中間報告書の送付から 30 日以内（19・13） |
| 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後 | 申立国が自ら他の国際貿易協定上の紛争解決手続と CPTPP 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得る（28・4）。 | 申立国が自ら他の国際協定上の紛争解決手続と日 EU EPA 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得る（21・27）。 | 申立国が自ら他の国際協定上の紛争解決手続と日英EPA上の紛争解決手続のいずれをも選択し得る（21・27）。 | 全紛争当時国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってRCEPに基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができ、その選択した場以外の場を利用してはならない（19・5）。 |
| パネリスト・仲裁人の選定方法 | 議長の候補者名簿の作成及び維持は義務的であるが、それ以外の仲裁人リストの作成は任意とされる（28・11）。<br>両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、無作為抽出する（28・9）。 | 議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成し、合同委員会での事前合意を必要とする（21・9）。<br>両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出（21・8）。 | 議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成し、合同委員会での事前合意を必要とする（22・9）。<br>両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出（22・8）。 | 議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成する（19・11）。<br>両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、WTOに任命要請する（19・11）。 |
| 紛争解決機関 | 全員一致で行 | 全員一致で行 | 全員一致で行 | 全員一致で認 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法 | うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができる（28・12）。 | うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができる（21・15）。 | うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができる（22・15）。 | 定及び決定を行うが、全員一致できない場合には、過半数による議決で認定及び決定を行うことができる（19・13）。 |
| 上訴手続 | 上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。 | 上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。 | 上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。 | 上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。 |
| 仲裁判断の履行担保手続 | 最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる（28・19）。 | 最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる（21・20）。 | 最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる（22・20）。 | 最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる（19・15）。 |
| 対抗措置 | 最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する（28・20）。 | 最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する（21・22）。 | 最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する（22・22）。 | 最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する（19・17）。 |

**(i) 時間的制限について**

CPTPP

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 150 日以内（緊急の場合は 120 日以内）（第 28・17 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30

日以内（第 28・18 条）と規定されている。

日 EU EPA

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 120 日以内（緊急の場合は 60 日以内）（第 21・18 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30 日以内（第 21・19 条）と規定されている。

日英 EPA

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 120 日以内（緊急の場合は 60 日以内）（第 22・18 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30 日以内（第 22・19 条）と規定されている。

RCEP

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 150 日以内（緊急の場合は 90 日以内）（第 19・13 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30 日以内（第 19・13 条）と規定されている。

**(ii) パネリスト・仲裁人の選定方法について**

CPTPP

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、協定により、無作為抽出する（第 28・9 条）。

日 EU EPA

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出する（第 21・8 条）。

日英 EPA

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出する（第 22・8 条）。

RCEP

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、WTO に任命要請する（第 19・11 条）。

**(iii) 知的財産章との関係について**

CPTPP

知的財産章（第 18 章）に特化した紛争解決規定がない。

日 EU EPA

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・52 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 21 章）の対象外とされている（第 14・55

条）。

日英 EPA

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・60 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 22 章）の対象外とされている（第 14・63 条）。

RCEP

知的財産章（第 11 章）に特化した紛争解決規定がない。

### （d）例外（CPTPP 第 29 章、日 EU EPA 各章、日英 EPA 各章、RCEP 第 17 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の例外に関する条文の構成を下表に示す。

| CPTPP 条文 | 日 EU EPA 条文（注） | 日英 EPA 条文（注） | RCEP 条文 |
|---|---|---|---|
| 一般的例外（29・1） | 一般的例外（2・22, 8・3, 12・9, 13・8） | 一般的例外（2・21, 8・3, 12・9, 13・8） | 一般的例外（17・12） |
| 安全保障のための例外（29・2） | 安全保障のための例外（1・5, 14・54） | 安全保障のための例外（1・5, 14・62） | 安全保障のための例外（17・13） |
| 一時的なセーフガード措置（29・3） | 一時的なセーフガード措置（9・4） | 一時的なセーフガード措置（9・4） | 国際収支の擁護のための措置（17・15） |
| 租税に係る課税措置（29・4） | 租税（1・4） | 租税（1・4） | 租税に係る課税措置（17・14） |
| たばこの規制のための措置（29・5） | | | |
| ワイタンギ条約（29・6） | | | ワイタンギ条約（17・16） |

（注）日 EU EPA、及び日英 EPA には CPTPP や RCEP に存在する「例外及び一般規定」、「一般規定及び例外」の章は存在しないが、同様の規定は置かれている。

一般的例外、安全保障のための例外、一時的なセーフガード、及び租税に係る課税措置はいずれの RTA にも存在する。たばこの規制のための措置は CPTPP のみに規定されている。また、締約国にニュージーランドを含む CPTPP、及び RCEP において、先住民族（ニュージーランド・マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）を妨げるものではないことを規定している。

#### (i) 一般的例外について

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP のいずれも一般的例外規定として、ガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。

**(ii) 安全保障のための例外について**

安全保障のための例外は、CPTPP 第 29・2 条、日 EU EPA 第 1・5 条、日英 EPA 第 1・5 条、RCEP 第 17・13 条で規定されており、ガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を参照しつつ、それらを統合し、整理した規定となっている。CPTPP は「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」は、それに該当する具体的措置は明示されていないが、RCEP では、ガット第 21 条(b)及び GATS 第 14 条の 2(b)に列挙される措置に、「通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置」が加えられている。

RCEP 第 10・15 条（投資章）において投資章に関する「安全保障のための例外」が規定されている。

知的財産関連の安全保障のための例外は、RCEP 第 11・44 条第 3 項に特許非公開制度が規定され、日 EU EPA 第 14・54 条、日英 EPA 第 14・62 条で貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条の規定を必要な変更を加えた上で組み込まれることが規定されている。

**（ｅ）知的財産章における例外（CPTPP 第 18 章、日 EU EPA 第 14 章、日英 EPA 第 14 章、RCEP 第 11 章）**

CPTPP では、締約国のための経過措置（CPTPP 第 18・83 条）、ニュージーランドの特定措置（附属書 18-A）、チリの特定措置（附属書 18-B）、マレーシアの特定措置（附属書 18-C）、ペルーの特定措置（附属書 18-D）、第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の特定措置（附属書 18-E、附属書 18-F）が規定されている。

日 EU EPA、及び日英 EPA では、一方の締約国は、農産品／ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書（日 EU EPA 附属書 14-B、日英 EPA 附属書 14-B）に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大 7 年（農産品）／5 年（ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料）の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止することが規定されている（日 EU EPA 第 14・29 条、日英 EPA 第 14・33 条）。また、「安全保障のための例外」（日 EU EPA 第 14・54 条、日英 EPA 第 14・62 条）で、知的財産章（日 EU EPA 第 14 章、日英 EPA 第 14 章）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

RCEP では、後発開発途上締約国のための経過期間が規定されている（RCEP 第 11・78 条～第 11・80 条）。

## ４．まとめ

３．の各 RTA の規定の比較を踏まえ、各章ごとに各 RTA の特徴を比較・分析した結果

を、以下にまとめる。

「投資章」に関しては、パフォーマンス要求の禁止項目について、CPTPP は 9 項目、日 EU EPA と日英 EPA は 12 項目、RCEP は 8 項目と禁止される要求内容に、いくつかの相違が見られる。

また、このうち、技術移転については、各 RTA とも、除外規定はあるものの、技術移転の要求・強制をしてはならない旨規定されている。なお、日本が締結済みの協定においては CPTPP で唯一特定技術使用要求・使用制限要求の禁止が規定されており、締約国が推奨する技術の使用要求等を防ぐ意味で意義がある規律である。

さらに、投資家対国の紛争処理については、CPTPP では規定が整備されているのに対し、日 EU EPA 及び日英 EPA には規定が存在せず、RCEP では「RCEP 効力発生から 2 年以内に討議を開始し、討議から 3 年以内に討議を完了すること」とされている。

このように、パフォーマンス要求の禁止の内容については、相当部分は共通しているものの、各協定において要求禁止項目には差異がある。投資家対国の紛争処理については、規律の有無自体、協定によって大きな違いが見られる。

「電子商取引章」に関しては、ソース・コードについて、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA では、協定により対象範囲は一部異なるものの、締約国がソフトウェアのソース・コードの開示を事業者に要求することができないとされているのに対し、RCEP ではソース・コードに関する条項が存在せず、ソース・コードは「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている。

また、デジタル・プロダクトの無差別待遇についても、CPTPP では、知財章が優先されるとしたうえで、規定が置かれているが、日 EU EPA には規定がなく、日英 EPA では、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項について対話を維持することに同意する旨が規定され、RCEP では「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている。

さらに、各 RTA においては、①電子的な送信に対して関税を課してはならない旨、②コンピュータ関連設備の設置については自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない旨、③国境を超える情報流通については、公共政策の正当な目的を達成するために必要な場合等以外は、これを認める旨が規定されているが、除外される場合の規定ぶりには少なからぬ差異（RCEP では締約国の裁量がより広く認められる等）も見られる。

なお、RCEP においては、「電子商取引章」は「紛争解決章」による紛争解決の対象になっていない。

「紛争解決章」に関しては、各 RTA で、時間的制限やパネリスト・仲裁人の選定方

法、知財章との関係などに関して若干の差異はあるものの、概ね共通する項目は整備されている。

「例外章」に関しては、各 RTA において、規定ぶりに若干の差異があるものの、ガット又は GATS の一般的例外規定や安全保障のための例外規定や TRIPS の安全保障のための例外規定が組み込まれている。

# 第３章 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

## I. ロシア・ウクライナ情勢を巡る知財関連問題に関連する条約・協定（TRIPS 協定、日露投資協定等）、主要国の法制度等の分析

### １．安全保障に関連する TRIPS 協定等

#### （1）TRIPS 協定第 73 条[662]／GATT 第 21 条[663]

TRIPS 協定第 73 条 安全保障のための例外
この協定のいかなる規定も,次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 加盟国に対し,その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること
(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること
(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
(ii) 武器,弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置
(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること

関税及び貿易に関する一般協定第 21 条 安全保障のための例外
この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない
(a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

[662] TRIPS 協定（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index html
[663] 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000135 html

（ａ）逐条解説等における解説

これらの条文についてその背景や規定している内容について解説した文献としては、以下のようなものがある。(i)においては、TRIPS 協定第 73 条が GATT 第 21 条と同様のものとして位置づけられたことが、(iv)においては、独立国家である以上自国の安全保障のため、あるいは国際平和維持に協力するための措置をとり得る余地を残すことが必要であるとの見地から GATT 第 21 条が設けられたことが、(ii)においては、最近になってパネルにおいてこれらの条項が取り上げられたこと（具体的には本項（ｂ）参照）が触れられている。

**(i) 「逐条解説 TRIPS 協定」[664]による本条の解説**

本条は、ブラッセル閣僚会合用のテキストには、含まれていなかった条項である。

当時は、まだ TRIPS 協定を将来的にどのような形式で実施するかについて結論が出ておらず、GATT を改正して GATT の一部に組み込む方式も検討されていた。もし、TRIPS 協定を GATT の一部にするのであれば、GATT 第 21 条（安全保障のための例外）は当然に TRIPS 協定に適用されることになるから、TRIPS 協定中に本条のような規定の必要はないことになる。その後、TRIPS 協定は、WTO 設立協定の附属書ではあるが、GATT とは別個の協定とされたため、GATT 第 21 条と同様の安全保障のための例外規定が設けられることになったものと思われる。

そのような経緯を反映して、本条の具体的な内容については、TRIPS 交渉の中では議論されなかった。その解釈は、これまでの GATT における解釈を参考にしていくことになろう。

**(ii) 「The TRIPS Agreement – Drafting History and Analysis (Fifth Edition)」[665]による本条の解説**

本例外規定は、紛争解決システムの対象となる。2010 年代後半まで、GATT または WTO が引用されることはほとんどなかった。パネルは、戦争と国家安全保障の問題において WTO/GATT 加盟国の主権を保護するために最新の注意を払っている。2 つの WTO 紛争解決パネル報告書（DS512 「ロシア 通過に係る措置」、DS567 「サウジアラビア 知的財産権の保護に関する措置」）がこの例外を解釈した。これらのパネルは、Art. 73(b)(iii)に含まれるこの例外の範囲と適用について、互換性のある調査結果を出し、これは引用される可能性が最も高いものである。

[664] 逐条解説 TRIPS 協定（尾島 明 日本機械輸出組合 1999 年 3 月 314-315 ページ）
[665] The TRIPS Agreement - Drafting History and Analysis (Fifth Edition) 740-743

### (iii) 「Resource Book on TRIPS and Development (UNCTAD-ICTSD Project on IPRs and Sustainable Development)」[666]による本条の解説

TRIPS 協定第 73 条は、伝統的な分権化された法秩序と、WTO の紛争解決了解（DSU）に具現化された制度化された紛争解決メカニズムとの間の緊張の核心に位置付けられている。TRIPS 協定第 73 条の解釈は、それを正当化としてだけでなく、手続き上の管轄権による抗弁ともみなすことであり、この条項の単なる発動によって論争が事実上認められないものとする。しかし、問題となっている条項の交渉の歴史にも、そのような見解を支持するための根拠も、テキスト上および文脈上の解釈にもないように思われる。

「国家安全保障」問題を構成するものの政治的資格は、加盟国自身に留保されたままのようであるが、TRIPS 協定第 73 条によってその権利の行使に課せられた客観的な制限の尊重は解釈の問題であり、したがって、司法審査の対象となる。これらの客観的な制限の 1 つは、TRIPS 協定第 73 条も、GATT と GATS の類似の規定も、経済的安全保障上の利益を保護するのに役立たないということである。場合によっては、商業目的と安全保障上の理由との間に明確な境界線を設定することが特に難しい場合がある。知的財産権と必須医薬品へのアクセスに関する議論が示すように、HIV などのパンデミックは、脆弱な社会の存在そのものに根本的な脅威をもたらす可能性があり、そのような場合、国家の本質的な安全保障上の利益を保護するために、TRIPS 協定第 73 条の安全保障上の例外を発動することが可能かもしれない。おそらく、HIV などのパンデミックは、第 73 条(b)(iii)に規定されているように、「国際関係における緊急事態」として認定される可能性があるが、この問題はさらに検討する必要がある。

国家安全保障上の理由で採用されたとされる措置の TRIPS 協定第 73 条との適合性には、その措置が行使された安全保障上の利益を保護するために「必要」であるかどうかの合理性のテストと解釈も含まれる場合がある。裁判所は、これらの「本質的な安全保障上の利益」によって実行されるリスクが合理的であるかどうかを評価しなければならず、次に、これらの利益を保護するために設計されていると提示された措置が単に有用であるだけでなく「必要」であるかどうかを評価する必要がある。

したがって、「必要」である「安全保障上の利益」は、WTO 加盟国が誠実に定義し、権利の濫用を防止する必要がある。これには、脅威にさらされている個人の安全保障上の利益と、一般的な国際法の基準に従って、紛争解決のための権限のある WTO 機関による司法審査の対象となることが明らかな、その脅威に対応して講じられた措置との間に最低限の比例性が必要である。

[666] Resource Book on TRIPS and Development (UNCTAD-ICTSD Project on IPRs and Sustainable Development) 801-809

**(iv)** 「ガットの全貌＜コンメンタール・ガット＞」[667]による本条の解説

| |
|---|
| 安全保障のための例外については、1927 年、米国、英国、フランス、ドイツ、日本を含む 29 か国により締結された輸出入制限撤廃条約においても、一国の非常事態の場合は、制限措置をとり得る旨の規定が存在したが、ガットにおいても、独立国家である以上自国の安全保障のため、あるいは国際平和維持に協力するための措置をとり得る余地を残すことが必要であるとの見地から本条が設けられた。すなわち、<br>(1) 締約国が自国の安全保障上、重大な利益を保護するために必要であると認める措置で（本条(b)）、かつ<br>(イ) 核分裂性物質又はそれが抽出される物質に関する措置<br>(ロ) 武器、弾薬等の取引に関する措置<br>(ハ) 戦時又は国際関係が緊急な事態にとる措置<br>(2) 国際的な平和と安全の維持のために国連憲章に基づく義務に従ってとる措置<br>については、本条に基づき、ガットの一切の規定が排除され、締約国は、目的達成のために貿易を統制する一切の措置（例えば、ガットに違反する輸出入の禁止又は制限）をとることができるのは勿論、この措置において差別的待遇を講ずることもできるのである。<br>また、締約国は、発表すれば自国の安全保障上の不可欠の利益に反すると認められる情報の提供を、ガットのいかなる規定によっても要求されることはない（本条(a)）。 |

**（b）WTO の紛争解決手続における安全保障を巡る議論**

近年、WTO 協定における安全保障例外を争点の一つとする事案が、WTO の紛争解決手続において審理されている（具体的には、以下(i)～(iv)参照）。

安全保障を巡る議論については、①WTO の紛争解決手続において、パネルが安全保障例外の規定を審査できるのか（パネルの管轄権）、②安全保障例外の条文がどのように解釈されるべきか（条文解釈）という大きく 2 つの論点があると指摘されている。

①については、米国、ロシアなどは、安全保障のために必要な措置は加盟国の裁量が尊重され、パネルは GATT 第 21 条の審査権限を有しないとの立場をとっているのに対し（以下(i) DS512、 (iii) DS544、(iv) DS597 参照）、EU は、GATT 第 21 条は、その適用において措置国に広範な裁量を認めているものの、パネルの審査権限は及ぶとの立場をとっている。

②については、「安全保障上の重大な利益(essential security interests)」や、GATT 第 21 条(b)(ii)や(iii)の範囲などの解釈について議論がある[668]。

---

[667] ガットの全貌＜コンメンタール・ガット＞（津久井 茂充 日本関税協会 1993 年 9 月 1 日 578-579 ページ）

[668] 安全保障例外 ～GATT21 条の解釈をめぐる論点（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2020/2020-2.pdf

TRIPS 協定第 73 条／GATT 第 21 条を対象とする WTO 紛争案件として以下の事件がある。

**(i) DS512 「ロシア　通過に係る措置」**[669] [670] [671]

ウクライナ申立（第三国参加国：日本、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、EU、インド、韓国、モルドバ、ノルウェー、パラグアイ、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、米国）

事案の概要：

クリミア危機にロシアが実施した貨物通過制限措置を争った案件（ロシア・貨物通過事件（DS512））である。パネルは GATT 第 22 条(b)(iii)の適合性を認め、措置の是正を勧告せず、GATT 第 22 条の下では例外を援用する加盟国の完全な自己判断により協定違反措置が正当化されるものではなく、その判断はパネルの客観的審査又は誠実審査に服すると説示し、2019 年 4 月のパネル報告書（上訴なし）で初めて安全保障条項（GATT 第 21 条(b)(iii)）の解釈・適用が行われた。

事物管轄権についてのパネルの判断：

ロシアは、GATT21 条(b)柱書の自己判断的な文言ゆえにパネルの事物管轄権は排除されると主張した。これに対してパネルは、WTO 紛争解決了解（DSU）1 条により、特段の定めがなければパネルは DSU に従って審理を進めることになるが、特に GATT21 条案件であるからパネルが管轄権を否認される規定は DSU にないことから、21 条適合性もパネルの付託事項の範囲内にあるとした。更に、(b)は完全に自己判断的ではなく、安全保障例外の援用について加盟国に無制限の裁量を与えるものでないことから、ロシアの(b)に基づく主張も退けた。

自己判断的文言の及ぶ範囲についてのパネルの判断：

パネルは、21 条(b)柱書の自己判断的文言の及ぶ範囲について、①措置の必要性の判断のみに及ぶ、②何が安全保障上の重大な利益であるかの判断まで及ぶ、③(b)の(i)～(iii)の事態の存在の判断にまで及ぶ、の 3 つの可能性を提示した。

①「措置の必要性の判断」について

信義則に基づき、措置には問題となる安全保障上の利益の関係についてもっともら

---

669 DS512: Russia – Measures Concerning Traffic in Transit（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds512_e.htm

670 ロシア・貨物通過事件パネル報告書－米国・232 条紛争の行方と WTO 体制への影響－（2019 年 4 月 9 日）（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/104.html

671 【WTO パネル・上級委員会報告書解説㉛】ロシア－貨物通過に関する措置（DS 512）－安全保障例外（GATT21 条）の射程－（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/20p004.pdf

しい説明は最低限求められる。よって、問題のクリミア危機と問題の措置が「非常にかけ離れているか無関係」であるか否かを検討し、(b)柱書の自己判断的な文言から、ロシアにとって問題の措置は必要だったと結論

②「何が安全保障上の重大な利益であるかの判断」について

安全保障上の重大な利益を決定する加盟国の広い裁量は認めつつも、ウィーン条約法条約 26 条、31 条 1 項に言及しつつ、その裁量は本件の場合(iii)を「誠実に（in good faith）」解釈・適用する義務により制約されると述べ、完全な加盟国の自由裁量を否定し、その上で、例外の援用が義務の潜脱にならないよう、援用する加盟国は、(iii)であれば何が戦争その他の国際関係の緊急事態から生じる安全保障上の重大な利益を明示する義務を負う、と説示した。パネルは、求められる明示義務の水準は(iii)の場合は関係する緊急事態の性質次第であるし、本件ではクリミア危機が国連総会により武力衝突にかかると認定された事態であることから、そこから生じるロシアの安全保障上の重大な利益は不明確ではなく、最低限この明示要件を充足しているものとして、上記ロシアの説明を受け入れた。

③「(b)の(i)～(iii)の事態の存在の判断」について

ここまで及ぶことは否定した。

以上よりロシアの措置は GATT21 条(b)(iii)によって正当化できると結論づけている。

**(ii) DS567 「サウジアラビア　知的財産権の保護に関する措置」[672] [673]**

カタール申立（第三国参加国：日本、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、米国、イエメン）

事案の概要：

サウジアラビアほか計 6 カ国は、2017 年 5 月末のカタールのタミーム首長によるハマスなど過激派武力組織およびイラン支持の発言を問題視した上で、カタールとの国交を断絶した。この国交断絶にはカタールとの物流の停止等の禁止措置も含まれる。本件は、ごく特定された知的財産権保護の懈怠についてのみが対象となっている。

パネルの判断：

本件パネルは、TRIPS 協定第 73 条(b)(iii)が GATT21 条(b)(iii)と同一の文言であることから、DS512「ロシア　通過に係る措置」が GATT21 条(b)(iii)の解釈において示した以下のよ

[672] DS567: Saudi Arabia – Measures concerning the Protection of Intellectual Property Rights（WTO ウェブサイト）https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds567_e.htm

[673] サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告ーカタール危機と WTO の安全保障条項ー（2020 年 7 月 14 日）（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/120.html

うな4つのステップで安全保障条項適合性を判断するという判断枠組みをそのまま踏襲した。

①事態が客観的に「国際関係の緊急時」に該当するか

②問題の措置が「国際関係の緊急時」に取られたものか

③例外を援用する当事国が「安全保障上の重大な利益」を明示したか

④「安全保障上の重大な利益」の保護に問題の措置が必要か

①について：

ロシア・貨物通過事件パネルの解釈を踏襲し、「国際関係の緊急時」は「実際または潜在的な武力紛争、緊張または危機の高まり、あるいは国家を取り巻く包括的な不安定性の状況」を意味し、「防衛・軍事あるいは法・公序の維持といった特定の種類の関心」を惹起するものであると解釈する。こうした懸念に関係しない政治的・経済的不和は「国際関係の緊急時」に該当しないと説示した。その上で本件パネルは、2017年6月5日の外交・領事関係の断絶は関係国間の危機時の最終手段であって、武力紛争時にも外交関係が維持される昨今では例外的であることを指摘し、また国連憲章 41 条が平和に対する脅威や侵略行為等から平和・安全の維持・回復のために取り得る措置として、経済関係・運輸通信手段の中断、および外交関係の断絶を挙げていることにも言及した。さらに外交関係断絶の背景として、カタールが地域の安全保障と安定に対処するリヤド協定を拒否し、テロや過激派を支援しているとサウジアラビアが主張していることを指摘した。これらのことから、カタール危機は「国際関係の緊急時」に該当すると認定した。

②について：

「国際関係の緊急時」は2017年6月5日以後継続し、知財侵害が問題となる当事者の創業は同年8月以降なので、両者に同時性があると認定した。

③について：

ロシア・貨物通過事件パネルの解釈を踏襲し、「安全保障上の重大な利益」は国家の「本質的機能」に関する狭い範囲の利益であると定義した。柱書の自己判断的文言から何がこの「安全保障上の重大な利益」に該当するかは当事国の判断によるとし、(b)(iii)の誠実解釈の義務から、これを明示する義務があるとした。本件ではサウジアラビアは「安全保障上の重大な利益」をテロ・過激派の危険からの自衛と説明したが、カタールはこれでは不明確であると異議を唱えた。パネルは条文からそれ以上の説明義務を加盟国に課す根拠がないとし、ロシア・貨物通過事件パネルが「安全保障上の重大な利益」の明示が「最低限満足のいくもの」であるか否かを基準としたことに触れた上で、この明示義務は特に負担の重いものではなく、パネルの限定的な審査にのみ服することが適切であると説示し、サウジアラビアの説明を受け入れている。

④について：

ロシア・貨物通過事件パネルの解釈を踏襲し、措置と「安全保障上の重大な利益」の関係には「最低限の真実味が求められ」、措置と緊急事態が「かけ離れ、また無関係」ではなく、問題の「安全保障上の重大な利益」の保護のための措置であることが「信じがたい」ものでなければよいと説示した。本件パネルは、民事裁判による救済の妨害は、サウジアラビアがカタール危機時に取ったカタール人の入国・滞在禁止により裁判所へのアクセスが制限され、またサウジアラビア国民のカタール国民との交流禁止によりサウジアラビア人の弁護士による当事者の代理を禁止した結果であると認定した。入国・滞在禁止および交流禁止はカタール危機時の包括的措置の一部であり、民事救済の妨害が「安全保障上の重大な利益」の保護のための措置であることは信じがたいものではないと認めた。他方、刑事罰・刑事手続きの不適用については、(i) サウジアラビアがカタール人との交流なしに独自に実施できるので民事救済の妨害と同様に論じられない、(ii) 当事者がカタール以外の第三国の権利者の権利侵害を行っている、(iii) 刑事罰・刑事手続きの不適用と包括的措置とのその他直接的関係をサウジアラビアも説明してない、の以上の 3 点から、④のテストをクリアしないものと認定し、TRIPS 協定 73 条(b)(iii)による正当化を認めなかった。

### (iii) DS544, DS552, DS556, DS564, DS547, DS554, DS548, DS550, DS551「米国　鉄鋼・アルミニウム製品に関する措置」[674]

DS544[675]（2022 年 12 月 9 日：パネル報告書回覧）

中国申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）

DS552[676]（2022 年 12 月 9 日：パネル報告書回覧）

ノルウェー申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）

---

674 米国・鉄鋼及びアルミ追加関税事件パネル報告—WTO 体制と経済安全保障への示唆—（2022 年 12 月 21 日）（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/183.html

675 DS544: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds544_e.htm

676 DS552: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds552_e.htm

DS556[677]（2022 年 12 月 9 日：パネル報告書回覧）
スイス申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）
DS564[678]（2022 年 12 月 9 日：パネル報告書回覧）
トルコ申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）
DS547[679]（2019 年 1 月 25 日：パネル設置）
インド申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）
DS554[680]（2019 年 1 月 25 日：パネル設置）
ロシア申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）
DS548[681]（2022 年 1 月 20 日：二国間合意）
EU 申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ）

---

677 DS556: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds556_e.htm
678 DS564: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds564_e.htm
679 DS547: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds547_e.htm
680 DS554: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds554_e.htm
681 DS548: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds548_e.htm

DS550[682]（2019 年 5 月 23 日：二国間合意）
カナダ申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ）
DS551[683]（2019 年 5 月 28 日：二国間合意）
メキシコ申立（第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ）

事案の概要：
2018 年 3 月に賦課が発表された米国の 1962 年通商拡大法第 232 条（19USC1862）に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税（各 25%・10%）措置につき、2022 年 12 月 9 日に、WTO パネルがその判断を示した（DS544）。ノルウェー（DS552）、スイス（DS556）、トルコ（DS564）についても、同日にパネル報告書が公表された。同時期に申立てを行ったインド（DS547）、ロシア（DS554）については、まだ判断は示されていない。

パネルの判断：
パネルは、米国は本件では GATT 第 21 条(b)は自己判断であり、特定のサブパラグラフにかかる状況を説明する必要はないと論じる一方、1962 年通商拡大法第 232 条措置発動の際の商務省報告書及びその他米国がパネルに提出した証拠やパネル手続における主張から、一貫して(b)(iii)の「国際関係の緊急時」に依拠したと認定した。パネルは米国が、特に鉄鋼・アルミの全世界的な過剰生産能力に言及していることを指摘した。次にパネルは「国際関係の緊急時」の解釈を示すが、その辞書的な意味、そして文脈として(b)(iii)ではその前に「戦時」とあることから、「国際関係の緊急時」とは、国際関係への影響の点で、戦争と同等でなくとも、それに「深刻さ・重大さにおいて少なくとも匹敵する」ものでなくてはならない、と説示した。パネルは文脈として(b)柱書を参照し、「安全保障上の…利益」が「重大」であると表していることは、措置を取る加盟国の安全保障上の利益の高い重要性を示唆すると述べ、さらに、同条に反映された加盟国の権利・義務のバランスを取ることの一環として、サブパラグラフが有する安全保障例外の範囲を限定する機能に従って、この(b)(iii)を解釈しなければならないと説示した。パネルは、1962 年通商拡大法第 232 条は GATT 第 21 条と異なる法的基準を擁することから、米国が措置発動に際して検討した要

[682] DS550: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds550_e.htm
[683] DS551: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds551_e.htm

素が GATT 第 21 条(b)(iii)適合性の検討において同等の重要性を持つものではないことを指摘した上で、(b)(iii)に「国際関係」とあることから、商務省報告書が措置発動に際して重視した国産品の輸入代替及び国内産業の経済厚生への悪影響については、国内的要因としてこれを検討しなかった。同じく商務省報告書や米国の主張で言及される過剰生産能力問題については、G20 グローバル鉄鋼フォーラム報告書から国際的な関心事項であることは認めた。しかし、この問題が国際関係に与える影響の重大性が証明されないとし、1962 年通商拡大法第 232 条措置の GATT21 条(b)適合性を認めなかった。

**(iv) DS597「米国　原産地表示」[684]**

香港申立（第三国参加国：日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、トルコ、ウクライナ）

事案の概要：

米国は 1997 年 7 月の香港の中国返還後も、米国法をそれ以前と同様に香港に適用する旨を 1992 年香港政策法 201 条(a)（22USC5721）において規定した。その一方、同 202 条(a)（22USC5722）では、大統領は香港が「十分に独立していない」と決定する場合、自身でこの待遇の適用を停止できる。2020 年 7 月、トランプ大統領は、前月の中国における香港国家安全維持法の制定を受け、この 202 条の権限に基づく大統領令 13936 号により米国による香港への 1930 年関税法 304 条(a)（19USC § 1304）の適用を停止し、香港産品の輸入について「香港産」の表示を許可せず、「中華人民共和国産」と明記するよう義務付けた。香港は原産地規則に関する協定 2 条(c)及び(d)、貿易の技術的障壁に関する協定（TBT 協定）2.1 条、GATT1 条 1 項及び同 9 条 1 項違反を申し立てた。

パネルの判断：

パネルは、先例が問題の措置について特定的かつ詳細に定める協定から先に検討することを原則とし、本件で問題の原産地表示については特に GATT 9 条のみが規律し、他の条文はより一般的な義務を定める規律であり、先に GATT 9 条から判断することとした。また、米国はこれまで同様に GATT 21 条(b)は自己判断的で、米国の措置の同条適合性はパネルの審査に服さないと主張した。パネルは GATT 21 条の下での自らの管轄権の有無は中核的な問題であり、先に同条の自己判断性を判断することとし、「国際関係の緊急時」とは、「国家その他の国際関係の参加者の間の関係における、実質的に破綻もしくはほぼ

[684] United States – Origin Marking Requirement（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds597_e.htm

破綻と表現される状況であって、極度の重大性を有する状態」と報告書で定義した[685] [686]。

**(v) その他**

判断がされていない案件として、以下の 4 件がある。

DS526[687]「アラブ首長国連邦　物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置」（2017 年 11 月 22 日：パネル設置、2022 年 1 月 16 日：パネル失効）
カタール申立（第三国参加：日本、アフガニスタン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、カザフスタン、韓国、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、米国、イエメン）

DS527[688]「バーレーン　物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置」（2017 年 7 月 31 日：協議要請）
カタール申立

DS528[689]「サウジアラビア　物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置」（2017 年 7 月 31 日：協議要請）
カタール申立

DS576[690]「カタール　アラブ首長国連邦からの製品に関する措置」（2019 年 8 月 8 日：アラブ首長国連邦によるパネル手続停止要請）
アラブ首長国連邦申立（第三国参加国：日本、アフガニスタン、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、インド、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、米国）

---

[685] United States – Origin Marking Requirement, REPORT OF THE PANEL (WT/DS597/R, December 21, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/597R.pdf&Open=True

[686] 米国・香港原産地表示要件事件パネル報告 －価値外交がもたらす人権の安全保障化と WTO 体制－（2023 年 1 月 5 日）（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www rieti.go.jp/jp/special/special_report/184 html

[687] DS526: United Arab Emirates – Measures Related to Trade in Goods and Services, and Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds526_e htm

[688] DS527: Bahrain – Measures Related to Trade in Goods and Services, and Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds527_e htm

[689] DS528: Saudi Arabia – Measures Related to Trade in Goods and Services, and Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds528_e htm

[690] DS576: Qatar – Certain measures concerning good from the United Arab Emirates（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds576_e htm

### （2）安全保障に関連すると考えられる諸外国の法制度等（特許収用制度、特許非公開制度、第一国出願義務等の外国出願制限、緊急事態等における強制実施権制度）

軍事又は安全保障上機微な発明の特許制度における取扱いは、①発明に特許を与えることなく秘密のまま保持するにとどめる（秘密解除後に特許を付与する例もある）、②発明を国が収用する、③発明に特許を与えるが秘密に付す、④発明に制限を付して特許を与える、⑤付与済みの特許を取り消し又は収用する、などがある。これに加えて、戦時その他の緊急事態等における国の強制実施（ライセンス）・政府使用や収用のほか、国防や核兵器・原子力関連等の一定の分野についてはそもそも特許を付与しないこともある。また、対象となる発明も、武器や弾薬、軍需品に関連する発明を対象とする場合から、軍事利用が可能な民生技術（デュアルユース技術）も広く対象とする場合がある。さらに、秘密特許制度を実効化するための外国出願許可制度（自国の知財官庁に先に出願することを義務付ける第一国出願制度を含む）がある。各国は、これらを組み合わせることにより、特許制度における安全保障関連措置を設けている[691]。

以下、各国の法令を項目ごとにまとめる。

#### （a）特許収用制度

上記②や⑤のように安全保障のために国が発明や特許権を収用する制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）[692]」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

アジア地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| 韓国☆[693] | 特許法第 41 条（国防上必要な発明等）<br>①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願をすることができる。<br>②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。<br>③第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。 |

691 「各国の秘密特許制度と日本における制度の検討（その 1）」小山 隆史（知財管理 Vol. 72, No. 2. 163-177, 2022）

692 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji html

693 韓国特許法（D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト）
http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=

| | |
|---|---|
| | ④第 2 項により特許しなかったり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。<br>⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。<br>⑥第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。<br>⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手続、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支給の手続、その他必要な事項は、大統領令で定める。<br>特許法第 106 条（特許権の収用）<br>①政府は、特許発明が戦時、事変またはこれに準する非常時に国防上必要な場合には、特許権を収用することができる。<br>②特許権が収用される場合には、その特許発明に関する特許権以外の権利は消滅される。<br>③政府は、第 1 項により特許権を収用する場合には、特許権者、専用実施権者または通常実施権者に対して、正当な補償金を支給しなければならない。<br>④特許権の収用及び補償金の支給に必要な事項は、大統領令で定める。 |
| サウジアラビア☆[694] | 特許規則第 49 条<br>安全に関係する出願に係る手続は，次のとおりである。<br>1. 自己の任務の範囲内で武器又は軍用弾薬に関する発明を成したすべての政府職員(軍人であるか非軍人であるかを問わない)は，自己の発明及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。<br>2. また，前記以外で武器又は軍用弾薬に関する発明を成した何人も，自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。この当局は，当該人に公正な報酬を支払うものとする。 |

アフリカ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| 南アフリカ☆[695] | 特許法第 79 条 一定の特許の国への譲渡<br>(1) 1968 年武器開発生産法(法律 57/1968)第 1 条に定義される武器に関する発明の所有者は，国防大臣に要請された場合は，当該発明を又は当該発明に基づいて取得したか若しくは取得する特許を，国に代わる同大臣に譲渡しなければならない。 |

アメリカ地域

| 国 | 関連条文 |
|---|---|

694 サウジアラビア特許規則（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/saudi_arabia-tokkyo_kisoku.pdf
695 南アフリカ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/southafrica-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| カナダ☆[696] | 特許法第 20 条 国防大臣への譲渡<br>(1) 政府又は公社の公務員若しくは職員であって，その職務及び雇用の範囲内の行為において兵器又は軍需品に関する発明をした者は，国防大臣の請求があれば，当該発明及び当該発明につき取得したか又は取得すべき特許に係わるすべての利益を国の代表者としての当該大臣に対し譲渡しなければならない。<br>同前<br>(2) (1)に記載された者以外の者であっても，同項に記載の発明をした者は，当該発明及び当該発明につき取得したか又は取得すべき特許に係わるすべての利益を国の代表者としての国防大臣に譲渡することができる。<br>…<br>特許法第 21 条 カナダ政府と他国政府との協定<br>カナダ政府と他国政府との間の協定により，発明者から当該他国政府へ譲渡されたか又は譲渡されることが合意された特許出願において開示された発明に対しカナダ政府が第 20 条を適用することが定められており，かつ，長官がカナダ政府の閣僚から当該協定が特定の出願における発明に及ぶことを通知された場合は，当該出願及びその全関係書類は，第 20 条(3)及び(4)を除く同条に従い，当該発明が国防大臣に譲渡されたか又は譲渡されることが合意されたものとして処理されるものとする。 |

ヨーロッパ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| イタリア☆[697] | 特許法第 60 条 軍事及び公益<br>係属中の出願に起因する権利を含む特許権は，この国の国防その他公益のため，国によって収用することができる。<br>収用は，第 54 条の 4 及び適切な場合は後続の各条の規定を妨げることなく，国の需要に応ずるため当該発明を実施する権利に限定することができる。<br>収用が国防のため実施される場合であってその収用がイタリア国民の特許に係わるものであるときは，その収用は，外国で当該特許を出願する権利をも収用官庁に移転する。ただし，当該官庁がこの権利を放棄又は制限するときはこの限りでない。 |
| スペイン[698] | 特許法第 81 条<br>1. 何れの特許出願又は既に付与された特許も、公正な補償を条件として、公共の効用又は公共の利益の理由で収用することができる。<br>2. 収用は、発明を公有財産とし、何人もライセンスを請求する必要なしに自由に当該発明を実施できるようにすることを目的とすることもでき、又はもっぱら国が発明を実施し、次いで当該発明の所有権を取得することを目的とすることもできる。<br>3. 公共の効用又は公共の利益は、収用を認める法律において宣言するもの |

696 カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf
697 イタリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/italy-tokkyo.pdf
698 スペイン特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | とし、同法律ではまた、発明は公有財産とするか又は国が特許若しくは出願の所有権を取得するかを定める。従うべき手続は、公正な補償の設定を含め、すべての面において、1954 年 12 月 16 日の強制収用法に定める一般的手続に従わなければならない。 |
| ノルウェー[699] | 王国の防衛にとって重要な発明に関する法律第 6 条<br>国王が王国の防衛にとって重要であると想定する発明は、国王の命令により、その発明が国防に最大限の利益をもたらすことが望ましいと考えられる場合、公衆または他の人に放棄することが要求される場合がある。同じことが、そのような発明を特定の期間実施する権利にも適用される。<br>同じ目的で、国王は、権利所有者が第 1 段落に記載のように、国内または国外でより具体的な方法で発明を処分することを禁止したり、利用に関連してより具体的な義務を彼に課したりすることができる。このセクションに基づく禁止事項または命令は、国王が決定する時間に適用される。<br>このセクションに基づく差し止め命令は、セクション 2 の第 2 段落に記載されている期限の満了後に発行される場合もある。差止命令を発行しないという決定は、いつでも覆すことができる。<br>… |
| フランス☆[700] | 知的財産法第 L613 条 20<br>国は，国防上必要な場合はいつでも，特許出願又は特許の対象である発明の全部又は一部を布告によって収用することができる。<br>収用のための補償金額は，円満な合意が成立しないときは，第 1 審裁判所によって決定される。<br>審理は，裁判の何れの審級においても，非公開で行われる。 |
| ポーランド[701] | 産業財産法第 69 条<br>(1) 次のものは，特許の侵害とみなさない。<br>(i) 一時的にポーランド共和国領域に入っている輸送手段若しくはその部品若しくは付属品に関する，又はその領域を通過中の物品に関する発明の実施<br>(ii) 国家のために必要な限度において，排他権を伴わずに行われる発明の実施。ただし，その実施が，極めて重要な国家利益，特に安全保障又は公共の秩序に関する緊急事態を防止し又は消滅させるために不可欠であると認定されていることを条件とする。<br>(iii) 研究及び試験の目的で，又は評価，分析若しくは教授のために発明を実施すること<br>(iv) 一定の製品，特に医薬製品の意図された用途のために，その製品の販売を認められるための必要条件とされている登録又は認可を得る上で法律の規定によって要求されている行為を遂行する目的で，必要な限度において行う発明の実施<br>(v) 薬局において，医師の処方に基づいて行う即座の医薬の調合<br>(2) 関連する事情によるが，(1)(ii)にいう場合においては，実施するために発明を収用する旨の決定は，担当の大臣又は地方の長が行わなければなら |

699 ノルウェー王国の防衛にとって重要な発明に関する法律（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463359
700 フランス知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf
701 ポーランド産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf

| | |
|---|---|
| | ず，かつ，直ちに特許所有者に通知しなければならない。発明の実施に係わる範囲及び期間については，当該決定において定めなければならない。<br>(3) (2)にいう決定については，行政裁判所に不服申立をすることができる。<br>(4) 国のために自己の発明が実施された者は，国家予算資金からライセンスの市場価格に応じた額の補償を受ける権利を有する。<br>(5) (1)(iv)にいう登録又は認可の付与は，特許所有者の同意が必要な場合に，それを得ることなしに，製品を販売したことに対する民事責任について不利な影響を及ぼすものではない。 |
| ポルトガル[702] | 産業財産法第 105 条<br>(1) 第三者との関係で義務を負う者又は公共の利益のために自己の特許を収用される者は，法律に基づいて特許を剥奪されることがある。<br>(2) 発明の普及又は公的機関による利用のために必要な場合は，公正な補償金を支払って，公益のために特許を収用することができる。<br>(3) 収用法を，必要な手直しを施して適用する。 |

### （b）特許非公開制度

上記①や③のように安全保障のために特許出願／特許権を非公開とする制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）[703]」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

特許権付与を留保する国（上記①）としては、米国、英国、フランスが、特許権を付与したうえで保全する仕組みを取る国（上記③）としてはドイツ、中国が挙げられる。

日本においては、経済安全保障推進法が 2022 年 5 月 11 日に成立し、特許非公開制度が法制化される[704]（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第五章「特許出願の非公開」（第 65 条（特許出願非公開基本指針））。公布後 2 年以内に施行される。

| |
|---|
| 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）<br>第五章　特許出願の非公開<br>（特許出願非公開基本指針）<br>第六十五条　政府は、基本方針に基づき、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面（以下この章において「明細書等」という。）に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国 |

[702] ポルトガル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/portugal-sangyou.pdf
[703] 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji html
[704] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（内閣官房ウェブサイト）
https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou3.pdf

民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置（以下この条において「特許出願の非公開」という。）に関する基本指針（以下この条において「特許出願非公開基本指針」という。）を定めるものとする。
２　特許出願非公開基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項
二　次条第一項の規定に基づき政令で定める技術の分野に関する基本的な事項
三　保全指定（第七十条第二項に規定する保全指定をいう。次条第一項及び第六十七条において同じ。）に関する手続に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、特許出願の非公開に関し必要な事項
３　内閣総理大臣は、特許出願非公開基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、産業活動に与える影響に配慮しなければならない。
５　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特許出願非公開基本指針を公表しなければならない。
６　前三項の規定は、特許出願非公開基本指針の変更について準用する。

アジア地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| インド☆[705] | 特許法第 35 条<br>(1) 本法の施行の前後を問わずされた特許出願について、長官は、発明が中央政府から国防目的に関連するものとして自己に通知された部類に属するものと認めるとき又はその他当該発明がそのような目的に関連するものであると認めるときは、当該発明に関する情報の公開又は当該情報の伝達を禁止若しくは制限する旨を指示することができる。<br>… |
| インドネシア☆[706] | 特許法第 50 条<br>(1) 発明が国の防衛及び安全保障上の利益に関連する場合、大臣は、防衛及び安全保障を司る政府機関と協議の後、当該発明の出願を公開しない旨決定する。<br>(2) 大臣は、出願人又は代理人に対して書面で(1)項における出願を公開しないという決定を通知する。<br>(3) (1)項における政府機関との協議で公開しないという決定に至った出願書類は、第 45 条(1) 項の規定の例外とされる。<br>(4) (1)項における政府機関は、協議された発明及び出願書類の秘密保持の義務を負う。 |

[705] インド特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf
[706] インドネシア特許法（Jetro ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

| | |
|---|---|
| 韓国☆[707] | 韓国特許法第 41 条<br>①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願をすることができる。<br>②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。<br>③第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。<br>④第 2 項により特許しなかったり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。<br>⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。<br>⑥第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。<br>⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手続、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支給の手続、その他必要な事項は、大統領令で定める。 |
| サウジアラビア☆[708] | 特許規則第 49 条<br>安全に関係する出願に係る手続は，次のとおりである。<br>1. 自己の任務の範囲内で武器又は軍用弾薬に関する発明を成したすべての政府職員(軍人であるか非軍人であるかを問わない)は，自己の発明及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。<br>2. また，前記以外で武器又は軍用弾薬に関する発明を成した何人も，自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。この当局は，当該人に公正な報酬を支払うものとする。<br>3. 前 2 項に従って政府内の権限ある当局に自己の発明を譲渡したすべての者及び当該譲渡を認識している他のすべての者は，当該発明及び譲渡を秘密にしておくことを約束するとともに，許可を受けた者以外にこれを開示してはならない。<br>4. 政府内の権限ある当局は，発明者から必要な譲渡を受けた後，市長に対し，全ての発明の特許を求める出願をすると共に，出願を秘密にしておくことを求める請求書を出願に同封することができる。都市は，出願に関連するすべての通常の手続を踏むものとし，かつ，出願についての情報を公表しないことを約束する。<br>5. 出願，明細書，図面，補正，特許及びこれらの写しは，封印し，捺印したファイルに保管するものとし，かつ，保護の全期間を通じて，政府内の権限 |

[707] 韓国特許法（D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト）
http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=

[708] サウジアラビア特許規則（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/saudi_arabia-tokkyo_kisoku.pdf

| | |
|---|---|
| | ある当局が自由に使えるものとする。権限ある当局又はその命令によって保管されたものは，開示することができない。<br>… |
| タイ[709] | 特許法第 23 条<br>国家安全保障のため発明の秘密保持が必要であると長官が判断する場合，長官は，別段の命令を出すときまで当該発明の特許出願の秘密を保持するよう命令するものとする。<br>前段落に基づき出願の秘密保持命令が長官から出されたことを知る出願人を含むすべての者は，法律により認められない限り，当該発明の主題又は詳細な説明を他人に開示してはならない。 |
| 中国☆[710] | 専利法実施細則第 7 条<br>特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。<br>国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。 |
| ベトナム[711] | 知的財産法第 4 条 用語の解釈<br>…<br>(12a) 秘密の発明とは、権限のある機関又は組織によって、国家秘密の保護に係る法律に基づいて国家の秘密であると認められるものをいう。<br>…<br>第 108 条 工業所有権出願の受領；出願日<br>…<br>(3) 秘密特許に係る登録出願は、政府が定める規定に基づいて行うものとする。 |

アフリカ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| 南アフリカ☆[712] | 特許法第 80 条<br>大臣は一定の状況において発明を秘密にしておくことを義務付けることができる<br>(1) 大臣は，国益のために何れかの発明に係る願書，明細書，図面その他の書類を秘密にしておくべきであると考える場合は，登録官に対し，当該発明 |

[709] タイ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf
[710] 中華人民共和国専利法実施細則（Jetro ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf
[711] ベトナム知的財産法改正法（日本語訳）（独立行政法人 国際協力機構ウェブサイト）
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/vietnam-tizaihou_amendment.pdf
[712] 南アフリカ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/southafrica-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | を秘密にしておくよう，かつ，出願人にその旨を通知するよう命じることができ，また，何れかの国務大臣が国に代わって当該発明を取得することを希望する場合は，第 79 条の規定が可能な限り適用されるものとし，かつ，この目的で，第 79 条における国防大臣への言及は，当該国務大臣への言及であるとみなす。 |

アメリカ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| カナダ☆[713] | 特許法第 20 条 国防大臣は特許出願を提出することができる<br>(7) 本法律に基づく国防大臣への譲渡のための合意がされた場合は，国防大臣は，その発明について特許性の審査を請求して長官に特許出願を提出し，この出願が特許され得るものと認められる場合は，それについての特許の付与前に，長官に対し，公共の利益のため，その発明及びそれを実施すべき方法についての詳細は秘密にすべきことを証明することができる。<br>秘密出願<br>(8) 国防大臣が当該証明を行った場合は，願書，明細書，図面(もしあれば)，及びこの願書の補正書並びにこれらの書類，図面及びこれに基づいて付与された特許証の写しは長官により封印された包袋に入れて国防大臣の権限の下に置かれるものとする。 |
| ブラジル☆[714] | 産業財産法第 75 条<br>最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に規定した公開に従わないものとする。<br>(1) INPI は、60 日の期間内に、出願を秘密にすることに関する意見を求めるために、出願書類を行政当局の管轄機関に直ちに送付するものとする。前記の期間内に、管轄機関からの意見提出されなかったときは、その出願を通常通りに処理する。<br>(2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願することは、その何らかの開示と同様に、管轄機関からの明示的許可が無かった場合、禁止される。<br>(3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び譲渡は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は特許所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。 |
| 米国☆[715] | 特許法第 181 条<br>合衆国政府が財産上の権利を有する発明に関しての出願公開又は特許付与による公表又は開示が，関係政府機関の長の見解によれば国家の安全を害する虞がある場合において，特許局長は，その旨の通知を受けたときは，次の条件に基づいて，その発明について秘密を保持すべき旨の命令を出さなければならず，また，それに係る出願の公開又は特許の付与を留保しなければならない。 |

[713] カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf
[714] ブラジル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf
[715] 米国特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | … |

大洋州地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| オーストラリア☆[716] | 特許法<br>第 147 条<br>(1) 局長は、出願に関する明細書は安全防護法（the Safeguards Act）第 4 条(1)の「関連技術」の定義に該当する種類の情報を含んでいる可能性があると判断したときは、部門長に対し、当該特許願書及び明細書の写しを添え、書面をもってその旨を通知しなければならない。<br>(2) 部門長は、前記の通知を受け取り、当該明細書が前記の種類の情報を含んでいると認めた場合は、その旨の証明書を交付することができる。<br>・・・<br><br>第 152 条<br>(1) 部門長は、出願に関して第 147 条に基づく証明書を交付した場合は、局長に対し、明細書又は関連する要約に含まれている情報の公開又は伝達について自らが適切と考える禁止又は制限を、書面により通知することができる。<br>(2) 局長は、その通知を受けたとき、それを実施するために必要又は便宜な措置をとらなければならない。 |
| ニュージーランド[717] | 特許法第 132 条<br>(1) 長官は，次に掲げる場合は(2)にいう指示の何れも出すことができる。<br>(a) 特許出願が本条施行の前又は後にある発明について行なわれ，かつ，<br>(b) 当該発明が，長官の意見によれば，<br>(i) 防衛目的に関係するとして防衛大臣が長官に通告した類の 1 であるか，又は<br>(ii) 防衛目的にとって貴重である可能性がある場合<br>(2) 指示とは，次に掲げることを目的とする指示とする。<br>(a) 当該発明に関する情報の公表を禁止若しくは制限すること，又は<br>(b) 当該発明に関する情報の，指示に明記する者若しくは種類の者への伝達<br>(3) 指示が効力を有する間，<br>(a) 当該特許出願は，指示に従うことを条件として，完全明細書の受理まで手続を進めることができ，<br>(b) 当該特許出願及び完全明細書は公衆の閲覧に開放されてはならず，かつ，<br>(c) 特許を当該特許出願に関して付与してはならない。 |

ヨーロッパ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| アゼルバ | 特許法第 25 条 |

716 オーストラリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo.pdf
717 ニュージーランド特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/new_zealand-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| イジャン[718] | 工業所有権の主題に関する提出済み出願に関する情報の開示がアゼルバイジャン共和国の国家安全保障を損なう可能性がある場合は，この出願は主管官庁の規則により定められた規則により，審理されるものとする。 |
| イタリア☆[719] | 2005 年 2 月 10 日付法令 No. 30 第 198 条(11), (12)<br>11. 発明は、延期要求の伝達後および延期自体の全期間、ならびに収用の過程中およびこれが秘密保持の義務を負う場合は関係法令の後も秘密に保たれなければならない。<br>12. 発明は、第 6 項に規定する場合においても、秘密を課して収用を促進するという決定が利害関係者に通知された後、秘密にされなければならない。 |
| 英国☆[720] | 特許法第 22 条 国の安全保障又は公共の安寧に有害な情報<br>(1) 特許庁に特許出願がされる場合において(本法に基づくか連合王国を当事国とする何らかの条約に基づくかを問わず，また，指定日の前後を問わない)，その出願がその公表により国の安全保障に害が及ぼされる虞のある情報であるとして国務大臣から通知される部類の情報を含むと長官が思料するときは，長官は，当該情報の公表又は特定の者若しくは特定の部類の者に対する当該情報の伝達を禁止し又は制限する指示を出すことができる。 |
| ギリシア[721] | 特許法<br>第 4 条<br>…<br>(2) O.B.I.は，次の登録簿，記録及び目録を保持する。<br>(A) 登録簿<br>(a) 第 21 条の意味するところによる秘密の技術移転登録簿<br>(b) 一般的特許登録簿<br>(c) 秘密特許登録簿<br>(d) 実用新案証登録簿<br>…<br>(5) 秘密の登録簿，記録及び目録は，「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 に準拠して存在するものとみなされる。O.B.I.の職員が，役務提供過程において及び自らの役務提供の終了後 10 年の間に，秘密の登録簿，記録又は目録中に含まれる秘密データを開示した場合は，当該職員は，「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 第 8 条に定義される処罰により処分を受ける。 |
| スウェーデン[722] | 防衛発明法第 4 条<br>スウェーデンで作製された、またはスウェーデンに居住する自然人に属する、またはスウェーデンの法人に属する防衛発明（スウェーデンの防衛発明）は、記載に従って審査される前に、許可なしに公開またはその他の方法で開示することはできない。 |
| スペイン | 特許法第 111 条 |

[718] アゼルバイジャン特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/azerbaijan-tokkyo.pdf
[719] 2005 年 2 月 10 日付法令 No. 30（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585924
[720] 英国特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf
[721] ギリシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/greece-tokkyo.pdf
[722] スウェーデン防衛発明法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463800

| | |
|---|---|
| [723] | 1. すべての特許出願の内容は、出願日から 1 月間秘密にされる。この期間が終了する前、スペイン特許商標庁は、当該発明が国防の利益になり得ると考える場合、4 月以下に限りこの期間を延長することができる。ただし、そのためには、出願人にこの延長について通知し、かつ、提出された特許出願の写しを直ちに国防省の用に供する。<br>2. 前記の目的で、発明が国防の利益になる場合を判断するために、調整に必要な手段を国防省とスペイン特許商標庁との間で確立する。国防省は、秘密の条件で、すべての出願ファイルについて知ることができる。<br>3. 国防の利益により要求されるときは、国防省は、1 において定められた期間内に、スペイン特許商標庁に対して、秘密の処理を命じること及びそれを出願人に通知することを要求する。<br>4. 特許出願又は特許が秘密規定の対象となっている間は、出願人又は所有者は、発明が無許可の者に知られるのを許容するような措置を差控えなければならない。国防省は、特許権者の請求に基づき、当該出願又は特許の全部又は一部の実施に向けた措置を、かかる措置に適用される条件を明示して許可することができる。<br>5. スペイン特許商標庁は、国防省から好ましい報告を受領したときは、当該出願又は特許の秘密分類指定を解除することができる。<br>6. 北大西洋条約機構に属する国において秘密と宣言され、かつ、優先権を主張する態様でスペインにおいて提出された特許出願又は特許は、かかる規定の適用がこれを適用した国において解除されるまで、引き続き秘密規定の対象となる。かかる出願は、これを秘密として宣言した当局の明示の許可なしには、取り下げることができない。 |
| デンマーク[724] | 特許法第 70 条<br>戦争資材に関する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明については，そのために定められた特別の規定に従って，秘密特許の付与を受けることができる。 |
| ドイツ☆[725] | 特許法第 50 条<br>(1) 特許が国家機密(刑法第 93 条)である発明について求められる場合は，審査課は，公表を行ってはならない旨を職権によって命令する。命令を出す前に，最上級の所轄連邦当局の意見が聴取される。最上級の所轄連邦当局は，命令を出すよう要求することができる。 |
| トルコ☆[726] | 知的財産法第 124 条<br>(1) 庁は，出願の主題である発明が国家の安全の観点から重要であるとの意見を有する場合は，国防省の意見を得るために，出願の写しを国防省に送付し，その状況を出願人に通知する。<br>(2) 国防省は，出願処理を秘密裡に行うことに係る決定を下した場合，通知日から 3 月以内に，その決定を庁に通知する。秘密保持の決定がなされない場合又は所定の期間内に庁に通知されない場合は，庁は，出願に関する処理 |

[723] スペイン特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf
[724] デンマーク特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/denmark-tokkyo.pdf
[725] ドイツ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf
[726] トルコ知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf

| | |
|---|---|
| | を開始する。<br>(3) 特許出願が秘密保持の対象である場合は，庁は，その状況を出願人に通知し，出願に関するその他の処理をすることなく，出願を機密指定された特許出願として登録する。<br>… |
| ノルウェー[727] | 王国の防衛にとって重要な発明に関する法律第 7 条<br>国王は、本法に該当する発明の特許出願を秘密にし、その場合、特許を秘密として通知することを決定することができる。秘密特許は特許登録簿に登録されず、一般大衆がアクセスできない別の登録簿に入力される。特許法第 19 条から第 25 条は適用されない。特許出願または特許が秘密にされている限り、特許法第 8 条および第 40 条の年金は支払う必要はない。国王は、特許期間が満了する前に、特許が満了した後も特定の期間、発明を秘密にしておく必要があると決定することができる。<br>… |
| フランス☆[728] | 知的財産法第 L612 条 8<br>国防担当大臣は，産業財産権庁において，秘密扱いの条件で特許出願を知得する権限を有する。<br>知的財産法第 L612 条 9<br>特許出願の対象である発明は，それを開示又は自由に実施することの許可が付与されるまでは，そのように扱ってはならない。<br>当該時期が到来するまでは，特許出願を公衆の利用に供することはなく，許可された場合を除き特許出願の正謄本は交付されず，第 L612 条 14，第 L612 条 15 及び第 L612 条 21(1)に基づく手続を始めることはできない。<br>第 1 段落にいう許可は，第 L612 条 10 に従うことを条件として，いつでも付与することができる。この許可は，特許出願日後 5 月の期間が満了したときは，自動的に付与される。<br>第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は，産業財産権担当大臣が，国防担当大臣の見解を聴取した後に，これを付与する。 |
| ブルガリア[729] | 特許法第 24 条<br>(1) 秘密特許は，ブルガリア共和国において永続的住所を有するブルガリア国民により又はブルガリア共和国において主たる営業所を有する法人により出願された秘密発明に対して付与される。<br>(2) 秘密発明とは，区分情報の保護に関する法律第 25 条の意味での国家機密に該当する区分情報を含む発明である。<br>(3) 情報秘密保持区分のレベルの決定及び秘密特許区分のレベル除去についての所轄当局は，内務省及び防衛省とする。<br>(4) 秘密特許出願は，特許庁に対して行うものとし，出願日は，第 34 条(2)にいう書類が受領された日とする。<br>(5) 秘密特許出願に関係する行為並びに秘密特許の付与及び維持に係る手数料は，　納付する必要がない。<br>(6) 秘密特許出願は，第 46 条(1)に従い審査される。要件が満たされた場合 |

[727] ノルウェー王国の防衛にとって重要な発明に関する法律（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463359
[728] フランス知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf
[729] ブルガリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bulgaria-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | は，秘密特許が付与され，それに対しては特許庁が各秘密保持格付けを付すものとする。<br>(7) 秘密特許出願の手続を終了する旨の決定であって，第 46 (1)に基づくものに対する不服申立及び秘密特許の無効を求める請求は，行政手続法典に従いソフィア市裁判所により非公開で審理される。不服申立については，当該決定の受領後 3 月以内にこれを提出しなければならないが，他方請求については当該秘密特許の全存続期間を通じてこれを提出することができる。<br>(8) 秘密特許を実施及び処分することができる者は，閣僚会議の決定により決定される。<br>(9) 区分のレベルが除去された場合は，所轄当局は，これを個々に特許庁に通知する。特許庁は，特許所有者に通知し，第 53 条にいう手数料及び第 33 条(4) にいう特許維持手数料の納付のために 3 月をその者に与える。当該手数料の納付により，特許は特許登録簿に記録され，かつ，第 51 条に基づく公告が行われる。<br>(10) 秘密特許所有者は， 情報秘密保持区分のレベルの除去後， 調査及び審査の請求を提出することができる。当該請求には，第 46b 条(2)に基づく調査及び審査の手数料の納付証明書を添付しなければならない。<br>(11) 出願及び秘密特許に関して情報秘密保持区分のレベル及びその除去を決定する手続は，閣僚会議により採択された秘密特許規則において規定する。 |
| ベラルーシ[730] | 特許法第 1 条<br>…<br>(7) 所定の方法で秘密と認められた発明，実用新案及び工業意匠に対して法的保護を付与する手続及び秘密の発明，実用新案及び工業意匠を管理する手続は，法令により定められる。 |
| ベルギー[731] | 特許法第 21 条<br>…<br>[7] 特許出願に係わる発明が，1955 年 1 月 10 日法律又は 1955 年 8 月 4 日法律の規定によるものであるときは，第 22 条[2]第 3 段落の適用に拘らず，本条の規定による手続は，当該発明に関する秘密が解除されるまで開始されないものとする。<br>… |
| ポーランド[732] | 産業財産法第 56 条<br>(1) ポーランド国民がした発明が国防又は国家安全保障に係わる場合は，その発明は，秘密発明であるものとみなすことができる。<br>(2) 次のものは特に，国防に係わる発明である。すなわち，新しい種類の兵器又は軍事装備及び戦闘方法。<br>(3) 次のものは特に，国家安全保障に係わる発明である。すなわち,戦闘及び偵察作戦を遂行する権限のある文官によって利用される技術的手段並びに新しい種類の設備及び資材，及びそれらを当該文官が使用する方法。 |
| ルクセン | 特許法第 33 条 |

730 ベラルーシ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belarus-tokkyo.pdf
731 ベルギー特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belgium-tokkyo.pdf
732 ポーランド産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf

| | |
|---|---|
| ブルク[733] | (1) 特許出願のファイルは，出願日から，又は優先権が主張された場合は優先日から 18 月の満了時に，職権によって公衆の閲覧に供せられる。<br>ただし，特許出願のファイルは，出願人の請求に応じ，かかる期限の満了前にも公開されるものとする。かかる請求は，特許出願から 2 月満了前に提出された場合，それが関係行政手数料の納付の証拠が添付されていない場合，又は当該特許出願が第 30 条の履行上何らかの理由で補正中である場合は，受理されない。<br>(2) 発明者が第 17 条に基づいて自己の身元の開示に反対の場合は，関係宣言書及び発明者の指定書については，引き続き公衆の閲覧には供さない。<br>(3) 特許出願ファイルであって，所定期限の満了時又はそれらの規定に掲げた請求の提出時に不受理と宣言され，取り下げたものとみなされ，大臣命令によって拒絶と宣言され，又は登録簿に登録された取下宣言の対象となったものについては，(1)に従う公衆の閲覧には供さないものとする。これについては，1967 年 7 月 8 日法に基づいて秘密保持が適用された特許出願に対しても，当該秘密保持が解禁されるまでは，適用する。<br>(4) 特許出願の公衆の閲覧への公開については，登録簿に登録され，かつ，官報の行政経済欄に公告される。<br><br>1967 年 7 月 8 日法 ＝ 国土防衛及び国家安全保障に影響を及ぼす発明及び製造秘密の開示並びに実施に関する法律（特許法第 1 条より） |
| ロシア☆[734] | 連邦民法第 4 法典第 1401 条<br>1. 秘密発明の特許付与を求める出願（「秘密発明出願」）の提出，かかる出願の審査及び処理は，国家機密に関する制定法に従い行われる。<br>2. 機密の程度により「極めて重要」又は「最重要機密」と分類された秘密発明出願並びに軍備及び軍事技術，諜報活動，防諜活動，作戦行動及び調査活動の方法及び機器に関連し，かつ「機密」に分類された秘密発明出願は，それぞれの主題に応じて，ロシア連邦政府，連邦行政機関，国営原子力企業（Rosatom），国営宇宙開発企業（Roskosmos）(「指定当局」)に認定された連邦行政機関に提出される。他の秘密発明出願は知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される。<br>3.知的所有権を所管する連邦行政機関による発明の出願審査において，当該出願中の情報が国家機密を構成することが判明した場合，当該出願は，公的機密に関する制定法に従って機密として分類され，秘密発明出願と見なされるものとする。<br>外国人又は外国法人により提出された出願を機密として分類することは認められない。<br>… |

**(i) 米国法律事務所コメント[735]**

1951 年の発明秘密法（Invention Secrecy Act of 1951）35USC181-188 の下、米国政府は、

[733] ルクセンブルグ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/lux-tokkyo.pdf
[734] ロシア連邦民法第 4 法典（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
[735] 附属資料１ 海外調査報告書＜米国＞

その開示が国家安全保障に害を及ぼす場合、特許出願を特許として発行することを禁止する場合がある。手続きは、米国政府が特許出願に所有権を持っているか否か、または出願が私人によってのみ保持されているかどうかによって異なる。米国政府がそのような特許出願に所有権を有する場合、USPTO は、特許出願を秘密にし、特許として発行しないように命令する（35USC181）。しかし、私人が保有する特許出願の場合、米国政府機関は、出願を審査し、公開を差し止めるかどうかを決定する機会を与えられる（35USC181）。米国政府が出願を一定期間秘密にしておく必要があると決定した場合、USPTO は必要な限りその秘密を保持する。出願人が同意しない場合、米国商務省に秘密保持命令の解除を請願し、米国請求裁判所で政府に補償を求める訴訟を起こすことができる。

35USC181-188 の他、手続を説明するウェブサイトもある[736] [737] [738]。

発明秘密法の対象となる事例として、例えば、以下のものがある。

(1) 発明者が 2000 年代初頭に無線通信システムを作成したが、これは秘密保持命令の対象となり、特許化が 5 年間遅れ、アイデアの商業化が妨げられた[739]。

(2) 政府の資金提供を受けていない発明者による特許出願も秘密保持命令の対象となる可能性がある。例えば、双胴船体を備えた水上飛行機の発明は秘密保持命令の対象となり、特許の審査が遅れ、技術開発に損害を与える可能性があった[740]。

(3) 秘密発明は 1930 年代に始まり、1940 年代に核兵器技術の秘密を維持する必要性とともに成長した。例えば、2000 年に USPTO は、1936 年に出願され、60 年以上にわたって秘密保持命令の対象となっていた、メッセージを手動でコーディングおよびデコードする暗号の発明に対して特許を発行した[741]。

### (ii) ドイツ法律事務所コメント[742]

特許法第 50-56 条は、関係する発明が国家の秘密（特許法第 50 条第 1 項）または防衛目的の秘密として外国政府から連邦政府に委託された秘密（特許法第 50 条第 4 項）である場合、一般大衆に通知することなく、そのような独占権の付与を許可する。

---

[736] The Potential Snare of Secrecy Review in U.S. Patent Prosecution（Quinn IP Law ウェブサイト）
https://www.quinniplaw.com/the-potential-snare-of-secrecy-review-in-the-us-patent-prosecution/

[737] An Overview on the Invention Secrecy Act of 1951（Khurana & Khurana ウェブサイト）
https://www khuranaandkhurana.com/2021/10/08/an-overview-on-the-invention-secrecy-act-of-1951/

[738] The Invention Secrecy Act: The USPTO as a Gatekeeper of National Security（IP Theory ウェブサイト）
https://www repository.law.indiana.edu/ipt/vol8/iss1/4/

[739] Government Secrecy Orders on Patents Have Stifled More Than 5,000 Inventions (April 16, 2013)（Wired Magazine ウェブサイト）
https://www.wired.com/2013/04/gov-secrecy-orders-on-patents/

[740] What Happens When the Feds Decide an Invention Is 'Secret?' (January 1, 2016)（National Defense Magazine ウェブサイト）
https://www nationaldefensemagazine.org/articles/2015/12/31/2016january-what-happens-when-the-feds-decide-an-invention-is-secret

[741] The U.S. Government's Secret Inventions (May 9, 2018)（Slate ウェブサイト）
https://slate.com/technology/2018/05/the-thousands-of-secret-patents-that-the-u-s-government-refuses-to-make-public html

[742] 附属資料１　海外調査報告書＜ドイツ（欧州）＞

ドイツ刑法第 93 条パラグラフ 1 に従うと、「国家機密」とは、限られた範囲の人々のみがアクセスできる事実、物、または知識であり、ドイツの対外安全保障に深刻な不利益を与える危険を回避するため、外国勢力から秘密にされなければならないものである。発明が国家機密を構成するという決定は、連邦国防省によって行われる（特許法第 56 条）。

国家機密の例には、装甲、爆発物、弾薬、方向探知および測定装置、核エネルギー研究（例、ガス超遠心分離機、核融合炉、プラズマ核技術）、ドキュメント（例、有価証券、銀行券、ID カード)、および暗号学（例、暗号化/復号化システム、通信技術）があげられる。

国家機密が存在するかどうかが疑問視された 1 つのケースは、高速遠心分離機のローターの動きを安定させるためのベアリングと減衰装置であった。しかし最終的に、ドイツ連邦司法裁判所（Federal Court of Justice (FCJ)）は、国家機密か否かとされるプロパティには誰でもアクセスできるため、発明は国家機密ではないと判断した。別の事例として、特許法第 50 条の旧法（1970 年代に適用された特許法第 30 条、30a 条）は、原子力エネルギーの研究に決定的な役割を果たしていた。

欧州特許条約自体には、特許の非開示に関する規定は含まれていない。第 77 条第 2 パラグラフは単なる宣言的な方法で述べている。秘密として保護されている欧州出願は、国内当局によって欧州特許庁に転送されない。

### （c）第一国出願義務等の外国出願制限[743]

（b）の特許非公開制度を実効化するために第一国出願義務等の外国出願に制限を課す制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）[744]」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

日本においては、経済安全保障推進法が 2022 年 5 月 11 日に成立し、「外国出願の禁止」が法制化される[745]（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第五章「特許出願の非公開」（第 78 条（外国出願の禁止））。公布後 2 年以内に施行される。

| |
|---|
| 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）<br>第五章　特許出願の非公開 |

[743] 国際出願と国の安全に関する考慮事項（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/pct/ja/texts/nat_sec.html
[744] 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji html
[745] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（内閣官房ウェブサイト）
https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou3.pdf

（外国出願の禁止）
第七十八条　何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をした場合であって、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき（当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。
２　指定特許出願人に対する前項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項本文に規定する発明」とあるのは、「第六十六条第一項本文に規定する発明（第七十条第一項の規定による通知を受けた特許出願に係る明細書等に記載された発明にあっては、保全対象発明）」とする。
３　第一項ただし書に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該特許出願の日」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日（当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日）とする。

| | |
|---|---|
| 特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願 | 当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日（同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあっては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日） |
| 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によりした特許出願 | 当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日 |
| 特許法第三十八条の四第四項ただし書の場合（同条第五項に規定する場合を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願 | 当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日 |
| 特許法第四十六条第一項の規 | 当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規 |

| | |
|---|---|
| 定による出願の変更に係る特許出願 | 定による出願の変更の日 |

| |
|---|
| 4　特許庁長官は、特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願を受けた場合において、当該特許出願に係る明細書等に第六十六条第一項本文に規定する発明が記載されているときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。<br>5　内閣総理大臣は、特許庁長官が第六十六条第三項の規定による通知をした特許出願人（通知後に特許を受ける権利の移転があったときは、その承継人を含む。）が第一項の規定に違反して外国出願をしたと認める場合又は前項の規定による通知に係る国際出願が第一項の規定に違反するものであると認める場合であって、当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び特許出願人に通知するものとする。<br>6　第七十三条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。<br>7　特許庁長官は、第五項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。ただし、その特許出願が保全指定がされたものである場合にあっては、前条第二項の規定による通知を待って、特許出願を却下するものとする。 |

アジア地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| イスラエル[746] | 特許法第 98 条<br>イスラエル国民，イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は，主題が兵器若しくは弾薬に関連し，若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明又は第 95 条が取り扱う発明について，外国で特許出願を提出してはならないものとし，かつ，以下の 1 が当てはまらない限り，直接的又は間接的に当該出願を提出してはならないものとする：<br>(1) 上記の者が，防衛大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；<br>(2) 上記の者が，当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し，かつ，その出願が提出された後，6 月以内に，防衛大臣がその出願について第 94 条に基づく命令を行わなかったこと，又はそのような命令を行ったが，その命令がもはや有効でないこと。 |
| インド☆ | 特許法第 39 条[747]<br>(1) インドに居住する何人も、所定の方法により申請し長官により又は長官の代理として交付された許可書での権限による以外は、発明につきインド国外で特許付与の出願をし又はさせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。<br>(a) 同一発明についての特許出願が、インド国外における出願の 6 週間以上前にインドにおいてされていた場合、及び<br>(b) インドにおける出願に関して第 35 条(1)に基づく指示が一切発せられておらず又は当該指示が全て取り消されている場合 |

[746] イスラエル特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf
[747] インド特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| 韓国☆ | 特許法第 41 条[748]<br>①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願をすることができる。<br>②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。<br>③第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。<br>④第 2 項により特許しなかったり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。<br>⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。<br>⑥第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。<br>⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手続、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支給の手続、その他必要な事項は、大統領令で定める。 |
| シンガポール | 特許法第 34 条[749]<br>(1) 本条に従うことを条件として，シンガポールの居住者は，登録官の書面による許可なしに発明についての特許出願をシンガポール国外で行い又は行わせてはならない。ただし，次の場合は，この限りでない。<br>(a) シンガポール国外での出願の 2 月以上前に，同一の発明についての特許出願が登録局に行われている場合，及び<br>(b) シンガポールにおける当該出願に関して第 33 条に基づく指示が与えられていないか又はそのような指示がすべて取り消されている場合 |
| 中国☆ | 専利法[750]<br>第 4 条<br>専利出願に係る発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。<br>第 19 条<br>いかなる単位又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。<br>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加入した関連の国際条約に基づいて専利の国際出願を行うことができる。出願人が専利の国際出願を行う場合、前項の規定を遵守しなければならない。<br>国務院専利行政部門は中華人民共和国が加入した関連の国際条約及び本 |

748 韓国特許法（D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト）
http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=

749 シンガポール特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf

750 中華人民共和国専利法（2020 年改正）（Jetro ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

| | |
|---|---|
| | 法、国務院の関連規定に基づいて専利の国際出願を処理する。<br>　本条第一項の規定に違反して外国に専利を出願した発明又は実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。<br><br>専利法実施細則[751]<br>第 8 条<br>　専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案を言う。<br>　いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。<br>　（一） 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。<br>　（二） 国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。<br>　国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。<br>第 9 条<br>　国務院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から 4 ヵ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。<br>国務院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から 6 ヵ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。 |
| ベトナム | 「居住者による出願」が「国家工業所有権庁（ベトナム）が書面で認証した場合」、又は「同一の特許出願を国家工業所有権庁（ベトナム）に行った場合」を除くとされている。<br>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載より） |
| マレーシア | 特許法第 23A 条[752]<br>マレーシアの居住者は，登録官からの書面による許可を得ないで，マレーシア外で発明についての特許出願をしてはならず，又は，他人にさせては |

[751] 中華人民共和国専利法実施細則（Jetro ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf
[752] マレーシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | ならない。ただし，次に掲げる条件に該当するときは，この限りでない。<br>(a) 同一発明に関する特許出願が，マレーシア外での出願の 2 月以上前に特許登録局に対して行われていること，及び<br>(b) その出願に関し，登録官が第 30A 条に基づく指示を出していないか，又はそのような指示はすべて取り消されていること |

アメリカ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| ブラジル☆[753] | 産業財産法第 75 条<br>最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に規定した公開に従わないものとする。<br>(1) INPI は、60 日の期間内に、出願を秘密にすることに関する意見を求めるために、出願書類を行政当局の管轄機関に直ちに送付するものとする。前記の期間内に、管轄機関からの意見提出されなかったときは、その出願を通常通りに処理する。<br>(2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願することは、その何らかの開示と同様に、管轄機関からの明示的許可が無かった場合、禁止される。<br>(3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び譲渡は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は特許所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。 |
| 米国☆[754] | 特許法第 184 条<br>(a) 外国における出願<br>何人も，特許局長から取得した許可によって承認されている場合を除き，合衆国において行われた発明に関し，合衆国における出願から 6 月が経過するまでは外国に，特許のための又は実用新案，意匠若しくはひな形の登録のため出願をし，又は出願されるようにし若しくは出願されるのを許可してはならない。許可は，特許局長が第 181 条に従って出した命令の適用を受ける発明に関しては，当該命令を出させた部門の長又は機関の主席官の同意がない限り与えられない。出願が海外において錯誤により行われ，また，その出願が第 181 条の範囲内の発明を開示していない場合は，許可は，遡及して与えることができる。 |

大洋州地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| オーストラリア☆[755] | オーストラリアには、「特許出願をオーストラリアに第一国出願しなければならない」とする法規定（いわゆる「第一国出願義務」）は存在せず、出願人は自ら選択した国に第一国出願することができる。ただし、オーストラリア国外へ出願するに際し、出願人は、当該出願対象の発明が「戦略的技 |

[753] ブラジル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf
[754] 米国特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf
[755] Defence Trade Controls Act 2012（オーストラリア政府ウェブサイト）
https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00318

| | |
|---|---|
| | 術」に該当するか否か検討しなければならない。「戦略的技術」に該当する場合、当該情報を国外に持ち出す前に政府の承認を得ることが必要となる。（「オーストラリアで生まれた発明の取扱い（国家安全保障に関連する法規制）」（2016 年 4 月 11 日）（工業所有権 情報研修館 新興国等情報データバンク）[756]より） |

ヨーロッパ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| アゼルバイジャン[757] | 特許法第 41 条<br>アゼルバイジャン共和国において創作された工業所有権の主題は，この主題に関する出願の所管官庁に対する出願日後 12 月以内に外国において特許を受けることができる。<br>所管官庁は，同庁による工業所有権の主題に関する出願の受理後 3 月以内に，外国に対する特許出願に関する出願可能性に関して対応する決定を採択し，出願人に対して通知を送付する。<br>所管官庁の決定に関する紛争は，法令により制定された規則により，裁判所により審理される。 |
| アルメニア[758] | 発明、実用新案及び意匠法第 77 条<br>…<br>(2) アルメニア共和国で作成された発明、実用新案、または意匠について、アルメニア共和国の国際協定の枠内で外国に出願する前に、出願人は工業局に出願しなければならない。<br>… |
| イタリア☆[759] | 2005 年 2 月 10 日付法令 No. 30 第 198 条(1)<br>国の領域に居住する者は、生産活動省の許可なしに、イタリアでの発明、実用新案または地形の特許付与のための出願（当該出願が国の防衛に役立つ可能性のある物体に関する場合）の出願日または認可申請書の提出日から 90 日が経過する前に、外国の官庁、欧州特許庁、または世界知的所有権機関の国際事務局に出願することはできない。前述の省は、国防省からの承認を条件として、承認の要求を進め、拒絶措置が取られずに 90 日の期間が経過すると、認可は付与されたとみなされる。 |
| 英国☆ | 特許法第 23 条[760]<br>(1) 本条の以下の諸規定に従うことを条件として，連合王国に居住する何人も，長官の書面による授権を得ることなしに，発明の特許出願であって(1A)が適用されるものを連合王国外において行い又は行わせてはならない。ただし，次の場合はこの限りでない。 |

[756] オーストラリアで生まれた発明の取扱い（国家安全保障に関連する法規制）」（2016 年 4 月 11 日）（工業所有権 情報研修館 新興国等情報データバンクウェブサイト）
https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/10546/

[757] アゼルバイジャン特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/azerbaijan-tokkyo.pdf

[758] アルメニア発明、実用新案及び意匠法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/537804

[759] 2005 年 2 月 10 日付法令 No. 30（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585924

[760] 英国特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | (a) 同一発明に係る特許出願が連合王国外への出願の 6 週間以上前に特許庁に提出され(指定日の前後であるか又はその指定日当日であるかを問わない)，かつ<br>(b) 連合王国での出願について第 22 条に基づく指示が出されていなく又は当該指示がすべて取り消された場合 |
| ギリシア | 法律 No. 1883/1990 によって批准した特許協力条約の規定を施行する大統領令 No. 16/1991[761] 第 3 条第 2 項<br>出願人がギリシア国民であり、先のギリシア出願の優先権が主張されない場合、国際出願はアテネに所在する工業所有権機関に提出されなければならない（「国防に関する発明」に関する法律第 4325/1963 号第 1 条および第 2 条)。」)。<br><br>国防関係の発明に関する法律 No. 4325/1963[762]<br>第 1 条<br>1. ギリシアの国防、同盟国の国防に関し、ギリシア国民によってギリシアまたは外国で開発されたすべての発明および発見は、本法第 2 条および第 3 条に従って秘密として分類される前であっても、国内または国外の法人または自然人に伝達されてはならず、またはいかなる国でいかなる方法でも開示されてはならない。<br>同様に、そのような発明または発見に何らかの形で関連する可能性のある技術情報を伝達または開示することも禁止される。<br>…<br>第 2 条<br>…<br>3. 特定秘密発明庁は，第 14 条の規定に従い，工業所有権局の職員及び商務省の職員によって運営される。 |
| スウェーデン[763] | 防衛発明法第 10 条<br>スウェーデンの防衛発明に関する外国に関連する特許またはその他の保護権の申請は、秘密にしておく必要があるが、政府が許可した場合にのみ行うことができる。そのような同意は、発明が外国でも秘密にされているという条件でのみ与えられることができる。 |
| スペイン[764] | 特許法第 163 条<br>1. スペイン特許商標庁は、スペイン国民又はスペインに登記上の営業所若しくは事業所を有する者による国際出願に関し、特許協力条約第 2 条(xv)の意味での受理官庁としての役を務める。<br>2. スペインにおける先の出願の優先権の主張を伴わないスペインでなされた発明に関しては、国際出願は、スペイン特許商標庁においてされなければならない。この義務を満たさない場合は、当該国際出願はスペインにおいて効力を有さない。 |

[761] 法律 No. 1883/1990 によって批准した特許協力条約の規定を施行する大統領令 No. 16/1991（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/127578
[762] 国防関係の発明に関する法律 No. 4325/1963（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/430901
[763] スウェーデン防衛発明法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463800
[764] スペイン特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | 出願人が事業所若しくは登記上の営業所又は常居所をスペインに有する場合は、別段の証明がなされない限り、当該発明はスペインの領域でなされたものと推定される。<br>… |
| デンマーク | 特許法第 70 条[765]<br>戦争資材に関する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明については，そのために定められた特別の規定に従って，秘密特許の付与を受けることができる。<br><br>統一機密特許法[766]<br>第 2 条<br>国防のために必要な場合、事業成長大臣は、国防大臣の要請により、第 1 条に包含される発明の特許を秘密特許として付与することを決定することができる。ただし、当該発明の特許出願が、この国に居住する個人もしくは企業、またはデンマークの機関によって提出されたものであることが条件となる。<br>第 2a 条<br>(1) 第 1 条に包含され、デンマークに居住する個人もしくは企業、またはデンマークの機関が所有する発明については、デンマーク特許庁に出願する場合を除き、デンマークを指定、または出願後にデンマークを指定するように変更された国際出願または欧州出願に基づいて特許保護を求めることはできない。<br>… |
| ドイツ☆ | 特許法第 52 条[767]<br>(1) 国家機密(刑法第 93 条)を含む特許出願は，本法の適用領域外においては，最上級の所轄連邦当局の書面による同意を得ている場合にのみ，することができる。同意は，条件を付して与えることができる。<br><br>国際特許条約に関する法律第 III 部第 2 条[768]<br>(1) ドイツ特許商標庁は、国家機密である発明について特許保護が求められているかどうかを判断するために、登録局として提出されたすべての国際出願を審査する（刑法第 93 条）。特許法の規定は、手続きに応じて特許法第 53 条が適用される。<br>(2) (1)による審査が発明が国家機密であることを示す場合は，ドイツ特許商標庁は，職権により，出願を送付しないこと及び公開しないことを命令する。命令が確定すると、国際出願は、最初からドイツ特許商標庁に提出された国内特許出願であり、特許法第 50 条(1)に従って命令が発行されたものとみなされる。… |

765 デンマーク特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/denmark-tokkyo.pdf
766 デンマーク統一機密特許法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/464739
767 ドイツ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf
768 国際特許条約に関する法律（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/493434

| | |
|---|---|
| | 従業員発明者法第 13 条[769]<br>(1) 使用者は，自己に報告された職務発明に係る国内知的所有権を出願する義務を有すると共に唯一その権原を有する。職務発明が特許可能である場合は，使用者は，当該発明の産業上の利用可能性に係る賢明な評価に基づいて，実用新案としての保護の方がより適切であると考えられる場合を除き，当該発明に係る特許を出願する。出願は遅滞なく行わなければならない。 |
| トルコ☆[770] | 知的財産法第 124 条<br>…<br>(9) トルコにおいてなされた発明が国家の安全の観点から重要である場合は，他国において対象の発明につき特許出願をなすことは，許可されないものとする。トルコにおいてなされた発明につき庁に対してなされた特許出願が(1)及び(8)の規定の対象である場合は，国防省の許可なく他国において対象の発明につき特許出願をなすことは，許可されないものとする。<br>… |
| ノルウェー | 特許法[771]第 71 条<br>国防上重要な発明に関する事項は別段の法律で律せられる。<br><br>王国の防衛にとって重要な発明に関する法律[772]第 6 条<br>国王が王国の防衛にとって重要であると想定する発明は、国王の命令により、その発明が国防に最大限の利益をもたらすことが望ましいと考えられる場合、公衆または他の人に放棄することが要求される場合がある。同じことが、そのような発明を特定の期間実施する権利にも適用される。<br>同じ目的で、国王は、権利所有者が第 1 段落に記載のように、国内または国外でより具体的な方法で発明を処分することを禁止したり、利用に関連してより具体的な義務を彼に課したりすることができる。このセクションに基づく禁止事項または命令は、国王が決定する時間に適用される。<br>このセクションに基づく差し止め命令は、セクション 2 の第 2 段落に記載されている期限の満了後に発行される場合もある。差止命令を発行しないという決定は、いつでも覆すことができる。<br>… |
| フィンランド[773] | 国防上の重要発明に関する法律第 2 条<br>発明が主に国の防衛にとって重要であることが明らかな場合、フィンランドに居住する発明者またはその権利継承者は、フィンランド出願前に、外国で発明の特許を出願すること、又は外国に出願することの許可を得ることはできない。さらに、フィンランドで発明の特許出願日から 6 か月経過前には外国出願できない。 |

769 ドイツ従業者発明法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-jyugyousha.pdf
770 トルコ知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf
771 ノルウェー特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/norway-tokkyo.pdf
772 ノルウェー王国の防衛にとって重要な発明に関する法律（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463359
773 フィンランド国防上の重要発明に関する法律（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/469481

| | |
|---|---|
| | 発明が主に国の防衛にとって重要であることが明らかな場合、フィンランドに居住する発明者またはその権利継承者は、欧州特許条約 (フィンランド条約シリーズ 8/96)に基づく欧州特許出願、又はフィンランド特許法第 3 章に基づく国際特許出願をフィンランド特許庁へ行わなければならない。 |
| フランス☆[774] | 知的財産法<br>第 L614 条 2<br>欧州特許出願は，規則の定めるところに従い，産業財産権庁本庁又は必要な場合は，その支庁の 1 に提出することができる。<br>出願人がその居所又は営業所をフランスにおいて有し，かつ，フランスにおける先の出願による優先権を主張していない場合は，出願は，産業財産権庁にしなければならない。<br>第 L614 条 18<br>フランスに居所又は営業所を有する自然人又は法人が行う発明の保護のための国際出願は，フランスにおける先の出願に基づく優先権の主張がなされないときは，産業財産権庁にしなければならない。この場合は，産業財産権庁をワシントン条約第 2 条(xv)及び第 10 条の意味での受理官庁とする。 |
| ブルガリア | 「居住者による出願」が「ブルガリアの防衛当局によって秘密性を有していると分類された場合」に制限があるとされている。<br>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載より） |
| ベラルーシ[775] | 特許法第 32 条<br>(1) ベラルーシ共和国の自然人及び法人は，外国において発明，実用新案及び工業意匠の特許を求める権利を有する。<br>(2) 出願人は，外国で出願を行う前に，当該出願をベラルーシ共和国で行い，かつ，発明，実用新案及び工業意匠の特許を外国で受ける意図を特許庁に通報しなければならない。<br>当該出願を行って日から 3 月以内に特許庁の禁止措置が出されなかった場合は，当該出願を外国で行うことができる。<br>外国における出願は，前記の期限前に行うこともできるが，ベラルーシ共和国閣僚会議が定めた命令に基づいて行われるベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞があるデータ開示の可能性に関する出願の検査が終了した後に限る。<br>ベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞があるデータ開示を伴う発明，実用新案及び工業意匠は，法令に定められた方法により機密扱いにされなければならず，かつ，外国において特許を受けることはできない。<br>… |
| ベルギー | 「国民、又はベルギーに居所若しくは業務拠点を有する自然人又は法人による出願」が「国の防衛又は国家安全保障に利害関係を有する場合」に制限があるとされている。<br>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載よ |

774 フランス知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf
775 ベラルーシ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belarus-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | り） |
| ポーランド[776] | 産業財産法第 40 条<br>ポーランド共和国領域に居所を有するポーランド法人又はポーランド国民が，他国において特許保護を求めることを希望している発明は，その発明が最初に特許庁に対し保護を求めて出願された場合に限り，前記の他国において出願をすることができる。 |
| ポルトガル[777] | 工業所有権法第 92 条<br>…<br>2. ポルトガルでなされた先の出願について優先権が主張されない場合は常に、国際出願は、ポルトガルで効力を生じないという罰則の下で、独立行政法人工業所有権研究所（INPI, I.P.）に提出されなければならない。 |
| ルーマニア[778] | 特許規則第 4 条<br>…<br>(3) ルーマニアの領域内で創作された, 国の防衛及び安全の分野に属する特許出願は，特別法の規定を遵守し，かつ，第 7 条に従って提出されるものとする。<br>… |
| ルクセンブルク | 「出願が国の防衛に利害関係を有する場合」についてのみ制限があるとされている。<br>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載より） |
| ロシア☆[779] | 連邦民法第 4 法典第 1395 条<br>1. ロシア連邦領域内でなされた発明又は実用新案に係る特許付与を求める出願は，各出願の知的所有権を所管する連邦行政機関への提出日から 6 月の期間満了後に，これを外国又は国際組織に提出することができる。但し，前記期間内に，出願人が，当該出願が国家機密を構成する情報を含む旨の通知を受けていないことを条件とする。発明又は実用新案の出願はその前に出願されてもよいが，出願における国家機密を構成する情報の存在に関する確認のための出願人の要請の後のみとする。出願のこの確認を実施するための手続は，ロシア連邦政府がこれを定める。 |

### （d）緊急事態等における強制実施権制度

安全保障のために特許権に関する強制実施権制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）[780]」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

---

776 ポーランド産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf
777 ポルトガル工業所有権法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/584980
778 ルーマニア特許規則（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/romania-tokkyo_kisoku.pdf
779 ロシア連邦民法第 4 法典（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
780 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji html

アジア地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| 日本☆[781] | 特許法第 93 条（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）<br>　特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。<br>２　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。<br>３　第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。 |
| イスラエル[782] | 特許法第 104 条<br>大臣は，発明について特許が既に付与されているか否かに拘らず，又は特許が出願されているか否かに拘らず，そのことが国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると大臣が認める場合には，政府の部門による，又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。 |
| インド☆[783] | 特許法<br>第 84 条 強制ライセンス<br>(1) 特許付与日から 3 年の期間の満了後はいつでも、利害関係人は何人も、次の何れかの理由により、強制ライセンスの許諾を求める申請を長官に対してすることができる。すなわち、<br>(a) 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと<br>(b) 特許発明が適切に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと、又は<br>(c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと<br>…<br>(6) 本条に基づいて提出された申請書を審査するに当たり、長官は、次の事項を参酌しなければならない。<br>(i) 当該発明の内容、特許証捺印の日から経過した期間及び当該特許権者又は何れかのライセンシーが当該発明の完全利用のために既にとった措置<br>(ii) 当該発明を公共の利益のために実施する申請人の能力<br>(iii) 当該申請が認容された場合に当該申請人の資本提供及び当該発明実施に伴う危険を負担する能力<br>(iv) 出願人が適切な条件で特許権者からライセンスを取得する努力をしたか否か及び当該努力が長官が適切とみなす期間内に成功しなかったか否かに関する事項<br>ただし、本号は、国家的緊急事態若しくは他の超緊急状況の場合又は公共の非商業的使用の場合若しくは特許権者により採用された反競争的慣行の理由の確証時には適用されない。 |

[781] 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（e-GOV 法令検索ウェブサイト）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000121_20220617_504AC0000000068&keyword=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95

[782] イスラエル特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf

[783] インド特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | …<br>第 92 条 中央政府の告示による強制ライセンスに関する特則<br>(1) 国家的緊急状況若しくは他の超緊急状況又は非商業的使用の場合において、現に効力を有する如何なる特許についても、発明を実施するため強制ライセンスをその特許証捺印後にいつでも許諾することが必要であることを中央政府が納得するときは、中央政府は、その旨を官報に告示し、その告示があったときは、次の規定が発効する。すなわち、<br>(i) 長官は、何れかの利害関係人によって前記告知後にいつでも申請がされたときは、自己が適切と認める条件で、当該申請人に対して当該特許に基づくライセンスを許諾する。<br>(ii) … |
| 韓国☆[784] | 特許法第 106 条の 2（政府等による特許発明の実施）<br>①政府は、特許発明が国家非常事態、極度の緊急状況または公共の利益のために非商業的に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施したり政府以外の者に実施させることができる。<br>②政府または第 1 項による政府以外の者は、他人の特許権が存在するという事実を知ったり知ることができるときには、第 1 項による実施事実を特許権者、専用実施権者または通常実施権者に迅速に通知しなければならない。<br>③政府または第 1 項による政府以外の者は、第 1 項により特許発明を実施する場合には、特許権者、専用実施権者または通常実施権者に正当な補償金を支給しなければならない。<br>④特許発明の実施及び補償金の支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。 |
| サウジアラビア☆[785] | 特許法第 24 条<br>(a) 都市は，申請の提出があったときは，次に従って，特許の対象である発明又は回路配置証書の対象である集積回路の回路配置及び工業意匠証書の対象である意匠を利用するための強制ライセンスを第三者に付与することができる。<br>(1) 申請は，保護書類の所有者がその発明を利用しない場合又は不適切な方法でこれを利用している場合において当該所有者が適当な理由によりこれを正当化しないときは，特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方の満了後に提出しなければならない。<br>(2) 強制ライセンスの申請人は，合理的な商業条件に基づき，かつ，合理的な金銭報酬を対価として契約によるライセンスを取得するための努力を(合理的な期間にわたって)行ったことを証明しなければならない。ただし，この規定及び前号の規定は，申請人が政府機関であるか又は政府機関により認可された者であり，かつ，目的が公益(特に安全，健康，栄養又は国民経済の他の枢要な分野の発展)に適うこと若しくは非常事態その他の極めて切迫した事情に対応することである場合，又は目的が公共の非商業的なものである場合は，適用されない。この場合，かつ，特許又は回路配置証書及び工業意匠証書が存在することが認識された際は，その所有者に直ちに通知しなければならない。 |

[784] 韓国特許法（D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト）
http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=

[785] サウジアラビア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/saudi_arabia-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| シンガポール[786] | 特許法第 56 条 政府及び授権された者による特許発明の使用<br>(1) 第 60 条，第 61 条及び第 62 条に従うことを条件として，ただし，本法の他の如何なる条にも拘らず，政府及び政府から書面により授権された者は，<br>(a) 公共の非営利目的で，又は<br>(b) 国家の非常事態若しくは他の緊急事態に際し，<br>特許発明に関して如何なることも行うことができ，かつ，本条により行われた如何なることも，当該特許の侵害にはならない。 |
| タイ[787] | 特許法第 52 条<br>戦争又は緊急事態の間，総理大臣は，内閣の承認を得て，国防及び国家安全保障のために必要な特許権を特許権者に相当の対価を支払って行使するための命令を発することができ，またその旨を遅滞なく特許権者に書面で通知するものとする。<br>特許権者は，かかる命令又は対価の額について，当該命令の受領後 60 日以内に裁判所に提訴することができる。 |
| 中国☆[788] | 専利法第 49 条<br>国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。 |
| フィリピン[789] | 知的財産法<br>第 74 条 政府による発明の使用<br>74.1 政府機関又は政府の許可を得た第三者は，特許権者の同意がなくても次の場合は発明を実施することができる。<br>(a) 政府の適当な機関が定める公共の利益，特に国家の安全，栄養若しくは健康又はその他の分野の発展のために必要な場合<br>(b) 特許権者又は実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合<br>(c) 薬剤製品に関して，発明の使用を必要とする国家非常事態及びその他の極度の緊急事態が存在する場合<br>(d) 薬剤製品に関して，正当な理由のない，特許権者による特許の商業的不使用が存在する場合<br>(e) 薬剤製品に関して，フィリピン内で特許を受けた物品に対する需要を合理的条件において適切な範囲を満たしてないと衛生局長が判断した場合<br>第 93 条 強制ライセンス許諾の理由<br>知的財産庁の長官は，次の何れかの状況においては，特許権者の合意がなくても，特許発明を実施する能力を有することを立証した者に当該発明を実施する許可を与えることができる。 |

786 シンガポール特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf
787 タイ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf
788 中華人民共和国専利法（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf
789 フィリピン知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tizai.pdf

| | |
|---|---|
| | 93.1 国家非常事態その他の極度の緊急事態<br>93.2 政府の適当な機関が定める公共の利益，特に国家の安全，栄養，健康又は国の経済のその他の重要な分野の発展のために必要な場合<br>93.3 特許権者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合<br>93.4 正当な理由のない，特許権者による特許の公的な非商業的使用の場合<br>93.5 特許発明がフィリピンにおいて実施されることができるにも拘らず，正当な理由なくしてフィリピンにおいて商業的規模で実施されていない場合。ただし，当該特許を受けた物品の輸入は，当該特許の実施又は使用を構成する。<br>93.6 衛生局長が，薬剤製品の需要が合理的条件において適切な範囲を満たしていないと判断した場合。 |
| ベトナム[790] | 特許法第 145 条<br>(1) 次の場合は，発明を実施する権利は，当該発明を実施する排他権の所有者から許可を取得することなしに，第 147 条(1)に規定する国家所管当局の決定により他の組織又は個人に対して移転されるものとする。<br>(a) 発明の当該実施が，国防，安全保障，人民の保健及び栄養の必要又は社会のその他の緊急の必要を満たすためのような公共的な非商業目的のためである場合<br>(b) 発明を実施する排他権の所有者が当該発明についての登録出願の出願日から 4 年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から 3 年の期間満了時に第 136 条(1)及び第 142 条(5)に規定する当該発明を実施する義務を果たさなかった場合<br>(c) 発明を実施しようとする者が，適切な価格及び商業的対価に関する交渉のために合理的な時間をかけて行った努力にも拘らず，発明の実施に係るライセンス契約の締結について発明を実施する排他権の所有者と合意に至らなかった場合<br>(d) 発明を実施する排他権の所有者が，競争法令に基づいて禁止されている反競争行為を実行することを決めた場合<br>(2) 発明を実施する排他権の所有者は，(1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり，かつ，再現の可能性がないときは，当該実施の権利の終了を請求する権利を有する。ただし，当該終了が発明実施権者を害さないことを条件とする。 |
| マレーシア[791] | 特許法第 84 条<br>(1)本法に含まれる如何なる規定にも拘らず，<br>(a)国家の緊急事態が存在する場合，又は，国の安全，栄養，保健を主とする公共の利益若しくは政府が決定するその他国民経済の重大な分野の開発に要する場合，又は<br>(b)司法又は関係当局が，特許所有者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると裁決した場合は，<br>大臣は，特許所有者の合意を得なくても，大臣が指定する政府機関又は第三者が特許発明を実施することができる旨を決定することができる。 |

[790] ベトナム知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf
[791] マレーシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo.pdf

アメリカ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| カナダ☆[792] | 特許法第 19 条 政府は特許発明の使用を申請することができる<br>(1) 第 19.1 条に従うことを条件として，カナダ政府又は州政府からの申請があった場合は，長官は当該政府による特許発明の使用を許可することができる。<br>…<br>第 19.1 条 使用許可の条件<br>(1) 申請人が次の事項を立証しない限り，長官は第 19 条に基づく特許発明の使用を許可することができない。<br>…<br>例外<br>(2) (1)は，国家の非常事態，緊急事態又はその使用が公共の非商業的使用である場合は適用しない。 |
| チリ[793] | 特許法第 51 条<br>強制ライセンスは，次の場合に付与することができる。<br>…<br>(2) 公衆衛生，国の安全，非商業的公共使用又はその他管轄当局が宣言する極度の緊急事由により，強制ライセンスの付与が正当化され得る場合 |
| ブラジル☆[794] | 産業財産法第 71 条<br>連邦行政当局の決定により、国家緊急事態又は公共の利益に係わる事態であると宣言された場合、特許権者又は実施権者がそれに係わる必要を満たさないときは、それらの特許権者の権利を損なわないことを条件として、職権により、その特許を実施するための一時的かつ非排他的強制ライセンスを付与することができる。 |
| 米国☆[795] | 28USC1498<br>(a) 米国特許に記載され特許の対象となる発明が、その所有者のライセンスまたはそれを使用または製造する合法的な権利なしに、米国によって、または米国のために使用または製造された場合は常に、所有者の救済は、そのような使用および製造に対する彼の合理的かつ完全な補償の回収については、米国連邦裁判所において、米国に対する訴訟によるものとする。 |
| メキシコ☆[796] | 産業財産法第 153 条<br>本庁は，保健総評議会による優先的配慮が宣言される深刻な疾病を含め，緊急事態又は国家の安全上の理由のために，かつ，その期間中，公共の利益に関係するライセンス付与をしなければ，国民のための基本的な満足感又は医薬品の生産，提供若しくは分配を妨げ，害し，若しくは，一段と高価なものとなる場合には，当該ライセンス付与を通じて，一定の特許の実施が |

[792] カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf
[793] チリ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/chile-sangyou.pdf
[794] ブラジル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf
[795] 28USC1498（US Government Publishing Office ウェブサイト）
https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title28/pdf/USCODE-2011-title28-partIV-chap91-sec1498.pdf
[796] メキシコ産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf

| | |
|---|---|
| | 行われることを決定する。<br>深刻な疾病の場合では，保健総評議会は，職権で又は保健総評議会が認定した疾病を専門とする国家機関の要求に応じて，緊急事態又は国家の安全の原因が正当化される優先的配慮を宣言するものとする。評議会によって発せられた当該宣言が公報に公表されると，医薬品会社は公共の利益に関係するライセンス付与を本庁へ請求することが可能となり，本庁は，各申請の提出日から 90 日までを超えない期間内に，当事者及び評議会による見解を聞いたうえで当該ライセンスを付与する。 |

大洋州地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| オーストラリア☆[797] | 特許法第 132B 条<br>裁判所は、特許発明を実施するための強制ライセンスの付与を要求する、この部の規定に基づく命令を出すことができる。裁判所は、特許発明に関する公衆の合理的要求が満たされていない場合には、強制ライセンスを付与すべき旨の命令を出すことができる。<br>… |
| ニュージーランド[798] | 特許法<br>第 179 条 発明の国による使用<br>(1) 政府部局及び政府部局から書面により授権された者は，当該発明に係る特許に係る出願に関する完全明細書が公衆の閲覧に開放された後何時でも，発明を国の用のために実施することができる。<br>…<br>第 185 条 非常事態における国による使用に関する特則<br>(1) 発明に関して政府部局又は第 179 条にいう政府部局から授権された者にとって行使可能な権限には，当該政府部局が次に掲げることのために必要であるか又は望ましいと考える目的で発明を実施する権限が含まれる。<br>(a) ニュージーランドの安全若しくは防衛に対する不利益を回避すること，又は<br>(b) 2002 年民間防衛非常事態管理法に基づいて宣言された非常事態における権限の行使及び民間防衛非常事態管理の実施を支援すること<br>… |

ヨーロッパ地域：

| 国 | 関連条文 |
|---|---|
| アイルランド[799] | 特許法第 78 条 第 77 条に従う発明の使用；補充規定<br>(1) (2)(a)に基づく命令が効力を有する期間中、政府の大臣又は第 77 条に基づいて政府の大臣が授権した者が発明に関して行使し得る権限には、当該大臣にとって必要かつ便宜と認められる次の目的のために、発明を使用する権限が含まれる。 |

[797] オーストラリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo.pdf
[798] ニュージーランド特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/new_zealand-tokkyo.pdf
[799] アイルランド特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ireland-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | …<br>(f) 公共の安全及び国家の保全を保証するため<br>(2)(a) 例外的な情況が存在するために(1)により与えられた権限を行使することが社会の利益上望ましい旨が政府の意見である場合は、命令により当該権限を行使する旨を宣言することができる。 |
| 英国☆[800] | 特許法第 59 条 緊急事態の際の国による実施に関する特別規定<br>(1) 本条の趣旨に該当する緊急事態の期間中は，第 55 条に基づいて政府部局又は政府部局から授権されたある者が発明について行使することのできる権原は，当該政府部局にとって，<br>(a) 女王陛下が遂行する戦争を能率的に完遂するため，<br>(b) 公衆の生活に不可欠な物品及びサービスの供給を維持するため，<br>(c) 公衆の福祉に不可欠な物品及びサービスの十分な供給を確保するため，<br>(d) 工業，商業及び農業の生産性を向上させるため，<br>(e) 輸出を奨励，指導し，かつ，輸入全体又は何れかの部類の輸入であってすべての又は何れかの国からのものを削減するため，及び貿易のバランスを是正するため，<br>(f) 全般的に，社会の全資源が，公益に最も寄与するような方法で利用可能となり，かつ，利用されることを保証するため，又は<br>(g) 連合王国以外の国又は地域であって戦争の結果として重大な災厄に遭遇しているものに対し，その苦難の救済並びに不可欠の物品及びサービスの供給回復及び配給を支援するために，<br>必要又は便宜であると当該政府部局が思料する何れかの目的でその発明を実施する権限を含み，本法において国の業務というときは，緊急事態の期間に関しては前記の目的を含むものとする。 |
| オーストリア[801] | 特許法<br>第 36 条 強制ライセンス<br>…<br>(5) 特許発明についてのライセンスの付与が公益に資するときは，何人も自己の事業のためにその発明を実施する非排他的ライセンスを取得することができる。ただし，連邦行政当局の個々の取得権は事業用として拘束されない。<br>…<br>第 37 条<br>…<br>(3) 第 36 条(5)の場合における，ライセンスを付与する権利を有する者の許可を得なければならないという要件は，国家的緊急事態又は他の極度に急を要する事情があるときは，無視することができる。その場合は，暫定的決定により，発明の実施についての仮許可を与える。 |
| ギリシア[802] | 特許法第 14 条<br>(1) 公衆衛生及び国防に資するためという不可避的な理由から，工業・エネルギー・技術大臣及び場合に応じて所管大臣の正当な決定により，ギリシ |

[800] 英国特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf
[801] オーストリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/austria-tokkyo.pdf
[802] ギリシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/greece-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | ア国内で当該発明を実施することのできる公共団体に対して発明を実施するためのライセンスを与えることができる。ただし，当該発明がギリシア国内で商業的に実施されていないか又は実施されていてもその所産たる製品の生産が地域の需要を満たすに不十分であることを条件とする。<br>(2) 決定に先立って，特許所有者及び有益な助言を与えることができる立場にある者は会合してそれぞれの意見表明を行う。<br>(3) 当該決定までに，O.B.I.の意見に基づいて，特許所有者に対する報酬の金額及び条件が決定されなければならない。報酬額は当該発明の工業的利用の程度に応じて決定される。特許所有者が当該報酬額に合意しない場合は，報酬額は，当該管轄区域内の 1 名の裁判官から成る第 1 審裁判所により強制命令手続において決定される。 |
| スペイン[803] | 特許法第 95 条<br>1. 政府は、公共の利益の理由で、何時でも、国王令により行動して、特許出願又は既に付与されている特許に強制ライセンス付与の対象とすることができる。<br>2. 公共の利益の理由は、次に掲げる場合に存在するものとみなす。<br>a) 当該発明の実施の開始、拡大若しくは普遍化又は発明が実施される状態の改善が公衆衛生又は国防のために最重要事である。<br>b) 実施の不実行又は実施の質若しくは量の不十分さがスペインの経済的又は技術的発展を著しく害する。<br>c) 国の供給ニーズからそれを要求する。<br>3. 1 にいう国王令は、産業エネルギー観光省の提案に基づいて起草される。当該発明の実施の重要性が公衆衛生又は国防に関係する場合は、当該提案は、それぞれ衛生又は防衛に関する権限を有する大臣と協働で策定する。<br>4. 特許を強制ライセンス付与の対象とする国王令においては、第 97 条 2 に想定されている状態での範囲、条件及びライセンス料を全部又は一部直接に定めることができ、又は次章に定める適時の決定のためにかかる条件の設定をスペイン特許商標庁に付託して、ライセンス付与の決定において明示できるようにすることができる。<br>5. 公共の利益の理由での強制ライセンスの付与が国防にとってその重要性に起因するものである場合、かかるライセンスを請求する機会を 1 又は複数の会社に限定することができる。 |
| ドイツ☆[804] | 特許法第 13 条<br>(1) 特許は，連邦政府がその発明を公共の福祉のために実施すべき旨の命令を出した場合は，効力を有さない。また，特許の効力は，最上級の所轄連邦当局又はその指示を受けた下級機関によって，連邦共和国の安全のために命令される発明の実施には及ばない。 |
| トルコ☆[805] | 知的財産法第 132 条<br>(1) 特許の主題を構成する発明の実施，その実施の増大，一般普及，有益な実施のための改善が，公衆衛生若しくは国家の安全の問題の理由により重大である場合又は特許の主題を構成する発明の不実施若しくは品質若しく |

[803] スペイン特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf
[804] ドイツ特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf
[805] トルコ知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf

| | |
|---|---|
| | は数量の何れかの観点から不十分なその実施が，国の経済的若しくは技術的発展の観点から重大な損害を引き起こす場合は，関係省の提案により，次の事項が閣僚会議により決定されるものとする。<br>a) 公益性のための強制ライセンスを与えること<br>b) 特許所有者が公益性を満たすための発明の有効な実施を実現することができることを条件として，発明が強制ライセンスの対象となる場合は，公益性が存在すること<br>(2) 特許出願又は特許の主題を構成する発明の実施が公衆衛生又は国家の安全の観点から重大である場合は，関係省は，国防省又は保健省の承認を受けることによって提案を行うものとする。<br>(3) 公益性の理由により付与される強制ライセンスは，排他的とすることができる。国家の安全の観点から重大であるとの理由で付与される強制ライセンスの決定は，1 又は 2 以上の企業による発明の実施に限定することができる。 |
| フランス☆[806] | 知的財産法第 L613 条 19<br>国は，防衛上必要なときはいつでも，特許出願又は特許の対象である発明を実施することについて，その実施を国自体が行うか又は国に代わってさせるかに拘らず，職権によりライセンスを得ることができる。<br>当該職権によるライセンスは，国防担当大臣の要請に基づいて産業財産権担当大臣の命令によって付与される。この命令は，対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き，ライセンスの条件を決定する。<br>当該ライセンスは，職権によるライセンスの要請の日から効力を生じる。<br>ロイヤルティの額は，円満な合意が成立しないときは，第 1 審裁判所によって決定される。<br>審理は，裁判の何れの審級においても，非公開で行われる。 |
| ベルギー[807] | 特許法第 31 条<br>[4] 特別の分野，特に国防及び原子力の分野における特許発明のライセンス付与に係わる法令は，適用されるものとする。 |
| ポーランド[808] | 産業財産法第 82 条<br>(1) 特許庁は，次の場合は，他人の特許発明を実施する権限(強制ライセンス)を付与することができる。<br>(i) 国家的緊急事態，特に，防衛，公共の秩序，人の生命及び健康の保護，並びに自然環境の保護の分野における緊急事態を防止し，又は排除するために必要な場合，<br>… |
| ポルトガル[809] | 産業財産法第 107 条 強制ライセンス<br>(1) 強制ライセンスは，次の何れかの事情がある場合に，一定の特許について付与することができる。<br>(a) 特許発明の不実施又は不十分な実施 |

806 フランス知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf
807 ベルギー特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belgium-tokkyo.pdf
808 ポーランド産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf
809 ポルトガル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/portugal-sangyou.pdf

| | |
|---|---|
| | (b) 特許間の従属性<br>(c) 公共の利益という理由<br>…<br>第 110 条 公共の利益<br>(1) 特許権者は，公共の利益のために，自己の発明の実施に係るライセンスを付与するよう義務付けられることがある。<br>(2) 発明の実施の開始，増大若しくは普及又はその実施条件の改善が公衆衛生又は国防にきわめて重要である場合は，公共の利益という理由が存在するものとみなす。 |
| ルーマニア[810] | 特許法第 43 条<br>1. 利害関係人から請求があった場合は，ブカレスト裁判所は，特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の内の何れか遅い方の期間が満了した後，強制ライセンスを付与することができる。<br>2. 1.の規定は，それに係る発明がルーマニア領域内で実施されていないか又は不十分に実施されており，かつ，特許所有者がその不活動を正当化することができない場合及び同人との間に，発明実施の条件及びその商業的利用法について合意が成立していない場合に限り，適用される。<br>3. ブカレスト裁判所が所与の状況を基にして，利害関係人が行ったすべての努力にも拘らず，合理的な期間内での合意成立は不可能であったと判断した場合は，同裁判所は，強制ライセンスを許可する。<br>4. 2.にいう場合以外に，次の場合は，ブカレスト裁判所は強制ライセンスを許可することができる。<br>(a) 国家的緊急事態の場合<br>(b) その他の極度の緊急事態の場合<br>(c) 非商業目的での公共的利用の場合<br>5. 4.に定める理由の 1 による強制ライセンスの付与は，2.に規定する要件の充足を要求しない。ただし，ライセンシーは，出願人又は特許所有者に対して速やかに，裁判所によって与えられた許可について通知しなければならない。<br>6. 非商業目的での公共的利用の場合は，政府又は政府によって許可された第三者は，有効な特許が政府又は当該第三者により使用若しくは使用の予定であることを知っているか又は知るべき明白な理由を有している場合は，その旨を合理的期間内に特許所有者に通知しなければならない。<br>7. ある特許が，先の正規の国内出願日を有する出願に対して付与された他の特許によって与えられた権利を侵害することなしには実施することができない場合は，後の特許を実施するための強制ライセンスについては，次の追加条件が充足される場合に限り，その許可を受けることができる。<br>(a) 後の特許においてクレームされている発明が，先の特許においてクレームされている発明と比較して，顕著な経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含んでいること<br>(b) 先の特許の所有者が，後の特許においてクレームされている発明を実施するために，合理的な条件に基づくクロスライセンスを受ける権限を有すること<br>(c) 先の特許について許諾された実施の権利は，後の特許の移転のためにす |

[810] ルーマニア特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/romania-tokkyo.pdf

| | |
|---|---|
| | る場合を除き，移転することができないこと |
| ロシア☆[811] | ロシア連邦民法第4法典第7編 第1360条 国家安全保障の利益のための発明，実用新案又は意匠の使用<br>国家安全保障の利益のために，ロシア連邦政府は特許権者の同意なく，発明，実用新案又は意匠の使用を許可する権利を有する。但し，特許権者に対し，可能な限り早く通知され，かつ，合理的な対価が支払われることを条件とする。 |

（e）各国比較

「経済安全保障法制に関する有識者会議 特許非公開に関する検討会合 第一回資料（資料10）（令和3年12月6日）[812]」ページ番号：6に記載の「G20諸国の制度概要」の記載を基に、該当する具体的な条文を記載したG20各国の制度比較を下表に示す。

| 国 | 特許収用 | 特許非公開 | 第一国出願義務 | 強制実施権 |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | | 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第65条 | 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第78条 | 特許法第93条 |
| 米国 | | 35USC181 | 35USC184 | 28USC1498 |
| 英国 | | 特許法第22条 | 特許法第23条 | 特許法第59条 |
| ドイツ | | 特許法第50条 | 特許法第52条<br>国際特許条約に関する法律第III部第2条<br>従業員発明者法第13条 | 特許法第13条 |
| フランス | 知的財産法第L613条20 | 知的財産法第L612条8、第L612条9 | 知的財産法第L614条2、第L614条18 | 知的財産法第L613条19 |
| カナダ | 特許法第20条、第21条 | 特許法第20条 | | 特許法第19条 |
| イタリア | 特許法第60条 | 2005年2月10日付法令No. 30第198条(11), (12) | 2005年2月10日付法令No. 30第198条(1) | |
| アルゼンチン | | | | |

[811] ロシア 連邦民法第4法典第7編（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
[812] 経済安全保障法制に関する有識者会議 特許非公開に関する検討会合 第一回資料（資料10）（令和3年12月6日）（内閣官房ウェブサイト）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai2/siryou10.pdf

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| オーストラリア | | 特許法第 147 条、第 152 条 | 「オーストラリアで生まれた発明の取扱い（国家安全保障に関連する法規制）」（2016 年 4 月 11 日）（工業所有権 情報研修館 新興国等情報データバンク） | 特許法第 132 条 |
| ブラジル | | 産業財産法第 75 条 | 産業財産法第 75 条 | 産業財産法第 71 条 |
| 中国 | | 専利法実施細則第 7 条 | 専利法第 4 条、第 19 条<br>専利法実施細則第 8 条、第 9 条 | 専利法第 49 条 |
| インド | | 特許法第 35 条 | 特許法第 39 条 | 特許法第 84 条、第 92 条 |
| インドネシア | | 特許法第 50 条 | | |
| 韓国 | 特許法第 41 条、第 106 条 | 特許法第 41 条 | 特許法第 41 条 | 特許法第 106 条の 2 |
| メキシコ | | | | 産業財産法第 153 条 |
| ロシア | | 連邦民法第 4 法典第 1401 条 | 連邦民法第 4 法典第 1395 条 | 民法第 4 法典第 7 編 第 1360 条 |
| サウジアラビア | 特許規則第 49 条 | 特許規則第 49 条 | | 特許法第 24 条 |
| 南アフリカ | 特許法第 79 条 | 特許法第 80 条 | | |
| トルコ | | 知的財産法第 124 条 | 知的財産法第 124 条 | 知的財産法第 132 条 |

### （f）国際法上の義務との関係

（1）で触れた TRIPS 協定第 73 条/GATT 第 21 条を含め、関連する国際協定は、以上のような加盟国が自国の安全保障に適切と考える措置をとることを許容していると解されるとの指摘がある[813]。

例えば、TRIPS 協定第 73 条/GATT 第 21 条については、これらの規定により、WTO 加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益に反すると認める特許出願の公開を停止して秘密

[813] 「各国の秘密特許制度と日本における制度の検討（その 1）」小山 隆史（知財管理 Vol. 72, No. 2. 163-177, 2022）

扱いとし、また、通常の発明と異なる取扱いを行うことができると解されるという指摘がなされている。

また、強制実施権等については、TRIPS 協定第 31 条において、国家緊急事態等の場合又は公的な非商業的使用の場合における特許の強制実施や政府による使用を認めている。

また、TRIPS 協定/GATT 以外にも、出願の公開について規定している条約や FTA/EPA があるが、これらにおいても以下にあるように安全保障との関連で例外が規定されている例がある。

①特許協力条約（PCT）：

PCT 出願について優先日から 18 か月を経過した後、速やかに WIPO 国際事務局が国際公開することを定めているが（第 21 条(2)）、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由が制限されないことを明記している（第 27 条(8)）。

②RCEP 協定：

第 11・44 条は、特許出願の 18 か月後公開を義務として定める一方、その開示が自国の安全保障に反すると認める情報の公開を要求されないことを明示的に定めている。

| |
|---|
| RCEP 第十一・四十四条 十八箇月後の公開<br>１ 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された（注）場合は、この限りでない。<br>注 締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。<br>２ 締約国は、１の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。<br>３ この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。<br>４ 各締約国は、１に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。 |

## ２．ロシアが知的財産制度関連で講じている措置とその影響等

### （１）ロシアが講じている措置[814]と各国への影響

#### （ａ）ライセンス料の支払い禁止

2022 年 5 月 27 日：

プーチン大統領は、政令第 322 号「特定の権利保有者に対する義務の履行のための一時的な体制について」[815]に署名し、ロシア居住者が非友好国・地域（オーストラリア、アルバニア、アンドラ、英国、欧州連合加盟国、アイスランド、カナダ、リヒテンシュタイン、ミクロネシア連邦、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、サンマリノ、北マケドニア、シンガポール、米国、台湾、ウクライナ、モンテネグロ、スイス、日本）[816]に居住する、又はロシアに対する制裁に同意する権利保有者の外国の銀行口座にライセンス料の支払いを行うこと、またはその他の方法で支援することを禁止した。本政令の適用可否は以下の権利保持者とされる。

（適用される権利保持者）

・非友好国出身者（その支配下にある人を含む）

・ロシアおよびロシア人に対する制裁賦課を支持または公に要求した者

・ロシア国内で知的財産権の使用を制限したり、ロシア国内での事業活動を停止したりした者

・ロシア、その軍隊、およびロシアの国家機関について否定的な発言をしたり、公に虚偽の情報を広めたりした者

政令は、外国の知的財産権所有者が、政府外国投資管理委員会からの承認を得た場合にのみ、特別な O タイプ口座からロシア国外の銀行口座にルーブルを送金できることを定めた。また、外国の知的財産権所有者がその名義の O 型銀行口座の開設に正式に同意していない限り、ロシア国民（ライセンシー）は、そのような外国人にロイヤルティの支払いを行わない権利を有する（ただし、知的財産権を使用する法的権利は保持する）。

（適用されない権利保持者、契約）

・ロシア居住者との契約に基づく義務を正式に履行する非友好国知的財産権所有者（ロシアでの契約上の義務のサポートを中止していない者）

・ロシアへの医薬品、医療機器、工業製品、農業製品、食品の輸入に必要な知的財産関連の契約

---

[814] 附属資料１　海外調査報告書＜ロシア＞

[815] 【ロシア語原文】2022 年 5 月 27 日付ロシア大統領令第 322 号（外国の知財権利者に対する義務履行の暫定手順について）
https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/03/R_U_322_20220527.pdf

[816] 【ロシア語原文】2022 年 3 月 5 日付ロシア政府指令第 430 号（非友好国リストの承認）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）
https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/R_R_430_20220305.pdf

・ロシアでの通信サービス（インターネット アクセスを含む）の提供、コンピュータ、ソフトウェア、およびサーバーの製造または使用に必要な知的財産関連契約
・ライセンスが個人的な目的で使用するために購入された場合、ロシアの個人による100,000 ルーブルを超えない知的財産関連の支払い

### （b）国家安全保障等のための強制実施権

2022 年 3 月 7 日：
ロシア連邦民法典第 1360 条第 1 項で定められた国家安全保障等のために権利者の同意なく特許権等を実施することを、ロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議（ロシア政府決定第 299 号）を公表し施行した[817]。

2022 年 4 月 4 日：
ロシア知的財産庁は、「特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議」の正当性（ロシア連邦政府は、緊急時にロシア連邦の国際協定に従い必要な条件下で権利者の同意なく発明、実用新案、工業意匠を使用することの決定をする場合があり、このメカニズムはロシアの法律で導入されているだけでなく、他国でも導入されている。）を英文ウェブサイトで公開した[818]。

2022 年 8 月 19 日：
下院は、強制実施権のメカニズムの拡大に関する法律第 184016-8 号「ロシア連邦民法第 4 部の制定に関する連邦法の改正について」の草案を受け取った。法案の対象は、ロシアを去った外国著作権者によるコンテンツだけでなく、ロシア国内で未発表の映画、音楽、ソフトウェアなどに関しても、外国のコンテンツの強制ライセンスを使用することを提案している[819]。本法案の審議は終了し、修正のために差し戻された[820]。

---

[817] 【ロシア語原文】2022 年 3 月 6 日付ロシア政府決定第 299 号（特許使用に関しての補償金不払い）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）
https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/R_P_299_20220306.pdf
[818] Background Paper on the Zero Remuneration Rate (April 4, 2022)（ロシア知的財産庁ウェブサイト）
https://rospatent.gov ru/en/news/paper-zero-remuneration-rate
[819] Принудительное лицензирование контента: мнение экспертов (September 21, 2022)（ГАРАНТ.РУ ウェブサイト）
https://www.garant ru/article/1566986/?ysclid=lbkgycwpl9874732514
[820] 附属資料１ 海外調査報告書＜ロシア＞

### (i) 国家安全保障等のための強制実施権の事例[821]

ロシア連邦政府命令 No. 3718-r（2020 年 12 月 31 日）[822]、No. 3915-r（2021 年 12 月 28 日）[823]および No. 429-r（2022 年 3 月 6 日）[824]によると、ロシア連邦国民の生命と健康を保護する緊急の必要性から、ロシア連邦国民に国際一般名「レムデシビル」の医薬品を供給する目的で、ロシアの企業 Pharmasyntez と R-Pharm に、Gilead 社（米国）が所有するユーラシア特許によって保護された発明の使用することを許可された。このうち、ロシア連邦政府命令 No. 429-r（2022 年 3 月 6 日）に基づく強制実施権が「対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%」とされている。

以前は、特許権者の同意なしに発明、実用新案または意匠を使用する決定がなされた場合に特許権者に支払われるべき補償額については、2021 年 10 月 18 日付ロシア連邦政府の政令[825]により規定されていた。

### (ii) 当該措置に関する専門家の意見（Financial Times（2022 年 6 月 16 日）[826]）

Financial Times（2022 年 6 月 16 日）には、ロシアによる国家安全保障等のための強制実施権に関する専門家の意見が掲載されている。概要を以下に示す。

Siva Thambisetty （Associate Professor in Intellectual Property Law, the London School of Economic）：

私見であるが、本決議は私有財産の没収に似ている。内国民待遇違反は、特定の国の国民の私有財産の故意の横領以外の何物ともみなしがたい。特定の国民や国を標的とすることは、戦争行為の継続となる。

Timo Minssen (Director of the Centre for Advanced Studies in Biomedical Innovation Law, the University of Copenhagen)：

0%の報酬は、いわゆる非友好国に対する報復であるだけでなく、ロシアが西側諸国と競

---

821 附属資料１ 海外調査報告書＜ロシア＞

822 Распоряжение Правительства Российской Федерации от 31.12.2020 № 3718-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202101050003?ysclid=lcytpyfmz297504751

823 Распоряжение Правительства Российской Федерации от 28.12.2021 № 3915-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202112300035?index=0&rangeSize=1

824 Распоряжение Правительства Российской Федерации от 05.03.2022 № 429-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060012

825 Постановление Правительства Российской Федерации от 18.10.2021 № 1767 "Об утверждении методики определения размера компенсации, выплачиваемой патентообладателю при принятии решения об использовании изобретения, полезной модели или промышленного образца без его согласия, и порядка ее выплаты"（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202110200040?index=0&rangeSize=1

826 Russian patents grab deemed ‘act of war’ (Financial Times, June 16, 2022)
https://www ft.com/content/1ee7a359-8561-4679-bc84-59f55157e9bd

争するための戦略的に重要な技術を獲得する方法でもある。

Olga Gurgula (Patent Law Lecturer, Brunel University)：
戦争の理由である侵略者は、義務に反して TRIPS 協定の安全保障の例外を利用することはできない。

James Singer (Intellectual Property Lawyer, Fox Rothchild, Pittsburgh)：
戦争が終わりロシアとの貿易が再開された場合、西側企業の知的財産権が他の企業によりロシアで実施されていれば、西側企業がロシアで事業再開することは非常に困難になる。

**(iii) 米国法律事務所コメント[827]**

ロシア政府決定第 299 号の後に、米国企業がロシアで知的財産権を行使しようとしている具体的な例を米国の報道情報から見つけることはできなかった。米国のロシアへの制裁と、政治及びメディアの圧力の結果、多くの米国企業がロシアでの事業を停止するか、ロシアでの事業を縮小または制限している。その結果、米国企業はもはやロシア事業から収益を得ることができず、特定のロシア企業は、非友好国企業への強制ライセンスに基づく使用料の支払いを停止することができる[828]。

ロシアの知的財産権の制限に関する立場を提供する米国産業について、初期調査に基づいて特定した唯一の例は、WTO メンバーとしてのロシアの義務に関する、国際知的財産同盟（International Intellectual Property Alliance (IIPA)）による米国通商代表部（USTR）への声明である[829]。IIPA は、書籍、ソフトウェア、および映画の著作権所有者で構成されており、ロシアで保護媒体のコピーに関心を持っている。IIPA は、著作権で保護された作品の無許可のコピーはロシアでは一般的であり、ロシア当局はこの問題に対処するために十分な対策を講じていないと説明した。IIPA はまた、2023 年に制定される可能性がある、非友好国（米国を含む）の団体が所有する著作物に強制ライセンスを許可するロシア法案について懸念していると報告した[830]。

---

[827] 附属資料１　海外調査報告書＜米国＞
[828] Russia Suspends Compulsory License Payments for Some Non-Russians (Global IP & Technology Law Blog., March 15, 2022)（Squire Patton Boggs ウェブサイト）
https://www.iptechblog.com/2022/03/russia-suspends-compulsory-license-payments-for-some-non-russians/
[829] Hearings: Russia's Implementation of Its World Trade Organization Commitments（Regulations.gov ウェブサイト）
https://www regulations.gov/document/USTR-2022-0011-0001/comment
[830] Re: Comments Regarding Russia's Implementation of its WTO Commitments – 2022 Russia WTO Implementation Report – "Request for Comments and Notice of Public Hearing Concerning Russia's Implementation of its WTO Commitments" (87 Fed. Reg. 52102, August 24, 2022), (IIPA, September 20, 2022)（Regulations.gov ウェブサイト）
https://downloads regulations.gov/USTR-2022-0011-0002/attachment_1.pdf

**(iv) ドイツ法律事務所コメント[831]**

将来、ロシアでこの種の強制実施権がいくつ付与される可能性があるか、またどの製品カテゴリーが影響を受けるかを確実に予測することは困難である。従い、ロシア政府決定第 299 号は、ロシア企業が特許権者の同意なしに、また補償金を支払うことなく、特許発明を使用するための「フリーパス」を構成するものではない。しかし、ロシアの潜在的な偽造者にとって、この規則は、「非友好国」の企業が保有する特許、実用新案、または意匠権の侵害に対する補償がゼロになる可能性が高いというシグナルとして認識されるリスクがある。

**（c）一時的な並行輸入の合法化**

2022 年 3 月 9 日：

特定の商品を知的財産権保護の対象から除外する権限をロシア連邦政府に与える新たな法律が成立した[832]。

2022 年 3 月 29 日：

国内市場の維持、及び価格の安定を目的として、特定の商品グループに関連して、一時的に並行輸入を合法化する連邦政府決定第 506 号「商品で表された知的財産の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護にかかるロシア連邦民法の特定の規定を適用しない商品（商品のグループ）について」[833]が発行された。特定の商品グループは、リストとして、2022 年 5 月 6 日に公表された（後述）。リストされた商品・ブランドには、ロシア市場から撤退したブランド、または最近ロシアでの事業活動を停止したブランドが含まれる（例、Bentley、Land Rover、GMC、Siemens、Bosch、Hermes、Philips、Apple、Acer 等）。

2022 年 5 月 6 日：

ロシア連邦商務省は、特許権者等またその同意を得てロシア連邦の領域外で商品（商品群）を流通させること（並行輸入）を条件に、ロシア連邦民法で規定された特許権等が及ばないとされる商品（群）のリストに関する命令（ロシア連邦産業商務省命令 2022 年 4 月

---

[831] 附属資料１　海外調査報告書＜ドイツ（欧州）＞

[832] Федеральный закон от 08.03.2022 № 46-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации"（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203080001

[833] Постановление Правительства Российской Федерации от 29.03.2022 № 506 "О товарах (группах товаров), в отношении которых не могут применяться отдельные положения Гражданского кодекса Российской Федерации о защите исключительных прав на результаты интеллектуальной деятельности, выраженные в таких товарах, и средства индивидуализации, которыми такие товары маркированы" (Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト)
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203300003

19 日付第 1532 号、2022 年 5 月 6 日に第 68421 号[834]として司法省に登録）を公表、施行した[835]。その後、2022 年 6 月 3 日付でリストは一部修正された[836]。リストにはユーラシア経済連合対外活動商品分類群の項目ごとに会社名（ブランド名）が掲載されており、目測で、計 2,137 社（名）から重複削除することにより、624 の会社名（ブランド名）がリストされていることになる。記載の会社名（ブランド名）の国籍を本社住所等から分析した表を附属資料 3 に示す。

リストされている会社名（ブランド名）の分析可能な国籍の多い順 6 か国（地域）を記載すると、米国（約 170）、ドイツ（約 120）、日本（約 60）、フランス（約 35）、イタリア（約 30）、台湾（約 30）となる。これら 6 か国で全体の 7 割以上を占めることになる。

なお、会社名（ブランド名）のリストはその後、2022 年 8 月 4 日で全差し替え[837]、2022 年 11 月 2 日に一部修正[838]されている。リストにはユーラシア経済連合対外活動商品分類群の項目ごとに会社名（ブランド名）が掲載されており、目測で、計 5,176 社（名）から重複削除することにより、1,567 社（名）の会社名（ブランド名）がリストされていることになる。

このように 2022 年 8 月の全差し替えの改訂では、対象ブランドは 2 倍以上に拡大されているが、累次改訂の際に削除されるブランドも散見される。

（ロシア法律事務所コメント[839]）

記載されている商品は、権利者の同意なく、法人または個人によりロシアに輸入することができる。ロシアの連邦関税局は、以前のように、そのような商品の輸入を一時停止したり、権利者の同意を求めたりすることはない。

記載されている商品は、通関の目的で、認証または適合宣言に関するロシアの要件に準拠する必要がある。実際、これらの適合手順は、多くの場合、製造業者の権限を与えられた代表者が利用できる。

その結果、輸入業者が公式の流通経路を迂回して製品を輸入した場合、民事責任は免除される。同時に、権利者は、ロシア連邦の領土でのグレーな輸入を管理するための潜在的

[834] ロシア連邦産業商務省命令 2022 年 5 月 6 日第 68421 号
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205060001?index=0&rangeSize=1

[835] ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行（2022 年 5 月 6 日 JETRO デュッセルドルフ事務所）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2022/20220506.pdf

[836] 【ロシア語原文】2022 年 6 月 3 日付ロシア産業商業省令第 2299 号（並行輸入を許可する品目とブランドのリストの追加及び修正）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）
https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/03/R_Pri_2299_20220603.pdf

[837] 【ロシア語原文】2022 年 8 月 2 日発表ロシア産業商業省令第 3042 号（並行輸入品リストの改訂）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）
https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/03/R_PM_3042_20220804.pdf

[838] 【ロシア語原文】2022 年 11 月 2 日付ロシア産業商業省令第 4456 号（並行輸入品リストの改訂）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）
https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/11/R_MINPROMTORG_4456_20221102.pdf

[839] 附属資料 1　海外調査報告書＜ロシア＞

な手段をまだ持っており、議論の余地はあると考えられる。
模倣品の輸入、及び販売は引き続き禁止され、引き続き罰せられることに注意が重要である。
特定の商品の並行輸入が部分的かつ一時的に合法化されたにもかかわらず、権利者が状況を制御するために実行できる多くの以下のアクションがある。
A. 市場に出回る偽造品をより綿密に監視すること
B. 代理店との契約を修正し、積極的または受動的な販売を制限すること（反トラストのリスクに注意が必要である）
C. 保証条件を適応化させること
D. 並行輸入品のラベル付けに関して EAEU 規制を見直すこと
E. EAEU 税関登録簿（TROIS）の商標ポートフォリオを強化すること

ロシア連邦産業貿易省の局長であるデニス・マントゥロフ氏は、東方経済フォーラム（Eastern Economic Forum (EEF)）において、並行輸入のメカニズムは 2023 年まで延長されると述べた[840]。その後、2022 年 12 月 19 日付ロシア連邦法第 N 519-FZ 第 20.5 条により、並行輸入のメカニズムは 2023 年まで延長された[841]。

### （d）ライセンス契約の一方的な変更/終了を禁止する法律の草案

2022 年 5 月：
ライセンス契約の一方的な変更/終了を禁止する法律の草案である法案 No. 92282-8 が下院に提出された。これは、非友好国や国際機関の法人や起業家との間で締結された知的財産関連契約を規制することを目的としている。法案は下院評議会によって検討され、下院での 3 回の読会、連邦評議会による検討、及び大統領の署名のために提出される可能性がある。
デフォルトのルールとして、対外制裁の文脈では、知的財産関連の契約を一方的に変更または終了するために、法律または契約によって提供される権利を行使することは許されない。この規則の唯一の例外は、契約上の義務の重大な違反に関連する。
ロシアの法人または個人が知的財産権を使用する権利を有する契約の期間は、当該法人または個人が相手方に対して法律で定められたオプションを行使するために一方的な拒否を通知しない限り、外国制裁の期間延長される。

[840] Parallel imports in Russia to be extended for 2023 – deputy premier (September 7, 2022)（Tass Russian News Agency ウェブサイト）
https://tass.com/economy/1503811
[841] О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации и приостановлении действия отдельных положений законодательных актов Российской Федерации（Кодекс ウェブサイト）
https://docs.cntd ru/document/1300328223#7E00KF

### （ｅ）対抗制裁情報の流布を禁止する法案[842]

2022 年 6 月 6 日、下院議員は、対抗制裁情報の流布を禁止する法案を採択した。対抗制裁情報は、サービス、商品、情報、または知的財産の外国貿易の分野で完了および計画された取引に関するあらゆる性質の情報として理解されている。法律は、メディアやインターネットの使用を含め、そのような情報を無期限の人々の間で広めることを制限することとなっている。

### （ｆ）海賊版ソフトウェアの合法化を巡る報道

2022 年 3 月はじめに、多くのメディアが、ロシア当局が海賊版ソフトウェアの使用許可を計画しているとの記事を掲載した。しかし、ロシアのデジタル開発・通信・マスメディア省は、「ロシア市場からの多数ベンダー撤退による海賊版ソフトウェアの合法化は承認しない」との公式声明を 2022 年 3 月 11 日に発表した[843]。本公式声明において、海賊版ソフトウェアの将来の使用に対して使用料を前払いした場合には、非友好国ベンダーがロシアでの活動を再開した際に、海賊版ソフトによる逸失利益を非友好国ベンダーから請求されることを理解すべきであると指摘している。

### （ｇ）ロシアの知的財産権に関する裁判例等

2022 年 3 月 3 日、キロフスク地域のロシア仲裁裁判所は、英国企業によるロシア個人起業家を相手取った著作権侵害申立を、英国がロシアに対する非友好国である事実に基づいて却下した[844]。裁判所は、英国が課した反ロシア制裁を背景として、英国を拠点とする会社によるロシアでの侵害補償の要求を権利の濫用として認定した。

---

[842] Госдума приняла законопроект о запрете на распространение «контрсанкционной информации»（TADVISER ウェブサイト）
https://www.tadviser.ru/index.php/%D0%A1%D1%82%D0%B0%D1%82%D1%8C%D1%8F:%D0%A1%D0%B0%D0%BD%D0%BA%D1%86%D0%B8%D0%B8_%D0%B8_%D0%BE%D0%B3%D1%80%D0%B0%D0%BD%D0%B8%D1%87%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D1%8F_%D0%B2_%D0%BE%D0%B1%D0%BB%D0%B0%D1%81%D1%82%D0%B8_%D0%B2%D1%8B%D1%81%D0%BE%D0%BA%D0%B8%D1%85_%D1%82%D0%B5%D1%85%D0%BD%D0%BE%D0%BB%D0%BE%D0%B3%D0%B8%D0%B9_%D0%BF%D1%80%D0%BE%D1%82%D0%B8%D0%B2_%D0%A0%D0%BE%D1%81%D1%81%D0%B8%D0%B8?ysclid=lbkilqpibb348356871#.D0.93.D0.BE.D1.81.D0.B4.D1.83.D0.BC.D0.B0_.D0.BF.D1.80.D0.B8.D0.BD.D1.8F.D0.BB.D0.B0_.D0.B7.D0.B0.D0.BA.D0.BE.D0.BD.D0.BE.D0.BF.D1.80.D0.BE.D0.B5.D0.BA.D1.82_.D0.BE_.D0.B7.D0.B0.D0.BF.D1.80.D0.B5.D1.82.D0.B5_.D0.BD.D0.B0_.D1.80.D0.B0.D1.81.D0.BF.D1.80.D0.BE.D1.81.D1.82.D1.80.D0.B0.D0.BD.D0.B5.D0.BD.D0.B8.D0.B5_.C2.AB.D0.BA.D0.BE.D0.BD.D1.82.D1.80.D1.81.D0.B0.D0.BD.D0.BA.D1.86.D0.B8.D0.BE.D0.BD.D0.BD.D0.BE.D0.B9_.D0.B8.D0.BD.D1.84.D0.BE.D1.80.D0.BC.D0.B0.D1.86.D0.B8.D0.B8.C2.BB

[843] Позиция Минцифры в связи с сообщениями о приостановке или прекращении деятельности на территории России крупных международных ИТ-компаний (вендоров) (March 11, 2022)（Министерство цифрового развития, связи и массовых коммуникаций Российской Федерации ウェブサイト）
https://digital.gov.ru/ru/events/41451/

[844] Именем Российской Федерации, РЕШЕНИЕ, Дело № А28-11930/2021 (March 3, 2022)（АРБИТРАЖНЫЙ СУД КИРОВСКОЙ ОБЛАСТИ ウェブサイト）
https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/a45fa186-05bb-43b5-87d9-1f0d3b640142/bb9af9d9-9daf-4994-9b37-02510206c18e/A28-11930-2021_20220303_Reshenie.pdf?isAddStamp=True

（ロシア法律事務所コメント[845]）

知的財産権の保護に関する法廷慣行は、地政学的危機のために発生したいくつかの例外を除き、同じままである。上記ロシア仲裁裁判所の立場は、確立された法廷慣行の例外である。非友好国当事者に関して、反対の立場を示す下記の裁判所の判決がある。

「モスクワ仲裁裁判所は、米国を拠点とする請求者が提出した補償請求を支持した[846]。裁判所は、2019 年から 2020 年にかけて侵害が発生したため、ロシアの反制裁規則(1)の条項を適用する根拠はないと述べた。さらに、ロシアの対抗制裁規則はいずれも、商標侵害に関して責任の免除を提供していない。従い、このような状況下では、原告の行為は権利の濫用とみなすことはできない。」

これらの訴訟の結果に基づいて、ロシアにおける外国の知的財産権者の保護の重要な変化について結論を出すのは時期尚早である。執行慣行のさらなる発展は、事件を破棄控訴裁判所とみなす特別かつ管轄の知的財産裁判所の決定に委ねられる。

米国居住者である ABRO Industries Inc.は、セヴァストポリ仲裁裁判所で商標権保護を受けることができなかった。ABRO は、「ABRO Master」ブランドで違法輸入品を販売する者に対して 50,000 ルーブルの補償金請求を行った。裁判所は、当該販売者の行為の違法性を確認したが、商標権侵害については議論しなかった。非友好国がロシアに対して制裁を行っているため（非友好国が、ロシア国民による非友好国内での補償措置を剥奪したため）、当該販売者を罰しなかった[847]。

なお、知財ぷりずむ 2022 年 8 月号「ロシアで「非友好国」の知的財産権は保護されないのか」で、ロシアの裁判例が紹介されている。具体的には、①本項「（g）ロシアの知的財産権に関する裁判例等」冒頭の Peppa Pig 判決（キロフスク地域のロシア仲裁裁判所、2022 年 3 月 3 日判決、Case A28-11930/2021）では、「非友好国の企業による賠償請求は権利濫用である。」と判断されたが、控訴審判決（第 2 控訴仲裁裁判所）においては、第一審判決を破棄し、原告の主張を認めて被告に対して損害賠償を認める判決を行ったとされている。他にも、②「Angry Birds」商標権侵害ケース（チェリャビンスク仲裁裁判所、2022 年 3 月 29 日判決、A76-42835/2021）、「Robocar Poli」商標権及び著作権侵害ケース（第 15 控訴仲裁裁判所、2022 年 3 月 29 日判決、A32-52717/2021）、「L.O.L.SURPRISE!」商標権侵害ケース（第 5 控訴仲裁裁判所、2022 年 4 月 1 日判決、A51-20464/2021）においても、「原告（非友好国企業）の訴訟提起は権利濫用である。」との被告の抗弁は否定されてい

[845] 附属資料１　海外調査報告書＜ロシア＞

[846] Р Е Ш Е Н И Е, Именем Российской Федерации, город Москва Дело № А40-162262/20-51-1178 (March 31, 2022)（АРБИТРАЖНЫЙ СУД ГОРОДА МОСКВЫ ウェブサイト）
https://kad.arbitr ru/Document/Pdf/2e5a0eae-c8d5-49ee-9199-9a90358d4ac4/21a6c335-005b-49df-b931-021186eb96a9/A40-162262-2020_20220331_Reshenija_i_postanovlenija.pdf?isAddStamp=True

[847] The claim of American manufacturer for protection of rights to the brand in Russia was rejected (April 20, 2022)（RUSBANKROT ウェブサイト）
https://rusbankrot ru/en/new-claim/the-claim-of-american-manufacturer-for-protection-of-rights-to-the-brand-in-russia-was-rejected-/

る。以上を踏まえ、同記事は、ウクライナ侵攻後にロシアの裁判所で下された判決においては、外国企業の知的財産権保護に関して「非友好国」であるか否かによる差別的な扱いはなされていないと結論づけている[848]。

### （h）ロシアが講じている措置に伴うロシア国内での状況

ロシア特許庁において、知的財産登録出願に制限はなく、さまざまな手続きの公式文書に記載されている期限に変更はない。

2022 年 3 月以降、膨大な数のロシアの企業や個人起業家が、ロシア市場から撤退する外国ブランドに類似した商標登録出願（合計で 100 件以上）を始めた。この点に関しロシア特許庁は、外国企業の以前の登録商標の存在は以前と同様にロシアの法律に基づく「新しい」同一または類似の商標の登録に対する直接の障害であるという声明を発行した[849]。

（ロシア法律事務所コメント[850]）

そのような商標の大部分がロシア特許庁に登録されるとは考えられないが、以前にロシアで登録されたブランドを効果的に保護するために、そのような出願を注意深く監視する必要がある。

ロシアのウクライナ侵攻に伴い、2022 年 3 月に外国製薬会社（Sanofi, MSD, Eli Lilly, Pfizer, AbbVie）は新薬の臨床試験へのロシア人参加者の募集を一時停止した。さらにこれらの企業はロシアへの投資を停止し、重要なものを除き、医薬品供給の制限を行った[851]。これに伴い、外国製薬会社が現在開発している約 300 種の新薬は、今後 10 年間はロシアの患者は利用することができなくなるとの指摘がなされている[852]。

Russian International Affairs Council のウェブサイトには、①制裁による甚大な被害にもかかわらず、ロシア経済は安定していること、②ロシアのビジネスは、国を去った非友好国企業のニッチ部分を積極的に模索していること、③制裁下での生活システムそのものが一貫して構築されており、安定する可能性が現実にあること、などが報告されている[853]。

---

848 ロシアで「非友好国」の知的財産権は保護されないのか（知財ぷりずむ 2022 年 8 月）

849 Позиция Роспатента касательно рассмотрения заявок на обозначения сходные до степени смешения с товарными знаками иностранных заявителей (April 1, 2022)（ロシア特許庁ウェブサイト）
https://rospatent.gov ru/ru/news/poziciya-rospatenta-01042022

850 附属資料１ 海外調査報告書＜ロシア＞

851 Россияне остались без испытаний - В РФ остановлены все новые международные клинические исследования лекарств(April 27, 2022)（Kommersant ウェブサイト）
https://www kommersant ru/doc/5306861?ysclid=lbf1v5rvei641948586

852 300 drugs from foreign companies will not be available to Russian patients over the next decade (September 9, 2022)（GxP news ウェブサイト）
https://gxpnews net/en/2022/09/300-drugs-from-foreign-companies-will-not-be-available-to-russian-patients-over-the-next-decade/

853 Sanctions at a Bifurcation Point (October 21, 2022)（Russian International Affairs Council ウェブサイト）
https://russiancouncil ru/en/analytics-and-comments/analytics/sanctions-at-a-bifurcation-point/

報告書「2022 年のロシアにおける起業家精神の統計と指標 業界別の調査」においては、知的財産権に言及した記載はないが、「ロシア起業家は、以前は輸入製品の大部分があった自由なニッチ市場を模索している。」と報告されている[854]。

この報告にあるような具体例として、以下のものがある。

2022 年 5 月にロシアでの事業を停止し閉店したマクドナルド店舗は、2022 年 6 月に「Vkusno i tochka」という名前で再開した。新しいメニューは、主にブランド変更された商品で構成されている[855]。

CoCa-Cola 社から分離したロシア CoCa-Cola HBC AG は、CoCa-Cola 社製品の生産・販売を中止し、ロシア地元のコーラであるドブリー・コーラの製造を開始した[856]。

2022 年 1-8 月の 8 か月間、ロシアでの商標登録のための外国企業からの出願数は、前年同期と比較して 16.2%減少した。商標登録における外国人出願の減少と同時に、ロシア居住者の出願数は 14.8%増加した[857]。

### （２）主要国が講じている制裁措置

#### （ａ）主要国が講じている制裁措置と GATT/TRIPS 協定との関係

主要国においてさまざまな制裁措置が講じられているところ、それらの措置と GATT/TRIPS 協定との関係について、以下のような指摘もある。いずれの指摘も①GATT との関係では安全保障を理由とした例外措置として正当化されうること、②どのような措置が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置に該当するかについては裁量が認められている、という旨を指摘している。

ウクライナ危機と WTO (阿部 克則　週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 21 日 No.3553)

「主要国による制裁措置は、国際的に協調して採用されたものであると同時に、WTO との関係では安全保障を理由とした例外措置として正当化されうる。どのような措置が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要」か否かについては、措置をとる国に広範

854 Статистика и показатели предпринимательства в России в 2022 году - исследование по отраслям (May 1, 2022)（Партнеркин Франшизы ウェブサイト）
https://f.partnerkin.com/blog/allinfo/izmenenie_v_biznes_sfere

855 Rebranded McDonald's restaurants are unveiled in Russia (June 13, 2022)（CNN Business ウェブサイト）
https://edition.cnn.com/2022/06/12/business-food/mcdonalds-restaurant-replacement-russia-ukraine-intl/index html

856 Coca-Cola bottler starts making 'Dobry Cola' in Russia (August 27, 2022)（Reuter ウェブサイト）
https://www reuters.com/markets/commodities/coca-cola-bottler-starts-making-dobry-cola-russia-2022-08-26/

857 Число заявок на товарные знаки от иностранцев упало на фоне санкций Больше всего их подали предприниматели из Китая и США (September 20, 2022)（RBC ウェブサイト）
https://www rbc ru/economics/20/09/2022/632853249a79474b395507fc

な裁量がある。[858]。」

ロシアに対する経済制裁（中谷　和弘　ジュリスト　No.1575，2022，115 頁）

「対ロシア貿易制裁は GATT 違反なのであろうか。そうではない。正当化根拠として考えられるのは次の２つである。
第１は、GATT21 条の安全保障のための例外に該当すると考えることである。同条では、「この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない」とした上で、「（b）締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること」として「（iii）戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」を挙げている。何が「安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」措置に該当するかについては、2019 年の「ロシア通過貨物事件」（ウクライナ対ロシア）のパネル判断においては、安全保障上の利益に何が該当するかを定義することは一般的に各国に委ねられている（但しこの裁量は信義則によって制限される）旨を指摘している。ロシアの周辺国がロシアの武力侵攻をその言動から現実の脅威として強く認識している以上、ロシアに対する輸出入禁止や最恵国待遇の撤回を同条の安全保障の例外として説明することは十分に可能と思われる。
第２は、対抗措置（countermeasure）に該当すると考えることである。（以下、略）」[859]

### （b）主要国の特許庁が講じている措置

主要国の特許庁において、PPH 等について以下の措置が講じられている。

#### (i) 日本特許庁

2022 年 5 月 10 日：
　日本国特許庁はロシア特許庁との間の PPH を中断することを決定した[860]。

#### (ii) 米国特許商標庁（USPTO）

2022 年 3 月 11 日：
　USPTO はロシア特許庁との間の PPH を停止することを決定した[861]。

---

[858] ウクライナ危機と WTO (阿部　克則　週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 21 日 No.3553)（一般社団法人日本経済団体連合会ウェブサイト）
https://www keidanren.or.jp/journal/times/2022/0721_12 html
[859] ロシアに対する経済制裁（中谷　和弘　ジュリスト　No.1575，2022，115 頁）
[860] 日露特許審査ハイウェイについて（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_russia_highway html
[861] USPTO statement on engagement with Russia, the Eurasian Patent Organization, and Belarus（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization

2022 年 3 月 22 日：

USPTO はロシア特許庁、ユーラシア特許庁、及びベラルーシ知的財産局との関与を終了したことをアナウンスした[862]。

2022 年 5 月 5 日：

USPTO は、米国財務省外国資産管理局（OFAC）による一般許可証第 31 号[863]の発行に伴い、2022 年 3 月 1 日発効のロシア有害外国活動制裁規則（31CFR part 587 (Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations)）[864]により禁止されていたロシアにおける特定の知的財産関連取引（特許、商標、著作権取得のための出願と手続き、および更新料と維持料）が許可されたことをアナウンスした[865]。

（米国法律事務所コメント[866]）

2022 年 3 月に米国がロシアに対する最初の制裁を行った後、米国企業は、ロシアにおける自社の知的財産権、および知的財産権出願と維持年金支払を継続できるか否かについて確信を持てないようであった。これらの制裁に関する業界のコメントは見つからなかったが、多くの弁護士はこの不確実性を表明し、米国企業は 2022 年 6 月までにロシアの特許を取り下げる必要があると推測した[867]。米国が一般許可証第 31 号で制裁対象から知的財産権を免除したことは、世論の圧力の結果によるものではなく、非公開ロビー活動の結果である可能性がある。

2022 年 6 月 1 日：

USPTO を受理官庁とする国際出願について、ロシア特許庁を国際調査機関、及び国際予備審査機関とすることを 2022 年 12 月 1 日に終了することをアナウンスした[868]。

---

[862] USPTO statement on engagement with Russia, the Eurasian Patent Organization, and Belarus（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization#

[863] Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations 31 CFR part 587, GENERAL LICENSE No. 31（Department of the Treasury ウェブサイト）
https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl31.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

[864] Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations (Federal Register Vol. 87, No. 40. 11297-11304 (March 1, 2022))
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-01/pdf/2022-04281.pdf

[865] Update on interactions with Rospatent（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/update-interactions-rospatent

[866] 附属資料１　海外調査報告書＜米国＞

[867] How to Wind Down Patents in Russia Over Next 3 Months (Law360, March 17, 2022)（Law360 ウェブサイト）
https://www.law360.com/articles/1474653/how-to-wind-down-patents-in-russia-over-next-3-months

[868] Update on termination of Rospatent as an ISA and IPEA for international applications (June 1, 2022)（USPTO ウェブサイト）
https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/update-termination-rospatent-isa-and-ipea-international-applications#

### (iii) 欧州特許庁（EPO）

2022 年 4 月 25 日：

EPO はロシア特許庁との間の PPH を停止することを決定した[869]。

2022 年 5 月 13 日：

EPO 長官とウクライナ知財局長は、EPO がウクライナ知財局長に対して人的サポート（出向とインターンシップによるトレーニング）、及び事務的サポート（IT インフラの再強化）を行うことを決定した[870]。その後、2022 年 7 月 21 日に、2 年間を期限とする覚書が締結された[871]。

### (iv) 欧州連合知的財産庁（EUIPO）

2022 年 3 月 9 日：

EUIPO はロシア特許庁及びユーラシア特許庁との協力体制を中止することをアナウンスした[872]。

### (v) ドイツ特許庁（GPTO）

2022 年 8 月 17 日：

2022 年 9 月 1 日以降、ロシア特許庁とのとの間の PPH を終了することをアナウンスした[873]。

### (vi) カナダ特許庁（CIPO）

2022 年 3 月 21 日：

CIPO はロシア特許庁との間の PPH を終了することを決定した[874]。

---

[869] Official Journal April 2022（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a45 html#:~:text=The%20Patent%20Prosecution%20Highway%20(PPH,%2C%20A11)%2C%20is%20suspended.

[870] EPO-Ukrpatent meeting (May 18, 2022)（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220518 html

[871] EPO and Ukrpatent sign Reinforced Partnership (July 21, 2022)（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220721 html

[872] EUIPO Statement on Ukraine (March 9, 2022)（EUIPO ウェブサイト）
https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/-/the-euipo-has-adopted-a-number-of-measures-in-coordination-with-the-eu-institutions

[873] Important Notice of 17 August 2022（German Patent and Trade Mark Office ウェブサイト）
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_17082022/index html

[874] CIPO ends Global Patent Prosecution Highway partnership with the Russian Federal Service for Intellectual Property（Government of Canada ウェブサイト）
https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic nsf/eng/wr05062 html

## ３．ロシアの投資関係の条約

### （１）海外の知的財産権の保護と投資協定の関係

経済制裁や対抗措置によって、投資先で損失を被った個人や企業については、被った損害を回復する手段として、投資協定に含まれる収用禁止規定や公正かつ衡平な待遇の補償の規定を援用しての投資家対国家の紛争解決（ISDS）手続が最も実効的という指摘がなされている。そのような例として、「海外の知的財産権の保護における投資仲裁の利用可能性（伊藤 一頼　日本知財学会誌 Vol. 11, No. 3, 2015, 44-52）」からポイントを抜粋して紹介する[875]。

それぞれの投資協定は、保護の対象となる投資財産の定義を置いている。多くの場合、それは「すべての種類の資産（every kind of asset）」などと極めて包括的に定義したうえで、その例示として、様々な形態の資産（例えば「知的財産権」）を列挙する形をとっている。

ただ、対外投資とは本来、投資受入国において何らかのリスクを含む実質的かつ継続的な経済活動を営むことを意味している。したがって、投資協定において投資財産の例示として「知的財産権」が挙げられていたとしても、実際にそれが条約上の保護を受けるためには、当該知的財産権がこうした投資事業性を持つ必要がある。

ほとんどの投資協定は、「収用」、つまり外国投資家の投資財産を政府が接収することを原則的に禁止し、もし収用する場合には当該資産の公正市場価値と同額の補償金を投資家に支払うことなどを条件としている。

さらに、これもほとんどの投資協定に共通することであるが、純粋な収用に加えて、「収用と同等の措置」も禁止されている。つまり、私人の財産が国家に移転しなくとも、国家が行なう経済規制などによって、実質的に収用と同様と言えるほどに投資家の財産権を侵害した場合には、その経済的損失に相当する額を補償として支払わねばならないのである。このような収用は一般に「間接収用」と呼ばれる。

過去の仲裁判断では、政府措置の側に、私人の財産権侵害を正当化できるだけの公共的利益があれば、それは国家の本来的な規制権限の範囲内として、間接収用には当たらないとする考え方が示されてきた。より具体的には、間接収用が成立するか否かは、当該措置が実現しようとする公益の重要性と、私人の財産権制約の程度が著しく均衡を失していないかという基準で判断される。

収用規定と並んで、知的財産権の保護の根拠になりうるのが、外国投資家に「公正かつ衡平な待遇（fair and equitable treatment）」を与えるという義務で、ほとんど全ての投資協

[875] 海外の知的財産権の保護における投資仲裁の利用可能性（伊藤 一頼　日本知財学会誌 Vol. 11, No. 3, 2015, 44-52）（一般社団法人 日本知財学会ウェブサイト）
https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ11-3PDF/11-3_p44-52.pdf

定に含まれている基本条項である。

これまでの仲裁判断において公正衡平待遇違反が認められた例としては、透明性・一貫性・合理性を欠く行為、投資家に対する恣意的な扱い、適正手続の欠如、著しい手続遅延、裁判拒否、強制、ハラスメントなどがある。そして、これらと並ぶ、もしくはより中核的な判断基準として重視されるのは、投資受入国政府の行動に関して投資家が抱くに至った「正当な期待」の保護である。

### （2）日露投資協定[876]

（1）の具体例として、「ウクライナ危機と日露投資協定（伊藤 一頼　週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 28 日 No. 3554）（一般社団法人 日本経済団体連合会ウェブサイト）」においては、ロシアによる侵略行為をきっかけに被った損害を回復する手段として日露投資協定に基づく投資仲裁が最も実効性のある手続きであり、損害額によっては時間と費用をかけてでもこれを利用する価値があるとの指摘がなされている[877]。

日露投資協定において、知的財産権に関連する条文は以下のとおりである。

第 1 条 用語の定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。

(a)…

…

(d) 特許、商標、意匠、集積回路の回路配置、営業用の名称、原産地表示又は原産地名称及び開示されていない情報を含む知的所有権

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

投資された資産の形態の変更は、投資財産としての性質に影響を及ぼさない。

(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「会社」とは、…

(4) 「投資家」とは、…

(5) 「投資に関連する事業活動」には、次のものを含む。

(a)

…

[876] 投資の促進及び保護に関するロシア連邦政府と日本国政府との協定（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/5965/download

[877] ウクライナ危機と日露投資協定（伊藤 一頼　週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 28 日 No. 3554）（一般社団法人 日本経済団体連合会ウェブサイト）
https://www keidanren.or.jp/journal/times/2022/0728_12 html

(e) 投資財産及び収益の使用、享受又は処分で事業活動の遂行に関連するもの

第 2 条 投資の許可

1 各締約国は、関係法令に従ってその権限を行使する権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。

2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第 3 条 投資財産、事業活動等に関する待遇

1 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、当該他方の締約国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 各締約国の投資家の投資財産及び収益は、他方の締約国の領域内において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに不断の保護及び保障を享受する。いずれの締約国も、自国の領域内において、不当な又は差別的な措置により、他方の締約国の投資家の投資に関連する事業活動をいかなる意味においても阻害してはならない。各締約国は、他方の締約国の投資家が行う投資に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第 5 条 収用等の場合の補償措置等

1 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。

2 1にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相当する価額（最終的にとられることとなった措置が見通されたことによる当該市場価格の減少分を差し引かないものとする。）のものでなければならない。当該補償は、遅滞なく支払われなければならず、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。当該補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた

日に直ちに支払われたとしたならば投資家が置かれたであろう状況より不利でない状況に当該投資家を置くような態様で、支払われなければならない。

3 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、１及び２に規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第 6 条 敵対行為の発生等に関連してとる措置に関する待遇

いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は革命、反乱、暴動、騒乱等の国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被ったものは、当該他方の締約国によってとられる原状回復、補償、他の補償的措置等のいかなる措置に関しても、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。この条の規定に基づいて何らかの支払が行われる場合には、当該支払は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。

第 7 条 権利又は請求権の移転等の承認

いずれか一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して、当該一方の締約国の関係法令に従って引き受けた損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転並びに当該投資家の請求権又は訴権についての当該一方の締約国又はその指定する機関による代位で当該移転に関連して生ずるものを承認する。権利又は請求権の移転に基づき行われる当該一方の締約国又はその指定する機関に対する支払及び支払われる資金の移転については、第五条、前条及び次条の規定を準用する。

第 8 条 資金の移転

1 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間において自己の行う投資に関連する移転を行う自由を保証される。その移転には、次のものの移転を含む。

(1) 当初の資本及び投資財産を維持し又は増大させるための追加の価値
(2) 収益
(3) 貸付けの返済のための資金
(4) 投資財産の全部又は一部の清算によって得られる収入
(5) 第五条の規定に従って支払われる補償
(6) 第六条の規定に従って行われる支払

(7) 当該投資に関連して当該他方の締約国の領域内において就労する権利を有する当該一方の締約国の国民が受領した賃金その他の報酬

2 各締約国は、移転が、遅滞なく、交換可能な通貨により、移転される通貨の直接取引の市場における為替相場（当該移転の日のもの）によって行われることを妨げてはならない。

3 １の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自国の法令に従い、かつ、国際通貨基金協定の当事国である限り同協定に従って、為替制限を課することができる。

4 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、１から３までに規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第 9 条 協定の効力発生前千九百五十八年五月九日以後に取得された投資財産等の取扱い

この協定は、いずれか一方の締約国の投資家の投資財産及び収益であって、この協定の効力発生前千九百五十八年五月九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても、適用する。

第 10 条 協定より有利な待遇を投資家に与える国内法令等との関係

この協定のいかなる規定も、投資財産、収益又は投資と関連する事業活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。

(a) いずれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手続又は行政上若しくは司法上の決定

(b) 両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務

(c) いずれか一方の締約国の投資家が行う投資に関して他方の締約国が義務を負うこととなった場合には、当該義務

第 17 条 効力発生、有効期間及び終了

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、２に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

### （3）主要国とロシアとの間の投資協定における収用等に関する規定

下の表に、主要国とロシアとの間の投資協定における収用に関する規定の概要と公正衡平待遇の義務を規定した条文番号を示す。

| | 収用国有化の禁止 | 公正衡平待遇の義務 |
|---|---|---|
| 日本[878] | 第 5 条第 1 項<br>いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。 | 第 3 条 |
| 米国[879]：未発効 | Art. III-1<br>（仮訳）<br>投資は、以下の場合を除き、収用または国有化に相当する措置を通じて直接的または間接的に収用または国有化されてはならない。<br>公的目的である場合；無差別である場合；迅速で適切かつ効果的な補償の支払いのある場合;および法の適正手続きおよび第 2 条第 2 項に規定されている処理の一般原則に従う場合 | Art. II-2 |
| 英国[880] | Art. 5(1)<br>（仮訳）<br>いずれかの締約国の投資家の投資は、以下の場合を除き、他の締約国の領土において、国有化、収用、または国有化または収用と同等の効果を有する措置の対象となることはない。<br>公益目的である場合；差別的でない場合；適切かつ効果的な補償の遅滞なく支払いのある場合 | Art. 2 |
| ドイツ[881] | Art. 4(1)<br>（仮訳） | Art. 2 |

878 投資の促進及び保護に関するロシア連邦政府と日本国政府との協定（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/5965/download

879 Treaty between the United States of America and the Russian Federation Concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investment（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2236/download

880 Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2235/download

881 Federal Republic of Germany and Union of Soviet Socialist Republics: Agreement concerning the promotion and reciprocal protection of investments (with protocol)（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/1398/download

| | | |
|---|---|---|
| | 国有化または同様の結果をもたらすその他の措置を含む処分措置は、これらの処分措置が公的必要性の理由で実施され、かつ、その締約国の法律の下で確立された手順と補償の支払いに従った場合のみ、一方の締約国の領土において他方の締約国の投資家の投資に適用することができる。そのような措置は、本質的に差別的であってはならない。 | |
| カナダ[882] | Art. VI<br>（仮訳）<br>いずれかの締約国の投資家の投資または返還は、公的目的を除き、法の適正手続きの下で、差別のない方法で、迅速で適切かつ効果的な補償を伴うことを条件として、他の締約国の領土において国有化、収用、または国有化または収用と同等の効果をもたらす措置を受けてはならない。 | Art III |
| 韓国[883] | Art. 5(1)<br>（仮訳）<br>いずれかの締約国の投資家の投資は、公的目的を除き、他の締約国の領土において国有化、収用、または国有化または収用と同等の効果をもたらす措置を講じられない。収用は、法の適正手続きの下で、差別なく実施され、迅速、適切かつ効果的な補償を伴うものとする。 | Art. 2 |
| 中国[884] | Art. 4(1)<br>（仮訳）<br>いずれの締約国も、他の締約国の投資家の領土への投資に対して、公益のために措置が講じられ、かつ、以下のすべてを満たす場合を除き、収用、国有化、またはその他の同様の措置を行ってはならない。<br>（a）国内の法的手続下であること<br>（b）無差別であること<br>（c）補償があること | Art. 3 |

### （4）投資関係の条約等に関する海外法律事務所コメント

海外法律事務所依頼調査より、以下のコメントを入手した。

#### （a）ロシア[885]

「ロシアが講じている措置によって実際に影響を受けた日本企業が当該損害賠償請求

[882] Agreement between the Government of Canada and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/632/download

[883] Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/1826/download

[884] Agreement between the Government of the Russian Federation and the Government of the People's Republic of China on the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/774/download

[885] 附属資料１ 海外調査報告書＜ロシア＞

を行う場合、いかなる手続きが可能であると考えられるか。投資仲裁以外の手段として、どのような対抗手段が考えられるか。」とロシア法律事務所に質問状を送付したが、「公開情報からは対抗手段に関する手段は見つからなかった。」との回答があったのみである。

### （b）米国[886]

ロシアの行動と知財措置により悪影響を受けている米国企業の情報は、現時点では限定的である。制裁を受けて、ロシアの裁判所は最近、ロシアで知的財産権を行使しようとした外国企業への補償を拒否した[887]。2022 年 3 月、ロシアは、米国企業（および、米国、英国、日本などを含む他の非友好国）がロシアで知的財産権侵害の補償を受けることを正式に禁止した[888]。ロシアの裁判所は効果的に利用できないため、我々が認識しているロシアの知的財産権禁止によって損害を被った米国企業に対する現在の主要な手段は、TRIPS 協定に基づく WTO 紛争解決プロセスによるものと思われる。ただし、米国はロシアとの通常の通商関係を停止しており、ロシアは、TRIPS の義務に対して安全保障に基づく例外を発動する可能性がある。そのため、WTO 紛争解決手続が成功するか否かは不確実である。もしロシアが WTO から脱退するという思い切った行動を取った場合、米国企業はロシアにおける知財侵害から逃れるための良い選択肢を持たないかもしれない。それにもかかわらず、ロシアが通常の知的財産関係の再開を許可した場合に米国企業が過去の侵害に対する損害賠償を請求できるように、米国企業は、ロシアにおける知的財産侵害の可能性を追跡する必要がある。米国企業は、状況によっては、米国の裁判所を利用して域外損害賠償を求めることもできる。例えば、ある種の知的財産権侵害の場合、米国の裁判所は、米国および国外（ロシアなど）での行為に基づいて損害賠償を請求することを許可する。ただし、これは、関連するロシア企業が米国で何らかの侵害を行っており、判決の証拠ではないこと（つまり、判決を確実にするために使用できる資産が米国にある）を前提としている。

### （c）ドイツ[889]

ロシアとの投資協定については、欧州とロシアのパートナーシップおよび協力協定（European-Russian Partner-ship and Cooperation Agreement (ERPCA)）[890]やドイツとロシアの投資促進および保護条約（German-Russian Investment Promotion and Protection Treaty

---

[886] 附属資料１　海外調査報告書＜米国＞

[887] Russia OKs Use of Peppa Pig TM As Sanctions Retaliation (Law360, March 11, 2022)（Law360 ウェブサイト）
https://www.law360.com/articles/1473286/russia-oks-use-of-peppa-pig-tm-as-sanctions-retaliation

[888] Russia says its businesses can steal patents from anyone in ‘unfriendly’ countries (March 9, 2022)（The Washington Post ウェブサイト）
https://www.washingtonpost.com/business/2022/03/09/russia-allows-patent-theft/

[889] 附属資料１　海外調査報告書＜ドイツ（欧州）＞

[890] Agreement on partnership and cooperation establishing a partnership between the European Communities and their Member States, of one part, and the Russian Federation, of the other part（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2437/download

(GRIPPT)）がある。ERPCA 第 54 条は、知的所有権、工業所有権、および商業所有権の適切かつ効果的な保護の必要性を認識しており、ERPCA 第 98 条には、本協定に関連する仲裁手続に関する条項が含まれている。しかし、これに基づいて実際に訴訟が行われた前例はない。この理由は、ほとんどの EU 加盟国が、GRIPPT などのロシアとの二国間投資保護協定を締結したことにあるようである。

知的財産権に関しては、GRIPPT 第 4 条が特に重要である。この規定は、投資家を収用および同様の効果を有する措置（強制管理後の強制的破産などのいわゆる間接的収用）から保護する。そのような措置は、適用される手順に従って、差別的でない場合の補償に対して、公共の利益のために実行される範囲でのみ許可される。補償は、収用された投資の実際の価値に対応する必要がある。

投資家が GRIPPT 第 4 条、第 5 条で禁止されている措置に異議を唱えたい場合、GRIPPT 第 10 条第 2 パラグラフに従い、国際仲裁裁判所に問題を付託しなければならない。仲裁手続が投資家に有利な裁定となった場合、現在のロシア政府が自発的にそれに従うかどうかはまだ疑わしい。ただし、この裁定は、ニューヨーク条約の締約国である 169 か国で強制力を持つことになる。収用に関する（IP 特異的ではない）例は、Sedelmayer v. Russia 事件である。この事件において、ドイツ人個人のロシアの所有物は、補償の支払いなしにロシア政府によって「国有化」された。個人の Sedelmayer 氏は、仲裁でこの主張を追求し、1998 年にロシアに対する最初の国際仲裁裁定をもたらした。その後、彼はいくつかの国で差押手続を行い、2014 年に最終的に失われた財産の補償を受けた。

ロシアが西側組織を支援する可能性が低い傾向があることから、個人レベルでは、ロシアの反制裁によって損害を被った企業がロシアの国内裁判所で救済を受ける可能性は低い。

ロシアの対抗制裁の対象となる企業は、自身の権利と矛盾する知的財産権を綿密に監視し、異議を申し立てる必要がある。異議がなければ、ロシア特許庁は、権利所有者がロシアを離れ、その知的財産権がロシアで再び使用される予定がないという言い訳に頼る権利を得るからである。

近い将来、クレムリンがロシア政府決定第 299 号（ロシア連邦民法典第 1360 条第 1 項で定められた国家安全保障等のために権利者の同意なく特許権等を実施することを、ロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議）を撤回したとしても、知的財産権を支持するロシアの意欲に対する不安定さと信頼が、今後数年間、その国への外国投資を思いとどまらせる可能性があることが指摘されている。しかし、この結論は時期尚早であり、ロシアでは知的財産が引き続き保護されると想定している者もいる。現状では、特許を放棄し、進行中の訴訟を中止し、ロシアでの新規出願を排除するのはおそらく時期尚早である。これらの制裁のそれぞれがいつまで続くか、またどの程度まで拡大する可能性があるかは不明のままである。

知的財産権に固有の相互に課せられた制裁の影響に関係なく、国際的に事業を展開して

いる企業の大多数は、ロシア市場から撤退し、ロシアでのすべての事業を停止することを決定した。特にドイツでは、フォルクスワーゲン、メルセデス、ルフトハンザがロシアでの営業を停止した。金属製品チェーン OBI は、ロシアの店舗を投資家に譲渡したと報じられている。対抗措置の知的財産権固有の影響はまだ見られないが、特許権者は最終的には、ロシア政府決定第 299 号を覆すことを期待して維持年金を支払い続けるかどうか、または特許権を放棄することを決定するかを検討しなければならない。

ロシアはまだ世界貿易機関（WTO）から追放されていないため、知的財産に関するロシアの措置によって悪影響を受けている国自体が、ロシアが TRIPS 協定に違反したという根拠に基づき、ロシアを WTO 裁判所に持ち込む可能性がある。しかし、ロシアが WTO への参加を停止された場合、ロシアはメンバーではない組織の法廷に持ち込むことができなくなるため、これはロシアに世界的な知的財産権の挑戦からの緩衝となるものが与えられることになるであろう。

### （d）その他

ロシア政府に批判的な姿勢を示していたため、経営者の逮捕や、多額の追徴課税や子会社株式の競売による国営企業への譲渡等により債務不履行、解体・国有化に至った民間法人の株主（外国投資家）が、ロシア政府の措置が違法な収用に該当するとして、エネルギー憲章条約に基づき損害賠償を求める仲裁を申し立てた事件においては、申立人の主張を認めた仲裁判断の強制執行が認められた例がある[891]。

## ４．まとめ

TRIPS 協定第 73 条のもととなった GATT 第 21 条については、独立国家である以上自国の安全保障のため、あるいは国際平和維持に協力するための措置をとり得る余地を残すことが必要であるとの見地から設けられたものとされている。

こうした安全保障例外の規定については、WTO の紛争解決手続において、パネルが安全保障例外の規定を審査できるのか（パネルの管轄権）という論点と、安全保障例外の条文がどのように解釈されるべきか（条文解釈）という論点がある。

これらの論点については、2010 年代後半以降、いくつかのパネル報告がなされており、これらについては第 3 章 I.1.(1)(b)でまとめている。

また、各国の知的財産制度を見ても、第 3 章 I.1(2)で整理しているように、特許収用制度、特許非公開制度、第一国出願義務等の外国出願制限、緊急事態等における強制実施権制度など安全保障に関連すると考えられる法制度が、主要国を含め多くの国で採用されており、我が国においても、経済安全保障推進法が 2022 年 5 月に成立し、特許非公開制度が

[891] ウォッカ商標に対する投資仲裁判断の強制執行 ―新たな展開を見せた Yukos v. Russia（西村あさひ法律事務所 紛争解決、独禁/通称・経済安全保障ニューズレター 2023 年 1 月 20 日号）
https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter_230120_dispute_resolution_competition_law_international_trade.pdf

導入されることとなっている。

こうしたなか、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻に対し、我が国を含む主要国は極めて広範かつ大規模な経済制裁を発動した。

これに対し、ロシアもこうした非友好国・地域に対し様々な対抗措置を講じてきており、このうち、特に知的財産制度と関連を有すると考えられる措置とその影響を整理したのが第 3 章 I.2(1)である。

こうした経済制裁やロシアによる対抗措置については、当然 GATT や TRIPS 規定との抵触が問題となり得るが、前述の安全保障例外に規定により正当化できる可能性も指摘されている。

他方、こうした経済制裁や対抗措置によって、投資先で損失を被った個人や企業については、被った損害を回復する手段として、投資協定に含まれる収用禁止規定や公正かつ衡平な待遇の補償の規定を援用しての投資家対国家の紛争解決（ISDS）手続が最も実効的という指摘がある。こうした考え方や我が国を含む主要国とロシアの投資協定の内容について、第 3 章 3 で整理している。

## ５．知的財産権に関するロシアの反制裁措置 －国際ルールに基づく対処の可能性－

東京大学大学院 法学政治学研究科 教授　伊藤　一頼

### I. はじめに

2022 年 2 月にロシアがウクライナに侵攻したことを受けて、米国や EU をはじめとする諸国は、通商・投資・金融等の広範な分野にまたがる経済制裁をロシアに対して発動した。これに対し、ロシア側も、制裁実施国の企業等への様々な不利益措置を講じてきており、それによる多額の損害の発生が懸念されている。こうしたロシアの「反制裁措置」には、外国人が保有する知的財産権に影響を及ぼすものも含まれており、国際的な知財保護という点から見ても看過できない問題を生じさせている。そこで以下では、知的財産権に関するロシアの反制裁措置につき、各種の国際ルールとの整合性を点検するとともに、もし違法性がある場合に、条約上の紛争解決制度等に依拠していかなる対応をとることができるかについても検討したい。

具体的には、通商分野における TRIPS 協定、及び投資分野における投資協定を分析の対象とする。特に投資協定は、私人が投資受入国を直接に相手取って仲裁を提起し、損害賠償を請求することができる仕組み（「投資家対国家の紛争解決」（ISDS）条項）を備えているため、もしこれを有効に機能すれば、ロシアの知財関連措置による損害を権利者がみずから回復できる可能性がある。もっとも、後述の通り、仲裁判断の履行を投資受入国が自発的に行わない場合に、それを強制的に執行するには様々な制約があるため、実際にロシアに対して仲裁を提起することが効果的であるか否かは、先行事例を踏まえて慎重に吟味する必要がある。

### II. 知的財産権に関するロシアの反制裁措置の概要

#### 1. 発明等の無償使用

ロシア民法 1360 条は、発明・実用新案・意匠の強制実施に関する規定であり、安全保障や国民の生命・健康の保護の必要性が極めて高い場合には、権利保有者の同意なしにロシア連邦政府が発明等の実施を決定する権限を持ち、権利保有者には相応の補償金を支払うべきことを定める。しかし、ウクライナ侵攻後に策定された 2022 年 3 月 6 日の政令 299 号は、権利保有者が「非友好国」の者の場合に、補償金額をゼロとすることを規定した。非友好国とは、ロシアに対して経済制裁を発動した国々であり[892]、これは明らかに反制裁措置としての性質を有している。

[892] 非友好国として指定されているのは、米国、カナダ、EU 加盟 27 カ国、アルバニア、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、イギリス（ジャージー、アンギラ、英領バージン諸島、ジブラルタルを含む）、オーストラリア、日本、ミクロネシア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、台湾、である。

さらに、2022 年 5 月 27 日の政令 322 号は、ロシアの居住者が非友好国に居住する権利保有者等[893]の外国の銀行口座にライセンス料の支払いを行うことを原則として禁止した。これは、強制実施の場合に限らず、一般的に知的財産権の使用許諾による収益を妨げるものであり、一定の例外に該当する場合を除いて[894]、非友好国の権利者に広範な損害をもたらすと考えられる。

**2. 並行輸入の合法化**

従来よりロシア民法 1359 条 6 号及び 1487 条は、特許と商標について並行輸入を許容しない立場をとっていた。しかし、2022 年 3 月 8 日ロシア連邦法 46-FZ は、これらの規定が適用されない商品及びブランドのリストをロシア政府が決定する権限を付与した。これを受けて同年 4 月 19 日のロシア産業貿易省令 1532 号は、並行輸入が認められる商品及びブランドの幅広いリストを公表したが、それは専らロシアに経済制裁を課す自由主義諸国に権利者が所在するものが対象となっている。

**3. 撤退する外国企業の事業・資産に対する「外部管理」**

「企業経営のための外部管理に関する法律」案が 2022 年 4 月 8 日にロシア連邦議会下院に提出され、同年 5 月 24 日に下院第 1 読会で承認された（それ以降、同法案の審議は中断しており、成立には至るか否かは不透明である）。同法案によれば、非友好国で登録され若しくは主要な活動を行う外国人株主が株式の 25%以上を直接または間接に所有する一定規模以上のロシア企業が、ロシアでの事業を停止・中断・縮小した場合、ロシアの政府関係者や企業関係者が裁判所に対して、当該企業の「外部管理」を申請できる。外部管理とは、ロシアの破産法に基づく組織再編であり、外部管理者が現在の経営陣を直ちに解任することもできる。5 日以内に事業停止を撤回した場合（あるいは事業を継続する買い手に売却するまで事業を継続することに同意した場合）には外部管理手続は取り下げられるが、撤回しなかった場合は、会社の資産は新会社に譲渡され、新会社の株式は競売で売却される。この際、従来の外国株主等に対する損失補償はなされない。このような外部管理措置が実施された場合、対象となる外国企業が有していた知的財産権の価値も大きく毀損する恐れがある。

以上のようなロシアによる知財関連の反制裁措置につき、その国際ルール上の整合性や、条約上の紛争解決制度を通じた対処の可能性を、TRIPS 協定及び投資協定に即して以下で検討していきたい。

---

[893] この政令の対象者には、非友好国に居住したりそこで主要な活動を行う個人や団体に加え、(i)ロシアに制裁を課した国の出身者で、その支配下にある者、(ii)ロシアおよびロシア人に対する制裁の賦課を支持または公に要求した者、(iii)ロシア国内で知的財産権の使用を制限したり、ロシア国内での事業活動を停止したりした者、(iv)ロシア、その軍隊、およびロシアの国家機関について否定的な発言をしたり、公に虚偽の情報を広めたりした者、を含む。

[894] 権利者がロシア政府の外国投資管理委員会から承認を得た場合にのみ、使用者はロシアの認可銀行の特別口座にライセンス料を払い込み、それを外国の銀行口座にルーブル建てで送金することができるとされる。

## III. TRIPS 協定を通じた対処の可能性

### 1. 知的財産権保護に関する原則規定との整合性

ロシアによる知財関連の反制裁措置は、非友好国の権利者に対して特定的に不利益を課している点で、TRIPS 協定上の最恵国待遇（4 条）及び内国民待遇（3 条 1 項）に不整合であると考えられる。並行輸入の問題については、TRIPS 協定上は原則として紛争解決手続の適用対象外であるが（6 条）、それが最恵国待遇・内国民待遇に関わる問題である場合には紛争解決手続の対象とすることができる（同条）。

このほか、特許の強制実施において権利者への補償額をゼロとすることは、「適当な報酬」の支払いを定めた TRIPS 協定 31 条(h)に整合しない疑いがある。また、非友好国権利者へのライセンス料の支払い禁止措置は、第三者による特許の無許諾使用を防止する権利（TRIPS 協定 28 条 1 項）を侵害するとまでは言えないが、実施許諾契約を締結する権利（同条 2 項）を実質的に侵害していると解する余地がある。あるいは、ライセンス料を支払わないまま使用を続けることは権利侵害に当たるとみなし、それに対する権利者のエンフォースメントを妨げるようなロシアの措置は「公正かつ公平」（TRIPS 協定 41 条 2 項）とは言えないと主張することも考えられよう。

### 2. 安全保障例外条項による正当化の可否

上記のような TRIPS 協定違反が成立するとしても、ロシアは TRIPS 協定 73 条の安全保障例外条項を援用することで当該違反の正当化を図る可能性がある。これまでに 73 条が解釈適用された事例はサウジアラビア—知的財産権事件（DS567）のみであるが、同一の規定内容を持つ GATT21 条については、近時いくつかの重要な先例判断が現れている。これらはいずれも上級委員会ではなくパネルの判断であり、それゆえ今後修正される可能性がないわけではないが、現時点における重要な解釈指針を示していると思われるため、これを参考に、ロシアの反制裁措置が TRIPS 協定 73 条の要件を満たしうるかを検討しておきたい。

第 1 に、ロシアが 73 条を援用するとすれば、反制裁措置が同条(b)(iii)の「戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置」に当たると主張することが考えられる。ここで言う「緊急時(emergency)」の意味として、近時の諸事例においてパネルは、①「戦時に比肩するもの」[895]、②「国家その他の国際関係の参加者の間の関係における、実質的に破綻もしくはほぼ破綻と表現される状況であって、極度の重大性を有する状態（a state of affairs, of the utmost gravity, in effect a situation representing a breakdown or near-breakdown in the relations between states or other participants in international relations）」[896]といった定式化を行った。この解釈に

[895] *United States — Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, Panel report, WT/DS544/R, 9 December 2022, para.7.139.
[896] *United States — Origin Marking Requirement*, Panel report, WT/DS597/R, 21 December 2022, para.7.306.

照らして考えれば、ロシアの交戦相手であるウクライナ以外の国々（＝制裁実施国）とロシアとの関係が、戦時に比肩するような「破綻もしくはほぼ破綻」の状況にあると言えるかが重要な争点となろう。この点につき、パネルは、「戦時またはそれに比肩するような国際の平和及び安全への脅威から遠い状況であるほど、なぜ当該状況が国際関係の破綻に近いと言えるかについて、より多くの説明が通常は求められる」と述べており[897]、ロシアがこの点の論証をなし得るかが問われることになる。パネルは、戦争の発生は交戦国以外の国との関係にも影響を及ぼすことがあり得るとも述べているが[898]、いずれにせよこの点は、ロシアと各々の制裁実施国との二国間関係に即して個別に評価する必要があろう。

第 2 に、73 条(b)の柱書の要件、すなわち「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める」措置であると言えるかが問題となる。この点、先例によれば、「締約国が･･･認める(it considers)」という自己判断的な文言の効果として、「自国の安全保障上の重大な利益」や「必要」性の判断については各国に広範な裁量が認められる[899]。ただ、条約解釈における誠実性の原則に照らし、それを完全な自由裁量と解することはできない。それゆえ、（i）関係する緊急事態からいかなる「安全保障上の重大な利益」が自国に生じたのかを明確に説明する必要があり、また「必要」性に関しては、（ii）当該措置が安全保障上の重大な利益の保護と関係があることを「最低限の確からしさ」をもって説明しなければならない[900]。これらの判断基準をロシアの反制裁措置に当てはめると、例えば緊急事態を理由とする特許の強制実施は「安全保障上の重大な利益」要件を満たす可能性はあるが、それに対する補償額をゼロとする点に「必要」性が認められるかは疑わしい。また、非友好国の権利者すべてに対してライセンス料の支払いを禁止する措置は、一般の私人の権利を極めて広範に侵害するものであり、そこに「安全保障上の重大な利益」が存在すると論証することは難しいと思われる。

以上のように、仮にロシアが TRIPS 協定 73 条を援用したとしても、同条の要件を満たすことは簡単ではないであろう。ただ、上級委員会が機能を停止している現状において、たとえロシアを提訴しパネルで協定違反の認定を得たとしても、ロシアが上訴すれば紛争解決手続は行き詰まってしまう。また、仮に上級委員会が復活し最終的にロシアの協定違反が確定したとしても、ロシアが自発的に是正勧告に従わなければ、ロシアに対して譲許停止等の措置を講じて対抗するほかなく、すでに諸国が対ロ制裁を大規模に発動している状況においてかかる追加的措置がロシアに対する遵守誘導圧力として働くかどうかは不透明である。したがって、WTO の紛争解決手続がロシアの反制裁措置を撤廃させるうえで実効的に機能しうるかどうかは、上級委員会や諸国の制裁の動向を勘案しつつ慎重に見極める必要がある。

---

[897] *Ibid*., para.7.312.
[898] *Ibid*., para.7.297.
[899] *Russia — Measures Concerning Traffic in Transit*, Panel report, WT/DS512/R, 5 April 2019, paras.7.130-132.
[900] *Ibid*., paras.7.130-132, 7.138-146.

## IV. 投資協定／投資仲裁を通じた損害回復の可能性

投資協定は専ら二国間で締結されるが、現在、ロシアとの間で有効な投資協定は 62 あり、そのうち 27 は非友好国とのものである。日本とロシアとの間にも、「投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」（日露投資協定）が存在する。なお、米国とロシアとの間では投資協定が締結されていないが、そうした場合であっても、例えば米国企業が、ロシアと投資協定を締結している第三国を経由してロシアに投資していれば、当該投資協定に基づく保護を受けることができる。

一般に投資協定の下では、外国投資家の事業活動に関連する資産（知的財産権を含む）対して投資受入国政府が不当な損害を与えた場合には、投資家対国家の紛争解決手続（投資仲裁）を利用することが可能である。以下では、ロシアの反制裁措置に対して外国の知財権者が損害の回復を図るうえで、投資仲裁がどの程度実効性を有するかを検討する。

### 1. 投資協定における主要な投資保護基準との整合性

投資協定の規定内容には協定ごとに多少の差異も見られるが、大半の場合、外国投資の保護に関する基本的な義務として、収用の禁止、公正かつ衡平な待遇の付与、無差別原則（最恵国待遇・内国民待遇）が定められている。このうち、収用禁止規定は通常、「収用と同等の措置」（いわゆる間接収用）をも禁止しており、政府規制等により投資財産の価値が実質的に全て毀損するような場合には、当該規制が比例原則により正当化できない限り、本規定の違反を構成する。それゆえ、強制実施における無補償や、外国権利者へのライセンス料の支払い禁止は、間接収用に該当する可能性があり、損害賠償を請求する根拠となりうる。

また、外部管理の導入の威嚇により投資家が（知的財産権を含む）資産の適時の処分等を阻止されたことで生じた損失や評価額減少は、収用には至らないにせよ、公正衡平待遇条項の違反に当たりうる。さらに、非友好国の外国投資家が、同等の状況にある他の外国投資家との関係で、合理的理由なく不利な待遇を受けている点は、最恵国待遇の違反を構成しうるであろう。

なお、多くの投資協定は安全保障例外条項を含んでおらず、上記のような原則規定の違反をロシアが正当化しうる余地は小さい。仮に安全保障例外条項が存在する場合であっても、それは WTO 協定と同様の文言を用いていることが多く、上記で述べたことと同様の理由により、ロシアがかかる条項の要件充足を論証することは簡単ではないであろう。

### 2. 仲裁判断の執行に関する法制度の概要

投資仲裁において投資協定違反が認定され損害賠償が命じられれば、多くの場合、投資受入国は自発的にそれを履行してきた。しかし、ロシアに関しては、近時の諸事例において仲裁判断の履行に一貫して抵抗しており、こうした状況で強制的に仲裁判断を執行する

方法があるか否かが焦点となる。仲裁判断の執行に関する国際的な仕組みとしては、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）があり、ロシアを含む 169 カ国が同条約に加入している。同条約の下では、原則として、いずれの締約国の国内裁判所に対しても外国仲裁判断の承認・執行を請求することができる（3 条）。実際上、ロシアの国内裁判所に対して承認・執行を請求しても認容される可能性は低いため、他国の裁判所に対し、当該国に所在するロシア政府資産に対する強制執行を請求することになろう。

ただし、こうした方法により仲裁判断の執行を追求する際には、次の 2 点が障壁となりうる。すなわち、（i）投資受入国が仲裁判断の取消しの訴えを仲裁地の国内裁判所に提起した場合には、その審理が終わるまで承認・執行の手続を進められない可能性があり、また、（ii）一般国際法の下で主権国家に認められる裁判権免除・強制執行免除との関係が問題となる。以下、それぞれについて検討する。

**(1) 仲裁判断の取消しの訴え**

商事仲裁であれ投資仲裁であれ、そこで示された仲裁判断に関しては、その仲裁地を管轄する国内裁判所に仲裁判断の取消しの訴えを起こすことができる[901]。もっとも、仲裁は紛争を一回の審理で迅速に解決することを本旨とするものであるため、取消し手続では、上訴のような全面的な再審査を行うのではなく、ごく限られた取消し事由（明白な権限踰越や判断理由不記載、手続的瑕疵など）に該当するか否かのみが審査対象とされる。とはいえ、取消し手続が国内裁判所で上級審まで争われることになれば、最終的には取消しを認めないという結論に至るとしても、それまでに相当の時間を要する恐れがある。

例えば、投資仲裁においてロシアに対し巨額の損害賠償が命じられた Yukos 事件では、2014 年 7 月 18 日に仲裁判断が示された後、ロシアが仲裁地オランダの国内裁判所に取消しの訴えを提起した。これに関し、2016 年 4 月 20 日にハーグ地方裁判所はロシアの主張を認めて取消しを決定したが、投資家側が上訴し、2020 年 2 月 18 日にハーグ控訴裁判所は地裁判決を破棄して取消しを認めない決定を下した。これをロシアがさらに上訴し、2021 年 5 月 11 日にオランダ最高裁はハーグ控訴裁の判決を一部破棄して、アムステルダム控訴裁判所に差し戻した。この間、すでに仲裁判断から約 7 年が経過しており、Yukos 事件が複雑な事案であるとはいえ、多大な時間的コストを要する結果となっている。

さらに、こうした取消し手続が進行している間は、投資家による仲裁判断の承認・執行の請求は、仲裁地及び他の諸国の裁判所において手続が停止される可能性が高い。Yukos 事件においても、投資家がオランダ・英国・米国などの裁判所に承認・執行の請求を提起したものの、各国裁判所は、オランダにおける取消し手続の結論が出るまで承認・執行手続を停止するよう求めるロシアの主張を受け入れてきた。このように、投資受入国側が取

[901] 投資紛争解決条約に基づき投資紛争解決国際センター(ICSID)で実施される投資仲裁に関しては、取消しの訴えは国内裁判所ではなく投資紛争解決条約上の特別委員会に付託されることになる。ただしロシアは投資紛争解決条約に加入していないため、ロシアに対する投資仲裁に関しては、仲裁判断の取消しの訴えは基本的に仲裁地の国内裁判所に付託される。

消しの訴えを提起することで、仲裁判断の承認・執行手続の進行が遅延させられる恐れがある。

ただ、取消し手続の最終的な結論が出る前に、承認・執行手続の停止が解除される場合もある。Yukos 事件においても、オランダ最高裁は 2020 年 12 月 4 日、この取消し請求が成功し、仲裁判断の無効化につながる可能性は、承認・執行手続の停止を正当化するのに十分ではないと結論付け、停止を解除する決定を行った。これに続いて、米国のコロンビア特別区地方裁判所も 2022 年 4 月 13 日に、また英国高等法院も 2022 年 10 月 26 日に、承認・執行手続の停止を解除する決定を行った[902]。これは、取消し手続の状況に関する各国裁判所の評価しだいでは、承認・執行手続の停止解除が前倒しされる可能性があることを示している。

**(2) 強制執行免除の主張**

投資家側が仲裁判断の承認・執行手続を進めようとする際に、もう 1 つの障壁となりうるのが、投資受入国による強制執行免除の主張である[903]。強制執行免除は国際慣習法上の規則であるが、2004 年に採択された国連国家免除条約は、未発効ながら、裁判権免除・強制執行免除に関する慣習法規の成文化を図ったものとして位置づけられている。同条約は、主権国家が他国における判決後の強制的措置から免除されることを原則としつつ、その例外をいくつか定めており、そこには、①強制的措置がとられることについて当該国が明示的に同意した場合、又は、②対象財産が当該国により商業的目的のために特定的に使用される場合、が含まれている（19 条(a)(c)）。投資仲裁判断の承認・執行手続では、これらのいずれかの例外に該当することを投資家側が主張することになるが、それがどの程度裁判所によって認容されうるかを、先例に照らして以下で簡潔に検討しておきたい。

---

[902] 例えば米国裁判所は停止解除を決定するに際し、次のような理由を述べている。「時間の経過は、訴訟を一時停止することの妥当性を評価する際に裁判所が考慮すべき衡平法を変化させる。アムステルダム控訴裁判所での審理は、両当事者の推定によれば、少なくともあと 1 年は続き、その後、敗訴した側が再びオランダ最高裁に上訴し、そうすることで訴訟が 2024 年以降まで延長される可能性がある。2014 年に終了した 10 年にわたる仲裁で勝訴した株主の苦難は、年を追うごとに増すばかりで、今日では、ロシア連邦のウクライナ侵攻後に課せられた「前例のない制裁」によって、米国内のロシア連邦資産が清算されるかアクセス不能になる可能性があるという発展的なリスクがさらに深刻になっている。当裁判所は、このような状況を踏まえると、新たな停止を課すことは正当化されず、 適切でもないという点で株主と同意見である」。*Hulley Enterprises Ltd., et al. v. The Russian Federation*, Civil Action No. 14-1996 (BAH), Memorandum Opinion of the United States District Court for the District of Columbia, 13 April 2022.

[903] 厳密に言えば、承認・執行手続では強制執行免除に加え、裁判権免除も問題になりうる。ただ、例えば 2020 年 5 月 19 日の米国コロンビア特別区控訴裁判所判決は、米国の外国主権免除法(FSIA)が、「仲裁判断の承認および執行を求める米国で有効な条約または他の国際協定によって支配されるか又は支配される可能性がある場合」を免除の例外として挙げていることに言及し、ICSID における投資仲裁判断については裁判権免除は適用されないと述べる。また、Eiser 対スペインの投資仲裁判断の承認・執行について、オーストラリア連邦裁判所も同様の判断を示している。つまり、裁判権免除に関しては、投資仲裁判断の承認・執行に同意する条約を締結したことにより、適用が排除されるとの考え方が現れつつあると言える。

### (a) 強制執行免除の放棄に関する同意

ドイツ連邦司法裁判所 2005 年 10 月 4 日命令は、ドイツ＝旧ソ連投資協定 10 条 4 項が、ニューヨーク条約に基づいて投資仲裁判断が「承認され、執行される」と定めていることは、強制執行免除の放棄に関する締約国の明確な同意を意味するものではないと判断した[904]。これは、単に条約中に仲裁判断の承認・執行に関する言及が存在するだけでは十分ではなく、より明示的に「強制執行免除の放棄」に合意することが必要であるという厳格な立場を示したものと解される。

他方、Everest Estate 対ロシア事件の投資仲裁判断につき、ウクライナ最高裁は 2019 年 1 月 25 日の判決において、強制執行免除の放棄に関する同意が存在するとして、承認・執行請求を認容した[905]。裁判所によれば、1998 年のウクライナ＝ロシア投資協定 9 条は、投資仲裁判断が紛争の両当事者を拘束し、各当事者は当該決定を自国の法律に従って執行すると定めているため、これによりロシアは事実上、裁判権免除・強制執行免除の放棄を認めているとされる。これは上記のドイツ裁判所とは逆に、投資協定中に強制執行免除の放棄に関する明示的な文言が無くとも放棄を推定できるとの立場を示すものであり、こうした解釈が可能であれば投資仲裁判断の承認・執行の可能性は大きく広がりうる。

ただ、本件は 2014 年に発生したロシアのクリミア占領に起因する投資紛争であり、ウクライナ自身が被害国であったため、同国裁判所による免除規則の解釈もこうした経緯に影響を受けている可能性がある。一般的には、諸国の裁判所は免除規則を保守的に解釈する傾向があるため、本件で示されたような免除放棄の推定が他国の裁判所にも直ちに受容されることは必ずしも期待できないだろう。

### (b) 対象財産の商業的性格

上述の Yukos 事件では、フランスの裁判所においても承認・執行手続が進められており[906]、このなかで投資家側は、対象財産の商業的性格を理由とする免除不適用を主張してきた。

まず、パリのロシア連邦庁舎の一角にある不動産物件の差押えを請求した事案では、ロシアは、当該物件はロシア正教会、コンサートホールと書店を備えた文化センター、講堂を含む教区センター、150 人の子供が通うフランス語とロシア語のバイリンガル学校の 4 つの建物からなるカルチャーセンターであり、商業的性格の資産ではないため強制執行から免除されると主張した。裁判所は、ロシアが文化的・精神的遺産を有していることに鑑みれば、この物件はロシア国家の主権行使に直接該当しうること、また国連国家免除条約

---

[904] *Mr. Franz Sedelmayer v. The Russian Federation*, Order of the German Federal Supreme Court, VII ZB 9/05, 4 October 2005.

[905] *Everest Estate LLC et al. v. The Russian Federation*, Judgment of the Ukrainian Supreme Court, 796/165/18, 25 January 2019.

[906] なおフランスの裁判所は、オランダの裁判所における仲裁判断の取消し手続の係属は、国際仲裁法の自治と国際仲裁判断の取消しの相対的効果に関する原則により、フランスにおける仲裁判断の執行を妨げないとの立場を示し、手続を停止することなく審理を進めている。

21 条は文化財を執行免除の対象としていることなどを指摘し、ロシアの主張を認めて免除を付与した[907]。このように、投資受入国が外国に所有する資産については、それが主権的性格を持たず、商業的目的のみに特定的に使用されていると立証することは、一般的には相当に困難であると思われる[908]。

こうした結果を避けるためには、投資受入国の政府自身の資産ではなく、当該国の政府系事業体や国有企業の外国資産を標的として承認・執行請求を行うことが考えられる。例えば、Yukos 事件のフランスにおける手続の一環として、投資家側は、ロシア連邦宇宙機関ロスコスモスが、フランスのアリアンスペース社に対して有している、ソユーズロケットの製造・納入契約 2 件に係る約 3 億ユーロの債権の差押えを請求した。これに対しロスコスモス側は、アリアンスペース社との契約は自らの名前と勘定で締結され、国に代わって行動するという委任によるものではないため、ロシア連邦に対する損害賠償命令をロスコスモスの資産に対して執行することはできないと反論した。この点、裁判所はまず一般論として、「国家の発露としての資格を有するか否かは、法人格の属性である当該事業体の機能的独立性と資産の自律性に応じて評価されなければならない」と述べる。そのうえで、本件では、ロスコスモスはロシア連邦の宇宙政策を実施する任務を持つ、同国によって設立された公的機関であることは明らかだが、同時に、外国のパートナーとの契約を独立して締結することができるなど財務および経営の自主性を有しており、また監査報告書から、ロスコスモスが受領した資金はロシア連邦の予算に恒久的に統合されることを意図したものではないことが分かるため、法人としての組織的独立性や予算的・財政的自律性を十分に備えていると述べた[909]。この結果、ロスコスモスが有する債権はロシア連邦に帰属するものとは言えず、差押えは認められないと判断された。一般に、事業体や国有企業の政府との関係が遠いほど、それらの組織の資産が商業的性格のものであると立証しやすくなるであろうが、他方で、本件が示したように、かかる資産が政府に帰属するものではないという投資受入国側の主張も成立しやすくなるのであり、結果的に強制執行の対象として認められない恐れがある。

もっとも、これはそれぞれの事業体や国有企業の個別の事情に依存する問題であり、状況によっては執行対象として認められる場合もある。例えば、Yukos 事件のオランダにおける承認・執行手続で、投資家側は、ロシアの国有企業 FKP が保有する、ロシアのウォッカに関連する商標・著作権の差押えを請求した。ここで投資家側は、FKP はロシア連邦の利益のために国家財産を管理する者に過ぎず、政府からの自律性を十分に有するとは言えないと主張し、裁判所もこれを肯定した[910]。そのうえで、商標権や著作権は、アルコール

---

[907] *Yukos Universal Limited (Isle of Man) v. The Russian Federation*, Tribunal de Grande Instance de Paris, Juge de L'Exécution, 15/00323, 28 April 2016.

[908] Sedelmayer 対ロシア事件においても、ドイツ連邦司法裁判所は、ロシアがドイツに対して有する税金還付請求権、及びロシアがルフトハンザ航空に対して有するロシア上空飛行権料請求権は、商業的目的ではなく主権的目的で使用される財産であると判断した。*See*, *Mr. Franz Sedelmayer v. The Russian Federation*, *supra* note 13.

[909] *Hulley Enterprises Ltd., et al. v. Roscosmos*, Cour d'Appel de Paris, Juge de L'Exécution, 16/01314, 27 June 2017.

[910] *Hulley Enterprises Ltd., et al. v. FKP*, Judgment of the Hague Court of Appeal, 28 June 2022.

飲料の商業的利用を目的とした財産権であり、そこに含まれる視覚的要素に対する商標権及び著作権は、その性質上、商標を付した商品の販売促進を目的とするものであるため、当該知的財産権は商業的目的に特定的に使用される資産であるとして、差押えを認めた。これは、投資仲裁判断の強制執行が成功した稀な事案であるが、こうした「政府帰属性」と「商業性」の双方の条件を満たす資産は全体としてかなり限られていると考えられるため、投資家にとっては、いかに的確かつ迅速にそうした資産を把握できるかが肝要になる[911]。

## V. おわりに

以上で検討したように、知的財産権に関するロシアの反制裁措置については、WTO 協定や投資協定で定められた紛争解決手続へと付託すれば、実体的な条約違反の認定を得られる可能性は高いと思われる。しかし、そこで示された違反是正勧告や損害賠償命令をロシアが自発的に履行しない場合には、それを実現・執行しうる余地はさほど大きくないことも現実である。特に、投資仲裁の場合は、損害を被った私人がみずから手続を進めることになるため、仲裁判断の取消し手続や承認・執行手続に要する資金的・時間的コストを負担しうるか否かを、事前に慎重に検討する必要がある。もちろん、損害額の規模によっては、こうしたコストを負担してでも投資仲裁を通じて損害回復を追求する価値は十分にあると考えられるが、その場合には、強制執行の対象となりうるロシアの在外資産の総量が限られていることに留意し、迅速に請求を提起していくことが求められよう。

なお、こうした既存の条約上の紛争解決手続を用いた対処に加えて、今後、ロシアと諸国の間で特別な合意を締結し、ウクライナ侵攻やロシアの反制裁措置により損害を被った私人に対して賠償を行うことをロシアに約束させるという方法も考えられる。もちろん、ロシアがそのような合意に簡単に応じることは期待できないが、仮にウクライナにおける武力紛争がロシアの劣勢で終結し、ロシアが国際社会に復帰する（諸国が対ロ制裁を解除する）条件としてそうした損害賠償への合意が求められる場合は、ロシアが応じる可能性もないとは言えない。これまでにも、湾岸戦争の事後処理などにおいて、加害国の資金拠出により、被害者救済のための請求権委員会が設置されるといった例はしばしば見られたのであり、私人の損害回復に一定の役割を果たしてきた。今次のウクライナにおける武力紛争、及びそれに関連するロシアの反制裁措置についても、既存の国際的な紛争解決手続の利用可能性を追求すると同時に、包括的な事後処理スキームの構築に向けて諸国間の連携を図っていくことが必要であろう。

---

[911] なお、ウクライナの裁判所が強制執行免除の放棄に関するロシアの同意を根拠として執行を認めた前述の Everest Estate 事件では、その対象資産は、ウクライナに設立されたロシアの金融機関であるプロミンベストバンク、ズベルバンク、VTB 銀行の株式であった。裁判所は、これらの銀行の過半数株式をロシア政府機関が保有することなどを理由に、それがロシア政府に帰属する資産であると認定しているが、政府からの自律性の有無を判定するためには、株式保有という要素に加えて、経営・財務等への政府の関与の程度をより具体的に検討する必要があると思われる。

# 第４章 国際知財制度研究会まとめ

## I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本章では上記報告、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとしたい。

## II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「医薬品を巡る最近の議論の状況」においては、継続して重大な社会問題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を取り上げ、国際的な取組例や製薬産業（個別企業を含む）の取組に関する状況が報告されると共に、国際機関・各国・民間における知財の動向や、製薬業界から見た COVID-19 と知的財産に関するスタンス及び課題に関する報告がなされた。研究会では、途上国へのワクチン、医薬品の供給における知的財産の考え方や課題について議論がなされた。また、欧米における特許権の満了した医薬品の高薬価規制、医薬品等の製造ノウハウに係る営業秘密／TRIPS39 条 3 項と公衆の利益：日欧米の制度比較と事例に関する発表が委員から行われ、特に医薬品に関して問題視されている事項について意見交換が行われた。

第二に、「各国際機関における主なパンデミック対応」においては、各国際機関において医薬品アクセスの重要性が再認識され、今後の医薬品アクセスと知財の議論に及ぼす影響については注視が必要である状況下において、WTO、WHO、WIPO それぞれのパンデミック対応、及び三者共同の取り組みについて報告がなされた。WHO のパンデミック条約、及び IHR 改正の検討における、知的財産、及び病原体に対する利益配分などについて議論がなされた。

第三に、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」に関しても、近年のフォーラムにおける議論全般の動向に加え、WTO/TRIPS 理事会において最も議論のある論点、すなわち、インド・南アフリカによる TRIPS ウェイバーの拡大に関して現状の報告がなされ、意見交換が行われた。また、WTO 紛争案件のうち、中国の禁訴令に関する措置について、委員からの発表及び意見交換が行われた。

## III. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

近年の RTA における知財章以外の知財関連規定の比較調査について、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP における①知財の源泉たる研究開発を含む企業の海外における経済活動や知的財産権を含む投資財産の扱い等について規律する「投資章」、②知的財産を含む情報についての扱い等について規律する「電子商取引章」、③「知財章」を含む各分野を横断的に規律する「紛争解決章」や「例外及び一般規定章」の比較・分析を行い、その結果概要について報告・意見交換が行われた。

## IV. 各国における知的財産制度を巡る状況

ロシア・ウクライナ情勢を巡る知財関連問題に関連する条約・協定、主要国の法制度等の分析について報告がされた。

第一に、安全保障に関連すると考えられる法制度（特に、日本で施行が予定されている特許非公開制度）について、その概要、産業界からの要望、諸外国との対比等について意見交換が行われた。特に、実務を考慮した上での外国出願のための準備期間や諸外国の特許非公開制度との整合性の確保について議論が行われた。

第二に、ロシアの反制裁措置に対する対処として、投資協定等の活用の可能性について意見交換が行われた。ロシアから「非友好国」と定義された国（日本を含む）が、ウクライナ侵攻に基づくロシアからの措置により被った損害を回復するための方策について議論が行われ、ロシアとの投資協定の活用に関し検討がなされた。また、あわせて、TRIPS 第 73 条／GATT 第 21 条における「戦時その他の国際関係の緊急事態時」について、「緊急事態時」とはいかなる状態であるのか、ロシアによるウクライナ侵攻は他国には「戦時」と解釈できるか等についての意見交換も行われた。

## V. むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増しているのみならず、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。

加えて、現下の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先進国を含む各国において強制実施許諾の発動に向けた措置がとられるとともに、TRIPS ウェイバーの拡大提案、パンデミック条約案、IHR 改正案の検討もなされているところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う不安定な状況下においてロシアが講じている措置（国家安全保障等のための強制実施権の発動、非友好国の知財の保護を弱めようとする様々な動き等）、及びそれによる影響について分析・検討することもグローバルに企業活動を行う産業界には重要である。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。

## 附属資料１　海外調査報告書

＜ロシア：Gorodissky＞

＜米国：Hogan Lovells＞

＜ドイツ（欧州）：Bird & Bird＞

＜ロシア：**Gorodissky**＞

IP MEASURES TAKEN BY RUSSIA AND IP SANCTION AGAINST RUSSIA (RUSSIAN FEDERATION)

**(1) Intellectual Property measures that Russia takes**

What IP measures are taken by Russia including the measures? Please let us know the measures including the pending bills.

Partial legalization of parallel imports

On 29th March 2022, the Russian government issued a Decree No. 506 (in Russian only) that temporarily legalizes parallel importation (the importation of original goods into the country, without the permission of the trademark owner), in relation to certain groups of goods. This is aimed at maintaining the domestic market and stabilizing prices. The list of goods allowed for parallel imports is determined by the Order No. 1532 of the Russian Ministry of Industry and Trade http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205060001?index=0&rangeSize=1

This list includes certain groups of goods that can be imported into Russia, without the right holder's consent, if the goods correspond either to HS codes of EAEU listed in the Order, or produced under the listed trademarks by the right holder, or its authorized companies. The groups of such goods are, for example, leather goods, watches, clothing, footwear, ferrous metal products, musical instruments, electrical machinery, overland and maritime transport. The listed brands named include those which have left the Russian market, or suspended their business activity in Russia recently (e.g., Bentley, Land Rover, GMC, Siemens, Bosch, Hermes, Philips, Apple, Acer, etc.).

Therefore, any goods under the listed HS codes, or trademarks, can be imported by any legal entity, or person, into Russia, without right holder consent. The Federal Customs Service of Russia will not suspend the import of such goods and request the correspondent consent, as it did before.

The products listed still need to comply with the Russian requirements relating to certification, or declaration of conformity, for the purposes of the customs clearance. In practice, these conformity procedures, in many cases, are available to the authorized representatives of manufactures.

Consequently, civil liability is excluded for the importation of products, by importers bypassing official distribution channels. At the same time, right holders still have potential tools to control gray imports on the territory of the Russian Federation.

It is important to note that the import and sale of counterfeit goods is still prohibited and will continue to be punished.

Despite the partial and temporary legalization of parallel imports of certain goods, to control the situation right holders may take a number of actions. Among them*:

- A. Closer monitoring counterfeit products appearing in the market;
- B. Amending agreements with distributors to restrict active, or passive, sales (with the due care of antitrust risks);
- C. Adapting warranty terms;
- D. Reviewing EAEU regulation regarding labeling of parallel imports;
- E. Strengthening the trademark portfolio in the EAEU customs' registries (TROIS).

_____

* - information available from published information sources

The mechanism of parallel imports is renewed for 2023. Federal law of December 19, 2022 N 519-FZ (20.5)
https://docs.cntd.ru/document/1300328223#7E00KF

From February 2, 2023, the list of goods for parallel imports will be changed (Order of the Ministry of Industry and Trade of Russia from 21.10.2022 N 4456).
https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_430401/2ff7a8c72de3994f30496a0ccbb1ddafdaddf518/#dst100008

Changes to the rules on compensation when issuing a government authorization (Article 1360 of the Civil Code)

On March 6th, 2022, the Government Decree No. 299 was passed http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203070005. According to the Decree, the compensation amount, for the use of a patent, is 0% of the revenue of a person who uses the patent, without the consent of the patent holder associated with states committing unfriendly acts against Russian individuals and legal entities. Such patent holders are those who have a citizenship of an unfriendly state, or those whose place of registration, place of preeminent business activity, or place of preeminent profit from the activity is considered to be an unfriendly state. The Government

Decree No. 299 is related to inventions, utility models and industrial designs (trademark and copyright are not covers).

Draft law to prohibit unilateral modification/termination of licensing agreements

Draft law No. 92282-8 https://sozd.duma.gov.ru/bill/92282-8#bh_histras has been introduced to the State Duma, with the aim of regulating IP-related contracts concluded with legal entities and entrepreneurs from unfriendly foreign countries and international organizations. The Draft law will be considered by the Council of the State Duma and possibly submitted for 3 readings in the State Duma, consideration by the Council of the Federation and signature of the President.

As a default rule, in the context of Foreign Sanctions, it would not be allowed to exercise the right provided by law, nor contract, to unilaterally change, or terminate, IP-related contracts. The only exception to this rule relates to the material breach of the contractual obligations.

The term of an agreement, by virtue of which a Russian legal entity, or individual, is entitled to use IP, would be extended for the period of Foreign Sanctions, unless the said legal entity, or individual, notifies the counterparty of a unilateral refusal to exercise this option provided by law.

It cannot be stated that the agreement is paused during the period of Foreign Sanctions and revived automatically when the period of Foreign Sanctions ends without voluntary termination. Since Draft law No92282-8. is still under consideration by the Russian State Duma, we cannot confidently discuss it. However, as a rule, unless the law expressly states the agreement revived automatically is not.

Enforcement practice in IP infringement disputes

The court practice, on protecting intellectual property rights, remains the same, with some exceptions incurred due to the geopolitical crisis.

On 2nd March 2022, the Russian Arbitrazh Court of Kirovsk region dismissed https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/a45fa186-05bb-43b5-87d9-1f0d3b640142/bb9af9d9-9daf-4994-9b37-02510206c18e/A28-11930-2021_20220303_Reshenie.pdf?isAddStamp=True on copyright infringement of a UK-based company against a Russian individual entrepreneur with reference to the fact that the UK had been previously recognized as an unfriendly state towards Russia. As the Court qualified the demand for infringement compensation in Russia, by the UK-based company, due to the background of the anti-Russian sanctions, imposed by the UK, as the abuse of right.

This position is rather an exception to the established court practice. Besides, there are the opposite court decisions in relation to the parties from unfriendly states.

The Moscow Arbitress Court upheld a compensation claim https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/2e5a0eaec8d5-49ee-9199-9a90358d4ac4/21a6c335-005b-49df-b931-021186eb96a9/A40-162262-2020_20220331_Reshenija_i_postanovlenija.pdf?isAddStamp=True filed by a US-based claimant. The court stated there were no grounds for the application of the provisions of counter-sanction Russian regulations (1), since the infringements had been taken place in 2019-2020. In addition, none of the counter-sanction Russian regulations provide an exemption of liability, in relation to trademark infringements. Thus, under such circumstances, the plaintiff's actions cannot be regarded as an abuse of right.

We consider that it is too early to make a conclusion on significant change in protection of foreign IP rights holders in, Russia based on the outcome of these cases. The further development of enforcement practice will depend on the decisions of special and competent Intellectual Property Court, which considers cases as a court of cassation appeal.

ABRO Industries Inc., a US resident, has not received trademark protection in the Arbitration Court of Sevastopol. The court dismissed the organization's claim against the Russian Alexander Yakushev, citing the company's attempt to abuse procedural rights. https://rusbankrot.ru/en/new-claim/the-claim-of-american-manufacturerfor-protection-of-rights-to-the-brand-in-russia-was-rejected-/

In our opinion, there are no preconditions for the deterioration of the situation with the protection of patent rights (including foreign patentees) in the Russian Federation.

Furthermore, at our business meetings with the direction of ROSPATENT, we have been repeatedly stated that no measures will be taken in Russia that may worsen the protection of patent rights of both national and foreign patentees.

Position regarding the legalization of pirate software

At the beginning of March, many media published articles stating that the Russian authorities were planning to allow the use of pirate software. However, the Ministry of Digital Development, Communications and Mass Media of Russia has made an official statement that it does not approve

https://digital.gov.ru/ru/events/41451/ the legalization of pirate software, due to the exit of a large number of vendors from the Russian market.

Such regulations mainly include Presidential Decree № 79 http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202202280049 and Government Order № 430-r http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203070001 which determine the list of unfriendly states towards Russia.

Are there any concrete examples of the measures taken to the unfriendly countries like the "Decree of the Government of the Russian Federation dated 6 March 2022 No. 299 'On Amending item 2 of the Methodology of calculation of compensation's amount to be paid to patent owner resulted in decision to use invention, utility model or industrial design without patent owner's consent, and procedure of its payment". If yes, please let us know the concrete examples.

According to orders 3718-r and №429-r, due to the urgent need to protect life and health of citizens the Russian companies Pharmasyntez and R-Pharm are allowed to use inventions protected by Eurasian patents owned by Gilead (US) for the purpose of supplying medicines with the international nonproprietary name "Remdesivir" used to treat COVID-19 to the population of the Russian Federation (https://base.garant.ru/400169350/ http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060012)

Previously the Decree of the Government of the Russian Federation on the amount of compensation to be paid to the patentee if a decision is made to use an invention, utility model or industrial design without consent of the patentee was adopted on October 28, 2021. http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202110200040?index=0&rangeSize=1&ysclid=ld8mvdx9ov169881009.

There were only three such government authorization issued in Russia. The first two "government authorization" (in 2020 – Order of the Government No.3718-r of 31 December 2020; and 2021 – Order of the Government No. 3915-r of 28 December 2021) were issued subject to payment to patent holders of the remuneration. The third Government authorization (Order of the Government No. 429-r of 5 March 2022) provides for no remuneration.

A Decree defining a new procedure of payments under license contracts with right holders from non-friendly countries (Presidential Decree No. 322) was signed by the Russian President Mr. Vladimir Putin on May 27, 2022. According to the document, payment for content should be made through a special ruble account opened in an authorized bank. This procedure should help to avoid

problems with transfers due to banking restrictions and protect Russian users of intellectual products from unilateral termination of contracts.

The decree put an end to the debate about whether sanctions in the field of intellectual property will lead to the legalization of piracy. The document clearly states: content should be paid for.

This decision should be assessed in the context of other measures already taken and under consideration, such as parallel import allowed and compulsory licensing: “The new procedure concerns those contracts that are in effect now and those that may be concluded in the future. This is another way to have a dialogue with partners and look for solutions to stay within the legal framework. The main message of the Decree is: we are ready to fulfill our obligations. But for those who are not ready, of course, we need to introduce the instrument of compulsory licensing, by analogy, as it already works in patent law.” Presidential Decree No. 322 of 27.05.2022.
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205270016?index=0&rangeSize=1

Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the IP measures taken by Russia. Especially, please let us know the references (e.g., websites, public documents, and so on.) written in English.

Federal Law No. 503-FZ of December 5, 2022 "On Amendments to Part Four of the Civil Code of the Russian Federation".
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205270016?index=0&rangeSize=1

The draft law (184016-8) proposes on expanding the range of objects of application of compulsory licensing and extend it to objects of copyright and related rights has been terminated and sent for revision
https://www.garant.ru/article/1566986/?ysclid=lbkgycwpl9874732514

ROSPATENT issued a statement https://rospatent.gov.ru/ru/news/poziciya-rospatenta-01042022 that the existence of an earlier registered trademark of a foreign company is, as before, a direct obstacle to the registration of a 'new' identical, or similar, trademark under Russian laws. We believe that in Russia there are no and will not be legal grounds for re-registration of trademarks of foreign companies that have left Russia.

recent changes in the Civil Code does not relate to the IP sanction to unfriendly countries and generally concern industrial designs and geographical indications and appellations of origin of goods.

**(2) Intellectual Property Sanction from other countries against the measures taken by Russia**

What sanctions are adapted against Russia regarding Russian Intellectual Property measures described in (1) by other countries?

The US Department of the Treasury has decided to make an exception to the sanctions regime in order to protect right owners of intellectual property. Now U.S. citizens and companies will be able to enter into transactions regarding copyrights, trademarks and patents with Russian subjects, even those under sanctions. The same general license will also allow Russians to protect their exclusive rights in the United States, including registration and dispute resolution in the courts.

The Office of Foreign Assets Control (OFAC) of the U.S. Department of the Treasury has issued a general license, which is making allowances in the sanctions regime.

Some types of actions with intellectual property are now allowed, both in the U.S. and in Russia. These include: obtaining and renewing patents, trademarks, copyrights (and other forms), as well as filing applications for their and prosecution of such applications

Further, the license allows you to participate as a plaintiff or defendant in litigation for infringement of patent, trademark or other intellectual property. russia_gl31.pdf (treasury.gov)
https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl31.pdf

The Effects Of U.S. Sanctions And Russia Response On Intellectual Property Assets
The Effects Of U.S. Sanctions And Russia Response On Intellectual Property Assets - Patent – Worldwide (mondaq.com)

Stopping clinical trials of foreign drugs in Russia could mean that these drugs will not be registered in RF
https://www.kommersant.ru/doc/5306861?ysclid=lbf1v5rvei641948586
https://gxpnews.net/en/2022/09/300-drugs-from-foreign-companies-will-not-be-available-to-russianpatients-over-the-next-decade/

Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the Intellectual Property Sanction by other countries.

USA and Russia

https://seamless.legal/en/rus/publication/us-removes-intellectual-property-from-scope-of-russia-relatedsanctions
https://www.hbiplaw.com/library-posts/blog/update-and-clarification-on-u-s-sanctions-against-russia-asrelates-to-intellectual-property/?utm_source=Mondaq&utm_medium=syndication&utm_campaign=LinkedInintegration

EU sanctions apply to intellectual property rights (e.g. trademarks, designs, patents, plant variety rights).
https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf

**(3) Relationship between the Measures taken by Russian Federation and RU-JP Investment Treaty**

With regard to the claim for Intellectual Property (IP) damage derived from Russian invasion to Ukraine, the investment arbitration will be more effective than Russian internal court litigations as the resolution method according to the Japanese article.

Russia does not intend to continue negotiations on a peace treaty due to the "obvious non-friendly nature of the unilateral restrictions imposed by Japan against Russia". Japanese visa-free travels to the Kurils are also stopped. https://www.rbc.ru/politics/21/03/2022/623899279a794778bb2cb901

The Japanese government introduced further sanctions against Russia on 26 September 2022.
https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/japan-introduces-further-sanctions-against-russia-5/

What procedures are applicable for Japanese companies actually suffered from the measures taken by Russia in order to seek the claim for the IP damage?
What kinds of measures instead of the investment arbitration (RU-JP investment treaty) can be applicable if Japanese companies are actually suffered from the measures taken by Russia?

No information was found in public sources.

**(4) Influences to Russian Companies against measures taken by Russia regarding IP and IP Sanction from other countries**

**(4-1) Influences to Russian Companies against measures taken by Russia regarding IP**

What kinds of influences are and will be happened to Russian industries by the measures taken by Russia relating to IP?

The deep political crisis in relations that emerged between Russia and the West after February 2022 has led to large-scale changes in the application of economic sanctions. There was a significant increase in the speed, concentration and scope at which sanctions could be applied to one country. This "Sanctions tsunami" against Russia is a sign of a bifurcation point.

Despite the colossal damage from the sanctions, the Russian economy has shown a high threshold of stability. The authorities have managed to maintain financial stability. Export deliveries are being redirected to Asian markets. Critical imports are being replaced with substitutes from friendly countries. Russian business is actively exploring the niches of Western firms that have left the country. The process hasn't gone smoothly everywhere, and it is far from always possible to replace assets that are being disposed of with adequate analogues. However, the very system of life under sanctions is being consistently built and has a real chance of stability.
https://russiancouncil.ru/en/analytics-and-comments/analytics/sanctions-at-a-bifurcation-point/
https://www.mos.ru/en/news/item/115194073/

Statistics and indicators of entrepreneurship in Russia in 2022 - a study by industry (IP is not mentioned). Entrepreneurs are looking for free niches, in which there used to be a large percentage of imports products (import substitution)
https://f.partnerkin.com/blog/allinfo/izmenenie_v_biznes_sfere

What kinds of reactions do Russian industries take toward measures taken by Russia relating to IP? If there are any concrete actions (e.g., position paper, statement, and so on) from Russian industry groups/companies, please let us know the reactions with the concrete actions.

Threats and risks for trademarks in Russia https://www.gorodissky.com/publications/articles/threats-and-risksfor-trademarks-in-russia/?utm_source=Mondaq&utm_medium=syndication&utm_campaign=LinkedInintegration.

What kinds of actions are expected regarding the IP measures from Russia to other countries from now on? Please let us know the actions with the basis.

Patent strategies in the conditions of sanction: reverse engineering, etc.
https://rospatent.gov.ru/content/uploadfiles/ehrivanceva-30032022.pdf

McDonald's restaurants - which closed when the company ceased to trade in Russia in May - began to reopen in June under the name "Vkusno i tochka". The new restaurant chain's menu consists

largely of rebranded McDonald's items. McDonald's replacement restaurants are unveiled in Russia | CNN Business.

Coca Cola HBC AG (CCH.L) has started making a local cola, Dobry Cola, in Russia Coca-Cola bottler starts making 'Dobry Cola' in Russia | Reuters

Updated: November 11, 2022 Embargoes, Sanctions, and Treaty Compliance Subcommittee. https://www.inta.org/resources/the-status-of-intellectual-property-in-russia-and-ukraine/

The number of trademark applications from foreigners declined amid sanctions. Most of them were filed by entrepreneurs from China and the U.S. https://www.rbc.ru/economics/20/09/2022/632853249a79474b395507fc

**(4-2) Influences to Russian Company against IP Sanction from other countries**

What kinds of influences are and will be happened to Russian industries by the sanction from other countries?

The situation in Russia and Ukraine has affected the countries' respective intellectual property (IP) offices The Status of Intellectual Property in Russia and Ukraine - International Trademark Association (inta.org).

20.07.2022 Here is a list of the main EU, US and UK sanctions imposed against Russian entities and individuals that affect intellectual property issues: Review of sanctions relating to intellectual property (cls.ru)

What kinds of reactions do Russian industries take toward sanction from other countries? If there are any concrete actions (e.g., position paper, statement, and so on) from Russian industry groups/companies, please let us know the reactions with the concrete actions.

Intellectual property rights related provision: council regulation 269/2014 frequently asked questions – as of 8 september 2022 https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf

What kinds of actions are expected regarding the sanction from other countries from now on? Please let us know the actions with the basis.

Could you let me know the expected actions, if any? (What kinds of actions are expected regarding the sanction from other countries from now on? Please let us know the actions with the basis.

We have no information about such actions.

**(5) Legal system related to Security**

As the Legal system related to Security, we assume that Russian Law does not define the patent non-disclosure system.

Could you let us know the content of the patent non-disclosure system and its concrete examples in Russia, if any?
Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the patent non-disclosure system in Russia.

Civil Code of the Russian Federation Article 1405. Exclusive right to a secret invention

The use of a secret invention and disposal of the exclusive right to a secret invention shall be carried out in compliance with the legislation on state secrets.
https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_64629/76dd3ce66c9e5fef2cb76d0b8070dd31e1b8b9fd/?ysclid=lbuyb9fae5680536568

Information constituting state secrets (for example Article 24).
https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/rus_e/wtaccrus58_leg_125.pdf

The State Duma adopted a bill banning the dissemination of "counter-sanction information", including IP
https://www.tadviser.ru/index.php/%D0%A1%D1%82%D0%B0%D1%82%D1%8C%D1%8F:%D0%A1%D0%B0%D0%BD%D0%BA%D1%86%D0%B8%D0%B8_%D0%B8_%D0%BE%D0%B3%D1%80%D0%B0%D0%BD%D0%B8%D1%87%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D1%8F_%D0%B2_%D0%BE%D0%B1%D0%BB%D0%B0%D1%81%D1%82%D0%B8_%D0%B2%D1%8B%D1%81%D0%BE%D0%BA%D0%B8%D1%85_%D1%82%D0%B5%D1%85%D0%BD%D0%BE%D0%BB%D0%BE%D0%B3%D0%B8%D0%B9_%D0%BF%D1%80%D0%BE%D1%82%D0%B8%D0%B2_%D0%A0%D0%BE%D1%81%D1%81%D0%B8%D0%B8?ysclid=lbkilqpibb348356871

**(6) Compulsory License and Governmental Permission Difference**

**(6-1) Compulsory license (Article 1362 of the Civil Code)**

Article 1362 of the Russian Civil Code determines the grounds for compulsory licensing in Russia. It stipulates that where a patented invention fail to be used or are insufficiently used by the patent owner and its licensee for four years from patent grant and it leads to insufficient offer of respective goods or services on the internal market, any person, willing and ready to use the patented invention, given the patent owner's refusal to conclude with such person a license agreement on generally accepted terms in the practice, shall have the right to start a legal action against the patent owner for a compulsory nonexclusive license to use such invention. In the event that the patent owner fails to prove that the non-use or insufficient use of the invention is caused by sound reasons, the court shall decide on the grant of such license and its terms. The total amount of payments shall be established as at least the license price set in similar circumstances.
Besides, in the event that a patent owner cannot exploit his/her patent without infringing on the rights of an owner of another patent for an invention, who has refused to conclude a license agreement on generally accepted terms, such patent owner shall have the right to start a court action against the owner of the other patent for a compulsory nonexclusive license to use the invention of the owner of the other patent, provides
the invention claimed in his/her patent represents an important technical achievement with significant economic advantages over the invention of the owner of the other patent.
When granting, as per the court decision, the said license, the total amount of payments shall be established at no less than the license price, normally determined under similar circumstances. The owner of the first patent is entitled to get a nonexclusive license to use the invention, in connection with which the compulsory nonexclusive license was granted, on generally accepted terms in the practice.

**(6-2) Government authorization (Article 1360 of the Civil Code)**

Article 1360 of the Civil Code provides that in case of emergency related to ensuring the defense and security of the state, protecting the life and health of citizens, the Government can allow a third party to use patented invention, utility model or industrial design without the consent of the patentee, notifying him of this as soon as possible and paying him reasonable compensation.
The Methods for Determining a Compensation were approved by the Government on 18 October 2021 (Resolution No. 1767) and they stipulated that, when the Government issues the authorization, a compensation to the patentee should amount to 0.5% of the revenues received from the use of the patented invention, utility model, or industrial design by the person to whom such a “government licence” is issued.

Recently, the Methods for Determining a Remuneration were amended so that, for the patent holders from countries that commit unfriendly acts against Russian individuals and legal entities, "the compensation is 0% of the revenues..." (Resolution of the Russian Government No. 299 of 6 March 2022.

There were only three such government authorization issued in Russia (in 2020, 2021, and 2022). And they all relate to the use of several patents of the Gilead group of companies (USA) for the inventions used in the production of Remdesivir used to treat COVID-19.

The first two "government authorization" (in 2020 – Order of the Government No.3718-r of 31 December 2020; and 2021 – Order of the Government No. 3915-r of 28 December 2021) were issued subject to payment to patent holders of the remuneration. The third Government authorization (Order of the Government No. 429-r of 5 March 2022) provides for no remuneration.

**(7) About re-registration of trademarks of foreign companies that have left Russia.**

We believe that in Russia there are no and will not be legal grounds for re-registration of trademarks of foreign companies that have left Russia.

Our opinion is confirmed by the comments of Rospatent on this issue https://rospatent.gov.ru/en/news/poziciya-rospatenta-01042022. In particular, Rospatent noted that even in cases of applications for confusingly similar to the trademarks of foreign applicants, an examination will be carried out to determine whether the filed mark meets the legal requirements. Thereby, the presence of an identical or similar trademark that has already been registered is an impediment to its registration.

**(8) About the prospects of patent protection in the Russian Federation.**

In our opinion, there are no preconditions for the deterioration of the situation with the protection of patent rights (including foreign patentees) in the Russian Federation.

Furthermore, at our business meetings with the direction of ROSPATENT, we have been repeatedly stated that no measures will be taken in Russia that may worsen the protection of patent rights of both national and foreign patentees.

## ＜米国：Hogan Lovells＞

IP Measures taken by Russia and IP Sanction against Russia (Unites States)

**(1) Intellectual Property Sanction against Russia**

- What sanctions are adapted against Russia after Russian invasion of Ukraine in respect to Intellectual Property by US?
- Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the Intellectual Property Sanction by US.

(For Your Information)
For the moment, we recognized following sanctions in US.
March 11, 2022: USPTO determined that Patent Prosecution Highway (PPH) between USPTO and Russian Patent Office was halted .
March 22, 2022: USPTO announced that the relationship between USPTO and Russian Patent Office/Eurasian Patent Office/Belarusian Patent Office was terminated .
June 1, 2022: USPTO announced that the termination of Rospatent as an International Searching Authority (ISA) and International Preliminary Examining Authority (IPEA) for international applications received by USPTO as a Receiving Office .

In addition to the above, we are aware of the following IP-related action by the United States related to sanctions on Russia:
2022 May 5 – The U.S. Treasury clarified in General License No. 31 that U.S.'s sanctions do not prevent U.S. entities from (1) filing or prosecuting patent, trademark, copyright, or other IP applications in Russia; (2) receiving such forms of IP in Russia; (3) renewing such forms of IP such as by paying maintenance fees in Russia; or (4) filing any opposition or infringement proceeding with respect to such IP or defending against such proceedings in Russia. See General License No. 31, U.S. Treasury Office of Foreign Assets Control https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl31.pdf. The USPTO confirmed this understanding on its website. See Update on interactions with Rospatent, USPTO, https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/update-interactions-rospatent.

**(2) Relationship between the Measures taken by Russian Federation and US-RU investment treaties (signed, but not executed)**

With regard to the claim for Intellectual Property (IP) damage derived from Russian invasion to Ukraine, the investment arbitration will be more effective than Russian internal court litigations as the resolution method according to the Japanese article.

Even if a claim for damages suffered as a result of Russian invasion is brought to a court in Russia, it

is unlikely to succeed since the court only applies Russian laws. If the investment treaty violation is recognized, damage will be ordered. Therefore, the investment arbitration will be one of the potent options for Japanese companies to recover the damage suffered in their Russian business. In the event of an investment arbitration dispute with Russia, winning the arbitration is not enough. In addition, it is necessary to take into consideration the subsequent revocation lawsuit and enforcement lawsuit. Under the current situation, arbitration is the most effective procedure for companies to try to recover damages against Russia. Thus, there is an opinion that it is worth using the investment arbitration even if it costs time and money investment depending on the amount of damage. (Kazuyori Ito, Weekly Keidanren Times No. 3554 (July 28, 2022))
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0728_12.html

What procedures are applicable for US companies actually suffered from the measures taken by Russia in order to seek the claim for the IP damage?
Under the situation that US-RU Investment Treaty has not been executed, what kinds of measures instead of the investment arbitration can be applicable if US companies are actually suffered from the measures taken by Russia?

Recourse appears limited at this point for U.S. companies that are negatively affected by Russian actions and IP measures. In response to sanctions, Russian courts have recently denied compensation to foreign companies who sought to enforce their IP in Russia. See Russia OKs Use of Peppa Pig TM As Sanctions Retaliation, Law360, https://www.law360.com/articles/1473286/russia-oks-use-of-peppa-pig-tm-as-sanctions-retaliation. And in March 2022, Russia formally prohibited U.S. companies (and entities from other "unfriendly countries," including the U.S., U.K., Japan, and others) from obtaining compensation for IP infringement in Russia. See Russia says its businesses can steal patents from anyone in 'unfriendly' countries, The Washington Post, https://www.washingtonpost.com/business/2022/03/09/russia-allows-patent-theft/.

Because Russian courts are effectively unavailable, the primary current recourse for U.S. companies harmed by Russian IP prohibitions which we are aware of appears to be through the World Trade Organization's (WTO) dispute-resolution process under the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS). However, the U.S. suspended normal trade relations with Russia, and Russia may attempt to invoke security-based exceptions to its TRIPS obligations. So success through the WTO dispute-resolution procedures would be uncertain. And if Russia takes the drastic action of leaving the WTO, then U.S. companies may not have any good options for recourse from IP harm in Russia.

Nevertheless, U.S. companies should keep track of potential IP infringement in Russia, so that the

U.S. company can attempt to obtain damages for past infringement if Russia allows normal IP relations to resume. U.S. companies may also try to use U.S. courts to seek extraterritorial damages, depending on the circumstances. For example, for some forms of IP infringement, U.S. courts will allow collection of damages based on conduct both in the U.S. and abroad (e.g., in Russia). This assumes, however, that the relevant Russian company is committing some type of infringement in the U.S. and is not judgment proof (that is, has assets in the U.S. that could be used to secure a judgment).

**(3) Influences to US Company against measures taken by Russia regarding IP**

- Are there any examples actually US companies affected by the measures taken by Russia including the "Decree of the Government of the Russian Federation dated 6 March 2022 No. 299 'On Amending item 2 of the Methodology of calculation of compensation's amount to be paid to patent owner resulted in decision to use invention, utility model or industrial design without patent owner's consent, and procedure of its payment'"? If so, please let us know the examples.
- What kinds of influences are and will be happened to US industries by the measures taken by Russia relating to IP?
- What kinds of reactions do US industries take toward measures taken by Russia relating to IP? If there are any concrete actions (e.g., position paper, statement, and so on) from US industry groups/companies, please let us know the reactions with the concrete actions.
- What kinds of reactions do US industries take toward the IP sanction from US to Russia (described in (1))? If there are any concrete actions (e.g., position paper, statement, and so on) from US industry groups/companies, please let us know the reactions with the concrete actions.
- What kinds of actions are expected regarding the IP sanction from US to Russia from now on? Please let us know the actions with the basis.

Based on initial research, we have not located any specific examples in U.S. press of U.S. companies attempting to enforce IP rights in Russia after the Russian Federation's Decree No. 299. The example of Hasbro, Inc. failing to successfully enforce its Peppa Pig trademark occurred on 2022 March 3, before Russia issued Decree No. 299. And although several Russian trademark applications have been filed with the Russian Patent Office (Rospatent) on trademarks similar to the marks of McDonalds, Starbucks, and others, we have not located public press regarding efforts by U.S. companies to challenge these applications.

As a result of U.S. and Russian sanctions and political and media pressure, many U.S. companies have ceased operating in Russia or are otherwise winding down or limiting their operations there. Consequently, U.S. companies have no longer been able to obtain revenue from Russian operations, and certain Russian entities have ceased paying royalties under compulsory licenses to entities located

countries that are "unfriendly" to Russia. See Russia Suspends Compulsory License Payments for Some Non-Russians, Global IP & Technology Law Blog., https://www.iptechblog.com/2022/03/russia-suspends-compulsory-license-payments-for-some-non-russians/.

The only example that we located based on initial research of U.S. industries providing positions regarding Russia's restrictions on IP rights is a statement by the International Intellectual Property Alliance (IIPA) to the U.S. Trade Representative (USTR) regarding Russia's obligations as a member of the WTO. See https://www.regulations.gov/document/USTR-2022-0011-0001/comment. The IIPA is made up of book, software, and movie copyright-holders and is concerned with copying of protected materials in Russia. See Re: Comments Regarding Russia's Implementation of its WTO Commitments – 2022 Russia WTO Implementation Report – "Request for Comments and Notice of Public Hearing Concerning Russia's Implementation of its WTO Commitments" (87 Fed. Reg. 52102, August 24, 2022), IIPA, https://downloads.regulations.gov/USTR-2022-0011-0002/attachment_1.pdf. The IIPA explained that unauthorized copying of copyrighted works is common in Russia and that Russian authorities are not doing enough to combat the problem. The IIPA also reported that it is worried about draft Russian legislation that could be enacted in 2023 that proposes allowing compulsory licenses to copyrighted works held by entities in "unfriendly states" (including the United States). Statements by other industries to the USTR that we have seen did not relate to intellectual property matters.

After the U.S.'s first round of sanctions on Russia in March 2022, U.S. companies appeared uncertain regarding their IP rights in Russia, and whether they were able to continue filing for IP rights and submitting renewal fees. We did not locate industry comments regarding these sanctions, but many lawyers expressed this uncertainty and speculated that U.S. companies would need to wind down their Russian patents before June 2022. See, e.g., How to Wind Down Patents in Russia Over Next 3 Months, Law360, https://www.law360.com/articles/1474653/how-to-wind-down-patents-in-russia-over-next-3-months. The U.S.'s exemption of IP rights from its sanctions in General License No. 31 in May 2022 does not appear to have been the result of public pressure and may have been the result of non-public lobbying.

It is unclear what further IP-related sanctions actions could occur between the United States and Russia. While additional IP-related sanctions on Russia and those who do business with Russia are possible, we have not located public information discussing the potential scope of these sanctions.

**(4) Legal system related to Security**

As the Legal system related to Security, we recognize that 35 U.S.C. § 181 defines the patent non-disclosure system.

- Could you let us know the content of the patent non-disclosure system and its concrete examples in US?
- Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the patent non-disclosure system in US.

Under the Invention Secrecy Act of 1951, 35 U.S.C. §§ 181-188, the U.S. Government may prevent certain patent applications from issuing as patents when disclosure would harm national security. The procedure varies depending on if the U.S. Government has a property interest in the patent application or whether the application is held only by a private party. When the U.S. Government has a property interest in such patent applications, the USPTO shall order that the patent application be kept secret and not issue as a patent. See 35 U.S.C. § 181. But for patent applications held by a private party, U.S. Government agencies are given the opportunity to review the application and decide whether to prevent publication. Id. If the U.S. Government decides that an application must be kept secret for a certain period of time, the USPTO will keep it secret as long as necessary. If the application-owner disagrees, it may petition the U.S. Department of Commerce to lift the secrecy order and he may sue the government for compensation in the U.S. Court of Claims.

Apart from the statutes of the Invention Secrecy Act statutes themselves, 35 U.S.C. §§ 181-188, the following articles summarize the procedure in more detail:

The Potential Snare of Secrecy Review in U.S. Patent Prosecution, Quinn IP Law, https://www.quinniplaw.com/the-potential-snare-of-secrecy-review-in-the-us-patent-prosecution/

An Overview on the Invention Secrecy Act of 1951, Khurana & Khurana, https://www.khuranaandkhurana.com/2021/10/08/an-overview-on-the-invention-secrecy-act-of-1951/

The Invention Secrecy Act: The USPTO as a Gatekeeper of National Security, IP Theory, https://www.repository.law.indiana.edu/ipt/vol8/iss1/4/

Various examples of inventions being subject to the Invention Secrecy Act are described in the following articles:

- An inventor created a wireless communication system in the early 2000s that was subject to a secrecy order that delayed patentability for five years and prevented commercialization of the idea. See, e.g., Government Secrecy Orders on Patents Have Stifled More Than 5,000 Inventions, Wired Magazine, https://www.wired.com/2013/04/gov-secrecy-orders-on-patents/

- Patent applications by inventors who didn't receive any government funding can also be subject to secrecy orders. For example, the inventor of a waterplane with twin hulls was subject to a secrecy order, which delayed the patent's prosecution and could have caused harm to technological development. See What Happens When the Feds Decide an Invention Is 'Secret?' , National Defense Magazine, https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2015/12/31/2016january-what-happens-when-the-feds-decide-an-invention-is-secret

- Invention secrecy started in the 1930s and grew in the 1940s with the necessity to maintain secrecy of nuclear weapons technology. For example, in 2000, the USPTO issued a patent filed in 1936 for a cryptograph to manually code and decode messages that has been subject to a Secrecy Order for over 60 years. See, e.g., The U.S. Government's Secret Inventions, Slate, https://slate.com/technology/2018/05/the-thousands-of-secret-patents-that-the-u-s-government-refuses-to-make-public.html

＜ドイツ（欧州）：**Bird & Bird**＞

**ABSTRACT**

In rection to Russia's invasion of the Ukraine in February 2022, many countries, including the EU member states, have imposed various economic sanctions against Russia and Belarus and are therefore considered "unfriendly" by Russia. In turn, Russia has imposed counter-sanctions on those "unfriendly countries". This memorandum outlines the impact of these sanctions on the field of intellectual property law.

## A. INTELLECTUAL PROPERTY SANCTIONS AGAINST RUSSIA

Questions:

1) What sanctions are adapted against Russia after Russian invasion of Ukraine in respect to Intellectual Property by Germany and European Union?

2) Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the Intellectual Property Sanction by Germany and European Union.

Outset: (For Your Information)

March 9, 2022:

EUIPO announced that the collaboration with Russian Patent Office and Eurasian Patent Office was terminated.

April 25, 2022:

EPO determined that Patent Prosecution Highway (PPH) between EPO and Russian Patent Office was halted.

May 13, 2022:

EPO and Ukraine Patent Office signed Reinforced Partnership which includes staff secondments, grants for Ukrpatent staff and Ukrainian researchers, extensive European Patent Academy training, access to continuous online learning, access to EPO patent databases and data services, and support for Ukrainian innovators through the EPO PATLIB 2.0 project. And the Memorandum of Understanding for 2 years was executed on July 21, 2022.

### I. IPR-Related Sanctions by the EU

#### (1) Overview of EU-Sanctions Against Russia

1. After the Russian Federation ("Russia") invaded Crimea in February and March 2014, the European Union ("EU") imposed numerous sanctions against Russia for actions threatening Ukraine's territorial integrity. Following Russia's further aggression and the invasion of Eastern

Ukraine in February 2022, the EU massively expanded the sanctions[912]. Sanctions that are relevant for the field of intellectual property are presented in detail below. Measures have also been taken to make it easier for intellectual property rights ("IPRs") holders from Ukraine to register and maintain their IPRs[913].

2. The main legal sources of sanction measures against Russia are

· Council Regulation (EU) No 269/2014 of 17 March 2014 concerning restrictive measures in respect of actions undermining or threatening the territorial integrity, sovereignty and independence of Ukraine ("CR 269/2014")[914];

· Council Regulation (EU) No 692/2014 of 23 June 2014 concerning restrictive measures in response to the illegal annexation of Crimea and Sevastopol ("CR 692/2014")[915];

· Council Regulation (EU) No 883/2014 of 31 July 2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine ("CR 883/2014")[916].

3. As mentioned above, these sanctions were already imposed in response to the "first" Russian invasion of Ukraine in 2014. Over time, they have been repeatedly adapted, expanded and reinforced.

4. Initially, CR 692/2014 prohibited the import of goods originating in Crimea and Sevastopol into the EU. This was later extended to restrict the export of certain goods and technology into Crimea and Sevastopol as well as to prohibit the acquisition of real estate, the establishment of joint ventures and the provision of services in the region[917]. Comparable sanctions now also apply in relation to the Luhansk and Donetsk oblasts[918]. CR 883/2014 contains an embargo on goods and services on

---

[912] For a comprehensive overview of sanctions imposed since 2014 see the timeline available at https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/history-restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/ and the overview of sanction packages available at https://finance.ec.europa.eu/eu-and-world/sanctions-restrictive-measures/sanctions-adopted-following-russias-military-aggression-against-ukraine_en.

[913] E. g. EPO, 3 March 2022, Notice from the European Patent Office concerning the application of Rule 134(5) EPC in the situation resulting from the military aggression against Ukraine, Official Journal 3/2022, A26, https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/03/2022-03.pdf#page=9; EUIPO, 9 March 2022, Statement on Ukraine, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/-/the-euipo-has-adopted-a-number-of-measures-in-coordination-with-the-eu-institutions; GPTO, 8 March 2022, Important notice – On the occasion of the current situation in Ukraine, https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_08032022/index html.

[914] Available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0269; the regulations cited have been updated over time. For the consolidated version of CR 269/2014 that includes all adjustments see https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02014R0269-20221114. All references to EU regulations herein are to the consolidated versions of documents.

[915] Available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0692; for the consolidated version *see* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02014R0692-20221006.

[916] Available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0833; for the consolidated version see https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02014R0833-20221204.

[917] Schwendinger/Göcke, Die Russland-Sanktionen der EU, EuZW 2022, 499

[918] Council Regulation (EU) 2022/263 of 23 February 2022 concerning restrictive measures in response to the illegal recognition, occupation or annexation by the Russian federation of certain non-government controlled areas of Ukraine; for the consolidated version *see* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R0263-20221007&qid=1672679223031&from=de.

Russia itself. It prohibits the sale, delivery, transfer and export of certain goods that may be used for military means. Both regulations affect IPRs at most indirectly[919].

5. CR 269/2014 identifies certain persons and entities as personally responsible for acts undermining or threatening the territorial integrity, sovereignty and independence of Ukraine. Under the regulation, economic relations with these persons and entities are prohibited to a wide extent, and economic resources of said per-sons are frozen.

**(a) Scope of application**

6. According to Art. 17 CR 269/2014, the regulation applies within the territory of the EU, to any person inside or outside the territory of the EU who is a national of a Member State, to any legal person, entity or body, inside or outside the territory of the EU, which is incorporated under the laws of a Member State and to any legal person, entity or body in respect of any business done in whole or in part within the EU.

**(b) Targeted Persons**

7. The freezing of economic resources targets more than 1,200 natural persons and more than 100 entities, listed in Annex I CR 269/2014. This list includes individuals such as members of the government and prominent businessmen and oligarchs, but also companies such as Rosneft and Kalashnikov. Art. 3 CR 269/2014 specifies the conditions under which persons and entities are to be included in Annex I. In principle, the sanctions are restricted to the listed person or organization itself. Other persons associated with these are not covered by this unless they are listed themselves.

8. However, the situation is different if a non-listed person is owned or controlled by a listed person[920]. A legal person or entity is deemed to own or control another per-son or entity if it holds more than 50% of the proprietary rights or has a majority share in it (listed natural and legal persons and legal persons or entities owned or controlled by a listed natural or legal person are hereinafter referred to as ”Targeted Persons”[921].

---

[919] *Schwendinger/Göcke*, Die Russland-Sanktionen der EU, EuZW 2022, 499, 500.
[920] *Pelz/Sachs*, Die neuen Sanktionen gegen Russland und ihre Folgen, WM 2022, 749
[921] Council of the European Union, 4 March 2018, Restrictive measures (Sanctions) – Update of the EU Best Practices for the effective implementation of restrictive measures, https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8519-2018-INIT/en/pdf, No. 62 (p. 22).

**(c) Freezing of Economic Resources**

9. CR 269/2014 contains inter alia the particularly severe sanction that a Targeted Person's economic resources shall be frozen and that no assets shall be made available to a Targeted Person. Art. 2 CR 269/2014 states:

> (1) All funds and economic resources belonging to, owned, held or controlled by any natural or legal persons, entities or bodies, or natural or legal persons, entities or bodies associated with them, as listed in Annex I, shall be frozen.
>
> (2) No funds or economic resources shall be made available, directly or indirectly, to or for the benefit of natural or legal persons, entities or bodies, or natural or legal persons, entities or bodies associated with them, as listed in Annex I.

10. Art. 1 lit. (d) CR 269/2014 states:

> 'economic resources' means assets of every kind, whether tangible or intangible, movable or immovable, which are not funds but may be used to obtain funds, goods or services;

11. Art. 1 lit. (f) CR 269/2014 states:

'freezing of economic resources' means preventing the use of economic resources to obtain funds, goods or services in any way, including, but not limited to, by selling, hiring or mortgaging them;

12. "Freezing of economic resources" means that any asset of a Targeted Person, whether tangible or intangible, movable or immovable, cannot be used by anyone to obtain other funds or assets.

13. IPRs qualify as intangible "economic resources" and, thus, are also subject to this restriction. EU sanctions prohibit making IPRs available (e. g. by means of licensing agreements) to Targeted Persons. By way of principle, no further transactions are possible with those persons. Once an IPR applicant has been determined to be a Targeted Person, all steps of the registration or transfer procedure should be immediately suspended to guarantee that no economic resources are made available to or for the benefit of Targeted Persons[922].

14. As a consequence, public institutions (e.g. a patent or trademark register) must not enable the use of IPRs of a Targeted Person[923]. EU and Member States intellectual property offices must,

---

[922] FAQ on IPR, no. 5. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[923] FAQ on IPR, no. 1. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

therefore, not grant new registrations for an IPR and they must not register transfers of already granted IPRs, if they belong to a Targeted Person[924]. The European Patent Office ("EPO")[925] and the European Union Intellectual Property Office ("EUIPO")[926] , therefore, have announced to suspend co-operation with the national patent offices of Russia and of Belarus and to put on hold the co-operation activities with the Eurasian Patent Organisation. EU and Member States' intellectual property offices can display an indication that a given Russian and Belorussian IPR is frozen due to the EU sanctions. However, frozen IPRs should still be displayed in the online databases[927].

15. EU and Member States intellectual property offices are required to suspend the initiation of new opposition procedures by a Targeted Person, the participation therein or the continuation of pending opposition/invalidity proceedings, unless these proceedings are necessary to preserve an already granted case[928].

16. According to the "FAQ on Intellectual Property Rights" ("FAQ on IPR")[929] issued by the European Commission with respect to CR 269/2014, Targeted Persons should still be permitted to defend an IPR, such as a patent, in opposition or nulli-ty proceedings to the extent necessary to preserve the right[930].

17. Targeted Persons should still be allowed to enforce frozen IPRs before EU courts, insofar as the judicial proceeding is necessary to preserve the right[931]. This raises the question as to whether filing an infringement proceeding by a Targeted Person against a third party is always "necessary to preserve the right". The FAQ on IPR remain silent on this. Thus, this question will for the respective EU court (and ultimately the European Court of Justice (CJEU)) to decide. Restrictions concerning

---

[924] FAQ on IPR, no. 2. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[925] EPO, 1 March 2022, Standing together for peace in Europe, https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220301a html

[926]. EUIPO, 9 March 2022, Statement on Ukraine, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/-/the-euipo-has-adopted-a-number-of-measures-in-coordination-with-the-eu-institutions

[927] FAQ on IPRs, no. 3. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[928] FAQ on IPRs, no. 13. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[929] European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[930] FAQ on IPRs, no. 14. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[931] FAQ on IPRs, no. 12. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

the asset freeze and the prohibition to make funds available to Targeted Persons remain applicable[932].

18. Since EU sanctions prohibit making economic resources available to Targeted Per-sons, a licensee of IP belonging to a Targeted Person must not pay license fees to a Targeted Person. Licensors must also refrain from making IPRs available to Targeted Persons (e. g. by means of IP assignments or out-licensing agreements). So far and as far as we are aware of, the question of whether existing license agreements must be terminated has not been discussed. However, in view of the general strictness of the sanctions, in particular with respect to the legal consequences of a violation (see A.II.2. below), this seems advisable. Under German civil law, Art. 2 CR 269/2014 should serve as a "good cause" to terminate the respective agreement.

**(d) Accompanying regulations**

19. Art. 8 CR 269/2014 requires natural and legal persons, entities and bodies to pro-vide information to and to cooperate with the competent authorities of the Member States (see the list of Member State authorities in Annex II CR 269/2014). They are obliged to facilitate the application of Art. 2 CR 269/2014. Art. 9 CR 269/2014 prohibits the knowing of and intentional participation in activities designed to circumvent the measures referred to in Art. 2 CR 269/2014. Art. 10 CR 269/2014 indemnifies the addressees of the regulation for the freezing of eco-nomic resources, carried out in good faith. Art. 11 CR 269/2014 prohibits the fulfilment of any claim made in connection with the measures imposed under this regulation.

**(e) Exemptions from Art. 2 CR 269/2014**

20. Art. 2a CR 269/2014 and Art. 4 to 7 CR 269/2014 exempt or allow authorities to exempt certain business relationships from the freezing of economic resources under Art. 2 CR 269/2014. For example, these exemptions allow the provision of economic resources, which would otherwise be covered by Art. 2 CR 269/2014, for humanitarian uses in Ukraine or for the satisfaction of basic needs of the Targeted Persons. For example, in accordance with Art. 4 para. 1 lit. (c) CR 269/2014 a Targeted Person could consider applying to the relevant national authorities to allow the release of funds that have been frozen by a bank in a Member State to pay renewal fees for its IPRs, and allow the EU or Member State IP office to register the renewal[933].

---

[932] FAQ on IPRs, no. 12. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[933] FAQ on IPRs, no. 8. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

## II. IP-Related Sanctions by Germany

### (1) EU sanctions applicable in Germany

21. The Federal Republic of Germany itself has not taken measures beyond the EU sanctions described under A.I[934] which, due to the legal character as EU regulations, are directly applicable in all Member States[935]. In order to enforce these sanctions, the German Patent and Trade Mark Office ("GPTO" [Deutsches Patent- und Markenamt, DPMA]) has suspended "the Patent Prosecution Highway ["PPH"]) between the GPTO and the Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks of Russia (ROSPATENT)"[936]. The PPH is a program to accelerate patent examination and allows the request of an accelerated processing of an application if the claims have been deemed patentable/allowable by another office[937].

### (2) Legal consequences of a sanction violation in Germany

22. A violation of the sanctions, e. g. licensing a patent to an entity listed in Annex I CR 269/2014, is punishable by prison sentence of up to five years or a monetary fi-ne in accordance with sec. 18, 19 of the Foreign Trade and Payments Act (Außen-wirtschaftsgesetz, AWG) and Section 82 of the Foreign Trade and Payments Ordinance (Außenwirtschaftsordnung, AWV)[938].

## B. RELATIONSHIP BETWEEN THE MEASURES TAKEN BY [THE] RUSSIAN FEDERATION AND INVESTMENT TREATIES (GERMANY-RUSSIAN FEDERATION AND EUROPEAN UNION-RUSSIAN FEDERATION)

With regard to the claim for Intellectual Property (IP) damage derived from Russian invasion to Ukraine, the investment arbitration will be more effective than Russian internal court liti-gations as the resolution method according to the Japanese article.

Questions:

1) What procedures are applicable for DE/EU companies actually suffered from the measures taken by Russia in order to seek the claim for the IP damage?

---

[934] German Federal Government (Bundesregierung), 26 July 2022, Which sanctions have been adopted against Russia?, https://www.bundesregierung.de/breg-en/news/eu-sanctions-2008438.

[935] German Federal Ministery for Economic Affairs and Climate Action, 25 November 2022, Fragen und Antworten zu Russland-Sanktionen, https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/FAQ/Sanktionen-Russland/faq-russland-sanktionen html, no. 8.

[936] GPTO, 17 August 2022 , Important notice – PPH between the German Patent and Trade Mark Office (DPMA) and the Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks of Russia (ROSPATENT), https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_17082022/index html.

[937] For the PPH at the EPO *see* https://www.epo.org/applying/international/patent-prosecution-highway html.

[938] German Federal Ministery for Economic Affairs and Climate Action, 25 November 2022, Fragen und Antworten zu Russland-Sanktionen, no. 12. https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/FAQ/Sanktionen-Russland/faq-russland-sanktionen html

2) What kinds of measures instead of the investment arbitration can be applicable if DE/EU companies are actually suffered from the measures taken by Russia?

Outset: Even if a claim for damages suffered as a result of Russian invasion is brought to a court in Russia, it is unlikely to succeed since the court only applies Russian laws. If the in-vestment treaty violation is recognized, damage will be ordered. Therefore, the investment arbitration will be one of the potent options for Japanese companies to recover the damage suffered in their Russian business. In the event of an investment arbitration dispute with Russia, winning the arbitration is not enough. In addition, it is necessary to take into con-sideration the subsequent revocation lawsuit and enforcement lawsuit. Under the current situation, investment arbitration is the most effective procedure for companies to try to re-cover damages against Russia. Thus, there is an opinion that it is worth using the invest-ment arbitration even if it costs time and money depending on the amount of damage. (Kazuyori Ito, Weekly Keidanren Times No. 3554 (July 28, 2022)) https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0728_12.html

## I. Procedures Available to European/German Companies That Have Been Dam-aged by Russian Countersanctions

23. It is likely that Russian countersanctions violate Russia's obligations under international law. Such obligations arise from investment treaties such as the European-Russian Partnership and Cooperation Agreement ("ERPCA")[939] and the German-Russian Investment Promotion and Protection Treaty ("GRIPPT", ([Deutsch-russischer Investitionsförderungs- und Schutzvertrag, IFV])[940].

### (1) Partnership and Cooperation Agreement between the EU and Russia

24. Art. 54 ERPCA recognizes the need for an adequate and effective protection of intellectual, industrial and commercial property rights. Art. 98 ERPCA contains provisions for arbitral proceedings in relation to the Agreement. However, as far as we are aware of, there is no precedent for actual proceedings on this basis. The reason for this is likely that most Member States have

[939] Agreement on partnership and cooperation establishing a partnership between the European Communities and their Member States, of one part, and the Russian Federation on the other part of 24 June 1994, Official Journal of the European Communities ("**OJEC**") of 28 November 1997, L 327/3, https://eur-lex.europa.eu/resource html?uri=cellar:70f7046b-4dca-476f-a80a-8438fe467bbb.0010.02/DOC_1&format=PDF.

[940] Treaty of 13 June 1989 between the Federal Republic of Germany and the Union of Soviet Socialist Republics on the Promotion and Reciprocal Protection of Capital Investments (*Vertrag vom 13 Juni 1989 der Bundesrepublik Deutschland und der Union der Sozialistischen Sowjetrepubliken über die Förderung und den gegenseitigen Schutz von Kapitalanlagen*), Federal Law Gazette ("FLG" [Bundesgesetzblatt, BGBl.]) 1990 II, p. 342; available in German and Russian at https://germania.diplo.de/blob/1280826/9a13b8fe51e407ba934205dd2cc5f8b5/1989-abkommen-investitionsschutz-data.pdf.

entered into bilateral in-vestment protection agreements with Russia, such as the GRIPPT, discussed under B.I.2[941].

**(2) Investment Promotion and Protection Treaty between Germany and Russia**

25. The GRIPPT protects capital investments of German investors in Russia and according to its Art. 1 para. 1 lit. a) 4th hyphen the term "capital investment" ("Kapitalanlage") includes IPRs[942]. Of the provisions contained in the GRIPPT, only Art. 4 regarding expropriation and Art. 5 regarding capital transfers have practical relevance because only these provisions are subject to the arbitration clause contained in Art. 10 para. 2 GRIPPT[943].

26. With regard to IPRs, Art. 4 GRIPPT is of particular importance. The provision protects investors from expropriation and measures with similar effects (so-called in-direct expropriations such as compulsory insolvency after forced administration). Such measures are only permitted to the extent carried out in the public interest, in compliance with the applicable procedure, against compensation if they and are non-discriminatory. The compensation must correspond to the actual value of the expropriated investment[944].

27. If an investor wishes to challenge measures prohibited by Art. 4, 5 GRIPPT, it must refer the matter to an international arbitral tribunal in accordance with Art. 10 para. 2 GRIPPT[945]. If the arbitration procedure led to an award favourable to the investor, it is still doubtful whether the current Russian government would voluntarily comply with it. However, the award would be enforceable in the 169 states party to the New York Convention[946]. A (non-IP-specific) example regarding expropriation is Sedelmayer v. Russia[947]. In this case, Russian holdings of a Ger-man individual were "nationalized" by the Russian government without a compensation payment. The individual Mr Sedelmayer pursued this claim in arbitration which resulted in the first international

[941] For a list of bilateral investment treaties concluded with Russia *see* https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/countries/175/russian-federation.

[942] *See also Happ*, Russische Enteignungsdrohungen: Deutsche Unternehmen sind nicht schutzlos, UkuR 2022, 136, 138 mn. 11

[943] *Happ*, UKuR 2022, 136, 137 mn. 9.

[944] *Happ*, UKuR 2022, 136, 138 mn. 13.

[945] Regarding arbitration proceedings within the framework of investment treaties with Germany in general *see Semler*, Schiedsverfahren im Rahmen von Investitionsschutzabkommen der Bundesrepublik Deutschland, SchiedsVZ 2003, 97 ff.; however, Russia in has signed but not ratified the ICSID-Convention.

[946] Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards of 10 June 1958, available in Japanese and English at https://www newyorkconvention.org/11165/web/files/original/1/5/15461.pdf; *Happ*, UkuR 2022, 136, 139 mn. 16.

[947] *Franz Sedelmayer v. The Russian Federation*, Arbitration Award of 7 July 1998, https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0757.pdf.

arbitration award against Russia in 1998. Subsequently, he pursued several foreclosure proceedings in several countries and was finally compensated for the lost properties in 2014[948].

### II. Alternatives to Investment Arbitration

28. On an individual level, it is unlikely that companies damaged by the Russian countersanctions will be able to find relief in Russian national courts, as the trend shows that they are unlikely to aid western entities[949]. Possible out-of-court reactions by affected companies are presented under C.IV. below.

### III. Further Considerations

29. Of course, similar questions may arise in the reverse case, i. e. where rights hold-ers suffer damages from the EU sanctions imposed against Russia. This is not in the scope of this analysis but discussed by the authors Boras and Hildebrand, Kollateralschaden durch Sanktionen? Konsequenzen von gegen Russland gerichteten Sanktionen für nicht-russische Investoren im internationalen Investitionsschutz, SchiedsVZ 2022, 246 ff .

## C. INFLUENCES ON GERMAN (EUROPEAN) COMPANIES AGAINST MEASURES TAKEN BY RUSSIA REGARDING IP

Questions:
1) Are there any examples actually German (European) companies affected by the measures taken by Russia including the "Decree of the Government of the Russian Federation dated 6 March 2022 No. 299 'On Amending item 2 of the Methodology of calculation of compensa-tion's amount to be paid to patent owner resulted in decision to use invention, utility model or industrial design without patent owner's consent, and procedure of its payment'"? If so, please let us know the examples.
2) What kinds of influences are and will be happened to German (European) industries by the measures taken by Russia relating to IP?
3) What kinds of reactions do German (European) companies take toward measures taken by Russia relating to IP (e.g., position paper, statement)? If there are any concrete actions (e.g., position paper, statement, and so on) from Germany (European) industry groups/companies, please let us know the reactions with the concrete actions.

[948] *See* the news video at https://www.dw.com/en/taking-on-the-kremlin-compensation-for-expropriation/video-17833575.
[949] *Happ*, UKuR 2022, 136, 138 Rn. 12; *also see* Chamber of Commerce and Industry (Industrie- und Handelskammer, IHK) Palatine (Pfalz), Russland: Investitionsabkommen gegen Enteignung nutzbar, https://www.ihk.de/pfalz/international/laender-und-geschaeftsanbahnung/aktuelle-laendermeldungen/europa/russland-investitionsschutzabkommen-gegen-enteignung-nutzbar-5474722.

4) What kinds of reactions do German (European) industries take toward the IP sanction from Germany (European Union) to Russia (described in (1))? If there are any concrete ac-tions (e.g., position paper, statement, and so on) from German (European) industry groups/companies, please let us know the reactions with the concrete actions.
5) What kinds of actions are expected regarding the IP sanction from Germany (European Union) to Russia from now on? Please let us know the actions with the basis.

**I. Examples of Companies Damaged by Russian IPR-Related Countersanctions**

30. An arbitration court in Kirov, Russia has dismissed a case brought by Entertainment One (a UK based company) claiming infringement of its trademark and copy-right in the popular children's cartoon Peppa Pig by an "entrepreneur", applying the decree of the Russian government dated 6 March 2022 No. 299"on amendments to paragraph 2 of the methodology for determining the amount of compensation paid to the patent holder at the time of decision to use an invention, utility model, or industrial design without their consent, and the procedure for its payment"[950] ("Decree No. 299")[951]. However, the court of appeal overturned the court of first instance's finding, explaining that "equal protection of intellectual property of foreign organisations, including those registered in the UK, is guaran-teed in the territory of the Russian Federation. Consequently, the filing of a claim cannot be recognised as an act of bad faith or abuse of right in relation to Article 10 of the Civil Code of the Russian Federation. The motives given in the decision of the primary court, on which the court refused to grant the claim, are not based on the correct application of substantive law."[952]

31. Apart from this, it has become apparent that Russian authorities are unlikely to uphold the protection of IPRs held by western companies. This is illustrated graphically when fast food is now sold in Russia by "Uncle Vanya" using a corporate design clearly reminiscent of McDonald's (so called "trademark squatting")[953].

[950] For the Russian original *see* http://publication.pravo.gov ru/Document/View/0001202203070005.
[951] *Kass*, LAW360 on 11 March 2022, Russia Oks Use of Peppa Pig TM As Sanctions Retaliation, https://www.law360.com/articles/1473286.
[952] *Little*, World Trademark Review on 29 June 2022, "The original court decision was an aberration": Peppa Pig appeal succees in Russia, https://www.worldtrademarkreview.com/article/the-original-court-decision-was-aberration-peppa-pig-appeal-succeeds-in-russia.
[953] *See N.N.*, The National Law Review on 27 July 2022, War and Peace at Rospatent: Protecting Tradmarks in Russia, https://www natlawreview.com/article/war-and-peace-rospatent-protecting-trademarks-russia; for other examples *see N.N.*, nau.ch on 26 March 2022, Russland ersetzt abgezogene Firmen mit Plagiaten im grossen Stil, https://www nau.ch/news/europa/russland-ersetzt-abgezogene-firmen-mit-plagiaten-im-grossen-stil-66138280.

## II. Expected Impact on European Industries[954]

### (1) Royalty-free Use of Intellectual Property in Russia

32. Of the countersanctions Russia has imposed, one particularly affects patent law. Decree No. 299 provides that patent holders from 48 countries, including all EU Member States, that take what Decree No. 299 calls an unfriendly attitude towards Russia will receive no compensation for compulsory licences that the Russian governments grants to third parties without the patent holder's consent. Under pro-vision modified by Decree No.299, the Russian government is authorized to order in case of "extreme necessity" (also called "public security clause"), that a patent, utility model and design can be used without the consent of the right holder[955].

33. Decree No. 299 modifies provisions that were in force even before the invasion of Ukraine. Its only purpose is to amend the public security clause by reducing royalties from 0.5% to 0.0%, if the government decides to grant a compulsory license under this provision. It is hard to predict with certainty how many compulsory li-censes of this kind might be granted in Russia in the future and which product categories will be affected. As such and per se, Decree No. 299 does not constitute a "free pass" for Russian companies to use patented inventions without the con-sent of the patent holder and without paying compensation[956]. However, there is a risk that the rule could be perceived by potential Russian counterfeiters as a signal that any compensation for the infringement of patent, utility model or design rights held by a company from an "unfriendly country" would most likely be zero[957].

34. Russian officials have also raised the possibility of further weakening the protection of western trademarks in Russia by allowing the continued use of brands held by companies that have been withdrawing its business from Russia. Such a decree would entail severe problems for European and German companies[958] that could face state-approved counterfeiting[959]. Similarly, the abolition of

---

[954] German companies generally face the same challenges as all European companies (and companies from other countries considered "unfriendly" by Russia). The following comments therefore address them collectively as "European companies".

[955] *Shimota/Cerillo*, K&L Gates IP Law Watch on 28 March 2022, The Kremlin's Intellectual Property Cold War: Legalizing Patent Theft With Decree 299, https://www.iplawwatch.com/2022/03/the-kremlins-intellectual-property-cold-war-legalizing-patent-theft-with-decree-299/; IHK Cottbus, Sanktionen, https://www.cottbus.ihk.de/russland-sanktionen html.

[956] *Von Fast*, euromarkpat.com on 11 March 2022, Ukraine-Russland-Krise – AKTUELLES – Auswirkungen der russischen Gegenmaßnahmen auf den IP-Sektor, https://euromarkpat.com/de-news-artikel/ukraine-russland-krise-auswirkungen-der-russischen-gegenma%C3%9Fnahmen-auf-den-ip-sektor html.

[957] *Ercoli*, sib.it on 22 March 2022, Russia: new rules could affect foreign holders of intellectual property rights, https://www.sib.it/en/flash-news/russia-patent-utility-model-design-new-provisions-penalise-eu-ip-right-holders/.

[958] *Shimota/Cerillo*, K&L Gates IP Law Watch on 28 March 2022, The Kremlin's Intellectual Property Cold War: Legalizing Patent Theft With Decree 299, https://www.iplawwatch.com/2022/03/the-kremlins-intellectual-property-cold-war-legalizing-patent-theft-with-decree-299/

[959] *Jahner*, bloomberglaw.com on 21 March 2022, Russian IP Animus Fuels Risk, Uncertainty as Firms Recalibrate, https://news.bloomberglaw.com/ip-law/russian-ip-animus-fuels-risk-uncertainty-as-firms-recalibrate.

criminal and ad-ministrative liability for the copyright infringing use of software is being discussed[960]. This likely entails long-term impacts, such as price erosion, having unlicensed and inferior products flood the market, and general lack of respect for IPRs. Any of these impacts could create an IPRs crisis for companies with a significant share of affected IPRs in Russia[961].

**(2) Royalty Payments in Rubles**

35. Another decree, passed on 27 May 2022[962], allows Russian users of intellectual property to pay certain foreign rights holders in rubles instead of the currency agreed upon in a licensing contract. The payments are to be made to special ruble accounts opened in Russian banks specified by the Russian government. In practice, however, most contracts with foreign rights holders already provide for the payment in rubles. This countersanction is expected to mostly affect internationally well-known companies that have ceased operations in Russia[963].

**(3) Legalization of Parallel Imports**

36. Furthermore, the Russian government has legalized parallel imports to allow Russian consumers to purchase certain foreign products despite import sanctions being imposed on those goods[964]. Parallel imports are original goods imported into a country without the consent of the manufacturer (right holder) for the import of these goods. The products are obtained through alternative channels and not through an official distributor[965].

37. For this purpose, the Russian Ministry of Industry and Trade has published a list of goods that may be imported and sold in Russia without the permission of the manufacturer. The comprehensive

---

[960] *Korolev/Stepanova*, komersant ru on 04 March 2022, Russia legalizes pirates, Komersant, https://www kommersant ru/doc/5240942; *also see Bonadio/Trapova*, theconversation.com on 18 March 2022, How Russia is using intellectual property as a war tactic, theconversation.com, https://theconversation.com/how-russia-is-using-intellectual-property-as-a-war-tactic-179260.

[961] *Shah/Yang*, finnegan.com on 6 June 2022, Taking a Long-Term View on Russia's Patent Landscape, https://www finnegan.com/en/insights/articles/taking-a-long-term-view-on-russias-patent-landscape html.

[962] Decree of the President of the Russian Federation of 27 May 2022 No. 322 "On the temporary procedure for fulfilling obligations to certain right holders", for the Russian original *see* http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205270016.

[963] *Edda Wolf*, Germany Trade & Invest, Russland Gegensanktionen: Wirtschaftsrecht und Sanktionslisten – Russland verfügt Rubelzahlungen für Rechte an geistigem Eigentum, available in German at https://www.gtai.de/de/trade/russland/wirtschaftsumfeld/russland-gegensanktionen-wirtschaftsrecht-und-sanktionslisten-823002.

[964] *See* the Russian "Decree of the Government of the Russian Federation of March 29, 2022 No. 506 "On goods (groups of goods) in respect of which certain provisions of the Civil Code of the Russian Federation on the protection of exclusive rights to the results of intellectual activity expressed in such goods, and the means of individualization by which such goods are marked", http://publication.pravo.gov ru/Document/View/0001202203300003 and "Federal Law No. 213-FZ of June 28, 2022 'On Amendments to Article 18 of the Federal Law "On Amendments to Certain Legislative Acts of the Russian Federation'", http://publication.pravo.gov ru/Document/View/0001202206280053.

[965] *Edda Wolf*, Germany Trade & Invest, Russland Gegensanktionen: Wirtschaftsrecht und Sanktionslisten – Russland verfügt Rubelzahlungen für Rechte an geistigem Eigentum, available in German at https://www.gtai.de/de/trade/russland/wirtschaftsumfeld/russland-gegensanktionen-wirtschaftsrecht-und-sanktionslisten-823002.

list includes basically every economically relevant category of goods, such as "pharmaceutical products" (list item 30), "chemical compounds (list item 29), "electronic devices" (list item 85), "ships and other vessels" (list item 89), "weapons" (list item 92) and "furniture" (list item 93).

### III. Reactions Available to European Companies

38. Companies in the scope of Russian Countersanctions should closely monitor and file objections to any applications for IPRs that conflict with their own rights, as the absence of any objection will entitle ROSPATENT to rely on the excuse that the rights holder has left Russia and has no plans for its IPRs to be used in Russia again[966].

39. It has been noted that even if the Kremlin were to wind back Decree No. 299 in the near future, the instability and trust in Russia's willingness to uphold IPRs may deter foreign investment in the countries for years to come[967]. Some authors, how-ever, consider this conclusion premature, and assume that intellectual property will remain protected in Russia[968]. For now, it is probably too early to abandon patents, cease pending ongoing prosecutions and eliminate new applications in Russia. It remains unclear how long each of these sanctions will last and how broad they may become[969].

### IV. Reactions by European Companies

40. Regardless of the effects of the mutually imposed sanctions specific to IPR, the vast majority of internationally operating companies have decided to withdraw from the Russian market and cease all operations in Russia[970]. In Germany especially, Volkswagen, Mercedes, Lufthansa ceased operations in Russia[971]. The hard-ware store chain OBI reportedly has given away its Russian stores to an investor[972]. While IPR-specific effects of the countermeasures are yet to be seen,

---

[966] *Hitchens/Zalewska-Orabona*, Russia's latest response to Western Sanctions – an affront to Intellectual Property protection?, cmw-lawnow.com, https://www.cms-lawnow.com/ealerts/2022/04/russias-latest-response-to-western-sanctions-an-affront-to-intellectual-property-protection.

[967] *Jahner*, Russian IP Animus Fuels Risk, Uncertainty as Firms Recalibrate, https://news.bloomberglaw.com/ip-law/russian-ip-animus-fuels-risk-uncertainty-as-firms-recalibrate.

[968] *Bankovsky*, What will happen to foreign intellectual property in Russia?, lexology.com, https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=f9841617-d8f1-460f-981c-e09ce9f54217.

[969] *Shah/Yang*, Taking a Long-Term View on Russia's Patent Landscape, finnegan.com, https://www finnegan.com/en/insights/articles/taking-a-long-term-view-on-russias-patent-landscape html.

[970] For a list of companies that have stopped conduction business in Russia *see N.N.,* Companies Are Getting Out of Russia, Sometimes at a Cost, The New York Times 14 October 2022, https://www nytimes.com/article/russia-invasion-companies html?; *see also Wittemann*, Germany Trade & Invest, Rückzug aus Russland: Was müssen deutsche Unternehmen beachten?, https://www.gtai.de/de/trade/russland/wirtschaftsumfeld/rueckzug-aus-russland-was-muessen-deutsche-unternehmen-beachten--864586.

[971] *Mičijević*, handelsblatt.com on 16 March 2022, Russland droht mit Enteignung und Verstaatlichung – was das für VW, Mercedes und Lufthansa bedeutet, https://www handelsblatt.com/audio/today/handelsblatt-today-russland-droht-mit-enteignung-und-verstaatlichung-was-das-fuer-vw-mercedes-und-lufthansa-bedeutet-/28167890 html;

[972] *Müller/Kolf*, handelsblatt.com on 13 April 2022, Obi verschenkt seine russischen Märkte, handelsblatt.com of 13 April 2022, available in German at https://www handelsblatt.com/unternehmen/handel-konsumgueter/russland-obi-verschenkt-seine-russischen-maerkte-an-einen-investor/28251154 html.

patent holders will eventually have to weigh whether to continue paying maintenance fees in hopes Russia will reverse Decree No. 299 or decide to abandon their patent rights[973].

## V. Reactions Regarding Russian IPR-Related Countersanctions Expected to be Taken by the European Union/Germany

41. Russia has not yet been expelled from the World Trade Organization ("WTO"), and so there is potential that the countries themselves who are adversely impact-ed by Russia's measures on intellectual property could bring Russia to a WTO court, on the basis that Russia has violated the TRIPS Agreement. However, should Russia be suspended from the WTO, this would provide a buffer for Russia from global intellectual property challenges, as Russia would not be able to be brought before a court of an organization it is not part of[974].

## VI. Further References

German Federal Government (Bundesregierung)
https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/krieg-in-der-ukraine/eu-sanktionen-2007964

Federal Office for Economic Affairs and Export Control (Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle),
https://www.bafa.de/DE/Aussenwirtschaft/Ausfuhrkontrolle/Embargos/Russland/russland_node.html

German-Russian Chamber of Foreign Trade (Deutsch-Russische Außenhandelskammer)
https://russland.ahk.de/informationen/uebersicht-sanktionen

Noerr
https://www.noerr.com/de/newsroom/news/eu-weitet-sanktionen-gegen-russland-aus-und-fuhrt-preisobergrenze-fur-russisches-ol-ein

---

[973] *Knowles/Pozen*, The Washington Post on 9 March 2022,Russia says its businesses can steal patents from anyone in 'unfriendly' countries, https://www.washingtonpost.com/business/2022/03/09/russia-allows-patent-theft/; *also see Koukounis*, vdi-nachrichten.com on 04 May 2022, Die eigenen Marken und Patente in Russland schützen, https://www.vdi-nachrichten.com/wirtschaft/recht/die-eigenen-marken-und-patente-in-russland-schuetzen/.

[974] *Hitchens/Zalewska-Orabona*, cms-lawnow.com on 20 April 2022, Russia's latest response to Western Sanctions – an affront to Intellectual Property protection?, https://www.cms-lawnow.com/ealerts/2022/04/russias-latest-response-to-western-sanctions-an-affront-to-intellectual-property-protection.

## D. LEGAL SYSTEM RELATED TO SECURITY

As the Legal system related to Security, we recognize that Article 50 of German Patent Law defines the patent non-disclosure system.

Questions:

1) Could you let us know the content of the patent non-disclosure system and its concrete examples in Germany?

2) In addition, does European Union (or European Patent Convention) have the patent non-disclosure system apart from each national system? If so, please let us know the content.

3) Please let us know references (e.g., websites, public documents, and so on.) dealing with the patent non-disclosure system in Germany (Europe).

### I. Section 50 of the German Patent Act

#### (1) Content and Purpose

42. Section 50 of the German Patent Act (GPA [Patentgesetz, PatG]) states:

> (1) Where a patent is sought for an invention which constitutes a state secret (section 93 of the Criminal Code), the examining section shall, ex officio, order that no publication at all be made. The competent highest federal authority shall be consulted before the order is issued. It may apply for the issue of an order.
>
> (2) The examining section shall, ex officio or upon the request of the competent highest federal authority, the applicant or proprietor of the patent, cancel an order issued in accordance with subsection (1) if its preconditions have ceased to exist. The examining section shall examine at yearly intervals whether the preconditions for the issuing of the order in accordance with subsection (1) still exist. The competent highest federal authority shall be consulted before the order issued in accordance with subsection (1) is cancelled.
>
> (3) The examining section shall communicate to the parties if no appeal is lodged within the time limit for the filing of an appeal (section 73 (2)) from a decision of the examining section refusing a request for the is-sue of an order in accordance with subsection (1) or cancelling an order in accordance with subsection (1).
>
> (4) Subsections (1) to (3) shall apply mutatis mutandis to an invention which is kept secret by a foreign state for defence reasons and entrusted to the Federal Government, with its consent, on condition that it be kept secret[975].

43. In deviation from the basic idea of patent law to grant an exclusive riht to the person who has enriched the technical knowledge of the general public (e.g. dis-closure of the patent application

[975] *See* https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_patg/englisch_patg.html#p0331.

according to sec. 32 GPA), secs. 50-56 GPA allow the grant of such an exclusive right without informing the general public if the invention concerned is a state secret (sec. 50 para. 1 GPA) or a secret entrusted to the Federal Government by a foreign government as a secret for defence purposes (sec. 50 para. 4 GPA)[976].

44. In accordance with sec. 93 para. 1 of the German Criminal Code "state secrets" are facts, objects or knowledge that are only accessible to a limited circle of persons and must be kept secret from a foreign power in order to avert the danger of a serious disadvantage to the external security of Germany[977]. The decision that the invention constitutes a state secret is made by the Federal Ministry of Defence (sec. 56 GPA)[978].

**(2) Examples for the Application of Section 50 GPA**

45. Examples for state secrets may include inventions in the fields of armoring, explosives, ammunitions, direction finding and measuring devices, nuclear energy re-search (e. g. gas ultracentrifuges, fusion reactors, plasma nuclear technology), documents (e. g. securities, banknotes, ID cards) and cryptology (e.g. coding/decoding systems, communications technology)[979].

46. One case in which it was questionable whether a state secret existed involved bear-ing and damping equipment for stabilizing the rotor motion of high-speed centri-fuges. Eventually however, the Federal Court of Justice of Germany ("FCJ" [Bun-desgerichtshof, BGH]) found that the invention was no state secret because the properties deemed a state secret were accessible to everyone[980]. Another case in which the provision preceding sec. 50 GPA (sec. 30, 30a GPA as applicable in the 1970ies[981]) played a decisive role involved research in the field or nuclear energy[982].

**II. Patent Non-Disclosure in the European Patent Convention**

47. The European Patent Convention itself does not contain a provision regarding patent non-disclosure. Art. 77 para. 2 EPC states in merely declaratory manner[983]:

---

[976] *Mes*, in: Mes, PatG, 5. Auflage 2020, § 50 PatG margin number („**mn.**") 50
[977] *Rudloff-Schäffer*, in: Schulte, PatG, 11. Aufl. 2022, § 50 PatG mn. 7; *Obenland*, in: Büscher/Dittmer/Schiwy, Gewerblicher Rechtsschutz, § 50 PatG mn. 1
[978] *Schäfers*, Benkard, PatG, 11. Aufl. 2015, § 50 PatG mn. 5
[979] *Rudloff-Schäffer*, in: Schulte, PatG, 11. Aufl. 2022, § 50 PatG mn. 8; *Obenland*, in: Büscher/Dittmer/Schiwy, Gewerblicher Rechtsschutz, § 50 PatG mn. 2.
[980] FCJ, judgement of 3 February 1977 – X ZB 4/76, BeckRS 1977, 31120317
[981] For the historical background *see Schäfers*, in: Benkard, PatG, 11. Aufl. 2015, § 50 mn. 1-2.
[982] FCJ, judgement of 4 May 1972 – X ZR 6/69 – Kernenergie, GRUR 1973, 141 ff.
[983] *Grabrucker*, in: Singer/Stauder/Luginbühl, EPÜ, 9. Auflage 2023, Art. 77 mn. 9

A European patent application the subject of which has been made secret shall not be forwarded to the European Patent Office.

48. European applications which have been placed under protection as a secret are not forwarded by national authorities to the European Patent Office[984].

**III. References**

49. The sources on which the previous analysis is based have been included in the footnotes. Further references include:

Wolfgang Pfaller, Website on the history of German patent law
http://www.wolfgang-pfaller.de/geheimpa.htm#:~:text=Das%20deutsche%20Patentgesetz%20(1)%20spricht,des%20Strafgesetzbuches%20(2)%20definiert

FIZ Karlsruhe – Leibniz-Insitute for Information Infrastructure (Leibniz-Insitut für Informationsinfrastruktur)
https://www.fiz-karlsruhe.de/de/nachricht/das-buero-99

[984] *Rudloff-Schäffer,* in: Schulte, PatG, 11. Aufl. 2022, § 50 PatG mn. 2.

## 附属資料２ 海外調査報告書（日本語訳）

＜ロシア：**Gorodissky**＞

**(1)** 知的財産権に関してロシアが講じている措置

・知的財産権に関してロシアが講じている措置にはどのような措置があるのか。法案審議中のものも含めてご教示いただきたい。

並行輸入の一部合法化：

2022 年 3 月 29 日、ロシア政府は、特定の商品グループに関連して、一時的に並行輸入（商標権者の許可なく正規品をロシア国内に輸入すること）を合法化する政令第 506 号（ロシア語のみ）を発行した。これは、国内市場の維持と価格の安定を目的としている。並行輸入が許可されている商品のリストは、ロシア産業貿易省令第 1532 号によって決定されている。
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205060001?index=0&rangeSize=1

このリストには、商品が注文書に記載される EAEU の HS コードに対応している場合、または、権利者またはその認可された企業により記載される商標の下で製造されている場合、権利者の同意なくロシアに輸入できる特定の商品グループが含まれる。その商品のグループは、例えば、皮革製品、時計、衣料品、履物、鉄金属製品、楽器、電気機械、陸上および海上輸送である。リストされるブランドには、ロシア市場から撤退したブランド、または最近ロシアでの事業活動を停止したブランドが含まれる（例、Bentley、Land Rover、GMC、Siemens、Bosch、Hermes、Philips、Apple、Acer など）。

従い、記載されている HS コードまたは商標の下にある商品は、権利者の同意なく、法人または個人によりロシアに輸入することができる。ロシアの連邦関税局は、以前のように、そのような商品の輸入を一時停止したり、権利者の同意を求めたりすることはない。

記載されている商品は、通関の目的で、認証または適合宣言に関するロシアの要件に準拠する必要がある。実際、これらの適合手順は、多くの場合、製造業者の権限を与えられた代表者が利用できる。

その結果、輸入業者が公式の流通経路を迂回して製品を輸入した場合、民事責任は免除される。同時に、権利者は、ロシア連邦の領土でのグレーな輸入を管理するための潜在的な手段をまだ持っており、議論の余地はあると考えられる。

模倣品の輸入、及び販売は引き続き禁止され、引き続き罰せられることに注意が重要である。

特定の商品の並行輸入が部分的かつ一時的に合法化されたにもかかわらず、権利者が状況を制御するために実行できる多くの以下のアクションがある（公開情報に基づく）。

A. 市場に出回る偽造品をより綿密に監視すること
B. 代理店との契約を修正し、積極的または受動的な販売を制限すること（反トラストのリスクに注意が必要である）
C. 保証条件を適応化させること
D. 並行輸入品のラベル付けに関して EAEU 規制を見直すこと
E. EAEU 税関登録簿（TROIS）の商標ポートフォリオを強化すること

2022 年 12 月 19 日付ロシア連邦法第 N 519-FZ 第 20.5 条により、並行輸入のメカニズムは 2023 年まで延長された。
https://docs.cntd.ru/document/1300328223#7E00KF

2022 年 10 月 21 日付ロシア産業貿易省令第 N 4456 号に基づき、2023 年 2 月 2 日から、並行輸入品のリストが変更される。
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202211020043

**強制実施権発効時の補償規定の変更（ロシア連邦民法第 1360 条）：**

2022 年 3 月 6 日、政令第 299 号が可決された。政令によると、特許の使用に対する補償額は、ロシアの個人・法人に対し、非友好国の特許権者の同意なしに、特許を使用する者の利益の 0%である。そのような特許権者とは、非友好国民、または登録地、主な事業活動地、またはその活動からの主な利益の場所が非友好国であるとみなされている者である。政令第 299 号は特許権、実用新案権、意匠権を対象とする（商標権、著作権は対象外である）。
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203070005

**ライセンス契約の一方的な変更/終了を禁止する法律の草案：**

法案 No. 92282-8 が下院に提出された。これは、非友好国や国際機関の法人や起業家との間で締結された知的財産関連契約を規制することを目的としている。法案は下院評議会によって検討され、下院での 3 回の読会、連邦評議会による検討、及び大統領の署名のために提出される可能性がある。
https://sozd.duma.gov.ru/bill/92282-8#bh_histras

デフォルトのルールとして、対外制裁の文脈では、知的財産関連の契約を一方的に変更または終了するために、法律または契約によって提供される権利を行使することは許されない。この規則の唯一の例外は、契約上の義務の重大な違反に関連する。

ロシアの法人または個人が知的財産権を使用する権利を有する契約の期間は、当該法人または個人が相手方に対して法律で定められたオプションを行使するために一方的な拒否を通知しない限り、外国制裁の期間延長される。

自発的に契約終了せずに対外制裁の期間が終了した場合、対外制裁の期間中は契約が一時停止され、自動的に再開されるとはいえない。法案第 92282-8 号はロシア下院でまだ検討中であり、不確定である。ただし、原則として、法律で明示的に定められていない限り、契約は自動的に復活しない。

**知的財産権侵害紛争における執行実務：**

知的財産権の保護に関する法廷慣行は、地政学的危機のために発生したいくつかの例外を除き、同じままである。

2022 年 3 月 2 日、キロフスク地域のロシア仲裁裁判所は、英国企業によるロシア個人起業家を相手取った著作権侵害申立を、英国がロシアに対する非友好国である事実に基づいて却下した。裁判所は、英国が課した反ロシア制裁を背景として、英国を拠点とする会社によるロシアでの侵害補償の要求を権利の濫用として認定した。
https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/a45fa186-05bb-43b5-87d9-1f0d3b640142/bb9af9d9-9daf-4994-9b37-02510206c18e/A28-11930-2021_20220303_Reshenie.pdf?isAddStamp=True

この立場は、確立された法廷慣行の例外である。その上、非友好国当事者に関して、反対の立場を示す裁判所の判決がある。

モスクワ仲裁裁判所は、米国を拠点とする請求者が提出した補償請求を支持した。裁判所は、2019 年から 2020 年にかけて侵害が発生したため、ロシアの反制裁規則(1)の条項を適用する根拠はないと述べた。さらに、ロシアの対抗制裁規則はいずれも、商標侵害に関して責任の免除を提供していない。従い、このような状況下では、原告の行為は権利の濫用とみなすことはできない。
https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/2e5a0eae-c8d5-49ee-9199-9a90358d4ac4/21a6c335-005b-49df-b931-021186eb96a9/A40-162262-2020_20220331_Reshenija_i_postanovlenija.pdf?isAddStamp=True

これらの訴訟の結果に基づいて、ロシアにおける外国の知的財産権者の保護の重要な変化について結論を出すのは時期尚早である。執行慣行のさらなる発展は、事件を破棄控訴裁判所とみなす特別かつ管轄の知的財産裁判所の決定に委ねられる。

米国居住者である ABRO Industries Inc.は、セヴァストポリ仲裁裁判所で商標権保護を受けることがなかった。裁判所は、手続き上の権利濫用をしようとする ABRO の試みを理由に、ロシアのアレクサンドル・ヤクシェフに対する ABRO の主張を却下した。
https://rusbankrot.ru/en/new-claim/the-claim-of-american-manufacturer-for-protection-of-rights-to-the-brand-in-russia-was-rejected-/

我々の意見として、ロシア連邦における特許権（外国の特許権者を含む）の保護に関する状況が悪化する前提条件はない。

さらに、ROSPATENT 開催のビジネス会議で、ロシアでは国内および外国の特許権者の両方の特許権の保護を悪化させる可能性のある措置は講じないことが繰り返し述べられている。

**海賊版ソフトウェアの合法化に関する立場：**

2022 年 3 月はじめに、多くのメディアが、ロシア当局が海賊版ソフトウェアの使用許可を計画しているとの記事を掲載した。しかし、ロシアのデジタル開発・通信・マスメディア省は、「ロシア市場からの多数ベンダー撤退による海賊版ソフトウェアの合法化は承認しない」との公式声明を発表した。
https://digital.gov.ru/ru/events/41451/

このような規制には主に、ロシアに対して非友好的な国のリストを決定する大統領令第 79 号と政府命令第 430-r 号が含まれる。
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202202280049
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203070001

・「特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議」等、非友好国に対して実際に行われた事例はあるのか。あれば事例をご教示いただきたい。

ロシア連邦政府命令 No. 3718-r（2020 年 12 月 31 日）および No. 429-r（2022 年 3 月 6 日）によると、ロシア連邦国民の生命と健康を保護する緊急の必要性から、ロシア連邦国民に国際一般名「レムデシビル」の医薬品を供給する目的で、ロシアの企業

Pharmasyntez と R-Pharm に、Gilead 社（米国）が所有するユーラシア特許によって保護された発明の使用することを許可された。
https://base.garant.ru/400169350/
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060012

以前は、特許権者の同意なしに発明、実用新案または意匠を使用する決定がなされた場合に特許権者に支払われるべき補償額については、2021 年 10 月 18 日付ロシア連邦政府の政令により規定されていた。
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202110200040?index=0&rangeSize=1

ロシアで発行された政府認可は 3 つだけである（2020 年、2021 年、2022 年）。最初の 2 つの「政府認可」（2020 年 12 月 31 日の政府命令 No.3718-r、および 2021 年 12 月 28 日の政府命令 No.3915-r）は、特許権者への報酬支払いを条件として発行された。政府による 3 回目の認可（2022 年 3 月 5 日の政府命令第 429-r 号）では、無報酬が規定された。

ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は、非友好国（大統領令第 322 号）の権利者とのライセンス契約に基づく支払いの新しい手順を定義する政令に 2022 年 5 月 27 日に署名した。文書によると、コンテンツの支払いは、認可された銀行に開設された特別なルーブル口座を通じて行われるべきである。この手順は、銀行制限による送金問題を回避し、知的製品のロシアのユーザーを一方的な契約の終了から保護するのに役立つ。

この法令は、知的財産分野における制裁が著作権侵害の合法化につながるかどうかについての議論に終止符を打った。この文書には、コンテンツは有料である必要があると明確に記載されている。

この決定は、許可された並行輸入や強制ライセンス等、すでに実施、検討されている他の措置との関連で評価されるべきである。新しい手続きは、現在有効な契約、及び将来締結される可能性のある契約に関係する。これは、パートナーと対話し、法的枠組み内にとどまる解決策を探すもう 1 つの方法である。政令の主なメッセージは、「私たちは義務を果たす準備ができている。しかしもちろん、準備ができていない人のために、特許法ですでに機能していることから類推して、強制ライセンスの手段を導入する必要がある。」である。
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205270016?index=0&rangeSize=1

・当該措置についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。特に、英文のウェブサイト・文献・資料があれば、あわせてご教示いただきたい。

2022 年 12 月 5 日の連邦法第 503-FZ 号「ロシア連邦民法第 4 部の改正について」
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205270016?index=0&rangeSize=1

法律草案（184016-8）は、強制ライセンスの適用対象の範囲を拡大し、それを著作権および関連する権利の対象に拡大することを提案したが終了し、修正のために提出された。
https://www.garant.ru/article/1566986/?ysclid=lbkgycwpl9874732514

ROSPATENT は、「外国企業の以前の登録商標の存在は、以前と同様に、ロシア法の下での「新しい」同一または類似の商標の登録に対する直接の障害となる」とのステイトメントを発行した。ロシアには、ロシアを離れた外国企業の商標を再登録する法的根拠はなく、今後もないと考えられる。
https://rospatent.gov.ru/ru/news/poziciya-rospatenta-01042022

民法の最近の変更は、非友好国に対する知的財産関連の制裁ではなく、意匠、地理的表示、および商品の原産地呼称に関するものである。

**(2)当該措置に対する他国による対抗措置**

・上記措置に対する他国による対抗措置にはどのような措置があるのかご教示いただきたい。

米国財務省は、知的財産権の所有者を保護するために、制裁制度の例外を設けることにした。現在、米国市民と企業は、制裁下でも、ロシアにおける著作権、商標、及び特許に関する取引を行うことができる。同じ一般的なライセンスにより、ロシア人は、登録や裁判所での紛争解決など、米国での独占的権利を保護することができる。

米国財務省の外国資産管理局（OFAC）は、一般的なライセンスを発行し、制裁体制で許可を与えている。

現在、米国とロシアの両方で、知的財産を伴ういくつかの種類の行為が許可されている。これらには以下が含まれる。
・特許、商標、著作権（及びその他の形式）の取得と更新、及びそれらの申請の提出とそのような申請の手続き
・このライセンスにより、特許、商標、またはその他の知的財産の侵害に関する訴訟に原告または被告としての参加
https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl31.pdf

知的財産資産に対する米国の制裁とロシアの対応の影響：
https://www.mondaq.com/unitedstates/patent/1238040/the-effects-of-us-sanctions-and-russia-response-on-intellectual-property-assets

ロシアでの外国薬の臨床試験の中止は、これらの薬がロシアでは登録されないことを意味する可能性がある。
https://www.kommersant.ru/doc/5306861?ysclid=lbf1v5rvei641948586
https://gxpnews.net/en/2022/09/300-drugs-from-foreign-companies-will-not-be-available-to-russian-patients-over-the-next-decade/

・対抗措置についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。特に、英文のウェブサイト・文献・資料があれば、あわせてご教示いただきたい。

US-RU の制裁
https://seamless.legal/en/rus/publication/us-removes-intellectual-property-from-scope-of-russia-related-sanctions
https://www.hbiplaw.com/library-posts/blog/update-and-clarification-on-u-s-sanctions-against-russia-as-relates-to-intellectual-property/?utm_source=Mondaq&utm_medium=syndication&utm_campaign=LinkedIn-integration

EU の制裁は、知的財産権（商標、意匠、特許、植物品種権など）に適用される。
https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf

**(3) 当該措置と日露投資協定との関係**

ロシアの侵略行為をきっかけに被った知的財産権に関する損害の賠償請求について、ロシア国内裁判所で解決するよりも投資仲裁を試みることで実効性があるのではないかとの意見がある。

ロシアは、「日本がロシアに対して課した一方的な制限の明らかな非友好的性質」のために、平和条約に関する交渉を継続するつもりはない。千島列島への日本人のビザなし渡航も停止される。
https://www.rbc.ru/politics/21/03/2022/623899279a794778bb2cb901

日本政府は、2022 年 9 月 26 日にロシアに対するさらなる制裁を導入した。

https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/japan-introduces-further-sanctions-against-russia-5/

・ロシアが講じている措置によって実際に影響を受けた日本企業が当該損害賠償請求を行う場合、いかなる手続きが可能であると考えられるか。
・上記の場合において、投資仲裁以外の手段として、どのような対抗手段が考えられるか。

公開情報からは情報が見つからなかった。

**(4) 知的財産権に関してロシアが講じている措置及びそれへの対抗措置に対するロシア企業への影響**

**(4-1) ロシアが講じている措置による影響**

・知的財産権に関してロシアが講じている措置により、ロシア産業界にどのような影響が生じている又は今後生じる可能性があるか。

2022 年 2 月以降、ロシアと西側諸国との間で深刻な政治危機が発生し、経済制裁の適用が大幅に変更された。ある国に制裁を適用するスピード、集中力、範囲が大幅に拡大した。このロシアに対する「制裁の津波」は分岐点の兆候である。

制裁による甚大な被害にもかかわらず、ロシア経済は安定している。当局は財政の安定を維持することに成功した。輸出品はアジア市場に向け直され、重要な輸入品は友好国からの代替品に置き換えられている。ロシアのビジネスは、国を去った西側企業のニッチ部分を積極的に模索している。このプロセスはどこでもスムーズに進んでいるわけではなく、廃棄されている資産を適切な類似物に置き換えることは常に可能であるわけではない。しかし、制裁下での生活システムそのものが一貫して構築されており、安定する可能性が現実にある。
https://russiancouncil.ru/en/analytics-and-comments/analytics/sanctions-at-a-bifurcation-point/
https://www.mos.ru/en/news/item/115194073/

「2022 年のロシアにおける起業家精神の統計と指標 - 業界別の調査(知的財産権については言及されておらず)」によると、起業家は、以前は輸入製品の大部分があった自由なニッチ市場を模索しているとされている（輸入代替）。
https://f.partnerkin.com/blog/allinfo/izmenenie_v_biznes_sfere

・知的財産権に関してロシアが講じている措置に関し、現地の産業界からの反応はどのようなものであるか。業界団体・企業からの具体的なアクション（例、ポジションペーパー、ステイトメント等）があれば、それも含めてご教示いただきたい。

ロシアにおける商標の脅威とリスク
https://www.gorodissky.com/publications/articles/threats-and-risks-for-trademarks-in-russia/?utm_source=Mondaq&utm_medium=syndication&utm_campaign=LinkedIn-integration

・知的財産権に関するロシアによる措置について、今後、どのような動きが予想されるか。また、そのように考える根拠があれば、ご教示いただきたい。

制裁条件における特許戦略：リバースエンジニアリングなど
https://rospatent.gov.ru/content/uploadfiles/ehrivanceva-30032022.pdf

マクドナルド
2022 年 5 月にロシアでの取引を停止した際に閉店したマクドナルドは、2022 年 6 月に「Vkusno i tochka」という名前で再開した。新しいレストランチェーンのメニューは、主にブランド変更されたマクドナルドの商品で構成されている。
https://edition.cnn.com/2022/06/12/business-food/mcdonalds-restaurant-replacement-russia-ukraine-intl/index.html

コカ・コーラ
CoCa-Cola HBC AG (CCH.L)は、ロシアで地元のコーラ、ドブリー・コーラの製造を開始した。
https://www.reuters.com/markets/commodities/coca-cola-bottler-starts-making-dobry-cola-russia-2022-08-26/

2022 年 11 月 11 日禁輸、制裁、条約遵守小委員会：
https://www.inta.org/resources/the-status-of-intellectual-property-in-russia-and-ukraine/

外国人からの商標出願の数は、制裁の中で減少した。それらのほとんどは、中国と米国の起業家によって提出された。
https://www.rbc.ru/economics/20/09/2022/632853249a79474b395507fc

**(4-2) 他国による対抗措置による影響**

・上記措置に対する他国からの対抗措置により、ロシア産業界にどのような影響が生じている又は今後生じる可能性があるか。

ロシアとウクライナの状況は、各国の知的財産庁に影響を与えている。

https://www.inta.org/resources/the-status-of-intellectual-property-in-russia-and-ukraine/

知的財産問題に影響を与えるロシアの団体や個人に対して課された EU、米国、英国の主な制裁のリストである（2022 年 7 月 20 日）。
https://www.cls.ru/press-centr/legal-overviews/1235-e/

・上記措置に対する他国からの対抗措置に関し、現地の産業界からの反応はどのようなものであるか。業界団体・企業からの具体的なアクション（例、ポジションペーパー、ステイトメント等）があれば、それも含めてご教示いただきたい。

知的財産権関連条項: 理事会規則 269/2014 よくある質問 – 2022 年 9 月 8 日現在
https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf

**(5) 安全保障に関連すると考えられる法制度**

ロシアにおいて安全保障に関連すると考えられる法制度として特許非公開制度は見当たらないように思われる。
・ロシアにおける特許非公開制度の内容、およびその実例についてご教示いただきたい。
・ロシアにおける特許非公開制度についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。特に、英文のウェブサイト・文献・資料があれば、あわせてご教示いただきたい。

ロシア連邦民法第 1405 条 秘密発明に対する排他的権利：
秘密発明の使用及び秘密発明の排他的権利の処分は、国家機密に関する法律に従って行われなければならない。
https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_64629/76dd3ce66c9e5fef2cb76d0b8070dd31e1b8b9fd/?ysclid=lbuyb9fae5680536568

国家機密を構成する情報（例、第 24 条）
https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/rus_e/wtaccrus58_leg_125.pdf

下院は、知的財産権を含む「反制裁情報」の流布を禁止する法案を採択した。
https://www.tadviser.ru/index.php/%D0%A1%D1%82%D0%B0%D1%82%D1%8C%D1%8F:%D0%A1%D0%B0%D0%BD%D0%BA%D1%86%D0%B8%D0%B8_%D0%B8_%D0%BE%D0%B3%D1%80%D0%B0%D0%BD%D0%B8%D1%87%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D1%8F_%D0%B2_%D0%BE%D0%B1%D0%BB%D0%B0%D1%81%D1%82%D0%B8_%D0%B2%D1%8B%D1%81%D0%BE%D0%BA%D0%B8%D1%85_%D1%82%D0%B5%D1%85%D0%BD%D

0%BE%D0%BB%D0%BE%D0%B3%D0%B8%D0%B9_%D0%BF%D1%80%D0%BE%D1%82%D0%B8%D0%B2_%D0%A0%D0%BE%D1%81%D1%81%D0%B8%D0%B8?ysclid=lbkilqpibb348356871

**(6) 強制実施権と政府認可の違い**

**(6-1) 強制実施権（民法第 1362 条）**

ロシア民法第 1362 条は、ロシアにおける強制実施権の根拠を定めている。それは、特許発明が、特許付与から 4 年間、特許所有者およびそのライセンシーによって使用されないか、または十分に使用されず、国内市場でのそれぞれの商品またはサービスの不十分な提供につながる場合、特許発明を使用するために、特許所有者がそのような者と実務上一般的に認められた条件でのライセンス契約を締結することを拒否した場合、当該特許発明を実施する準備がある者が当該発明を使用するための強制的な非独占的ライセンスを求めて特許所有者に対して訴訟を起こす権利を有することを規定する。特許所有者が、発明の不使用または不十分な使用が正当な理由によるものであることを証明できない場合、裁判所は、そのようなライセンスの付与およびその条件を決定するものとする。支払いの総額は、同様の状況で設定されたライセンス価格以上として設定されるものとする。

また、特許所有者が、一般に認められた条件でライセンス契約を締結することを拒否した発明について、他の特許所有者の権利を侵害せずに自分の特許を利用することができない場合、その特許所有者は他の特許の所有者の発明を使用するための強制的な通常のライセンスのために、他の特許の所有者に対して訴訟を起こす権利を有するものとする。ただし、その特許でクレームされている発明が、他の特許の所有者の発明よりも重要な経済的利点を伴う重要な技術的成果を表している場合に限る。

裁判所の決定に従って当該ライセンスを付与する場合、支払総額は、通常同様の状況で決定されるライセンス価格以上に設定されるものとする。最初の特許の所有者は、強制的な非独占的ライセンスが付与されたことに関連して、実務で一般に認められた条件で、発明を使用するための非独占的ライセンスを取得する権利を有する。

**(6-2) 政府認可（民法第 1360 条）**

民法第 1360 条は、国家の防衛と安全の確保、市民の生命と健康の保護に関連する緊急の場合、政府は、特許権者の同意なく、しかし、特許権者にできるだけ早く通知し、合理的な補償を支払うことにより、第三者に特許発明、実用新案または工業意匠を使用することを許すことができると規定する。

補償決定方法は2021年10月18日に政府によって承認され（決議第1767号）、政府が認可を発行するとき、特許権者への補償は、そのような「政府のライセンス」が発行された人による特許発明、実用新案、または工業デザインの使用から受け取った収益の0.5%に達するべきであると規定された。

最近、補償決定方法が修正（ロシア政府決議 No.299, 2022年3月6日）され、非友好国の特許所有者については、「補償は収益の0%である...」とされた。

ロシアで発行された政府認可は3つだけである（2020年、2021年、2022年）。それらはすべて、COVID-19治療に使用されるレムデシビルの製造に使用される発明に関するGilead社（米国）のいくつかの特許の使用に関連している。

最初の2つの「政府認可」（2020年12月31日の政府命令No.3718-r、および2021年12月28日の政府命令No.3915-r）は、特許権者への報酬支払いを条件として発行された。政府による3回目の認可（2022年3月5日の政府命令第429-r号）では、無報酬が規定された。

**(7) ロシアを離れた外国企業の商標の再登録について**

ロシアには、ロシアを離れた外国企業の商標を再登録する法的根拠はなく、今後もないと考えられている。この意見は、本問題に関するROSPATENTのコメントによって確認できる。
https://rospatent.gov.ru/en/news/poziciya-rospatenta-01042022

特に、ROSPATENTは、外国出願人の商標と紛らわしい類似の出願の場合でも、提出された標章が法的要件を満たしているかどうかを判断するために審査が行われると述べている。従い、既に登録されている同一または類似の商標の存在は、その登録の障害となる。

**(8) ロシア連邦における特許保護の見通しについて**

我々の意見では、ロシア連邦における特許権（外国の特許権者を含む）の保護に関する状況が悪化する前提条件はない。さらに、ROSPATENT開催のビジネス会議で、ロシアでは国内および外国の特許権者の両方の特許権の保護を悪化させる可能性のある措置は講じられないことを繰り返し述べている。

＜米国：**Hogan Lovells**＞

**(1)** 知的財産に関するロシアへの制裁措置

・ロシアによるウクライナ侵攻後、知的財産権に関する米国からロシアへの制裁として、いかなる措置が採られているのか。
・当該措置についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。

（参考情報）
・現状、当方で把握している情報は以下のとおりである。
2022 年 3 月 11 日：米国特許商標庁（USPTO）はロシア特許庁との間の PPH を停止することを決定した。
2022 年 3 月 22 日：USPTO はロシア特許庁、ユーラシア特許庁、及びベラルーシ知的財産局との関与を終了したことをアナウンスした。
2022 年 6 月 1 日：USPTO を受理官庁とする国際出願について、ロシア特許庁を国際調査機関、及び国際予備審査機関とすることを 2022 年 12 月 1 日に終了することをアナウンスした。

上記に加えて、ロシアに対する制裁に関連して、米国による以下の IP 関連措置を認識している。

2022 年 5 月 5 日：米国財務省は、一般ライセンス No. 31 で、米国の制裁は米国の事業体が次のことを妨げないことを明確にした。
(1) ロシアでの特許、商標、著作権、またはその他の知的財産の出願または手続、(2) ロシアでそのような形式の知的財産権の取得、(3) ロシアで維持年金を支払う等による知的財産権の更新、(4) 知的財産権に関する異議申立または侵害訴訟の提起、ロシアでの知的財産権訴訟に対する防御
General License No. 31, U.S. Treasury Office of Foreign Assets Control
https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl31.pdf.

USPTO はウェブサイトで上記理解を確認した。
Update on interactions with Rospatent, USPTO,
https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/update-interactions-rospatent.

**(2)** ロシアが講じている措置と米露投資協定（署名済み、未発効）との関係

ロシアの侵略行為をきっかけに被った知的財産権に関する損害の賠償請求について、ロシア国内裁判所で解決するよりも投資仲裁を試みることで実効性があるのではないかとの意見がある。

ロシアの侵略行為をきっかけに被った損害の賠償請求をロシア国内の裁判所に提起しても、裁判所はロシアの法令を適用するにすぎないため、奏功する見込みは低い。そこで、投資協定違反が認定されれば、損害賠償が命じられるため、日本企業がロシア事業において被った損害を回復する手段として、投資仲裁は有力な選択肢の一つとなると考えられている。ロシアと投資仲裁で争う場合には、仲裁で勝訴するだけでは十分でなく、その後の取消訴訟や執行訴訟まで視野に入れておく必要があるが、投資仲裁は現在のところ企業が自らロシアを相手に損害回復を試みるうえで最も実効性のある手続きであり、損害額によっては時間と費用をかけてでもこれを利用する価値があるとの意見がある。
ウクライナ危機と日露投資協定（伊藤　一頼　週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 28 日 No. 3554）（一般社団法人 日本経済団体連合会ウェブサイト）
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0728_12.html

・ロシアが講じている措置によって実際に影響を受けた米国企業が当該損害賠償請求を行う場合、いかなる手続きが可能であると考えられるか。
・米露投資協定は未発効であるが、上記の場合において、投資仲裁以外の手段として、どのような対抗手段が考えられるか。

・ロシアの行動と知財措置により悪影響を受けている米国企業の情報は、現時点では限定的である。制裁を受けて、ロシアの裁判所は最近、ロシアで知的財産権を行使しようとした外国企業への補償を拒否した。
Russia OKs Use of Peppa Pig TM As Sanctions Retaliation, Law360,
https://www.law360.com/articles/1473286/russia-oks-use-of-peppa-pig-tm-as-sanctions-retaliation.
そして 2022 年 3 月、ロシアは、米国企業（および、米国、英国、日本などを含む他の非友好国）がロシアで知的財産権侵害の補償を受けることを正式に禁止した。
The Washington Post,
https://www.washingtonpost.com/business/2022/03/09/russia-allows-patent-theft/.
・ロシアの裁判所は効果的に利用できないため、我々が認識しているロシアの知的財産権禁止によって損害を被った米国企業に対する現在の主要な手段は、TRIPS 協定に基づく WTO 紛争解決プロセスによるものと思われる。ただし、米国はロシアとの通常の通商関係を停止しており、ロシアは、TRIPS の義務に対して安全保障に基づく例外を発動する可能性がある。そのため、WTO 紛争解決手続が成功するか否かは不確実である。もしロシアが WTO から脱退するという思い切った行動を取った場合、米国企業はロシアにおける知財侵害から逃れるための良い選択肢を持たないかもしれない。
・それにもかかわらず、ロシアが通常の知的財産関係の再開を許可した場合に米国企業が過去の侵害に対する損害賠償を請求できるように、米国企業は、ロシアにおける知的財産侵害の可能性を追跡する必要がある。米国企業は、状況によっては、米国の裁判所を利用して域外損害賠償を求めることもできる。例えば、ある種の知的財産権侵害の場合、米国の裁判所は、米国および国外（ロシアなど）での行為に基づいて損害賠償を請求すること

を許可する。ただし、これは、関連するロシア企業が米国で何らかの侵害を行っており、判決の証拠ではないこと（つまり、判決を確実にするために使用できる資産が米国にある）を前提としている。

### (3) 知的財産権に関してロシアが講じている措置に対する米国企業への影響

・「特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議」等、実際に米国企業が影響を受けた事例はあるのか。あれば事例をご教示いただきたい。
・知的財産権に関してロシアが講じている措置により、米国産業界にどのような影響が生じている又は今後生じる可能性があるか。
・知的財産権に関してロシアが講じている措置に関し、米国の産業界からの反応はどのようなものであるか。米国業界団体・企業からの具体的なアクション（例、ポジションペーパー、ステイトメント等）があれば、それも含めてご教示いただきたい。
・上記措置に対する米国からの制裁措置に関し、米国の産業界からの反応はどのようなものであるか。米国業界団体・企業からの具体的なアクション（例、ポジションペーパー、ステイトメント等）があれば、それも含めてご教示いただきたい。
・上記措置に対する米国からの対抗措置に関し、今後、どのような動きが予想されるか。また、そのように考える根拠があれば、ご教示いただきたい。

初期調査では、ロシア連邦の政令第 299 号の後に、米国企業がロシアで知的財産権を行使しようとしている具体的な例を米国の報道情報から見つけることはできなかった。Hasbro, Inc.が Peppa Pig の商標をうまく行使できなかった例は、ロシアが政令第 299 号を発行する前の 2022 年 3 月 3 日に発生した。また、マクドナルド、スターバックスなどの商標に類似した商標について、ロシア特許庁（Rospatent）に複数のロシア商標出願が行われているが、これらの出願に異議を唱える米国企業の取り組みに関する公開情報は見つからなかった。

米国のロシアへの制裁と、政治及びメディアの圧力の結果、多くの米国企業がロシアでの事業を停止するか、ロシアでの事業を縮小または制限している。その結果、米国企業はもはやロシア事業から収益を得ることができず、特定のロシア企業は、非友好国企業への強制ライセンスに基づく使用料の支払いを停止することができる。
Russia Suspends Compulsory License Payments for Some Non-Russians, Global IP & Technology Law Blog.,
https://www.iptechblog.com/2022/03/russia-suspends-compulsory-license-payments-for-some-non-russians/.

ロシアの知的財産権の制限に関する立場を提供する米国産業について、初期調査に基づいて特定した唯一の例は、WTO メンバーとしてのロシアの義務に関する、国際知的財産同盟（International Intellectual Property Alliance (IIPA)）による米国通商代表部（USTR）への声明である。

https://www.regulations.gov/document/USTR-2022-0011-0001/comment

IIPA は、書籍、ソフトウェア、および映画の著作権所有者で構成されており、ロシアで保護媒体のコピーに関心を持っている。

Re: Comments Regarding Russia's Implementation of its WTO Commitments – 2022 Russia WTO Implementation Report – "Request for Comments and Notice of Public Hearing Concerning Russia's Implementation of its WTO Commitments" (87 Fed. Reg. 52102, August 24, 2022), IIPA,

https://downloads.regulations.gov/USTR-2022-0011-0002/attachment_1.pdf

IIPA は、著作権で保護された作品の無許可のコピーはロシアでは一般的であり、ロシア当局はこの問題に対処するために十分な対策を講じていないと説明した。IIPA はまた、2023 年に制定される可能性がある、非友好国（米国を含む）の団体が所有する著作物に強制ライセンスを許可するロシア法案について懸念していると報告した。

我々が見た他の業界による USTR への声明は、知的財産の問題に関連していなかった。

2022 年 3 月に米国がロシアに対する最初の制裁を行った後、米国企業は、ロシアにおける自社の知的財産権、および知的財産権出願と維持年金支払を継続できるか否かについて確信を持てないようであった。これらの制裁に関する業界のコメントは見つからなかったが、多くの弁護士はこの不確実性を表明し、米国企業は 2022 年 6 月までにロシアの特許を取り下げる必要があると推測した。

How to Wind Down Patents in Russia Over Next 3 Months, Law360,

https://www.law360.com/articles/1474653/how-to-wind-down-patents-in-russia-over-next-3-months

米国が 2022 年 5 月に一般ライセンス No. 31 で制裁対象から知的財産権を免除したことは、世論の圧力の結果によるものではなく、非公開ロビー活動の結果である可能性がある。

米国とロシアの間でさらにどのような知的財産関連の制裁措置が発生する可能性があるかは不明である。ロシアおよびロシアと取引を行う者に対する追加の知的財産関連の制裁は可能であるが、これらの制裁の潜在的な範囲について議論している公開情報は見つからなかった。

### (4) 安全保障に関連すると考えられる法制度

米国において安全保障に関連すると考えられる法制度として、特許非公開制度は 35USC181 に規定されているように思われる。

・米国における特許非公開制度の内容、およびその実例についてご教示いただきたい。
・米国における特許非公開制度についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。

1951 年の発明秘密法 35U.S.C.§§181-188 の下、米国政府は、その開示が国家安全保障に害を及ぼす場合、特許出願を特許として発行することを禁止する場合がある。手続きは、米国政府が特許出願に所有権を持っているか否か、または出願が私人によってのみ保持されているかどうかによって異なる。米国政府がそのような特許出願に所有権を有する場合、USPTO は、特許出願を秘密にし、特許として発行しないように命令する（35U.S.C.§181）。しかし、私人が保有する特許出願の場合、米国政府機関は、出願を審査し、公開を差し止めるかどうかを決定する機会を与えられる（35U.S.C.§181）。米国政府が出願を一定期間秘密にしておく必要があると決定した場合、USPTO は必要な限りその秘密を保持する。出願人が同意しない場合、米国商務省に秘密保持命令の解除を請願し、米国請求裁判所で政府に補償を求める訴訟を起こすことができる。

発明秘密法自体の制定法 35U.S.C.§§181-188 とは別に、次の記事は手順をより詳細に要約している。
The Potential Snare of Secrecy Review in U.S. Patent Prosecution, Quinn IP Law,
https://www.quinniplaw.com/the-potential-snare-of-secrecy-review-in-the-us-patent-prosecution/
An Overview on the Invention Secrecy Act of 1951, Khurana & Khurana,
https://www.khuranaandkhurana.com/2021/10/08/an-overview-on-the-invention-secrecy-act-of-1951/
The Invention Secrecy Act: The USPTO as a Gatekeeper of National Security, IP Theory,
https://www.repository.law.indiana.edu/ipt/vol8/iss1/4/

発明秘密法の対象となる発明の様々な事例は、以下の記事に記載されている。

発明者が 2000 年代初頭に無線通信システムを作成したが、これは秘密保持命令の対象となり、特許化が 5 年間遅れ、アイデアの商業化が妨げられた。
Government Secrecy Orders on Patents Have Stifled More Than 5,000 Inventions, Wired Magazine,
https://www.wired.com/2013/04/gov-secrecy-orders-on-patents/

政府の資金提供を受けていない発明者による特許出願も秘密保持命令の対象となる可能性がある。例えば、双胴船体を備えた水上飛行機の発明は秘密保持命令の対象となり、特許の審査が遅れ、技術開発に損害を与える可能性があった。
What Happens When the Feds Decide an Invention Is ‘Secret?’ , National Defense Magazine,
https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2015/12/31/2016january-what-happens-when-

the-feds-decide-an-invention-is-secret

秘密発明は 1930 年代に始まり、1940 年代に核兵器技術の秘密を維持する必要性とともに成長した。例えば、2000 年に USPTO は、1936 年に出願され、60 年以上にわたって秘密保持命令の対象となっていた、メッセージを手動でコーディングおよびデコードする暗号の発明に対して特許を発行した。

The U.S. Government's Secret Inventions, Slate,
https://slate.com/technology/2018/05/the-thousands-of-secret-patents-that-the-u-s-government-refuses-to-make-public.html

＜ドイツ（欧州）：**Bird & Bird**＞

概要

2022 年 2 月にロシアがウクライナに侵攻したことを受けて、EU 加盟国を含む多くの国がロシアとベラルーシに対してさまざまな経済制裁を課しており、ロシアからは「非友好的」とみなされている。一方、ロシアはこれらの「非友好国」に対抗制裁を課している。このメモランダムは、知的財産法の分野に対するこれらの制裁の影響を概説する。

**A.** 知的財産に関するロシアへの制裁措置

(1) 知的財産に関するロシアへの制裁措置

・ロシアによるウクライナ侵攻後、知的財産権に関するドイツ（欧州）からロシアへの制裁として、いかなる措置が採られているのか。

・当該措置についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。

（参考情報）

・現状、当方で把握している情報は以下のとおりである。

2022 年 3 月 9 日：EUIPO はロシア特許庁及びユーラシア特許庁との協力体制を中止することをアナウンスした。

2022 年 4 月 25 日：EPO はロシア特許庁との間の PPH を停止することを決定した。

2022 年 5 月 13 日：EPO 長官とウクライナ知財局長は、EPO がウクライナ知財局長に対して人的サポート（出向とインターンシップによるトレーニング）、及び事務的サポート（IT インフラの再強化）を行うことを決定した 。その後、2022 年 7 月 21 日に、2 年間を期限とする覚書が締結された。

**I. EU** による 知的財産権関連の制裁

**(1)** ロシアに対する **EU** 制裁の概要

1. 2014 年 2 月と 3 月にロシア連邦（ロシア）がクリミアに侵攻した後、欧州連合（EU）は、ウクライナの領土保全を脅かす行動に関し、ロシアに対して多数の制裁を課した。2022 年 2 月のロシアの東ウクライナへのさらなる侵略と侵攻に伴い、EU は制裁を大幅に拡大した[985]。知的財産分野に関連する制裁を以下に詳説する。ウクライナの知的財産権（IPR）所有者が IPR を登録および維持することを容易にするための措置も講じられている[986]。

[985] For a comprehensive overview of sanctions imposed since 2014 see the timeline available at https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/history-restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/ and the overview of sanction packages available at https://finance.ec.europa.eu/eu-and-world/sanctions-restrictive-measures/sanctions-adopted-following-russias-military-aggression-against-ukraine_en.

[986] *E. g.* EPO, 3 March 2022, Notice from the European Patent Office concerning the application of Rule 134(5) EPC in the situation resulting from the military aggression against Ukraine, Official Journal 3/2022, A26, https://www.epo.org/law-

2. ロシアに対する制裁措置の主な法的根拠は以下のとおりである。
・ウクライナの領土保全、主権および独立を弱体化または脅かす行動に関する制限措置に関する 2014 年 3 月 17 日の理事会規則（EU）No 269/2014（CR 269/2014）[987]
・クリミアとセバスト・ポールの違法な併合に対する制限措置に関する 2014 年 6 月 23 日の理事会規則（EU）No 692/2014（CR 692/2014）[988]
・ウクライナ情勢を不安定化させるロシアの行動を考慮した制限措置に関する 2014 年 7 月 31 日の理事会規則（EU）No 883/2014（CR 883/2014）[989]

3. 前述のとおり、これらの制裁は、2014 年の「最初の」ロシアのウクライナ侵攻に対応して、既に課されていた。時間の経過とともに、それらは繰り返し適応、拡張、強化されてきた。

4. 当初、CR 692/2014 は、クリミアとセバストポリを原産地とする商品の EU への輸入を禁止していた。これは後に、クリミアとセバストポリへの特定の商品と技術の輸出を制限するために拡張され、さらに当該地域での不動産の取得、合弁事業の設立、およびサービスの提供を禁止した[990]。現在では、ルハーンシク州とドネツク州にも同等の制裁が適用されるようになった[991]。CR883/2014 には、ロシア自体に対する商品とサービスの禁輸が含まれている。軍事手段に使用される可能性のある特定の商品の販売、配送、譲渡、および輸出を禁止している。どちらの規制も、IPR に影響を与えるのはせいぜい間接的である[992]。

**(2) CR 269/2014 の知的財産の取り扱いと使用への影響**

5. CR269/2014 は、ウクライナの領土の完全性、主権、および独立性を弱体化または脅かす行為に対して個人的に責任がある特定の個人および団体を特定している。規制により、これらの個人および団体との経済関係は広範囲に禁止され、当該個人の経済的資源は凍結さ

---

practice/legal-texts/official-journal/2022/03/2022-03.pdf#page=9; EUIPO, 9 March 2022, Statement on Ukraine, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/-/the-euipo-has-adopted-a-number-of-measures-in-coordination-with-the-eu-institutions; GPTO, 8 March 2022, Important notice – On the occasion of the current situation in Ukraine, https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_08032022/index html.

[987] Available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0269; the regulations cited have been updated over time. For the consolidated version of CR 269/2014 that includes all adjustments *see* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02014R0269-20221114. All references to EU regulations herein are to the consolidated versions of documents.

[988] Available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0692; for the consolidated version *see* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02014R0692-20221006.

[989] Available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0833; for the consolidated version *see* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02014R0833-20221204.

[990] *Schwendinger/Göcke*, Die Russland-Sanktionen der EU, EuZW 2022, 499

[991] Council Regulation (EU) 2022/263 of 23 February 2022 concerning restrictive measures in response to the illegal recognition, occupation or annexation by the Russian federation of certain non-government controlled areas of Ukraine; for the consolidated version *see* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R0263-20221007&qid=1672679223031&from=de.

[992] *Schwendinger/Göcke*, Die Russland-Sanktionen der EU, EuZW 2022, 499, 500.

れている。

**(a) 適用範囲**

6. CR269/2014 第 17 条によると、規則は、EU 領域内、加盟国の国民である EU の領域内外の人物、EU 加盟国の法律に基づいて法人化された領域内外の法人または団体、および EU 内で全体または一部が行われた事業に関する法人または団体に適用される。

**(b) 対象者**

7. 経済資源凍結は、CR269/2014 の附属書 I に記載されている 1,200 人を超える自然人と 100 を超える団体を対象としている。このリストには、政府のメンバー、著名なビジネスマン、オリガルヒなどの個人だけでなく、ロスネフチやカラシニコフなどの企業も含まれている。CR 269/2014 第 3 条には、附属書 I に含まれるべき人および団体の条件を規定している。原則、制裁対象は記載された個人または組織自体に限定される。制裁対象に関連する他人は、当該他人自身がリストされていない限り、制裁対象には含まれない。

8. ただし、リストされていない人物（団体）がリストされている人物（団体）によって所有または管理されている場合は状況が異なる[993]。団体は、別の団体の所有権の 50%超の所有権または過半数の株式を保有している場合、別の団体を所有または管理しているとみなされる（リストされた自然人および法人、およびリストされた自然人または法人によって所有または管理されている法人または団体は、以下「対象者」とする）[994]。

**(c) 経済資源凍結**

9. CR 269/2014 には、とりわけ、対象者の経済的資源が凍結され、対象者が資産を利用できないという特に厳しい制裁が含まれている。

CR 269/2014 第 2 条:

> (1) 附属書 I 記載のように、自然人または法人、団体、またはそれらに関連する自然人または法人、団体に属し、所有し、保持し、または管理するすべての資金および経済資源は凍結されるものとする。
>
> (2) 附属書 I 記載のように、いかなる資金または経済的資源も、自然人もしくは法人、団体もしくは団体、またはそれらに関連する自然人もしくは法人、団体もしくは団体に対して、またはそれらの利益のために、直接的または間接的に利用可能にされてはならない。

---

[993] *Pelz/Sachs*, Die neuen Sanktionen gegen Russland und ihre Folgen, WM 2022, 749

[994] Council of the European Union, 4 March 2018, Restrictive measures (Sanctions) – Update of the EU Best Practices for the effective implementation of restrictive measures, https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8519-2018-INIT/en/pdf, No. 62 (p. 22).

10. CR 269/2014 第 1 条(d):

「経済的資源」とは、有形または無形、動産または不動産を問わず、資金ではないが、資金、商品またはサービスを取得するために使用できるあらゆる種類の資産を意味する。

11. CR 269/2014 第 1 条(f):

「経済資源凍結」とは、資金、商品、またはサービスを取得するための経済資源の使用の防止を意味し、これには、販売、雇用、または抵当権設定が含まれるが、これらに限定されない。

12. 「経済的資源凍結」とは、対象者の資産が、有形または無形、動産または不動産であるかを問わず、他の資金または資産を取得するために誰にも使用できないことを意味する。

13. IPR は、無形の「経済的資源」であるため、この制限の対象となる。EU 制裁は、対象者が IPR を利用（例、ライセンス契約）できるようにすることを禁止する。原則、これらの者とはそれ以上の取引はできない。IPR 申請者が対象者であると判断されると、対象者に、または対象者の利益のために経済的資源を提供できなくするため、登録または譲渡手続きのすべての手順を直ちに中断すべきである[995]。

14. 結果として、公的機関（例、特許または商標登録機関）は、対象者の IPR の使用を可能にしてはならない[996]。従い、EU および加盟国の知的財産庁は、IPR が対象者に属している場合、IPR の新規登録を許可してはならず、既に許可された IPR の譲渡登録をしてはならない[997]。欧州特許庁（EPO）[998]および欧州連合知的所有権庁（EUIPO）[999]は、ロシアおよびベラルーシの国内特許庁との協力を停止し、ユーラシア特許機構との協力活動を保留することを発表した。EU および加盟国の知的財産庁は、EU 制裁により特定のロシアおよびベラルーシの IPR が凍結されていることを示す表示を出すことができる。ただし、凍結された IPR は引き続きオンライン データベースに表示される[1000]。

15. EU および加盟国の知的財産庁は、対象者による新たな異議申立手続の開始、その手続

---

[995] FAQ on IPR, no. 5. European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.

[996] FAQ on IPR, no. 1.

[997] FAQ on IPR, no. 2.

[998] EPO, 1 March 2022, Standing together for peace in Europe, https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220301a html.

[999] EUIPO, 9 March 2022, Statement on Ukraine, https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/-/the-euipo-has-adopted-a-number-of-measures-in-coordination-with-the-eu-institutions

[1000] FAQ on IPRs, no. 3.

への参加、または保留中の異議申立/無効手続の継続を一時停止する。ただし、これらの手続きが、すでに許可された訴訟を維持するために必要な場合を除く[1001]。

16. CR269/2014 に関して欧州委員会が発行した「知的財産権に関する FAQ」（IPR に関する FAQ）[1002]によると、対象者は特許などの IPR を異議申し立てや無効訴訟において、権利を維持するために必要な範囲で防御することは依然として許可されるべきであるとされている[1003]。

17. 対象者は、権利を維持するために司法手続きが必要である限り、EU 裁判所で凍結された IPR を執行することが引き続き許可されるべきである[1004]。これは、対象者が第三者に対して侵害訴訟を起こすことが常に「権利を維持するために必要」であるかどうかという問題を提起する。IPR に関する FAQ は、これについて静観している。したがって、この問題は、それぞれの EU 裁判所（および最終的には欧州司法裁判所（CJEU））が決定することになる。資産凍結制限と、対象者への資金提供禁止は引き続き適用される[1005]。

18. EU 制裁は、対象者が経済資源を利用できるようにすることを禁止しているため、対象者に属する IP のライセンシーは、対象者にライセンス料を支払ってはならない。ライセンサーはまた、対象者が IPR を利用できるようにすることも控えなければならない（例、IP の譲渡またはアウトライセンス契約）。これまでのところ、既存のライセンス契約を終了しなければならないかどうかの問題は議論されていない。しかし、制裁の一般的な厳しさ、特に違反の法的結果を考慮すると（以下の A.II.2.参照）、ライセンス契約終了は望ましいと思われる。ドイツ民法では、CR269/2014 第 2 条は、それぞれの契約を終了する「正当な理由」として解釈される。

**(d) 付則**

19. CR269/2014 第 8 条は、自然人および法人、団体、および団体に対し、加盟国の管轄当局に情報を提供し、協力することを要求している（付録 II CR269/2014 の加盟国の当局のリスト参照）。加盟国管轄当局は、CR269/2014 第 2 条の適用を容易にする義務を有する。CR 269/2014 第 9 条は、CR 269/2014 第 2 条で言及されている措置を回避するように設計された活動を知り、意図的に参加することを禁止している。CR269/2014 第 10 条は、誠意を持って実行された経済的資源凍結に関する規制の対象者を補償する。CR269/2014 第 11 条は、この規則に基づいて課せられた措置に関連して行われた請求の履行を禁止している。

---

[1001] FAQ on IPRs, no. 13.
[1002] European Commission, 8 September 2022, Intellectual Property Rights – Related Provision: Council Regulation 269/2014 – Frequently Asked Questions, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2022-09/faqs-sanctions-russia-ipr_en.pdf.
[1003] FAQ on IPRs, no. 14.
[1004] FAQ on IPRs, no. 12.
[1005] FAQ on IPRs, no. 12.

**(e) CR269/2014 第 2 条の免除**

20. CR269/2014 第 2a 条および CR269/2014 第 4-7 条は、当局が特定のビジネス関係を CR269/2014 第 2 条に基づく経済的資源の凍結から免除または当局に免除させることを認めている。例えば、CR269/2014 第 2 条でカバーされるこれらの免除により、ウクライナでの人道的使用、または対象者の基本的なニーズを満たすために経済的資源の提供が可能になる。例えば、CR269/2014 第 4 条第 1 パラグラフ(c)によると、対象者は、加盟国の銀行により凍結された資金を IPR の更新料を支払うための使用に許可するよう、また、EU または加盟国の知的財産庁に更新登録するよう、関連する国家当局に申請することを検討することができる[1006]。

## II. ドイツによる知的財産関連の制裁

### (1) ドイツに適用される EU 制裁

21. ドイツは、AI[1007]で説明されている EU 制裁を超える措置を講じていない。これは、EU 規則としての法的性質により、すべての加盟国に直接適用される[1008]。これらの制裁を実施するために、ドイツ特許商標庁（GPTO）は、GPTO とロシア特許庁（ROSPATENT）間の「特許審査ハイウェイ（PPH）を停止した[1009]。PPH は、特許審査を加速するプログラムであり、クレームが別の庁によって特許可能/許可可能とみなされた場合、出願の加速処理の要求を許可する[1010]。

### (2) ドイツにおける制裁違反の法的結果

22. 制裁違反、例えば、CR 269/2014 附属書 I に記載されている団体に特許のライセンスを供与することは、外国貿易および支払い法（Außenwirtschaftsgesetz、AWG）の第 18, 19 セクション、および外国貿易および支払い条例（Außen-wirtschaftsordnung、AWV）の第 82 セクションに従い、5 年以下の懲役または罰金刑に処せられる[1011]。

---

[1006] FAQ on IPRs, no. 8

[1007] German Federal Government (Bundesregierung), 26 July 2022, Which sanctions have been adopted against Russia?, https://www.bundesregierung.de/breg-en/news/eu-sanctions-2008438.

[1008] German Federal Ministery for Economic Affairs and Climate Action, 25 November 2022, Fragen und Antworten zu Russland-Sanktionen, https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/FAQ/Sanktionen-Russland/faq-russland-sanktionen html, no. 8.

[1009] GPTO, 17 August 2022 , Important notice – PPH between the German Patent and Trade Mark Office (DPMA) and the Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks of Russia (ROSPATENT), https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_17082022/index html.

[1010] For the PPH at the EPO *see* https://www.epo.org/applying/international/patent-prosecution-highway html.

[1011] German Federal Ministery for Economic Affairs and Climate Action, 25 November 2022, Fragen und Antworten zu Russland-Sanktionen, no. 12. https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/FAQ/Sanktionen-Russland/faq-russland-sanktionen html

**B. ロシアと投資協定（ドイツ・ロシアおよび欧州・ロシア）による措置の関係**

ロシアの侵略行為をきっかけに被った知的財産権に関する損害の賠償請求について、ロシア国内裁判所で解決するよりも投資仲裁を試みることで実効性があるのではないかとの意見がある。
・ロシアが講じている措置によって実際に影響を受けたドイツ（欧州）企業が当該損害賠償請求を行う場合、いかなる手続きが可能であると考えられるか。
・上記の場合において、投資仲裁以外の手段として、どのような対抗手段が考えられるか。
ロシアの侵略行為をきっかけに被った損害の賠償請求をロシア国内の裁判所に提起しても、裁判所はロシアの法令を適用するにすぎないため、奏功する見込みは低い。そこで、投資協定違反が認定されれば、損害賠償が命じられるため、日本企業がロシア事業において被った損害を回復する手段として、投資仲裁は有力な選択肢の一つとなると考えられている。ロシアと投資仲裁で争う場合には、仲裁で勝訴するだけでは十分でなく、その後の取消訴訟や執行訴訟まで視野に入れておく必要があるが、投資仲裁は現在のところ企業が自らロシアを相手に損害回復を試みるうえで最も実効性のある手続きであり、損害額によっては時間と費用をかけてでもこれを利用する価値があるとの意見がある。
ウクライナ危機と日露投資協定（伊藤 一頼　週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 28 日 No. 3554）（一般社団法人 日本経済団体連合会ウェブサイト）

**I. ロシアの対抗制裁によって損害を受けたヨーロッパ/ドイツの企業が利用できる手続き**

23. ロシアの対抗制裁（C.参照）は、国際法の下でのロシアの義務に違反している可能性が高い。このような義務は、欧州とロシアのパートナーシップおよび協力協定（European-Russian Partnership and Cooperation Agreement (ERPCA)）やドイツとロシアの投資促進および保護条約（German-Russian Investment Promotion and Protection Treaty (GRIPPT)）などの投資協定から生じる[1012]。

**(1) EU とロシアの間のパートナーシップおよび協力協定**

24. ERPCA 第 54 条は、知的所有権、工業所有権、および商業所有権の適切かつ効果的な保護の必要性を認識している。ERPCA 第 98 条には、本協定に関連する仲裁手続に関する条項が含まれている。しかし、私たちが知る限り、これに基づいて実際に訴訟が行われた前例はない。この理由は、ほとんどの加盟国が、B.I.2 で議論されている GRIPPT などのロシ

[1012] Treaty of 13 June 1989 between the Federal Republic of Germany and the Union of Soviet Socialist Republics on the Promotion and Reciprocal Protection of Capital Investments (*Vertrag vom 13 Juni 1989 der Bundesrepublik Deutschland und der Union der Sozialistischen Sowjetrepubliken über die Förderung und den gegenseitigen Schutz von Kapitalanlagen*), Federal Law Gazette (”FLG“ [Bundesgesetzblatt, BGBl.]) 1990 II, p. 342; available in German and Russian at https://germania.diplo.de/blob/1280826/9a13b8fe51e407ba934205dd2cc5f8b5/1989-abkommen-investitionsschutz-data.pdf.

アとの二国間投資保護協定を締結したことにあるようである[1013]。

### (2) ドイツとロシアの間の投資促進保護条約

25. GRIPPT は、ロシアにおけるドイツ人投資家の資本投資を保護し、その第 1 条第 1 パラグラフ a)4 の用語「資本投資」には IPR が含まれる[1014]。GRIPPT の条項のうち、収用に関する第 4 条、及び資本移転に関する第 5 条のみが GRIPPT 第 10 条第 2 パラグラフの仲裁条項の対象となるため、実際的な関連性がある[1015]。

26. IPR に関しては、GRIPPT 第 4 条が特に重要である。この規定は、投資家を収用および同様の効果を有する措置（強制管理後の強制的破産などのいわゆる間接的収用）から保護する。そのような措置は、適用される手順に従って、差別的でない場合の補償に対して、公共の利益のために実行される範囲でのみ許可される。補償は、収用された投資の実際の価値に対応する必要がある[1016]。

27. 投資家が GRIPPT 第 4 条、第 5 条で禁止されている措置に異議を唱えたい場合、GRIPPT 第 10 条第 2 パラグラフに従い、国際仲裁裁判所に問題を付託しなければならない[1017]。仲裁手続が投資家に有利な裁定となった場合、現在のロシア政府が自発的にそれに従うかどうかはまだ疑わしい。ただし、この裁定は、ニューヨーク条約の締約国である 169 か国で強制力を持つことになる[1018]。収用に関する（IP 特異的ではない）例は、Sedelmayer v. Russia 事件である[1019]。この事件において、ドイツ人個人のロシアの所有物は、補償の支払いなしにロシア政府によって「国有化」された。個人の Sedelmayer 氏は、仲裁でこの主張を追求し、1998 年にロシアに対する最初の国際仲裁裁定をもたらした。その後、彼はいくつかの国で差押手続を行い、2014 年に最終的に失われた財産の補償を受けた[1020]。

## II. 投資仲裁の代替案

28. ロシアが西側組織を支援する可能性が低い傾向があることから、個人レベルでは、ロ

---

[1013] For a list of bilateral investment treaties concluded with Russia *see* https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/countries/175/russian-federation.

[1014] *See also Happ*, Russische Enteignungsdrohungen: Deutsche Unternehmen sind nicht schutzlos, UKuR 2022, 136, 138 mn. 11.

[1015] *Happ*, UKuR 2022, 136, 137 mn. 9.

[1016] *Happ*, UKuR 2022, 136, 138 mn. 13.

[1017] Regarding arbitration proceedings within the framework of investment treaties with Germany in general *see Semler*, Schiedsverfahren im Rahmen von Investitionsschutzabkommen der Bundesrepublik Deutschland, SchiedsVZ 2003, 97 ff.; however, Russia in has signed but not ratified the ICSID-Convention.

[1018] Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards of 10 June 1958, available in Japanese and English at https://www.newyorkconvention.org/11165/web/files/original/1/5/15461.pdf; *Happ*, UkuR 2022, 136, 139 mn. 16.

[1019] *Franz Sedelmayer v. The Russian Federation*, Arbitration Award of 7 July 1998, https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0757.pdf.

[1020] *See* the news video at https://www.dw.com/en/taking-on-the-kremlin-compensation-for-expropriation/video-17833575.

シアの反制裁によって損害を被った企業がロシアの国内裁判所で救済を受ける可能性は低い[1021]。影響を受ける企業による法廷外での対応の可能性について、以下の C.IV に示す。

### III. その他の考慮事項

29. もちろん、逆のケースでも同様の問題が生じる可能性がある。すなわち、権利所有者は、ロシアに対して課せられた EU 制裁によって損害を被る可能性もある。この調査分析の範囲内ではないが、Boras and Hildebrand, Kollateralschaden durch Sanktionen? Konsequenzen von gegen Russland gerichteten Sanktionen für nicht-russische Investoren im internationalen Investitionsschutz, SchiedsVZ 2022, 246 ff で議論されている。

## C. 知的財産に関してロシアが講じた措置に対するドイツ（ヨーロッパ）企業への影響

1) 「特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議」等、実際にドイツ（欧州）企業が影響を受けた事例はあるのか。あれば事例をご教示いただきたい。
2) 知的財産権に関してロシアが講じている措置により、ドイツ（欧州）産業界にどのような影響が生じている又は今後生じる可能性があるか。
3) 知的財産権に関してロシアが講じている措置に関し、ドイツ（欧州）の業界団体・企業からの反応はどのようなものであるか。ドイツ（欧州）業界団体・企業からの具体的なアクション（例、ポジションペーパー、ステイトメント等）があれば、それも含めてご教示いただきたい。
4) 上記措置に対するドイツ（欧州）からの制裁措置に関し、ドイツ（欧州）の産業界からの反応はどのようなものであるか。ドイツ（欧州）業界団体・企業からの具体的なアクション（例、ポジションペーパー、ステイトメント等）があれば、それも含めてご教示いただきたい。
5) 上記措置に対するドイツ（欧州）からの対抗措置に関し、今後、どのような動きが予想されるか。また、そのように考える根拠があれば、ご教示いただきたい。

### I. ロシアの知的財産権関連の反制裁によって損害を受けた企業の例

30. ロシアのキロフスクにある仲裁裁判所は、Entertainment One（英国企業）が「人気のある子供向け漫画ペッパピッグの商標と著作権が「起業家」によって侵害された」と主張提起した訴訟を却下し、2022 年 3 月 6 日付ロシア政府令第 299 号「発明、実用新案、または工業意匠を権利者の同意なしに使用することを決定する際、特許所有者に支払われる補償

[1021] *Happ*, UKuR 2022, 136, 138 Rn. 12; *also see* Chamber of Commerce and Industry (Industrie- und Handelskammer, IHK) Palatine (Pfalz), Russland: Investitionsabkommen gegen Enteignung nutzbar, https://www.ihk.de/pfalz/international/laender-und-geschaeftsanbahnung/aktuelle-laendermeldungen/europa/russland-investitionsschutzabkommen-gegen-enteignung-nutzbar-5474722.

額を決定するための方法論のパラグラフ 2 の修正について」（Decree No. 299[1022]）を適用した。しかし、控訴審は一審の判断を覆し、「英国で登録されたものを含む外国組織の知的財産の平等な保護は、ロシア連邦の領土で保証されている。従って、侵害訴訟提起はロシア連邦民法第 10 条に関連する悪意または権利の濫用として認めることはできない。裁判所が請求却下した一次裁判所の決定で与えられた動機は、実体法の正しい適用に基づいていない。」説示した[1023]。

31. これとは別に、ロシア当局は西側企業が保有する IPR の保護を支持する可能性が低いことが明らかになった。これは、マクドナルドをはっきりと連想させる企業デザイン（いわゆる「商標スクワッティング」）を使用して、現在ロシアでファーストフードが「ワーニャおじさん」によって販売されていることからも明らかである[1024]。

## II. 欧州産業への予想される影響[1025]

### (1) ロシアにおける知的財産のロイヤリティフリー使用

32. ロシアが課した反制裁のうち、特に特許法に影響を与えるものがある。政令第 299 号は、全 EU 加盟国を含む 48 か国の特許所有者が、政令第 299 号でロシアに対して非友好的な態度と呼んでいるものを採用している場合、ロシア政府が特許権者の同意なく第三者に付与する強制実施権について、補償を受けることはないと定めている。政令第 299 号によって修正された条項の下で、ロシア政府は、「非常に必要」な場合（「公安条項」とも呼ばれる）、特許、実用新案、および意匠を、権利者の同意なしに使用できるよう命令する権限を与えられている[1026]。

33. 政令第 299 号は、ウクライナ侵攻前から有効であった規定を修正する。その唯一の目的は、政府がこの規定に基づいて強制実施権を付与することを決定した場合に、使用料率を 0.5%から 0.0%に引き下げることによって公安条項を修正することである。将来、ロシアでこの種の強制実施権がいくつ付与される可能性があるか、またどの製品カテゴリーが

---

[1022] *Kass*, LAW360 on 11 March 2022, Russia Oks Use of Peppa Pig TM As Sanctions Retaliation, https://www.law360.com/articles/1473286.

[1023] *Little*, World Trademark Review on 29 June 2022, "The original court decision was an aberration": Peppa Pig appeal succees in Russia, https://www.worldtrademarkreview.com/article/the-original-court-decision-was-aberration-peppa-pig-appeal-succeeds-in-russia.

[1024] *See N.N.*, The National Law Review on 27 July 2022, War and Peace at Rospatent: Protecting Tradmarks in Russia, https://www natlawreview.com/article/war-and-peace-rospatent-protecting-trademarks-russia; for other examples *see N.N.*, nau.ch on 26 March 2022, Russland ersetzt abgezogene Firmen mit Plagiaten im grossen Stil, https://www nau.ch/news/europa/russland-ersetzt-abgezogene-firmen-mit-plagiaten-im-grossen-stil-66138280.

[1025] German companies generally face the same challenges as all European companies (and companies from other countries considered "unfriendly" by Russia). The following comments therefore address them collectively as "European companies".

[1026] *Shimota/Cerillo*, K&L Gates IP Law Watch on 28 March 2022, The Kremlin's Intellectual Property Cold War: Legalizing Patent Theft With Decree 299, https://www.iplawwatch.com/2022/03/the-kremlins-intellectual-property-cold-war-legalizing-patent-theft-with-decree-299/; IHK Cottbus, Sanktionen, https://www.cottbus.ihk.de/russland-sanktionen html.

影響を受けるかを確実に予測することは困難である。従い、政令第 299 号は、ロシア企業が特許権者の同意なしに、また補償金を支払うことなく、特許発明を使用するための「フリーパス」を構成するものではない[1027]。しかし、ロシアの潜在的な偽造者にとって、この規則は、「非友好国」の企業が保有する特許、実用新案、または意匠権の侵害に対する補償がゼロになる可能性が高いというシグナルとして認識されるリスクがある[1028]。

34. ロシア当局者はまた、ロシアから事業を撤退している企業が保有するブランドの継続的な使用を許可することにより、ロシアにおける西洋の商標の保護をさらに弱体化させる可能性を提起した。このような法令は、国家が承認した偽造[1029]に直面する可能性があるヨーロッパおよびドイツの企業[1030]にとって深刻な問題を伴うであろう。同様に、ソフトウェア使用による著作権侵害に対する刑事責任および行政責任の廃止が議論されている[1031]。これには、価格の低下、ライセンスを受けていない粗悪な製品の市場への氾濫、IPR に対する一般的な敬意の欠如など、長期的な影響が伴う可能性がある。これらの影響のいずれかが、ロシアで重要な IPR を有する企業に IPR の危機をもたらす可能性がある[1032]。

### (2) ルーブルでのロイヤルティの支払い

35. 2022 年 5 月 27 日に可決された別の政令[1033]は、ロシアの知的財産のユーザーが、ライセンス契約で合意された通貨の代わりに、特定の外国の権利所有者にルーブルで支払うことを認めている。支払いは、ロシア政府が指定したロシアの銀行に開設された特別なルーブル口座で行われる。しかし実際には、外国の権利所有者とのほとんどの契約では、すでにルーブルでの支払いが規定されている。この対抗制裁は、主にロシアでの事業を停止した国際的に有名な企業に影響を与えると予想される[1034]。

---

[1027] *Von Fast*, euromarkpat.com on 11 March 2022, Ukraine-Russland-Krise – AKTUELLES – Auswirkungen der russischen Gegenmaßnahmen auf den IP-Sektor, https://euromarkpat.com/de-news-artikel/ukraine-russland-krise-auswirkungen-der-russischen-gegenma%C3%9Fnahmen-auf-den-ip-sektor html.

[1028] *Ercoli*, sib.it on 22 March 2022, Russia: new rules could affect foreign holders of intellectual property rights, https://www.sib.it/en/flash-news/russia-patent-utility-model-design-new-provisions-penalise-eu-ip-right-holders/.

[1029] *Jahner*, bloomberglaw.com on 21 March 2022, Russian IP Animus Fuels Risk, Uncertainty as Firms Recalibrate, https://news.bloomberglaw.com/ip-law/russian-ip-animus-fuels-risk-uncertainty-as-firms-recalibrate.

[1030] *Shimota/Cerillo*, K&L Gates IP Law Watch on 28 March 2022, The Kremlin's Intellectual Property Cold War: Legalizing Patent Theft With Decree 299, https://www.iplawwatch.com/2022/03/the-kremlins-intellectual-property-cold-war-legalizing-patent-theft-with-decree-299/

[1031] *Korolev/Stepanova*, komersant ru on 04 March 2022, Russia legalizes pirates, Komersant, https://www kommersant ru/doc/5240942; *also see Bonadio/Trapova*, theconversation.com on 18 March 2022, How Russia is using intellectual property as a war tactic, theconversation.com, https://theconversation.com/how-russia-is-using-intellectual-property-as-a-war-tactic-179260.

[1032] *Shah/Yang*, finnegan.com on 6 June 2022, Taking a Long-Term View on Russia's Patent Landscape, https://www finnegan.com/en/insights/articles/taking-a-long-term-view-on-russias-patent-landscape html.

[1033] Decree of the President of the Russian Federation of 27 May 2022 No. 322 "On the temporary procedure for fulfilling obligations to certain right holders", for the Russian original *see* http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205270016.

[1034] *Edda Wolf*, Germany Trade & Invest, Russland Gegensanktionen: Wirtschaftsrecht und Sanktionslisten – Russland verfügt Rubelzahlungen für Rechte an geistigem Eigentum, available in German at https://www.gtai.de/de/trade/russland/wirtschaftsumfeld/russland-gegensanktionen-wirtschaftsrecht-und-sanktionslisten-823002.

### (3) 並行輸入の合法化

36. さらに、ロシア政府は並行輸入を合法化し、ロシアの消費者が輸入制裁を受けているにもかかわらず、特定の外国製品を購入できるようにした[1035]。並行輸入品とは、メーカー（権利者）の輸入許諾を得ずに、ある国にオリジナル商品を輸入することである。製品は、公式の販売代理店ではなく、代替チャネルを通じて入手される[1036]。

37. この目的のために、ロシア産業貿易省は、メーカーの許可なしにロシアで輸入および販売できる商品のリストを公開した。包括的なリストには、基本的に経済的に関連する商品のすべてのカテゴリーが含まれており、「医薬品」（リストアイテム 30）、「化学品（リストアイテム 29）」、「電子機器」（リストアイテム 85）、「船舶」（リストアイテム 89）、「武器」（リストアイテム 92）、「家具」（リストアイテム 93）が例示される。

## III. 欧州企業が利用できる反応

38. ロシアの対抗制裁の対象となる企業は、自身の権利と矛盾する IPR を綿密に監視し、異議を申し立てる必要がある。異議がなければ、ROSPATENT は、権利所有者がロシアを離れ、その IPR がロシアで再び使用される予定がないという言い訳に頼る権利を得るからである[1037]。

39. 近い将来、クレムリンが政令第 299 号を撤回したとしても、IPR を支持するロシアの意欲に対する不安定さと信頼が、今後数年間、その国への外国投資を思いとどまらせる可能性があることが指摘されている[1038]。しかし、一部の著者は、この結論は時期尚早であると考えており、ロシアでは知的財産が引き続き保護されると想定している[1039]。今のところ、特許を放棄し、進行中の訴訟を中止し、ロシアでの新規出願を排除するのはおそらく時期尚早である。これらの制裁のそれぞれがいつまで続くか、またどの程度まで拡大する可能

---

[1035] *See* the Russian "Decree of the Government of the Russian Federation of March 29, 2022 No. 506 "On goods (groups of goods) in respect of which certain provisions of the Civil Code of the Russian Federation on the protection of exclusive rights to the results of intellectual activity expressed in such goods, and the means of individualization by which such goods are marked", http://publication.pravo.gov ru/Document/View/0001202203300003 and "Federal Law No. 213-FZ of June 28, 2022 'On Amendments to Article 18 of the Federal Law "On Amendments to Certain Legislative Acts of the Russian Federation'", http://publication.pravo.gov ru/Document/View/0001202206280053.

[1036] *Edda Wolf*, Germany Trade & Invest, Russland Gegensanktionen: Wirtschaftsrecht und Sanktionslisten – Russland verfügt Rubelzahlungen für Rechte an geistigem Eigentum, available in German at https://www.gtai.de/de/trade/russland/wirtschaftsumfeld/russland-gegensanktionen-wirtschaftsrecht-und-sanktionslisten-823002

[1037] *Hitchens/Zalewska-Orabona*, Russia's latest response to Western Sanctions – an affront to Intellectual Property protection?, cmw-lawnow.com, https://www.cms-lawnow.com/ealerts/2022/04/russias-latest-response-to-western-sanctions-an-affront-to-intellectual-property-protection.

[1038] *Jahner*, Russian IP Animus Fuels Risk, Uncertainty as Firms Recalibrate, https://news.bloomberglaw.com/ip-law/russian-ip-animus-fuels-risk-uncertainty-as-firms-recalibrate.

[1039] *Bankovsky*, What will happen to foreign intellectual property in Russia?, lexology.com, https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=f9841617-d8f1-460f-981c-e09ce9f54217.

性があるかは不明のままである[1040]。

## IV. 欧州企業の反応

40. IPR に固有の相互に課せられた制裁の影響に関係なく、国際的に事業を展開している企業の大多数は、ロシア市場から撤退し、ロシアでのすべての事業を停止することを決定した[1041]。特にドイツでは、フォルクスワーゲン、メルセデス、ルフトハンザがロシアでの営業を停止した[1042]。金属製品チェーン OBI は、ロシアの店舗を投資家に譲渡したと報じられている[1043]。対抗措置の IPR 固有の影響はまだ見られないが、特許権者は最終的には、ロシアが政令第 299 号を覆すことを期待して維持年金を支払い続けるかどうか、または特許権を放棄することを決定するかを検討しなければならない[1044]。

## V. 欧州連合/ドイツによってとられると予想されるロシアの知的財産権関連の反制裁に対する反応

41. ロシアはまだ世界貿易機関（WTO）から追放されていないため、知的財産に関するロシアの措置によって悪影響を受けている国自体が、ロシアが TRIPS 協定に違反したという根拠に基づき、ロシアを WTO 裁判所に持ち込む可能性がある。しかし、ロシアが WTO への参加を停止された場合、ロシアはメンバーではない組織の法廷に持ち込むことができなくなるため、これはロシアに世界的な知的財産権の挑戦からの緩衝となるものが与えられることになるであろう[1045]。

## VI. その他の参考文献

・German Federal Government (Bundesregierung), https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/krieg-in-der-ukraine/eu-sanktionen-2007964;

---

[1040] *Shah/Yang*, Taking a Long-Term View on Russia's Patent Landscape, finnegan.com, https://www finnegan.com/en/insights/articles/taking-a-long-term-view-on-russias-patent-landscape html.

[1041] For a list of companies that have stopped conduction business in Russia *see N.N.,* Companies Are Getting Out of Russia, Sometimes at a Cost, The New York Times 14 October 2022, https://www nytimes.com/article/russia-invasion-companies html?; *see also Wittemann*, Germany Trade & Invest, Rückzug aus Russland: Was müssen deutsche Unternehmen beachten?, https://www.gtai.de/de/trade/russland/wirtschaftsumfeld/rueckzug-aus-russland-was-muessen-deutsche-unternehmen-beachten--864586.

[1042] *Mičijević*, handelsblatt.com on 16 March 2022, Russland droht mit Enteignung und Verstaatlichung – was das für VW, Mercedes und Lufthansa bedeutet, https://www handelsblatt.com/audio/today/handelsblatt-today-russland-droht-mit-enteignung-und-verstaatlichung-was-das-fuer-vw-mercedes-und-lufthansa-bedeutet-/28167890 html;

[1043] *Müller/Kolf*, handelsblatt.com on 13 April 2022, Obi verschenkt seine russischen Märkte, handelsblatt.com of 13 April 2022, available in German at https://www handelsblatt.com/unternehmen/handel-konsumgueter/russland-obi-verschenkt-seine-russischen-maerkte-an-einen-investor/28251154 html.

[1044] *Knowles/Pozen*, The Washington Post on 9 March 2022,Russia says its businesses can steal patents from anyone in 'unfriendly' countries, https://www.washingtonpost.com/business/2022/03/09/russia-allows-patent-theft/; *also see Koukounis*, vdi-nachrichten.com on 04 May 2022, Die eigenen Marken und Patente in Russland schützen, https://www.vdi-nachrichten.com/wirtschaft/recht/die-eigenen-marken-und-patente-in-russland-schuetzen/.

[1045] *Hitchens/Zalewska-Orabona*, cms-lawnow.com on 20 April 2022, Russia's latest response to Western Sanctions – an affront to Intellectual Property protection?, https://www.cms-lawnow.com/ealerts/2022/04/russias-latest-response-to-western-sanctions-an-affront-to-intellectual-property-protection.

・Federal Office for Economic Affairs and Export Control (Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle), https://www.bafa.de/DE/Aussenwirtschaft/Ausfuhrkontrolle/Embargos/Russland/russland_node.html;
・German-Russian Chamber of Foreign Trade (Deutsch-Russische Außenhandelskammer), https://russland.ahk.de/informationen/uebersicht-sanktionen;
・Noerr, https://www.noerr.com/de/newsroom/news/eu-weitet-sanktionen-gegen-russland-aus-und-fuhrt-preisobergrenze-fur-russisches-ol-ein.

## D. 安全保障に関連する法制度

ドイツにおいて特許非公開制度は特許法第 50 条に規定されているように思われる。
1) ドイツにおける特許非公開制度の内容、およびその実例についてご教示いただきたい。
2) あわせて、各国とは別に、欧州として特許非公開制度はあるのか、あればその内容についてご教示いただきたい。
3) ドイツ又は欧州における特許非公開制度についてまとめているウェブサイトや、参考になる文献や資料があればご教示いただきたい。

### I. ドイツ特許法第 50 条

#### (1) 内容と目的

42. ドイツ特許法（GPA）第 50 条は以下のとおりである。

(1) 特許が国家機密(刑法第 93 条)である発明について求められる場合は，審査課は，公表を行ってはならない旨を職権によって命令する。命令を出す前に，最上級の所轄連邦当局の意見が聴取される。最上級の所轄連邦当局は，命令を出すよう要求することができる。

(2) 審査課は，命令のための理由が存在しなくなったときは，職権により，又は最上級の所轄連邦当局又は出願人若しくは特許所有者の請求により，(1)に基づく命令を取り消す。審査課は，(1)に基づく命令のための理由が引き続き存在しているか否かについて，1 年毎に審査する。(1)に基づく命令を取り消す前に，最上級の所轄連邦当局の意見が聴取される。

(3) 審査課は，(1)に基づく命令の発出を求める請求を拒絶し，又は(1)に基づく命令を取り消す審査課の決定に対する審判請求期限(第 73 条(2))内に審判請求が提起されなかったときは，当事者に通知する。

(4) (1)から(3)までは，発明であって，国家防衛の理由により外国によって秘密にされており，かつ，連邦政府の同意を得て，秘密を維持する旨の条件を付して，

連邦政府に信託されたものについて，準用される[1046]。

43. 一般大衆の技術的知識を豊かにした者に排他的権利を付与するという特許法の基本的な考え方（例えば、特許法第 32 条に基づく特許出願の開示）から逸脱するが、特許法第 50-56 条は、関係する発明が国家の秘密（特許法第 50 条第 1 項）または防衛目的の秘密として外国政府から連邦政府に委託された秘密（特許法第 50 条第 4 項）である場合、一般大衆に通知することなく、そのような独占権の付与を許可する[1047]。

44. ドイツ刑法第 93 条パラグラフ 1 に従うと、「国家機密」とは、限られた範囲の人々のみがアクセスできる事実、物、または知識であり、ドイツの対外安全保障に深刻な不利益を与える危険を回避するため、外国勢力から秘密にされなければならないものである[1048]。発明が国家機密を構成するという決定は、連邦国防省によって行われる（特許法第 56 条）[1049]。

**(2) ドイツ特許法第 50 条の適用例**

45. 国家機密の例には、装甲、爆発物、弾薬、方向探知および測定装置、核エネルギー研究（例、ガス超遠心分離機、核融合炉、プラズマ核技術）、ドキュメント（例、有価証券、銀行券、ID カード)、および暗号学（例、暗号化/復号化システム、通信技術）があげられる[1050]。

46. 国家機密が存在するかどうかが疑問視された 1 つのケースは、高速遠心分離機のローターの動きを安定させるためのベアリングと減衰装置であった。しかし最終的に、ドイツ連邦司法裁判所（Federal Court of Justice (FCJ)）は、国家機密か否かとされるプロパティには誰でもアクセスできるため、発明は国家機密ではないと判断した[1051]。別の事例として、特許法第 50 条の旧法（1970 年代に適用された特許法第 30 条、30a 条）は、原子力エネルギーの研究に決定的な役割を果たしていた[1052]。

**II. 欧州特許条約における特許非開示**

47. 欧州特許条約自体には、特許の非開示に関する規定は含まれていない。第 77 条第 2 パ

---

[1046] *See* https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_patg/englisch_patg.html#p0331.
[1047] *Mes*, in: Mes, PatG, 5. Auflage 2020, § 50 PatG margin number („**mn.**“) 50.
[1048] Rudloff-Schäffer, in: Schulte, PatG, 11. Aufl. 2022, § 50 PatG mn. 7; Obenland, in: Büscher/Dittmer/Schiwy, Gewerblicher Rechtsschutz, § 50 PatG mn. 1.
[1049] *Schäfers*, Benkard, PatG, 11. Aufl. 2015, § 50 PatG mn. 5.
[1050] *Rudloff-Schäffer*, in: Schulte, PatG, 11. Aufl. 2022, § 50 PatG mn. 8; *Obenland*, in: Büscher/Dittmer/Schiwy, Gewerblicher Rechtsschutz, § 50 PatG mn. 2.
[1051] FCJ, judgement of 3 February 1977 – X ZB 4/76, BeckRS 1977, 31120317.
[1052] FCJ, judgement of 4 May 1972 – X ZR 6/69 – Kernenergie, GRUR 1973, 141 ff.

ラグラフは単なる宣言的な方法で述べている[1053]。

主題が秘密にされた欧州特許出願は、欧州特許庁に転送されてはならない。

48. 秘密として保護されている欧州出願は、国内当局によって欧州特許庁に転送されない[1054]。

## III. 参考文献

49. 分析の基となる情報源は脚注に含まれている。追加の参考文献として以下のものがある。

・Wolfgang Pfaller, Website on the history of German patent law, http://www.wolfgang-pfaller.de/geheimpa.htm#:~:text=Das%20deutsche%20Patentgesetz%20(1)%20spricht,des%20Strafgesetzbuches%20(2)%20definiert;

・ FIZ Karlsruhe – Leibniz-Insitute for Information Infrastructure (Leibniz-Insitut für Informationsinfrastruktur), https://www.fiz-karlsruhe.de/de/nachricht/das-buero-99.

[1053] *Grabrucker*, in: Singer/Stauder/Luginbühl, EPÜ, 9. Auflage 2023, Art. 77 mn. 9.
[1054] *Rudloff-Schäffer,* in: Schulte, PatG, 11. Aufl. 2022, § 50 PatG mn. 2.

## 附属資料３ ロシア並行輸入品リスト

一時的な並行輸入の合法化

連邦政府決定第 506 号「商品で表された知的財産の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護にかかるロシア連邦民法の特定の規定を適用しない商品（商品のグループ）について」として、2022 年 5 月 6 日に公表、2022 年 6 月 3 日付で一部修正（追加・削除）されたリストが公開されている。リストにはユーラシア経済連合対外活動商品分類群の項目ごとに会社名（ブランド名）が掲載されており、目測で、計 2,137 社（名）から重複削除することにより、624 の会社名（ブランド名）がリストされていることになる。記載の会社名（ブランド名）の国籍を本社住所等から分析した表を下に示す。

リストされている会社名（ブランド名）の分析可能な国籍の多い順 6 か国（地域）を記載すると、米国（約 170）、ドイツ（約 120）、日本（約 60）、フランス（約 35）、イタリア（約 30）、台湾（約 30）となる。これら 6 か国で全体の 7 割以上を占めることになる。

なお、会社名（ブランド名）のリストはその後、2022 年 8 月 4 日で全差し替え、2022 年 11 月 2 日に一部修正されている。リストにはユーラシア経済連合対外活動商品分類群の項目ごとに会社名（ブランド名）が掲載されており、目測で、計 5,176 社（名）から重複削除することにより、1,567 社（名）の会社名（ブランド名）がリストされていることになる。

このように 2022 年 8 月の全差し替えの改訂では、対象ブランドは 2 倍以上に拡大されているが、累次改訂の際に削除されるブランドも散見される。

| 会社名／ブランド名 | 国籍 |
|---|---|
| 3M | US |
| A. Courtois | FR |
| ABB | CH |
| Abel | ? |
| AccessAir | US |
| Acer | TW |
| Acroni | SI |
| Acura | JP |
| Adata | TW |
| Advanced Micro Devices (AMD) | US |
| Aeroflex/Metelics | US |
| Aeromobiles Pte, Ltd | SG |
| Aerzen | DE |
| Agilent Technologies | US |
| AIC | ? |
| Aimtec Inc. | CA |

| | |
|---|---|
| Aleastur | ES |
| Alex | ? |
| Alfred Heyd GmbH und Co. KG | DE |
| Allegro MicroSystems | US |
| Allen-Bradley | US |
| Alliance Memory, Inc. | US |
| Allison Transmission | US |
| Amazing Microelectronic Corp. | TW |
| American Led Technology | US |
| Amphenol Corporation | US |
| Analog Devices, Inc. | US |
| Ansual | ? |
| Apacer Technology Inc. | TW |
| APC | US |
| APEM Components | FR |
| Apple | US |
| Arnavi | ? |
| Asea Brown Boveri Ltd. | CH |
| Aston Martin | GB |
| Asturiana de Aleaciones S.A. | ES |
| Asus | TW |
| Atelier Cologne | FR |
| Atlas Copco | SE |
| Audi | DE |
| Aumund | DE |
| Avaya | US |
| AVX Corporation | US |
| Axtone Spolka Akcyjna | PL |
| Azzaro | FR |
| B&S | FR |
| Bahco （2022 年 6 月 3 日 Bacho から修正） | SE |
| Balluff | DE |
| Baltur | IT |
| Bando | JP |
| Bauer | US |
| Beats | US |
| Bechem | DE |
| Belden CDT Inc. | US |

| | |
|---|---|
| BenQ | TW |
| Bentley | GB |
| Bentonorit | ? |
| Berg | ? |
| Berghoff | BE |
| Berkenhoff | DE |
| Besson | FR |
| BIMK? (Russian) | ? |
| Biotherm（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Black + Decker | US |
| Blaser | DE |
| Blend-a-med（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| BMS | US |
| BMW | DE |
| Bohle | DE |
| Bon Elecronics | KR |
| Bonatrans Group a.s. | CZ |
| Bonderite | DE |
| Boomer | ? |
| Borg Warner Sp. z.o.o. | US |
| Borgwarner | US |
| Bosch | DE |
| Bosch Rexroth | DE |
| Bose | US |
| Botek | DE |
| Bourns, Inc. | US |
| BPW | DE |
| Bridgestone | JP |
| Broadcom Limited | US |
| Brother | JP |
| BTA | ? |
| Buffet-Crampon | FR |
| Bugatti | FR |
| Bulgheroni | IT |
| C. Bechstein | DE |
| Cacharel | FR |
| Cadillac | US |
| CAF | US |

| | |
|---|---|
| Canon | JP |
| Carefree | ? |
| Caterpillar | US |
| Cement GmbH | DE |
| Cemtec | AT |
| Central Semiconductor | US |
| Ceratizit | LU |
| Cerave | FR |
| Certools Sp. z.o.o. | PL |
| Chevrolet | US |
| Chicago Pneumatic | US |
| Chrysler | US |
| Cib Unigas | IT |
| Cisco | US |
| Clare (Ixys) | CA |
| CML Microcircuit (UK) Ltd. | GB |
| CMM | US |
| CMS | ? |
| Comet Fans | IT |
| Conteg | CZ |
| Continental | DE |
| Contitech | DE |
| Cree HK Ltd. | HK |
| Crown | US |
| Cummins | US |
| D'Addario | US |
| Daf Trucks | NL |
| Daikin | JP |
| Daimler | DE |
| Dallas Semiconductor | US |
| Danfoss | DK |
| DDM | ? |
| Dell | US |
| Dellner Sp. z.o.o. | PL |
| DeLonghi | IT |
| Delta Electronics | TW |
| Dessau | ? |
| Detroit Diesel | US |

| | |
|---|---|
| Deutz | DE |
| Dewalt | US |
| Diesel | IT |
| DiMarzio | US |
| Dimtech | PL |
| Dinkle International Co., Ltd. | TW |
| Diodes Inc. | US |
| Diotec Semiconductor AG | DE |
| D-Link | TW |
| DMS | ? |
| Dodge | US |
| Domar | IT |
| Dormer | ? |
| Dresser roots | US |
| Dressta | PL |
| Duracell（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Dyson | SG |
| EBM-Papst | DE |
| Ecomotive Solutions | IT |
| Ejot | DE |
| Electrolux | SE |
| Elemental Microanalysis | GB |
| Eltool | US |
| Eltra | DE |
| Emer S.p.A | IT |
| Emer s.r.l. | IT |
| Energizer Holdings, Inc. | US |
| Enermasch | DE |
| Eni | IT |
| EnviroFALK | DE |
| Epcos AG | JP |
| Epiroc | SE |
| Epistar | TW |
| Epson | JP |
| Eramet | FR |
| Eriez | US |
| Ermax | FR |
| Erni Electronics GmbH & Co, KG | DE |

| | |
|---|---|
| Esab | US |
| Euroquartz Ltd. | GB |
| Eutalloy | CH |
| Everlight Electronics Co., Ltd. | TW |
| Everspin Technologies | US |
| Extron | US |
| ExxonMobil | US |
| FAG | ? |
| Fair-Rite Products Corp. | US |
| Faiveley Transport Bochum GmbH | DE |
| Faiveley Transport Czech | CZ |
| Faro | US |
| FARO s.r.l. | IT |
| Fender | US |
| Ferrari | IT |
| Ferroxcube International | NL |
| FHF | DE |
| Fiberfrax | US |
| Fischer Elektronik | DE |
| FlexCom | LU |
| Flexowell | DE |
| Flopam | ? |
| Flottweg SE | DE |
| FLSmidth | DK |
| Flsmidth A/S | DK |
| FLSmidth and Co. A/S | DK |
| Flygt | US |
| FMT Sweden AB | SE |
| Fortinet | US |
| Freightliner | US |
| Fujitsu Takamisawa | JP |
| Galaxy | KR |
| Gamier（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Garant | CA |
| Garmin | US |
| Gates | US |
| Gauss Magneti | IT |
| GCP Italiana S.P.A. | IT |

| | |
|---|---|
| Gebhardt | DE |
| Geislinger | AT |
| Gembird | NL |
| General Electric | US |
| General Motors | US |
| GeneSiC Semiconductor Inc. | US |
| Geyer Electronic e.k. | DE |
| GHH | ? |
| Gigabyte | TW |
| Gigaset | DE |
| Gilat | IL |
| Gillette（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Giorgio Armani（2022 年 6 月 3 日削除） | IT |
| Gleason | US |
| Glotech | ? |
| GMC | US |
| Golledge Electronics, Ltd. | GB |
| Goodyear | US |
| GoPro | US |
| Gore | US |
| Grandstream | US |
| Graph Tech | CA |
| Griggs Steel Co. | US |
| Grundfos | DK |
| Guhring | DE |
| Gurtam | LT |
| H3C | CN |
| Haimer | DE |
| Hammer | ? |
| Hans Hoyer | DE |
| Harting Technologiegruppe | DE |
| Harwin | GB |
| Head & Shoulders（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Helena Rubinstein（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Hella | DE |
| Helvar | FI |
| Hencon | NL |
| Henkel | DE |

| | |
|---|---|
| Herbal Essences（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Hermes | FR |
| Hewlett-Packard | US |
| Hilti | LI |
| Hiref | IT |
| Hirose Electric Co., Ltd. | JP |
| Hisense | CN |
| Hitachi | JP |
| Hitano Enterprise Corp. | TW |
| Hittite Microwave Corporation | US |
| Hofner | DE |
| Holt Integrated Circuits | US |
| Holtmann Fahrzeug- und Maschinenbau GmbH | DE |
| Honda | JP |
| Howden | GB |
| HP | US |
| HPE | US |
| Huber+Suhner | CH |
| Hughes | US |
| Hummer | US |
| Hydraizer (Polymer systems) | ? |
| Hyperline Cabling Systems（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Hyperx | US |
| Ibau Hamburg Ingenieurgesellschaft Industriebau MBH | DE |
| IBM | US |
| IC Plus Corporation | TW |
| IFE | AT |
| IFM | DE |
| ILUKA | AU |
| Iluka Resources Limited | AU |
| INA | HR |
| Industronic | DE |
| Infineon Technologies AG | DE |
| Infiniti | JP |
| Inmarsat bgan | GB |
| Integrated Device Technology Inc, (IDT) | JP |
| Integrated Silicon Solution Inc. (ISSI) | US |
| Intel | US |

| | |
|---|---|
| Iridium | US |
| Iscar | IL |
| Isuzu | JP |
| ITT Holdings Czech Republic S-R.O. | CZ |
| IXYS Integrated Circuits Division | US |
| Jabra | DK |
| Jaguar | GB |
| Jaquet | CH |
| Jauch Quartz GmbH | DE |
| JBL | US |
| JBT AeroTech | US |
| Jeep | US |
| Jost | DE |
| Jungheinrich | DE |
| Jurgen Voigt | DE |
| Kalmar | FI |
| Karcher | DE |
| Kasco Marine | US |
| Kawasaki | JP |
| Kellve | SE |
| Kemet Corporation | TW |
| Kennametal | US |
| Kenworth | US |
| Kerastase（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Keto | ? |
| Kiehl's | US |
| Kingbright Electronic Co., Ltd. | TW |
| Kingston | US |
| Kion Group | DE |
| Kluber | DE |
| Knipex | DE |
| Knorr-Bremse | DE |
| Komatsu（2022 年 6 月 3 日追加） | JP |
| Koyo | JP |
| KWD Kupplungswerk Dresden GmbH | DE |
| Kyocera | JP |
| Kyocera AVX | US |
| La Roche-Posay（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |

| | |
|---|---|
| Lamborghini | IT |
| Lancome（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Land Rover | GB |
| Lapp Group | DE |
| Larsen Strings | DK |
| Lase | DE |
| Lego（2022 年 6 月 3 日追加） | DK |
| Leko | ? |
| LEM | CH |
| Lemo | CH |
| Lenze | DE |
| Lexus | JP |
| Leybold | SE |
| LG | KR |
| Lincoln | US |
| Lite-on electronics, Inc. | TW |
| Loadscan | NZ |
| Locher Industrieofen-und Apparatebau GmbH | DE |
| Loctite | DE |
| Logitech | CH |
| L'Oreal Paris（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| L'Oreal Professional（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Lovular（2022 年 6 月 3 日削除） | ? |
| Lowara | GB |
| Lucite Colacryl | JP |
| LumiLeds | NL |
| Lynred | FR |
| M/A-COM Technology Solution Holdings, Inc. | US |
| M3 Mobile | KR |
| Maag Gear Sp. z.o.o. | DK |
| Mack Trucks | US |
| Magnafloc | DE |
| Maha | DE |
| Mahle | DE |
| Mahle Electric Drives | DE |
| Maison Margiela | FR |
| Malvern | GB |
| Man | DE |

| | |
|---|---|
| Marvell Technology Group Ltd | US |
| Maschinenfabrik Koppern GmbH & Co. KG | DE |
| Maserati | IT |
| Mato | GB |
| Matrix（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| MaxLinear | US |
| Maybach | DE |
| Maybelline（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Mean Well Enterprises Co. Ltd. | TW |
| Megadyne | IT |
| Meinlschmidt | DE |
| Mercedes-Benz | DE |
| Merries（2022 年 6 月 3 日削除） | JP |
| Metabo | DE |
| Metatron s.r.l | IT |
| Metso | FI |
| Metso Minerals | FI |
| Michelin | FR |
| Micrel Inc. | US |
| Microchip Technology | US |
| Micron Technology, Inc. | US |
| Microsemi Corporation | US |
| Microsoft | US |
| Midrex | US |
| Miele | DE |
| Mikrotik | LV |
| Mineral Netherlands | NL |
| Mini | DE |
| Mini-Circuits | US |
| Mitsubishi | JP |
| Mitsubishi Electronic Co. | JP |
| Mobil | US |
| Molex Incorporated | US |
| Moony | JP |
| Motorex | CH |
| Motorola | US |
| Motorpal | CZ |
| MSI | TW |

| | |
|---|---|
| MTU | DE |
| Mugler | FR |
| Muhlen Sohn GmbH & Co. KG | DE |
| Murata Manufacturing Co. Ltd. | JP |
| MVF | GB |
| Nacco Industries | US |
| Nalco | US |
| National Semiconductor | US |
| NEC Corporation | JP |
| Nena | ? |
| Nenab | SE |
| Netapp | US |
| Neuman | DE |
| Nexperia | NL |
| NIC Components Corp. | US |
| Nichia | JP |
| Nichicon | JP |
| Nicomatic | FR |
| Ninebot | US |
| Ninerobot | ? |
| Nintendo | JP |
| Nippon Chemi-Con Corporation | JP |
| Nippon Techno Carbon (NTC) | JP |
| Nissan | JP |
| Nokia | FI |
| Normet | FI |
| NSK | JP |
| NTN/SNR | JP |
| NTU | DK |
| NXP Semiconductors | NL |
| NYX（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| O.B. | ? |
| Oelde | DE |
| Oilon | FI |
| Old Spice（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| OMB Saleri s.p.a. | IT |
| OMVL | IT |
| ON Semiconductor | US |

| | |
|---|---|
| Optima Yellow Top | US |
| Oracle | US |
| Oral-B（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Osram Licht AG | DE |
| Palfinger Tail Lifts GmbH | AT |
| Panasonic | JP |
| Pantene Pro-V（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Parker | GB |
| Parker ITR s.r.l. | ? |
| Parlan（2022 年 6 月 3 日削除） | ? |
| Parlok | FI |
| Paus | DE |
| Peak Electronics GmbH | DE |
| Pericom Semiconductor | US |
| Peterbilt | US |
| Petrof | CZ |
| Phillips | NL |
| Phoenix Contact GmbH & Co. | DE |
| Pilz | DE |
| Pioneer | JP |
| Pirastro | DE |
| PlayStation | JP |
| Porsche | DE |
| Powercom | TW |
| Power-One Inc | CH |
| Prada | IT |
| Pro Series（2022 年 6 月 3 日削除） | ? |
| Pronar | PL |
| Pryor | US |
| Pulse Electronics Corp. | US |
| Pyramid | ? |
| QORVO, Inc. | US |
| Quaker | US |
| Qu-Bit Electronix | US |
| Radiall | FR |
| Rammer | FI |
| Ramtron International Corporation | US |
| Razer | US |

| | |
|---|---|
| Reading Alloys | US |
| Realtek Semiconductor Corp. | TW |
| Recom Power GmbH | AT |
| Redken（2022 年 6 月 3 日削除） | US |
| Refratechnik | DE |
| Refratechnik Cement GmbH | DE |
| Rema | DE |
| Rema Tip Top（2022 年 6 月 3 日追加） | |
| Renata Batteries Switzerland | CH |
| Renault | FR |
| Renesas Electronics | JP |
| RHI Magnesita | AT |
| Rielo | IT |
| Rio Tinto | GB |
| Rockwell | US |
| Rohm Semiconductor Co., Ltd. | JP |
| Rolls-Royce | GB |
| Rothenberger | DE |
| Rotofix | DE |
| Rover | GB |
| Rubycon Corporation | JP |
| Ruhm | ? |
| Rulmeca Germany GmbH | DE |
| RVF | US |
| Saacke | DE |
| Saf-Holland | DE |
| Samsung | KR |
| Samsung Electro-Mechanics | KR |
| Samtec | US |
| Sandvik | SE |
| Saunders | US |
| Savarez | FR |
| SC Thunderflex s.r.l. | RO |
| Scania | SE |
| Scharmuller | AT |
| Schneider | FR |
| Schneider Electric | FR |
| Seat | ES |

| | |
|---|---|
| SECCarbon Ltd. | JP |
| Seco | IT |
| Secop | DE |
| Seiler | DE |
| Semtech Corporation | US |
| Sennheiser | DE |
| Seoul | ? |
| SFF | NO |
| Sharp | JP |
| Sick | DE |
| Siemens | DE |
| Silicon Laboratories Inc. | US |
| Simatic | DE |
| Simol | IT |
| Sipavag AG | CH |
| SITOP | DE |
| SkellStart 24V | DE |
| Skinceuticals | FR |
| SKKT | DE |
| Skoda | CZ |
| Smart | DE |
| Smartscan | ? |
| Smiger | CN |
| Sodalis | SI |
| SOG | US |
| Sony | JP |
| SPX | US |
| Stanley | US |
| Steelseries | DK |
| Steinert | DE |
| STMicroelectronics | CH |
| Struers | DK |
| Subaru | JP |
| Sumida Corporation | JP |
| Sumitomo | JP |
| Sumitomo Electric Industries | JP |
| Sunricher | CN |
| Supermicro | US |

| | |
|---|---|
| Suzuki | JP |
| Synergetic（2022 年 6 月 3 日削除） | ? |
| Taiwan Semiconductor Manufacturing Company | TW |
| Takisawa | JP |
| Takler | IT |
| TCM | ? |
| TDK Corporation | JP |
| TDK-Micronas GmbH | JP |
| Teledyne Relays | US |
| Tenova S.p.A | IT |
| Tesla | US |
| TEWire & Cable | US |
| Texaco | US |
| Texas Instruments Incorporated | US |
| Thales | FR |
| Thyssenkrupp Airport Systems S.A. | DE |
| Thyssenkrupp Elevator TLT-Turbo | DE |
| Tigercat | CA |
| Timesavers | US |
| Tip Top | ? |
| Tizir Titanium Iron | NO |
| TLT-Turbo | DE |
| Tomasetto Achille s.p.a | IT |
| Toshiba | JP |
| Toyota | JP |
| Traco Electronic AG | CH |
| Transcend Information | TW |
| TransVers Vac | ? |
| Trellex | FI |
| Trimble R12 | JP |
| Tripp Lite | SG |
| Truckmetrics | CA |
| TS Henschel GmbH | DE |
| TSMC | TW |
| Tungaloy | JP |
| TY Semiconductor Co., Ltd. | TW |
| Tyco Electronic | CH |
| Tyco Electronic Raychem | CH |

| | |
|---|---|
| Ubiquiti | US |
| Urban Decay | US |
| UV+IR Engineering | ZA |
| Vacon | ? |
| Valentino（2022 年 6 月 3 日削除） | IT |
| Valtek | IT |
| VDO | DE |
| Venti | DE |
| Vertiv | US |
| Vichy（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| Vickers | GB |
| Vicor Corporation | US |
| Viktor & Rolf | NL |
| Vishay Intertechnology, Inc. | US |
| Vitesse Semiconductor Corporation | US |
| Volkswagen | DE |
| Volvo | SE |
| VUM | ? |
| W. Schreiber | DE |
| Wabco | US |
| Wabtec | US |
| Wago Kontakttechnik GmbH & Co. KG | DE |
| Walter | US |
| Warman | GB |
| WD | US |
| Weidmuller Interface GmbH & Co. Kg | DE |
| Weir | GB |
| Welser Profile GmbH | DE |
| Wenco | CA |
| Westermo | US |
| Western Digital | US |
| Wialon | LT |
| Wikus | DE |
| Wilo（2022 年 6 月 3 日削除） | DE |
| Winstar Display Co. | TW |
| Wolfspeed, Inc. | US |
| Wurth | DE |
| Wurth Elektronik (Wurth Electronic Group) | DE |

| | |
|---|---|
| Xbox | US |
| Xeon | US |
| Xerox | US |
| Xppen | CN |
| Yageo Corporation | TW |
| Yamaha | JP |
| Yanmer（2022 年 6 月 3 日追加） | JP |
| Yao ykpan,,,(Russian) | ? |
| Yves Saint Laurent（2022 年 6 月 3 日削除） | FR |
| ZAB Zementanlagenbau GmbH | DE |
| ZF Friedrichshafen AG | DE |
| Zyxel | TW |

## 附属資料４　ロシアの措置に関連すると考えられるロシアの投資関係の条約

ロシアと米国、欧州、英国、ドイツ、カナダ、中国、韓国との間の投資協定（知財関連部分）[1055]

（１）米国[1056]（未施行）

ARTICLE I

1. For the purposes of this Treaty, the term

(a) "company of a Party" means any kind of corporation, company, association, enterprise (including cooperatives), or other organization, legally constituted under the laws and regulations of a Party or a political subdivision thereof, whether or not organized for pecuniary gain, or privately or governmentally owned;

(b) "national of a Party" means a natural person who is a national of a Party under its applicable law;

(c) "investment" means every kind of investment, in the territory of one Party owned or controlled by nationals or companies of the other Party, such as equity, debt, service and investment contracts, and includes, without limitation:

(i) any kind of property including moveable and immoveable property, tangible and intangible property, and including property rights such as mortgages, liens and pledges;

(ii) any interests in a company including shares of stock, management or operating rights, or interests in the assets of a company:

(iii) a claim to money or a claim to performance having economic value, and associated with an investment:

(iv) intellectual property which includes, inter alia, rights relating to:

literary and artistic works, including sound recordings, inventions in all fields of human endeavor, industrial designs, integrated circuit layout designs, know-how, trade secrets, and confidential business information, and trademarks, service marks, and trade names; and

(v) any right conferred by law or contract relating to an investment, or by virtue of any licenses and permits pursuant to law;

(d) "return" means an amount derived from or associated with an investment, including profit; dividend; interest; capital gain; royalty payment; management, technical assistance or other fee; or returns in kind, such as in the form of goods or services;

(e) "associated activities" include the organization, control, operation, maintenance and disposition of companies, branches, agencies, offices, factories or other facilities for the conduct of business; the making, performance and enforcement of contracts; the acquisition, use, protection and disposition of

[1055] International Investment Agreements Navigator (Russian Federation)（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/countries/175/russian-federation

[1056] Treaty between the United States of America and the Russian Federation Concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investment（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2236/download

property of all kinds including intellectual property; the borrowing of funds; the purchase, issuance and sale of equity shares and other securities; and the purchase of foreign exchange for imports. "Associated activities" also include, without limitation:

(i) the granting of franchises or rights under licenses;

(ii) the receipt of registrations, licenses, permits and other approvals necessary for the conduct of commercial activity (which shall in any event be issued expeditiously, as provided for in the legislation of the Parties);

(iii) access to financial institutions in any currency, and to credit and currency markets;

(iv) access to funds held in financial institutions:

(v) the importation and installation of equipment necessary for the normal conduct of business affairs, including, but not limited to, office equipment and automobiles, and the export of any equipment and automobiles so imported;

(vi) the dissemination of commercial information:

(vii) the conduct of market studies;

(viii) the appointment of commercial representatives,

including agents, consultants, and distributors (i.e., mediators in the distribution of products which they themselves did not produce), and the serving as the same, and their participation in trade fairs and other promotional events;

(ix) the marketing of goods and services, including through internal distribution and marketing systems, as well as by advertising and direct contact with nationals and companies; and

(x) payment for goods and services in local currency;

(f) "investment agreement" means an agreement between a party (or its agencies or instrumentalities) and a national or company of the other Party concerning an investment;

(g) "nondiscriminatory treatment" means treatment that is at least as favorable as the better of national treatment or most-favored-nation treatment:

(h) "national treatment" means treatment that is at least as (avorable as the better of the most favorable treatment accorded by a Party to state enterprises or to other companies or nationals of that Party in like circumstances;

(i) "most-favored-nation treatment" means treatment that is at least as favorable as that accorded by a Party to companies or nationals of third countries in like circumstances.

2. Any alteration of the form in which assets are invested or reinvested shall not affect their character as investment.

3. Each party reserves the right to deny to a company of the other Party the advantages of this Treaty 1f (a)(i) nationals of any third country control such company and (ii) that company has no substantial business activities in the territory of the other Party, or (b) such company is controlled by nationals of a third country with which the denying Party does not maintain normal economic relations.

ARTICLE II

1. Each party shall permit and treat investment, and activities associated therewith, on a nondiscriminatory basis, subject to the right of each Party to make or maintain exceptions falling within one of the sectors or matters listed in the Annex to this Treaty. Each Party agrees to notify the other Party before or on the date of entry into force of this Treaty of all such laws and regulations of which it is aware concerning the sectors or matters listed in the Annex.

Moreover, each party agrees to notify the other of any future exception with respect to the sectors or matters listed in the Annex, and to limit such exceptions to a minimum. Any future exception by either Party shall not apply to investment existing in that sector or matter at the time the exception becomes effect1ve. The treatment accorded pursuant to any exception to national treatment shall, except as stated otherwise in the·Annex, not be less favorable than that accorded in like situations to investments and associated activities ·of nationals or companies of any third country.

2. (a) Investment shall at all times be accorded fair and equitable treatment, shall enjoy full protection and security, and shall in no case be accorded treatment inconsistent with the norms and principles of international law.

(b) Neither Party shall in any way impair by arbitrary or discriminatory measures the management, operation, maintenance, use, enjoyment, acquisition, expansion, or disposition of investments. For purposes of dispute resolution under Articles VI and VII, a particular measure may be found to be arbitrary or discriminatory notwithstanding the fact that a party to the dispute has had or exercised the opportunity to review such measure in the courts or administrative tribunals of a Party.

(c) Each Party shall observe any obligation it may have entered into with regard to investments of nationals or companies of the other Party.

3. Subject to the laws relating to the entry and sojourn of aliens, nationals of either party shall be permitted to enter and to remain in the territory of the other Party tor the purpose of establishing, developing, administering, or advising on the operation of an investment to which they, or a company of the first Party that employs them, have committed or are in the process of committing a substantial amount of capital or other resources.

…

5. Neither Party shall impose any measure as a condition of establishment, expansion. or maintenance of investments, which requires or enforces commitments to export goods produced, or which specify that goods or services must be purchased locally, Of which impose any other similar requirements.

ARTICLE III

1. Investments shall not be expropriated or nationalized either directly or indirectly through measures tantamount to expropriation or nationalization ("expropriation") except for a public purpose; in a nondiscriminatory manner; upon payment of prompt, adequate and effective compensation: and in accordance with due process of law and the general principles of treatment provided for in Article II,

paragraph 2. Compensation shall be equivalent to the fair market value of the expropriated investment immediately before the expropriatory action was taken or became known, whichever is earlier; be paid without delay: include interest from the date of expropriation at a commercial rate established on a market basis; be fully realizable; and be freely transferable at the market rate of exchange existing on the date of expropriation.

2. Consistent with Article VI, paragraph 3, a national or company of either Party that asserts that all or part of its investment has been expropriated shall have a right to prompt review by the appropriate judicial or administrative authorities of the other Party to determine whether any such expropriation has occurred and, if so, whether such expropriation, and any compensation therefor, conforms to the principles of international law, and to decide all other matters relating thereto.

3. Nationals or companies of either Party whose investments suffer losses in the territory of the other Party owing to war or other armed conflict, revolution, state of national emergency, insurrection, civil disturbance, or other similar situations shall be accorded nondiscriminatory treatment by such other Party as regards restitution, indemnification, compensation, or any other measures it adopts in relation to such losses.

ARTICLE IV

1. Each Party shall permit all transfers related to an investment to be made freely and without delay into and out of its territory. Such transfers include: (a) returns: (b) compensation pursuant to Article III; (c) payments arising out of an investment dispute (as defined in Article VI); (d) payments made under a contract, including amortization of principal and accrued interest payments made pursuant to a loan agreement; (a) proceeds from the sale or liquidation of all or any part of an investment: and (f) additional contributions to capital for the maintenance or development of an existing investment. Companies or nationals of each patty shall be permitted to convert such transfers into the freely convertible currency of their choice.

ARTICLE VI

1. For the purposes of this Article, an investment dispute is defined as a dispute involving (a) the interpretation or application of an investment agreement, (b) the interpretation of application of any authorization granted by a Party's foreign investment authority; or (c) the existence and consequences of an alleged breach of any right conferred or created by this Treaty with respect to an investment.

2. In the event of an investment dispute between a Party and a national or company of the other Party, the parties to the dispute shall initially seek to resolve the dispute by consultation and negotiation, which may include the use of non-binding, third party procedures. Subject to paragraph 3 of this Article, if the dispute cannot be resolved through consultation and negotiation, the dispute shall be submitted for settlement in accordance with previously agreed, applicable dispute-settlement procedures; any dispute-settlement procedures, including those relating to expropriation, specified in

the investment agreement shall remain binding and shall be enforceable in accordance with the terms of the investment agreement, relevant provisions of domestic laws, and applicable international agreements regarding enforcement of arbitral awards.

3. (a) At any time after six months from the date on which the dispute arose, a national or company of a Party may choose to consent in writing to the submission of an investment dispute to the International Centre for the Settlement of Investment Disputes (the "Centre"), in the event that the Russian Federation becomes a party to the Convention on the Settlement of Investment Disputes Between States and Nationals of Other States done at washington, March 18, 1965 (the "Convention"); or to the Additional Facility of the Centre, if either Party is not a party to the Convention; or pursuant to the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law ("UNCITRAL Rules"); or pursuant to the arbitration rules of any arbitral institution mutually agreed between the parties to the dispute. Once the national or company concerned has so consented, either party to the dispute may institute such proceeding provided:

(i) the dispute has not been submitted by the national or company for resolution in accordance with any applicable previously agreed dispute-settlement procedures; and

(ii) the national or company concerned has not brought the dispute before the courts of justice or administrative tribunals or agencies of competent jurisdiction of the Party that is a party to the dispute.

If the parties disagree over whether conciliation or binding arbitration is the more appropriate procedure to be employed, the opinion of the national or company concerned shall prevail.

(b) Each Party hereby consents to the submission of an investment dispute for settlement by conciliation or binding arbitration:

(i) to the Centre and to the Additional Facility of the Centre; and

(ii) to an arbitral tribunal established under the UNCITRAL Rules, as those Rules may be modified by mutual agreement of the parties to the dispute (the Appointing Authority referenced therein to be the Secretary-General of the Centre).

(c) Conciliation or arbitration of disputes under subparagraph (b)(i) or this paragraph 3 shall be done applying the provisions of the Convention and the Regulations and Rules of the Centre, or of the Additional Facility as the case may be.

(d) The place of any arbitration conducted under this Article shall be a country which is a party to the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York, June 10, 1958.

(e) Each Party undertakes to carry out without delay the provisions of any award resulting from an arbitration held in accordance with this Article. Further, each party shall provide for the enforcement in its territory of such arbitral awards.

4. In any proceeding involving an investment dispute, a party shall not assert, as defense, counter-claim, right of set-off or otherwise, that the national or company concerned has received or will receive, pursuant to an insurance or guarantee contract, indemnification or other compensation for all

or part of its alleged damages.

ARTICLE IX

This treaty shall not derogate from

(a) laws and regulations, administrative practices or procedures, or administrative or adjudicatory decisions at either party,

(b) international obligations, or

(c) obligations assumed by either Party, including

those contained in an investment agreement or an investment authorization,

that entitle investments or associated activities to treatment more favorable than that accorded by this Treaty in like situations.

ARTICLE X

2. This Treaty shall not preclude either Party from prescribing special formalities ln connection with the establishment of investments, but such formalities shall not impair the substance of any of the rights set forth in this Treaty.

ARTICLE XI

1. Each Party shall strive to accord fair and equitable treatment with respect to taxation at the investments of nationals and companies of the other Party. The Parties shall encourage their respective nationale and companies to avail themselves of the competent authority procedures under any convention for the avoidance of double taxation between the Parties for the resolution of any dispute concerning taxes.

2. The provisions of this Treaty (including Article II) shall not apply to taxes, except as follows. Article, III, IV and VI may apply to taxes imposed by a Party, but only if such taxes either;

(a) have an effect equivalent to expropriation under Article III, or affect a Party's Obligations under Article IV; or

(b) affect a Party's observance and enforcement of the terms of an investment agreement or authorization granted by a Party'& foreign investment authority.

ARTICLE XIII

1 This Treaty shall enter into force thirty days after the date of exchange of instruments of ratification. It shall remain in force for a period of ten years and shall continue in force unless terminated in accordance with paragraph 2 of this Article. It shall apply to investments existing at the time of entry into force as well as to investments made thereafter.

…

3 With respect to investments made prior to the date of termination of this Treaty and to which this Treaty otherwise applies, the provisions of all of the other Articles of this Treaty shall thereafter continue to be effective for a further period of ten years from such date of termination.

（2）欧州[1057]

Article 1
A Partnership is hereby established between the Community and its Member States, of the one part, and Russia, of the other part. The objectives of this Partnership are:
…
- to promote trade and investment and harmonious economic relations between the Parties based on the principles of market economy and so to foster sustainable development in the Parties,
…

Article 19
The Agreement shall not preclude prohibitions or restrictions on imports, exports or goods in transit justified on grounds of public morality, public policy or public security; the protection on health and life of humans, animals or plants; the protection of natural resources; the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value or the protection of intellectual, industrial and commercial property or rules relating to gold and silver. Such prohibitions or restrictions shall not, however, constitute a means of arbitrary discrimination or a disguised restriction on trade between the Parties.

Article 52
1. The Parties undertake to authorize, in freely convertible currency, any current payments between residents of the Community and of Russia connected with the movement of goods, services or persons made in accordance with the provisions of the present Agreement.
2. The free movement of capital between residents of the Community and of Russia in the form of direct investment made in companies formed in accordance with the laws of the host country and investments made in accordance with the provisions of Chapter II of Title IV, and the transfer abroad of this investment, including any compensation payments arising from measures such as expropriation, nationalization or measures of equivalent effect, and of any profit stemming therefrom shall be ensured.

[1057] Agreement on partnership and cooperation establishing a partnership between the European Communities and their Member States, of one part, and the Russian Federation, of the other part（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2437/download

3. The provisions of Part 2 shall not prevent Russia from applying restrictions on outward direct investment by Russian residents. Five years after the entry into force of this Agreement the Parties agree to consult over the maintenance of these restrictions, taking into account all the relevant monetary, fiscal and financial considerations.

…

8. The Parties shall consult each other with a view to facilitating the movement of capital between the Community and Russia in order to promote the objectives of the present Agreement. The Parties shall particularly endeavour to further liberalize movements of capital related to portfolio investment and commercial credits, and movements of capital related to financial loans and credits granted by Community residents to Russian residents. The Cooperation Council shall make appropriate recommendations within the first five years after entry into force of this Agreement.

…

Article 54 Intellectual, industrial and commercial property protection

1. Pursuant to the provisions of this Article and Annex 10, the Parties confirm the importance they attach to ensure adequate and effective protection and enforcement of intellectual, industrial and commercial property rights.

2. The Parties confirm the importance they attach to the obligations arising from the following multilateral conventions:

- Paris Convention for the protection of industrial property (Stockholm Act, 1967 and amended in 1979),
- Madrid Agreement concerning the international registration of marks (Stockholm Act, 1967, and amended in 1979),
- Nice Agreement concerning the international classification of goods and services for the purposes of the registration of marks (Geneva, 1977, and amended in 1979),
- Budapest Treaty on the international recognition of the deposit of microorganisms for the purposes of patent procedure (1977, modified in 1980),
- Patent Cooperation Treaty (Washington 1970, amended and modified in 1979 and 1984),
- Protocol relating to the Madrid Agreement concerning the international registration of marks (Madrid, 1989).

3. The implementation of the provisions of this Article and Annex 10 shall be regularly reviewed by the Parties in accordance with Article 90. If problems in the area of intellectual, industrial and commercial property affecting trading conditions were to occur, urgent consultations shall be undertaken, at the request of either Party, with a view to reaching mutually satisfactory solutions.

Article 58 Investment promotion and protection

1. Bearing in mind the respective powers and competences of the Community and the Member States,

cooperation shall aim to establish a favourable climate for investment, both domestic and foreign, especially through better conditions for investment protection, the transfer of capital and the exchange of information on investment opportunities.
2. The aims of this cooperation shall be in particular:
- the conclusion, where appropriate, between the Member States and Russia of agreements for the promotion and protection of investment,
- the conclusion, where appropriate, between the Member States and Russia of agreements to avoid double taxation,
- to exchange information on investment opportunities in the form of inter alia trade fairs, exhibitions, trade weeks and other events,
- to exchange information on laws, regulations and administrative practices in the field of investment.

Article 62 Science and technology
1. The Parties shall promote bilateral cooperation in civil scientific research and technological development (RTD) on the basis of mutual benefit and, taking into account the availability of resources, adequate access to their respective programmes and subject to appropriate levels of effective protection of intellectual, industrial and commercial property rights (IPR).
…

Article 98
1. Within the scope of this Agreement, each Party undertakes to ensure that natural and legal persons of the other Party have access free of discrimination in relation to its own nationals to the competent courts and administrative organs of the Parties to defend their individual rights and their property rights, including those concerning intellectual, industrial and commercial property.
…

ANNEX 10
PROTECTION OF INTELLECTUAL, INDUSTRIAL AND COMMERCIAL PROPERTY REFERRED TO IN ARTICLE 54
1. Russia shall continue to improve the protection of intellectual, industrial and commercial property rights in order to provide, by the end of the fifth year after the entry into force of the Agreement, for a level of protection similar to that existing in the Community, including effective means of enforcing such rights.
2. By the end of the fifth year following entry into force of the Agreement, Russia shall accede to the multilateral conventions on intellectual, industrial and commercial property rights to which Member States are parties or which are de facto applied by Member States, according to the relevant provisions

contained in these conventions: - Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works (Paris Act, 1971), - International Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organizations (Rome, 1961), - International Convention for the Protection of New Varieties of Plants (UPOV) (Geneva Act, 1978).
3. The Cooperation Council may recommend that paragraph 2 of this Annex shall apply to other multilateral conventions.
4. From the entry into force of this Agreement, Russia shall grant to Community companies and nationals, in respect of the recognition and protection of intellectual, industrial and commercial property, treatment no less favourable than that granted by it to any third country under bilateral agreements.
5. The provisions of paragraph 4 shall not apply to advantages granted by Russia to any third country on an effective reciprocal basis and to advantages granted by Russia to another country of the former USSR.

### （3）英国[1058]

ARTICLE 1
Definitions
For the purposes of this Agreement:
(a) the term "investment" means every kind of asset and in particular, though not exclusively, includes:
…
(iv) intellectual property rights, technical processes, know-how and any other benefit or advantage attached to a business;
…
including the search for, or the cultivation, extraction or exploitation of natural resources.
(b) a change in the form in which assets are invested does not affect their character as investments;
(c) the term" returns" means the amounts yielded by an investment and in particular, though not exclusively, includes profit, interest, capital gains, dividends, royalties and fees;
(d) the term" investor" shall comprise with regard to either Contracting Party:
(i) natural persons having the citizenship or nationality of that Contracting Party in accordance with its laws;
(ii) any corporations, companies, firms, enterprises, organisations and associations incorporated or constituted under the law in force in the territory of that Contracting Party;

[1058] Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments
（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2235/download

provided that that natural person, corporation, company, firm, enterprise, organisation or association is competent, in accordance with the laws of that Contracting Party, to make investments in the territory of the other Contracting Party;

…

ARTICLE 2

Promotion and Protection of Investment

(1) Each Contracting Party shall encourage and create favourable conditions for investors of the other Contracting Party to make investments in its territory, and, subject to its right to exercise powers conferred by its laws, shall admit such investments.

(2) Investments of investors of each Contracting Party shall at all times be accorded fair and equitable treatment and shall enjoy full protection and security in the territory of the other Contracting Party. Neither Contracting Party shall in any way impair by unreasonable or discriminatory measures the management, maintenance, use, enjoyment or disposal of investments in its territory of investors of the other Contracting Party Each Contracting Party shall observe any obligation it may have entered into consistently with this Agreement with regard to investments of investors of the other Contracting Party.

ARTICLE 3

Treatment of Investment

(1) Neither Contracting Party shall in its territory subject investments or returns of investors of the other Contracting Party to treatment less favourable than that which it accords to investments or returns of investors of any third State.

(2) Neither Contracting Party shall in its territory subject investors of the. Other Contracting Party, as regards their management, maintenance, use, enjoyment or disposal of their investments, to treatment less favourable than that which it accords to investors of any third State.

(3) Each Contracting Party shall, to the extent possible, accord, in accordance with its laws and regulations, the same treatment, as mentioned in paragraphs (1) and (2) of this Article and in Article 4 of this Agreement, to the investments and returns of investors of the other Contracting Party as it accords to the investments and returns of its own investors.

ARTICLE 4

Compensation for Loss

Investors of one Contracting Party whose investments in the territory of the other Contracting Party suffer losses owing to any armed conflict, a state of national emergency or civil disturbances in the territory of the latter Contracting Party shall be accorded by the latter Contracting Party treatment, as

regards restitution, indemnification, compensation or other settlement, no less favourable than that which the latter Contracting Party accords to investors of any third State. Resulting payments shall be made without delay and be freely transferable.

ARTICLE 5

Compensation for Losses

(1) Investments of investors of either Contracting Party shall not be nationalised, expropriated or Subjected to measures having effect equivalent to nationalisation or expropriation (hereinafter referred to as "expropriation") in the territory of the other Contracting Party except for a purpose which is in the public interest and is not discriminatory and against the payment, without delay, of adequate and effective compensation. Such compensation shall amount to the real value of the investment expropriated immediately before the expropriation or before the impending expropriation became public knowledge, whichever is the earlier, shall be made within two months of the date of expropriation, after which interest at a normal commercial rate shall accrue until the date of payment, and shall be effectively realizable and be freely transferable. The investor affected shall have a right, under the law of the Contracting Party making the expropriation, to prompt review, by a judicial or other independent authority of that Party, of his or its case and of the valuation of his or its investment in accordance with the principles set out in this paragraph.

…

ARTICLE 6

Repatriation of Investments and Returns

(1) Each Contracting Party shall in respect of investments guarantee to investors of the other Contracting Party the unrestricted transfer to the country where they reside of their investments and returns, subject to the right of each Contracting Party in exceptional balance of payments difficulties and for a limited period to exercise equitably and in good faith powers conferred by its laws. Such powers shall not however be used to impede the transfer of profit, interest, dividends, royalties or fees; as regards investments and any other form of return, transfer of a minimum of 20 per cent a year is guaranteed.

(2) Transfers under paragraph (1) of this Article shall be effected without delay in the convertible currency in which the capital was originally invested or in any other convertible currency agreed by the investor and the Contracting Party concerned. Unless otherwise agreed by the investor with the Contracting Party concerned transfers shall be made at the rate of exchange applicable on the date of transfer pursuant to the exchange regulations in force of the Contracting Party in whose territory the investment was made.

ARTICLE 8

Disputes between an Investor and the Host Contracting Party

(1) This Article shall apply to any legal disputes between an investor of one Contracting Party and the other Contracting Party in relation to an investment of the former either concerning the amount or payment of compensation under Articles 4 or 5 of this Agreement, or concerning any other matter consequential upon an act of expropriation in accordance with Article 5 of this Agreement, or concerning the consequences of the non-implementation, or of the incorrect implementation, of Article 6 of this Agreement.

…

ARTICLE 10

Subrogation

(1) If one Contracting Party or its designated Agency makes a payment under an indemnity given in respect of an investment in the territory of the other Contracting Party, the latter Contracting Party shall recognise the assignment to the former Contracting Party, or its designated Agency by law or by legal transaction of all the rights and claims of the party indemnified and that the former Contracting Party or its designated Agency is entitled to exercise such rights and enforce such claims by virtue of subrogation, to the same extent as the party indemnified, except any rights available to the investor by virtue of Article 8 of this Agreement.

(2) The former Contracting Party or its designated Agency shall be entitled in all circumstances to the same treatment in respect of the rights and claims acquired by it by virtue of the assignment and any payments received in pursuance of those rights and claims as the party indemnified was entitled to receive by virtue of this Agreement in respect of the investment concerned and its related returns.

…

ARTICLE 12

Application of Agreement

This Agreement shall apply to all investments, whether made before or after its entry into force, but shall not apply to any dispute concerning an investment which arose, or any claim concerning an investment which was settled before its entry into force.

ARTICLE 14

Duration and termination

This Agreement shall remain in force for a period of fifteen years. Thereafter it shall continue in force until the expiration of twelve months from the date on which either Contracting Party shall have given written notice of termination to the other. Provided that in respect of investments made at any time

before the termination of the Agreement, its provisions shall continue in effect with respect to such investments for a period of fifteen years after the date of termination and without prejudice to the application thereafter of
the general rules of international law.

（4） ドイツ[1059]

ARTICLE 1
(l) For the purposes of this Agreement:
(a) The term "investment" shall apply to all types of assets which an investor of one Contracting Party invests in the territory of the other Contracting Party in accordance with its legislation, in particular:
…
Copyright, industrial property rights such as rights to inventions, including rights deriving from patents, trademarks, industrial models, trading marks of retail bodies, models, trade names, and technology and know-how;
Rights to engage in economic activity, including concessions for prospecting for, cultivating, mining or developing natural resources accorded under the legislation of the Contracting Party in whose territory the investments are made, or by virtue of a contract.
(b) The term "income" means the amounts which have been yielded or may be yielded by an investment as provided for in paragraph 1(a) of this article, in particular, in the form of profits (profit shares), dividends, interest, licence fees, payments for technical assistance and technical services and other fees.
(c) The term "investor" means an individual having a permanent place of residence in the area covered by this Agreement, or a body corporate having its registered office therein, authorized to make investments.
…

ARTICLE 2
(1) Each Contracting Party, in accordance with its legislation, shall promote and permit investments made in its territory by investors of the other Contracting Party and shall accord fully equitable treatment to them in each case.
(2) Investments and investment income shall have full protection under this Agreement.

[1059] Federal Republic of Germany and Union of Soviet Socialist Republics: Agreement concerning the promotion and reciprocal protection of investments (with protocol)（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/1398/download

ARTICLE 3

(1) Each Contracting Party shall accord in its territory, to investments made by investors of the other Contracting Party, treatment that is no less favourable than that which it accords to investments made by investors of third States.

(2) Each Contracting Party shall accord in its territory, to investors of the other Contracting Party, in respect of their activities in connection with such investments, treatment that is no less favourable than that which it accords to investors of third States.

…

(4) Without prejudice to its legislation on joint ventures in participation of foreign investors, each Contracting Party undertakes not to take discriminatory measures against joint ventures in which investors of the other Contracting Party are participants, the investments of such investors, or the activities of investors in connection with such investments.

ARTICLE 4

(1) Dispossession measures, including nationalization or other measures having similar consequences, may be applied in the territory of one Contracting Party to investments of investors of the other Contracting Party only in cases where these dispossession measures are carried out for reasons of public necessity, in accordance with the procedure established under the legislation of that Contracting Party and with the payment of compensation. Such measures must not be discriminatory in nature.

(2) The compensation must correspond to the real value of the investment in question, determined immediately prior to the time when the dispossession measures which have actually been taken or are to be taken are officially made public. The compensation must be paid without undue delay and, until it is paid, interest shall be calculated on the amount of the compensation in accordance with the interest rate in force in the territory of the Contracting Party concerned; it must be effectively realizable and freely transferable.

(3) An investor against whose investment dispossession measures have been applied shall have the right to a review, by the courts of the Contracting Party which carried out such measures, of all questions relating to the implementation of measures for the expropriation of his investment, including the procedure for the payment of compensation thereof, and the amount, in accordance with its legislation.

Notwithstanding the foregoing, the investor shall have the right, in accordance with article 10 of this Agreement, to appeal to an international arbitral tribunal to resolve disputes on the procedure for the payment of compensation and the amount thereof.

(4) In respect of the circumstances governed by paragraphs 1 to 3 of this article, investors of one Contracting Party and their investments in the territory of the other Contracting Party shall be accorded treatment in accordance with the provisions of article 3 of this Agreement.

(5) Investors of one Contracting Party whose investments have suffered losses in the territory of the

other Contracting Party as a result of war, armed conflict or other extraordinary circumstances shall not be discriminated against and shall be accorded most -favoured-nation treatment in respect of the payment of compensation or other forms of restitution for the loss suffered. The payments and restitution must be effectively realizable and freely transferable.

ARTICLE 5

(1) Each Contracting Party shall guarantee to investors of the other Contracting Party freedom to transfer in convertible currency payments made in connection with investments, in particular:

(a) The amounts of the investment and additional amounts to maintain or increase the volume of the investment;

(b) Income from the investment;

(c) Amounts paid to liquidate loans relating to the investment;

(d) Amounts payable to an investor in respect of the partial or complete liquidation or sale of the investment;

(e) The compensation referred to in article 4 of this Agreement.

…

ARTICLE 6

(1) If one Contracting Party pays compensation to one of its investors pursuant to a guarantee given in respect of an investment made by the latter in the territory of the other Contracting Party, the latter Contracting Party, without prejudice to the rights of the first Contracting Party deriving from article 9 of this Agreement, shall recognize, on the basis of law or contract, the assignment of all the rights or claims of that investor to the first Contracting Party. The other Contracting Party shall also recognize that the first Contracting Party has entered into such rights or claims, and is entitled to exercise them to the same extent as the investor would have done if it had not succeeded to that legal function.

…

ARTICLE 7

(1) If another international agreement to which both Contracting Parties are parties or may become parties in future or if the legislation of one Contracting Party includes a provision whereby investments made by investors of the other Contracting Party enjoy more favourable treatment than under this Agreement, such provision shall have priority over the corresponding provisions of this Agreement.

(2) Each Contracting Party shall comply with any other obligation it assumes in respect of investments made by investors of the other Contracting Party in its territory.

ARTICLE 8
This Agreement shall also apply to investments made by investors of one Contracting Party under the legislation of the other Contracting Party in its territory with effect from 25 September 1955.

ARTICLE 10
(1) Disputes relating to investments between one Contracting Party and an investor of the other Contracting Party shall, as far as possible, be settled amicably between the parties to the dispute.
…

ARTICLE 13
…
(3) With respect to investments made prior to the expiration of this Agreement, the provisions of articles 1 to 12 shall remain in force for a further 20 years from the date of expiration of the Agreement.

### （5）カナダ[1060]

ARTICLE I
Definitions
For the purpose of this Agreement:
(a) …
(b) the term "investment" means any kind of asset invested either directly, or indirectly through an investor of a third State, by an investor of one Contracting Party in the territory of the other Contracting Party and in particular, though not exclusively, shall include:
(i) any movable and immovable proper ty and any related property rights, such as mortgages;
(ii) shares, stock, bonds and debentures or any other form of participation in a company, business enterprise or joint venture;
(iii) claims to money, and claims to performance under contract having a financial value;
(iv) any intellectual property rights, including rights with respect to copyrights, patents, trademarks, trade names, industrial designs, trade secrets as well as know-how;
(v) rights, conferred by law or under contract, to undertake any economic and commercial activity, including any rights to search for, cultivate, extract or exploit natural resources.
Any change in the form of an investment does not affect its character as an investment;
(c) the term "returns" means all amounts yielded by an investment and in particular, though not

[1060] Agreement between the Government of Canada and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/632/download

exclusively, profits, interest, capital gains, dividends, royalties, fees or other current income;
(d) the term "investor" means with regard to either Contracting Party:
(i) any natural person possessing the citizenship of or permanently residing in a Contracting Party in accordance with its laws; or
(ii) any corporation, partnership, trust, joint venture, organization, association or enterprise incorporated or duly constituted in accordance with applicable laws of that Contracting Party;
provided that such natural person, corporation, partnership, trust, joint venture, organization, association or enterprise has the legal right, in accordance with the laws of that Contracting Party, to make investments in the territory of the other Contracting Party.

ARTICLE II
Promotion of Investment
(1) Each Contracting Party shall encourage the creation of favourable conditions for investors of the other Contracting Party to make investments in its territory.
(2) Subject to its laws, regulations and published policies, each Contracting Party shall admit investments of investors of the other Contracting Party.
…

ARTICLE III
Protection of Investment
(1) Investments or returns of investors of either Contracting Party shall at all times be accorded fair and equitable treatment in accordance with principles of international law and shall enjoy full protection and security in the territory of the other Contracting Party.
(2) Each Contracting Party shall grant to investments or returns of investors of the other Contracting Party in its own territory treatment no less favourable than that which it grants to investments or returns of investors of any third State.
(3) Each Contracting Party shall grant investors of the other Contracting Party in its territory, as regards their management, use, enjoyment or disposal of their investments or returns, treatment no less favourable than that which it grants to investors of any third State.
(4) In addition to the provisions of paragraphs (2) and (3) of this Article, each Contracting Party shall, to the extent possible and in accordance with its laws and regulations, grant to investments or returns of investors of the other Contracting Party a treatment no less favourable than that it grants to investments or returns of its own investors.

ARTICLE V
Compensation for Losses

Investors of one Contracting Party whose investments or returns in the territory of the other Contracting Party suffer losses owing to war, other armed conflicts, a state of national emergency or other similar circumstances in the territory of the latter shall be accorded, as regards restitution, indemnification, compensation or other settlement, treatment no less favourable than that which the latter Contracting Party grants to investors of any third State. Any payment made under this Article shall be prompt, adequate, effective and freely transferable.

ARTICLE VI

Expropriation

Investments or returns of investors of either Contracting Party shall not be nationalized, expropriated or subjected to measures having an effect equivalent to nationalization or expropriation (hereinafter referred to as "expropriation") in the territory of the other Contracting Party except for a public purpose, under due process of law, in a non-discriminatory manner

and provided that it is accompanied by prompt, adequate and effective compensation. Such compensation shall be based on the real value of the investment at the time of the expropriation, shall be made within two months of the date of expropriation, after which interest at a normal commercial rate shall accrue until the date of payment, be effectively realizable and freely transferable. The investor affected shall have a right, under the law of the

Contracting Party making the expropriation, to prompt review by a judicial or other independent authority of that Contracting Party of its case and of the valuation of its investment in accordance with the principles set out in this Article.

ARTICLE VII

Transfer of Funds

(1) Each Contracting Party shall guarantee to any investor of the other Contracting Party the prompt transfer of, in particular:

(a) the returns accruing from any investment;

(b) the proceeds of the total or partial liquidation of an investment;

(c) funds in repayment of loans related to an investment;

(d) the corresponding part of wages and other remuneration accruing to a citizen of that other Contracting Party who was permitted to work in connection with an investment in the territory of the former Contracting Party; and

(e) any compensation owed to an investor by virtue of Articles V or VI of this Agreement;

in any convertible currency agreed upon between the investor and the Contracting Party concerned at the exchange rate on the day of the transfer.

For the purpose of this paragraph, prompt transfer means transfer on a pro rata basis within a period not exceeding two years.

…

(3) The Contracting Parties undertake to accord to transfers referred to in paragraph 11) of this Article a treatment no less favourable than that accorded to transfers originating from investments made by investors of any third State.

ARTICLE VIII

Subrogation

(1) If a Contracting Party or any agency thereof makes a payment to any of its investors under a guarantee or insurance it has contracted in respect of an investment, the other Contracting Party shall recognize the validity of the subrogation in favour of such Contracting Party or agency thereof to any right or title held by the investor.

(2) A Contracting Party or any agency thereof which is subrogated in the rights of an investor in accordance with paragraph (1) of this Article, shall be entitled in all circumstances to the same rights as those of the investor in respect of the investment concerned and its related returns. Such rights may be exercised by the Contracting Party or any agency thereof or by the investor if the Contracting Party or any agency thereof so authorizes.

ARTICLE IX

Settlement of Disputes between an Investor and the Host Contracting Party

(1) Any dispute between one Contracting Party and an investor of the other Contracting Party relating to the effects of a measure taken by the former Contracting Party on the management, use, enjoyment or disposal of an investment made by the investor, and in particular, but not exclusively, relating to the effects of a measure on the transport and sale of goods, on the expropriation mentioned in Article VI of this Agreement or on the transfer of funds mentioned in Article VII of this Agreement, shall, to the extent possible, be settled amicably between both parties concerned.

…

ARTICLE X

Consultations and Exchange of Information

Upon request by either Contracting Party, the other Contracting Party shall agree promptly to consultations on the interpretation or application of this Agreement. Upon request by either Contracting Party, information shall be exchanged on the impact that the laws, regulations, decisions, administrative

practices or procedures, or policies of the other Contracting Party may have on investments covered by this Agreement.

ARTICLE XIII

Other International Agreements

Where a matter is covered both by the provisions of this Agreement and any other international agreement to which both Contracting Parties are bound, nothing in this Agreement shall prevent an investor of one Contracting Party that has investments in the territory of the other Contracting Party from benefitting from the most favourable regime.

ARTICLE XIV

Entry into Force

(2) This Agreement shall apply to any investment made by an investor of one Contracting Party in the territory of the other Contracting Party on or after January 1st 1950.

(3) This Agreement shall remain in force unless either Contracting Party notifies in writing the other Contracting Party of its intention to terminate it. The notice of termination of this Agreement shall become effective one year after it has been received by the other Contracting Party. In respect of investments made prior to the date when the notice of termination of this Agreement becomes effective, the provisions of Articles I to XIII inclusive of this Agreement shall remain in force for a period of twenty years.

### （6）韓国[1061]

Article 1

Definitions

For the purpose of this Agreement:

(1) the term "investment" means every kind of asset invested by an investor of one Contracting Party in the territory of the other Contracting Party and shall include, in particular, through not exclusively:

(a) movable and immovable property as well as any related property rights such as mortgages, liens or pledges;

(b) shares, stock, bonds and debentures or any other form of participation in a company, business enterprise or joint venture;

(c) claims to money or to any performance having an economic value associated with an investment;

(d) intellectual property rights, including copyright, trademarks, patents, industrial designs, technical processes, know-how, trade secrets and trade names, and goodwill;

(e) any right conferred by law or under contract, including the right to search for, extract, cultivate or

[1061] Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/1826/download

exploit natural resources.

Any alteration of the form in which assets are invested shall not affect their classification as investment.

(2) the term "investor" means with regard to either Contracting Party:

(a) natural person who is a national of that Contracting Party in accordance with its laws;

(b) any corporations, companies, firms, enterprises, organizations and associations incorporated or constituted under the law in force in the territory of that Contracting Party;

provided that that natural person, corporation, company, firm, enterprise, in accordance with the laws of that Contracting Party, to make investments in the territory of the other Contracting Party.

(3) the term "returns" means the amount yielded by an investment and in particular, though not exclusively, includes profits, interest, capital gains, dividends, royalties or fees.

…

Article 2

Promotion and Protection of Investments

(1) Each Contracting Party shall encourage and create favourable conditions for investors of the other Contracting Party to make investments in its territory and shall admit such investments in accordance with its legislation.

(2) Investments of investors of either Contracting Party shall at all times be accorded fair and equitable treatment and shall enjoy full protection and security in

the territory of the other Contracting Party.

(3) Neither Contracting Party shall in any way impair by unreasonable or discriminatory measures the management, maintenance, use, enjoyment or disposal of investments in its territory of investors of the other Contracting Party.

(4) Either Contracting Party shall observe any obligation it may have entered into consistently with this Agreement with regard to investments in its territory of investors of the other Contracting Party.

Article 3

Treatment of Investments

(1) Neither Contracting Party shall in its territory subject investments or returns of investors of the other Contracting Party to treatment less favourable than that which it accords to investments or returns of its own investors or investors or investors or any third State.

(2) Neither Contracting Party shall in its territory subject investors of the other Contracting Party, as regards their management, maintenance, use, enjoyment or disposal of their investments, to treatment less favourable than that which its accords to its own investors or investors of any third State.

…

Article 4

Compensation for Damages or Losses

Investors of one Contracting Party whose investments in the territory of the other Contracting Party suffer losses owing to any armed conflict, a state of national emergency or civil disturbances in the territory of the latter Contracting Party shall be accorded by the latter Contracting Party treatment, as regards restitution, indemnification, compensation or other settlement, no less favourable than that which the letter Contracting Party accords to its own investors or investors of any third State. Resulting payments shall be adequate, be made without delay and be freely transferable.

Article 5

Expropriation

(1) Investments of investors of either Contracting Party shall not be nationalised, expropriated or subjected to measures having effect equivalent to nationalisation or expropriation (hereinafter referred to as "expropriation") in the territory of the other Contracting Party except for a public purpose. The expropriation shall be carried out under due process of law, on a non-discriminatory basis and shall be accompanied by prompt, adequate and effective compensation. Such compensation shall amount to the real value of the investment expropriated immediately before the expropriation or before impending expropriation became public knowledge, whichever is the earlier, shall be made within two months of the date of expropriation, after which interest at a normal commercial rate shall accrue until the date of payment, and shall be effectively realizable and be freely transferable.

(2) The investor affected shall have a right, under the law of the Contracting Party making the expropriation, to prompt review by a judicial or other independent authority of that Contracting Party of his or its case and of the valuation of his or its investment in accordance with the principles set out in paragraph (1) of this Article.

Article 6

Repatriation of Investments and Returns

(1) Each Contracting Party shall guarantee to the investors of the other Contracting Party the transfer out of its territory without delay in any freely convertible currency of:

(a) the returns accruing from an investment;

(b) the proceeds accruing from the sale or the total or partial liquidation of an investment made by an investor of the other Contracting Party;

(c) funds in repayment of borrowings related to an investment;

(d) the earnings of nationals of the other Contracting Party subject to the laws and regulations of the Contracting Party where an investment has been made;

(e) initial capital and complementary amounts necessary to increase an investment.

(2) For the purpose of this Agreement, exchange rate shall be the rate applicable on the date of transfer pursuant to the exchange regulations in force of the Contracting Party in whose territory the investment was made.

Article 8

Subrogation

(1) If a Contracting Party or its designated agency makes a payment to the benefit of the investor of the Contracting Party under as indemnity give in respect of an investment in the territory of the other Contracting Party under an indemnity given in respect of an investment in the territory of the other Contracting Party, the latter Contracting Party or its designated agency by law or legal transaction, of all the rights and claims of the investor to whom compensation was paid in full.

…

Article 9

Settlement of Investment Disputes between a Contracting Party and an Investor of the Other Contracting Party

…

(2) If any dispute between one Contracting Party and the investor of the other Contracting Party in relation to an investment of the latter either concerning the compensation under Article 4 or 5 of this Agreement, or concerning any other matter consequential upon an act of expropriation in accordance with Article 5 of this Agreement, or concerning the consequences of the non-implementation, or of the incorrect implementation, of Article 6 of this Agreement, cannot be settled within three(3) months from the date either party requested amicable settlement, it shall be submitted by the investor to arbitration.

Article 11

Application of Agreement

This Agreement shall apply to the investments made in the territory of one Contracting Party by the investors of the other Contracting Party, on or after the 1st of January, 1987.

Article 12

Application of Other Rules

(1) Where a matter is governed simultaneously both by this Agreement and by another international agreement to which both Contracting Parties are parties, nothing in this Agreement shall prevent an investor of one Contracting Party who owns investments in the territory of the other Contracting Party from taking advantage of whichever rules are the more favourable to his case.

…

Article 14

Entry into Force, Duration, Termination and Amendments

…

(3) In respect of investments made whilst the Agreement is in force, its provisions shall remain in force for a period of ten (10) years from the date of termination.

…

（7）中国[1062]

Article 1

Definitions

For the purpose of this Agreement,

1. The term "investment" means every kind of asset invested by investors of one Contracting Party in accordance with the laws and regulations of the other Contracting Party in the territory of the latter, and in particularly, though not exclusively, includes:

…

c) claims to money or to any other performance having an economic value associated with an investment;

d) intellectual property rights, in particularly copyrights, patents, trade-marks, trade-names, technology and technical process, know-how and good-will;

…

Any change in the form in which assets are invested does not affect their character as investments if such change does not contradict the laws and regulations of the Contracting Party in which territory the investments were made.

…

3. The term "return" means the amounts yielded from investments, in particular though not exclusive including profits, dividends, interests, capital gains, royalties and other fees related to investments.

4. The term "activities" means the management, maintenance, use, enjoyment and disposal of admitted investment.

…

[1062] Agreement between the Government of the Russian Federation and the Government of the People's Republic of China on the Promotion and Reciprocal Protection of Investments（United Nations UNCTAD ウェブサイト）
https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/774/download

Article 2

Promotion and protection of investment

1. Each Contracting Party shall aspire to create favorable conditions to investors of the other Contracting Party to make investments in its territory and admit such investments in accordance with its laws and regulations.

2. Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide full protection on in its territory to investments of investors of the other Contracting Party.

3. Without prejudice to its laws and regulations, each Contracting Party shall favorably consider granting visas and working permits to nationals of the other Contracting Party engaging engaged in activities associated with investments made in the territory of the former Contracting Party.

Article 3

Treatment of investment

1. Each Contracting Party shall ensure in its territory fair and equitable treatment of the investments made by investors of the other Contracting Party and activities in connection with such investments. Without prejudice to its laws and regulations, neither Contracting Party shall take any discriminatory measures that might hinder management and disposal activities in connection with of investments.

2. Without prejudice to its laws and regulations, each Contracting Party shall accord to investments and activities connected in connection with such investments by investors of the other Contracting Party treatment not less favourable than that accorded to the investments and activity activities connected with such investments by its own investors.

3. Neither Contracting Party shall subject investments and activities connected with such investments by the investors of the other Contracting Party to treatment less favorable than that accorded to the investments and activities in connection with such investments by the investors of any third State.

4. The provisions of Paragraphs 3 of this Article shall not be construed so as to oblige one Contracting Party to extend to investments by the investors of the other Contracting Party the benefit of any treatment, preference or privilege by virtue of:

a) agreements establishing free trade area, customs unions, economic unions, monetary unions or similar institutions, or on the basis of interim agreements leading to such unions or institutions;

b) international agreements or international arrangements relating to taxation;

c) agreements between the Russian Federation and the states, which had earlier formed part of the Union of Soviet Socialist Republics, related to the investment in term of this Agreement.

The Agreements mentioned in this paragraph 4 of this Article shall be compatible with the WTO commitments of either the former of the Contracting Parties Party in respect of the issues covered by the WTO Agreements.

5. Without prejudice to the provisions of the Articles 4, 5 and 9 of this Agreement the Contracting Parties may accord the treatment no more favourable than the treatment granted by the Contracting

Parties in accordance with the multilateral arrangements concerning the treatment of investments in which both Contracting Parties participate.

Article 4

Expropriation

1. Neither Contracting Party shall expropriate, nationalize or take other similar measures (hereinafter referred to as "expropriation") against the investments of the investors of the other Contracting Party in its territory, unless the measures are taken for the public interests and meet all of the following conditions:

(a) under domestic legal procedure;

(b) without discrimination;

(c) against compensation.

2. The compensation mentioned in paragraph 1 of this Article shall be equivalent to the market value of the expropriated investments immediately before the expropriation is taken or the impending expropriation becomes public knowledge, whichever is earlier. The value shall be determined in accordance with generally recognized principles of valuation. The compensation shall include interest calculated from the date of expropriation until the date of payment at the LIBOR rate for six months US dollar credits. The compensation shall be paid without delay in any freely convertible currency.

Article 5

Compensation for losses

Investors of one Contracting Party whose investments suffer losses in the territory of the other Contracting Party as a result of war, civil disturbance, a state of national emergence or other similar events shall be accorded by the latter Contracting Party treatment, as regards restitution, indemnification, compensation and other settlements in relation to such losses no less favorable than that accorded in like circumstances to the investors of its own or any third State, whichever is more favorable.

Article 6

Transfer of payments

1. Each Contracting Party shall, subject to its own laws and regulations, guarantee to the investors of the other Contracting Party upon fulfillment by them of all tax obligations a free transfer abroad of payments related to their investments made in its territory, and in particular:

(a) returns as defined in Article 1 of this Agreement;

(b) proceeds obtained from the total or partial sale or liquidation of investments;

(c) payments on loans and credits;

(d) earnings of nationals of the State of other Contracting Party who work in connection with an investment in the territory of the former Contracting Party;

(e) payments arising out of the settlement of an investment dispute under Article 9 of this Agreement;

(f) compensation stipulated in Article 4 and Article 5 of this Agreement.

2. The payments, mentioned in paragraph 1 of the present Article, could be, freely converted in any freely convertible currency pursuant to the laws and regulations of the Contracting Party in the territory of which the investments were made at the market rate of exchange applicable on the date of conversion.

3. The payments shall be remitted without delay in a freely convertible currency pursuant to the existing foreign exchange laws and regulations of the Contracting Party in the territory of which the investments were made.

Article 7

Subrogation

1. If one Contracting Party provides financial indemnity against non-commercial risks to its investor with regard to the investment made in the territory of the other Contracting Party and makes a payment to such investor under indemnity, the other Contracting Party shall recognize acquirement of all the rights and claims of such investor by the former Contracting Party by law or by legal transactions by virtue of subrogation.

…

Article 9

Settlement of disputes between one Contracting Party and an investor of the other Contracting Party

1. Any dispute between a Contracting Party and an investor of the other Contracting Party, related to an investment, shall be as far as possible settled amicably through negotiations.

2. If the dispute cannot be settled amicably through negotiations within six months from the date it has been raised by either party to the dispute, it shall be submitted:

a) to the competent court of the Contracting Party that is a party to the dispute; or

b) to the International Center Centre for Settlement of Investment Disputes (the Centre) under the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, done at Washington on March 18, 1965 (subject to it entered into force for both Contracting Parties) or Additional Facility Rules of International Centre for Settlement of Investment Disputes (provided that the Convention has not entered into force for either Contracting Party); or

c) to an ad hoc arbitration court in accordance with the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL).

…

4. The arbitration award shall be based on:

- the provisions of this Agreement;
- the laws and other regulations of the Contracting Party in whose territory the investment has been made including the rules relative to conflict of laws; and
- the rules and universally accepted principles of international law.
…

Article 10
Other obligations
If the provisions of laws and regulations of either Contracting Party or obligations under international treaties existing at present or established hereafter between the Contracting Parties in addition to this Agreement contain the provisions entitling investments by investors of the other Contracting Party to a treatment more favorable than is provided for by the Agreement, such provisions shall, to the extent that they are more favourable to the investor, prevail over this Agreement.

Article 11
Application
1. This Agreement shall apply to all investments made by investors of one of the Contracting Parties in the territory of the other Contracting Party beginning from January 1st 1985, but shall not apply to the disputes that arose before the entry into force of this Agreement.
2. Each Contracting Party shall observe commitments it may have entered into with the investors of the other Contracting Party under this Agreement as regards to their investments.

Article 13
Entry into force, duration and termination
…
3. With respect to investments made prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of Article 1 to 12 of this Agreement shall continue to be effective for a further period of ten years from such date of termination.
4. The Agreement between the Government of the People's Republic of China and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics on the Promotion and Protection of Investments between the People's Republic of China and the Union of Soviet Socialist Republics signed on the 21st of July, 1990, shall be automatically terminated in the relations between the
Russian Federation and the People's Republic of China on the date of entry into force of the this Agreement.
…

知的財産権に関連する代表的な投資保護ルール

知的財産に関連すると考えられる条項（内国民待遇・最恵国待遇、公正衡平待遇の義務、収用・国有化の禁止、国外資金移転の自由）について、ロシアと日本、英国、ドイツ、カナダ、韓国、中国との投資協定の該当条文を下の表に示す。

| | 内国民待遇・最恵国待遇 | 公正衡平待遇の義務 | 収用・国有化の禁止 | 国外資金移転の自由 |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 第 2 条<br>第 3 条 | 第 3 条 | 第 5 条 | 第 8 条 |
| 英国 | Art. 3 | Art. 2 | Art. 5 | Art. 6 |
| ドイツ | Art. 3 | Art. 2 | Art. 4 | Art. 5 |
| カナダ | Art III | Art III | Art. VI | Art. VII |
| 韓国 | Art. 2<br>Art. 3 | Art. 2 | Art. 5 | Art. 6 |
| 中国 | Art. 2<br>Art. 3 | Art. 3 | Art. 4 | Art. 6 |

2023 年 3 月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査

『国際知財制度研究会』報告書

（令和四年度）

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5F
電話 03-5281-5671
FAX 03-5281-5676
URL http://www.iip.or.jp
E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp

禁 無 断 転 載